

2023年7月
第21回関西支部研究発表会講演概要集

Vol. 21

日本都市計画学会関西支部
研究発表委員会

2023 年度 日本都市計画学会関西支部研究発表会講演概要集

目 次

- 1 安満遺跡公園における滞留行動から捉えた空間の設えに関する研究
○今川未伎, 阿久井康平, 下村泰彦 1
- 2 公共空間を活かしたまちづくりにおける民間団体の役割に関する研究
○舟瀬優月, 松尾薫, 武田重昭, 加我宏之 5
- 3 街区公園の利用実態に及ぼす影響の分析
- 管理状況及び周辺環境を考慮して -
○杉山巧己, 柿谷奏汰, 西堀泰英 9
- 4 オープンカフェ空間における人間行動分析
○渡邊立樹, 田中一成 13
- 5 知識創造の視点から捉えた大阪ビジネスパークの屋外空間が持つワークプレイスとしての可能性
○杉原るる, 松尾薫, 武田重昭, 加我宏之 17
- 6 欧州文化首都プログラムにおける目的と都市選定の変化に関する考察
○山内裕貴, 阿部大輔 21
- 7 水都大阪・水の回廊のイメージ変遷に関する研究
- 2001年～2022年の新聞記事の分析を通して -
○吉岡志穂, 嘉名光市, 高木悠里 25
- 8 「地場産業が生み出すテロワール」は関西のまちづくりコンテンツとなりうるのか?
○萬田剛史, 牧野宏俊, 蓮見徹, 川江祐司朗, 村上瑠並, 絹原一寛, 松本邦彦 29
- 9 伝統的地場産業に関わる地域資源の関連文化財群としての保存・活用
○和田龍之介, 松本邦彦, 澤木昌典 33
- 10 回答者の属性によるイメージ・マップの差異について
- 兵庫県明石市におけるイメージ・マップ調査より -
○吉田瑞希 37
- 11 市町村・区域マスタープラン連結図から見た断片化された都市計画の実態
- 兵庫県と隣接する京都府と大阪府の自治体を対象に -

- 多鹿貴大, 石原凌河 41
- 12 工業都市グラスゴーにおける 1940~1950 年代の再開発がその後の都市空間再編に与えた影響
○田中智朗, 阿部大輔 45
- 13 郊外住宅団地再生に向けての民間事業者による事業の特徴に関する研究
- 兵庫県三田市・神戸市・三木市での事例を対象として -
○松井峻, 栗山尚子, 水野優子 49
- 14 大阪市の小学校跡地活用プロセスにおける議論の計画への反映と住民参加の実態に関する考察
○久保田夏樹, 阿部大輔 53
- 15 立地適正化計画の居住誘導区域外における住民の居住誘導方策に関する研究
- 住民の生活行動や意識に基づく分析から -
○伊吹千雪, 関口達也 57
- 16 都市機能誘導区域への誘導施設の立地に関する研究
- 関西圏の自治体を対象として -
○西川杏紗菜, 岡井有佳, 酒本恭聖 61
- 17 引揚者寮の運営実態と廃止をめぐる議論に関する考察
- 京都市と城陽市の引揚者寮を対象として -
○石黒壮真, 阿部大輔 65
- 18 地域住民の個人的体験・記憶における文化財との関わり方について
- 川越市における地域の歴史遺産めぐり講座の事例から -
○筈谷友紀子 69
- 19 高取町土佐街道における景観評価と地域コミュニティ活動の広がりについて
○守道悠夏, 阿久井康平, 下村泰彦 73
- 20 堺旧港周辺における新たな都市景観の創出に向けた一考察
○山田実穂, 阿久井康平, 下村泰彦 77
- 21 東日本大震災の被災地における医療施設の動向に関する研究
- 宮城県旧石巻医療圏・旧気仙沼医療圏を事例として -
○福島麻斗, 石原凌河 81
- 22 南海トラフ地震による津波想定地域における商業店舗代表者の移転意向に関する研究
- 和歌山県海南市・田辺市・串本町を事例として -

- 杉山和則, 石原凌河 85
- 23 1910 年前後の京都市周縁部における未成電気軌道敷設計画に関する研究
○毛藤洸大, 阿部大輔 89
- 24 都市郊外部における地下鉄延伸計画のバス高速輸送システムでの代替可能性
 の研究
 - 京都市営地下鉄東西線洛西方面延伸計画を事例として -
○木下太朗 93
- 25 滋賀県東部・南部の JR 駅周辺地域における幹線道路に着目した施設立地
 の研究
 - 国道・県道・街道の位置関係からの分析 -
○丸山泰誠, 轟慎一 97
- 26 駅利用者の回遊行動から見た駅ビルの利用実態
 の研究
 - JR 和歌山駅を事例として -
○羅梓蔚, 佐久間康富 101
- 27 駅前広場における交流機能を支える空間特性の解明
○水野謙吾, 加我宏之, 武田重昭, 松尾薫 105
- 28 一灯点滅式信号機の撤去に関する住民賛否意識の分析
○原杏希子, 塩見康博 109
- 29 GIS を用いた観光地の非日常性
○梶田祥之介, 田中一成 113
- 30 主催者・来訪者・出店者からみた毎月開催の商店街イベントの利点と課題点
 の研究
 - 和歌山市北ぶらくり丁商店街を事例として -
○谷口優雅, 佐久間康富 117
- 31 2020 年以降の京都市における開業・廃業宿泊施設の傾向とその変化
○川井千敬, 阿部大輔 121
- 32 豊能町高山地区における棚田景観特性の解明
○太田美咲, 阿久井康平, 下村泰彦 125
- 33 棚田を主体とする農空間の保全に関する研究
 の研究
 - 大阪府下の棚田を対象として -
○吉田有沙, 阿久井康平, 下村泰彦 129
- 34 関係人口の関わり深化要因に関する研究
 の研究
 - 飛騨市における関係人口創出事業を対象として -
○武田裕之, 関根仁美, 佐藤充基, 加賀有津子 133
- 35 大阪船場の街区特性と街並み景観に関する研究
○草間大迪, 岡絵理子 137

36	御堂筋本町北地区における景観ルールの変遷と市街地更新の実態に関する研究	○松本智希, 嘉名光市, 高木悠里	141
37	業務地における企業の地域連携コミュニティによる景観ルールの策定と運用 - 道修町通地域景観づくり協定の事例から -	○坂井信行	145
38	大阪市都心部におけるまちづくりビジネスの展開	○関根仁美, 三本松道昭, 武田裕之, 加賀有津子	149
39	都市政策におけるソーシャルミックス手法の現段階 - EUの都市間ネットワークプログラムURBACT「URBAN REGENERATION MIX」を事例に -	○松本安弘, 阿部大輔	153
○	講演概要 (要旨)		157

安満遺跡公園における滞留行動から捉えた空間の設えに関する研究

大阪公立大学大学院現代システム科学研究科
大阪公立大学大学院現代システム科学研究科
大阪公立大学

今川 未伎
阿久井 康平
下村 泰彦

1. 研究背景・目的

都市公園は、新型コロナウイルスの流行によって比較的感染リスクが少ない屋外活動の場であり、例えば大阪府においては、各種公共施設が閉鎖され使用できなくなる中でも、唯一閉鎖されず身近な公共空間として利用されてきている。このような社会資本としての都市公園においては、高度成長期以降の大量に整備・蓄積された「つくる時代」から、「活かす時代」へと移行してきており、既存公園の再整備が重要な課題となっている¹⁾²⁾。デンマークの建築家ヤン・ゲールは「滞留活動が盛んであるかどうかを見れば、都市とその空間の質を評価することができる³⁾」と提唱しているなど公園の整備についての知見を得るにあたって人々の滞留行動について着目することが重要である。

これらに関する研究として、戒田ら⁴⁾は、滞留行動の場所の選択と居方に着目し、座具や自由に利用できる装置、視線が遮られる装置を空間内に取り入れることが滞留を発生させる要因であることを明らかにしている。時間ごとの利用実態を明らかにした研究として、遠矢ら⁵⁾は、公共空間での社会実験を通して、利用者数やアクティビティに着目し、実験内で時間ごとの利用者やアクティビティ変化から知見を得て、公共空間の魅力化は単に利用者等の増加だけでなく、エリア全体の空間の質を求める必要があると言及した。場所ごとの利用実態を明らかにした研究について、阿南ら⁶⁾は、外部空間における周回観察調査を通じて、場所ごとの利用者行動に着目し、利用実態を明らかにした上で、空間の特徴が行動を行う場所の選択に影響を与えていることを明らかにした。広場の賑わい性に着目した研究について、国土交通省都市研究部⁷⁾では、広場の賑わい性の創出に着目し、各広場における利用者行動の観測結果から困われ感をもたらす空間の領域性と滞留行動の関係には一定の相関性があることを明らかにした。滞留者の空間の使い分けに着目した研究について、芦田ら⁸⁾は、大規模公園における滞留者の目的に応じた空間の使い分けの特性について考察している。このように、滞留行動を発生させる要因や時間ごとの利用実態、場所ごとの利用実態、広場の賑わい性、滞留者の空間の使い分けについて言及した研究は多く見られ、本研究は公共空間としての都市公園における空間構造と人々との関連性を分析、評価しようとする研究に位置づけられる。

本研究は、公共空間である大阪府高槻市の都市公園である安満遺跡公園を対象とし、都市公園の空間構造と人々の滞留行動の関係を分析し、公園の設えのあり方に資する知見を得ることを目的とするものである。

2. 研究方法

(1) 対象地域の概要

本研究では、大阪府高槻市の都市公園である安満遺跡公園を調査対象地として設定した(図-1)。安満遺跡公園は、約22haの敷地面積を持つ都市公園(総合公園)である。安満遺跡の発見を受けて、史跡指定が成され公有化が推進された。その後、史跡の保存と活用を図り、地域防災力の向上に寄与することを目指し、安満遺跡公園が開園した⁹⁾。

安満遺跡公園は「市民とともに育て続ける公園」をコンセプトとして掲げている。そのコンセプトに対して開園時点では作り込まず、時代やニーズに合わせて変化させ、市民とともに育て、成長する公園づくりに取り組むことが示されているなど段階的かつ柔軟な整備方針が明記されているが、その具体的な内容は検討の余地が示されている。

そのため、暫定的な空間構造と滞留行動の関連性を分析し、その特徴を明らかにすることによって今後の公園の設えのあり方に資する知見を得ることが重要であると考えた。

(2) 調査・分析方法

本研究では、調査対象地として設定した安満遺跡公園の空間構造の分析を行い、それぞれの空間構造に対応させた人々の滞留行動の調査及び分析を行った。

安満遺跡公園の空間構造の分析は、安満遺跡公園の主要な骨格をなす物的環境特性と自然環境特性の構成要素の調査により構成される。物的環境特性を示す要素としてベンチ、飲食店、屋根付き広場、遊び場、環濠、エントランスを主に挙げた。自然環境特性を示す要素として樹林帯、樹林、せせらぎまたは水田を主に挙げ、エリア区分の設定のもと把握した。

安満遺跡公園における物的環境特性については現地調査をもとに把握し、自然環境特性については高槻市提供の基礎資料¹⁾をもとに分析した。物的環境特性に関する調査については、2022年12月5日(月)の10:00~12:00の時間帯に行った。物的環境特性の構成要素は現地にて目視で確認した。自然環境特性は、高槻市提供の植栽区¹⁾をもとに把握し、樹種や配植位置を現地で照合しながら確認した。

安満遺跡公園における人々の滞留行動調査は現地で行った。調査は、2022年9月20日(火)、10月1日(日)の平日休日計2日間で行った。調査時間は、10:00~17:30のうち1時間単位とし、計8回に渡り調査を行った。調査時間はそれぞれの1時間のうち30分間の間とし、属性区分・滞留行動・滞留場所を調査した。属性区分は、女性1人・男性1人・子どもグループ・女性グループ・男性グループ・3人以上の男女グループ・男女カップル・ファミリー・お

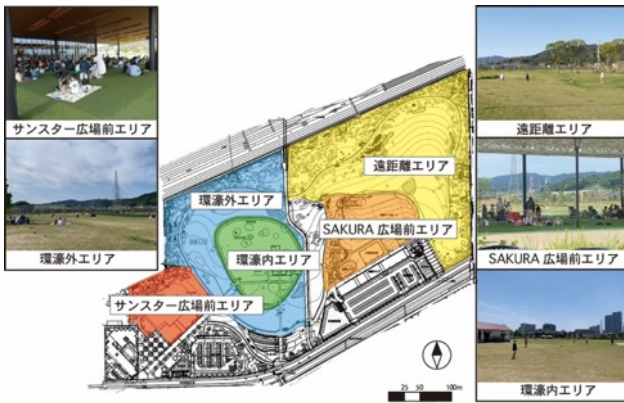


図-1 安満遺跡公園平面図及びエリア区分

年寄りグループ・母／父と子ども・お年寄りグループという11パターンに分けて把握した。滞留行動や滞留場所は、空間構造の把握を踏まえた図面上にプロットすることで記録・把握した。

3. 空間構造の分析結果

空間構造は、園路で囲まれた5つのエリアに区分し、分析を進める。図-1は安満遺跡公園のエリア区分を示す。5つのエリア区分はサンスター広場前、環濠外、環濠内、SAKURA広場前、遠距離エリアに区分した。

各エリアの特徴としてサンスター広場前エリアは、屋根付き広場や芝生広場が設けられており、人々が休息できるスペースや運動できるスペースが設けられている。また、環濠外エリアはエリアの外周が園路に囲まれ内部は芝生広場が広がる。環濠内エリアは、高木樹林が高密度で配植され、滞留空間を形成するとともに環濠による圍繞空間を構成している。SAKURA広場前エリアは屋根付き広場や樹林が配植され、人々の休憩スペースが作られるとともに、芝生広場や遊び場が設けられているなど人々の運動スペースが形成されている。遠距離エリアは高木樹林が密に配植されていることから、緑陰による休憩スペースが作られるとともに、広大な芝生広場が形成されている。

4. 滞留行動調査の分析結果

滞留行動調査にあたっては、属性区分は、1人・グループ・ファミリー・子どもの4つに集約・分類し、滞留行動は、飲食・会話・スマホ・休憩・小規模遊び・運動という6種類の滞留行動に分類した。静的滞留行動として、飲食・会話・スマホ・休憩の4つに分類した。ここで静的滞留行動の飲食は、ピクニックや軽食をとる行動、会話は、会話を中心とした行動、スマホは操作や写真撮影といった行動、休憩は居眠りや読書といった行動とした。動的滞留行動として、小規模遊びと運動の2つに分類した。動的滞留行動の小規模遊びは、遊具遊び、虫取り、水遊びといった行動、運動は、ボール遊び、バドミントン、野球、サッカーといった行動とした。

また、調査結果に基づいて、各エリアにおける場所性の変化の観点から平日と休日の違いに着目し、平日と休日の属性区分別の滞留行動のクロス分析を行い、空間構造との対応関係を分析した(表-1, 図-2)。

(1) サンスター広場前エリア

平日は1人が1組で16.7%、グループが4組で66.7%、親子が1組で16.7%、子どもが0組である。平日はグループ利用が最も多いことが分かる。グループの休憩利用が最も多く、2組であった。

次に、休日は1人が3組で15.8%、グループが0組、親子が15組で78.9%、子どもが1組で5.3%である。休日は、親子利用が最も多いことが示される。また、滞留行動の多い順に、親子の小規模遊び利用が10組で52.6%、親子の休憩利用が5組で26.3%、1人の休憩利用が2組で10.5%である。平日はスマホ利用や休憩利用など静的滞留行動が多く見られたが、休日は小規模遊び利用など動的滞留行動が最も多く見られた。休日は特に公園を訪れる親子が多く、屋根付きのサンスター広場は親子の休憩場所となっていることが確認できるため、隣接するサンスター広場前エリアは親子の遊びを許容する場所となっている。

(2) 環濠外エリア

平日は1人が11組で44.0%、グループが6組で24.0%、親子が8組で32.0%、子どもが0組である。平日は1人利用が最も多く、次いで親子利用が多いことが分かる。また、滞留行動の多い順に1人の休憩利用とグループの会話利用がそれぞれ5組で20.0%、1人のスマホ利用と親子の小規模遊び利用がそれぞれ3組で12.0%、1人の小規模遊び利用と親子の飲食利用がそれぞれ2組で8.0%であった。1人では休憩利用が最も多く、グループでは会話利用、親子では小規模遊び利用が多いことが示され、静的滞留行動と動的滞留行動が混在した場所であることが分かった。

休日は1人が10組で27.8%、グループが8組で22.2%、親子が18組で50.0%、子どもが0組である。休日は、親子利用が最も多いことが分かった。また、滞留行動の多い順に、親子の小規模遊び利用が8組で22.2%、1人の休憩利用が7組で19.4%、親子の休憩利用が6組で16.7%であった。休憩利用は1人、グループ、親子で見られるが、飲食や会話は全体的に少ないことが示される。また、親子の小規模遊び利用が最も多いことから、静的滞留行動と動的滞留行動が混在した場所であることが分かった。

(3) 環濠内エリア

平日は1人が8組で33.3%、グループが11組で45.8%、親子が5組で20.8%、子どもが0組である。平日はグループ利用が最も多かった。また、滞留行動の多い順に1人の休憩利用が5組で20.8%、グループの会話利用が4組で16.7%、グループの休憩利用とグループの運動利用がそれぞれ3組で12.5%であった。休憩利用は1人、グループ、親子で一定数見られることから静的滞留行動の多い場所となっていることが分かった。

休日は1人が6組で6.8%、グループが32組で36.4%、

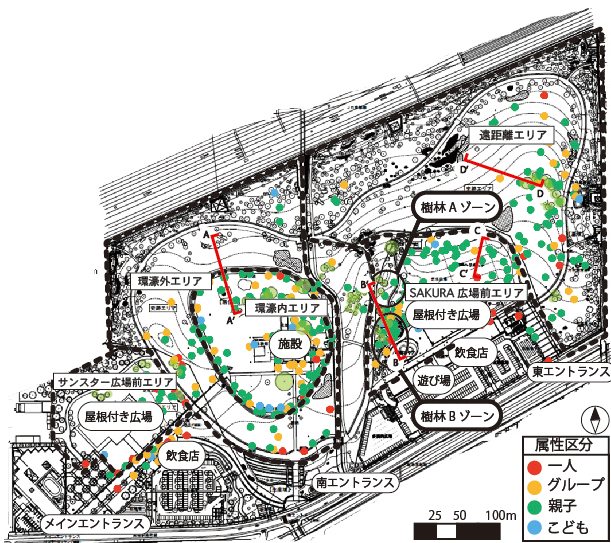


図-2 属性区分別にみる滞留行動の分布 (休日の例)

とによって滞留空間が拡大し、環濠外エリアにも滞留空間を形成することによって、環濠内エリアに密集した利用者を緩和・誘導する効果をもたらすことが推察され、例えば環濠内エリアの樹林ゾーンの配植を密にし、環濠外エリアの北側に高木樹木の植栽空間とテーブルセットを設えることなどが有効な策であると考えられる。

B-B'は SAKURA 広場前エリアの植栽空間に位置する。B-B'の現状は、SAKURA 広場前エリアの調査結果から、SAKURA 広場前の植栽空間では、樹木が密に配植されている樹林 B ゾーンに親子の飲食や休憩利用が集中し、樹木が疎に配植されている樹林 A ゾーンでは滞留行動が少ないことが分かった。親子利用が集中している樹林 B ゾーンでは、近くの遊び場で遊ぶ子どもを見守る様子も多く見受けられた。また、休日は樹林 B ゾーン周辺の緑陰が確保されていない場所にも滞留空間が拡大していることが分かった。このことから、樹木が密に配植されている場所に滞留行動が集中するため、例えば樹林 B ゾーンから樹林 A ゾーンにかけて樹木を密に配植することで滞留空間を拡大することが有効な策であると考えられる。人間の活動の認知限界の視距離は 135m¹⁰⁾であるため、樹林 A ゾーンから子どもの遊ぶ様子を確認することができる。

6. まとめ

本研究では、安満遺跡公園を対象として、空間構造と滞留行動の関係性から公園の設えのあり方について検討した。

まず、園路で区分したエリアを物的環境特性と自然環境特性の構成要素から空間構造を把握した。次に、滞留行動調査によって各エリアでの属性区分、滞留行動、滞留場所を調査し、平日と休日の属性区分の滞留行動のクロス分析を行うことで、空間構造との対応関係を分析した。分析により得られた主な知見として、滞留行動は屋根付き広場や、施設周辺の他に高木樹木周辺において顕著に生じており、高木樹木は滞留行動を促す重要な要素であることが明らか

になった。また、飲食、会話、スマホ、休憩利用を含む静的滞留行動は植栽空間や園路沿いで多く発生し、小規模遊びや運動利用を含む動的滞留行動は芝生広場で多く見受けられたことなど、滞留行動の違いによって空間の選択やその使い分けに違いがみられる傾向を示した。

さらに、これらの得られた知見を踏まえた今後の安満遺跡公園のあり方に資する一考察として、環濠内エリアに密集した利用者を緩和・誘導するために環濠内エリアの樹林ゾーンの配植を密にし、環濠外エリアの北側に高木樹木の植栽空間とテーブルセットを設えること、SAKURA 広場前エリアでは樹木が密に配植されている場所に滞留行動が集中するため、植栽空間の樹林 B ゾーンから樹林 A ゾーンにかけて樹木を密に配植することで滞留空間を拡大することなどの可能性を示した。

補注

(1) 高槻市にヒアリングを行い、基礎資料として植栽図を受領した。植栽図をもとに樹木帯、樹木及び樹種等の詳細について把握した。

参考文献

- 1) 小林里菜子・坂井文 (2008) : 札幌市における都市公園再整備の変遷に関する研究-大通公園、中島公園、美香保公園の再整備を事例として-, 日本都市計画学会都市計画論文集, 43(3), pp.583-588
- 2) 五十嵐紅梨歌・上町あずさ・杉浦徳利 (2021) : 新型コロナウイルス感染症流行による都市公園の利用者数変化と公園特性の関係-大阪市・堺市・名古屋市の都市公園に着目して-, 日本緑化化学会誌, 47(1), pp.39-44
- 3) ヤン・ゲール著・北原理雄訳 (2014) : 人間の街-公共空間のデザイナー-, 鹿島出版会
- 4) 戒田純也・佐久間康富 (2021) : 公園利用者の滞留行動特性と滞留行動の発生要因に関する研究, 日本都市計画学会都市計画報告集, 19(4), pp.529-533
- 5) 遠矢晃徳・嘉名光市 (2019) : 公共空間における利用者アクティビティの通年変化に関する研究-「グランフロント大阪北館西側歩道空間における座具設置社会実験」を対象として-, 日本都市計画学会都市計画論文集, 54(3), pp.375-382
- 6) 阿南陸・星野裕司 (2020) : 連続した外部空間における周回観察調査を用いた利用者行動分析, 日本都市計画学会都市計画論文集, 55(3), pp.1394-1401
- 7) 国土交通省国土技術政策総合研究所都市研究部都市施設研究室 (2019) : 賑わい創出のための広場空間の設計と空間評価, 日本不動産学会誌, 33(2), pp.52-57
- 8) 芦田凌・松尾薫・武田重昭・加我宏之 (2021) : 都心部の大規模公園における滞留者の空間の使い分けに関する研究, 日本都市計画学会関西支部研究発表会講演概要集, 19, pp.93-96
- 9) 高槻市HP, <https://www.city.takatsuki.osaka.jp/uploaded/attachment/12086.pdf>, 2023年4月20日閲覧
- 10) 篠原修 (2021) : 景観用語事典増補改訂第二版, 朝国社, p.44

公共空間を活かしたまちづくりにおける民間団体の役割に関する研究

株式会社E-DESIGN 舟瀬 優月
大阪公立大学大学院農学研究科 松尾 薫
大阪公立大学大学院農学研究科 武田 重昭
大阪公立大学大学院農学研究科 加我 宏之

1. 研究の背景及び目的

日本の公共空間は、近代化によっていわゆる公物（公園/道路/河川/湾岸）管理法が制定されたことで、一元集中的に管理されるようになった¹⁾。そのため公共空間は形式的なハード整備にとどまり、それを使いこなすソフト面が充分ではないと指摘されてきた²⁾。2000年代になると、国土交通省の提言³⁾を契機に、法改正が進められ公有地の規制緩和が行われるようになり⁴⁾、都市部では民間再開発による公開空地や有効空地といった多くの民有の公共空間が創出されるなど⁵⁾、公有地と民有地のそれぞれの公共空間で取り組みが進められてきた。

既往研究における公共空間の定義をみると、伊沢ら⁶⁾が「公共空間は、狭義的には、公物管理法に制定される空間であり、広義的には、不特定多数の人々に利用され、市民との節点多い公共管理の空間」として、空間の所有、管理の点から公共空間を捉えたのに対し、近年では、空間の所有、管理の点にかかわらず、利用に着目し、不特定多数の人々の利用に資する公共に開かれた空間を指すともいわれるようになってきた^{4) 7)}。

国土交通省は、まちなかの官民の公共空間を多様な人々が集う居心地の良い空間に形成していくことを推進しており^{8) 9)}、そのために、官民が一体となり沿道と道路、河川と民地など、公有地と民有地にまたがる公共空間を一体的な空間へ整備、管理、活用していくことや、地権者、運営者、活用を行う事業者等の様々な民間が参加、ともに連携を図っていくことが重要であるとしている⁹⁾。

また近年では、市民、企業、NPOによるエリアマネジメントやまちづくり活動など官民が連携した取り組みが活発化している¹⁰⁾。公共空間においても、民間のまちづくり組織が空間を積極的に活用し、賑わいを創出することで、空間の質的向上と収益による自治体の経費削減が求められるなど、担い手としての民間の役割が大きくなってきている¹⁰⁾。沿道や道路が一体となった「ストリートマネジメント」や、水辺と高架下が一体となった「ミズマチ」における事例研究では、運営主体や行政の他に、市民団体やNPOといった外部の多様な民の力を交えることが有効であり、連携体制や仕組みづくりの重要性が指摘されている^{11) 12)}。

以上のように、公有地だけでなく公共に開かれた民有地を含めた官民が所有する公共空間を活かしたまちづくりの取り組みが進められており、民間団体が行政やその他の民間団体と連携して取り組みの担い手となることが求められている。そこで、本研究では、公共空間における民間団体の取り組み内容と体制を把握することで公共空間を活かし

たまちづくりにおける民間団体の役割を探ることを目的とする。

2. 調査方法

国土交通省が運営する「官民連携まちづくりポータルサイト」から連絡先が把握できた全国128の民間団体を対象に、2022年10月にアンケート調査を実施し、31団体から回答を得た。その結果、民間団体の取り組み場所では、公有地と民有地をともに扱う団体が19団体、61.3%と、官民の所有をまたいだ取り組みがみられた。取り組み内容では、活用に関する企画の立案・実施、イベントやまちのプロモーション・広報が23団体、74.2%と最も多く、次に管理運営、清掃活動、整備活用に関する社会実験の企画・実施が多く確認でき、公共空間で幅広い取り組みが実施されていることがわかる。アンケート回答団体のうち、団体の取り組み場所に公有地と民有地の両方が含まれ、取り組みの種類が9種類以上と多い団体を抽出し、団体種別の重複を考慮し、一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク、一般財団法人アーバンデザインセンター大宮、エキキタまちづくり会議、ミツカングループの4団体を対象に、ヒアリング調査を11月に実施した。調査では、詳細な取り組みについて内容、時期、場所、取り組みの体制を把握した。分析では、ヒアリング結果を用いて、取り組み内容と取り組み体制について、図化することで民間団体の公共空間における取り組みの展開、また官民、民間団体間の関係を捉えた。取り組み内容を構想、空間整備、管理、空間活用、調査、広報、美化、その他に分けて、時系列および場所別で図表化し、体制については2022年度時点のものを図化した。

3. 民間団体の取り組みと体制

図-1は調査の対象とした4団体の対象範囲と取り組み内容及びその場所を、図-2は一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク、一般社団法人アーバンデザインセンター大宮の2022年度時点での取り組み体制を示す。

(1) 一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク

団体は、大阪市中央部の土佐堀通から中央大通、博労町までの御堂筋とその沿道を対象に2002年から取り組みを開始しており、2017年に一般社団法人格を取得した。団体の構成員は、対象エリア内の不動産所有者、テナント入居者及びその他関係会社の計53社である。

取り組み内容をみると、2002年以降に「空間活用」が12件と最も多く、次に「広報」、「美化」が8件、「構想」が6件、「空間整備」が5件実施されている。

図-1より、団体は、まず「構想」の取り組みとして、御堂筋STYLE創生の提言、御堂筋新しい規制の在り方の提言を2002年度に策定し、エリアの将来像を描いた。その後、「空間活用」として、御堂筋GYALLERYを民有地である沿道の建物壁面後退部にて、「美化」として、ガーデニング展示や植栽活動を、道路と隣接した民有地にて開始し、将来像実現に向けた実践を重ねた。

また「構想」として、御堂筋本町北・南地区地区計画を、2014年度に、御堂筋の新しい提言を反映するかたちで策定している。2017年度には、緑陰と賑わいの街路づくりを改訂し、建物壁面後退部、歩道、側道が一体になった街路空間再編のイメージの提言を行った。「空間整備」では、壁面後退のトータルデザインの方角性、御堂筋本町北地区広告・サインに係る地域ルールを作成している。「空間活用」では、地域ルールに基づく利活用審査を開始し、オープンカフェやキッチンカーなどの活用が、沿道の建物壁面後退部の複数個所で展開された。また「空間活用」として、Open Air Place 御堂筋グランピング 2020-2021の社会実験を、壁面後退部

と歩道にて実施し、翌年には壁面後退部、歩道、一部側道に拡大するかたちで実施した。その後、パークレットであるいちようテラス淀屋橋を歩道に設置し、歩道と沿道の一体的な活用を実施するとともにその効果の検証を進めている。

図-2より、2022年度時点での取り組み体制をみると、「空間整備」では、団体は、大阪市計画調整局と地域景観づくり協定を結び、団体の景観づくり推進委員会が認定されたうえで、建築・広告事業者と委員会が調整を図り、道路及び沿道の景観をコントロールしている。「空間活用」

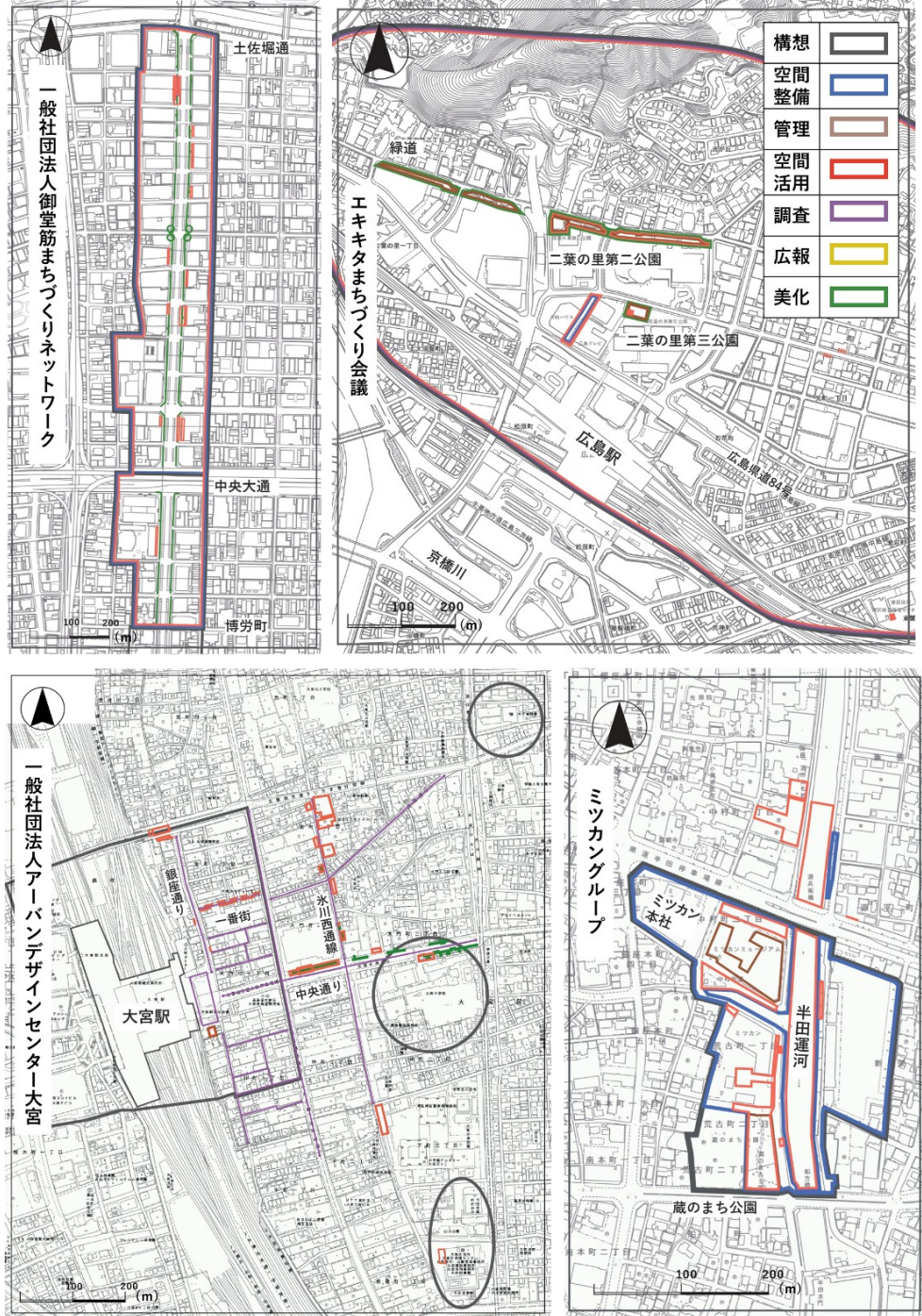


図-1 取り組み場所

でも同様に、団体の壁面後退部北地区・南地区活用審査委員会が行政の認定を受けて、委員会が壁面後退部でのオープンカフェの設置や各種活用事業の審査と促進を図っている。また「空間活用」では、団体が道路管理者である大阪市建設局への占用申請や、警察協議の実施のほか、アーティストらへの直接依頼や相談を行っており、一方、行政内では部局間の調整がみられた。「広報」では、行政、民間団体、その他民間関係者が参加する会議体が複数設置され、取り組み内容の情報共有が行われている。「美化」では、計画調整局とコンテナガーデン設置の契約を結び、計画調整

局が建設局に連絡を行うことで実施されている。

(2) 一般社団法人アーバンデザインセンター大宮

団体は、埼玉県さいたま市の大宮駅周辺の道路、公共施設、民有地を対象に、2017年から取り組みを行っている。団体構成員は、大学教員、デザインコーディネーターの計7名である。

取り組みの内容をみると、2017年以降、「空間活用」が20件と最も多く実施され、次いで「広報」は7件と多く、「構想」は5件、「調査」「美化」が3件実施されている。

図-1より、団体は、まず「空間活用」の取り組みとして、大宮ストリートテラスのような社会実験を、2017年度に、氷川緑道西通線の道路拡幅予定地といった公有地にて開催した。2019年度には、道路拡幅予定地と沿道の民有地の計5箇所にて実施している。また「構想」として、大宮駅周辺と公共施設を含む4エリアを対象に、公共施設再編等に対する方針を提案した。「調査」では、大宮駅東側の広範囲を対象に、地域の特長や現状を把握した。

「空間活用」では、社会実験後、恒常的な活用としてストリートランチ@軒先テラスを氷川緑道西通線の沿道の民有地にて、ストリートテラス@キッチンカーを道路拡幅予定地にて、開始した。また大宮ストリートテラス@一番街を、道路と沿道の民有地にて実施し、道路と沿道の一体利用を長期的に実施していくための課題を探索する社会実験として開始している。「美化」では、実証実験を経たストリートプランツプロジェクトを、銀座通りと氷川緑道西通線の沿道民有地にて実施し、植栽プランターを設置した。その後、長期的な設置として、大宮ストリートテラス@中央通り2021を、中央通りの一部歩道、沿道の民有地にて実施した。翌年には、社会実験を経て歩道5区間と沿道の民有地に拡大して実施し、植栽プランターによるストリートデザイン

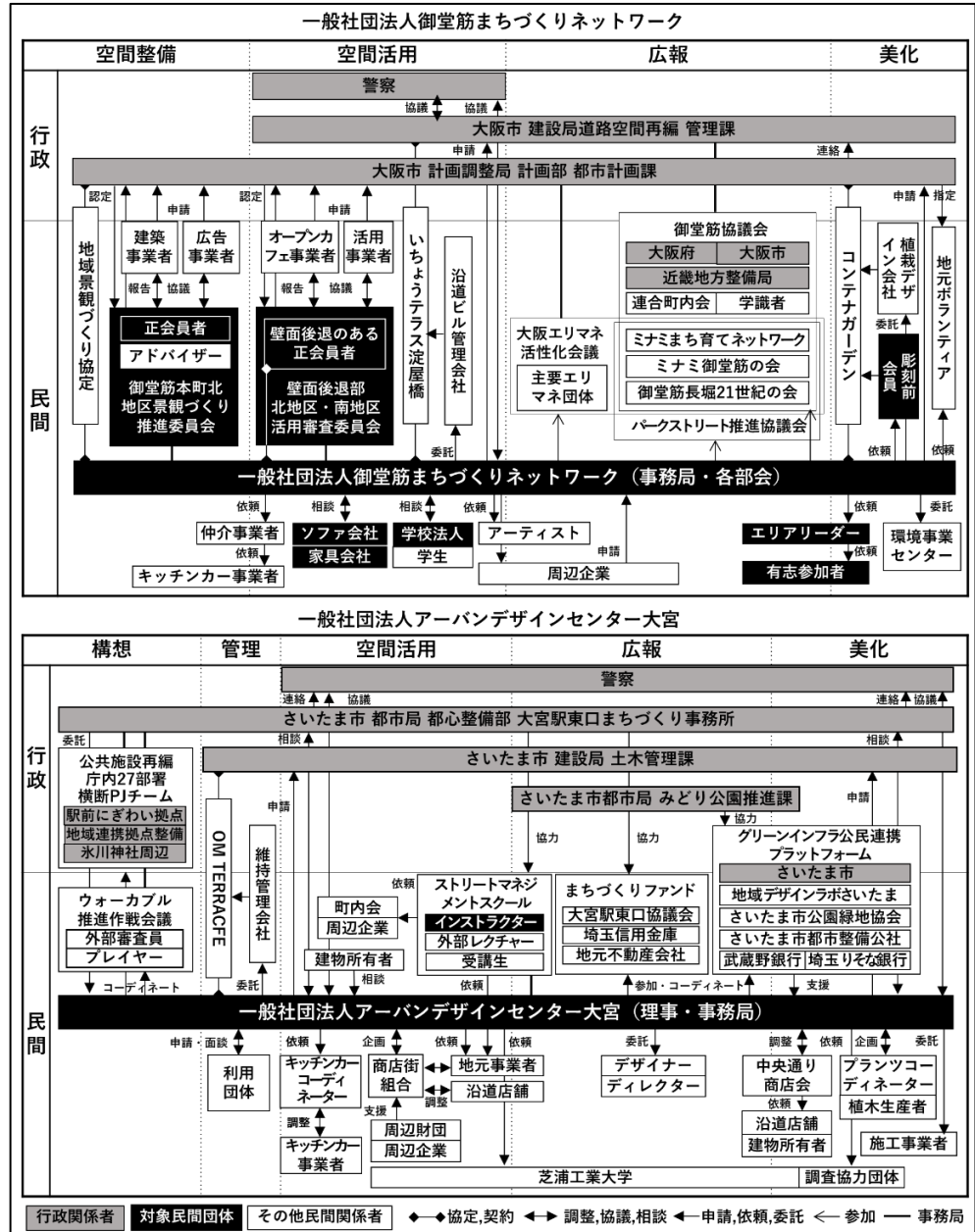


図-2 取り組み体制

を進めた。

図-2より、2022年度時点での取り組み体制をみると、「構想」では、団体は、さいたま市都市局から委託を受けて、計画の策定に向けた公共施設再編チームなどの会議体をコーディネートしている。「空間活用」、「美化」では、道路等の公有地での屋台・植栽プランターの設置において、団体から、さいたま市建設局に申請が行われている。また、こうした取り組みの実施に際しては、団体は、まちのにぎわい活性化に取り組む都市局へ相談を行い、都市局は警察に事前連絡することで、団体が警察との協議をしやすくしているのがみられた。また、団体と他の民間団体との関係を見ると、団体の出店や維持管理において、団体がキッチンカーコーディネーターへの依頼や、商店街組合、商店会とともに企画調整を行うことで、事業者や沿道店舗、建物

所有者との調整を図っているのがみられた。「広報」でも、団体は、他の民間関係者らとの会議体を複数形成しており、行政の協力を得ながら、これら会議体のコーディネートを行っている。例えば、「空間活用」の主体であるストリートマネジメントスクールや、「美化」の取り組みを実施しているグリーンインフラ公民連携プラットフォームの支援を行っている。

(3) エキキタまちづくり会議

団体は、市民団体で、広島市の広島駅北エリアの公園や民有地を対象に、2016年から取り組みを行っている。団体構成員は、対象エリア内の町内会、建物所有企業、東区役所の計27団体である。

取り組み内容を見ると、2016年以降、「空間活用」が6件、「管理」、「広報」を3件実施している。

図-1より、団体は、「管理」の取り組みを、緑道、二葉の里第二公園、第三公園の公有地で実施している。ここでは、団体構成員の連合町内会が協力して、行政と指定管理の契約を結び、団体が、行政への報告や、民間事業への維持管理委託を担っている。同時に、「美化」の取り組みを実施し、地域の公共空間の維持を行っている。

「空間整備」として、大和ハウスと広島テレビ間の民間空地を、イベント広場エキキターレとして整備した。その後、「構想」の取り組みを、行政の制度変更にあわせて実施し、エリア内の規制緩和を図ったことで、先程の民間空地での「空間活用」を展開している。「空間活用」では、団体と、広島市、東区の三者で活用に関する相談調整を行い、実施していることがわかった。

(4) ミツカングループ

団体は、企業で、愛知県半田市の半田運河周辺エリアの道路、河川、民有地を対象に組み込んでおり、図は2010年からの取り組みを表している。

取り組み内容を見ると、2010年以降、「空間整備」を5件、「空間活用」を4件、「広報」を3件実施している。

図-1より、団体は、まず「空間整備」として半田市と連携しミツカングループの本社、公蔵のまち公園、道路、街園の公有地と民有地を再整備し、半田運河南側の一体的な景観づくりを実施した。その後、「広報」として、団体、行政、周辺民間事業者で構成される半田運河 HOTORI プロジェクトなどの会議体を形成している。「空間活用」では、先程の会議体が主体となり、半田運河キャナルナイトなどイベントを、団体が整備した公園、道路、民有地にて実施している。会議体が、参加する民間事業者が活用事業者や土地所有者らと調整を図り、団体は会議体と、相談や調整を行うことで、活用の取り組みを支えている。

4. 結論

官民連携による公共空間を活かしたまちづくりにおける民間団体の役割については、御堂筋のように、構想でエリアのビジョンをもち、空間活用や美化の実践を重ねながら行政と連携し、空間整備や活用の促進またコントロールを

図ることや、大宮のように、社会実験から空間活用の恒常化を進め、地域の事業者や組織にアプローチし、行政と協力して活用主体のコーディネートを行うことが考えられる。またエキキタのように、町内会と協力し美化や管理を担いながら、活用の規制緩和に向けて構想に取り組み、行政と連携を図ることやミツカンのように、連続した官民の公共空間を一体的な質の高い空間へ整備を行い、活用主体組織をサポートする形で空間活用を広げることなど多様な役割があることがわかる。いずれの民間団体においても、時間経過のプロセスの中で、地域や行政との連携を深め、現状に合わせた取り組みを行い、公有地と民有地を一体的に捉えた公共空間の活用によって、地域らしさを活かした総合的なまちづくりへの展開が可能になることが明らかになった。

参考文献

- 1)伊沢知且(2004):道路空間(歩道)の地域共同管理の可能性に関する研究:公共空間の公共一元管理から地域共同管理・運用への移行に関する研究,日本建築学会計画系論文集,69巻576号 p.109-116,日本建築学会
- 2)西村幸夫(2005):コモンズとしての都市,公共空間としての都市, p.5-27,岩波書店
- 3)国土交通省(2003):地方都市再生に資する都市公共空間の賑わい創出に関する調査報告書,「はじめに」,国土交通省
- 4)木村希ら5名(2018.5):中心市街地における公共空間の周辺エリアのイメージと回遊行動への影響に関する研究-南池袋公園をケーススタディとして-,都市計画論文集,53巻3号 p.341-348,日本都市計画学会
- 5)泉山壘威ら3名(2016,12):人間中心視点による公共空間のアクティビティ評価手法に関する研究-「池袋駅東口グリーン大通りオープンカフェ社会実験2015年春期」のアクティビティ調査を中心に-,日本建築学会計画系論文集,第81巻730号,p.2763-2773,日本建築学会
- 6)伊沢知且ら2名(2001):公共空間の公共一元管理から地域共同管理への移行に関する研究-名張川河川改修と名張市新町区自治会の地域管理の場合-,都市計画論文集,36巻 p.67-72,日本都市計画学会
- 7)松下佳広ら3名(2019):都市利便増進協定を活用した、公民連携による公共空間マネジメントの可能性と課題に関する研究,都市計画論文集54巻3号 p.441-448,日本都市計画学会
- 8)国土交通省:官民連携まちづくりポータルサイト,日本語表示,
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html,2023.2.12閲覧
- 9)国土交通省(2021.6):居心地が良く歩きたくなるグランドレベルデザイン-事例から学ぶその要素とポイント-,国土交通省
- 10)松下佳広(2018.2):公民連携による公共空間の維持管理及び利活用手法としての都市利便増進協定に関する研究都市計画,都市計画論文集,53巻3号 p.732-739,日本都市計画学会
- 11)大堀健太ら2名(2022.4):水辺と高架下空間を含む公共空間の一体的整備・活用の検討方法 東京都墨田区北十間川周辺地区を事例として,都市計画論文集57巻1号 p.33-41,日本都市計画学会
- 12)野原卓(2021.4):都心部におけるストリートマネジメント実現に向けての主体形成及び醸成に関する研究,都市計画論文集56巻1号,p.201-216,日本都市計画学会

街区公園の利用実態に及ぼす影響の分析

－ 管理状況及び周辺環境を考慮して －

株式会社オーシスマップ 杉山 巧己
日本都市技術株式会社 柿谷 奏汰
大阪工業大学工学部 西堀 泰英

1. はじめに

都市公園は人々にとっての憩いの場であり、レクリエーション等の人々の活動の場、緑・自然が確保されていることから良好な都市景観を形成し、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和などの都市環境の改善、地域間の交流・連携の拠点ともなることから豊かな地域づくりや地域の活性化、災害時の避難場所となるなどの多様な目的がある¹⁾。

2020年から世界中で新型コロナウイルスが流行し、外出できない時間が増えたことにより、対面によるコミュニケーションの場が減少した。現在は感染拡大直後と比べ、外出する人や時間も増えたが、大学生ではオンラインによる会議や授業など本来対面で行うものが減ったことにより、直接人と触れ合う機会が昔と比べて、減少してしまった²⁾。

文部科学省の体力・運動能力調査によれば、昭和60年頃から体格は向上しているが、体力は低下傾向がみられる。要因としては、「外遊び」による身体活動の「時間」の減少や携帯電話やゲーム機といった電子機器の普及や都市環境の変化による外遊びの「空間」の変化や縮小が要因となっている³⁾。さらに公園におけるボール遊びは子供たちに人気のある遊びであるが、近年ボール遊びに対する規制が増加し、公園にたてられている案内板にもボール遊びの規制が書かれている。これらの影響から子供たちの遊び方が変化していると考えられる。また地域住民と身近な関係がある街区公園では、公園愛護会というボランティア団体が公園の管理や清掃に図られていることから重要な存在である。しかしながら、公園愛護会を知っている住民は少ないという現状が既往研究の一部で確認することができた⁴⁾。

都市計画制度として、将来の見通しなどを踏まえて、都市計画区域ごとに現状の問題点や今後の方針を明らかにしながら、目指すべき都市像を地域社会の合意として明確化されていく⁵⁾。このことから都市公園においても、現状の問題点や公園の状態等を理解し、公園が有効に使われる状態とは何なのか考えていきたい。

公園が有効に使われている状態とは、様々な考え方が可能であるが、ここではその公園を利用している利用者の数で捉えることとする。利用者に関わってくると考えられる要因として、遊具・植栽といった設備の状態、ボール遊びについての規則の有無といったものが挙げられる。例えば、遊具が長い時間故障したままだと、遊具の利用者がいなくなり、植栽が整えられなければ、緑の空間はみすばらしいものとなり、公園の雰囲気や損ねてしまう可能性がある。

その結果、美しい植栽を見に来る利用者が減ってしまうといった様々な原因に繋がりがかねない。以上のような考えのもと、本研究では利用・管理実態から見た公園が有効に使われる条件を調査し、その関連性を調査することを目的とする。

2. 既往研究

2.1 利用実態に関する既往研究

黒沼らの港北ニュータウンのグリーンマトリックスシステムにおける幼児の公園利用実態とその要因に関する研究について述べる。港北ニュータウンはグリーンマトリックスにより、公共空間やまとまった民有地の緑がオープンスペースを形成している。そこで、地区公園と街区公園に焦点をあて、公園の主要な利用者と考えられる幼児を対象に利用実態を把握する。特に隣接する幼稚園、緑道との関係、公園の役割などに着目し、利用実態の特徴とその要因を明らかにすることを目的とする。調査は午前10時から午後18時を60分間隔に分けた観察調査と幼児と親の公園に対するニーズを探るためアンケートを行った。アンケート結果として、公園を選ぶ要因として遊具の充実性や友人との交流、緑の多さやゴミが少ないなど自然環境や公園と自宅との距離などが重視されていることが判明した。観察調査では、幼稚園や小学校と近接している公園では幼稚園の授業での利用、午前中の早い時間帯では幼稚園の利用、その後幼稚園児たちの個人利用などが確認できた⁶⁾。このことから本研究では、黒沼らの研究を参考にして、幼稚園や小学校が公園の利用実態に影響があるのかについて調査を行うこととした。

2.2 管理実態に関する既往研究

寺田らの地方自治体による街区公園のボール遊びの規制実態に関する研究について述べる。近年ボール遊びへの行動規制が増加し、子供たちがボール遊びをすることが難しくなっているとの報道がなされるようになった。そこで、ボール遊びに対して柔軟な都市公園の利用ルールの策定に向け、地方自治体による街区公園のボール遊びへの規制の実態として、①どれほどの自治体でボール遊びの規制があるか規制状況を明らかにすること、②どのように規制しているのか規制内容を明らかにすること、③規制の変更の可能性を検討するため、今後のボール遊びの規制意思について明らかにすること、以上3点から探ることを目的としている。結果として規制している自治体は約6割存在し、大

都市ではボール遊びの規制が多く、後にボール遊びの規制を解除するといった前例はないということが判明した⁷⁾。

次に伊藤らの公園緑地の雑草発生状況と管理の課題に関する研究について述べる。公園緑地の荒廃の原因として、低管理レベルでの「清掃」できるかという視点で管理されている現状と、気候変動などの環境変化による影響で雑草が生き残り、芝生広場は雑草地に代わってしまうなどの公園緑地の劣化が目に着くようになった。原因を知るために伊藤らは、関東と関西地方の都市公園緑地で現地調査を行い、公園緑地の雑草管理問題について考察した。結果として、行政上のシステムが多様で複雑であるということや各管理責任者の話から、現在の各関係者の意識レベルは管理に反映させるところにはないということが判明した⁸⁾。

以上のことから本研究では、寺田らの研究を参考にボール遊びの規制が公園の利用実態に影響があるのか、そして伊藤らの研究を参考に公園の雑草が利用実態に影響があるのか調査を行った。

2. 3 調査方法に関する既往研究

浦中らの街区公園と周辺の関係からみた利用度に関する研究について述べる。街区公園の内環境と外環境の2方面から利用度の変化を調べ、人々が積極的に利用する公園のデザインの提案を目的としている。利用者の人数の把握のため、目視による調査を16時前後に行っている。内環境では遊具や時計、外環境では公園の外に接する道の幅などの要因や調査から得られたデータを用いて相関分析を使った重回帰分析の結果、内環境では東屋と街灯のプラスの影響力が高いことが判明し、外環境では道の幅が広いとプラスの影響力が高いという結果が得られている⁹⁾。

以上のことから本研究では、浦中らの調査方法を参考に街区公園の利用者についての現地調査を行った。

3 研究方法

3. 1 対象地域・対象公園

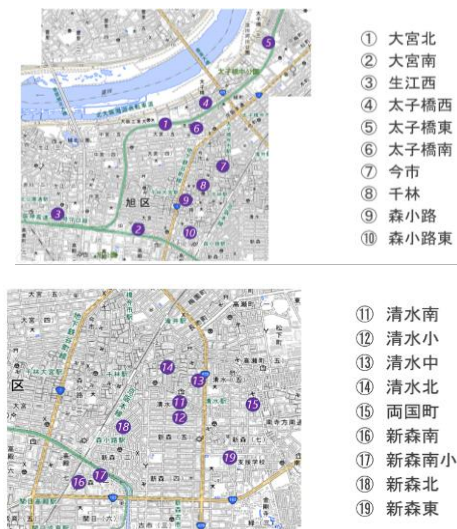
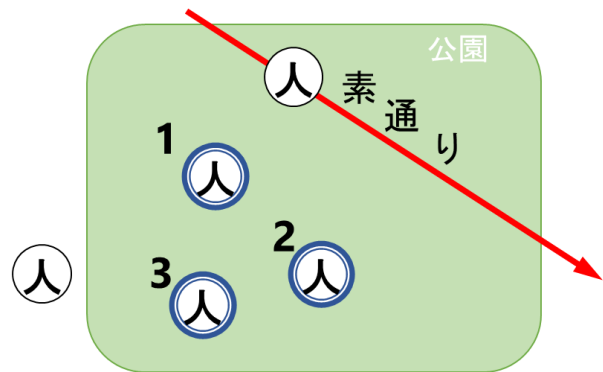


図-1 調査した公園

本研究では旭区内の街区公園 35 箇所のうち、19 箇所を調査対象とする。選定理由として 2500 m²以上の広い公園など現地調査に支障の来ず公園は除外した。(図-1)

3. 2 調査方法

調査方法として insta360 という 360° カメラを使用し、公園を利用している人たちの様子を平日と休日に分け、20 分間撮影した。また調査表を作成し、調査開始時の人数、調査終了時の人数、最高人数、最低人数、出入りした人数、遊具数、雑草の面積・割合、規則の有無を記録内容とした(人数の記録については図-2 参照)。雑草の面積は調査対象の公園の上空写真を印刷し、雑草の位置を書き記し、調査終了後 Google earth を用いて面積を測定した。また、公園の管理状況や団体利用の有無を把握するため、大阪市建設局鶴見緑地公園事務所へ旭区の公園愛護会の有無と平成 30 年度と令和 3 年で旭区の街区公園で開催されたイベントについて質問を行った。



公園に留まっている、遊んでいる人数をカウント、素通りしている人はカウントしない。この場合の人数は3人。

図-2 人数記録の方法

3. 3 分析方法

分析では調査表より、最高人数を使用した。これはより多くの利用者数を知るためである。また、公園の面積と平日・休日の最高人数との相関係数を算出し(表-1)、公園の利用案内(利用案内 9 項目、10 項目、案内無に分類)・ボール遊びの規則(規則無、注意喚起、禁止に分類)と公園の平日・休日の最高人数それぞれの平均(表-2)で分散分析を行い、同様に保育園・幼稚園の数(表-3)でも分散分析を行い、さらに小学校の有無と公園の平日・休日の最高人数それぞれの平均人数(表-4)で t 検定を行った。

また、調査した公園の面積や公園の規則の有無、幼稚園・保育園などの周辺施設、鶴見緑地公園事務所への質問で頂いた街区公園で開催されたイベント、公園愛護会の有無をはじめとする 26 項目を説明変数をとした。そのうち説明変数間の相関が高いものを除き、10 項目で重回帰分析を行った。

表-1 公園の面積と最高人数の相関係数

	相関係数
平日	0.527
休日	0.822

表-2 利用案内とボール遊びの規則と最高人数平均
(上:利用案内、下:ボール遊びの規則)

分類名	該当公園数	最高人数平均	
		平日	休日
9項目	5	5.6	3.6
10項目	4	9.5	11.8
無	10	14.6	15.8
分類名	該当公園数	最高人数平均	
		平日	休日
無	11	14.6	14.3
注意	3	7.7	16.0
禁止	5	5.6	3.6

表-3 保育園数と最高人数平均

保・幼稚園数	公園数	最高人数平均	
		平日	休日
3	2	26.0	10.0
2	6	16.5	16.0
1	10	5.5	10.1
0	1	0.0	0.0

表-4 小学校の有無と最高人数

小学校の有無	公園数	最高人数平均	
		平日	休日
有	10	13.1	17.6
無	9	8.8	5.9

4. 分析結果

まず、公園の面積と最高人数の相関係数は、平日の最高人数との相関係数は0.527、休日の最高人数との相関係数は0.822となった。休日において公園の面積と最高人数との間に強い正の相関があるという結果になった。

公園の利用案内と平日・休日の最高人数平均における分散分析の結果は、P値が平日は0.3637、休日が0.1557という値となり、どちらも有意性無しという結果となった。同様にボール遊びの規則に関する分散分析の結果、P値が平日は0.3117、休日が0.1839となり有意水準5%において有意性無しとの結果となった。

次に保育園・幼稚園の個数に関する分散分析の結果、P値が平日は0.0386、休日が0.6117となり、平日が有意性有りという結果となった。

小学校の有無に関するt検定の結果、P値が平日は0.4466、

休日が0.0309と休日は有意性有りという結果になった。(表-5)

続いて重回帰分析の結果について述べる。平日では公園の面積をはじめとする10項目の説明変数の中で、付近の小さな街区公園のみ負の符号となっており、P値は公園愛護会の有無が0.180と有意性が無く、H30年度団体利用度申請数が0.012、小学校の有無は0.027となりこの2つが平日において有意性有りという結果となった。次に休日では、平日と同様に付近の小さな街区公園が負の符号となっており、公園の面積・公園愛護会の有無・小学校の有無のP値が高く、有意性有りとなっている。(表-6)

表-5 分散分析・t検定結果(有意水準5%)

利用案内(分散分析)			ボール遊び規則(分散分析)		
	P-値	有意性の有無		P-値	有意性の有無
平日	0.3637	有意性無	平日	0.3117	有意性無
休日	0.1557	有意性無	休日	0.1839	有意性無
保・幼(分散分析)			小学校(t検定)		
	P-値	有意性の有無		P-値	有意性の有無
平日	0.0386	有意性有	平日	0.4466	有意性無
休日	0.6117	有意性無	休日	0.0309	有意性有

表-6 重回帰分析結果(上:平日 下:休日)

	標準回帰係数	P-値
公園の面積	0.395	0.060
公園愛護会の有無	0.219	0.180
H30年度団体利用申請数	0.572	0.012*
雑草面積の割合		
0-14歳の周囲人口		
近隣公園の有無		
街区公園(大)の有無		
街区公園(小)の有無	-0.371	0.053
保育園・幼稚園の数	0.326	0.065
小学校の有無	0.463	0.027*
	補正済み決定係数	0.678

	標準回帰係数	P-値
公園の面積	0.573	0.001**
公園愛護会の有無	0.394	0.004**
H30年度団体利用申請数		
雑草面積の割合		
0-14歳の周囲人口	0.236	0.081
近隣公園の有無		
街区公園(大)の有無		
街区公園(小)の有無	-0.273	0.050*
保育園・幼稚園の数		
小学校の有無	0.416	0.008**
	補正済み決定係数	0.819

5. 考察

まず、公園の利用案内・ボール遊びの規則の結果の要因として、平日・休日ともにボール遊びの規則が無く、利用案内が立てられていない公園に利用者が多くなる傾向があったが有意性は無かった。そのため、他の要因も考えられる可能性があることからさらなる分析が必要である。続いて保育園・幼稚園の個数に関する結果では、平日が有意性有りとのことから保育園・幼稚園の帰りに公園で遊ぶということから利用者が多くなることが考えられる。小学校の有無での結果から、平日では学校の近くに公園があっても下校時間と日照時間が短いという点から公園で遊ばずに家に帰宅しており、休日だと学校近くの公園が友人と集まりやすく、そのまま公園で遊んでいる可能性といったことが考えられる。さらに重回帰分析の結果から、平日では平成30年度の団体利用申請数が最も標準回帰係数の絶対値が大きいことから、イベント等が開催される公園は周辺住民に馴染みがあり普段の公園利用につながっていると考える。休日では公園の面積や愛護会の有無のP値が0.01よりも小さくなり、愛護会が公園の利用状況に影響を与える要因として、愛護会が公園の美化や保全活動を行っており、公園が綺麗に保たれているからだと考えられる。

6. まとめ

6.1 結論

本研究では、利用・管理実態からみた公園が有効に使われる条件とその関連性について調査することを目的とし、旭区の街区公園19箇所を調査し、分析を通して以下の成果が得られた。

・平日では団体利用申請数による影響が大きく、イベント等の開催によって周辺地域にとって馴染みのある公園は利用者数が多くなると考える。また、近接する保育園や幼稚園の数が多ければ利用者数が多くなる傾向があり、保育園や幼稚園の帰り際に公園に寄ってから帰るといった子どもが多いのだと考える。

・休日の公園は、公園の面積による影響が大きく、休日は大きな公園に人が集まりやすいと考えられる。利用者数について公園そのものや公園の管理の点からは、面積の大きな公園や、愛護会が設立されている公園は利用者数が多くなると言える。また、周辺環境の点からは、保育園や幼稚園、小学校といった教育施設が近接している公園は利用者数が多くなると言える。

・全体のまとめとして平日、休日ともに利用者が多くなる要因は公園の面積が大きいことや愛護会の設立、小学校が近接していること、また少なくなる要因として他の公園が近接していることで、利用者が分散していることが言える。

6.2 今後の課題

本研究の今後の課題として以下のことが考えられる。

・調査においては調査数が少なく、データも少ないため、調査対象の公園を増やすことや1つの公園に対する調査数

を増やすことが考えられる。

・郊外部の都市公園だと環境や条件が異なる可能性があるため、郊外部の都市公園に調査範囲を広げる。

・日照時間の長い夏など季節によって利用実態が異なる可能性があるため、他の季節においても調査を行う。

・公園の利用者視点からのデータを得ることができれば、主観、客観の両視点から分析を行うことが可能になり、より有意義な研究になる。

・公園の団体利用における内容や団体利用される公園の周囲環境などを分析すれば、考察の幅が広がる可能性がある。また、コロナ禍後の団体利用状況についても調査を行う。

【謝辞】

本研究を実施するにあたり、大阪市建設局鶴見緑地公園事務所から公園愛護会のデータ、街区公園で開催されたイベントのデータをご提供いただいたことや、質問に答えて頂いたことをここに記し、心より感謝申し上げます。

【参考文献】

- 1) 国土交通省都市局 (2018) 都市公園法運用指針 (第4版)、2023.1.27. 最終閲覧
- 2) 全国大学生生活協同組合 (2022) 第57回学生生活実態調査概要報告、<https://www.univcoop.or.jp/press/life/report.html>、2023.1.27 最終閲覧
- 3) 平塚寛之、引原有輝 (2015) 街区公園の現状分析ならびに子どもの利用状況と興味関心、発育発達研究第67号
- 4) 藤井良夫 (2005) 地方都市における街区公園に対する住民意識の分析、ランドスケープ研究、68巻5号p.833-836
- 5) 都市計画中央審議会 (2000) 「今後の都市政策は、いかにあるべきか」第二次答申、現行都市計画制度の課題、<https://www.mlit.go.jp/crd/city/singikai/sn09002.htm>、2023.1.27 最終閲覧
- 6) 黒沼卓信、富岡厚子、室田昌子 (2008) 港北ニュータウンのグリーンマトリックスシステムにおける幼児の公園利用実態とその要因に関する研究、日本都市計画学会都市計画報告集、No.6
- 7) 寺田光成、木下勇 (2020) 地方自治体による街区公園のボール遊びの規制実態に関する研究、ランドスケープ研究 (オンライン論文集)、13巻p.52-58
- 8) 伊藤操子、伊藤幹二、小西真衣、佐治健介 (2020) 公園緑地の雑草発生状況と管理の課題、広域実態調査からみえること、草と緑、12巻、p.1-15
- 9) 浦中翔、朴麻里 (2019) 「街区公園と周辺の関係からみた利用度に関する研究」、大阪工業大学工学部都市デザイン工学科空間デザイン研究室、2018年度卒業論文

オープンカフェ空間における人間行動分析

大阪工業大学大学院工学研究科 渡邊 立樹
大阪工業大学工学部 田中 一成

1. はじめに

近年、都市空間の魅力づくりのひとつとして、公共空間の有効活用を図る動きが出てきている。公共空間の中でも、特に道路空間の活用に対する期待が高まっており、オープンカフェの整備や都市の賑わいを創出する取り組みが活発化している。社会のニーズに応えるために、歩行者の道路空間利用を増やすオープンカフェは、道路空間の充実を図るための一つの可能性であり、国土交通省では、道路占用制度の見直しや、地域の合意などを条件に、道路空間の様々な活用方法を警察庁と検討している。

そのひとつが「都市再生特別措置法」である。この制度の概要は、市町村が作成する都市再生計画に道を活用した地域活動に使われる物件の設置を盛り込むことにより、それらの道路占用許可を行うに当たって、「道路の敷地外に余地がなくやむを得ないこと」という許可基準を適用しないこととする、道路占用許可の特例制度を設けている。

今後、日本でも歩道等に設置されるカフェの増加が予想される中、利用者にとってより快適なオープンカフェの設計を検討する必要がある。本研究では、オープンカフェの現状と課題を分析し、日本における歩道カフェの有効活用に関する知見を得ることを目的とする。すなわち、本研究で提案するデザインは、オープンカフェの需要を高め、都市空間に賑わいの創出につながるものである。

また、オープンカフェは空間的な境界が明確でない歩道空間であるとともに、利用者は視線や天候、季節など周辺環境の影響を大きく受けるという特徴がある。このような背景をもとに、本研究では、利用者の視覚および歩行者からの視線がオープンカフェの利用にどのような影響を与えるかを検討する。

2. 調査1

2-1 目的と方法

調査1の目的は、テラス前のパーティションを変更することで、利用者がどのように席選択する傾向が見られるかを調べることである。

調査方法としては大阪駅前の商業施設をもとに画像編集ソフト (Photoshop) で編集し、全 19 種類の異なるパーティションの配置と形状を作成した。画像の種類としては、人工的な仕切り (タイル壁) と自然な仕切り (プランター) を高さが 3 種類、設置間隔 3 種類を掛け合わせ、それぞれ 9 種類を作成した。加えてパーティションを設置していないものを含め全 19 種類である。これらのタイプを用い、縦 3 席、横 3 席、計 9 席の座席配置図 (図 2-1) を用いて、座席選択調査を実施する。

ここでの調査方法は、10代から60代の男女180名をランダムに3つのグループに分け、各グループには、標準写真 (パーティションなし) 1枚 (図 2-2) とランダムに画像 6種類 (図 2-3~5) を抽出したものをを用いて、調査を行った。

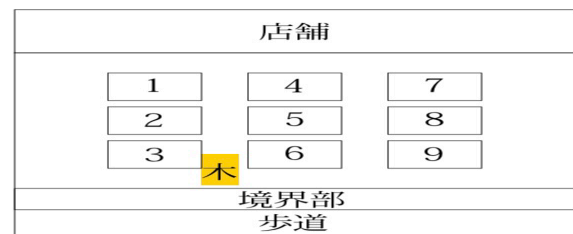


図 2-1 座席配置図

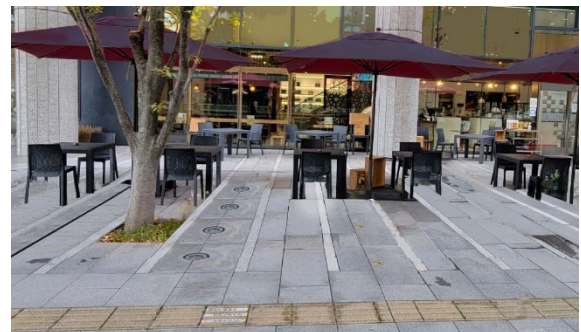


図 2-2 パーティションなし画像



図 2-3 高い自然物で狭い間隔のパーティション

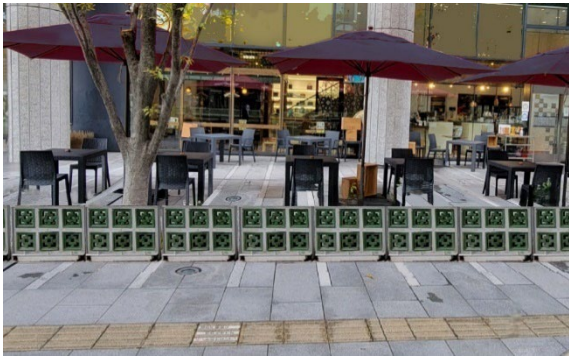


図2-4 低い人工物ですきまが無いパーティション



図2-5 中間の高さの自然物で広い間隔のパーティション

2-2 調査結果

アンケート調査の結果をもとに、座席選択率を分析する。方法としては、各項目の回答者数から平均選択率を導き出した。異なるグループアンケートと同じ項目がある場合、各項目は平均値を算出した。その結果は、表2-1~3に示すとおりである。

表 2-1 パーティションの種類による比較

席選択率 (%)	パーティションなし	自然物	人工物
①	40.4	31.6	35.8
②	20.4	21.3	20.3
③	26.1	39.2	29.1
④	24.3	25.0	28.1
⑤	11.9	14.4	13.8
⑥	16.5	28.6	21.7
⑦	37.0	33.3	35.5
⑧	19.1	20.2	20.2
⑨	18.5	31.1	25.5
利用しない	8.3	6.2	13.1

自然物（植栽）を仕切りに利用することで、通路側にもっとも近い前列（3番、6番、9番）選択率が増加してい

ることがわかる。また人工物（レンガ壁）を設置することで、なにも設置していない（基準の）ときよりも「利用しない」とした回答者が増えている。さらに「利用しない」と回答した人は2倍以上となっている。中列では仕切りの種類による大きな差はない。また全ての項目において前列（3番、6番、9番）の選択率を比較すると明らかに3番の項目が高いことが示されている。このことは何も仕切りがない場合、樹木などの大きなオブジェクトの近くの席が選ばれやすい傾向があることを示している。

表2-2 パーティションの高さによる比較

席選択率 (%)	高い	中間高さ	低い
①	31.7	33.8	35.6
②	21.3	20.6	21.0
③	42.2	32.8	30.0
④	26.9	26.6	25.8
⑤	16.0	13.8	13.3
⑥	30.8	24.0	22.9
⑦	34.6	33.9	35.7
⑧	21.1	19.8	20.7
⑨	37.9	27.1	22.2
利用しない	11.0	10.2	6.8

仕切りの高さを変えることで後列、中列に大きな差は見られないが、前列では高さが高くなることで、選択率が増加していることがわかる。また高さが高い時には前列を選択する割合が高いのに対して、低いときには後列を選択する割合が高い。

表2-3 パーティションの幅による比較

席選択率 (%)	間隔なし	狭い	広い
①	32.7	34.6	36.0
②	20.6	22.4	20.0
③	37.8	31.0	26.3
④	26.2	27.2	26.7
⑤	14.5	13.9	13.3
⑥	27.0	22.6	22.1
⑦	34.4	34.7	34.2
⑧	20.2	21.9	18.5
⑨	30.8	25.3	23.8
利用しない	9.0	9.4	11.8

仕切りの幅を変えた場合広いときよりも狭いときの方が、前列を利用する可能性が高くなることが明らかとなった。また、狭いときや中間幅のときよりも広いときの方が微量ながら利用しない可能性が高まることも明らかである

2-3 考察

テラス席の選択には、パーティションの影響があることがわかる。高さの影響は、前列と後列で大きいと考えられる。これは、歩行者からの視線の影響によるものと考えられる。利用の有無については、人工物は自然物や何もない状態よりも圧迫感があるため利用しないを選択した人の割合が増加したと考えられる。

また、座席の近くに木という大きな物体があると、その座席の選択率が上がるという結果も出ている。

以上より、テラス席のパーティションを変更することで、座席の選択率に変化が生じると言える。したがって、パーティションを変更することで、空席が減少することわかる。

3. 調査2

3-1 目的と方法

この章の目的は調査1において、角の席が選ばれる傾向にあったため、座席の一部に芝生を設置することで角の席を視覚的に増やすことで席の選択率の分散につながるのではないかと考えた。席選択が分散することで空席を減らす、可能性があると考えた。

調査方法としては、架空のオープンカフェのテラス席を3DCGソフトで制作し、一部芝生を設置したCG画像(図3-2~4)と芝生を設置していないCG画像(図3-5~7)の店舗を利用する際、座席表(図3-1)からどの席を利用するかというアンケート調査を10代から20代男女30名に調査を行った。席数は調査1と同様に縦3席、横3席の9席から選択する方式を採用した。



図3-1 座席配置図

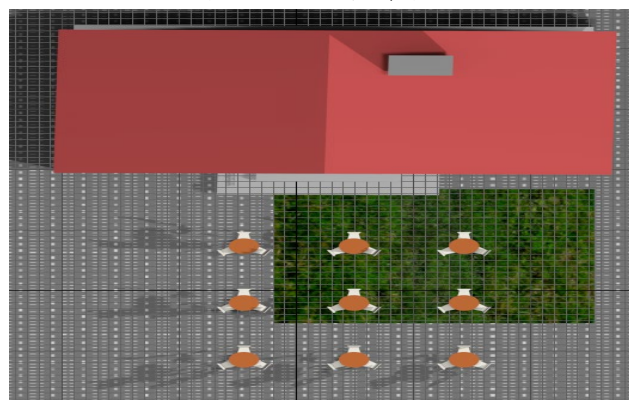


図3-2 オープンカフェを上からみたところ



図3-3 街路からの見え方



図3-4 店からの見え方

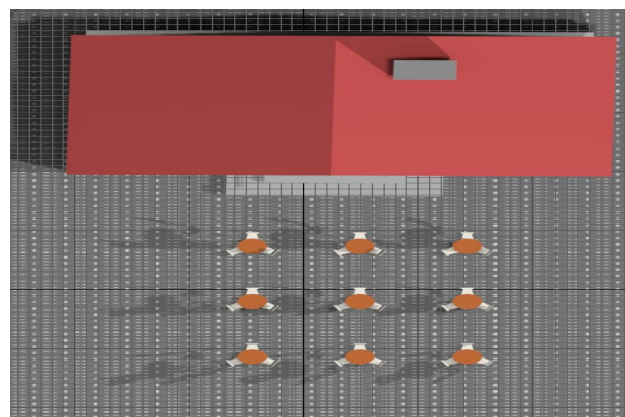


図3-5 オープンカフェを上からみたところ



図3-6 街路からの見え方

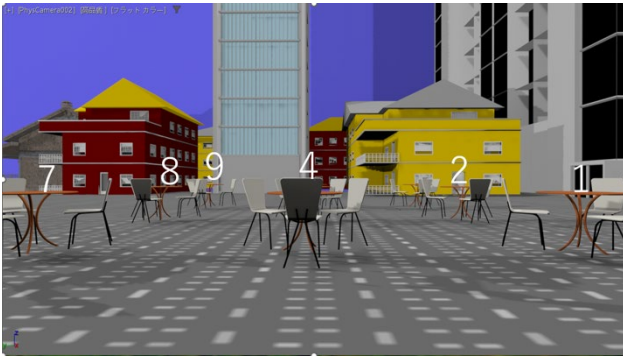


図3-7 店からの見え方

3-2 調査結果

アンケートの調査結果を下記の図3-8~9に示す。

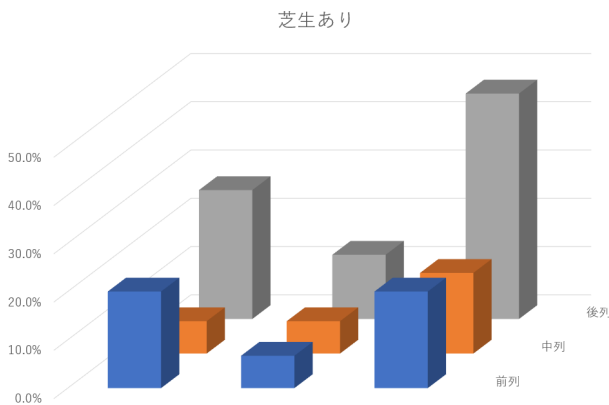


図3-8 芝生設置ありの時の席選択率

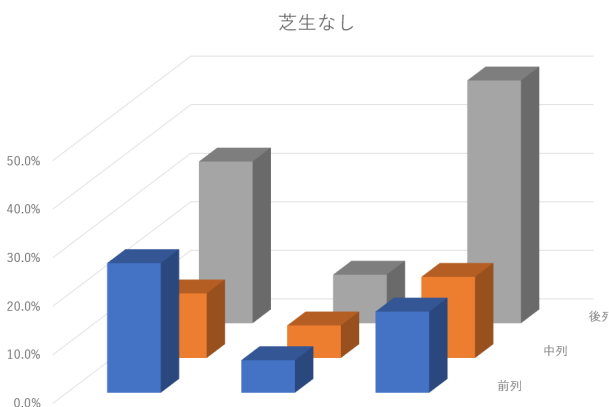


図3-9 芝生設置のなしの時の席選択率

この結果から芝生の設置の有無に関わらず、約半数の回答者が7番を選ぶ傾向にあることがわかった。また芝生を設置することによって、2番や3番の芝生がないエリアから4番や8番といった芝生があるエリアへ人数が移行していることがわかった。またわずかながら9番の割合も増えていることもわかった。

3-3 考察

芝生などを利用して角の席を視角的に作り出し、席選択率を均等化することはできなかったが、芝生が多少なりともオブジェクトとなり、引き寄せ効果があると考えられた。

4. おわりに

本研究の結果調査1ではパーティションや樹木によって、調査2では芝生によってオブジェクトによる引き寄せ効果があることがわかった。このことからオープンカフェを利用する際の席選択ではオブジェクトによる引き寄せる効果が期待できる。この効果を均一的に作用させることで席選択の均一化させることができ、それによって空席を減らせるのではないかと考えられる。

参考文献

- 1) 国土交通省、歩行者利便増進道路(ほこみち)の普及展開に向けて、日本語、Google 検索
<https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/s01.pdf>, 2023/06/05
- 2) 国土交通省、歩行者利便増進道路(ほこみち)制度の今後の展開、日本語、Google 検索、
<https://www.road.or.jp/event/pdf/20210427-3.pdf>
- 3) 小林茂雄ら(2008年)「オープンカフェの利用状況による歩行者の注視行動の変化」、日本建築学会計画系論文集第73巻第623号、87-92ページ、日本建築学会
- 4) 木下真紀子(2004年)「オープンカフェの魅力に関する研究」、『交通工学 = Traffic engineering』、45-50ページ、交通工学研究会

知識創造の視点から捉えた大阪ビジネスパークの屋外空間が持つワークプレイスとしての可能性

株式会社オオバ 杉原 るる
大阪公立大学大学院農学研究科 松尾 薫
大阪公立大学大学院農学研究科 武田 重昭
大阪公立大学大学院農学研究科 加我 宏之

1. 研究背景及び目的

知識創造とは、知的活動の第3階層にあたる最も高次のレベルの活動で、価値創造やイノベーションを意味する。コロナ禍を契機にワークプレイスの選択の自由度が高まり、屋外空間も仕事をする場所の一つとして着目されている。2020年の新型コロナウイルスの感染拡大を発端に、「働く場所」の変容が加速する時代に突入した¹⁾。オフィスに集まり、オフィスで働くという行為の価値が改めて問われ、知識創造をより加速させる環境へと転換が求められている。このようなワークプレイスの動向を受け、屋外空間も働く場所の一つとして選択されるようになった。屋外空間のワークプレイスとしての利用は、「リフレッシュ」「リラックス」「良いアイデアが浮かぶ」といった効果が得られ、知識創造に有効に働く環境と考えられる²⁾。また、野中郁次郎氏が提唱した組織的知識創造理論・SECIモデルをもとに作成された「12の知識創造とクリエイティブワークプレイスの概念図」³⁾によると、屋外空間(公園)は12の知識創造行動のうち、「刺激し合う」という知識創造を誘発するワークプレイスとして適していると言われている。これより、知識創造の向上に寄与する屋外空間の環境要因を明らかにし、今後の屋外空間におけるワークプレイスの整備・活用のあり方を探ることが求められる。屋外空間をワークプレイスとして捉えた研究を見ると、野島ら⁴⁾は、公共空間をワークプレイスとして捉え、屋外空間である六本木ヒルズ66プラザにおいて、被験者にノートパソコンでのモバイルワーク作業を課し、選択された空間の作業環境のレイアウトとワーカーの評価から、ワーカーが知的活動を行うための環境セッティングを明らかにしている。杉原ら⁵⁾は、コロナ禍を契機にワークプレイスの選択性が高まったことを受け、屋外空間もワークプレイスの一つとして選択されていることに着目し、大阪市内在勤者に対してWebアンケートを実施し、その実態を明らかにしている。このように、屋外空間をワークプレイスとして捉えた研究はなされているが、その可能性の評価は利用者の主観的な評価にとどまっている。定量的な評価を行うことで、より具体的な屋外空間の環境要因を明らかにすることが求められる。

そこで本研究では、大阪市有数のオフィス街であり、緑豊かな屋外空間が存在する大阪ビジネスパーク(OBP)を対象に、知識創造の視点から屋外空間が持つワークプレイスとしての可能性を探ることを目的とした。

2. 研究方法

(1) 調査対象地の設定及び屋外空間の概要

本研究の調査対象は、大阪ビジネスパーク(OBP)地区である。OBP地区の屋外空間は、その事業手法により、多種多様な緑環境が地区一体に確保されている。まず、1976年に認可を受けた土地区画整理事業により、スーパーブロック方式が採用され、各ブロック内の屋外空間の確保と整備にあたって建築協定が活用された⁶⁾。建築協定は、全体協定とブロック協定(北・南地区)があり、協定でブロック内の協定緑地と中央広場の整備内容が定められている。地区内には、土地区画整理事業による公園及び歩道、建築協定による協定緑地及び中央広場、さらに総合設計制度による公開空地が整備され、地区内に多様な屋外空間が創出された。

さらに、大阪市内在勤者によってワークプレイスの一つとして挙げられており⁷⁾、ワークプレイスとしての利用ポテンシャルも有している。現在では、大阪ビジネスパーク協議会によって、屋外でのワークプレイスの実証実験をはじめ、地区内の既存の屋外空間を活用するエリアマネジメントに取り組みされている⁸⁾。OBP地区における屋外空間の利用状況を踏まえて、ワーカーの知識創造の向上に寄与する空間づくりを提案することで、OBPのエリア価値向上にもつながると考えられる。

(2) OBPの着座空間の空間構成

着座空間の空間構成について、屋外空間に設置されている座具や植え込みの着座可能な空間を対象に2022年9月に現地調査を実施した。調査項目は、座具の形状として「座具形態」「座面の高さ」「座面の奥行き幅」「座面の材質」⁹⁾、着座位置からの緑視率である。

(3) ワーカーの屋外空間の利用状況

OBP地区のワークプレイスとしての屋外空間の利用状況について、OBP在勤者に対するアンケート調査により日常の利用状況及びワークプレイスとしての利用状況を把握することにより捉える。調査は、Survey123forArcGISを用いて作成し、2022年11月、現地での直接配布及び企業へのメール配信により調査した。まず、日常の利用状況について、143票の有効回答を得た。設問内容は、「最もよく利用する屋外空間の位置」、「利用目的」、「選択理由」、「得られた効果」とした。さらに、屋外空間のワークプレイス利用経験者(15票)を特定し、「仕事を行なった屋外空間の位置」及び屋外での「仕事内容」の回答を求めた。

(4) マインドマップを用いた知識創造の測定手法

調査の第2段階として、知識創造に寄与する屋外空間の環境要因を探るため、脳の自然の動きを可視化するマインドマップ(Mマップ)を用いた被験者実験を現地で実施した。Mマップとは、「ザ・マインドマップ」(2005)¹⁰⁾におい

て、トニー・ブザンが開発したブレインストーミングの手法である。そこでは、「放射思考を外面化したものであり、脳の自然な動きを表したものである。脳の潜在能力を解放つ鍵となる強力な視覚的手法で、誰もが身につけることができる。」と定義されている。実験は、Mマップ中心のテーマから直接10単語を連想し用紙に記入し、さらにそこから派生した言葉を直線で繋ぐ作業を繰り返し、指定された時間中作業を続ける。環境順化時間5分間、Mマップによる作業時間10分間の一連を1タームとし、屋内と3つの屋外空間で合計4ターム実施した。

知識創造の評価は、回答された項目数が多いほど、多くの情報、新たな気づきを獲得できたものとして考える。点数化にあたっては、中心のキーワードから連想された単語数を、ターム毎に集計する。作業能力差を考慮し、 $(50 + 10 \times (M \text{ マップ得点} - \text{個人の} M \text{ マップ平均得点}) / \text{個人の標準偏差})$ として個人ごとに算出し、正規化した¹⁰⁾。空間毎の比較は有意差検定を用いて考察した。

本実験の設計にあたって、仮実験を実施した。仮実験では、Mマップ法の妥当性を確認するとともに、本実験設計に向けた課題と方向性を明らかにする。次に、同年11月にMマップのテーマ選定のための予備実験を実施した。仮実験および予備実験の結果を踏まえて、本実験設計を行い、

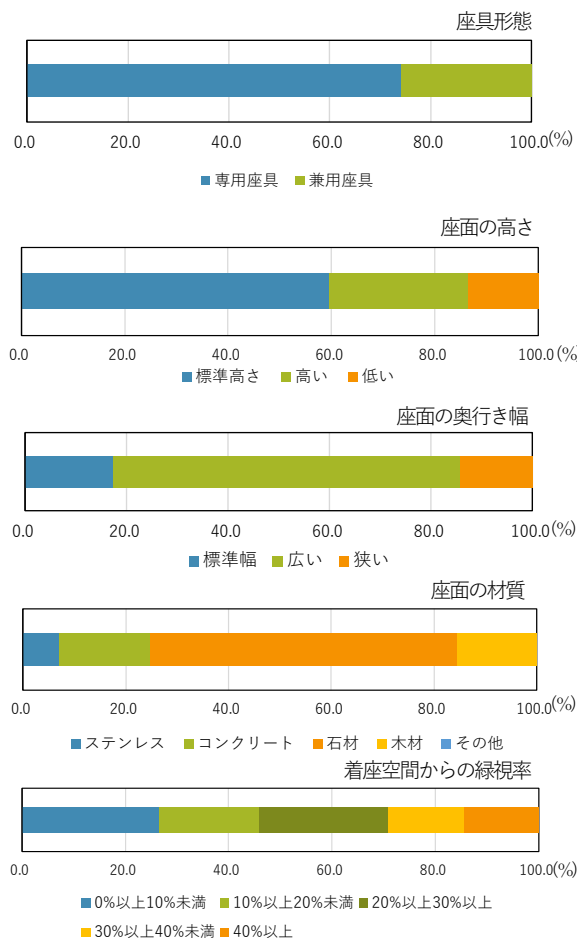


図1 着座区間の空間構成

OBPの屋外空間を実験対象空間において、実地実験を実施することとした。本実験では、各屋外空間の前景の緑視率の差に着目し、知識創造に有効な着座空間を定量的に考察することとした。

3. OBPの着座空間の空間構成

OBP 地区には、合計271箇所の着座空間が見られた。着座空間は、ブロックCに100箇所と全体の36.9%と最も多く、次いでブロックAに49箇所と18.1%と多い。

図1は、着座空間の空間構成の結果を示している。これらの座具の形態は、「専用座具」が約7割を占めた。座面の高さは、「標準高さ」が59.5%と最も高く、標準高さより「高い」が26.9%と次いで高く、「標準高さ以上」が約8割を占める。座面の奥行き幅は、「標準幅」が17.3%、「標準幅より広い」が68.3%より、「標準幅以上」が8割以上を占める。座面の材質は、「石材」が約6割と最も多く、「木材」の座具も約15%と、木材や石材が中心であった。着座位置からの景観として、緑視率「10~20%」が19.6%、「20~30%」が24.7%、「30~40%」が14.8%と、緑視率が10~40%の中程度の空間が約6割を占めている。

以上の結果より、OBP地区の着座空間には、着座に快適な座具が多く存在し、中程度の緑環境が確保された、ワークプレイスとして快適な環境が多いといえる。

4. 大阪ビジネスパークのワーカーの屋外空間の利用状況

図2は、よく利用する場所および仕事を行う場所の位置を示している。OBP在勤者の最もよく利用する屋外空間として79箇所が確認でき、これらはブロックAとBに多い。図3は、屋外空間の利用目的の結果を示している。利用目的は、「休憩」が88.3%と最も高く、「飲食」が49.2%と次いで高く、日常的な利用を多く行なっている。図4は、屋外空間の選択理由の結果を示している。選択理由は、アクセス性に関わる「勤務オフィスから近い」が高く、次いで「緑がある」、「日陰がある」が各約3割と環境に関わる理由も高く、在勤者は地区内の屋外空間を高く評価していることが分かる。屋外空間のワークプレイスとして10箇所が

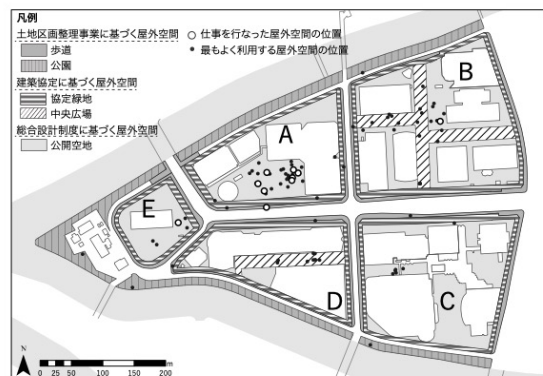


図2 よく利用する場所及び仕事行う場所の位置

指摘され、ここでもブロック A が 8 箇所と多い。図 5 は、屋外空間の仕事内容の結果を示しており、「電子メールによる連絡調整」と一般的によく行われる仕事に加えて、「事業企画書などの検討・立案」が 20.0%、「打ち合わせやミーティング」が 13.3%と知識創造に関わる仕事も少なからず見られる。選択理由は、アクセス性に関わる「勤務オフィスから近い」に加えて、「静かである」、「緑がある」、「景色が良い」が 20.0%~46.7%と環境に関わる理由を重視し空間が選択されていることがわかる。

以上より、OBP 在勤者のワークプレイスとしての利用は一定数に留まるも、休憩や飲食目的に積極的な利用が行われ、ワーカーらはその緑や景観といった環境要因を重視していることから、多くのワーカーがワークプレイスとして快適な空間を選択できる潜在力を持っていると考えられる。

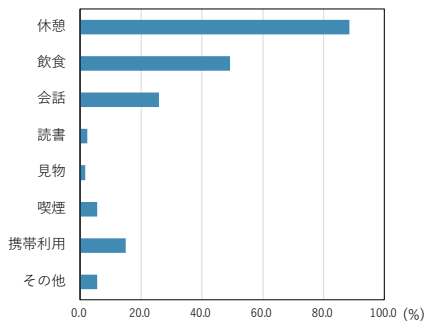


図3 屋外空間の利用目的

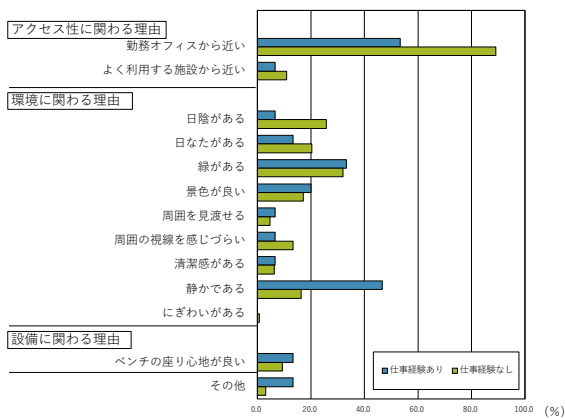


図4 屋外空間の選択理由

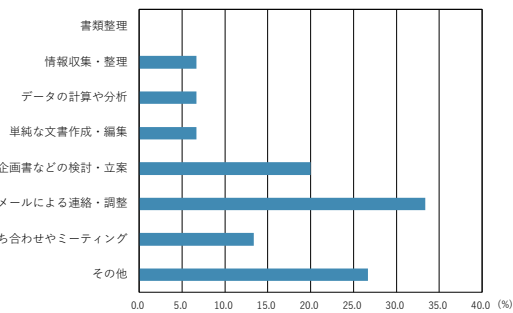


図5 屋外空間における仕事内容

5. 知識創造に寄与する環境要因

(1) 仮実験及び予備実験

仮実験は、2022年9月9日(金)に実施した。仮実験の被験者は、大阪公立大学及び大阪府立大学緑地計画学研究室に所属する学部生・大学院生、年齢は20代、男性2名、女性2名であった。仮実験は、大阪公立大学中百舌鳥キャンパスの屋内空間1カ所と、屋外空間3カ所で行なった。図6は、ターム・テーマごとに見たMマップ得点の結果である。ターム・テーマごとのMマップの平均正規化得点は、ターム1において36.41点と最も低く、ターム1とターム2・3・4間で、 $p < 0.05$ となり、有意差が見られた。これは、被験者が実験回数を重ねる毎に作業に慣れた影響であると考えられる。この結果を踏まえ、本実験では事前の練習のタームを設けることとした。

次に、ターム毎に被験者に提示するテーマ設定の妥当性を検証するための予備実験を、2022年11月10日(木)に、大阪公立大学中百舌鳥キャンパスの緑地計画学演習室で実施した。Mマップのテーマ選定にあたっては、専門性を問わず、互いに関連性がなく異なる分野からキーワードを3~4単語ランダムに選択した。これらのキーワードを用いたMマップを被験者に提示し、直接10単語を連想するのにかかる回答時間からテーマの難易度を判断した。予備実験の結果、本実験4つのテーマを「自然災害」、「健康」、「エネルギー」、「公共交通」に設定した。

(2) 本実験概要

OBPでの本実験は、同年11月11日(金)に、学生12名(20代男6名、20代女性6名)に対して実施した。被験者は3人ずつの男女別のチームを4チーム構成した。実験空間は、屋内空間と屋外空間I~IIIの4箇所とした。実験対象空間は、屋内空間1箇所と、屋外空間3箇所の合計4箇所とした。屋内空間は、ブロックAのツイン21MIDタワー会議室である。屋外空間Iは、ブロックAのOBP円形ホール東側植え込み、屋外空間IIは、ブロックDの松下IMPビル植え込み、屋外空間IIIは、ブロックBの富士OSAKAHUB西側ベンチとした。図7は、実験対象屋外空間での着座設備の模式図である。対象屋外空間では、座具の形状が、背もたれなし、高さ400~450mmの標準幅、奥行き幅280~430mm、座面の材質が石材、高さ660mm天板455×700mmのテーブルを設置し、統一させた。図8-1~

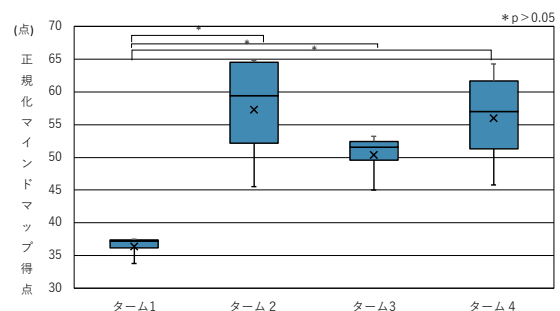


図6 ターム・テーマごとに見たMマップ得点

3 は、各実験対象屋外空間の前景を示している。各空間の着座位置からの緑視率を、屋外空間Iは、53.8%、屋外空間IIは、14.2%、屋外空間IIIは、0.0%とした。

(3) 本実験結果

図9は、実験対象空間ごとに見たMマップ得点の結果を示している。実験対象空間ごとのMマップの平均正規化得点は、屋外空間IIで55.6点と最も高く、次いで屋外空間I・IIIでともに49.8点であったが、屋内空間は44.61点と低く、屋内空間と屋外空間IIの間では有意差が見られた。これより、着座位置からの緑視率が約10%と中程度の景観が知識創造に有効に働くものと示唆された。

6. まとめ

OBPの屋外空間には、271箇所もの着座空間が存在し、各着座空間の座具の形状は着座に快適で、緑視率中程度の豊かな緑環境において整備されている。

OBP地区のワーカーらは、休憩や飲食といった日常的な利用を行なっているだけでなく、ワークプレイスとしても一定の利用をしていることが確認された。ここでは、一般的によく行われる「電子メールの連絡・調整」に加えて、「事業企画書等の検討・立案」といった知識創造に関わる

仕事がよく行われており、緑の存在や静けさ、景観といった環境に関わる要因を評価して、場所を選択していることが明らかになった。

被験者実験より、緑視率約10~40%の中程度の景観が、知識創造に有効に働くことが明らかになり、OBP地区は中程度の緑視率の着座空間が多いことから、知識創造に有効に働くワークプレイスの選択性が高いと言える。さらに、当地区のワーカーも屋外空間で実際に行なっていた「事業企画の検討立案」等の知識創造に関わる仕事は、緑視率中程度の景観の着座空間を利用して行うことで、よりワーカーの高い成果につながると言える。

さらなるOBP地区の屋外空間のワークプレイスとしての活用を図るため、よく利用されるブロックAやBの着座空間を中心に現在の緑環境を活かし、ワークプレイスとしての選択理由に挙げた「静けさ」の確保に加えて、テーブルやWi-Fi・セキュリティへの対応といった設備面を強化した空間整備が、知識創造の活性に寄与すると考えられる。

本研究では個人の知識創造活動の測定として、Mマップを用いた被験者実験を採用したが、OBPのワーカーの仕事内容でも一定数見られた、「打ち合わせやミーティング」等の複数人でのコミュニケーションを伴う知識創造に関わる業務も重要であるため、その測定手法も探る必要がある。

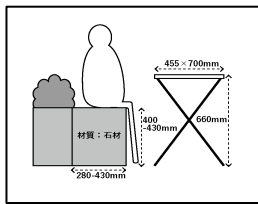


図7 実験対象屋外空間の着座設備



図8-1 屋外空間Iの前景



図8-2 屋外空間IIの前景



図8-3 屋外空間IIIの前景

【参考文献】

- 1) 知的生産性研究委員会報告書(平成20年)国土交通省 <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/chiteki/H20houkokusyo1.pdf> (閲覧2022年6月1日)
- 2) 王 紫葉(2021):「オフィスのデザイン選好による知的生産性への影響構造の違いー環境要因から知的生産性へのSEMモデルを用いた分析」、日本建築学会環境系論文集、2021年86巻784号p.567-577
- 3) 杉原るる、松尾薫、武田重昭、加我宏之(2022):大阪市内在勤者を対象とした屋外空間のワークプレイスとしての利用と効果に関する研究、日本造園学会、ランドスケープ研究(一社)ニューオフィス協会 クリエイティブオフィスレポート <http://www.nopa.or.jp/copc/report04.html> (閲覧2022年6月1日)
- 4) 野島耕平、渡邊朗子(2005):公共空間におけるワークプレイスに関する基礎的研究:外部環境と内部環境におけるモバイルワークの比較実験、日本建築学会計画系論文集、2005年70巻587号p.57-64
- 5) 大阪ビジネスパーク開発協議会、大阪ビジネスパーク土地区画整理事業誌、1987年
- 6) 一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会 <https://obp.gr.jp/obp> (閲覧2022年6月1日)
- 7) 青柳涼子(2005)「商業業務地区の公開空地における着座空間のデザインに関する研究」:大阪府立大学大学院農学環境科学専攻修士論文
- 8) トニー・ブザン(2005):ザ・マインドマップ、ダイヤモンド社
- 9) 岩城朱美、秋元孝之、古橋拓也(2019):知的生産と作業効率向上に適した上下温度差と局所気流に関する研究、日本建築学会環境系論文集、第84巻、第764号

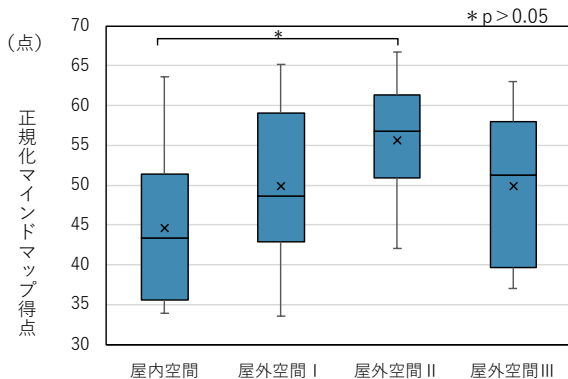


図9 実験対象空間ごとに見たマインドマップ得点

欧州文化首都プログラムにおける目的と都市選定の変化に関する考察

龍谷大学大学院政策学研究科 山内 裕貴
龍谷大学政策学部 阿部 大輔

1. 研究の枠組み

1-1. 背景

近年、アートや文化をまちづくりの手段に用いた文化政策が都市再生や地域の活性化に向けた取り組みとして期待されている。その理由として、文化芸術の保護・育成のためには多数のステイクホルダーの関与が必要不可欠であること、住民参加やアーティスト支援、観光促進、企業誘致など、広範囲の政策課題にまたがること、そして行政内の部局を超えた連携が求められることなどが考えられる。

欧州の代表的な文化政策のひとつに、欧州諸国間で取り組まれる「欧州文化首都 (Europe Capital of Culture)」プログラムがある。毎年開催地として選定される「欧州文化首都」ではその選定を契機に文化政策の長期的開発が図られ、社会的知名度の向上による観光促進や経済や社会に効果的な影響が見られる。

日本では、1992年にEU・ジャパンフェスト日本委員会が設立され、欧州文化首都における日本に関連するプログラムが支援されている。また、近隣国である、中国、韓国とともに、欧州文化首都を模範した「東アジア文化都市」プログラムが開始されている¹⁾。このように、欧州文化首都プログラムに対して、欧州地域だけでなく、世界各国で注目されている。このことから、世界各国で注目を集める欧州文化首都について取り扱うことは、今後の日本における文化政策の発展の一助になり得る。

1-2. 研究の目的

本研究では、長期間にわたり実施されてきた欧州文化首都の取り組みを対象に、そこでの事業の「目的」と選定される都市の傾向に着目することで、文化政策の考え方や枠組みの変化について考察することを目的とする。

1-3. 研究の対象と方法

「欧州文化首都」プログラムの1985年から2020年までを対象として取り扱う。資料として、Network Secretariat²⁾及び欧州連合³⁾が取り扱う資料、各都市のホームページ及び各都市の欧州文化首都プログラムのウェブサイトなど、Web上にある入手可能な資料から情報を得て調査を進める。その際に、特にテーマ、目的、目標の項目に着目する。

1-4. 先行研究の整理

我が国の研究として、文化芸術と社会との関わりから文化政策としての欧州文化首都について論じた根本ら (2008)⁴⁾や菅野 (2000)⁵⁾、観光の観点から言及した種田 (2011)⁶⁾が挙げられる。開催都市を紹介する論考にはリヴァプールを事例に都市をテーマに掲げた文化プロジェクトであることの意味、都市再生への貢献・影響を分析した種田 (2009)⁷⁾や渡部 (2020)⁸⁾がある。また、太下 (2014)は欧州文化首都の事例から東アジア文化都市の発展への期待を述べる⁹⁾。

諸外国での研究としては、地方、地域、国、欧州のマルチレ

ベルの政策として欧州文化首都について言及した Palonen (2011)¹⁰⁾、欧州文化首都からの教訓として欧州文化首都でのイベントからイベント主導の文化観光開発戦略を取り巻く重要な問題について述べている Garcia (2004)¹¹⁾や西ヨーロッパの都市再生ツールとしての文化政策と計画を見直し、ヨーロッパの文化政策の進化を評価している Liu (2014)¹²⁾がある。

以上のように「欧州文化首都」プログラムはEUの文化、観光、都市再生に対する政策として評価されているものの、本研究が目指すような「欧州文化首都」プログラムをその事業目的や長期的展開に着目した議論は不足していると言える。

2. 欧州文化首都プログラムについて

2-1. 設立の背景

1983年のギリシャの文化大臣である、メリナ・メルクーリにより「各都市が欧州文化の豊かさを強調し、欧州市民がその多様性を共に祝う」ことを目的に構想され、以下の目的と効果が期待されている¹³⁾。

目的：

- ヨーロッパの文化の豊かさと多様性を強調する。
- ヨーロッパの人々を結びつける文化的な絆を称える。
- ヨーロッパのさまざまな国の人々が互いの文化に触れ、相互理解を促進する。
- 欧州市民としての意識を醸成する。

効果：

- 都市再生
- 文化的な生活に新たな活力を与える。
- 国際的な知名度を上げ、観光を促進し、住民による都市イメージを向上させる。

2-2. 「欧州文化首都」プログラムの概要と事例

「欧州文化首都」プログラムは1985年より開始され、アテネ (ギリシャ) が最初の開催都市として選定された。それ以降、毎年EU内の1~3都市が「欧州文化首都」として選定され、年間を通じて都市規模での文化プロジェクトが行われている。2023年現在までに合計68都市が参加し、2028年までの開催都市が確定している。「欧州文化首都」に選定された都市では、1年を通じて都市規模での文化イベントが開催される。

2017年に欧州文化首都となったオーフス (デンマーク) では、アーティストインレジデンス、ビジュアルアートと展示会、舞台芸術、映画とアニメーション、デザインと建築、スポーツと遊び、子どもと青少年、クリエイティブ産業などのプログラムが行われ、各プログラムの中でそれぞれが一年を通して様々なイベントが開催された (表1)。イベントとして、礼拝の儀式を再解釈することを目的とした「set woeship free」がオーフス大聖堂で行われたほか、多様なイベントが開催された¹⁴⁾。

表1. オーフスでの主なプログラム

メガイベント	満月のイベント
オープニング/RODE OM/庭/オーフスファイナル	Land of wishes/set worship free/off road festival opening/off road festival:the closingevent/freedom prison など
ビジュアルアーツと展覧会	アノニ・アーティスト・イン・レジデンス
Coast to Coast/ o'-space/Cindy Sherman など	アノニ・イン・コンサート など
子どもと若者	スポーツと遊び
Dance baby dance/ Pulse aarhus など	move for life/ culture by bike など
クリエイティブ産業	デザインと建築
Fish-a-deli circus/ creativity world forum 2017 など	New Danish Modern/ my playground など
歴史と信念	映画とアニメーション
set woeship free/ aarhus stories など	Big little film festival/The Dissidents など
ネットワークと戦力的パートナーシップ	文学、ディベート、ディスカッション
2017 academy/ rethink leaning など	the hypotheticals/ conversatopns in time など
アフィリエイトプログラム	フェスティバルとハブニング
wxlore the world with aarhus 2017 など	満月のイベント/ Growop! Festival など
オフトラック	音楽と音
the boundless kitchen	nternational youth concert2017/ venuehack など
オーフス2017とバフォス2017	舞台芸術
human in balance/ the red hour など	littlerebellions/ the bier tilogy/ EDDA など
ヨーロッパの美食地域2017	
bring home the oysters!/ food festival など	

(HPを参考に筆者作成)

3. 目的の変遷

3-1. 欧州文化首都プログラムの目的の変遷

「各都市が欧州文化の豊かさを強調し、欧州市民がその多様性を共に祝う」ことが目的とされ¹⁵⁾、現在も目指されている。2014年には、「都市の長期的な発展に文化が寄与することを促進し、国境を越えた協力を通じて、都市における文化の提供の範囲、多様性及び欧州の側面を高め、文化へのアクセスと参加を拡大し、文化部門の能力及び他の部門との連携を強化し、文化を通じて都市の国際的知名度を向上させる」ことが目的として加えられた¹⁶⁾。2017年には「欧州における文化の多様性を保護・促進し、それらに共通する特徴を強調するとともに、市民の共通文化圏への帰属意識を高めること」及び、「各都市の戦略や優先順位に従い、文化の長期的な発展への寄与を促進すること」が言及され、特定の目的が定められた¹⁷⁾ (表2)。

表2. 2019年以降の目標
(欧州連合が取り扱う資料を参考に筆者作成)

一般目標	
ヨーロッパ文化の多様性を保護・促進し、それらに共通する特徴を示す	都市の長期的な発展に文化が寄与することを促進する
特定の目的	
年における文化的提供の範囲、多様性、欧州の側面を強化	文化へのアクセスや参加を広げ、文化セクターの能力の強化および他セクターとの接続強化
文化を通じた都市の国際的知名度の向上	
操作目標 (都市レベル)	
高い芸術性を持つ広範囲の文化プログラムを刺激する	文化プログラムの準備と実施に、幅広い市民や関係者を参加させること
幅広い層の市民が文化的イベントに参加する	文化インフラを整備する
文化セクターのスキル、能力、ガバナンスを開発する	市とその文化プログラムを促進する
住民の国際感覚を向上させる	
操作目標 (EUレベル)	
欧州文化首都の地理的なバランスを確保し、信頼できる候補者の選定を確実にする	

2019年には、一般的な目標及び特定の目的に対し都市レベルとEUレベルでの運営していく上での具体的な目標が定められた(表2)。地方レベルの目標では、文化プログラムに対し、インフラの改善や芸術的な質の高さや広域性が求められている。また、国境を越えた協力だけでなく、市民や関係者の参加が促されている。EUレベルでの目標では、選定都市に対し地理的バランスの確保や信頼が求められている¹⁸⁾。



図1. 2019年以降の目標
(欧州連合が取り扱う資料を参考に筆者作成)

3-2. 各都市の欧州文化首都の目的

図1は1985年から2020年の「欧州文化首都」が掲げた目的に関してまとめたものである。1985年から1990年では特に、都市の歴史性を見直すような考えが見られる。1985年のアテネでは「欧州文化首都」をギリシャの思想と演劇の歴史的な位置を探る機会として位置付けている¹⁹⁾。1987年のアムステルダム(オランダ)では積極的な文化的側面を与えることで市民の文化への参加を強調することが目的とされた²⁰⁾。

1990年のグラスゴー(イギリス)では、文化的、経済的、社

会的側面のそれぞれに、既存の文化団体の活動を発展させ、外部の文化に触れる機会を増やすこと、雇用機会の拡大、市内での文化市場の発展、グラスゴーのイメージと認知度の向上やより広範な社会的受け皿を整備することが目標として掲げられた²¹⁾。1990年台からはテーマとして、1999年のワイマール(ドイツ)の「都市という実験室」²²⁾など、目的やテーマとして「都市」に着目した都市が多く見受けられるようになった。1991年のダブリン(アイルランド)では、文化的な魅力にあふれた都市でありながら、大きな都市問題を抱えた都市として、その可能性を広く捉えることを目的とし「ヨーロッパと世界」というテーマのもと、芸術的イベントや展覧会のほか、環境と建築の問題に関する展覧会の開催やワークショップが行われた²³⁾。2000年ごろには、都市における文化的価値を高めるような動きが見られる。2001年のロッテルダム(オランダ)では「欧州文化首都」開催の基本的な狙いとして、街全体を対象としたフェスティバルを開催し、芸術愛好家だけでなく幅広い観客を惹きつけ、参加者・活動・施設の面で都市の文化的基盤を構造的に強化すること、ロッテルダムの国際的な文化イメージを向上すること、観光の活性化など長期的な経済効果を生み出すこと、としており経済的効果としての観光に期待する側面が顕著に現れ始めた²⁴⁾。2017年以降には特にコミュニケーションに着目した項目が多く見られる。2017年のパフォス(キプロス)では「伝統と地域空間と人々の再接続」²⁵⁾、2018年のレーワルデン(オランダ)では「共同体意識の再創造」が挙げられ、コミュニティや多様性に対して言及されている²⁶⁾。2019年のプロヴディフ(ブルガリア)は「Together」をテーマとし、観客、開催地、参加者、パートナーなどつながり合うことを目的としている²⁷⁾。

4. 選定都市の変遷と特徴

1992年に都市選定について「EC加盟国の都市を選定した翌年は異なる都市を選定すること」「首都を選定した場合、次回は地方の都市を選定すること」「2年連続して同一地域に片寄らないように地理的な配慮を行うこと」「各都市が独自で行う記念祭の開催年をも考慮することが望ましいこと」と定められ、初期の1985年から数年間は、アテネやフィレンツェ、アムステルダム、ベルリン、パリのように文化的な首都レベルの都市が認定された²⁸⁾。2000年には、これまで1年に1都市のみに与えられた「欧州文化首都」が9都市に認定され、その後は毎年1~3都市が認定されるようになった。1999年には欧州議会および理事会により、2005年から2019年までの「欧州文化首都」の選考が変更された²⁹⁾。2004年までEU加盟国から選出されていた首都は、委員会の推薦を基に評議会により任命されることとなり、欧州諸国間のローテーション制が適用され、EU加盟国外である欧州第三国も参加の対象となった。2017年に決定した2020年から2033年までの「欧州文化首都」には1年に3都市を超える選定が禁止された³⁰⁾。図2は2020年までに認定された「欧州文化首都」及び特徴を年代ごとに表している。選定都市の分布図から年代を問わず湾岸地域に集中し、2000年以降では内陸部の諸都市で見られる。湾岸都市の多く

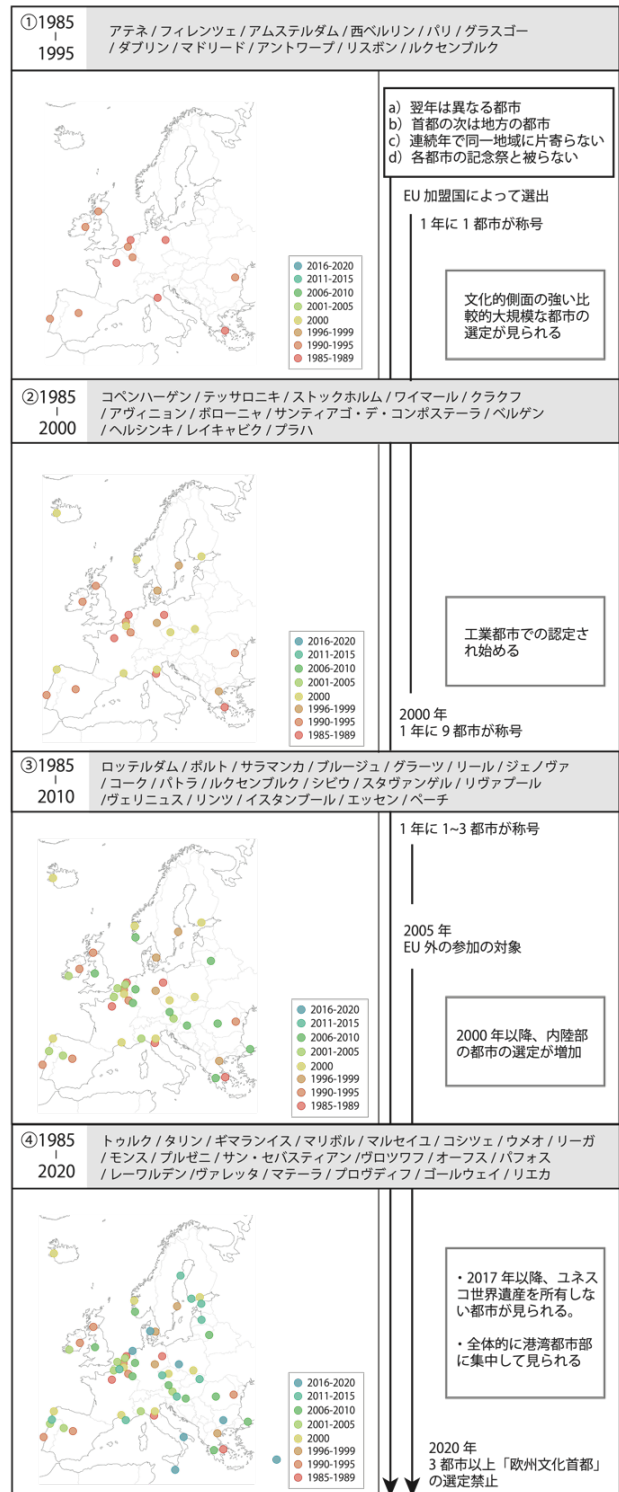


図2. 「欧州文化首都」の特徴と都市選定の変遷
(欧州連合が取り扱う資料を参考に筆者作成)

は工業都市としても知られる。2003年のグラーツ(オーストリア)以降、2010年のエッセン(ドイツ)、ペーチ(ハンガリー)など徐々に内陸部の工業都市が選定の対象となっており、工業都市での文化政策のニーズが高まったと考えられる。

5. まとめ

「欧州文化首都」プログラムが開始されて以来、当初からの目的である「欧州の文化の豊かさと多様性、それらの文化に共通する特徴を強調し、欧州市民間の相互理解を深める」という目的は普遍的であり、そこに付け加えられていく形で、より具体的な目標が設定されるようになった。この目的に対し、これまで欧州文化首都としての称号を得た都市はそれぞれに異なる背景や目的を持つが、一貫して文化プログラムが行われている。一見、文化とかけ離れたイメージがある工業都市の多くが「欧州文化首都」に選定されるように、文化政策が徐々に都市の発展に寄与し多様な場面で必要とされるようになったと考えられる。

参考文献

- 1) EU・ジャパンフェスト日本委員会事務局 HP <<https://www.european-japanfest.org/grant-for-programs-detailsip/>> (最終閲覧日 2023 年 6 月 19 日)
- 2) Network Secretariat 「culture NEXT」 website <<https://culturenext.eu/>> (最終閲覧日 2023 年 6 月 19 日)
- 3) European Commission “European Capitals of Culture” Culture and Creativity <<https://culture.ec.europa.eu/policies/culture-in-cities-and-regions/european-capitals-of-culture/>> (最終閲覧日 2023 年 6 月 19 日)
- 4) 根本敏行、藤田憲一、種田明 (2008) 「拡大 EU 時代の欧州地域政策の比較研究 (その 3) : 産業遺産保全と地域文化政策」、静岡文化芸術大学研究紀要、vol.8、p.21
- 5) 菅野幸子 (2000) 「欧州における芸術と社会との関わり」、文化経済学、vol.2-2、pp.136-143
- 6) 種田明 (2011) 「観光と欧州文化首都一集客装置としての文化イベント、文化遺産」、跡見学園女子大学観光マネジメント学科紀要、vol.1、pp.23-32
- 7) 種田明 (2009) 「リバプール、海商都市の歴史観光」、静岡文化芸術大学研究紀要、vol.10、p.121
- 8) 渡部薫 (2020) 「英国における都市をテーマにした文化プロジェクトと都市再生—リヴァプールの 2008 年ヨーロッパ文化首都を事例として—」熊本法学、vol.149、pp.121-158
- 9) 財団法人自治体国際化協会 (1994) 「欧州文化都市制度 欧州市民としてのアイデンティティ確立と文化振興の一手法」、CLAIR REPORT、vol. 91、p.5 <https://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/091-1.pdf> (最終閲覧日 2023 年 6 月 19 日)
- 10) Palonen, E. (2011) “Multi-level cultural policy and politics of European Capitals of Culture”, Nordisk kulturpolitisk tidsskrift, vol. 13-1, pp.87-108
- 11) García, B. (2004) “Cultural policy and urban regeneration in Western European cities: lessons from experience, prospects for the future” Local economy, vol. 19-4, pp. 312-326.
- 12) Liu, Yi-De (2014) “Cultural events and cultural tourism development: Lessons from the European Capitals of Culture.” European Planning Studies, vol. 22-3, pp.498-514
- 13) European Commission “European Capitals of Culture” Culture and Creativity <<https://culture.ec.europa.eu/policies/culture-in-cities-and-regions/european-capitals-of-culture/>> (最終閲覧日 2023 年 6 月 19 日)
- 14) aarhus 2017 European capital of culture “PROGRAMM” <<http://www.aarhus2017.dk/en/programme/index.html>> (最終閲覧日 2023 年 6 月 21 日)
- 15) European Commission “European Capitals of Culture” Culture and Creativity <<https://culture.ec.europa.eu/policies/culture-in-cities-and-regions/european-capitals-of-culture/>> (最終閲覧日 2023 年 6 月 19 日)
- 16) official journal of the European Union (2014) “DECISION No 445/2014/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014” <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014D0445>> (最終閲覧日 2023 年 6 月 19 日)
- 17) official journal of the European Union (2017) “DECISION (EU) 2017/1545 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 September 2017” <https://culture.ec.europa.eu/sites/default/files/ecoc_2017_ex_post_evaluation_final_report.pdf> (最終閲覧日 2023 年 6 月 19 日)
- 18) European union law “COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT European Capitals of Culture post 2019 Accompanying the document Proposal for a Decision of the European Parliament and of the Council establishing a Union action for the European Capitals of Culture for the years 2020 to 2033” <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52012SC0226>> (最終閲覧日 2023 年 6 月 19 日)
- 19) Network Secretariat “ATHENS 1985”, European Cities of Culture, pp. 48-49 <<https://culturenext.eu/wp-content/uploads/2021/11/Athens-1985-Myerscough-Report.pdf>> (最終閲覧日 2023 年 6 月 21 日)
- 20) Network Secretariat “AMSTERDAM 1987”, European Cities of Culture, pp.73-76 <<https://culturenext.eu/wp-content/uploads/2021/11/Amsterdam-1987-Myerscough-Report.pdf>> (最終閲覧日 2023 年 6 月 21 日)
- 21) Network Secretariat “Glasgow 1990”, European Cities of Culture, pp.112-116 <<https://culturenext.eu/wp-content/uploads/2021/11/Amsterdam-1987-Myerscough-Report.pdf>> (最終閲覧日 2023 年 6 月 21 日)
- 22) Network Secretariat “REPORT ON EUROPEAN CITIES AND CAPITALS OF CULTURE PART II”, pp.81-82 <<https://culturenext.eu/wp-content/uploads/2021/11/Palmer-part-2-2004.pdf>> (最終閲覧日 2023 年 6 月 21 日)
- 23) Network Secretariat “DUBLIN 1987”, European Cities of Culture, pp.134-138 <<https://culturenext.eu/wp-content/uploads/2021/11/Dublin-1991-Myerscough-Report.pdf>> (最終閲覧日 2023 年 6 月 21 日)
- 24) Network Secretariat “The Impact of Cultural Events on City Image: Rotterdam, Cultural Capital of Europe 2001”, Greg Richards and Julie Wilson, pp.1938-1940 <https://culturenext.eu/wp-content/uploads/2021/11/The_Impact_of_Cultural_Events_on_City_Image_Rotterdam-libre.pdf> (最終閲覧日 2023 年 6 月 21 日)
- 25) PAFOS 2017 website <<https://www.pafos2017.eu/en/>> (最終閲覧日 2023 年 6 月 21 日)
- 26) Leeuwarden 2018 website <<https://leeuwarden.archiefweb.eu/?subsite=leeuwarden#archive>> (最終閲覧日 2023 年 6 月 21 日)
- 27) Plovdiv website <<http://plovdiv2019.eu/en/>> (最終閲覧日 2023 年 6 月 21 日)
- 28) 自治体国際化協会 (1994) 「欧州文化都市制度 欧州市民としてのアイデンティティ確立と文化振興の一手法」、CLAIR REPORT、vol. 91、p.5
- 29) European union law “DECISION No 1622/2006/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 24 October 2006” <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32006D1622>> (最終閲覧日 2023 年 6 月 19 日)
- 30) European union law “COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT European Capitals of Culture post 2019 Accompanying the document Proposal for a Decision of the European Parliament and of the Council establishing a Union action for the European Capitals of Culture for the years 2020 to 2033” <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52012SC0226>> (最終閲覧日 2023 年 6 月 19 日)

水都大阪・水の回廊のイメージ変遷に関する研究

－ 2001年～2022年の新聞記事の分析を通して －

株式会社地域計画建築研究所 吉岡 志穂
 大阪公立大学大学院工学研究科 嘉名 光市
 大阪公立大学大学院工学研究科 高木 悠里

1. 研究の概要

(1) 研究背景

かつて舟運が栄えた大阪では、水辺を活気ある場へと再生する「水都大阪」の取組が盛んである。特に都心部の「水の回廊」では、船着き場の整備、護岸や橋梁のライトアップなど様々な取組が行われてきた¹⁾。近年は、多様な活動の場となる魅力的な水辺空間が創出され賑わいを見せており、既往研究でも、水の回廊における土木・建築の相互関係を分析した研究³⁾、大阪水辺の親水性の評価とその整備手法を解明した研究⁴⁾、水都大阪の事業スキームとそのプロセスを解明した研究⁵⁾など事業の変遷やその効果について明らかにされてきている。

一方で、水辺空間が大きく変化したものの、人々が水辺空間に抱くイメージがどのように変遷してきたのかは明らかにされていない。人々が都市空間に抱くイメージは、その都市に対する愛着や理解の醸成につながる。水都大阪の取組を検証し将来の姿を展望するためにも、水都大阪における水辺空間のイメージ変遷を明らかにすることは重要である。

そこで本研究では、継続的に水辺空間の再生が行われてきた水都大阪・水の回廊を対象に、そのイメージ変遷に着目する。都市のイメージを分析する手法には様々な方法があるが⁶⁾、本研究ではメディアを通じた分析に着目する。そして、メディアとしては新聞を採用する⁷⁾。

(2) 研究方法・目的

新聞記事などのテキストデータの分析手法として、KH Coderを用いたテキストマイニングがある。テキストマイニングでは、文章の中で用いられる単語の出現頻度やその結びつき（共起関係）などを分析することで、文章の傾向をつかむことが出来る。

本研究では、水都大阪・水の回廊に関する新聞記事のテキストマイニングによる分析を通して、単語同士の共起関係などを捉えることで、どのようにイメージが変遷してきたかを明らかにすることを目的とする。

2. 水都大阪の取組と対象地の空間変遷

水都大阪では、大阪市中心部を流れる水の回廊を中心として様々な取組が行われてきた。水の回廊は、堂島川・土佐堀川・木津川・道頓堀川・東横堀川が「口」の字型に形成する水路を指す。本章では、水の回廊を対象として、水都大阪の取組によって整備された水辺拠点空間、船着き場、ライトアップ整備された橋梁などについてエリアごとに整理した。(図-1)

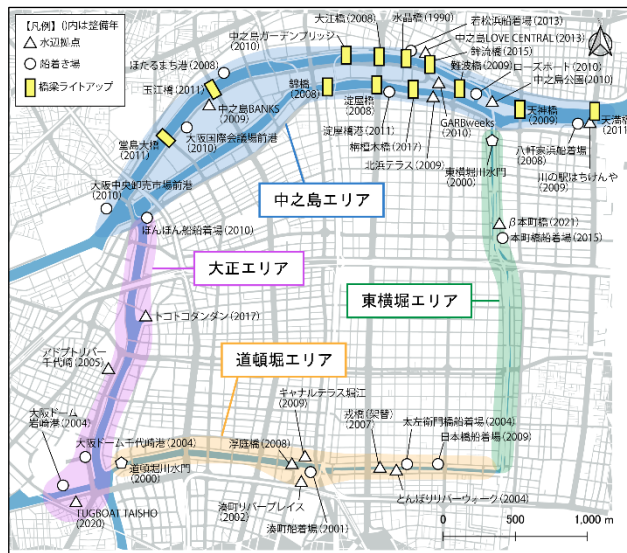


図-1 水都大阪の取組による整備

3. 新聞記事の収集

本研究では、全国紙のうち発行部数上位2紙（読売新聞、朝日新聞）のオンラインデータベース（ヨミダス歴史館、朝日新聞クロスサーチ）を用いた。対象とする期間は、水都大阪の取組が本格化した2001年から2022年までの22年間とした。

ここで、共起ネットワークによる分析をエリアごとに行うことを見据えて、収集した新聞記事について、それぞれの記事が対象とするエリアを分類した。その上で、新聞記事の中から、水の回廊の水辺に関する要素を含む記事を検索した。具体的には、河川・船着き場・水門・水辺拠点・橋梁の5種類を検索キーワードとして設定した。設定したキーワードの一部を表-1に示す。

表-1 検索キーワード（一部抜粋）⁽³⁾

分類	キーワード	エリア	分類	キーワード	エリア
河川 (5)	堂島川	中之島	水門(2)	東横堀川水門	東横堀川
	土佐堀川			川の駅はちけんや	中之島
	道頓堀川			とんぼりリバーウォーク	道頓堀川
	東横堀川			湊町リバープレイス	道頓堀川
	木津川			β(ベータ)本町橋	東横堀川
船着場 (16)	八軒家浜船着場	中之島	橋梁 (64)	TUGBOAT TAISHO	大正
	ほたるまち港			難波橋	中之島
	湊町船着場			水晶橋	道頓堀川
	太左衛門橋船着場			成橋	道頓堀川
	本町橋船着場			本町橋	東横堀川
	大阪ドーム千代崎港			大正橋	大正

その結果、2001年から2022年までの22年間で、水の回廊に関する新聞記事は合計2,773件得られた⁽⁴⁾。年度ごとの記事数の推移を図-2に示す。

新聞記事数は、2003年と2009年に多く見られ、近年は減少傾向にあることが分かった。

検索キーワードごとの詳細な新聞記事数に着目すると、新聞記事には河川名が多く含まれていることが分かった。また、船着き場・水辺拠点・橋梁などは、キーワードによって含まれる記事数に偏りがあることが分かった。記事数が多いキーワードを表-2に示す。

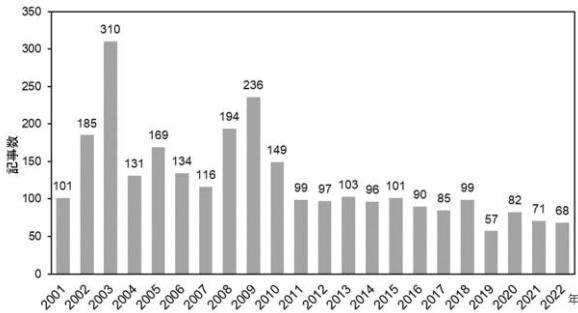


図-2 年度ごとの新聞記事数推移

表-2 合計記事数の多いキーワード (一部抜粋) (5)

分類	キーワード	記事数	分類	キーワード	記事数
河川 (2,227)	道頓堀川	1,073	水辺 拠点 (684)	中之島公園	490
	堂島川	508		湊町リバープレイス	86
	土佐堀川	400		とんぼりリバーウォーク	47
	東横堀川	139		北浜テラス	22
	木津川	107		中之島BANKS	11
橋梁 (1,131)	戎橋	522	船着場 (324)	川の駅はちけんや	10
	淀屋橋	115		八軒家浜船着場	217
	天満橋	95		淀屋橋港	28
	天神橋	64		湊町船着場	20
	難波橋	59		ほたるまち港	19
	大左衛門橋	52		大阪国際会議場前港	9
	日本橋	46		ローズボート	8
	大江橋	29		水門(9)	5
					東横堀川水門

4. 結果

2001年から2022年までの収集した新聞記事について、語の共起関係の分析から、水の回廊の都市イメージの変遷を分析する。変遷を時系列的に分析するため、期間をI(2001~2004年)、II(2005~2008年)、III(2009~2012年)、IV(2013~2016年)、V(2017~2019年)、VI(2020~2022年)に分けて分析を行った。

テキストマイニングによりそれぞれの期間で語と語の結びつきの強さを表す図として共起ネットワーク図を作成する。一例として、期間Iの水の回廊全体に関する共起ネットワーク図を図-3に示す。この図から主に読み取れることとしては以下の事項が挙げられる。

「道頓堀川」「飛び込む」「戎橋」「阪神タイガース」「優勝」などの共起関係が見られた。また、「飛び込む」はサッカーW杯に関する単語のグループとも共起しており、各単語の数も多いことが分かる。これは、阪神タイガースのリーグ優勝やサッカーW杯で日本代表が勝利した際に、人々が戎橋から道頓堀川へ飛び込む様子が多く記述されていたことが示唆される。他には、「水都」「再生」「整備」などのグループは、水都大阪再生の事業開始時期の話題が取り上げられたことに関係していると考えられる。

このような共起ネットワーク図を同様に、期間ごとにエリア全体・エリア別でそれぞれ作成し、分析を行った。その分析の結果を水の回廊の地図上に可視化したものを次のページの図-4に示す。

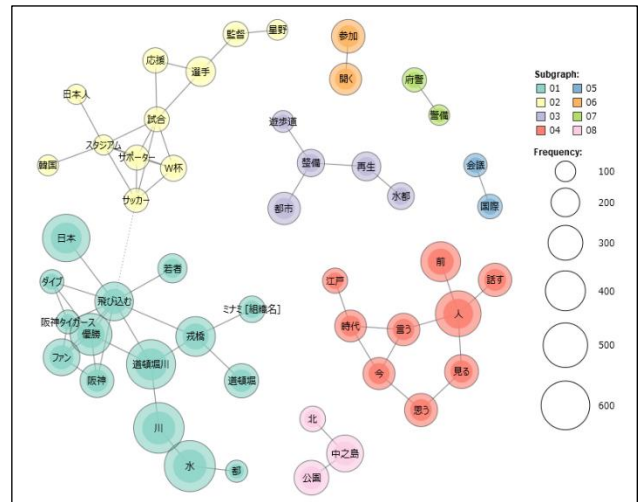


図-3 共起ネットワーク図の一例 (期間I・エリア全体)

(1) 水の回廊全体のイメージ変遷

期間Iでは、阪神優勝やW杯で道頓堀川に飛び込む人々の姿が描かれており、道頓堀川が人々の飛び込む場所というイメージが形成されたと考えられる。また、水都大阪再生の事業開始時期の話題が表れており、水都大阪再生の機運の高まりが捉えられた。期間IIでは中之島エリアのハード整備やプロジェクトに関する単語グループが出現しており、中之島エリアの水辺の空間的な変化が捉えられていた。一方で、期間Iと比べて、共起する単語数や単語の数は減少したものの「道頓堀川」「飛び込み」に関するグループは引き続き出現しており、道頓堀川での飛び込みのイメージが継続していると考えられる。期間IIIでは、水都大阪2009に関するグループが大きく出現しており、中之島エリアではイベントが開催される様子が想起されるようになったことが示唆される。またライトアップや水上バス、クルーズといった単語が出現し、新たなイメージが形成され始めたと考えられる。期間IVでは、特に道頓堀川エリアにおいて、水辺に立地していない又は水辺に限らないが、新聞記事に登場する当該エリア周辺の出来事が出現していた。中之島公園でのイベントの様子も期間IIIに続いて想起されており、イメージが定着してきたと考えられる。期間Vでは、こども本の森の建設や万博に関するグループが出現した。しかし1つのグループ内での共起する単語数は減少し、内容についても特定出来ないグループが増加していることから、水辺空間に関する記述内容が多様化してきていることが考えられる。期間VIでは、コロナに関する話題が多く取り上げられたことに伴い、水辺空間に関するイメージの想起に繋がるグループはあまり見られなかった。

(2) 中之島エリアのイメージ変遷

期間Iでは、水都大阪再生の整備計画や、世界水フォーラムなどのグループが多く出現しており、水都大阪再生への機運の高まりが読み取られた。また中之島公園は、マラソン大会などのイベントの開催場所や、野宿生活者の居場所としてのイメージが形成されていたと考えられる。期間

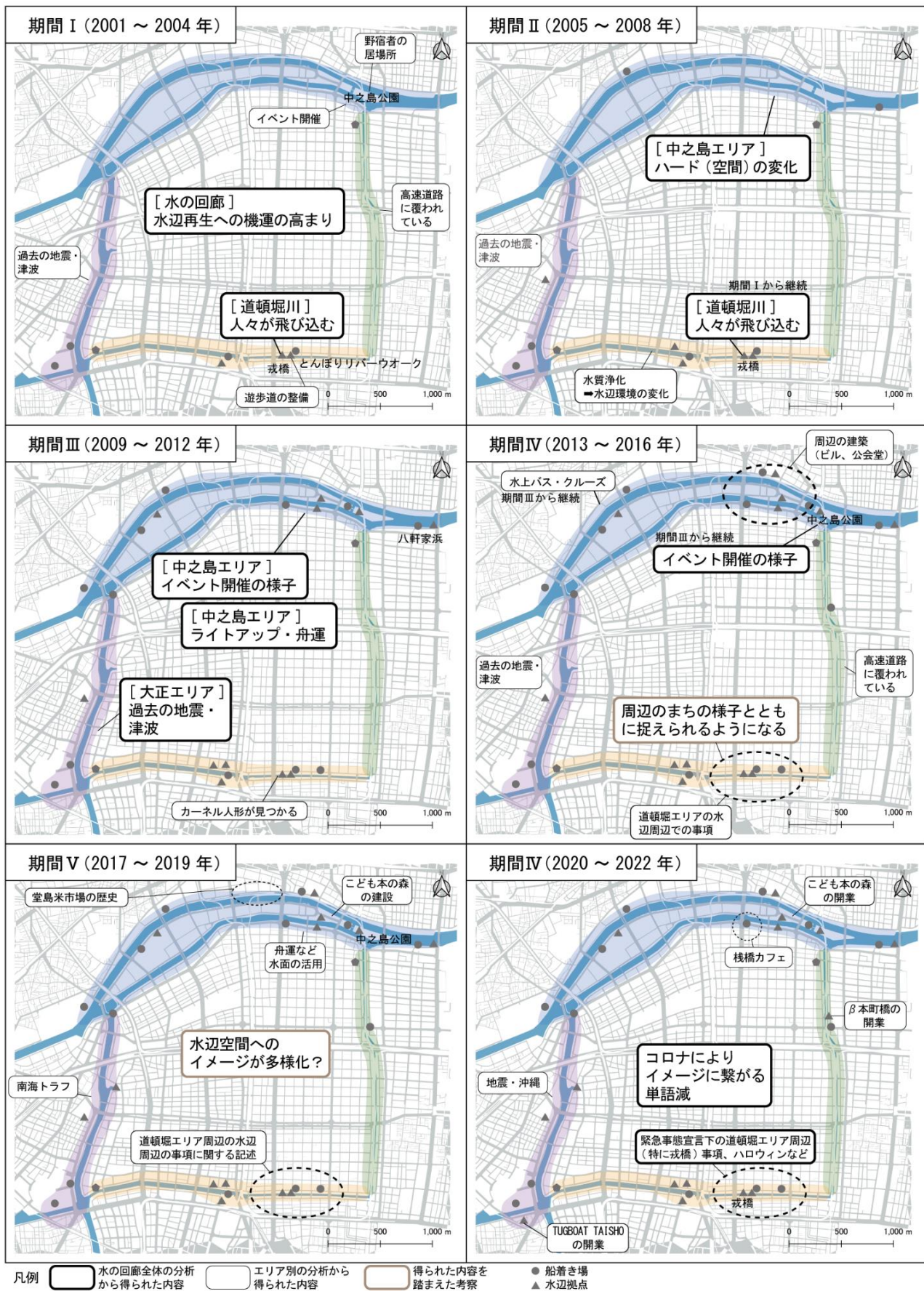


図-4 水の回廊におけるイメージの変遷

IIではハード整備に関するグループが多く出現しており、空間的イメージの変化が中之島エリアの様々な場所で起きていることが考えられる。期間IIIでは、水都大阪2009の取組などにより、水の回廊における中之島エリアのイメージが強まり、ライトアップや水上バスといった新しいイメージも出現した。期間IVでは、川沿いのビルや中之島公会堂などの周辺の建築に関するグループも登場した。またクルーズや水上バスなど、舟運に関するグループも継続して出現している。期間Vでは、こども本の森の整備による空間の変化や舟運による水面での活動、中之島公園や中央公会堂といった場所的なイメージ、エリア周辺も含んだ記述など多面的に捉えられている傾向が見られた。期間VIでは、新型コロナウイルス感染症により水の回廊全体では記述が埋もれてしまった要素が多い中、棧橋カフェなど新たな活動も見られつつあることが分かった。

(3) 道頓堀エリアのイメージ変遷

期間Iでは、野球やサッカーW杯での道頓堀川への飛び込みに関するグループが出現しており、道頓堀川に飛び込む人々の姿が描かれていることから、道頓堀川が人々の飛び込む場所というイメージが形成されたと考えられる。またとんぼりリバーウォークの遊歩道整備など水都大阪再生の事業開始時期の内容など、この期間に発生した出来事に対する記述が多く見られた。期間IIでは、期間Iから続く同様のイメージに加えて、水質浄化や水都大阪の整備など、水辺の環境の変化が読み取れる。期間III以降にかけても、同様に社会情勢が大きく反映されていた。しかし、これまでは水辺での出来事の記述が多かったが、水辺周辺の飲食店やまち全体など、水辺周辺の出来事に関する記述も多く見られるようになった。このことから道頓堀エリアは水辺のみの描写ではなく、水辺空間を含んでまちの印象や出来事、取組、空間変化を捉える傾向があると考えられる。

(4) 東横堀エリアのイメージ変遷

新聞記事に書かれている記述が少ないことに加えて、中之島エリアや道頓堀エリアと比較して近年まで水辺の整備がされていなかったため、各期間で発生した出来事に対する記述ではなく、豊臣秀吉が活躍した時代の歴史的な記述のグループが強く出現した。その当時の様子や風景が強く語られていると考えられる。期間VIでは、β本町橋などの整備が行われたことから、東横堀川エリアのイメージの変化が起ころ始めていると考える。

(5) 大正エリアのイメージ変遷

大正エリアも新聞記事に記述される数が少ないことに加えて、木津川周辺での水辺の整備が進んでいないため、まちで発生した出来事に関する記述や水辺の整備に関する記述ではなく、沿岸部に最も近いことにより過去の地震による被害などの話題が多く占めた。一方で、期間VIにはTUGBOAT TAISHOの開業の記事に関する話題などが出現しており、大正エリアの空間的イメージの変化も始まりつつあると考えられる。

5. 結論とまとめ

共起ネットワークに出現した単語のグループには、水辺空間や周辺のまちでの出来事に関するもの、水都大阪再生の整備に関するもの、水辺空間やその地域の歴史文化に関するものが多いことが分かった。

水辺空間やその周辺のまちでの出来事に関する内容は、その場所で話題を呼んだ出来事などが発生した際に、共起ネットワーク中に強く出現した。これは、話題性のある出来事を伝達するという新聞記事の特性によるものであると考えられる。特に道頓堀エリアではその傾向が強く、出来事の背景や舞台として描かれることによって、エリアや水辺空間のイメージに結びついていると考えられる。

水都大阪再生に関する内容は、初動期の計画や構想の話題からハード整備、イベントや舟運などの人の活動に移り変わっており、取組の内容に応じて変遷してきている。このことから水辺空間の変化によって、人々の活動が想起されるようになったと考えられる。

水辺空間やその地域の歴史文化に関する内容は、どの期間・エリアにも一定見られた。水の回廊のかつての水辺の姿やそれに関するまちの歴史を描く際に用いられていると考えられる。

以上から、水辺空間やその周辺に関するイメージは、特に初期では特定の場所に依存したものが強く存在したが、水都大阪の取組の変遷に応じて、イメージが各場所で多様化してきているものと捉えられた。

【補注】

- (1) 都市のイメージを分析する方法には、他に、実体験のイメージ分析、心象風景の分析などがある。
- (2) メディアから得られる都市空間のイメージは、多くの人々に共通性の強いイメージだと考えられる。メディアに記述された空間を対象とした研究では、文学や歌、新聞記事、雑誌、SNSなどを分析したものがあるが、このうち新聞は公共性が強く公平な記述がみられること、過去の記事の入手が比較的容易でありイメージの変遷を分析しやすいことから本研究で採用した。
- (3) 分類の()内の数字は、各分類でのキーワード数を示している。
- (4) 収集した新聞記事のうち、検索キーワードが住所や建物名などの一部になっている場合や、別の場所を示している場合、社告やイベント広告欄はノイズ記事として除外した。
- (5) 分類の()内の数字は、各分類の合計記事数を示している。

【参考文献】

- 1) 泉英明, 嘉名光市, 武田重昭(2015), 「都市を変える水辺アクション 実践ガイド」, 学芸出版社
- 2) 水都大阪コンソーシアム, 「水都大阪とは」, https://www.suito-osaka.jp/about_suito/index.html(2023.2.5 現在)
- 3) 田島洋輔, 岡田智秀(2019), 「水辺環境を活かした河川空間の魅力形成に関する研究」, 日本建築学会計画系論文集, 84(762), pp.1769-1778
- 4) 武田重昭, 坂本幹生, 加我宏之(2017), 「大阪市都心部の河川における親水性の評価とその整備手法の変遷に関する研究」, ランドスケープ研究会, 80(5), pp.663-668
- 5) 中田大貴, 嘉名光市, 蕭閔偉(2021), 「都市河川における占用主体による河川空間活用の変遷に関する研究」, 都市計画論文集, 56(2), pp.259-266

「地場産業が生み出すテロワール」は関西のまちづくりコンテンツとなりうるのか？

株式会社 UR リンケージ 萬田 剛史
 阪急阪神ホールディングス株式会社 牧野 宏俊
 株式会社大林組 蓮見 徹
 株式会社竹中工務店 川江 祐司朗
 阪急阪神ホールディングス株式会社 村上 瑠並
 株式会社地域計画建築研究所 絹原 一寛
 大阪大学大学院工学研究科 松本 邦彦

1 背景と目的

2025 大阪・関西万博の開催が決定し、全国のみならず海外からも多くの来訪者が見込まれ、関西圏をより深く知り、楽しんでもらう機会となり得るが、万博会場ばかりが注目され、「関西圏をいかに楽しんでもらうか」という視点での議論が欠けていることは否めない。観光・周遊行動は一層多様化する中、独自・ユニークな切り口で関西圏の資源を再編集し、万博を機に展開していくことが有効と考える。その対象として本研究では、兵庫県が大阪・関西万博開催時に県内各地の地場産業¹⁾の現場をパビリオンに見立てた「フィールドパビリオン」を展開する等、地域資源としての注目が集まりつつある地場産業に着目する。その際、地域の生活や文化にも根づく地場産業の特性を鑑み、地場産業自体の価値だけでなく、それらに加え、関わる人や社会の特徴、関連する地域資源とで生み出されるストーリー、さらにそれらが生み出す地域の景観等の存在が地域固有の価値向上に寄与しているとの仮説をたて、その検証を行った。具体的には上記のような視点から先進的あるいは萌芽的取り組みを行う事業者等、特に地域社会との伝統的な関わりを有すると考えられる酒造業を中心に、その特徴や地域の環境・景観等に与える影響を明らかにすることを目的とした。

本研究では特に、ワイン等で用いられる固有の個性を与える土壌、地勢、気候などの自然環境上の特徴を意味する「テロワール」の概念をベースに、それを二次産業や、資源間のつながりに代表されるような目に見えない価値にも拡張した概念として、「地場産業と個人を繋げる可能性のあるストーリー（歴史性・体験・こだわり等）」の存在を新たな「テロワール」と捉える。その上で、①新たな「テロワール」

（地場産業と個人を繋げる可能性のあるストーリー性）の事例検討、②新たな「テロワール」を支える持続可能なシステムの検討、という2つの視点から調査・分析を行った。

関連分野の既往研究には、まず地域資源の保全・活用のための計画に関する研究がある。松本らによる地域における歴史的資源の行政計画への位置づけに関する研究¹⁾などがあるが、本研究で対象とする観光・交流のコンテンツとしての展開に関しては対象としていない。一方で、本研究でも調査対象の中心として取り扱う酒造業と地域の関係に関する研究は多く存在する。本研究で扱う日本酒に関しては、醸造所が集中する地区における建物や敷地の使われ方及び街並み景観の変遷に関する研究^{2) 3)}がある。海外においても、フランスに於けるワイン用葡萄畑の景観保全に関する研究⁴⁾や、ワインツーリズムにおける地域遺産を含めたストーリーテリングの重要性の示唆を記した研究⁵⁾がある。さらに、ワインビジネス発展における地域住民との協働によるエコシステム構築の重要性を唱える研究⁶⁾などがある。しかしながら、これらについても、地場産業と個人を結びつけるストーリー事例の分析や事例を創り出す持続可能なシステムについての視点からは言及されていない。

2 方法

関西圏における地場産業の現状を探るべく、新たな「テロワール」の事例調査を実施した。調査対象及び調査内容を表1及び図1に示す。なお、新たな「テロワール」は、著者らが関係すると思われる事例の情報を持ち寄り、特徴を整理するなど協議の上で対象事例を選定した後、地場産業従事者へのヒアリング調査や作業体験等を実施した。

表1：事例調査地一覧

調査対象	実施日	場所	種別	(1)	(2)	(3)	調査内容
剣菱酒造	2019/12/11	神戸市	日本酒造	○			灘五郷の酒蔵の歴史的変遷、現状と今後の展望
角野晒染	2020/9/30	堺市	注染和晒	○			毛穴地域の注染和晒の歴史と現況、注染の手法と作業体験
北山染工場	2020/9/30	堺市		○			
増田徳兵衛商店	2020/10/1	京都市	日本酒造	○	○		伏見の酒蔵の歴史的変遷、現状と今後の展望
酒のにしだ	2022/3/28	東大阪市	酒各種販売			○	販売の立場からみた酒業界の現況と展望、作り手と繋ぐ取組み
利休蔵	2022/4/28	堺市	日本酒造			○	堺の酒蔵の歴史的変遷、現状と今後の展望
水野鍛錬所	2022/4/28	堺市	刀鍛冶	○			刀鍛冶の現況と刃物が出るまでの行程
泉州オープンファクトリー	2022/12/2	貝塚市	各種製造	○			オープンファクトリー（製造業の見学体験イベント、地域連携）の取組み
大門酒造	2023/2/1	交野市	日本酒造			○	酒造の手法と行程、現況と今後の展望
北庄司酒造	2023/2/23	泉佐野市	日本酒造	○			酒造の手法と行程、作業体験
カタシモワイナリー	2023/2/26	柏原市	ワイン醸造	○	○		ワイン醸造の取組みと今後の展望

表中(1)は3-1に示す、「地域のコンテンツ拡充グループ」、(2)は「自身のブランディング拡充グループ」、(3)は、「新たなスタイルを模索するグループ」

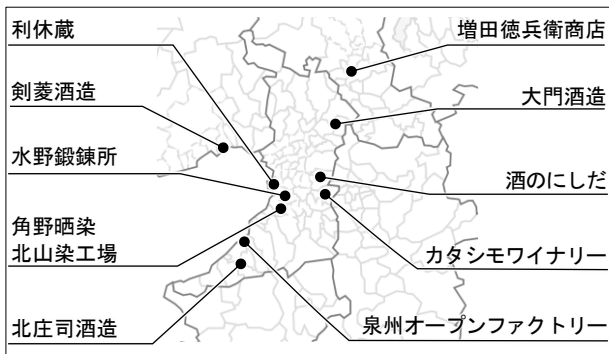


図-1：事例調査地

3 関西圏における新たな「テロワール」の特徴

3-1 地場産業と個人を繋げる可能性のあるストーリー性

対象事例の特徴別に以下の(1)～(3)に分類した。

(1) 地域のコンテンツ拡充グループ

このグループは中心となる地域資源（地場産業）に対して、その背後にある歴史・文化などのストーリーの重要性を示唆したり、地域に点在する他の地域資源とのつながりを価値として示すものであり、カタシモワイナリーが代表的事例として挙げられる。

一般的なワイナリーにおいては、店舗で購入し、飲むという一方的消費という範囲内において、その商品（ワイン）について、元来的なテロワールとされる「地勢や気候、土壌」を知る（感じる）ことができる。一方、カタシモワイナリーが主催するツアーでは、ワインをつくる「造り手、造り方」やブドウと共にある柏原市堅下地域の歴史・暮らし方（ライフスタイル）までがワインへと影響を与えていることが分かる内容となっている。

ツアーにおいてもワインの製法やこだわりを伝える部分だけでなく、地域との関係性についての理念も伝えており、「地域との運命共同体、土着が命」を体現していた。つまり、「ワインが玄関口となり街を知る」という構造が確立していると考えられる。図2のように、ワイナリーだけでなく地域を巡るパートが存在することからも、堅下地域の存在を重要視していることが読み取れる。

(2) 自身のブランディング拡充グループ

生産物の魅力や特徴をより深く伝え、商品としての価値向上を図るグループであり、大門酒造が代表的事例として挙げられる。ファンマーケティングという視点から、いかに顧客へ伝わる世界観をつくるかという観点のもと、酒蔵の2階で「無垢根亭」というレストランの自社運営を始めた(2023年6月現在、コロナ禍の影響により営業休止中)。

消費者にとっては、商品だけの一方的消費だけでは、大門酒造のコンセプトや日本酒の世界観等といった「ストーリー性」までを理解することは難しく、「無垢根亭」の存在により、商品と消費者の距離を近づけると同時に、企業自体のブランディングにも好影響を与えていると考えられる。



図-2：「カタシモワイナリー畑・工場・町歩き見学コース」

出典：カタシモワイナリーフード主催ツアー配布資料

(3) 新たなスタイルを模索するグループ

地場産業と消費者との新たな関わりを示すグループであり利休蔵、酒のにしだが代表的事例として挙げられる。

利休蔵は酒蔵が消滅した堺市で酒造りの伝統継承を図る有志が、兵庫県の灘地区の酒造会社の協力を経て立ち上げた酒蔵である。こうした同業他社や他主体とのコラボレーションによる発展を志向するスタンスは、「地に足つけて、まずは地元へ愛されてからでないと、世界にも伸びていかない」・「地元の酒屋さん一店舗一店舗も大切にしていけない」といった発言に表れている。

また酒のにしだ店主の西田氏は、生産の現場と消費者を繋げる存在として、消費者向けに酒米栽培の体験機会を提供し、その酒米により作られた日本酒の試飲会を開催するなど、様々な取り組みを実施するとともに、酒造りと販売の両面に関わることで、日本酒に関わる業界へ一石を投じている。

3-2 新たな「テロワール」を支える要素・要因

事例調査の対象は、いずれも中小企業であり、人員に余裕がない。そうした中で、地域へ開いていくためのイベント等を企画・実施しようにも、自ずと限界があることもヒアリング調査から明らかになった。課題に示唆を与える事例が、普段見る事の出来ない地域の製造工場を見学できるイベントである泉州オープンファクトリーである。行政や鉄道会社が共催・後援という体制を取りつつ、生産者（地場産業を担う人）と消費者（一般市民）を繋ぐプラットフォーム（ハブ組織）として主催者である泉州オープンファクトリー実行委員会が機能している。これにより多くの中小企業が参画できる一方で、定期的なイベント開催に向けてはプラットフォームのマネタイズが課題であると考えられる。さらにカタシモワイナリーでは企業（放送局）やNPO法人との協働による人手確保などの取り組みを進めており、成果も始めている。

表－２：事例調査結果一覧

内容	詳細テーマ	得られた結果
<p>① 新たな「テロワール」（地場産業と個人を繋げる可能性のあるストーリー性）の事例検討</p>	<p>生産者側の理解</p>	<p>[増田徳兵衛商店]</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本酒の消費量は減り、消費者層も変化している。「抱腹絶倒」・「稼ぎ頭」など、商品のネーミングにも気を遣う。 「祝」という京都産地の酒米を復活させ、20haの田を農家と一緒に耕している。 酒蔵の横のつながりの取組も強化し、乾杯条例、ミス日本酒等を仕掛けた。 海外用、国内用、WEB用など様々な取り組みを試していきたい。 <p>[カタシモワイナリー]</p> <ul style="list-style-type: none"> かつて日本一の産地だった大阪のぶどう畑を後世に残し、地域と共に歩んで行こうとワイナリーツアーやイベント等、様々な取り組みを積極的に実施。 たこ焼きに合うスパークリングワイン「たこシャン」等、日本人の味覚に合うオリジナリティ溢れる商品を生産。 <p>[利休蔵]</p> <ul style="list-style-type: none"> まずは地元で愛されてからでないと、世界にも伸びていけないと考えている。販路的には大手も当然大事だが、地元の酒屋さん一店舗一店舗も大切にしていきたい。 <p>[酒のにした]</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後酒屋は生産に携わるなど、上手に行きつつ、下手の商品販売をするような、メーカー的要素を兼ね備えた酒屋にならないと生き残れない。 どの酒造も事業承継は課題。府下も二代目、三代目などがやっているが、後継者の確保が難しくなっている。地方の酒造はますます厳しくなっており、消えていくのではないかと危惧。 <p>[角野西染]</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪という大消費地、泉州という河内木綿の産地の中間に堺は位置し、晒に必要な大量の水が流れる石津川や、天日干しできる広大な敷地があったことから注染和晒は堺で発展してきたが、安価な海外製が大量に輸入されてきており、国内産の大部分が堺に立地するもののその強みを活かせていない。 注染和晒業界のつながりの必要性を感じ「手ぬぐいフェス」を開催、結果として業界連携が深まっている。 <p>[水野鍛錬所]</p> <ul style="list-style-type: none"> 昔は鍛冶師、砥師、鞆師が近くにおりそれぞれ分業制で高めあっていたが、現在は離れたところにいる。 <p>[剣菱]</p> <ul style="list-style-type: none"> 思想・文化・歴史などの背景を踏まえた商品のストーリーがないと海外では受け入れられない。
	<p>消費者との関係性構築</p>	<p>[カタシモワイナリー]</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺地域では、当社の直売でワインのまとめ買いをし、湯呑みでワインをたしなむ、という文化が定着。 100周年時、ブドウ畑など7会場を開放したイベントを開催、5,000人が集落や畑の中をワイングラス片手にそぞろ歩きする人気イベントになった。 軒先で育ててもらったブドウを引き取り、当社のブドウも使ってワインを醸造して買っていただくという取り組みも実施。 最近ではテレビ局の企画として、畑の管理に参加し、できたブドウでワインを作るという取り組みも好評。生協の企画でワインづくりのイベントも好評。 <p>[酒のにした]</p> <ul style="list-style-type: none"> クラウドファンディングによる市内の田で取れた酒米を使った酒造りを実施。 見える商売、誰から買うかが大事で、そのためにはストーリーが必要。 →製造過程の詳細を話しながら来場者にそのお酒を振る舞うという「お披露目会」を開催する等、ストーリー性を意識。 <p>[泉州オープンファクトリー]</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に就職してくれる若い人が減っていることに危機感。 <p>[剣菱]</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題は人手不足、特に米生産者、桶などの道具職人が足りない。木の道具をつくる後継者育成に従事するなど、試行錯誤。 <p>[大門酒造]</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品という「モノ」だけではだめで「コト」を踏まえて、商品の世界観を理解してもらおうと思って作ったのが「無垢根亭（むくねてい）」。商品だけで「物語（ストーリー）」を伝えきるのは困難であり、酒と食事をゆっくり楽しんでいただきながら、自社や商品のことを知っていただくのが重要。無垢根亭が人と人の出会い、賑わい、潤いの場所になると同時に、当社のコンセプトである「技+米+水」と「酒に酔い、人に酔い、夢に酔う」を感じてほしい。 <p>[北庄司酒造]</p> <ul style="list-style-type: none"> 代表取締役のバイク好きの趣味が高じ、築100年の木造酒蔵を活用した日本唯一のライダーズ&サイクリストカフェを営業。 コロナ禍前は、酒蔵見学（酒造りの映像視聴後、施設見学、試飲、買い物セット）を実施。
<p>② 新たな「テロワール」を支える持続可能なシステムの検討</p>	<p>地域への還元</p>	<p>[カタシモワイナリー]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域と運命共同体であり、ワインは地域の文化、生き方を見てもらう産業。 ブドウ畑は景観にも影響が大きく我々がブドウ畑をやめしまうと景観も変わる、責任のある仕事。 農家の収入の下支えを頑張っていないといけないという思いもある。特にコロナの影響は出ており農家も苦しい。 <p>[酒のにした]</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒屋同士で様々な取組を行いたい、免許制で守られてきた部分があり、同様の取組をやろうとする同業者が少ない。 <p>[泉州オープンファクトリー]</p> <ul style="list-style-type: none"> 泉州地域の産業活性化を目的とした、製造工場の見学やワークショップに加え、収穫体験や寺内町歴史案内ツアー等も開催し、地域の魅力を体感できるイベント <p>[北庄司酒造]</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍前は、年間2回、大阪府下最大規模の酒蔵開放イベントを開催し、酒蔵2階をレンタルスペースとして開放
	<p>見える化</p>	<p>[カタシモ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 主に繁忙期をはじめ、イベントを実施したくても人の手が足りず、地元のNPOとの協働により人の手を確保。 <p>[泉州オープンファクトリー]</p> <ul style="list-style-type: none"> メイン会場となる「ポートフォリオ」は南海電鉄の倉庫をリノベーションして活用。1階はオープンファクトリーに参加している企業紹介スペースとカフェ、2階はコワーキングスペースとなっている。 オープンファクトリーに参加することで、「こんな面白い職場なんや」ということを知ってもらいたい。

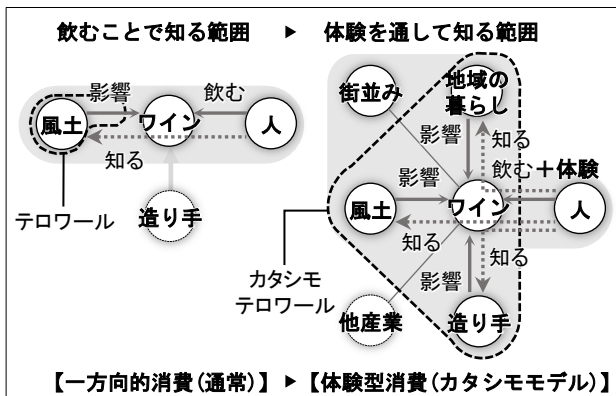


図-3：カタシモワイナリーから波及する影響イメージ

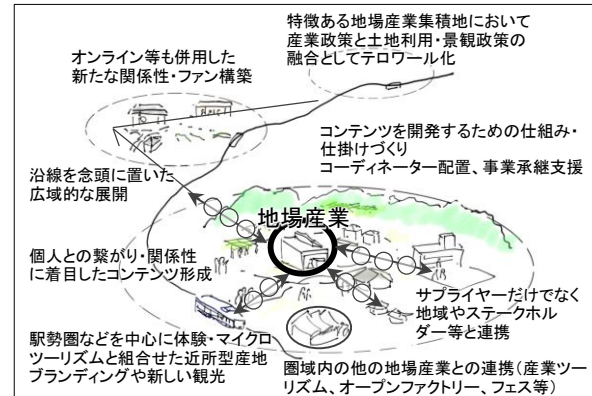


図-4：新たなテロワール形成イメージ

4 まとめ

今回の事例調査・検討を踏まえ、新たなテロワールの形成に向けて特に重要と思われる2点を抽出した。

(1) 生活を彩る地場産業としての生産～消費の見える化

いずれの事例においても、商品の製造におけるプロセスやストーリーを市民と共有、もしくは市民に体験してもらうことを重要視していた。特にカタシモワイナリーと堅下地域の関係性は、ストーリーの体験が地域の風土や暮らしを知るきっかけとなる好例である(図3)。

カタシモワイナリーの事例のとおり、商品のプロセスや、「こと(ストーリー)」の体験・共有を地元住民等と図ることで、生産から消費の見える化だけでなく、地元に根付く地場産業として、その魅力について地元住民をはじめ多くの人に知ってもらうことが可能になると考えられる。

(2) 新たなプレイヤーによる多様性の確保

3-2に示したように、対象とした事例ではいずれも人員に余裕がないものの、オープンファクトリーの事例以外では基本的には産業従事者の自主的な対応によるものであった。こうした地場産業の担い手任せによる取り組みには限界があることも明らかとなり、地場産業同士や市民・企業・プラットフォーム等との連携による取り組みの展開が求められる。これにより、各主体と地場産業ブランドストーリーとの緊密な関係が構築されることが期待される(図4)。

関西圏ではJRや私鉄各社による鉄道網が歴史的に発展しており、その沿線のみとまりで地場産業のプロデュースや事業承継を支える仕組みを導入することで、地場産業を基軸とした新たなテロワール圏域の形成、ブランドとしての醸成を期待できると考える。

謝辞

本研究の実施にあたり、西田祥一氏をはじめ事例調査地における各企業の協力を得た。その他、岡本信秀氏、堀内勇輔氏、堀諒平氏、井手夏樹氏、豊田真菜氏、鬼頭表氏には本研究の推進にあたり貴重なご意見を頂いた。

また、本研究は公益社団法人日本都市計画学会関西支部の2021年度および2022年度研究支援「都市計画研究会」の支援を受けた『関西のテロワールを掘り起こす研究会(通称)かん・ほり研』と、関西地域創生研究会ワーキング研究会における研究成果の一部をまとめたものである。皆様にここに記して謝意を表します。なお、本研究の一部はJSPS科研費JP22K05707の助成を受けたものである。

補注

- (1) 産業としての歴史性、伝統性をもち、地域内から資本・労働力・原材料を調達して特産品(あるいは消費財)製品を生産し、これをかかわる企業が社会的分業形態をとって特定地域へ集積する(いわゆる産地を形成する)という特徴をもつ産業(上野和彦(2007)「地場産業産地の革新」、5ページ、古今書院)

参考・引用文献

- 1) 松本 邦彦, 朴 弘烈, 澤木 昌典 (2016) 「歴史的風致維持向上計画における歴史的資源の位置づけに関する研究」ランドスケープ研究 79 巻 5 号, pp.635-640
- 2) 大辻直樹, 西野達也, 横堀肇 (2007) 「西条酒蔵地区の仕舞た屋の使われ方に関する事例考察」日本建築学会中国支部研究報告集 30, pp.629-632
- 3) 前谷 吉伸, 木下 光, 丸茂 弘幸 (2005) 「灘五郷および伏見における酒造空間の変容に関する研究」(社)日本都市計画学会 都市計画論文集 No.40-3, pp. 961-966
- 4) 鳥海 基樹, 斎藤 英俊, 平賀 あまな (2013) 「フランスに於けるワイン用葡萄畑の景観保全に関する研究」日本建築学会計画系論文集 第 78 巻 第 685 号, pp. 643-652
- 5) Warwick, LAING, Jennifer, STRICKLAND, Paul and SMITH MAGUIRE, Jennifer (2020) 「Seeking a competitive advantage in wine tourism: Heritage and storytelling at the cellar-door」 International Journal of Hospitality Management, vol.87 (102460)
- 6) 井上葉子 (2019) 「プレミアムワイン産業とビジネス・エコシステム-ナパバレーのワインビジネスを事例に-」『商学集志』第 89 巻 第 1 号, pp. 19-41

伝統的地場産業に関わる地域資源の関連文化財群としての保存・活用

大阪大学大学院工学研究科 和田龍之介
大阪大学大学院工学研究科 松本 邦彦
澤木 昌典

1. 研究の背景・目的

一次産業およびこれに由来する原材料を用いる二次産業（本研究ではこれらの産業を総称して「伝統的地場産業」とする）は、地域環境と密接に関わりをもち、景観法第2条第2項に示される「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるもの」として良好な景観を形成してきた。

伝統的地場産業が形成してきた地域景観の維持のためには、農地や森林、産品加工のための建造物など景観形成に直接影響を与える物的環境のみならず、地域の歴史や伝統、社会条件、自然条件など景観形成に間接的に影響を与える要素も含めて総合的に把握し、その景観特性を踏まえた景観管理を行う必要がある。しかし、棚田景観¹⁾や茶園景観²⁾を対象とした既往研究では、集落から離れて立地する関連の地域資源が景観保全の対象とされていないことが明らかになっており、将来の景観保全への影響の懸念が指摘されている。これら従来の制度では保存・活用について担保されてこなかった地域資源についても、地域環境の特徴として保存・活用の対象とする必要性があると考えられる。

2019年の文化財保護法改正で創設された文化財保存活用地域計画（同法第183条第3項、以下「保存活用地域計画」という）は、文化財継承の担い手の確保と保存・活用のための体制作りを目的として導入され³⁾、その記載事項の一つとして「関連文化財群」という概念が導入された。この概念の導入により、単体では保護の対象とならないが指定等文化財をはじめとした主要な地域資源とともに地域の価値を形成する未指定文化財、さらにそれらに関係して気候や社会的環境といった従来の文化財の枠組みでは扱われていなかった伝統的地場産業に関わる地域環境も保護の対象になると考えられる。さらに保存活用地域計画の事業計画として実施される事業において関連文化財群を紐づけることで、伝統的地場産業とともに形成されてきた景観の保全、さらには既存の産業振興施策の後押しとしてこれらの文化財の保存・活用に関わる人材の育成に寄与する可能性が考えられる。

既往研究においては、藤岡ら⁴⁾は、保存活用地域計画をはじめとした歴史まちづくりに関する制度は未指定文化財の保存・活用に一定の成果を挙げていると述べている。しかしながら、松本ら⁵⁾の研究により、伝統産業などの一部の歴史的資源が歴史的風致として歴史的風致維持向上計画に位置付けされていないと示されたように、現状の景観・文化財・ほか歴史まちづくり制度では未指定文化財の保存・活用は十分に担保できていない。しかし、伝統的地場産業

をテーマに設定されている関連文化財群において、具体的によどのような種類の地域資源が含まれ、それらの関連文化財群としての保存・活用のための事業が予定されているのかについて論じた研究は見られず、関連文化財群としての伝統的地場産業の設定状況とその保全や活用に与える効果が明確に把握されていない。そこで本研究では、伝統的地場産業を含む関連文化財群を対象にして、未指定文化財も含む構成文化財から伝統的地場産業に関わる地域資源の特徴を明らかにすること、伝統的地場産業に関わる地域資源の保存・活用に関する保存活用地域計画の現状を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の方法

本研究では、2022年7月末時点で保存活用地域計画が国の認定を受けている78自治体から、関連文化財群¹⁾を設定していない6自治体²⁾と、設定していても「将来的に活用」とし具体的な保存・活用の内容が示されていない2自治体³⁾を除外した70自治体の保存活用地域計画に設定されている関連文化財群558件を対象とする。

まず、伝統的地場産業⁴⁾が関連文化財群としてどれだけ設定されているのかを明らかにするため、558件の関連文化財群から、計画における説明文に伝統的地場産業の業種や産物の名称を含む関連文化財群を抽出した。

次に、抽出された関連文化財群（以下、単に「関連文化財群」と表記する）を、業種により類型化した。そして、構成文化財について、文化財類型⁵⁾ごとの特徴を明らかにした上で、指定等文化財と未指定文化財との組み合わせ⁶⁾に着目して、地域資源の構成を分析した（文献調査1）。

続いて、関連文化財群に関する事業計画として実施される事業が、関連文化財群と地域資源との一体的な地域環境の形成にどれだけ寄与するのかを明らかにするため、事業計画の記述内容の把握を行った。さらに、関連文化財群を

表-1 文献調査の概要

文献調査1の概要	
項目	国に認定された70自治体の保存活用地域計画に設定されている558件の関連文化財群(2022年7月末時点、関連文化財群を今期(計画期間)で活用する自治体のみ)のうち、伝統的地場産業の業種ないし産品名を確認できたもの
調査対象	【関連文化財群の抽出】 ・記載された業種(表-2に記載の9業種)、産物の名称 【構成文化財の特徴】 ・指定有無、文化財類型、組み合わせ
項目	文献調査1の調査対象である関連文化財群と対応した事業計画であることが地域計画内に明記されている事業計画
調査対象	【地域資源の保存・活用の計画状況の実態】 ・事業名、事業内容(保存環境の整備等保存・活用に関する記述、構成文化財の調査に関する記述、普及啓発の実施に関する記述)

対象として特定している事業計画について、未指定文化財の保存・活用、産業とともに形成されてきた景観の一部である農地や森林といった土地利用の保全、および産業の継承の観点から計画内容の分析を行った（文献調査2）。

3. 関連文化財群における地域資源の構成

(1) 関連文化財群の類型化

70自治体の地域計画のうち、伝統的地場産業を関連文化財群として設定しているのは55自治体で、110件の関連文化財群を抽出した。伝統的地場産業を構成する地域資源の特徴を明らかにするため、業種により関連文化財群を類型化した⁷⁾（表-2）。「農業中心型（n=49）」には農業のみを含む関連文化財群と、農業と農業由来の原料を用いる二次産業の双方を含む関連文化財群とが混在している。「酒造業中心型（n=28）」には、酒造業・醸造業を含む関連文化財群、原料生産の農業も含む関連文化財群が存在する。「漁業中心型（n=21）」は全てが漁業を含む関連文化財群であるが、農業と漁業の双方を含む関連文化財群も存在する。「工芸型（n=12）」は和紙産業など工芸産業のみである。

(2) 各類型の関連文化財群における未指定文化財の比率

110件の関連文化財群の構成文化財のうち占める未指

定文化財の比率⁸⁾の平均値は78.8%で、類型別には、「農業中心型」が81.5%、「酒造業中心型」が74.7%、「漁業中心型」が80.2%、「工芸型」が74.8%であり、いずれの類型にも多種の未指定文化財が含まれている。（p=0.17、類型間の有意差なし）

(3) 各類型の特徴（図-1）

1) 農業中心型

「農業中心型（n=49）」においては、棚田景観などが「農耕（文化的景観）」として39件（79.6%）と他類型より多く含まれる他、「信仰（有形民俗）」35件（71.4%）、「社寺（有形文化財/建造物）」34件（69.4%）、「祭礼・信仰（無形民俗/風俗慣習）」27件（55.1%）が類型の過半の関連文化財群に含まれることから、「農業中心型」は地域の信仰とも深い関わりをもつといえる。「農業中心型」における指定等文化財と未指定文化財の組み合わせでは、指定等文化財としての「信仰（有形民俗）」と未指定文化財の「社寺（有形文化財）」が10件と最も多いが、未指定文化財同士の組み合わせも27件と本類型で最も多くなっている。雨乞い行事等をはじめ「祭礼・信仰（無形民俗）」に関する指定等文化財と未指定文化財の組み合わせも、指定等文化財の「社寺（有形文化財）」が9件と多い。一方、未指定文化財同士の

表-2 各類型に含まれる業種(重複あり)

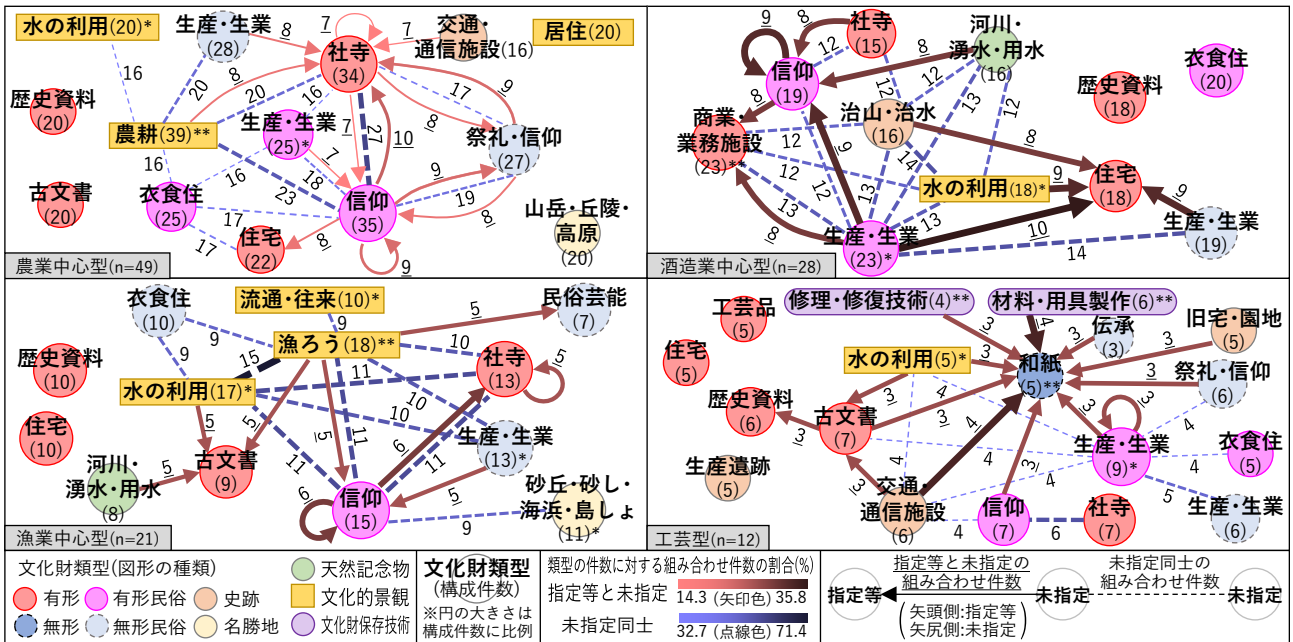
類型	農業	林業	酒造業**	醸造業**	漁業**	畜産業	工芸**	紡織業	その他**	類型の特徴
農業中心型 (n=49)	89.8%	8.2%	2.0%	0.0%	2.0%	8.2%	14.3%	20.4%	0.0%	農業のみを含む関連文化財群、農業と農業由来の原料を用いる二次産業(工芸産業、紡織業)の双方を含む関連文化財群とが混在
酒造業中心型 (n=28)	32.1%	0.0%	60.7%	25.0%	21.4%	0.0%	14.3%	10.7%	21.4%	酒造業、醸造業(醬油、味噌)の製造を含む関連文化財群、原料となる米の生産(農業)も含む関連文化財群が存在
漁業中心型 (n=21)	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	全てが漁業を含む関連文化財群であるが、農業と漁業の双方を含む関連文化財群も存在
工芸型(n=12)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	和紙産業など工芸産業のみを含む関連文化財群
全体(n=110)	56.4%	3.6%	16.4%	6.4%	25.5%	3.6%	20.9%	12.7%	5.5%	

※1「その他」は製塩業、製薬業、真珠製造業、線香製造業 ※24類型間の有意差 **p<0.01 記載なし:有意差なし

表-3 関連文化財群の類型および名称

類型	関連文化財群の名称
農業中心型 (n=49)	●寒河江のさくらんぼ ●時代を超えたヒトとモノの流れ「東西南北を結ぶ一大交流拠点」[下野市] ●「山国」のくらし[秩父市] ●緑広がる、大地のものがたり[鉾田市] ●岩崎家の末廣農場と吉川家の植林計画[富里市] ●自然との共生で育まれた里[八王子市] ●霊気満山 高尾山~人々の祈りが紡ぐ祭神物語~[八王子市] ●桑都八王子は織物のまち ●世界とつながった絹の道[八王子市] ●農耕文化に関する歴史文化遺産群[金沢市] ●旧金沢城下町の都市構造と歴史文化遺産群 ●問屋や千枚田など里山が育む生業と風景[輪島市] ●山と盆地の豊かな自然環境[大野市] ●鉄道の開通と近代に開通した坂井市の産業と文化 ●厳しい自然を生きたる人々の生活と産業[富士吉田市] ●地域に根差した生業[松本市] ●水と信仰の農業開発文化財[上田市] ●蚕糸業と果樹栽培に関する文化財群[千曲市] ●東海のシルクロード 一陸運と水運、産業[岐阜市] ●陸と川の恵み -交易、生業、自然と畏敬-[美濃市] ●受け継がれる村の形[明和町] ●紡織文化 神御衣~御糸織[明和町] ●暮らしを支えた匠と技[近江八幡市] ●山の暮らしと神まつり[栗東市] ●山の恵み、大地の恵み[甲賀市] ●近江の茶所[甲賀市] ●山と里の信仰と交流が培った関連文化財群[舞鶴市] ●丹後ちりめん300年、絹が織りなす機屋文化[与野町] ●山の暮らしと信仰により形成されてきた関連文化財群[泉佐野市] ●多彩な生業、醸し出す景観[加西市] ●「趣法の精神」[丹波篠山市] ●五穀豊穡を願う「饗切祭」[丹波篠山市] ●清流と肥沃な土地から生まれる波部黒大豆[丹波篠山市] ●地域信仰と「農」の展開[丹波篠山市] ●宿場町と農村集落が連続する貴重な町並み[丹波篠山市] ●和泉式部も詠んだ美しい四季[丹波篠山市] ●人々の努力の証「川北黒大豆」[丹波篠山市] ●田畑に溶け込む祭礼[丹波篠山市] ●350年以上続く「本郷春日おどり」[丹波篠山市] ●平安時代から受け継がれる茶畑[丹波篠山市] ●ため池・疎水と生業[福崎町] ●農業と特産品づくりに係るものがたり[神河町] ●山を活かした生業に係るものがたり[神河町] ●名勝香住海岸と山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク[香美町] ●日本三大局地風 戸戸風[津山市] ●地域資源を生かした産業[山口市] ●森が育む営み[松野町] ●農山漁村集落（春日集落と安満岳）にみる関連文化財群[平戸市]
酒造業中心型 (n=28)	●豪雪地帯の暮らしと食文化[横手市] ●街道と産業の発源[湯沢市] ●中心地区「若松城を中心に形成された武家文化と町人文化」[会津若松市] ●白河の産業と酒職 ●「里山・里山が暮らしを接・結(つなぐ・むすぶ)」[大田原市] ●山と段丘が織り成す水の恵み[秩父市] ●北総四都市江戸紀行 江戸を感じる北総の街並み~港町の銚子~ ●東奔西走・銚子商人のものがたり ●湊町の交易・物流に関する歴史文化遺産群[金沢市] ●御食国若狭の成立[小浜市] ●町や村に暮らす人々の交流[大野市] ●水が育んだ恵みと坂井平野の稲作文化 ●自然と共に生きる 一長良川の恵みと食文化、水との戦い-[岐阜市] ●岡崎が育んだ伝統産業 ●和食を支えた塩づくりと醸造文化[西尾市] ●湖と水と共にある暮らし[守山市] ●くすりのまち甲賀 ●湖辺の祈りと暮らし[高島市] ●富田 寺内町と町衆の文化が花開いた酒どころ[高槻市] ●海が育む職能・伝統により形成されてきた関連文化財群[泉佐野市] ●播磨灘に面する地勢により育まれた生業の歴史文化[明石市] ●西宮と酒・伊丹碧白と灘の生一本~下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷 ●水、自然の力と人々の取り組み[加西市] ●ものづくり[淡路市] ●醬油醸造発祥の地 紀州湯浅 ●近代以降の砂山開発に関連する文化財群[北栄町] ●幕府領・津和野藩領・浜田藩領の境界の地[益田市] ●森の間にたたく集落[松野町]
漁業中心型 (n=21)	●悠々の日立の歩みが刻まれる大地と海 ●水の災いを恵みに換える暮らしの知恵[白岡市] ●海の恵みを運ぶ 黒潮のものがたり[銚子市] ●海女漁や朝市な里海が育む生業と風景[輪島市] ●京へつながる鯖街道[小浜市] ●人と自然のたゆまぬ共生[若狭町] ●地域を支える食文化を彩る産業 茶そて海の幸[西尾市] ●多様なむらへの成り立ちと暮らし[近江八幡市] ●野洲川と耕地[栗東市] ●人と海との関わりが息づく関連文化財群[舞鶴市] ●景勝地への来訪[淡路市] ●御食国[淡路市] ●清流と水に係るものがたり[神河町] ●湯浅の柑橘栽培と段々畑の広がる風景 ●湯浅の海が育んだ漁業・製網業 ●うみとかわの恵み ~水辺の生業~[出雲市] ●西国山地・高津川・日本海が織りなす景観[益田市] ●山と川の恵み[益田市] ●近代漁業発祥のまちと食文化[備前市] ●森が育み出す水の恵み[松野町] ●捕鯨から展開してきた漁業集落にみる関連文化財群[平戸市]
工芸型 (n=12)	●紙がもたらした経済力と文化[常陸大宮市] ●堅牢な漆と加飾の優美さが造る漆師文化[輪島市] ●海に開かれた小浜城下町 ●美濃和紙の生産 -世界が認める紙と技術- ●和紙産業による発展-和紙の代名詞「美濃」の紙(カミ)- ●琵琶湖・内湖とともに生きる文化と景観[近江八幡市] ●陶都信楽と甲賀の焼物 ●淀川 悠々の流れに育まれた水運と流域の暮らし[高槻市] ●名塩御坊と名塩紙[西宮市] ●登り窯と山々の織りなす集落景観[丹波篠山市] ●航路ネットワーク 吉井川と高瀬舟[津山市] ●備前焼を生み、栄えるまち

凡例 [角括弧]自治体名 ただし関連文化財群の名称から判断できる場合は省略



図一 各類型における主要な構成文化財の関係（模式図）

組み合わせは、件数の割合では4割に届かず、必ずしも関係を有する訳ではない。本類型においては、農耕用具等が「生産・生業（有形民俗）」として25件と他類型より多く含まれるが、これは社寺との関係は強くない。以上より、本類型ではこれまで保存・活用の対象とならなかった未指定文化財の社寺や祭礼行事（豊作祈願等）を、指定等文化財の社寺とセットで扱う計画が多い特徴があるといえる。

2) 酒造業中心型

「酒造業中心型（n=28）」においては、酒造用具などが「生産・生業（有形民俗）」として23件（87.9%）、ため池や河川水の利用に関する景観等が「水の利用（文化的景観）」として18件（57.1%）の関連文化財群に含まれ、他3類型との有意差が1%水準で認められる。そして、「河川・湧水・用水（記念物/天然記念物）」が16件（57.1%）の関連文化財群に含まれることから、「酒造業中心型」の関連文化財群は酒造の原料となる水資源を含むことがわかる。さらに、酒を販売する店舗等が「商業・業務施設（有形文化財/建造物）」として23件（82.1%）、生活に関わる用具等が「衣食住（有形民俗）」として20件（71.4%）、五穀豊穰を祈願して祀られる祠等が「信仰（有形民俗）」として19件（67.9%）の関連文化財群に含まれ、「農業中心型」と同様に、原料となる作物の生産に関係する信仰との関わりが深い。

3) 漁業中心型

「漁業中心型（n=21）」においては、「漁ろう（文化的景観）」が18件（85.7%）、「水の利用（文化的景観）」が17件（81.0%）、「流通・往来（文化的景観）」が10件（47.6%）の関連文化財群に含まれる。「社寺（有形文化財/建造物）」や遙拝所などの「信仰（有形民俗）」といった地域の信仰に関わる施設に関して、指定等文化財と未指定文化財の組み合わせが6件と本類型で最も多い。さらに、未指定文化財

としての「湧水・河川・用水（記念物/天然記念物）」や「漁ろう（文化的景観）」、「水の利用（文化的景観）」との組み合わせも11件と多く、漁業中心型では地域の信仰との結びつきが強いといえる。

4) 工芸型

「工芸型（n=12）」においては、「生産・生業（有形民俗）」が8件（66.7%）、「材料・用具製作（文化財保存技術）」が6件（50.0%）と工芸産業において用いられる用具を含む関連文化財群の事例が一定程度確認され、和紙産業においては特にその傾向が強い。

4. 関連文化財群による地域資源の保存・活用計画の現状

（1）関連文化財群に対応した事業の選定

実施事業との対応が保存活用地域計画内に明記された関連文化財群は110件のうち64件（36自治体）である。一方、19自治体36件の関連文化財群には事業計画が紐づいておらず、関連文化財群に含まれる地域資源に関する施策や措置が不透明な状況にある。

本研究では、対応関係が明記されている64件の関連文化財群の事業747件を対象とし、その事業名、事業内容から対象とする文化財の類型の分析を行った。また、伝統的地場産業に関わる景観保全に関する事業として、集落の町並みを形成する建造物の修理・修景、農地や森林等の保全、担い手育成や原材料確保のための事業の件数を集計した。

（2）関連文化財群の構成資産の保存・活用に関する事業

関連文化財群の構成資産の保存・活用に繋がる事業は計747件確認できた。関連文化財群に含まれていない未指定文化財の調査や関連文化財群に含まれる未指定文化財の再調査に関する事業は74件（9.9%）であり、保存・活用事業（70件、9.4%）や普及啓発事業（22件、2.9%）よりも多

く、現在の関連文化財群は今後の未指定文化財の保存・活用をより充実させるための途段階にあると考えられる。

「農業中心型 (n=49)」については計 244 件の事業を確認できた。未指定文化財の保存・活用に係る事業は 15 件 (6.1%) と少ない。棚田保全 (上田市、栗東市)、農地の貸し借りの推進 (寒河江市) のように産業とともに形成される景観を構成する棚田や畑地の保全事業を確認できた。また、関連文化財群の構成資源である間垣集落や里山の保全のためのボランティア制度の充実などの事業 (輪島市) の実施予定も確認できた。一方、3 章で「農業中心型」と関係が強いことが示された地域の信仰を扱う事業は確認できず、産業の担い手の育成に関わる事業も 4 件と少ない。

「酒造業中心型 (n=28)」については計 201 件の事業を確認できた。このうち未指定文化財の保存・活用に係る事業は 23 件 (11.4%) である。一方、3 章で関係が強いことが示された河川など水利施設の保存・活用に係る事業は坂井市が計画するのみで、関連文化財群に水利施設が含まれていても保存・活用までの実効性は低いものであった。

「漁業中心型 (n=21)」については計 171 件の事業を確認できた。このうち未指定文化財の保存・活用に係る事業は 19 件 (11.1%) である。また、3 章で関係が強いことが示された地域の信仰に関わる有形資源と、産業が織りなす文化的景観としての漁場や河川環境の保全を行う事業を確認できる。

「工芸型 (n=12)」については計 131 件の事業を確認できた。未指定文化財の保存・活用に係る事業は 13 件 (9.9%) と少ない。「工芸型」においては、ヨシ群落保全のための定期的な維持管理の実施、同保全団体への報奨金制度の継続のための事業 (近江八幡市、高槻市) や、輪島塗の漆や用具を対象に、原材料供給地へのふるさと文化財の森⁹⁾への新たな設定、後継者育成のための事業 (輪島市) の実施が予定されている。一方、3 章で関わりが深いと示された和紙の製造技術に関わる未指定文化財の保存・活用事業は確認できず、関連文化財群への設定のみならず保存・活用のための事業を併せて構想することが必要である。

5. まとめと考察

関連文化財群の構成文化財の特徴の分析から、「農業中心型」「酒造業中心型」「漁業中心型」では、社寺等の信仰、農耕・漁ろう用具等と産業景観との関係が認められ、地域の信仰と産業とが深いかわりをもつことが再確認できた。

表 4 各類型の事業

類型 (関連文化財群案件数) [事業件数]	農業中心型 (23) [244]	酒造業中心型 (18) [201]	漁業中心型 (14) [171]	工芸型 (9) [131]	全体 (64) [747]
未指定文化財					
保存・活用	6.1%[15]	11.4%[23]	11.1%[19]	9.9%[13]	9.4%[70]
調査	9.0%[22]	9.5%[19]	11.7%[20]	9.9%[13]	9.9%[74]
普及啓発	2.9%[7]	1.5%[3]	5.8%[10]	1.5%[2]	2.9%[22]
産業景観(土地利用)保全	15.6%[38]	18.9%[38]	11.7%[20]	22.9%[30]	16.9%[126]
担い手育成	1.6%[4]	0.0%[0]	1.8%[3]	5.3%[7]	1.9%[14]
原材料確保	0.8%[2]	0.5%[1]	0.0%[0]	2.3%[3]	0.8%[6]

※ 角括弧内は事業件数で、単位は件。表内の比率は (該当する事業件数÷類型の事業件数) で算出。

伝統的地場産業を関連文化財群として設定している 55 自治体のうち 19 自治体 (34.5%) は、関連文化財群と事業を紐づけておらず、関連文化財群に含まれている地域資源に対して実施される施策や措置の内容、またその効果の発現も不透明な状況にある。対して関連文化財群に紐づけられた事業においては、関連文化財群に含まれていない未指定文化財を価値付けるための調査を今後も実施する予定であることが確認できた。一方、それぞれの関連文化財群に関連する地域の特徴に沿った保存・活用事業が少ないことは、今後の保存活用地域計画の策定において課題と考えられる。

産業が生み出す景観の保全に関する事業は計 126 件 (16.9%) と少なく、現状では関連文化財群への設定およびそれに対応する事業の実施を通じた未指定文化財の保存・活用による産業が生み出す景観の保全への効果は十分には見込めない。今後は、文化財行政の範疇や管轄での検討や計画、制度を超え土地利用規制などを伴う施策との連携も明確に位置づけていくことが必要と考えられる。

謝辞

本研究は、JSPS 科研費 JP22K05707「地域産業の保全を基軸とする土地利用・景観の計画論構築 (代表者: 松本邦彦)」の助成を受けたものである。

補注

- 本研究では、複数の文化財を指定有無や文化財類型を問わず一定のまとまりとして保存活用地域計画に記載された事項を「関連文化財群」とした。そのため、「歴史文化の特徴」(白河市など 8 自治体)、「地域遺産」(横手市) 等、保存活用地域計画における名称が異なる場合がある。
- 磐田市、草津市、京都市、河内長野市、神戸市、福岡市
- 札幌市、多賀町
- 本研究における伝統的地場産業には、地域環境と密接に関わりをもつことを前提として、二次産業の一分類である機械工業および三次産業を含めていない。ただし、1 件の関連文化財群に伝統的地場産業とそれ以外の産業の双方を含む場合は双方とも分析の対象としている。
- 文化財類型については、関連文化財群の構成文化財を分類するため、国指定文化財等データベースにおける区分を参考にした。
- 指定等文化財とは国や地方自治体より指定・登録・選定のいずれかに該当する文化財、未指定文化財とはそれ以外の文化財と定義する。文化財の組み合わせとは、関連文化財群に指定等文化財と未指定文化財の双方、ないし 2 種の未指定文化財が構成文化財に含まれる状態と定義する。
- 表 2 に示す 9 つの業種をアイテムに、それぞれの該当有無をカテゴリとして数量化Ⅲ類分析を行い、累積寄与率が 70.0%程度になることを目安に 5 軸のサンプルスコアを採用しクラスタ分析(ward 法)を実施した。
- 1 件の関連文化財群における未指定文化財の占める比率は (未指定文化財が該当する文化財類型の数÷全構成文化財が該当する文化財類型数) で算出した。(構成文化財が全て未指定文化財の場合 100%の値をとる。)
- 文化財建造物の保存修理の際に用いられる植物性資材 (漆、茅等) の安定的な供給に必要な情報提供や維持管理の実施のためのふるさと文化財の森推進事業 (文化庁) における制度。

参考文献

- 松本邦彦・坂井亮文・澤木昌典 (2019 年)、「重要文化的景観選定区域における棚田景観を構成する農地の保全および整備」、ランドスケープ研究 Vol.82, No.5, pp.617-622
- 楊真・下村彰男 (2018 年)、「宇治白川地区における覆下茶栽培地の文化的景観と栽培システムの変遷に関する研究」、ランドスケープ研究(オンライン論文集), Vol.11, pp.86-94
- 文化庁 (2019 年)、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」
- 藤岡麻理子・中西正彦 (2020 年)、「市町村における歴史まちづくりの取り組み状況と展開要件に関する研究」、都市計画論文集, Vol.55, No.3, pp.1409-1416
- 松本邦彦・村弘烈・澤木昌典 (2016 年)、「歴史的風致維持向上計画における歴史的資源の位置づけに関する研究」、ランドスケープ研究, Vol.79, No.5, pp.635-640

回答者の属性によるイメージ・マップの差異について — 兵庫県明石市におけるイメージ・マップ調査より —

龍谷大学大学院政策学研究所 吉田 瑞希

1、序論

本研究の目的はその都市の住民が持つ認知マップが、それぞれの住民の属性、特に日常的に利用する交通手段の違いによって影響されるかを明らかにすることである。

都市の空間的イメージを明らかにすることを試みた研究の源流の一つとして、ケビン・リンチによる『都市のイメージ』が挙げられる。リンチはその都市に参加し観察する主体としての住民がその都市をどのように認識しているのかについて、イメージ・マップ調査によって研究した。日本においても渡辺らが明石において行った調査¹⁾を含め様々な調査が行われている。

伊藤は豊橋市を対象とした1996年と2006年に実施したイメージ・マップ調査の結果の比較から、イメージの拡散傾向を指摘し、この原因の一つとして自家用車の利用の増加があるのではないかと推測している²⁾。伊藤はその間の豊橋市の中心市街地における中心市街地の衰退傾向についても指摘し、このような都市環境の変化が豊橋市のイメージに及ぼす影響について明らかにすることを目的とした。一方で木曾は日常的に運転を行う者とそうでない者について共起性に違いが生じるかを、福井市中心市街地においてスケッチマップを用いた調査によって検証した³⁾。木曾の研究において共起性とは「ある一人の被験者が2つの異なった建築記号を自分の描画する同じ1つのスケッチマップ域に描画すること」⁴⁾であるが、ここでは「運転を月1回以上する被験者のスケッチマップは共起性の点において類似している」³⁾が指摘されている。

本研究は同様に中心市街地の中心性低下など衰退傾向が見られる明石市の中心市街地を対象とする⁵⁾。1970年に渡辺ら行った調査と2022年に筆者が行った調査の比較から、明石市の中心市街地においてイメージアビリティが減少したことが明らかとなっている⁶⁾。

リンチは環境のイメージについて物理的環境と人の相互

作用の結果としたが⁷⁾、本研究では人が都市を観察する方法の違いに着目し、自動車やバイクをよく利用する明石市民は、それ以外の交通手段をよく利用する明石市民と比較して明石市の空間的イメージに違いがあるのかを検証する。これによって明石市中心市街地を事例としてそこにおけるイメージアビリティが減少した原因について考察する。

2、調査方法

本研究ではケビン・リンチが開発したイメージ・マップ調査と、それを基に1970年に明石市の中心市街地で行われた調査¹⁾を参考とした。

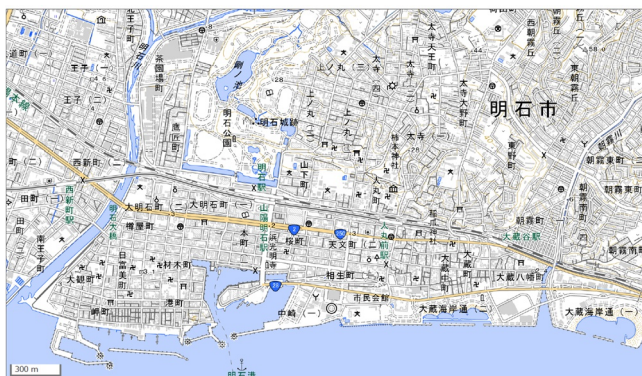
2022年10月22日に明石市立中崎小学校で開催された中崎まつりにおいて調査を行った。参加者の中でも20歳以上を対象とした。質問項目は以下の通りである。

1. JR明石駅を中心に、大蔵町から明石川までの地図を描いて下さい。
2. 地図でもっとも目立つものを場所を指定してください。
3. 最もよく使う交通手段はなんですか(車、電車、バス、自転車、徒歩、その他)。
4. 年齢、性別、明石市在住年数、郵便番号

質問1で描かれたイメージ・マップについて、そこに描かれた要素をパス、ノード、エッジ、ディストリクト、ランドマークの5つに分類し、集計する。その上で各回答者のイメージ・マップに描かれた要素の数を属性によって比較する。本調査においては日常的に用いる交通手段の違いによる空間的イメージの違いを明らかにする為、特に車・バイクと回答した回答者と、それ以外の回答者についての比較を行う。

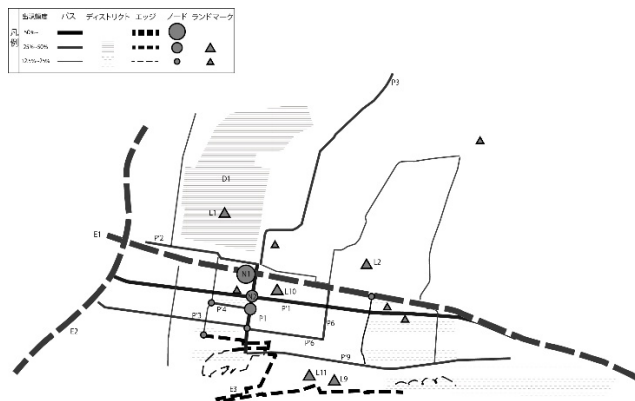
3、結果

調査の結果39票の有効な回答が得られた。これらのイメージ・マップを筆者がとりまとめたものが図2である。



図一1 明石市の現況図

(国土地理院、電子地形図 25000 を加工して作成)⁸⁾



図一2 明石市中心市街地のパブリック・イメージ

P1 (銀座通り) 及び P'1 (国道2号) を骨格として、その他の要素が配置されるような傾向が見られた。またそれぞれの要素の出現率を表―1から表―5に示す。車・バイクと回答した回答者とそれ以外の回答者がイメージ・マップに記載した要素をそれぞれ比較すると、パスとしての魚の棚通りについて車・バイクの群における出現率(その要素について回答した回答者数/車・バイクの群の全回答者数*100=13.3%)がそれ以外の群の出現率(その要素について回答した回答者数/それ以外の群の全回答者数*100=37.5%)より低い一方で、ディストリクトとしての魚の棚通りの回答率はほとんど変わらなかった。海岸線車・バイクの群の出現率(40.0%)がその他の群の回答率(62.5%)より低かった。明石駅前交差点については車・バイクの群の回答率(46.7%)がその他の群の回答率(29.2%)より高かった。

表―1 ノードの回答数と出現率

記号	要素名	合計回答数	全回答者における出現率	「車・バイク」における出現率	「その他」における出現率
N1	明石駅	39	100.0%	100.0%	100.0%
N2	明石駅前交差点	14	35.9%	46.7%	29.2%
N3	淡路 ジェノバライン 明石港のりば	7	17.9%	13.3%	37.5%
N5	魚の棚-銀座通り	11	28.2%	26.7%	20.8%
N6	西国街道-銀座通り	9	23.1%	20.0%	20.8%
N7	人丸前駅	8	20.5%	13.3%	20.8%
N8	魚の棚-明淡国道	5	12.8%	20.0%	8.3%
N9	桜町東	4	10.3%	6.7%	12.5%
N10	朝霧駅	4	10.3%	0.0%	16.7%
N12	大明石町1	3	7.7%	13.3%	4.2%
N13	魚の棚中心	2	5.1%	0.0%	8.3%
N14	アスピア南東角	2	5.1%	6.7%	4.2%
N16	明石港前	1	2.6%	6.7%	0.0%
N17	中崎公会堂北東角	1	2.6%	0.0%	4.2%
N18	西新町駅	1	2.6%	0.0%	4.2%
N19	明石公園前	1	2.6%	6.7%	0.0%
N20	西明石駅	1	2.6%	0.0%	4.2%
N21	大久保駅	1	2.6%	0.0%	4.2%
N22	大蔵谷駅	1	2.6%	0.0%	4.2%

表―2 パスの回答数と出現率

記号	要素名	合計回答数	全回答者における出現率	「車・バイク」における出現率	「その他」における出現率
P1	銀座通り	28	71.8%	60.0%	79.2%
P'1	国道2号	28	71.8%	66.7%	75.0%
P2	明淡国道	9	23.1%	26.7%	20.8%
P'2	公園前線	10	25.6%	33.3%	20.8%
P3	上の丸線	16	41.0%	46.7%	37.5%
P'3	県道718号(旧国道250号)	12	30.8%	26.7%	33.3%
P4	鷹匠線	9	23.1%	26.7%	20.8%
P'4	魚の棚通り	11	28.2%	13.3%	37.5%
P5	上の丸東坂線	4	10.3%	6.7%	12.5%
P'5	山下町線	3	7.7%	0.0%	12.5%
P6	新市庁舎へ至る通り	12	30.8%	26.7%	33.3%
P'6	公民館前線	14	35.9%	33.3%	37.5%
P7	マリンセンターへ至る通り	5	12.8%	6.7%	16.7%
P8	旧市役所前通り	2	5.1%	6.7%	4.2%
p'9	国道28号	14	35.9%	33.3%	37.5%
P9	天文科学館西(p6の北)	6	15.4%	20.0%	12.5%
P10	有瀬大蔵線	5	12.8%	20.0%	8.3%
P'10	明石市道40号線	3	7.7%	0.0%	12.5%
P11	アスピア東 線路-国道2号	3	7.7%	13.3%	4.2%
P12	国道175号	3	7.7%	0.0%	12.5%
P13	魚の棚北向き	2	5.1%	0.0%	8.3%
P'11	西国街道 p6'-p7	2	5.1%	0.0%	8.3%
P'12	p6'1本北	1	2.6%	0.0%	4.2%
P'13	p6'2本北	1	2.6%	0.0%	4.2%
P'14	魚の棚1本南	1	2.6%	0.0%	4.2%
P'15	グリーンロード	1	2.6%	0.0%	4.2%
P'16	玉津島羽線	1	2.6%	0.0%	4.2%
P'14	休天神東-人丸小学校前	1	2.6%	0.0%	4.2%
P'17	明石駅東口-アスピア	1	2.6%	0.0%	4.2%

イメージの拡散傾向については、回答があった全要素の内一人だけが答えた要素の割合によって示す。全体での回答については48.6%(71/146要素)、車・バイクの群では48.3%(42/87要素)、それ以外の群では50.8%(62/122要素)であった。この結果では両者にほとんど差は無く、イメージの拡散傾向について寧ろ車・バイクの回答者の方が低い、つまり拡散傾向が低い。

最もよく使う交通手段についての回答として、車・バイクが15票(38.5%)、自転車が10票(25.6%)、徒歩が2票(5.1%)、電車が8票(20.5%)、バスが1票(2.6%)、回答無し3票(7.7%)であった。こうした属性によってイメージ・マップに差異があるのかを分析した。なおこの際回答無しの3票については分析に含まず、36票分について分析を行った。

表―3 エッジの回答数と出現率

記号	要素名	合計回答数	全回答者における出現率	「車・バイク」における出現率	「その他」における出現率
E1	線路	23	59.0%	53.3%	62.5%
E2	明石川	21	53.8%	53.3%	54.2%
E3	海岸線	21	53.8%	40.0%	62.5%
E5	堀	1	2.6%	6.7%	12.5%
E6	朝霧川	3	7.7%	0.0%	0.0%

表―4 ディストリクトの回答数と出現率

記号	要素名	合計回答数	全回答者における出現率	「車・バイク」における出現率	「その他」における出現率
D1	明石公園	15	38.5%	26.7%	45.8%
D2	魚の棚	9	23.1%	20.0%	25.0%
D4	明石港	9	23.1%	13.3%	29.2%
D5	大蔵海岸	6	15.4%	13.3%	12.5%
D6	大蔵町	5	12.8%	6.7%	20.8%
D7	朝霧町	3	7.7%	13.3%	4.2%
D8	上ノ丸	3	7.7%	13.3%	4.2%
D9	人丸町	2	5.1%	6.7%	4.2%
D10	大明石	2	5.1%	13.3%	0.0%
D11	相生町	1	2.6%	6.7%	0.0%
D12	舞子	1	2.6%	6.7%	0.0%
D13	二見	1	2.6%	0.0%	4.2%
D14	太寺	1	2.6%	0.0%	4.2%
D15	桜町	1	2.6%	0.0%	4.2%
D16	林崎港	1	2.6%	0.0%	4.2%
D17	大久保	1	2.6%	0.0%	4.2%
D18	松が丘	1	2.6%	6.7%	0.0%
D19	東野町	1	2.6%	6.7%	0.0%
D20	海	1	2.6%	6.7%	0.0%
D21	マリーナ	1	2.6%	0.0%	4.2%
D22	王子	1	2.6%	6.7%	0.0%
D23	明石浦	1	2.6%	6.7%	0.0%
D24	旧城下町	1	2.6%	0.0%	4.2%

表一五 ランドマークの回答数と出現率

記号	要素名	合計回答数	全回答者における出現率	「車・バイク」における出現率	「その他」における出現率
L1	明石城	17	43.6%	26.7%	54.2%
L2	天文科学館	17	43.6%	33.3%	50.0%
L9	市役所	11	28.3%	13.3%	37.5%
L10	アスピア	11	25.6%	26.7%	25.0%
L11	中崎小学校	10	28.2%	13.3%	37.5%
L12	パピオス	9	23.1%	20.0%	25.0%
L13	休天神	6	15.4%	13.3%	16.7%
L14	稲爪神社	5	12.8%	20.0%	8.3%
L15	大蔵中学校	5	12.8%	13.3%	12.5%
L16	明石小学校	5	12.8%	20.0%	8.3%
L17	明石文化博物館	4	10.3%	6.7%	12.5%
L18	下村あなご	4	10.3%	13.3%	8.3%
L19	ピオレ	4	10.3%	6.7%	12.5%
L20	柿本神社	3	7.7%	13.3%	8.3%
L21	人丸小学校	3	7.7%	6.7%	8.3%
L22	商工会議所	3	7.7%	6.7%	8.3%
L23	大観橋	3	7.7%	13.3%	4.2%
L24	中崎公会堂	3	7.7%	6.7%	8.3%
L25	135度線	3	5.1%	0.0%	12.5%
L26	ましろスタジアム	2	5.1%	6.7%	4.2%
L27	木村屋	2	5.1%	6.7%	4.2%
L28	明石大橋	2	5.1%	6.7%	4.2%
L29	王将	2	5.1%	0.0%	8.3%
L30	八幡神社(稲爪神社境外攝社)	2	5.1%	6.7%	4.2%
L32	明石高校	2	5.1%	6.7%	4.2%
L33	三井住友銀行明石支店	2	5.1%	0.0%	8.3%
L34	すき家 2国明石天文町店	2	5.1%	0.0%	8.3%
L35	人丸花壇	2	5.1%	6.7%	4.2%
L36	岩屋神社	2	5.1%	6.7%	4.2%
L37	アーバンライフ	1	2.6%	6.7%	0.0%
L38	みずほ銀行明石支店	1	2.6%	0.0%	4.2%
L39	日新信用金庫	1	2.6%	0.0%	4.2%
L40	明石東仲ノ町郵便局	1	2.6%	0.0%	4.2%
L41	関西電力送配電明石配電営業所	1	2.6%	0.0%	4.2%
L42	中国銀行	1	2.6%	0.0%	4.2%
L43	明石の魚 寄~SAKI~	1	2.6%	6.7%	0.0%
L44	おのや神具仏具店	1	2.6%	6.7%	0.0%
L45	健新不動産販売株式会社	1	2.6%	6.7%	0.0%
L46	明石郵便局	1	2.6%	6.7%	0.0%
L47	月照寺	1	2.6%	0.0%	4.2%
L48	明舞団地	1	2.6%	0.0%	4.2%
L49	忠度塚	1	2.6%	0.0%	4.2%
L50	腕塚神社	1	2.6%	0.0%	4.2%
L51	大蔵谷本陣跡	1	2.6%	0.0%	4.2%
L52	明石ほんまち三白館	1	2.6%	0.0%	4.2%
L53	中崎公園	1	2.6%	0.0%	4.2%
L54	大蔵海岸公園	1	2.6%	0.0%	4.2%
L55	大蔵谷砲台跡	1	2.6%	0.0%	4.2%
L56	明石駅前立体駐車場	1	2.6%	0.0%	4.2%
L57	ラボス	1	2.6%	0.0%	4.2%
L58	セブン-イレブン 明石桜町店	1	2.6%	0.0%	4.2%
L59	長寿院保育園	1	2.6%	0.0%	4.2%
L60	東湯	1	2.6%	6.7%	0.0%
L61	シーサイドパレス	1	2.6%	6.7%	0.0%
L62	本末寺	1	2.6%	6.7%	0.0%
L63	市民病院	1	2.6%	6.7%	0.0%
L64	DCM 明石店	1	2.6%	6.7%	0.0%
L65	コープこうべコープミニ太寺	1	2.6%	6.7%	0.0%
L66	人丸山公園	1	2.6%	0.0%	4.2%
L67	てらこや(喫茶店)	1	2.6%	0.0%	4.2%
L68	黒橋	1	2.6%	0.0%	4.2%
L69	神戸学院	1	2.6%	0.0%	4.2%
L70	大槻小学校	1	2.6%	0.0%	4.2%
L71	山	1	2.6%	0.0%	4.2%
L72	いざなぎ	1	2.6%	6.7%	0.0%
L73	明石トーカロ球場	1	2.6%	0.0%	4.2%
L74	明石小学校	1	2.6%	0.0%	4.2%
L75	ファミリーマート明石駅南店	1	2.6%	6.7%	0.0%
L76	錦江橋	1	2.6%	0.0%	4.2%
L77	タワーマンション	1	2.6%	0.0%	4.2%

表一六 「車・バイク」と「それ以外」の回答者がイメージ・マップに描いた要素の合計の度数分布表

	1~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26以上	合計
車・バイク	2	3	1	6	3	0	15
それ以外	0	3	8	4	2	4	21
合計	2	6	9	10	5	4	36

表一七 「車・バイク」と「それ以外」の回答者がイメージ・マップに描いた要素の合計についての基礎的情報

	車・バイク	それ以外
平均値	14.8	18.3636364
中央値	17	16
最大値	27	48
最小値	5	8
標準偏差	6.82348884	8.64736142

表一六は回答者を「車・バイク」(15票)と電車・バス・徒歩・自転車を含む「それ以外」(21票)とに分け、それぞれの回答者がイメージ・マップに描いた要素(パス、ノード、エッジ、ディストリクト、ランドマークの別無く)の合計によって1~5、6~10、11~15、16~20、21~25、26以上、で分けたクロス集計表である。このクロス集計表について χ^2 検定を行ったところ有意な差が得られた($\chi^2(5)=11.36$, $p=0.04469141$, $\phi=0.398544071$)。この結果から、日常的に車・バイクを使う群とそれ以外の群がイメージ・マップに描かれる要素数にそれぞれ異なる影響を与えていることが示された。またそれぞれの群の要素数の平均値と最小値について見ると、表一七に示すように車・バイクの方が低い。

4、結論

本研究では車・バイクを最もよく利用する回答者とそれ以外の回答者について、明石市中心市街地の空間的イメージに違いが生じるのかについて検証した。結果として、車・バイクの群とそれ以外の群ではそれぞれの回答者の描く要素数に異なる影響を与えており、また平均値、最小値共に車・バイクの群が低いことと合わせて、車・バイクをよく利用することがイメージ・マップに描かれる要素を減少させる可能性が示唆された。一方でイメージの拡散傾向については両群の間にほとんど差は無く、寧ろ車・バイクの群が低かった。つまり明石市中心市街地についてはイメージの拡散傾向が車・バイクを最もよく利用することが原因であるとは言えない。

伊藤の調査では豊橋市の中心市街地に限らない全体を対象としたが、対象となる空間の広さの違いによって日常の活動の場の分散が反映され、逆に本研究における調査ではそれが反映されなかった可能性はある。しかし少なくとも

明石市の中心市街地の結果からは、明石市民にとってのイメージ・マップに描かれる要素が減少したことは、車・バイクの利用が一因であることは示唆されたものの、イメージの拡散が主な原因となっているとは言えない。

車・バイクをよく利用することがイメージ・マップに描かれる要素数を減少させることをより大規模な調査によって明確に示すことや、それがどのように影響を与えるのかについては更に分析される必要がある。

参考文献

- 1)渡辺宏・三木利夫(1972)「調査報告 K リンチの方法による明石のイメージ」『明石工業高等専門学校研究紀要』(13)、pp77-86
- 2)伊藤晴康(2007)「学生の描いた地図に見る豊橋市のイメージの変化—1996年と2006年の比較—」『豊橋創造短期大学部研究紀要』(24)、pp.17-27
- 3)木曾久美子(2015)「共起性に着目したスケッチマップにおける建築記号群の描画確率の検討—建築記号群の解釈としての認知地図の分析に基づく建築・都市空間のデザインに関する研究(その1)—」『日本建築学会計画系論文集』80(718)、pp. 2803-2813
- 4)木曾久美子(2020)「自動車の利用に着目したスケッチマップにおける建築記号の共起性の分析—建築記号群の解釈としての認知地図ノブ雲石に基づく建築・都市空間のデザインに関する研究(その4)—」『日本建築学会計画系論文集』85(775)、pp. 1865-1875
- 5)田代洋久・植田繁仁・山口一史(2010)「明石市中心市街地の地域分析 (< 特集> 小地域統計による実証分析)」『国民経済雑誌』201(1)、pp.19-36
- 6)吉田瑞希・服部圭郎(2023)「The Spatial Image of Center of Akashi City Possessed by Citizen of Akashi in 2022: Comparing with 1970」
- 7) Kevin Lynch(1960) 『THE IMAGE OF THE CITY』、丹下健三、富田玲子 (2007)『都市のイメージ 新装版』、岩波書店
- 8)国土地理院「電子地形図 25000」、国土地理院ホームページ、
<https://maps.gsi.go.jp/#15/34.644542/135.000815/&base=pale&ls=pale&disp=1&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>、(最終確認日 2023年6月21日)

市町村・区域マスタープラン連結図から見た断片化された都市計画の実態 — 兵庫県と隣接する京都府と大阪府の自治体を対象に —

株式会社ライフコーポレーション 多鹿 貴大
龍谷大学政策学部 石原 凌河

1. はじめに

現行の都市計画は原則として市町村単位で行われているため、市町村独自の計画の策定が可能となっている。各市町村では、市町村単位で長期的な都市計画を示すとともに、都市内の拠点やネットワークといった将来の都市構造を明確に示した「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下、市町村 MP）が 1992 年から制度化され、その策定が進められている。

ところで、都市が拡大することに伴い、交通問題や環境問題が発生するなど、単独の基礎自治体の都市計画領域では収まらない広域の問題が発生するため、広域的な観点で都市計画の調整を図る必要がある。各市町村が市町村 MP を策定する上では周辺自治体との整合性を図ることは一般的に考慮されていないため、周辺自治体との調整を図っていく必要がある。

本稿と関連する既往研究として、広域計画に着目した研究では、森ら¹⁾や眞島ら²⁾の研究が挙げられる。都道府県内における広域調整に着目した研究では、長嶺ら³⁾や瀬田⁴⁾の研究が挙げられる。以上の研究は、都道府県の役割について明示した研究が多く、自治体間での都市計画の整合性に着目した研究はこれまでほとんど見られなかった。しかし、森本ら⁵⁾の研究では、市町村 MP で記載されている「将来の都市構造を表現した図」（以下、将来都市構造図）に着目し、その図を参照しながら、都市計画の広域的整合性の実態について明らかにしている。

市町村 MP は都道府県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、区域 MP）に即して一般的には策定されているものの、その整合性の実態については明らかにされていない⁶⁾。森本ら⁵⁾の研究でも、市町村間での MP の整合性の実態を明らかにされているものの、市町村 MP と区域 MP の整合性の実態や、区域 MP 間での整合性の実態については明らかにされていない。

本稿では、兵庫県と隣接する京都府と大阪府の自治体を対象に、「市町村 MP に記載されている将来都市構造図を連結した図」（以下、市町村 MP 連結図）と、兵庫県と京都府の「都市計画区域 MP に記載されている将来都市構造図を連結した図」（以下、区域 MP 連結図）をそれぞれ作成し、ネットワーク、拠点、自然環境に着目して、市町村 MP 間、市町村 MP と区域 MP、区域 MP 間で広域的な視点で都市計画の整合性が確保されているのかについて明らかにする。

整合性の確保については、森本ら⁵⁾の先行研究を参考にする。具体的には、各市町村間においてネットワークは連続しているのか、拠点に対する各自治体の認識が一致しているのか、自然環境面から見た時の整合性が確保されているのかについて着目する。都市計画 MP の必要性が議論されている中で、本稿で得られた知見を踏まえて、今後の都市計画 MP のあり方について考察する。なお、本研究における広域とは、複数の市町村

行政区域を含んだ範囲を指すこととする³⁾。

2. 研究の方法

(1) 対象とする図

市町村 MP や区域 MP の中では、土地利用図や都市計画道路の整備方針図など様々な図が掲載されている。本研究では、将来都市構造図あるいは将来都市構造図に該当する図を対象とし、各市町村や府県の HP から入手可能なものを用いる。

(2) 市町村・区域 MP 連結図の作成手順

以下に、市町村 MP 連結図の作成手順を示す。

- 1) 各市町村のホームページから市町村 MP の PDF ファイルをダウンロードする。
 - 2) Adobe のソフトである *illustrator* を用いて将来都市構造図のみを抜き取る。なお抜き取ったその図は PNG 形式に変換して保存する。
 - 3) Office ソフトである Word を用いて、保存した図の背景を削除する。
 - 4) 国土数値情報ダウンロードサービスより入手した対象地域の行政区域に、削除した図を調節して当てはめる。当てはめた図は *illustrator* を用いて作図する。
- 区域 MP 連結図は兵庫県・京都府の HP から区域 MP のファイルをダウンロードし、2) 以降同様に作成する。

3. 市町村 MP 連結図からみた整合性の実態

(1) 市町村 MP 連結図に使用した図について

作成した市町村 MP 連結図及び代表的な凡例を図-1 に示す。2023 年 6 月 9 日時点で、市町村 MP を WEB 上で公表されておらず、市町村 MP が公表されていない 9 つの自治体と市町村 MP は公表されていたものの、将来都市構造図に該当する図がなく、総合計画等の他の行政計画にも掲載されていなかった 10 の自治体は空白とした。

(2) 不連続なネットワーク

市町村 MP 連結図におけるネットワークに着目すると、以下のような実態が明らかとなった。

- 1) 市町村の形を正確に表現しなかった結果、宍粟市や箕面市などのように隣接自治体と空白ができてしまい、ネットワークの連続性が視覚的にわかりづらくなっている。
- 2) 軸の表記や認識が各自治体によって異なる。例えば、丹波市 MP の軸は「広域軸」や「地域軸」があり、福知山市 MP の軸は、「広域連携ネットワーク」と「地域連携ネットワーク」となっており、同じ意味合いでも表記が異なる。
- 3) 隣接自治体で将来都市構造図における道路が一致しないものがある。例えば、三木市から神戸市に至る国道 428 号線を、三木市 MP では描かれているのに対し、神戸市 MP で

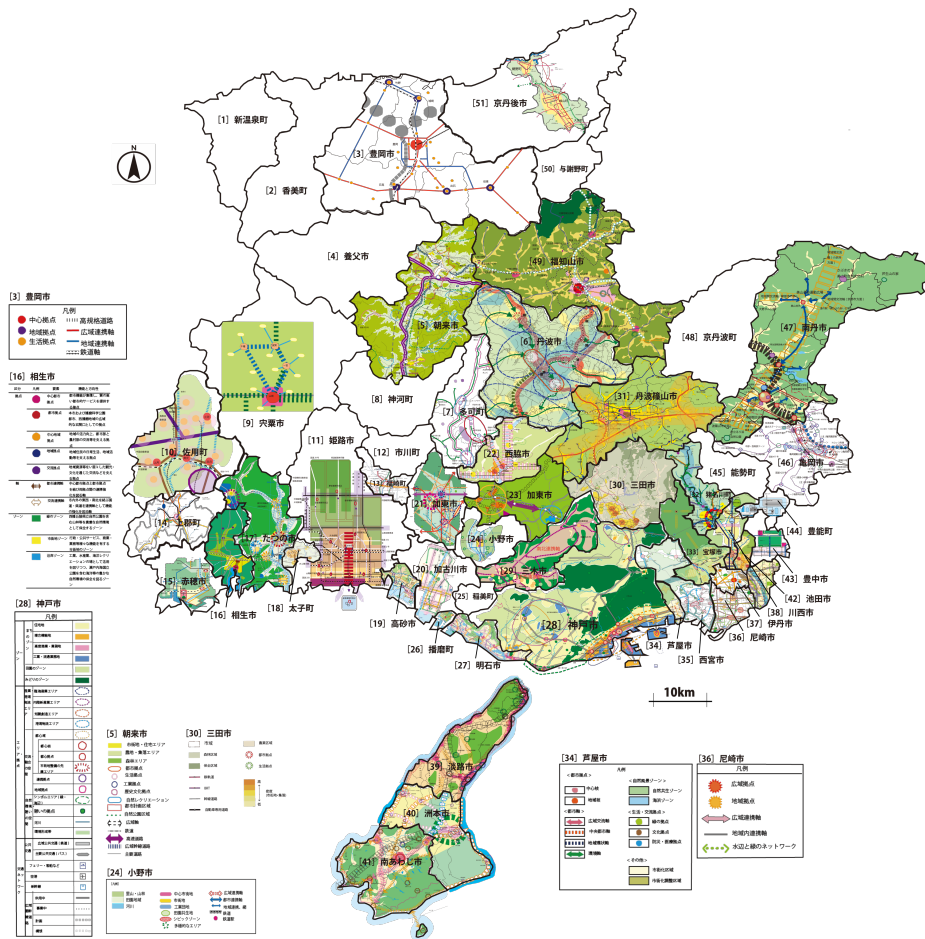


図-1 市町村MP連結図と凡例

は描かれていない

- 4) 国道426号線に着目すると、豊岡市MPでは「広域連携軸」と設定しているが、福知山市MPでは「地域連携ネットワーク」と設定していることから、同じ道路でも広域か地域かといった位置づけの判断が各自治体で異なる。

以上のことから道路が計画的に繋がっていないことや軸の役割が異なるなど、ネットワークにおいて広域的に整合性が取れておらず、市町村MP間で断片化している実態が示唆された。そのため、隣接する市町村とで協議・調整を行いながら、広域的な視点でネットワークの整合性を図っていく必要がある。

(3) 拠点に対する認識の不一致

市町村MP連結図における拠点に着目すると、以下のような実態が明らかとなった。

- 1) 各市町村MPに設置されている中心拠点の設置数が異なっている。例えば、多可町MPは「都市拠点」を一つ設定しているのに対し、亀岡市MPは複数拠点を設定している。
- 2) 拠点や核の捉え方が異なる。例えば、宝塚市MPでは「都市拠点」や「地域拠点」など設定しているが、高砂市MPでは「都市交流拠点」や「地域交流拠点」を設定していることから、同じ意味合いの拠点でも表記が異なる。また、拠点や核の規模の大きさは都市構造図上に描く際の拠点や核の大小で表しているが、姫路市MPは「地域核」や「準地

域核」といった凡例で大小を表記している。

- 3) 多くの自治体は拠点とゾーンを併記しているが、拠点のみしか表記されていない自治体がある。例えば、高砂市MPは拠点とゾーンを併記しているが、尼崎市MPは拠点のみ表記しゾーンを表記していない。

以上のことから、自治体によって拠点の認識や設定の有無など違いがあることが示唆された。拠点の表記に対する統一された基準がないため、今後は市町村MPに表記する拠点の概念を標準化させるとともに、自治体間で拠点に対する認識を一致させることや凡例を統一化していく必要がある。

(4) 自然環境の断片化

市町村MP連結図における自然環境に着目すると、以下のような実態が明らかとなった。

- 1) 大半の自治体MPに記載されている川を軸とした名称が異なっている。例えば、武庫川については、尼崎市MPでは「水辺と緑のネットワーク」という名称で武庫川が位置づけられているものの、西宮市MPでは「水と緑の軸」という名称で武庫川が位置づけられており、表記が統一されていない。
- 2) 川の表記の基準が異なる。例えば、加古川については、丹波市MPと加東市MPは加古川の表記がない。丹波市MPは川に対応する凡例がなく、加東市MPは「環境保全ゾー

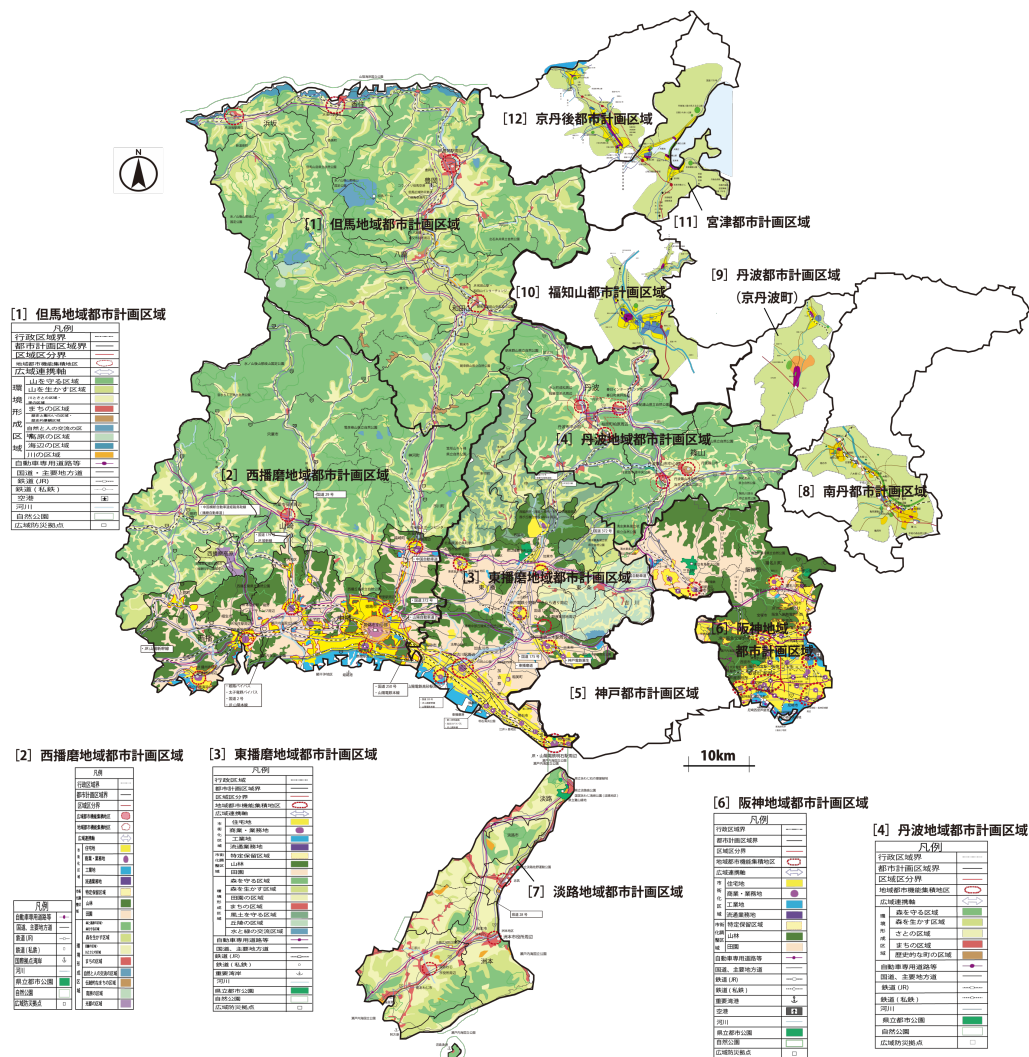


図-2 区域MP連結図と凡例

ン」という凡例はあるが、自然環境の凡例が1つにまとめられており、川そのものが表記されていない。

- 3) 自治体の縁辺部にある山林に対する認識に差がある。例えば、加古川市と高砂市の境界には高御位山があり、高砂市MPでは山林・丘陵地ゾーンと設定されているが、加古川市MPでは表記されていない。加古川市MPは山林に関するゾーンの凡例がなく、アメニティ軸のみ凡例がある。

以上のことから、自治体によって自然環境の凡例が異なることや、対応する凡例がないなど、統一されていない実態が明らかとなった。

このように、森本ら⁹⁾の先行研究と同様に、ネットワーク、拠点、自然環境の観点から市町村MP連結図の整合性の実態を確認したが、本稿の対象地域の自治体においても先行研究⁹⁾と同様の結果となった。

4. 区域MP連結図からみた整合性の実態

(1) 区域MP連結図に使用した図

作成した区域MP連結図と代表的な凡例を図-2に示す。

区域MP連結図を作成するにあたり、2023年6月19日時点で神戸市と大阪府の区域MPについては、該当する図が見当たらなかったため、空白のまま連結図を作成した。福知山市については、大江地区と福知山地区とで区域が分かれていたため、結合させて連結図を作成した。

(2) 不連続なネットワーク

区域MP連結図におけるネットワークに着目すると、以下のような実態が明らかとなった。

- 1) 京都府の区域MPは、区域の形を正確に表現しなかった結果、京都府内だけでなく隣接する兵庫県にも空白ができたため、ネットワークの連続性が視覚的にわかりづらくなっている。
- 2) 福知山都市計画区域MPでは、大江地区と福知山地区の2つの都市計画区域に区分されており、福知山市内で整合性が取れていない。
- 3) 兵庫県では「広域連携軸」の凡例があるが、京都府は「広域連携軸」という凡例はない。
- 4) 京都府下の都市計画区域のネットワークの凡例の示し方は

各区域によって差異がある。

- 5) 「兵庫県道 10 号朝来出石線」では、朝来市 MP と豊岡市 MP では整合性が取れていないが、区域 MP 連結図では整合性が取れている。
- 6) 国道 427 号は、多可町で MP では広域連携軸に設定されているが、東播磨地域都市計画区域 MP では広域連携軸として設定されていない。

以上のことから、ネットワークの観点から府県間の区域 MP の整合性が取れていないだけでなく、府県と市町村間でネットワークの認識が違うことが示唆された。区域 MP 間や区域 MP と市町村 MP 間とでネットワークの調整を図ることや、ネットワークの設定に対する認識を一致させる必要がある。

(3) 拠点に対する認識の不一致

区域 MP 連結図における拠点に着目すると、以下のような実態が明らかになった。

- 1) 兵庫県下の区域 MP では、市役所などの公共施設を拠点としているものが多いが、西脇市や加東市の MP ではショッピングセンターなどの民間商業施設も拠点として位置づけられている。
- 2) 福崎町の MP には中心拠点が設定されていなかったが、西播磨地域都市計画区域 MP では地域都市集積地区として福崎町役場周辺が設定されている。
- 3) 京都府下の区域 MP には下水処理場の凡例が設定されているが、京都府下の市町村 MP に該当する凡例は存在しない。
- 4) 但馬地域都市計画区域 MP では「コウノトリ但馬空港」が広域防災拠点に設定されているが、豊岡市 MP では拠点として設定されていない。

以上のことから、府県間で拠点の凡例が異なることや府県と自治体で拠点に対する認識の違いが明らかとなった。

(4) 自然環境の断片化

区域 MP 連結図における自然環境に着目すると、以下のような実態が明らかとなった。

- 1) 区域 MP 連結図では加古川は繋がっているが、市町村 MP 連結図では加古川が断片化している。
- 2) 兵庫県の区域 MP では「森を守る区域や森を生かす区域」のように自然環境を分類して凡例を設定しているが、京都府の区域 MP は河川や公園・緑地の凡例しかなく、自然環境に相当する凡例が見られる
- 3) 兵庫県内の自然環境に関する凡例は区域で差が見られた。例えば、「高原の区域」や「丘陵の区域」といったように、同じ意味合いでも区域 MP によって名称の違いが見られる。

以上のことから、市町村 MP 連結図では異なっていた自然環境に関する表記も、区域 MP では表記が統一されていることや、府県が異なると自然環境の認識の違いが明らかとなった。今後は、府県間の区域 MP だけでなく、区域 MP と市町村 MP で整合性を高めるために凡例の認識を一致させる必要がある。

森本ら⁹⁾の先行研究と同様に、ネットワーク、拠点、自然環境の観点から区域 MP 連結図と市町村 MP 連結図を比較し、それぞれ整合性が取れているかどうかを確認したが、府県間の整合性が取れていないことに加え、市町村 MP と区域 MP 間

や同じ府県内の区域 MP 間でも整合性が取れていない実態が明らかとなり、特にネットワークや拠点について整合性が取れていないことが示唆された。

5. おわりに

(1) 本研究で得られた結果

本研究は、森本ら⁹⁾の先行研究を参考に、兵庫県と隣接する京都府と大阪府の各市町村を対象にした市町村 MP 連結図と、兵庫県と京都府の各区域 MP 連結図を作成し、ネットワーク、拠点、自然環境に着目して広域的な視点での整合性の実態を明らかにした。その結果、以下の知見を得ることができた。

- 1) 研究対象地域における市町村 MP 同士の整合性の実態を市町村 MP 連結図から明らかにした結果、森本ら⁹⁾と同様に、ネットワーク、拠点、自然環境の観点から広域的な視点での整合性が取れていないことが確認できた。
- 2) 区域 MP 連結図と市町村 MP 連結図を比較したところ、特にネットワークと拠点において区域 MP と市町村 MP とで認識が異なる点を確認することができた。
- 3) 市町村 MP と同様に、区域 MP 同士の整合性の実態を区域 MP 連結図から明らかにしたところ、府県間で整合性が取れていないことに加え、区域 MP 同士でも整合性が取れていないことが確認できた。

(2) 考察

本研究では、市町村 MP 連結図と区域 MP 連結図を比較することで、市町村間と都市計画区域間及び市町村と都市計画区域間での都市計画 MP の断片化の実態を明らかにした。

都市計画 MP を通して当該自治体でのみ将来の都市像を描いてしまうと、都市間競争が激化した際に、パイの奪い合いとなり、当該自治体にとって不利益を被る事態になりかねない。そのため、隣接する都道府県・市町村・都市計画区域とで都市計画の整合性を図りながら、都市機能の役割分担を行うための協議や調整が必要となってくると考える。

参考文献

- 1) 森尚之、村木美貴(2010)「首都圏における広域・地域計画の関連性に関する研究-圏域内拠点都市の計画と運用に着目して-」、都市計画論文集 Vol.45、No.3、pp.673-678
- 2) 眞島俊光、川上光彦、埜正浩、片岸将広(2011)「市町村合併による都市計画区域の再編と隣接都市間の土地利用規制の広域調整に関する考察-石川県白山市・能美市・小松市を事例として-」、都市計画論文集 Vol.46、No.3、pp.301-306
- 3) 長嶺創正、池田孝之(2007)「市町村マスタープランと都市計画区域マスタープランにおける広域計画的課題とその対応-沖縄県那覇広域都市計画区域を対象として-」、日本建築学会計画系論文集 Vol.72、No.615、pp.137-142
- 4) 瀬田史彦(2006)「都道府県による任意の広域マスタープラン策定の試みにみる日本の広域計画の課題」、都市計画論文集 Vol.41、No.3、pp.791-796
- 5) 森本瑛士、赤星健太郎、結城勲、河内健、谷口守(2017)「広域的視点から見る断片化された都市計画の実態」、土木学会論文集 D3 (土木計画学) Vol.73、No.5、pp.1_345-1_354

工業都市グラスゴーにおける 1940~1950 年代の再開発がその後の都市空間再編に与えた影響

龍谷大学大学院政策学研究科 田中 智朗
龍谷大学政策学部 阿部 大輔

1. はじめに

1-1. 研究の背景と目的

造船業を中心に工業都市としての繁栄を極めたスコットランドのグラスゴーでは、戦後の産業の脱工業化の影響を受け、急激かつ長期的な衰退を経験した¹⁾。そこで市は衰退した工業都市という負のイメージを払拭すべく、1980年代より文化政策に力を注ぎ、都市イメージの転換を試みた。1990年に欧州文化首都に選定されると、その後も文化・芸術にまつわる様々なイベントが継続的に行われ、文化政策による都市再生の好事例として着目される存在となっている²⁾。そうした都市再生が成功を収める一方で、グラスゴーでは衰退期に発生した空地や荒廃地が手つかずのまま放置されているという課題も同時に抱えている。市は近年、そうした空間の改善策として、市民主導による空地の暫定利用が積極的に行われているが³⁾、グラスゴーで大量の空地・荒廃地⁴⁾が発生し、放置されるに至った経緯については不明瞭な点も多い。

本稿は、グラスゴーが現在の都市空間の様相を形作るに至った背景として、戦後の初期段階に実施された抜本的な都市空間の再編が起因しているとの仮説の下、当時の再開発がその後の都市空間再編をいかに特徴づけてきたかについて考察することを目的とする。

1-2. 既往研究の整理

わが国におけるグラスゴーの都市史に関する既往研究としては、1712年から1810年頃のシティセンター内の街路と街区の形成過程を明らかにした今井ら⁵⁾の研究がある。文化政策への転換による都市再生の経緯に着目した研究には、渡部¹⁾や吉村²⁾がある。さらに近年の都市政策として市内の空地の暫定利用施策の運用実態を明らかにした田中ら³⁾の研究があり、近年の都市政策にまつわる研究には一定の蓄積が見られる。一方で、Lauren⁴⁾は、グラスゴーにおける戦後初期の都市政策は、都市形成の重要なプロセスであったにも関わらず、当時の都市政策による周辺住宅団地の問題に特化した文献は明らかに少ないことを指摘している。

本稿は、グラスゴーにおける1940~50年代における再開発が、その後の都市空間の再編にどのような影響を及ぼしたかについて考察する点に新規性がある。

1-3. 研究の方法

本稿は、文献の解読と航空写真を用いた地図データの分析に依拠する。2章では産業革命期のグラスゴーにおいて、過密した都市部の劣悪な住環境の実態について文献をもとに整理する。3章では1940年代に提出された2つの都市計画の内容とそれぞれが構想した都市の将来像の相違点について整理し、4章では、当時の都市計画に基づき実現した

都市部の再開発と、都市周縁部の住宅団地開発の展開に着目し、事業内容と当時の生活の実態を明らかにする。その上で、その後の再開発地区の変容を明らかにする。最後に、それらの都市計画による決定が現在の都市空間再編に及ぼした影響について考察する。

2. 工業化の進展に伴う人口の過密化と都市問題の浮上

グラスゴーでは、産業革命期に工業化が進展するにつれ、アイルランドやスコットランド北部からの移民が都市部に押し寄せた。1938年には人口が109.2万人を超えピークを迎え、その後およそ30年に渡って市の人口は100万人を超えていた⁶⁾。急激な人口増加は、より多くの住宅の建設を必要とした。しかし、住宅供給のスピードよりも遥かに多くの人口が都市部に流入したため、様々な地区で人口の過密化が問題となって浮上した⁷⁾。アイルランドからの移民が相次いだ1861年の段階で、グラスゴーにおける人口の63.2%が1部屋あたり2人以上という高密度で生活しており、60年後の1921年時点でも、人口の約40%が同様の住環境に置かれていた⁷⁾。

またグラスゴーの当時の住宅ストックはヴィクトリア王朝時代に建設されたテナメントと呼ばれる非常に古い様式の長屋が多く、それらは各家庭専用のトイレが無いことや、暖房システムなどの基本的な設備に欠陥が見られるなど、住環境は劣悪であった。当時の様子は、「ヨーロッパのどの都市よりも密接に詰め込まれた人間のプレス」⁸⁾と表現されるほどであり、グラスゴーの過密化した地区における公衆衛生の問題は、既知の事実として誰もが認めるものとなっていた。しかしながら、解決策についての集団的な合意はなかなか得られず、既存の市域内での住環境再生が可能かどうかをめぐる意見が分かれた⁹⁾。

3. 戦後初期に発表された2つの都市計画

3-1. ブルースレポートによる近代的都市像の提示

グラスゴー市は人口の過密化により浮上した都市問題に対応するため、戦後初の都市計画となる「グラスゴー市公社の高速道路・計画委員会に対する第一次計画報告書(First Planning Report to the Highways and Planning Committee of the Corporation of the City of Glasgow)」を1945年3月に発表した(図1)。この報告書は、当時グラスゴー公社の技師であったロバート・ブルースによって書かれ、彼の名にちなんでブルースレポートと呼ばれている。計画の目的は、グラスゴーを50年かけて「健康で美しい都市」にすることであった。構想には、機能的な地区に規則的な間隔でタワーブロックが建てられ、広幅員の高速道路で環状に囲まれた都

市像が示されている

具体的な計画の内容としては、都市部の過密化の緩和のために、市の中心部のほとんど全ての建物を取り壊し、新たな都市として作り直すというものであった。例えば、市庁舎やグラスゴー中央駅、グラスゴー美術大学の校舎など、今日のグラスゴーの都心を大きく特徴づけているヴィクトリア王朝時代の歴史的な建造物を全て取り壊すという極めて刷新的な計画であった。さらに、当該地区に居住していた住民は、市の周縁部に新たに建設される住宅団地（Drumchapel, Pollok, Easterhouse, Castlemilk）へ移住させ、取り壊された後の敷地は商業施設に置き換えるという計画だった。

ブルースレポートは、市の中心部を全て刷新する大規模な計画だったこともあり、実際には経済的、政治的に実現性が低いと判断され、最終的に1949年に廃止された。しかし、過密化し劣悪な地区を再開発し、住民を市域内のニュータウンに分散させ、それらを交通網で連結させるというブルースの構想自体は、M8のような市内の主要道路の整備や、1970年代後半まで続いた総合開発地域（Comprehensive Development Areas：以下CDA）の基礎となった。このようにブルースレポートは、計画として実現したわけではなかったものの、1950年代半ばから1970年代後半まで、都市部と市の周縁部で行われた集中的な都市の再生・再建の取り組みに影響を与えたといえる。



図1 ブルースレポート
出典) THE GLASGOW STORY¹⁰⁾

3-2. クライドバレー地域計画による人口の分散計画

ブルースレポートが公開された翌年の1946年に、当時エディンバラに拠点を置いていたスコットランド庁は「クライドバレー地域計画(Clyde Valley Regional Plan)」を発表した。この計画は、パトリック・アバクロンビーとロバート・H・マシューらによって作成され、新しい経済開発の必要性と並行して、グラスゴー周辺にグリーンベルトが必要であると主張した。そこで都市の住宅と健康の問題に対処す

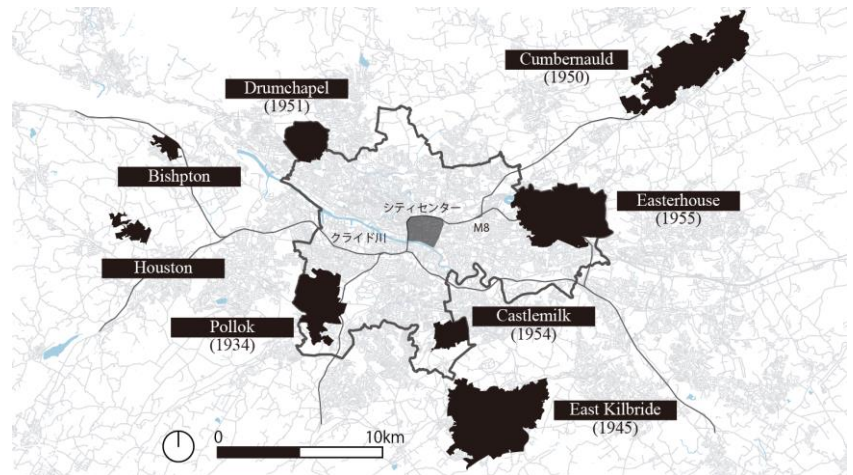


図2 各報告書で計画された住宅団地の位置
(筆者作成)

ることを目的に、市の人口55万人のうち、半分は市域内の都市周縁地区に、残りの半分は市域外に新たに建設する4つのニュータウン（East Kilbride, Cumbernauld, Bishopton, Houston）へ分散して移転させることを骨子としていた（図2）。これは、市内に人口を留まらせることを目論み、市の境界線内でのみ新たな団地を開発することを推奨していたブルースの構想に対して異なる視点である。

戦後の緊縮財政の中、人口を市域外へ流出させることを避けたいグラスゴー政府からの反対を受け、計画の実施は部分的なものとなった。1945年より計画されていたEast Kilbrideと1950年よりCumbernauldでのニュータウン開発は実現したものの、それ以外の計画について当時は実現されることはなかった。しかしブルースレポートとクライドバレー地域計画という2つの計画は、市のその後の開発計画を検討する上での大きな議論を持ち掛け、その後50年間わたる一連の都市政策に繋がった。

4. 実施された再開発の実態

4-1. 総合開発地域（CDA）の概要

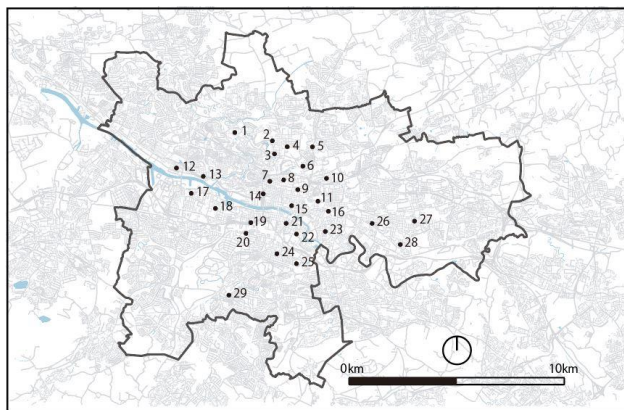
CDAは、グラスゴー市内において住環境の問題を抱え、市内で即座に再開発を行うべき地区を29箇所指定し、劣悪な状態のテナメントを取り壊して、跡地に高層フラット（写真1）等の新たな住居を建設するという戦略で実施された⁴⁾。これはブルースプランにおいて提案されたスラムクリアランスによる劣悪な地区の刷新といった理念を引き継いでいる。年間4,500戸の割合で住宅を取り壊すことが目標として掲げられ、長期的には約10万戸の住居を撤去し、被災した人口の60%を別の場所に移転させることを目標としていた。取り壊しの対象地区に居住していた住民は主に市域内に新たに建設された住宅団地へ移住する計画であった。しかし、市内の居住環境の問題の規模が巨大であったため、コミュニティの分散戦略は市域を超えたEast Kilbride, Cumbernauldといったクライドバレー地域計画で構想されたニュータウンにおいても実行された。1960年代には、市外への移動はさらに広がり、さらに遠方に位置す

る Fife や Lothian にまで及んだ。

4-2. 実施されたクリアランスとその後の利用

CDA により、都市部の劣悪な環境下にあったテナメントの大規模な取り壊しが各地で実施された。取り壊しの跡地は、新たな住宅団地や、公園、高層フラット、あるいは M8 の建設地となるなど、今日のグラスゴーの都市景観を特徴づける再開発が数多く実施された。対象エリアのその後の土地利用に着目すると、宅地の取り壊し後に開発行為が行われず、空地の状態となった敷地を含む地区は 10 件確認できた (図 3)。CDA はスラム地区の低密度化は実現したもの、いくつかの地区ではその後の利用が停滞し、広大な空地が放置される状況を生み出した要因としても読み取れる。また建て替えられた高層フラットの多くは、緊急の住宅需要に応えるべく、迅速かつ安価に建設されたため設備も悪く、その後は不人気となった。その結果、新たに建設されて 30 年ほど経過した後に、再び取り壊されることも多く、CDA に指定された地区の中でも建設後の取り壊しが各地で行われた。取り壊し後の跡地はクリアランス時と同様に空地のまま放置されるケースがあり、CDA 内でも 11 地区で確認できた。

このように CDA では全ての計画が実現したわけでは無かったが、市内におけるかなりの地区が刷新され、様々なタイプの住宅に建て替えられるなど住環境が改善された一面が見られた。一方で取り壊したものの次の開発への移行が停滞したものや、再建築した建物の住環境の悪さが原因で再び取り壊され、そのまま空地となっている場合など、開発が停滞した空地・荒廃地が数多く存在する現在の都市空間を形作る一因となったといえる。



地区名	開始年代	再開発時の土地利用	クリアランス	建設後取り壊し	地区名	開始年代	再開発時の土地利用	クリアランス	建設後取り壊し
1 Marryhill	1966-1970	高層、中層長屋	●	●	16 Caltongate	1961-1965	高層、中層長屋	●	●
2 North Kelsoaside	1966-1970	高層	●	●	17 Elder Park	-	公園	-	-
3 Hamilton Hill	-	中層長屋	●	●	18 Govan	1966-1970	高層、戸建て	●	●
4 Possil Park	-	-	●	●	19 Kinning Park	-	-	-	-
5 Springburn	1966-1970	高層、中層長屋	●	●	20 Shields Road	-	中層長屋	-	●
6 Sighthill	1961-1965	高層	●	●	21 Laureston	-	-	-	-
7 Garnet Hill	-	-	-	-	22 Hutchesontown	1956-1960	高層、中層長屋	●	●
8 Cowcaddens	1966-1975	高層、中層長屋	-	-	23 Bridgeton	-	-	-	-
9 Townhead	1961-1965	高層、中層住居、道路	-	-	24 Govanhill	-	-	-	-
10 Royston Hill	1956-1960	中層長屋	●	●	25 Polmadie	-	中層長屋	●	●
11 Welfpark	-	中層長屋	●	●	26 Parkhead	1966-1970	高層	-	-
12 Whitenech	-	-	-	-	27 Shettleston	-	-	-	-
13 Partick	-	高層	-	-	28 Tollcross	-	-	-	-
14 Anderston	1966-1970	高層、中層長屋、道路	●	●	29 Pollokshaws	1960-1964	高層	●	●
15 Glasgow Cross	-	-	-	-					

クリアランス：スラムの長屋の取り壊し後空地化したもの
建設後取り壊し：クリアランス後、建てられた住宅がさらに田で壊され、跡地が空地化したもの

図 3 総合開発地域の位置と整備実態
(文献と航空写真をもとに筆者作成)

4-3. 都市周縁地区の整備過程

都市周縁部における 4 つの住宅団地の内、一番初めに建設が開始したのは市の南西に位置する Pollok であった。1934 年に土地が購入されて以降、第二次世界大戦中に建設が始まり、1951 年に完成した。Pollok では 9,200 戸の住宅におよそ 42,000-47,000 人が収容される計画であり、開発初期には、3 つの寝室に独立したキッチンとトイレを設置した住宅団地



写真 1 高層フラット
(筆者撮影)

を設計するとし、これまで多くの人が居住していた過密なシングルタイプの住宅とは全く異なる住環境を提供するものであった。しかし、1944 年以降に建てられた住宅団地は、大量の住宅を迅速に供給することに重点が置かれたため、初期の構想と比べると住環境上の魅力に欠けた。北西部の Drumchapel は 1951 年に建設が承認され、7,500 戸、34,000 人を収容する計画が立てられた。移住に対応するために、独自のタウンセンター、商店、学校、教会、オープンスペース、完全な共同サービスやアメニティを備えた自己完結型の衛星都市を目指した。次いで 1954 年には、Castlemilk が Govals など都心の人口密集地区からの移住者を受け入れるために開発が始まった。最後に東部の Easterhouse が 1955 年より着工した。7,200 戸に 25,000 人を収容する計画であったが、住宅の建設が急務であったことから、地区に十分なアメニティ施設が整備されない状態で住宅の建設が先行して行われた。

4-4. 都市周縁地区の住環境の実態

都市周縁部での住宅開発や CDA の運営にもかかわらず、都市部の劣悪な住宅が取り壊される速度とその規模が、新たな住居の建設ペースを上回り続けたため、1960 年代に入っても深刻な住宅問題は続いた。さらに周縁部だけでなく都市部での住宅問題も表面化し始めた。中心部に位置する新しい高層フラット、周辺部の団地ともに、1 エーカーあたり 100 人という、1940 年代に推奨された密度よりも 40% 高い密度での居住実態であった¹¹⁾。また、CDA など住宅地の取り壊しが進行する中で、市内で長く続いてきた既存のコミュニティが分断され、家族や近隣住民が、遠く離れた場所に再入居することを余儀なくされる場合もあった。都市周縁部の住宅団地は、高密度な元々の居住環境では実現不可能なライフスタイルを提供する一方で、孤立感に悩む人も少なくなかった。

4 つの団地の建設が、ほぼ同時期に実施されたため、当時の反省が計画に反映されることはなかった。団地内の空間構成は、基本的に繰り返しのテナメントからなる多くの殺風景な地区で構成されていた¹²⁾。新しいテナメントは概して耐候性に優れていたが、暖房や換気システムの設計が不十分だったため、大量の結露が発生し、多くの公営住宅

の住環境に影響を与えた。当時の市の住環境について言及した「グラスゴーの住宅に関する調査(1986)¹³⁾」によると、グラスゴーが直面している最も深刻な住宅問題は、周辺地区に存することを認めている。

建設を主導したグラスゴー公社は、ニュータウン開発公社のような資源、権限、計画能力を持たず、その結果、住宅水準、住居のデザイン、市民のアメニティや施設の提供は実態としては十分に進められてこなかった。また、当時は住宅を緊急に必要としていた背景から、完成した住宅の数だけで成功を測るという体制であったため、建物の管理に関する問題はほとんど考慮されなかった。その結果、住宅ストックは、建設後すぐに劣化し、グラスゴーは比較的新しい住宅の再建築と改修に膨大な費用を抱えることになった。都市部の過密化という問題に対する理想的な解決策になるどころか、周辺団地へのコミュニティの移転計画は、多くの点で20世紀初頭に苦しんだ社会問題を、ただ場所を変えて繰り返したのである⁹⁾。せつかくの解決策が、かえって問題を拡大させてしまったといえる。

5. まとめ

人口の急増による都市部の過密化を経験した工業都市グラスゴーでは、1940年代より2つの都市計画理念の下、中心市街地のスラム化した建物の取り壊しと、都市周縁あるいは市外に新たにニュータウンを建設し、コミュニティを移転させることでこの問題に対処しようと試みた。その結果、その後の都市空間再編に次のような影響を及ぼしたと言える。

①スラムクリアランスが実施され、高層フラットが市内に点在する現在の都市空間を形作った。

②CDAにより住宅団地が取り壊しの対象となった地区や、高層フラットへ建て替えた後、住宅の欠陥等により取り壊しが行われた結果、広大な未利用地が生じ、その後長期に渡って放置されることとなった。

③コミュニティ移転策として、都市周縁部に新たにつくられたニュータウンも、近隣のアメニティ不足や住宅そのものの欠陥が著しく、市の中心部と同様に問題を抱えたエリアとなった。

1940年代から1950年代にかけて実施されたグラスゴーにおける再開発は、都市問題の解消を意図していたものの、実態としてはストックの数を重視し質をおろそかにした開発が行われ、かえって問題を抱えたエリアを拡大する結果となった。また、そのようなエリアでは取り壊された住宅の跡地において、未利用のまま放置された空地・荒廃地が多い一因となっていると考えられる。

謝辞

本研究の調査の一部は、龍谷大学国際社会文化研究所からの研究助成プロジェクト「変動する国際社会と文化—包容力ある地域空間の形成に向けた日欧比較研究」によって可能となった。記して謝意とする。

脚注

(1) 1960年代初頭には100万人を保っていた人口が、2001年には58万人にまで減少するなど、およそ40年に渡って毎年1%減という減少率であった。

(2) 荒廃地とは、以前は建物が建っていた土地で、構造物が残置されていることや土壌汚染の影響により、土地の修復なしには再開発が行えないと判断された土地を指す。

(3) 1841年に市内で最も人口密度の高かったブラックフライアーズ教区において、1831年から人口が40%増加した一方で、新しい住居の数は全く増えていない。

(4) 総合開発地域の指定そのものは、英国の別の地域でも実施された手法であったが、29箇所での実施は他のどの都市よりも多かった。

参考文献

- 1) 渡部薫(2009)「都市の自己イメージの変化と都市再生：英国グラスゴー市の文化政策の経験より」、『熊本法学』、No.118、pp.221-278
- 2) 吉村典子(2005)「グラスゴーの都市再生プロジェクト：文化都市の確立とその後：「未来の家」を例に」、『デザイン理論』、No.47、pp.79-95
- 3) 田中智朗、阿部大輔(2022)「開発が停滞した空地の活用政策と実施されたプロジェクトの実態に関する研究-グラスゴーにおける空地の暫定利用プログラム Stalled Spaces を対象に-」、『都市計画学会関西支部研究会発表会講演梗概集』、No.20、pp.101-104
- 4) 今井朱美、布野修司(1998)、「グラスゴーシティセンターの街路と街区の形成」、『日本建築学会計画系論文集』、No.514、pp.147-154
- 5) Paice, L. (2008), 'Overspill Policy and the Glasgow Slum Clearance Project in the Twentieth Century: From One Nightmare to Another?', *Reinvention: a Journal of Undergraduate Research*, Volume 1, Issue 1
- 6) The Corporation of The City of Glasgow(1972)' Medical Officer of Health, Glasgow1972"P.346
- 7) Keating, M. J. (1988). *The City that Refused to Die. Glasgow: the politics of urban regeneration*. Aberdeen University Press, P.4
- 8) Pacione, M. (1995), *Glasgow: The Socio-Spatial Development of the City*, Chichester: Wiley, P.115
- 9) Keating, M. J. (1988). *The City that Refused to Die. Glasgow: the politics of urban regeneration*. Aberdeen University Press, P.17
- 10) GLASGOW STORY, The Bruce Report 1945, <https://www.theglasgowstory.com/image/?inum=TGSE00885>, 最終閲覧日 2023年6月20日
- 11) Keating, M. (1988), *The City That Refused to Die*, Aberdeen: Aberdeen University Press, p.23
- 12) Worsdall, F. (1979), *The Tenement: A Way of Life*, Edinburgh: W. and R. Chambers, pp.139-140
- 13) *Inquiry into Housing in Glasgow* (1986), Glasgow: Glasgow District Council, P.26

郊外住宅団地再生に向けての民間事業者による事業の特徴に関する研究 —兵庫県三田市・神戸市・三木市での事例を対象として—

神戸大学大学院工学研究科 松井 峻
神戸大学大学院工学研究科 栗山 尚子
武庫川女子大学生生活環境学部 水野 優子

1. はじめに

1-1. 研究の背景と目的

現在日本では、少子高齢化が進み、地域の衰退が始まっている。戦後初期に開発された郊外住宅団地でも、経年に伴う高齢化の急速な進展や子世代の転出、施設・住戸の老朽化等により、人口減少、空き家・空き地の増加、住宅流通価格の下落、地域の魅力の低下等へと陥ることが多い。そのため、近年では団地再生を目指した多様な実験的取組が展開されており、他の同様の課題を抱える地域にも取組を促し全国的な都市課題を解決すべく、国交省は「住宅団地再生の手引き」¹⁾を令和4年3月29日に公表した。

しかし、郊外住宅団地の再生に関して、自治体のみが主体となる事業では、金銭的・技術的・担い手の点で限界がある。そこで、2016年1月より「住宅団地再生」連絡協議会が国土交通省により設立・開催され²⁾、産官学民の各主体が連携した取組への機運が高まっている。中でも、民間事業者の参画は、資金確保やノウハウ活用によって事業の幅が広がり多方面で課題を解決できるといった利点が挙げられる。団地再生への民間事業者の参画は重要度が増しており、まちの課題解決に大きく貢献すると推測される。

そこで本研究では、今後更なる民間事業者の参入を促すため、民間事業者の関与する団地再生事業を対象に、事業への参入経緯と連携に際する主体毎の役割・見解を整理することで、民間事業者による事業の動向や特徴を明らかにすることを目的とする。

1-2. 既往研究の整理

産官学民の各主体が連携した取組の多くは事例集としてまとめられており、出口らの三木市緑が丘地区のようなモデル的な事例研究³⁾がある。郊外住宅団地の研究については平江らの民間企業の再生事業への参画に関する研究⁴⁾が報告を行なっているが、調査対象の民間事業者による団地再生への取組は試行錯誤の段階であり、考察は参画が予想される事業モデルの予測にとどまっている。

以上より、本研究では、再生への取組が具体化し事業として実現される段階において、事業に関わる行政と民間事業者が感じる事業推進上の実際の課題や事業への見解とそれらから得られる事業の特徴に着目した。これらから、より現実的な参入プロセスを可視化し、事業が直面しえる課題の把握と事業を成立させる有効な手立てを整理することで、民間企業の新規参入に資することができると思われる。

1-3. 本研究の方法

第一に「住宅団地再生の手引き」や他の文献に記載される団地再生事例について、文献参照や現地視察を通じて事

業の実践状況を把握した。続いて、民間事業者が団地再生へ関わるきっかけを3つのタイプに大別し、タイプごとに関西エリアで行われている事業を選定して、それらの事業に関わる各主体へのヒアリング調査を行った。ここで、3つのタイプとは以下の通りである。

- ① 地縁型 … 当該団地を主要地域として高いを営む地域企業が団地再生へ参画する型
- ② 新規参入型 … 団地での事業展開を計画する事業者が新規に団地再生へ関わる型
- ③ 開発型 … 当該団地を開発した経緯があり、その衰退に責任を感じる中で団地再生へ関わる型

選定事業は、関西の団地再生に関して体系的に整理された文献は存在しないため、研究担当者がこれまで見聞きした事業と「住宅団地再生の手引き」で扱われる事例を参照し、タイプごとに3つの事業を挙げた。①地縁型では「兵庫県三田市のフラワータウンでの団地再生事業」を、②新規参入型では「兵庫県神戸市の開発団地でのキッチンカー派遣事業」を、③開発型では「兵庫県三木市の緑が丘ネオポリスでの団地再生事業」を選定している。

その後、3事業とそれら自治体において展開される事業を一体的に取りまとめた分布図を作成し、図より見られる事業の特徴について考察した。

2. 関西の団地再生事業の動向把握

2-1. 調査手法

選定した事業についての状況を整理し考察するため、事業者の参入経緯と官民連携で事業を行うことの利点や見解等を伺う目的で、関わる主体である行政と民間事業者を対象にヒアリング調査を行った。表-1にヒアリング調査の実施概要を示す。

表-1. ヒアリング調査実施概要

対象地域	ヒアリング対象		ヒアリング日時・実施様式
三田市	行政	三田市都市政策室 都市政策課 (2名)	2022/11/17 午前10時~11時@三田市役所
	民間事業者	(株)サンフラワー (1名)	2022/7/29 午後1時~@サンフラワー事務所
神戸市	行政	神戸市駅まち推進課 (1名)	2022/7/25 午前9時~10時@Zoom
	民間事業者	(株)Mellow (1名)	2022/8/17 午前10時~11時@Zoom
三木市	行政	三木市 総合政策部 緑づくり課 (1名)	2022/12/5 午後13時半~15時@三木市役所
	民間事業者	大和ハウス工業(株) リブネスタウン事業推進部 (2名)	2022/11/11 午後16時~17時@大和ハウス工業(株) 大阪本社
	民間事業者	大和ハウス工業(株) 栽培事業開発室 (1名)	2022/2/3 午後14時~15時@COCOLAN

2-2. 各事例の概要と当事者の見解

各市で行われている事業の概要とヒアリング調査を実施して得られた主体ごとの団地再生事業に対する見解についてまとめたものが表-2である。事業の進捗状況によって、各主体が感じるメリットに差が生じている。

2-2-1. 三田市

(1) 事業発足・民間参入の経緯と事業内容

三田市には、複数のニュータウンが立地しており、様々な課題が顕在化していく中「ニュータウンの再生モデルをつくる」という視点で、フラワータウンリボンプロジェクトをスタートさせている。フラワータウンを対象とした理由は、三田市のニュータウン開発の最初期に開発されたこと・開発当初から民間事業者が関わっていたことが挙げられており、今後の官民連携の再生モデルを作る上で参考事例となりやすいという見地からであった。この開発当初から関わる民間事業者の一つが(株)サンフラワーであり、商業機能・サービス機能が集積しているエリアをセンター地区として再生する必要があるとの行政の認識から選出され、「フラワータウン再生ビジョン」の策定に参画している。

ビジョン策定後は取り組みを進めるため、推進委員会を設立し、部会に分かれ、5つのキックオフプロジェクトを進めている。

(2) 事業に対する行政の見解

フラワータウンでの取組は開始段階であり、明確に効果が測れているものではないが、前述の推進委員会ができたことで関係主体が集まり話し合う土壌が生まれたことが意義あることであったとしている。一方、費用面などで設立は難しくともエリマネジメントを担うプラットフォームが大切であるという認識は全体で生まれつつあり、組織という形ではなくても、周辺の企業や関連する主体がプロジェクトに参画できるような柔軟な仕組みを検討したいと考えている。

(3) 事業に対する民間事業者の見解

事業者は、開発当初から営む商業施設のテナント数減少が続き客層の高齢化や活気の縮小を顕著に感じており、旧来のビジネスだけでなく新しい取組を模索する中で、フラワータウン再生ビジョンの策定に関わることとなったという。そのためビジョン策定を、今まで連携していなかった

周辺の商業施設や文化施設と新たに関係が構築できた、として歓迎している。プロジェクトに施設衰退の打開を見出し、その活動に好意的・協力的な姿勢を示している。

2-2-2. 神戸市

(1) 事業発足・民間参入の経緯と事業内容

事業は令和2年度に事業者から神戸市へコロナ禍で困窮する飲食店支援としてキッチンカーレンタル提供の提案があったことが始まりである。神戸市では開発団地のリノベーションの取組が行われており、民間事業者の提案をきっかけにコロナ禍における外出自粛中の家庭負担軽減や飲食事業者支援だけでなく、団地内における柔軟な土地利用による魅力創出や生活利便性の向上を目指し、事業を開始した。

当事業は全3回の実証実験後、特定のエリアで事業を継続している⁽¹⁾が、(株)Mellowは第2回目の実験から事業に参入している。事業者は、展開するサービスがコロナ禍における地域課題の解決につながると考え、神戸市が行った第2回実験の運営事業者の公募に立候補し、選定された。

(2) 事業に対する行政の見解

実験期間中、行政はサポートを行う立場として、市内飲食店へキッチンカーを無償貸与・市有地の無償提供及び出店料無料・商品準備費用の一部助成といったサポートを行い、実験終了後の本格運用期は市有地の無償提供のみを継続している。本事業の効果を地域の賑わい創出と住宅地における飲食店ニーズの把握と考えており、今後自立運営を継続している地域については、適宜地域や事業者と協議して運営継続への支援を続け、他の地域では、各々の希望に合わせ地域イベントと合わせて実施する等、地域とキッチンカーとの共存方法を検討したいとしている。

(3) 事業に対する民間事業者の見解

事業者は、事業による利点としてサービスエリアの拡大を挙げており、事業成立が難しかった郊外で展開できた点としている。それには民間事業者のみでは難しく行政から

表-2. 3事例の概要と各主体の団地再生事業に対する見解

	三田市 フラワータウン		神戸市 東有野台,月が丘		三木市 緑が丘ネオポリス	
所在地	兵庫県三田市		神戸市北区東有野台,神戸市西区月が丘		兵庫県三木市緑が丘町	
開発時期	1981年に兵庫県により開発		—		1971年に大和ハウス工業により開発	
開発面積	336.9ha		—		136ha	
人口	20,759人		1,817人(東有野台),3,364人(月が丘)		9,173人	
高齢化率	29%		44.3%(東有野台),21.9%(月が丘)		38.80%	
取組状況	開発団地での少子高齢化やセンター地区の賑わい減少といった状況を受け「フラワータウンリボンプロジェクト」を開始し、産官学民連携で団地再生を目指す。2022年には「フラワータウン再生ビジョン」を策定し、5つのキックオフプロジェクトを計画し実施を進める。その一環として2022.10に「フラワータウン街びらき40周年イベント」を開催。		コロナ禍で困窮する飲食店へ向けた支援を神戸市がキッチンカー派遣を営む事業者から提案を受け、実証実験を開始。実験後、正式に公募を行い、(株)Mellowが選出され、2020-2022年の間、毎年一定期間のキッチンカー派遣を行った。現在では、飲食店支援と郊外エリアの住民への生活支援として東有野台と月が丘のエリアで、継続的に事業を行っている。(1)		高齢化が進む緑が丘地区の状況を受け、2014年に三木市と大和ハウス工業(株)が団地再生に向けた取組を開始した。その後、産官学民からなる「ライフスタイル研究会」が結成され団地再生を目指した取組が行われる。2021年に大和ハウス工業(株)は開発団地の再耕を目指し「リブネスタウンプロジェクト」として、胡蝶蘭栽培事業やコミュニティ拠点を開始・運営している。	
開発主体	三田市	サンフラワー	神戸市	株式会社Mellow	三木市	大和ハウス工業株式会社
企業情報	—		—	モビリティを活用した空地活用事業、店舗型モビリティの開発支援およびコンサルティング事業等を実施する民間事業者	—	緑が丘ネオポリスを開発した民間事業者。2021年に社内でリブネスタウンプロジェクト推進部を設置し、開発団地の再生を本格始動
事業での役割	関係主体の調整	事業推進	市有地提供/関係構築	事業推進	制度変更/関係構築	事業推進
メリットだと感じる点	・民間の活力を利用してセンター地区の再活性という課題に取り組める ・各関係者とながら合える土壌ができたこと ・大きなイベントを実現できた	・意欲はあったが実現していなかった、人博やフローラ等周辺団体との協力的体制が目に見える形で築けた	・民間の活力を利用して地域の賑わい創出できる ・住宅地における飲食店ニーズの把握できた点	・郊外での成功モデルとしてさらなる事業エリアの展開に繋がる	・まちの課題にスピード感をもって取り組める ・様々な企業と連携することで取り組める課題の幅が広がる	・事業が成立すれば開発した他エリアにも展開可能である点 ・民間だけでは行えない所へ手が届く
デメリット/課題と感ずる点	・協力事業者組合に当たると場合利害関係の調整が難しい ・エリマネ団地創出など今後の仕組み作りが課題	・特に感じていない	・事業面での広報不足や継続が難しいといった課題が顕著である	・郊外での事業継続により、出店者が離れる ・地域に密着するようなキッチンカー事業者の必要性	・先方の企業内審査に難航 ・信頼関係の構築/適切な役割分担が必要	・行政側の担当者異動と共に対応が変わるため、その度に説明と協力を仰ぐ必要がある

の支援が一因としてあったという。今後も、郊外でのキッチンカー事業が当然としてある状況を生むべく、成功モデルとしての神戸市での事業を重視したいとのことであり、他の自治体でも機会があれば事業を展開することを検討している。

2-2-3. 三木市

(1) 事業発足・民間参入の経緯と事業内容

三木市内の緑が丘ネオポリスは大和ハウス工業（株）が主体となり開発した団地である。団地は開発後 50 年が経過し老朽化が進んでおり、高齢化率が 38.8%と高くなっている。この状況を受け、2014 年に三木市は開発事業者である大和ハウスへ声を掛け、団地再生へと乗り出した。2015 年には産官学 15 企業・団体と連携した「ライフスタイル研究会」を設立し、団地再生に向けた取組を本格化させた⁵⁾。そこでは、団地内での交通移動サービスやクラウドソーシングでの住民の就業環境整備、サテライト拠点整備といった取組を行った。

2021 年に大和ハウス工業（株）はリブネスタウン事業推進部を新設し、他地域でも行っていた開発団地再生への取組を「リブネスタウンプロジェクト」として一体化し、本格的に進めている。緑が丘での取組の一つに 2022 年に開業した「たかはしさんち」があり、まちの成熟と共に発生した繋がり希薄という課題の解決に向けコミュニティ拠点を整備している。

(2) 事業に対する行政の見解

2020 年に三木市は大和ハウス工業（株）と連携協定を結んでおり、役割分担のもと団地再生に取り組んでいる。ここで、市の役割を制度・仕組みに関わる事や住民との合意形成、都市計画上の用途地域の変更検討等、事業を成立させる枠組み構築としている。官民連携のメリットは、行政だけでは解決できない事を民間事業者との協働により、ビジネス化できる可能性が生まれ、持続可能になる点だと考えている。

(3) 事業に対する民間事業者の見解

「リブネスタウンプロジェクト」は、大和ハウス工業（株）が主体となって開発した全国の郊外型住宅団地で、老朽化や少子高齢化といった課題に応え街の再活性と住み替わりを目指して行う事業であるとし、その団地に入り土地ごとの課題を見据えた上で「再耕」をキーワードにその団地にとっての再生事業を手掛けていくとのことである。

緑が丘では官民連携で役割分担のもと行っており、その利点を感じる一方、行政側の担当者が変われば意向も変わってしまう点を危惧しており、人に拠らない事業の仕組み作りを検討しているとのことである。

3. 関西団地再生事業の特徴に関する考察

この章ではこれまで得られた団地再生事業とそれに関わる主体の動向を基に事業分布図を作成し、民間事業者による事業の特徴を考察する。

3-1. 事業分布図の作成に関して

民間事業者による団地再生事業は、地域や事業者によって取り組み方は異なるが、オールドニュータウン化の解決という目標は同じである。そこで、3 団地での事業を同じ指標から評価することで、行われている団地再生事業の特徴を一体的に把握できると考え、事業分布図を作成した。

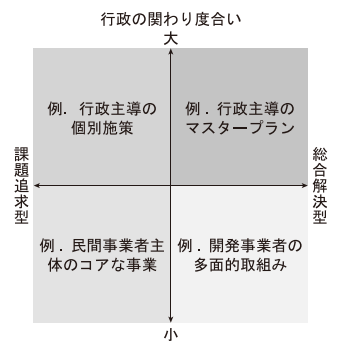


図-1. 事業分布図の概略

図は座標平面図であり、横軸には、団地再生事業が「ある課題に対して直接的に解決しようとする事業」と「再生事業の枠組を作成し、総合的に課題を解決しようとする事業」という2つの属性に大別されることから、前者を課題追求型、後者を総合解決型と名付け、事業が訴求する課題の量から配置する。縦軸には、行政の関わり度合いによって、再生計画の有無や事業スキームに違いが生じていることより、「行政の関わり度合い」という指標を設定した。この指標に基づく座標平面図が図-1であり、4つの象限に見られる特徴を記している。そして、3 団地で行われている事業とその市内で行われている他の事業についてもその課題と体制から判断し、度合いの大小による配置を試みたものが図-2である。

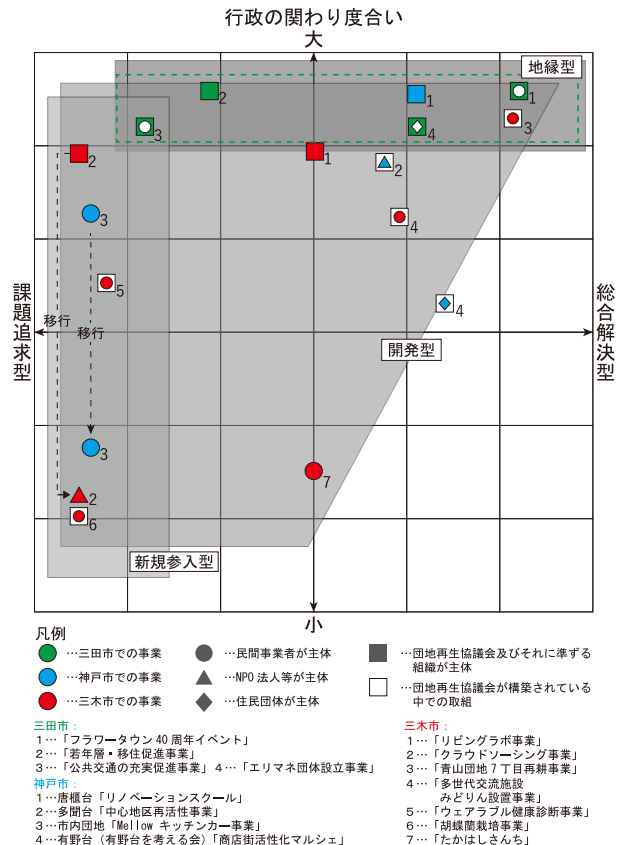


図-2. 関西3市における事業分布図

3-2. 団地再生事業の特徴

図-2より全体的な動きや各タイプの特徴を把握した。

3-2-1. 行政の関わり度合いの高さ

多くの事業は総合解決型/課題追求型に関係なく上部に位置しており、全体的な傾向として行政の関与度合いが高いことが分かる。三田市ではビジョン策定後具体的な事業が進んでいるが、現時点では官民での協議段階にある。三木市でも、青山団地7丁目での行政と民間が共同で行う再耕事業やライフスタイル研究会で行っていたリビングラボ事業など、行政が関わりながら事業が継続しているケースが見られる。神戸市では、行政と住民が共同して事業に取り組んでおり、関わり度合いの高いものが見られる。このことから、各施策は計画・推進されているが、現在では民間主導に至っていないものも多いことが分かる。

3-2-2. 民間事業者が運営する事業の動向

民間主体で運営され、かつ行政の関わり度合いが低いものとしてキッチンカー事業・胡蝶蘭栽培事業・たかはしさんちに注目すると、いずれも第三象限に位置している。神戸市のキッチンカー事業は元々行政と協働で行っていた事業が民間主体へと運営を移行し、行政はサポートに回る形で事業が自走するに至った事業である。ヒアリング調査より、行政から市有地の提供や住民との関係構築援助といったサポートがあって事業が継続されていたことが分かり、行政からの支援が重要な役割を果たしていると考えられる。また、胡蝶蘭栽培事業やたかはしさんちは、産官学民の関係主体と掲げた共通の目標に沿う形で大和ハウス工業(株)が運営に乗り出した事業である。たかはしさんちでは多方面に波及効果を生むことを期待されているものの、全体的にはある特定の課題を解決しようとする事業が主となっており、民間による事業は課題追求型に収まるといった特徴が見られる。

3-2-3. 3つのタイプに分けた団地再生事業の傾向

今回の調査によって、分類した事業ごとに分布に特徴が見られた。地縁型(三田市)では、長らく地域に根差して関わる企業や団体を巻き込んで計画を策定するため、現段階では図の上部に集中している。官民で事業の具体化に取り組んでいるが、今後事業の主体が民間へと移行していくにつれ、第二象限の事業の位置が下がるため、経過とともに三角形に近づくと考えられる。一方、新規参入型(神戸市)は、課題追求型の方へと寄る傾向があると考えられる。神戸市は団地全体を統括するマスタープランを策定せず、個々の取組み規模の小さい特定の課題に応える事業を行っており、それらは特定の分野に強みを持つ事業者にとって相性がよく、ビジネスチャンスとして新規に参入する可能性が生まれている。そのため、この形に近くなると推測される。最後に開発型(三木市)は、分布図を大きく覆う台形である。三木市の場合、団地開発事業者と行政が協働して取組みを開始した経緯があり、生まれた上位計画の中で事業が行われ、うまく民間へと主体が動いていったため、この形をとっている。開発事業者は企業の母体が大きいた

め、団地再生という収益化が難しい事業に挑戦できることも、この形の要因であると考えられる。

4. まとめ

本研究で題材としている官民連携で行われている団地再生事業は、従来の行政主導のまちづくりの限界が見える現在において有効な手立てであると考えており、本研究での調査においても、事業に関わる主体は双方ともに連携に好意的であると分かった。また、事業分布図から理想の団地再生としては、開発事業者が関わらないエリアにおいても、開発型のような上位計画のもとで行われる民間主体の事業が多数を占め、再生事業が自走していく中でそれらが連携し合い総合的に課題を解決する形が望ましいと考える。しかし、総合解決型の取組は事業者が単体で継続的に取り組むには難しい面があるため、その部分は行政や協議会のような体制で全体を統制しながら、課題追求型となる個別の取組を行う民間事業者を数多く巻き込み、団地再生の一定の理解のもとで、事業展開できる枠組みを構築・提供していくことが必要である。

最後に、今回は行政と民間事業者へのヒアリング調査から団地再生事業の特徴について研究を行なったが、事業の影響を受ける住民や利用者の評価や意見については研究できていない。今後、団地再生事業の実態を明らかにするにあたっては、事業による地域への影響や波及効果、住民の意見についてもデータを収集し、研究を展開していきたい。

謝辞

本研究は、一般財団法人第一生命財団にご支援をいただき実施した。また、ヒアリング調査にご協力いただいた三田市、神戸市、三木市の職員の方々、株式会社サンフラワー、株式会社Mellow、大和ハウス工業株式会社の皆様に、ここに感謝の意を表する。

補注

- (1) キッチンカー事業は現在月が丘のみで継続運営されている。
(<https://www.city.kobe.lg.jp/a29789/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/danchi-renovation/r3kitchencar.html>)

参考文献

- 1) 国土交通省、「住宅団地再生の取組を後押し!~住宅団地再生の手引き」を公表しました~、
https://www.mlit.go.jp/report/press/house06_hh_000217.html、
閲覧日時2023/4/16
- 2) 国土交通省、「住宅団地再生」連絡会議、
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_hous_e_tk5_000067.html、閲覧日時2023/4/16
- 3) 出口寛子、伊丹絵美子(2020)「郊外住宅団地再生における地域支援拠点の活動からみた産官学民の連携について—兵庫県三木市緑が丘地区を対象に—」、日本建築学会大会学術講演梗概集、都市計画、pp.265-266
- 4) 平江良成、小泉秀樹、後藤智香子(2018)「大都市郊外住宅地の再生における民間企業の参画に関する研究—企業・住民・行政のインタビュー調査を中心に—」、公益社団法人日本都市計画学会都市計画報告集、No.17、pp195-201
- 5) 大和ハウス工業株式会社、「郊外型戸建住宅団地再生」に向けた取り組みを本格的に開始します、
<https://www.daiwahouse.co.jp/release/20150810113603.html>、
閲覧日時2023/4/19

大阪市の小学校跡地活用プロセスにおける議論の計画への反映と住民参加の実態に関する考察

龍谷大学大学院政策学研究所 久保田 夏樹
龍谷大学政策学部 阿部 大輔

1. はじめに

1-1 研究の背景と目的

少子化により小学校の児童数と学級数が減少し、小学校の廃校が進み、近年では廃校施設の活用が課題となっている⁽¹⁾。本稿が対象とする大阪市では、小学校跡地を「大阪市未利用地活用方針」において売却を前提とした処分検討地に分類している。現在までの活用状況をみると、地域の文脈や小学校であったという歴史を考慮せず活用されている事例も散見される。しかし、公立小学校は地域のコミュニティの核であり、災害時の避難所でもあるため安易な建て替えは望ましくない⁽¹⁾。また、活用の検討段階において地域の実情やニーズを踏まえながら有効活用することが求められており⁽²⁾、住民参加の機会の創出や議論の重要性が明確であるにもかかわらず、その計画反映への対応については十分に議論されていない状況にある。

そこで本研究では、大阪市における小学校廃校後の跡地活用に至るまでの議論の内容ならびにそのプロセスにおける住民参加の実態を明らかにすることを目的とする。

1-2 先行研究の整理

小学校跡地活用プロセスに着目した研究について、京都市の小学校の跡地活用を対象に、コミュニティの特徴が特徴的なプロセスを生み出すことを明らかにした能勢(2008)、統廃合プロセスと廃校舎利活用プロセスの重複期間や継続性が地域に根づく拠点施設の活用に繋がることを指摘した斎尾(2008)、民間事業者との関係性から、施設の運営実態とプロセスを明らかにした久保ら(2009)が挙げられる。

小学校の跡地活用プロセスにおける住民参加に関する研究として、高齢者施設への転用した小学校を事例に、地域住民主体の活用の実現を分析した鈴木ら(2006)の研究がある。また植田ら(2010)は、活用方法決定後に説明を行うという住民参加方法をとる場合が多いため、意見や要望が反映されにくいことを明らかにし、住民の意見をくみ上げるプロセスの必要性を指摘した。

住民参加の成果を議論の内容と反映から言及した研究には、公共文化施設計画の決定プロセスから意思決定の仕組みを明らかにした龍ら(2002)の研究がある。この研究では、住民と行政の議論の内容に着目し、専門的・技術的な判断の必要性から市民意見を反映させることの難しさを指摘している。これに対して、渡部ら(2018)は、住民参加型議論の内容と、行政の計画への反映方法から住民参加型議論の役割について言及している。

以上のように、小学校の跡地利用に関する研究の蓄積は多様だが、本研究のように住民による議論と跡地活用計画や活用後の空間への反映から、住民参加の成果を分析し、

有効活用をはかるためのプロセスを考察する研究は不在である。

1-3 研究の方法

本研究では、廃校小学校の跡地活用プロセスでの議論と住民参加の方法を、行政区での跡地活用検討会議の議事録^{(10),(11),(12)}、要望書^{(13),(14)}、跡地活用検討段階でのアンケートやパブリック・コメント^{(15),(16),(17),(18),(19)}、策定された跡地活用計画^{(20),(21),(22),(23),(24),(25),(26),(27),(28)}に基づいて整理する。統廃合前から小学校の跡地活用について継続的な議論を進める生野区の小学校を事例に、住民からの意見や議論で挙げられた内容に着目し、跡地活用計画への反映上の特徴について分析する。

2. 大阪市の跡地活用プロセスの実態

2-1 活用の手法・活用後の用途

大阪市では、1985年以降小学校の統廃合を進めており、34校が跡地活用の対象となった。都心部に立地している小学校は集客性の高い施設に建て替えられている(表-1)。活用手法として、売却し校舎を取り壊す場合もあるが、事業者による業務委託を行い廃校舎を教育施設に転用している場合もみられる。

表-1 跡地活用の概要

校名(区)	廃校年	校区の幼年人口	跡地活用	校舎の保存	立地
精華 (中央区)	1995	2000年：694人→ 2020年：896人	精華小劇場として 活用後、商業施設 に建て替え	取り壊し済 み、小学校外 観の再現	なんば駅(地下鉄)、JR 大阪難波駅徒歩5分圏内の 集客性の高いエリア。
萩之茶屋 (西成区)	2015	2000年：778人→ 2020年：288人	西成特区構想のもと、老朽化していた 社会医療センターを移設、広場 「萩の森」は別の 場所に移動	取り壊し済み	JR新今宮駅から徒歩5分。 職業安定所、福祉セン ター、集会所など公共施設 が立地しており、労働 者・居住者の拠点となっ ている。
津守 (西成区)	2015	2000年：671人→ 2020年：218人	西成特区構想のもと、校舎をプレー パークとして活用	取り壊さず活 用済み	工場、営業所の集積する エリア。小学校は阪神高 速沿いに立地している。
長吉六反 (平野区)	2016	2000年：576人→ 2020年：232人	未活用(検討中)	検討中	市営住宅や戸建て住宅な どが建ち並ぶ。未利用地 が多い。
恵美 (浪速区)	2017	2000年：1100人→ 2020年：1235人	未活用(検討中)	取り壊し済み	事業所や工場が集積して いたが、宿泊施設 「YOLOBASE」や星野リ ゾートのホテル開業など により集客性の高いエリ アへ変化している。
御幸森 (生野区)	2021	2000年：1416人→ 2020年：571人	校庭を市民農園、 校舎に避難所、学 習サポート教室、 飲食店が入り、地 域拠点として活用	取り壊さず活 用することを 条件に貸付	コアタウン(御幸森商 店街)の南に位置し朝鮮 初級学校が隣接する。
生野南 (生野区)	2022	2000年：1260人→ 2020年：396人	校舎を専門学校の 仮校舎、通信制高 校として活用予定	取り壊さず活 用することを 条件に貸付	住宅街。天王寺駅周辺で マンション建設が進む。
林寺 (生野区)	2022	2000年：540人→ 2020年：354人	校舎をインターナ ショナルスクール として活用予定	取り壊さず活 用することを 条件に貸付	住宅街。
生野 (生野区)	2022	2000年：1286人→ 2020年：601人	校舎をインターナ ショナルスクール として活用予定	取り壊さず活 用することを 条件に貸付	中小企業が集積、工場併 設の長屋が建ち並ぶ。

出典：参考文献(22)、(23)、(24)、(28)より筆者作成

2-2 住民参加の方法

跡地活用への参加方法としては、対象とする9校のうちアンケートやパブリック・コメントの実施が8校と最も多い。議論や活用方針の作成には参加せず、活用方法決定後に進捗・内容を説明するのみとなっている。会議などに参加の機会がある場合も地域活動団体や代表者など参加の対象が限られている。

2-3 議論の内容

(1) 計画をもとに地域の課題や将来像について議論

津守小学校は、「西成特区構想」のもと活用が進められた。津守小学校跡地は、子育て世帯を呼び込むための環境を整備するという目的のもと「西成特区構想」の一つであるプレーパーク事業として活用が検討された。プレーパーク事業は、地域住民・行政・有識者から構成されるエリアマネジメント協議会で議論されている。子どもの居場所をつくるという福祉的な目的に加え、市有地の活用なども目的に含まれていたため津守小学校で実施されることになった。

恵美小学校は「新今宮駅北側まちづくりビジョン」のもと活用が進められている。「新今宮駅北側まちづくりビジョン」は、観光・賑わいづくりの視点を踏まえまちづくりの方向性や将来像を共有した計画である。宿泊施設の開業など周辺地域の変化もあり、賑わいの創出が期待されている。跡地活用に住民が関わる機会は無かったが、ビジョン策定前に住民アンケートを行い、ビジョン内の「地域の方々の想い」としてまとめられている。アンケートでは、エリアで「優先すべき取組」を聞いており、まちの環境美化や防犯対策の強化が挙げられていた²⁹⁾。これに対し、賑わいを創出し人通りを増加させることで、まちの環境美化や防犯対策に繋げるとしている。

長吉六反小学校跡地は、「長吉ウェルカムタウン計画<基本計画>」の中の事業として活用が検討されている。これは区の未利用地総面積が市内で最も大きいことを踏まえ策定された、未利用地を活用したまちづくりの方針である。長吉六反小学校跡地周辺には、中学校や幼稚園等の教育施設が立地していることから、多世代交流を目的とした活用が計画されている。計画策定後に行われた住民アンケートでは「学習支援の人材不足もフォローできるのではないだろうか。」「大学誘致で成功している市町村は多いはずです。」など学校跡地に大学を誘致する案が出ている³⁰⁾。これに対して行政は、「今後計画を具体化するに当たり、市場性を把握し最適な活用になるように取り組んでまいりますので、(中略)今後の参考にさせていただきます。」としている。具体的な活用方法は行政と民間事業者に委ねられることになる。

(2) 行政主体の計画に対し校舎の保存と活用方法を要望

精華小学校では、市の売却する計画に対し、地域住民が売却決定後から施設着工まで3度要望書を出している。地域住民で構成される精華小学校舎愛好会は「現在では建設することの出来ないこの建物の建築的価値・歴史的価値・都市環境的価値を十分に尊重していただきますよう、ご理解

を賜りたく存じます。」³¹⁾と述べ、校舎の保存を要望した。同時に、日本建築学会近畿支部も「難波の近代史を体現する建築遺産としての価値」³²⁾を主張し、校舎活用についての要望書を提出した。要望書以外でも地域住民がフォーラムを開催し積極的に意見交換を行った。

また、精華小学校は廃校後校舎を精華小劇場として利活用していた。建築学会近畿支部は「新しい文化創造をねらったものであったと同時に、芝居や演劇という道頓堀の歴史との重層も感じられるものであった。」³³⁾と述べ、文化創造の拠点としての価値も指摘している。

市は地域性・歴史性を継承した建築計画を事業コンセプトの一つに決定した。しかし集客性の高いエリアに立地していることから、校舎の保存や活用方法の要望は計画に入ること無く、商業施設が建設された。

(3) 行政と住民の議論により活用後の用途を検討

萩之茶屋小学校の活用は、「西成特区構想」の事業に組み込まれている。特区構想に関連し周辺の市営住宅の移転が必要であった。移転先の候補に小学校跡地があったことから、市営住宅居住者との合意形成が重要視された。合意形成後は小学校の敷地の一部にあった公共空間「萩の森」の活用が論点となった。萩の森は、「地域に少ない緑の拠点であることから、プレーパークのような子どもや多様な人々との交流が生まれる地域の重要な拠点となるような活用を求める。」³⁴⁾といった意見にまとまった。

3. 生野区の跡地活用プロセス

3-1 生野区での跡地活用の取り組み

生野区は、跡地活用の議論を統廃合の取り組みと並行して進めていた。初期の議論では、統廃合に限定せず生野区の教育環境に関する課題を住民との意見交換によって収集した(図-1:i)。方針では、課題解消のための方法として統廃合を提示し、今後の議論の進め方を示している。

その後は統廃合後の学校運営を具体化する議論が中心であるが、同時に統廃合後の町会の変化や地域との連携など学校と地域の関係性に焦点を当てて議論している(同:ii)。「生野区西部地域教育特区構想」では、初めて跡地活用に関して言及しており、防災やコミュニティの拠点としての役割に着目し、まちづくりの視点から進める姿勢を示している。

「生野区西部地域教育環境再編計画」策定後は各小学校での統廃合に向けた協議に移り、跡地活用単体での議論が始まる(同:iii)。それまで避難所・地域活動以外の利用は議論していなかったため、アンケートやフォーラムから活用の要望を収集している。区からは、学校跡地を地域の学びの拠点とする「まちぐるみ学校」が提案された。

まちづくりの視点から活用の方向性が示されると、各小学校で、学校設置協議会を設置し意見交換・情報交換・提案を行う(同:iv)。学校設置協議会での議論を踏まえて各小学校で跡地活用計画を策定している。2021年以降は跡地活用計画に基づいて事業者の募集が行われた(同:v)。

年度	2013	2014				2015				2016		2017		2018		2019		2020		2021		2022		2023					
月	2	6-7	7-8	11-12	4	5-7	9-10	2-7	7	8	9	10-12	2	3-9	7-9	11-12	2	4-5	6	7-8	8-2	6	3	4-7	7	10	4		
区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加	区民会・跡地活用計画・市民参加		
教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	教育環境・統廃合の課題を整理	
統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定	統廃合の方針を決定
区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	区の提案する跡地活用への反応を調査	
小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論	小学校個別で活用の方針を議論
小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始	小学校閉校に伴い活用開始

図一 生野区の跡地活用プロセス
出典：参考文献16),17),18),19),25),26),27),28)より筆者作成

3-2 議論の内容

(1) 防災の拠点維持の議論

統廃合の議論の段階から、統廃合後の避難所機能について意見が出ていた。「生野区西部地域教育特区構想」では、避難所としての利用について言及していない(図-1: ii-A-①)。その後、「生野区西部地域学校再編整備計画」では、一時的に避難所とすることになった(同: ii-B-②)。最終的には区西部地域が密集市街地であり防災上も危険なエリアであることから、避難所としての利用が決定した。

(2) 小学校を拠点とする地域活動の継続の議論

統廃合の議論の段階で学校を拠点としている活動の対応について意見が出ていた(同: ii-a-③)。特区構想の時点では留意するとしているが具体的な活用方法までは言及していない(同: ii-A-④)。

その後、「生野区西部地域学校再編整備計画」では、特区構想の時点で不確定であった学校を拠点とする地域活動に

関して、行事については継続して活用するとしている(同: ii-B-⑤)。一方学校で定期的実施している生涯学習ルーム事業や学校体育施設開放事業などの地域活動は、統廃合後の学校単位で運営方法を検討するとしており、学校跡地での継続については言及されていない(同: iv-A,B,C,D-⑥)。

(3) 施設の管理運営に関する議論

「生野区西部地域学校再編整備計画」では、管理運営方法を提示している。そこでは地域活動のみで利用する場合、維持管理が難しくなることを指摘し、管理・運営を民間事業者に委託する可能性を示している。(同: ii-B-⑦)。その後の説明会では、民間事業者に委託した場合小学校の担う機能を維持できるのかという意見が出た(同: ii-b-⑧・⑨)。

施設の管理運営に関しては、跡地を貸し民間事業者が事業運営を行う方針に決定した(同: iv-A,B,C,D-⑩)。懸念されていた避難所機能や地域拠点の維持を前提に事業者の選定が行われた。

(4) まちづくりとしての活用の議論

特区構想・計画で言及していたまちづくりとしての活用については、「生野区リノベーションまちづくりフォーラム～学校跡地を核としたまちづくり構想～」で詳細に議論されるようになった。ここで事業計画作成を委託している企業から、学校跡地を地域の学びの拠点とする「まちぐるみ学校」が提案された(同:iii-A-⑩)。フォーラム開催後のアンケートでは、「まちぐるみ学校」という考え方に肯定的な意見が見られた。

(5) 活用案と地域との関係性を問う議論

区からの跡地活用案に肯定的な意見が多く見られた。一方で、活用案ではそれまで議論されていた避難所としての利用や地域活動の場所についてはフォーラムやその後の計画では触れていなかった。そのため、地域との関係性について問う意見も見られた(同:iii-b-⑫・⑬)。最終的には、周辺エリアと繋がりのある活用することをコンセプトの一つとしている(同:iv-A,B,C,D-⑭)。

4. 結論

跡地活用検討段階住民からで出された意見や議論は活用計画へ反映するまでに至らない場合が多い。活用計画への反映は住民参加の機会が関係している。生野区や西成区など活用方針の作成まで参加機会が与えられている小学校の議論は活用計画へ反映されやすい。生野区では、統廃合検討段階で住民から小学校で行われている地域活動への対応などの意見がでており、地域拠点の維持とまちづくりとしての活用との両立を求められていたため、その後の跡地活用段階でも住民の参加機会が設けられた。

一方で、平野区の「長吉ウェルカムタウン計画<基本計画>」や浪速区の「新今宮駅北側まちづくりビジョン」などまちづくり計画の一環で跡地活用を行う場合は、計画作成自体を民間事業者に委託するケースが多く、もとより住民の意見を聞く機会は少ない。計画策定前に行うアンケートやパブリック・コメントなどの実施によるニーズ調査にとどまっている。また、この場合小学校跡地としてではなく「大規模な未利用地」として活用を検討しているため、小学校の持つ機能の維持といった住民の意見は反映されにくい。

小学校の跡地活用は、プロポーザルによって選定した事業者に業務委託を行う学校が多い。住民参加の機会が設けられている場合、事業者へのプロポーザルの応募要項は、行政が住民との議論をまとめる形で作成される。しかし、その後選定された事業者が作成した跡地活用の計画では、それ以前の議論には触れられておらず、具体的な活用方法については、採算性を考慮した提案が採用されやすい。

補注

(1) 文部科学省では、2010年から『～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト』を立ち上げ、全国の廃校施設情報を集約・発信する取り組みや廃校マッチングイベントの開催など廃校施設の活用を推進している。

(2) 文部科学省の実施する『～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト』では、廃校施設は地方公共団体にとって貴重な財産であることから、地域の実情やニーズを踏まえながら有効活用していくことが求められています。」としている。

参考文献

- 1) 河野 学、吉村 英祐、横田 隆司、飯田 匡 (2006) 「建築関連法規が廃校後の公立小学校の用途変更にあぼす影響について」 日本建築学会計画系論文集、第609号、pp.47-52
- 2) 能勢 温 (2008) 「京都市における廃校小学校跡地利用計画策定プロセスに関する研究」 日本建築学会計画系論文集、第73巻、第626号、pp.913-918
- 3) 斎尾 直子 (2008) 「公立小中学校の統廃合プロセスと廃校舎利活用に関する研究―茨城県過去30年間全廃校事例の実態把握と農山村地域への影響―」 日本建築学会計画系論文集、第73巻、第627号、pp.1001-1006
- 4) 久保 勝裕、渡部 貴久、西森 雅広 (2009) 「北海道の小規模自治体における廃校利用の実態に関する研究―民間事業者による運営実態を事例に―」 日本都市計画学会都市計画論文集、No.44-1、pp.44-49
- 5) 鈴木 健二、友清 貴和 (2006) 「住民主体による廃校から高齢者施設への転用に関する事例的考察」 日本建築学会計画系論文集、第607号、pp.17-24
- 6) 植田有美、赤澤 聡、南 一誠 (2010) 「東京23区における小中学校跡地の活用実態と計画策定プロセス」 日本建築学会技術報告集、第16巻、第32号、pp.273-277
- 7) 龍 元、清水 裕之、大月 淳、杉本 宗之 (2002) 「公共文化施設の構想から計画に至る過程における市民参加による意思決定の仕組みに関する研究―3つの文化施設プロジェクトを事例として―」 日本建築学会計画系論文集、第552号、pp.117-124
- 8) 渡部 美香、福島 秀哉 (2018) 「岩手県上閉伊郡大槌町方地区の復興計画策定過程における住民参加型議論の役割 - 各事業段階における計画主体の議論のマネジメントと行政の計画反映判断の特徴に着目して -」 都市計画論文集、Vol.53、No.3、pp.799-806
- 9) 文部科学省、～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト、日本語、https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm、最終閲覧日 2023年6月21日
- 10) 西成区 (2012) 「西成特区構想有識者座談会報告書」
- 11) 西成区 (2014) 「あいりん地域のまちづくり検討会議議事録」
- 12) 西成区 (2015) 「あいりん地域まちづくり会議議事録」
- 13) 精華小舎愛愛好会 (2011) 「もと大阪市立精華小学校・幼稚園校舎の保存活用に関する要望書の提出について」
- 14) 日本建築学会近畿支部 (2011) 「もと大阪市立精華小学校校舎の保存に関する要望書」
- 15) 平野区 (2017) 「『長吉ウェルカムタウン計画<基本計画案>』に対するパブリック・コメントの実施結果」
- 16) 生野区 (2014) 「生野区小・中学校教育環境再編方針 学校配置の見直しについて 説明会での質疑応答要旨」
- 17) 生野区 (2017) 「平成29年度 生野区西部地域学校再編整備計画説明会でいただいた主なご意見・ご質問とその回答」
- 18) 生野区 (2019) 「生野区リノベーションまちづくりフォーラムのアンケート結果」
- 19) 生野区 (2019) 「生野区西部地域の学校跡地を核としたまちづくり構想(案)に対する意見と生野区の考え方」
- 20) 西成区 (2014) 「あいりん地域まちづくり検討会議における提案(素案)」
- 21) 西成区 (2013) 「平成25年度実施分」『西成特区構想エリアマネジメント協議会(専門部会)の実施状況』
- 22) 西成区 (2018) 「西成特区構想まちづくりビジョン 2018～2022 有識者提言」
- 23) 大阪市 (2020) 「新今宮駅北側まちづくりビジョン」
- 24) 平野区 (2018) 「長吉ウェルカムタウン計画<基本計画>」
- 25) 生野区 (2014) 「生野区小中学校教育再編方針学校配置の見直しについて」
- 26) 生野区 (2015) 「生野区西部地域教育特区構想」
- 27) 生野区 (2016) 「生野区西部地域学校再編整備計画」
- 28) 生野区 (2019) 「生野区西部地域の学校跡地を核としたまちづくり構想」
- 29) 文献 23)
- 30) 文献 15)
- 31) 文献 13)
- 32) 文献 14)
- 33) 同上。
- 34) 文献 12)

立地適正化計画の居住誘導区域外における住民の居住誘導方策に関する研究

－ 住民の生活行動や意識に基づく分析から －

京都府立大学大学院生命環境科学研究科 伊吹 千雪
京都府立大学大学院生命環境科学研究科 関口 達也

1 研究の背景と目的

近年、全国的な人口減少や少子高齢化を背景とし、市街地の縮退のために多くの自治体が立地適正化計画（以下、「立適」）を策定している。立適では、中心市街地の人口・施設密度の低下を防ぎ、公共サービスの効率や税収を維持するため、医療・福祉・商業等の施設の立地を誘導する都市機能誘導区域と、住民の居住を誘導する居住誘導区域が設定される。そして、これらの「誘導区域」内の地域へ、中長期的に住民の居住や施設を誘導することが立適の主な計画内容である。

しかし、その外側の「誘導区域外」では、誘導区域内への施設や人々の居住・生活の場の誘導・集約によって人口や施設数が徐々に減少し、生活利便性やコミュニティ活動が低下する事も懸念される。誘導区域外の地域ではこれらの課題に対応しながら都市縮退を進める事が重要であるが、立適では誘導区域外の計画方針は詳述されないことが多い。しかし、上記の誘導プロセスのもとで生活利便性の低下や地域コミュニティの衰退が懸念される誘導区域外において、住民たちが今後の市街地の変化に対していかなる不安を抱えているのかを把握することが重要である。また、誘導区域外の住民の生活に配慮しながら立適の誘導を進めるためには、これまでの地域の市街地形成や発展のプロセス・地域の現状を踏まえて、立適を運用した都市整備を進めるうえで留意すべき点や、誘導区域外の住民の居住継続や誘導区域内への移住意向、現在の居住地での生活に対する評価についても詳細に把握しておくことが重要となる。

そこで本研究では、誘導区域外地域に着目し、地域の現状を客観データにより分析するとともに、アンケート調査により、将来的な誘導区域内への住み替えに対する意識や縮退にむけて整備すべき生活環境項目等を分析する。そして、誘導区域外の住民の生活を尊重しながら市街地を縮退させる上で考慮すべき計画的課題を抽出・整理し、今後の政策の指針を提示する。

2 既往研究と本研究の位置づけ

立適に関する研究は多数存在するが、本研究と関連の深いものについて述べる。まず、立適の効果を検証したものに、立適策定自治体内の住民の生活利便性と人口分布の関係から生活関連機能とその近傍への居住誘導に効果があるのか論じた星ら¹⁾や、誘導区域内外の住民の生活施設へのアクセス性を比較し論じた龍野ら²⁾がある。これらの研究は対象地として誘導区域外を含んではいないものの、立適における誘導区域外の在り方を論じることを目的とはしていない。また、野澤ら³⁾は、立適策定後の自治体の取組実態を行政へのアンケート調査から調査し、誘導区域外にも目を向けて、居住誘導の支援策や居住誘導区域外の都市計画事業の廃止・縮小等といった自治体の取り組み実態について述べられてはいるが、それらに対する地域住

民の意識や反応については扱っていない。

これらを踏まえると、立適の研究では、誘導区域外地域の市街地の状況や、住民の現状の生活行動・意識を踏まえた今後の市街地誘導策についてはまだ十分に研究されていない。本研究では住民の多様な行動や意識に着目し、現在の状況、将来の移住や誘導過程での生活まで視野に入れ、今後の誘導区域外の在り方を考える点に特徴がある。

3 研究方法

3.1 対象地域の選定

誘導区域外における今後の市街地の在り方、誘導区域外から誘導区域内への適切な誘導政策を考えるために、今後、懸念や課題が現れやすいと思われる都市を選定する。1) 関西圏の立適を策定済みの自治体のうち 2) 誘導区域外面積（「市街化区域面積－居住誘導区域面積」）が誘導区域内面積より大きい⁴⁾ 市町村、という条件を満たした地域の中から、比較のため、人口が増加傾向にある彦根市と減少傾向にある阪南市を選んだ。

3.2 分析方法

統計・空間データを用いた地域動態の空間分析と、アンケート調査による誘導区域外の住民の生活環境評価や住み替えに関する居留意識の分析の2段階に分けて行う。

前者では施設の立地状況、町丁目ごとの人口、人口増加率、高齢化率に加え、商業・医療施設へのアクセス性をGISで地図化した。そして、各指標の2000～2020年の間の分布状況の推移や施設アクセスしやすさについて分析・考察した。

アンケート調査では日常生活施設へのアクセス利便性、居住地域の満足度、誘導区域内地域への移住意向、立適実現に対する不安等、幅広く質問を行った（楽天インサイトに調査委託、2022年9月26日から10月4日に調査実施）。彦根市325人、阪南市193人から回答を得た。各回答者を、郵便番号に基づき誘導区域内・外の居住者として分類した。分析では、主に誘導区域外の回答者に着目し、各種施設の利用状況、誘導区域内へ移住の成立可能性、立適が実現した際に不安に思う人の割合とその内容、誘導過程で誘導区域内や外において整備・確保すべき住環境について分析し、誘導政策にあたり区域内や区域外に求められる地域整備方針、について検討を行った。

4 地域動態の空間分析

表1に地域動態の空間分析の結果についてまとめた。阪南市では誘導区域内にスーパー、食料品店、病院が多く立地しており、人口が集中していた。一方の誘導区域外では、主に住宅系市街地が広がっており、商業施設やスーパー、食料品、病院の立地は少なかった。人口分布の推移をみると、誘導区域外において、20代の若者層、50～80代の高齢層の転出傾向と高齢

化の進行がみられた。誘導区域外における施設の立地環境の悪さが、誘導区域外の住みにくさ、子育て世帯などの流出に繋がっていると考えられる。

一方、彦根市ではスーパー、食料品、病院の施設立地は誘導区域外に比べて区域内の方が多いものの、区域外にも点在していた。また、区域内の中心部は彦根城を中心とした公共的な地域や歴史的な景観保全地域が占めるために誘導区域内においては人口が少なく、また高齢層が多く居住していた。誘導区域外では施設立地が比較的充実し、2000年以降人口増加が継続している。区域内の高齢化率の高さとは対照的に、区域外で30代の子育て世帯が流入している点は、阪南市と対象的であった。

両市の結果の相違に関する要因の一つに、地区計画や土地区画整理事業の実施場所や時期の違いが挙げられる。彦根市では平成期以降に主に区域外地域で事業が実施され、周辺で人口が増加した影響が現在まで続いているといえる。一方の阪南市では昭和期終盤に現在の誘導区域内を中心に事業が実施されたものの、現在では人口増につながる効果は薄れてきたといえる。

食料品、スーパー、病院の施設立地と高齢化率の分布(図1)からは、阪南市では誘導区域外の端部かつ施設からの徒歩圏内から離れた場所が高齢化率の高い場所が存在しており、自動車が利用できない場合に施設へのアクセスがしにくい状況にあった(図2)。一方の彦根市では誘導区域外の高齢化率が市の平均より低く、高齢化率が高い地域でも徒歩圏に施設が立地しており、利用環境に問題は少ないと考えられる。しかし、阪南市、彦根市ともに施設の徒歩圏内から離れて近い将来に高齢者になる50代の人の割合(50代率)が高い町丁目が存在しており(図3)、将来的に自動車が使えなくなった際の生活に懸念がみられた。

5 誘導区域外住民の生活環境評価や居住意識の分析

本章では、特に誘導区域内への移住(以下、移住)に関する主観的評価に着目し、1) 現状の施設の利用行動の特徴、2) 誘導区域内への移住の成立可能性、3) 移住にむけて必要な市街地整備の内容 4) 立適の実現に対する不安とその内容、5) 誘導区域外で生活の維持のために重要な生活環境、に関する結果を述べる。

表1：公開データの分析結果のまとめ

阪南市	分析項目	彦根市
転出数が転入数より多い	社会動態	転入数が転出数より多い
誘導区域内の方が区域外より多い	人口	誘導区域内外の南と区域外南東で多い
区域内で増加率30%を超える地域がみられる一方区域外は-10%以下	人口増加率(2000-2020年)	区域内外の南と区域外の南東で増加率30%以上区域外中心部は-30%以下
誘導区域内に集中して立地	施設数(スーパー、食料品店、医療施設)	誘導区域内を中心に区域外にわたって点在
区域外の端部で高齢化率30%以上【平均28.7%】	高齢化率(市人口に対する65歳以上の割合)	区域外の高齢化率は平均以下がほとんどを占める【平均23.06%】
区域外の一部で15%以上の地域がみられる【平均12.2%】	50代率(市人口に対する50-59歳の割合)	区域外の端部で15%以上の地域がみられる【平均11.9%】

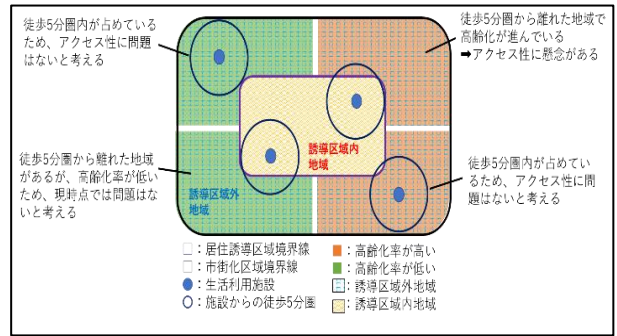


図1：高齢化率と施設からの徒歩圏の関係のイメージ

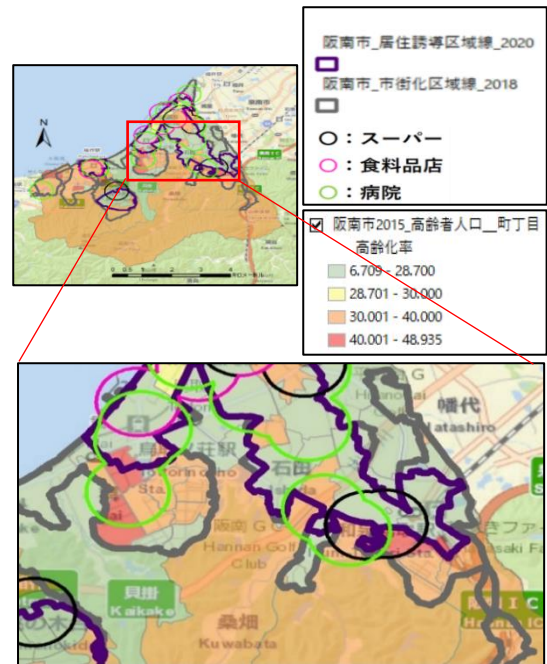


図2：高齢化率と施設からの徒歩圏の関係(阪南市)

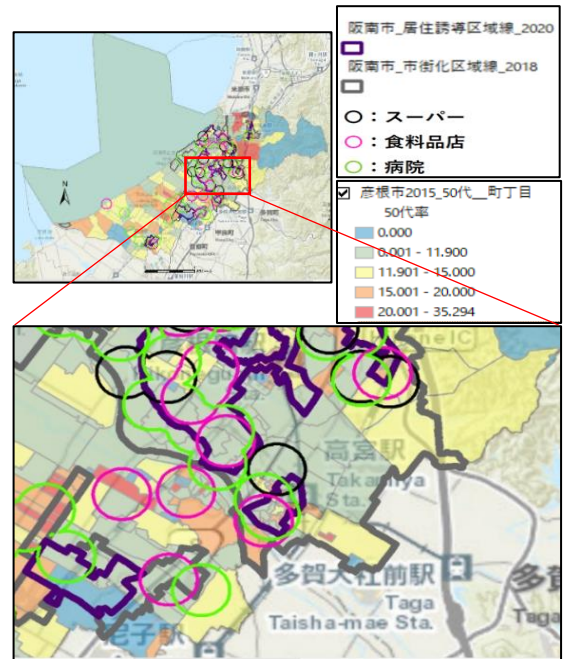


図3：50代率と施設からの徒歩圏との関係(彦根市)

まず1) について、現状の住民の生活行動を見る。食料品に関しては両市ともに、誘導区域外において実店舗の利用が9割以上を占めた。また医療施設も月1~3回と定期的に利用されており、いずれの施設も自動車による利用が大半であった(例えば、食料品店への移動手段: 阪南市: 89%、彦根市: 86%)。現状は問題ないが、立適の進展により、誘導区域内への店舗立地の誘導が進み、誘導区域外における店舗立地が減少すれば、特に日常の店舗利用では、区域外のさらに遠くの店舗や市外の店舗を自動車で利用せざるを得なくなる可能性もある。そのような中で加齢等により自動車が利用できなくなったり、一定の年齢以上の運転に関する制限が設けられると、施設へのアクセスが困難になる。後述するように、現状では誘導区域内への移住を検討している人は少ないため、立適の推進過程では、誘導区域外に留まる人々の生活環境の担保に配慮が必要である。

こうした状況を踏まえ、次に誘導区域内への移住の成立可能性を見る。居住年数・居住の継続意向・住まいの形態と移住意向とのクロス集計をしてみると、阪南市では一度定住すると定住意向が高まり、移住意向は低くなる傾向がみられた。彦根市においては居住年数が長く、持ち家の人ほど定住意向が高く、逆に、居住年数が短く、土地や家屋を所有していない若年層の人ほど、移住意向が高かった。ここから、いずれの地域でも、誘導区域内へ人々の居住を誘導するには、誘導区域外に住宅を所得し始める前の若い段階で、居住地として誘導区域内を選択してもらう施策が望ましい。

これを受けて、現状での誘導区域内への移住の成立可能性を見ると、移住に積極的な人は両市ともに少ない(阪南市: 17.4%、彦根市: 20.3%)。これらの人が移住を考えるきっかけは「自動車利用ができなくなったら」(阪南市: 60.0%、彦根市: 52.0%)や「体力の低下」(阪南市: 53.3%、彦根市: 36.0%)、など移動困難に関するものが多く、必要に迫られないと移住を考えない人が多い。さらに、移住準備には多くの人が5~9年を要し(阪南市: 50.0%、彦根市: 35.0%)、長い人は10年以上必要と回答しており、移住の準備を整えきる頃には身体的に移住が困難になりうる事も懸念される。

また、移住に消極的な理由として「土地や家屋の所有」(阪南市: 40.6%、彦根市: 61.1%)、「経済的・肉体的・精神的苦勞が大きいこと」(経済的負担/阪南: 40.6%、彦根市: 44.4%、肉体・精神的負担/阪南市: 25.0%、彦根市: 25.0%)が挙げられており、住宅を取得する前の若いうちに移住を促していく必要とそのための施策が求められる。

では若年層に誘導区域内を選択してもらったり、誘導区域外の居住者の移住を促進するには、いかなる生活環境項目の整備が誘導区域内に求められるのだろうか。この点を、誘導区域外住民の「居住地選択の際に重視した項目の選択割合」と「現在の誘導区域外の居住環境の満足度の高評価率」から検討した。

表2より、居住地選択の際に重視された項目として、「住居の確保しやすさ」、「自動車の利用しやすさ」、「買い物店舗の立地の充実性」、「治安のよさ」が両市に共通しており、これらの項目の多くは、現在の居住環境の満足度でも比較的高く評価されていた。ここから、誘導区域外の住民は、居住前に重視した

項目の満足度が高くなるように居住地を選び、現在、誘導区域外の生活に対する満足度が高い。そのことから、誘導区域内は移住や生活の場として目を向けてもらいにくくなり、これも移住に積極的な人が少ない理由と考えられる。そのため、移住意欲を高めるには、誘導区域内ではこれらの環境項目を中心に、区域外と同等以上の水準での整備が求められる。

一方で、立適が完遂されるまでの推進過程においては誘導区域外に居住をし続ける人も存在し、これらの人の生活に配慮する必要がある。そこで、立適の実現に対する不安とその内容を分析した。不安を有する回答者は誘導区域内よりも誘導区域外の方が多かった(阪南市 誘導区域外: 24.4%、誘導区域内: 14.0%、彦根市 誘導区域外: 22.0%、誘導区域内: 14.4%)。

また、表3より、不安の内容としては、両市に共通して「自動車を利用できなくなる」、「高齢になり長距離移動が困難になる」、「公共交通の利便の悪化」といった移動面での項目が居住継続の不安要素として挙げられ、次いで買物や医療施設といった日常利用する施設の減少が挙げられた。ここから誘導区域外では、人々の居住や利便施設の立地が誘導区域内に誘導され日常利用する施設が減少していく中で、加齢により生活が立ち行かなくなる事への不安が大きい。よって、ここからも自動車利用が主流のうちでも区域内の施設を利用してもらう、誘導区域内外をつなぐ公共交通の運行を増やすなどの施策により公共交通や徒歩での移動利便性を整えつつ、徐々に生活の重心を区域内に移してもらい、誘導区域内

表2: 生活環境項目の重視度と満足度

誘導区域外 生活環境項目	重視した割合(%)		満足度評価 高(%)	
	阪南市	彦根市	阪南市	彦根市
住居の確保しやすさ	51.2	55.3	50.0	40.7
買物店舗の立地の充実性	33.7	54.5	41.9	64.2
自動車利用のしやすさ	47.7	42.3	46.5	57.7
治安のよさ	53.5	49.6	60.5	56.1
自然災害の危険のすくなさ	50.0	36.6	55.8	52.0
緑地・自然環境の充実性	44.2	22.0	61.6	35.0
子育て施設の充実性	27.9	37.4	19.8	35.0
道路の歩きやすさ	32.6	37.4	32.6	52.9
街並み・景観のよさ	37.2	35.0	54.7	38.2
公共交通の利便性	30.2	35.0	19.8	29.3
医療施設の充実性	30.2	33.3	30.2	57.7
公園・広場の充実性	20.9	23.6	40.7	32.5
地域コミュニティへの馴染みやすさ	20.9	26.8	26.7	26.8
イベントの充実性	10.5	10.6	14.0	15.5
別居する家族・親族との交流しやすさ	20.9	27.6	24.4	33.3
知人・友人との交流のしやすさ	16.3	18.7	19.8	31.7
福祉・介護施設の立地の充実性	7.0	10.6	10.5	18.7

(重視した項目と生活満足度の項目の双方に共通する項目を抜粋)

表3: 立適の実現に対する不安 (抜粋)

誘導区域外 生活環境項目	不安に感じる割合 高(%)	
	阪南市	彦根市
高齢になり自動車に乗れなくなる	76.2	63.0
高齢になり長距離移動が困難になる	76.2	63.0
住まいの維持が困難になる	57.1	63.0
徒歩で移動しにくい道路環境になる	71.4	59.3
買物店舗の減少	66.7	51.9
公共交通の利便性の悪化	57.1	44.4
医療施設の減少	52.4	44.4
福祉・介護施設の減少	42.9	40.7
治安の悪化	33.3	40.7
公園・広場の減少	28.6	44.4
緑地・自然環境の減少	33.3	29.6
街並み・景観の悪化	28.6	37.0
子育て環境の悪化	28.6	33.3
友人・知人との交流が希薄になる	52.4	18.5
家族・親族との交流・サポートがしにくくなる	57.1	48.1
地域コミュニティの希薄	38.1	44.4
収入が不安定になる	57.1	40.7

(阪南市と彦根市のどちらかで33.3%以上の項目を抜粋)

では、誘導区域外では、立適推進中も地域に居住継続する人のために、いかなる生活項目を維持すべきなのだろうか。その検討のため、誘導区域外の住民を対象に、現在の居住地の総合的な生活満足度を目的変数、生活環境の各評価項目を説明変数とする重回帰分析を行った（表4・5）。

表4：総合満足度に影響する生活環境項目（阪南市）

阪南市 Adjusted R ² :0.727	B	S.E.	β	t	VIF
地域コミュニティへの馴染みやすさ	0.162	0.076	0.143	2.140*	1.389
別居家族・親族との交流のしやすさ	0.159	0.061	0.157	2.585*	1.152
買物店舗の立地の充実性	0.120	0.060	0.132	2.017*	1.332
街並み・景観のよさ	0.538	0.074	0.511	7.242**	1.545
地域への愛着	0.258	0.088	0.218	2.920**	1.725
定数項	-0.726	0.258		-2.812**	

有意水準 **:1%、*:5%

表5：総合満足度に影響する生活環境項目（彦根市）

彦根市 Adjusted R ² :0.705	B	S.E.	β	t	VIF
地域コミュニティへの馴染みやすさ	0.105	0.052	0.115	1.999*	1.359
買物店舗の立地の充実性	0.194	0.050	0.227	3.865**	1.425
子育て施設の立地の充実性	0.196	0.054	0.212	3.654**	1.389
治安のよさ	0.230	0.062	0.230	3.724**	1.570
道路の歩きやすさ	0.215	0.051	0.262	4.185**	1.616
地域への愛着	0.139	0.048	0.174	2.882**	1.514
定数項	-0.341	0.176		-1.934	

有意水準 **:1%、*:5%

表4・5より、両市に共通して、買物施設の立地の充実や地域コミュニティへの馴染みやすさ、地域への愛着が総合満足度に有意に影響しており、日常生活における利便性、地域に長く居住することで居住環境に対して醸成される項目が誘導区域外で重要視されている。加えて、阪南市では地域の交流や周辺環境に関連する項目、彦根市では子育て施設の充実や治安の良さといった生活環境項目が、誘導区域外に居住し続ける人にとって、満足度の高い生活を送るために求められるものと解釈できる。

6 総括

本研究では誘導区域外地域に主眼を置き、対象地域における誘導区域外の現状や、現時点で誘導区域外に居住する住民からの実際の評価・意識の分析を行い、誘導区域外の実状と課題を明らかにした。

本研究の前半の分析から明らかになった誘導区域外の課題として、自動車利用ができなくなる住民が増えてくると、徒歩でのアクセスが困難になるエリアが発生することが懸念される。特に、立適の推進により、誘導区域外の施設の減少が起こると、それを助長してしまう可能性もあり、施設誘導は誘導区域外の住民の生活にも配慮して慎重に行う必要がある。ソフト的な施策も活用しながら、誘導過程における誘導区域外住民の

生活水準の確保しながらの縮退が求められる。

また、アンケート調査の結果に基づけば、現状、誘導区域内への移住の実現可能性は低い。移住をしない場合、市街地の誘導過程で誘導区域外の生活利便性が悪化する事が不安視されるが、移住を考えるタイミングは必要に迫られてからというものが多く、移住の準備が整う頃には身体的に難しくなり結局移住が起こらない可能性もある。従って、住居を取得する前の若い頃から、誘導区域内を生活の場としてもらい、誘導区域内での居住に魅力を感じてもらう事が重要である。

そのために、生活利用施設の充実に加え、住居の確保しやすさなどの誘導区域内での各種の生活環境を誘導区域外と同等以上になるよう整備する必要がある。

また、誘導過程において誘導区域外に住み続ける住民に対しては、現状と同程度以上の生活利便性の確保に加え、居住後の住み心地に影響している生活項目に配慮しつつ、誘導政策を行っていく必要があるだろう。

本研究では、これらの政策を講じる際に、どのような生活環境項目の整備に重点を置けばよいかについても、定量的な分析から一つの指針を示した。これらの結果が、今後の立適の立案やその計画に基づく市街地誘導政策の検討の参考になる事を期待する。

なお、本研究の後半では、人々の主観的な生活満足度の評価を中心に分析したが、住民の生活満足度を、それを規定する市街地の客観的状況から記述できれば、住民視点からの誘導政策の効果測定もしやすくなる。さらに、今回の研究の知見を一般化して他地域に適用できるよう、より多くの地域を取り上げたうえで検討・検証を行うことも重要であると考えられる。

参考文献

- 1) 星卓志, 梅原慶, 八矢恭昂, 丸岡努 (2019) 「人口減少下にある地方都市における生活利便性と人口分布変化の関係に関する研究 -函館、青森、八戸を事例として-」. 日本建築学会計画系論文集, 84(760), pp. 1393-1400
- 2) 龍野杏奈, 松行美帆子, 中村文彦, 田中伸治, 有吉亮 (2021) 「コンパクトシティ政策の交通行動・都市サービスへのアクセス面での効果に関する研究 -富山市を事例として-」. 都市計画論文集, 56(3), pp. 795-802
- 3) 野澤千絵, 饗庭伸, 讃岐亮, 中西正彦, 望月春花 (2019) 「立地適正化計画の策定を機にした自治体による立地誘導政策の取り組み実態と課題 -立地適正化計画制度創設後の初動期の取り組みに関するアンケート調査の分析-」. 都市計画論文集, 54(3), pp. 840-847
- 4) 西井成志, 真鍋壺太郎, 村山願人 (2019) 「立地適正化計画における居住誘導区域設定の考え方とその背景 -市街化区域に対する居住誘導区域に対する面積比率が対象的な自治体の比較を通じて-」. 都市計画論文集 54(3), pp. 532-538

都市機能誘導区域への誘導施設の立地に関する研究 — 関西圏の自治体を対象として —

立命館大学大学院理工学研究科 西川 杏紗菜
立命館大学理工学部 岡井 有佳
川西市上下水道局 酒本 恭聖

1. 研究の背景と目的

急激な人口減少と高齢化を背景に、郊外でのスプロール化に対応するため、2014年8月に都市再生特別措置法の一部が改正され、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造の形成を目指した立地適正化計画(以下、「立適」とする)の制度が導入された。立適は、医療・福祉・商業・公共交通等の様々な都市機能や居住の誘導を目的としている。都市機能誘導区域は、立地を誘導すべき都市機能誘導施設(以下、「誘導施設」とする)を設定し、これらを誘導区域内に誘導することとしている。また、都市機能誘導区域外における誘導施設の建築・開発行為に対しては、届出・勧告のルールが準備されている。以上から、立適を活用することで、市街地の空洞化を抑制し都市機能を集約することが期待されている¹⁾。

国土交通省²⁾によると、2020年度までに立適を作成・公表した310自治体内、市町村全域における誘導施設数に対する都市機能誘導区域内に立地する割合が維持または増加した自治体数は、約6割(196自治体)であると示されており、都市機能誘導区域への誘導は一定程度図られている状況である。一方で、約4割の自治体(114自治体)で誘導施設数の割合は減少傾向にある。また、都市機能誘導区域外において誘導施設が建築されている自治体もみられる。都市機能誘導区域外に誘導施設を建築する際には、届出を行うことが義務であり、その開発行為等が、何らかの支障が生じると判断された場合、自治体は勧告することができる³⁾とされている。しかし、都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の割合が減少している都市があることから、届出・勧告制度は十分に機能していないことが考えられる。自治体が立適を策定する背景には、国からの補助金の獲得や補助金の高上げ等に期待する側面もある。また、都市機能誘導区域、及び、居住誘導区域への集約は強制力を持たないことから、どのような誘導が行われているか検証する必要がある。

これまで、立適について多くの研究が蓄積されている。岡野ら³⁾(2019)は、都市計画マスタープランの拠点から都市機能誘導区域への拠点としての位置づけの変化と誘導施設の立地動向を把握することで、立適がより有用な計画となるための都市機能誘導区域の設定方法を明らかにした。野澤ら⁴⁾(2019)は、立地誘導施策に着目し、立適創設後の初動期における立適の策定を機にした誘導施策の取り組みの実態と課題を明らかにした。用途別の誘導施設については、大規模小売店舗の立地動向の視点から誘導について評価した浅野ら⁵⁾(2018)の研究や、立適の視点から商業施

設の立地分布を解析した吉田ら⁶⁾(2020)の研究がある。また山口⁷⁾(2020)は、立適策定後の運用初動期で届出・勧告制度の運用実績と成果を明らかにし、実効性強化に関して指摘している。

以上のように、立適策定後の誘導施設の立地動向を分析することで、都市機能誘導区域の設定や運用初動期の運用実績について提言した研究がある。しかしながら、実際の都市機能誘導区域内外での誘導施設の立地状況、建築するまでのプロセスや都市機能誘導区域外に誘導施設が建築された要因、立適により誘導施設が誘導された実態に着目した研究は見られない。

そこで本研究では、関西圏において立適を作成・公表している都市を対象に都市機能誘導区域内に建築された誘導施設の実態と都市機能誘導区域外に建築された誘導施設に対する各自治体の対応を把握し、都市機能誘導区域の有用性と課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

2022年5月時点で立適を作成・公表している関西圏の65自治体⁸⁾を対象に2022年8月にアンケート1を行い(回収数:52自治体、回収率:80%)、誘導施設の立地状況と届出・勧告制度の運用状況を把握した。この結果を踏まえ、立適策定後、行政側の指導等により都市機能誘導区域内に誘導施設が建築されたと回答した11自治体(24施設)を対象に、誘導のプロセスを把握するためヒアリング調査を行うとともに、都市機能誘導区域外に誘導施設が建築されたと回答した16自治体(89施設)を対象に、誘導施設に関する届出・勧告制度の運用状況等を把握するために追加でアンケート2⁹⁾を行った。

3. 都市機能誘導施設の立地の実態

3-1 都市機能誘導区域内に建築された誘導施設

アンケート1の回答があった52自治体中、立適策定後に都市機能誘導区域内に誘導施設を建築したのは26自治体(50%)であり、誘導施設数は134施設であった。

また、行政の何らかの指導等により都市機能誘導区域内に誘導施設を建築したと回答した自治体は、前述の26自治体中11自治体(42%)であり、誘導施設数は24施設(18%)であった。

次に前述の24施設に対してヒアリング調査を行い、I「計画時期」と、II「立適の方針の考慮の有無」の2つの項目から整理した。

まず、I「計画時期」について、誘導施設の計画時期が立適

策定前であるものを [A]、立適策定後であるものを [B] とした。[B] は、立適の方針を踏まえた上で計画されたと考えられるため、立適による誘導であると判断する。一方で、[A] は、立適が策定されていない段階での計画のため、各自治体の立適の方針を考慮して誘導施設が計画されたとはいえない。しかし、24 施設を詳細に分析すると、誘導施設の計画時期が立適策定前であっても、立適作成中であれば立適の方針が誘導施設の計画に考慮されている場合があった。

例えば、西脇市にある「市役所」、「市民交流施設」、「健康福祉連携施設」の 3 つの機能をもつ複合施設「Orinas」は、従前、都市機能誘導区域外に立地していた。しかし、耐震性に課題があったことから移転・建て替えが検討されていた。その際、立適は策定中ではあったが、都市機能誘導区域設定の大まかな方針は決まっていた段階であった。そのため、市役所の移転先としていくつか候補地はあったが、都市機能誘導区域を考慮し、中心市街地への移転が決定した。元々は民間の商業施設が建っていたが、その後商業施設が撤退し、西脇市がその跡地を民間から買い取っている。また、新宮市にある「教育・文化ホール」と「図書館」が併設された文化複合施設「丹鶴ホール」は、従前、都市機能誘導区域内に立地しており、公共施設の建て替え事業の一つとして計画された。元々、新宮市が所有する市民会館が立地していた場所に、別の場所にあった図書館とともに移転・建て替えを実施することとなった。まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造を構築するため、まちの拠点となるエリアに医療・商業等の都市機能を集約することを目的に、都市機能誘導区域が移転先として選定されている。都市機能誘導区域内での建て替えではあるが、西脇市と同様、立適が策定中で、都市機能誘導区域の方針は決まっている段階での立地選定であった。このように、誘導施設の計画時期が立適策定中の場合に、それに配慮して立地選定を行っていることもあり、そのような場合には、II「立適の考慮」がされているとし、立適による誘導であると判断した。

以上より 24 施設のうち、I「計画時期」が立適策定後である [B] と、ヒアリング調査の結果、II「立適の方針」が考慮されていると判断した場合 [○] のいずれかに該当する誘導施設を立適による誘導であると判断した。その結果、16 施設が立適による誘導であると判断できた(表一)。残りの 8 施設に関しては、従前の立地が都市機能誘導区域内であり、立地の選定理由が「土地が空いていたから」、「老朽化に伴う単なる建て替え」等、立適における都市機能誘導区域の方針が決定される前に、すでに誘導施設の建築が決定していたため、立適による誘導ではないと判断した。

以上より、都市機能誘導区域内に建築された誘導施設 134 施設のうち、自治体が誘導したと回答した誘導施設は 24 施設であったが、その内容を見ると、実際に立適により誘導されたと考えられる誘導施設は、16 施設(12%)であった。

表一 行政の指導により建築された誘導施設一覧

自治体		施設名	I	II
草津市	①	くさつシティアリーナ	A	×
	②	市民総合交流センター	A	○
守山市	③	Cocotto moriyama	A	×
	④	守山銀座ビル	A	×
東近江市	⑤	保健子育て複合施設ハビネス	A	○
茨木市	⑥	おにクル	A	○
高槻市	⑦	ホテルアベストグランデ高槻	B	○
吹田市	⑧	国立循環器病研究センター	A	×
	⑨	健都ライブラリー	A	×
	⑩	市立吹田市民病院	A	×
尼崎市	⑪	尼崎市立歴史博物館	A	×
西脇市	⑫	Orinas	A	○
	⑬	ハローズ	A	○
海南市	⑭	海南nobinos	A	○
	⑮	みらい子ども園	A	○
新宮市	⑯	丹鶴ホール	A	○
和歌山市	⑰	こども総合支援センター	A	○
	⑱	本町こども園	A	○
	⑲	南コミュニティセンター	A	×
	⑳	和歌山城ホール	A	○
	㉑	東京医療保健大学	A	○
	㉒	和歌山県立医科大学	A	○
	㉓	和歌山信愛大学	A	○
	㉔	和歌山リハビリテーション専門職大学	A	○

I「計画時期」 A:立適策定前、B:立適策定後
II「立適の方針の考慮の有無」 ○:有、×:無

3-2 都市機能誘導区域外に建築された誘導施設

3-2-1 誘導施設の立地状況および届出状況

アンケート1の回答があった52自治体中、立適策定後に都市機能誘導区域外に誘導施設を建築した自治体は、16自治体(30%)であり、誘導施設数は、89施設であった。そのうち、届出が行われたものは、78件(88%)であった。すなわち、届出がなされなかったものが、守山市(5件)、東大阪市(1件)、葛城市(5件)の3自治体で、計11施設であった。そのうち、守山市と葛城市は届出を行わなかった事業者等に対して、届出を行うように何らかの指導を行っていた。しかし、東大阪市は、事業者等に対して指導等の措置を行っていなかった。また、届出がされなかった理由として、当該3自治体とも、「事業者等の立適に対する認知度が低い」と回答した。

89の誘導施設の用途については、保育所等の子育て支援施設が36施設(40%)、病院・診療所が28施設(32%)、福祉施設が13施設(15%)、商業施設が9施設(10%)であった。そのうち、届出が行われたものは、子育て支援施設が31施設(届出率86%)、病院・診療所が26施設(届出率93%)、福祉施設が10施設(届出率

77%)、商業施設が8施設(届出率89%)となっており、福祉施設が他の用途と比べ届出率が低かった(表一2)。

表一2 用途別誘導施設数と届出数

用途	誘導施設数 (割合)	届出数	届出率
子育て支援施設	36 (40%)	31	86%
病院・診療所	28 (32%)	26	93%
福祉施設	13 (15%)	10	77%
商業施設	9 (10%)	8	89%
その他	3 (3%)	3	100%
合計	89	78	88%

次に都市機能誘導区域外に建築された誘導施設89施設の立地場所について整理する。都市機能誘導区域に近いものから順に、a.居住誘導区域内、b.居住誘導区域外かつ市街化区域、c.市街化調整区域と分類する。子育て支援施設は19施設がa.居住誘導区域内(53%)に、病院・診療所は13施設がa.居住誘導区域内(46%)と、居住誘導区域内での立地が約半数となっている。居住誘導区域は、市街化区域の中でもとりわけ居住を誘導したい区域であることから、これらの施設が都市機能誘導区域のみならず居住誘導区域に立地することは、支障があるとは考えにくい。一方で、福祉施設は6施設がb.居住誘導区域外かつ市街化区域(46%)に、商業施設についても5施設がb.居住誘導区域外かつ市街化区域(56%)と過半数となっている。また、福祉施設については、c.市街化調整区域での立地が相当数(31%)みられる(表一3)。

表一3 用途・区域別の誘導施設数と割合

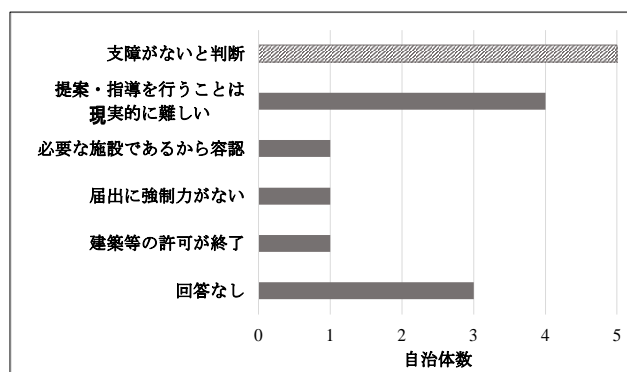
用途	区域 (上段：誘導施設数、下段：割合)*				合計
	a	b	c	不明	
子育て支援施設	19 (53%)	1 (3%)	6 (17%)	10 (28%)	36 (100%)
病院・診療所	13 (46%)	2 (7%)	5 (18%)	8 (29%)	28 (100%)
福祉施設	3 (23%)	6 (46%)	4 (31%)	0 (0%)	13 (100%)
商業施設	4 (44%)	5 (56%)	0 (0%)	0 (0%)	9 (100%)
その他	2 (67%)	1 (33%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (100%)
合計	41	15	15	18	89

*a. 居住誘導区域内 b. 居住誘導区域外かつ市街化区域
c. 市街化調整区域

3-2-2 届出・勧告に関する各自治体の対応

都市機能誘導区域外に誘導施設を建築した16自治体(89施設)について、提案・指導、勧告の状況および、その対応について整理した。届出時に、都市機能誘導区域内への誘導を提案すると回答した枚方市には電話ヒアリング調査を行い、枚方市以外の15自治体については、アンケート2により、都市機能誘導区域外に立地した要因や提案・指導、勧告に至らなかった理由等を調査した。

届出を行った事業者等に対して、都市機能誘導区域内への施設の立地を提案した自治体は、枚方市の1市のみであり、他の15自治体は受領のみであった。なお、届出は義務ではあるが、届出に対する提案や指導は、法律に定められているわけではないので、自治体の任意の対応となる。実際、届出がされた誘導施設に対して、都市機能誘導区域内に誘導を促すための手続きを設けている自治体は枚方市のみであった。また、提案・指導を行わなかった理由としては、都市機能誘導区域外における建築に対して、「支障がないと判断した」という意見が最も多く挙げられ(5自治体)、次に事業者等の土地の選定理由から「提案・指導を行うことは現実的に難しい」(4自治体)、都市機能誘導区域外でも「地域に必要な施設であるから容認」、「届出に強制力がない」、「既に建築等の許可が終わっているから」(1自治体)という意見が続いた(図一1)。

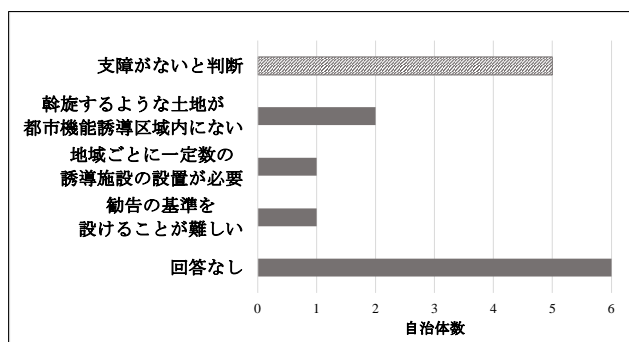


図一1 届出を行った事業者等に対して提案・指導を行わなかった理由

枚方市においては、都市機能誘導区域外に建築された誘導施設は18施設であり、全て届出が行われていた。届出時に、都市機能誘導区域内での建築を提案することとなり、担当者によると、提案は口頭での啓発であり、「都市機能誘導区域という区域が設定されているので、本来であればこの区域内に誘導施設を建築することが望ましい。」もしくは、「次に誘導施設を建築する場合は、都市機能誘導区域内への建築にできるだけご協力ください。」といったものであった。しかし、提案によって都市機能誘導区域内へ立地を変更した誘導施設はなかった。

届出が行われた誘導施設に対し、勧告の措置を講じた自治体は見られなかった。勧告の履行・不履行についての判断基準を決めている自治体も見られなかった。また前述の

届出に対して、提案・指導を行わなかった理由と同様に、勧告しない理由として、都市機能誘導区域外における建築に対して、「支障がないと判断した」という意見が最も多く挙げられた（5自治体）。他にも「斡旋するような土地が都市機能誘導区域内にない」（2自治体）や、「地域ごとに一定数の誘導施設の設置は必要だ」（1自治体）、「勧告の基準を設けることが難しい」（1自治体）、という意見が挙げられた（図一2）。



図一2 届出を行った事業者等に対して勧告しない理由

4. おわりに

本研究では、都市機能誘導区域内外に建築された誘導施設の立地状況や届出・勧告制度の実態を整理した。

立適策定後に建築された誘導施設数は、全223施設であり、そのうち134施設（約6割）が都市機能誘導区域内に建築されていた。自治体へのアンケート結果では、行政の指導により誘導したとする誘導施設は、134施設のうち24施設（18%）であった。しかし、24施設の内容を詳細に把握すると、立適を考慮した結果、都市機能誘導区域内に建築されたと判断できるものは16施設（12%）であった。すなわち、都市機能誘導区域内に建築された誘導施設のほとんどは、同じ場所での建て替えも含め、事業者等の自主的な建築であり、立適により都市機能誘導区域内に誘導することの難しさが明らかとなった。

一方で、立適策定後に都市機能誘導区域外に建築された誘導施設は、89施設であった。このうち、11施設（3自治体）は、届出がなされていなかった。当該3自治体のうち2自治体は、無届が判明次第、届出を求めていたが、1自治体は特段の指導を行っておらず、届出制度が履行されていない自治体が存在した。また、当該3自治体とも事業者への周知が十分ではないとの認識を持っていた。

都市機能誘導区域外に誘導施設が建築された16自治体のうち、1自治体のみが届出時に都市機能誘導区域内へ建築するよう事業者に啓発していた。それ以外の15自治体は、指導等は実施していなかった。その理由としては、支障がないと判断していることや、実際に提案・指導を行うことが困難であることが挙げられた。

居住誘導区域内に最も多く建築されていた用途は、子育て支援施設と病院・診療所であった。これらの施設は都市

機能誘導区域内外に関わらず、人の多く居住する地域で必要な施設であることから、都市機能誘導区域外でも建築されていると考えられる。一方で、福祉施設は、市街化区域外においても一定程度立地していたが、本来は居住エリアに位置する必要があると考えられる。このように、誘導施設であっても、必ずしも都市機能誘導区域にのみ必要な施設とは限らないことが明らかとなった。

以上より、都市機能誘導区域内への誘導施設の誘導は容易でない実態がみてとれた。届出・勧告制度は定められているものの、都市機能誘導区域内への誘導施設の誘導は強制ではないことから、勧告はもちろん、指導であっても、自治体にとっては実際にはハードルが高いことが明らかとなった。誘導施設が公共施設であれば、立適の方針を考慮して、自治体の判断で都市機能誘導区域内に誘導することも可能であろうが、民間施設については、誘導は極めて困難であると考えられる。都市機能誘導区域内への誘導施設の誘導を実現させるためには、本研究で浮き彫りとなった制度の限界を踏まえつつ、事業者と行政、双方の立場から検討を重ねていくことが求められる。

【補注】

(1) 補足的に、電話によるヒアリング調査を実施した。

【参考文献】

- 国土交通省（2022）、「立地適正化計画作成の手引き（令和4年4月改訂）」、pp88-89
- 国土交通省HP、「都市構造の『軸』と『拠点』の高質化・多様化について」
https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/toshi07_sg_000058.html、2022年12月6日
- 岡野圭吾・小松崎諒子・片山茜・谷口守（2019）、「人口減少都市における拠点での施設立地の実態-都市機能誘導区域のあり方を考える-」、都市計画論文集第54-3号、pp508-515、日本都市計画学会
- 野澤千絵・饗庭伸・讃岐亮・中西正彦・望月春花（2019）、「立地適正化計画の策定を機にした自治体による立地誘導施策の取り組み実態と課題」、都市計画論文集第54-3号、pp840-847、日本都市計画学会
- 浅野周平・森本章倫（2018）、「大規模小売店舗の立地動向に着目した都市機能誘導区域の評価に関する研究」、都市計画論文集第53-3号、pp1000-1006、日本都市計画学会
- 吉田菜由・野澤英希（2020）、「都市機能誘導区域における商業施設の立地に関する研究-愛知県岡崎市を事例にして-」、日本建築学会東海支部研究報告集(58)、pp529-532、日本建築学会
- 山口邦雄（2020）、「立地適正化計画の運用初動期における届出・勧告制の実績と課題に関する研究」、都市計画論文集第55-3号、pp354-361、日本都市計画学会
- 国土交通省HP「立地適正化計画作成の取組状況」
https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_fr_000051.html、2022年4月19日

引揚者寮の運営実態と廃止をめぐる議論に関する考察 —京都市と城陽市の引揚者寮を対象として—

龍谷大学大学院政策学研究科 石黒壮真
龍谷大学政策学部 阿部大輔

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

第二次世界大戦終戦直後、戦災等により住宅が不足する中、海外から帰国した引揚者により、住宅需要は67万戸増加し、国内の住宅不足をさらに悪化させることになった。

また引揚者の中には、すでに第2・3世となり内地（日本本土）に親戚が全くいない無縁故者や、故郷に帰ったとしても家族の行方がわからない又は家がない人が多数いた。そして、資産家や一般庶民に関わらず1000円以下の持ち金と少ない携行品を全財産として強制的に帰国することになった。これらの状況から引揚者の困窮度は、引揚者以外（戦災者等）の一般困窮者と比較しても厳しい状態にあった。このような引揚者による住宅需要の急激な増加と極度の貧困に陥る引揚者に対する住宅供給は、政府にとって重要な政策であり、1961年までに推定102,905戸¹⁾が整備された²⁾。このように引揚者住宅は、戦後の住宅政策を考えるうえで、必要な検証対象である。

そこで本研究では、引揚者住宅政策の事例として京都市の高野川寮と城陽市の城南農工場を取り上げ、引揚者住宅政策の展開から廃止までの変遷を整理した上で、両引揚者寮の運営実態と廃止をめぐる議論を明らかにする。

(2) 既往研究の整理と本研究の位置づけ

引揚者住宅に関する研究には、全国の引揚者住宅を対象に引揚者住宅の形成や変遷を明らかにした島村³⁾や、東京都豊島区の引揚者住宅「南長崎バス住宅」を対象にバス住宅の形成経緯と居住形態の変容を明らかにした杉本⁴⁾や、杉並区の道路敷地に建設された引揚者住宅「ハモニカ長屋」を対象に、建築形態の変容と空間利用動態を明らかにした蔭山⁵⁾、同じく杉並区を対象として引揚者入居前後の空間変容と引揚者・都市計画者・区長のそれぞれの思惑について明らかにした越前⁶⁾の研究が挙げられる。また、引揚者集団が形成した岐阜駅前の繊維問屋街の商業・住宅地域の形成と引揚者集団による住宅開発モデルを明らかにした荒木⁷⁾と根岸⁸⁾というように引揚者住宅の設立経緯と空間の形成・変容に着目した研究には蓄積がある。

さらに、山形県的生活困窮者の実態と引揚者住宅の供給等の援護事業を明らかにした佐藤⁹⁾や京都市の引揚者団体と引揚者住宅を対象に引揚者が地域社会にどのように根付いたのかを考察した安岡¹⁰⁾や、茨城県の土浦寮の設立経緯について触れながら、引揚者の援護団体が展開した援護事業を明らかにした稲葉¹¹⁾のように引揚者住宅に言及しながら引揚者に対する援護史を綴った研究にも蓄積がある。

本研究に類似した視点を持つ研究として、京都府の引揚

者住宅の供給政策と引揚者住宅の構造を考察した谷内¹²⁾が挙げられる。また、城南農工場の成立以前から廃止後までの詳細な変遷と引揚者の生活について明らかにした杉浦¹³⁾が挙げられる。本研究はそれら先行研究を踏まえつつ、引揚者寮の運営実態と廃止をめぐる議論を明らかにする点に新規性がある。

(3) 研究方法

本研究は、各種の資料の参照を通じて検証を行うが、その主なものとして、京都府立京都学・歴彩館に所蔵されている京都市民生部の引揚者住宅関連の資料を用いた。また、これを補完するため、新聞記事を参照した。

2. 京都における引揚者住宅政策

(1) 京都における引揚者住宅政策の展開

終戦直後は、最も引揚者の住宅困窮が切迫した時期であった。1946年の京都市に調査によると、2704世帯の引揚者が間借りもできず、他世帯との同居を余儀なくされる状況だった¹⁴⁾。

1946年に、「定着地における海外引揚者援護要綱」が定められ、旧軍施設、工場、学校等の遊休施設を、京都府と恩賜財団同胞援護会京都府支部が買取又は貸付を受け、応急的な住居施設として改修し、転用した。それらの施設を引揚者寮とし、1946年から1951年にかけて12寮が設置された¹⁵⁾。全国的には引揚者住宅は転用ではなく新築によって建設されていたが、京都では非戦災都市であることを活かし、遊休施設を転用することに重点を置いていた¹⁶⁾。

1946年5月に「改正住宅緊急措置令」が発令され、引揚者寮の設置と同時に、大邸宅等の部屋数や広さに余裕のある住宅を対象にして、引揚者、戦災者等の住宅困窮者を収容する試みが行われた。京都市では、1946年7月4日から申告が開始されたが、8月23日時点で京都市が想定していた2000件を大きく下回る約300件だった¹⁷⁾。一方、住宅入居申込者はわずかに200件程度¹⁸⁾で、この時点で余裕住宅に住み込んだ人は誰もいなかった。そのうえ、京都市に届出られた余裕住宅に市職員が訪問しても、「契約済みである」、「売りに出している」「共同生活には不向きだ」という理由で交渉は難航した¹⁹⁾。ここから市民が余裕住宅の開放に前向きではなかったことが伺える。

1948年には、京都府によって引揚者の住宅状況調査が行われた。京都府には125,663人²⁰⁾の引揚者が定着した。そのうち約8.3%は住宅困窮世帯であった²¹⁾。困窮世帯に対して、引揚者寮や開拓者住宅等で供給できたのは、全体の約20%だった。残りの約80%にあたる、9910人、5320世

帯の引揚者は、何らかの住宅に居住はしているものの、これ以上の居住には耐えることができない差し迫った状況下にあった²²⁾。

1950年以降は、引揚者の居住環境改善と今後の寮の廃止のために疎開住宅を新たに建設し、引揚者寮の住民を疎開(転居)させる方針へと転換することになる。1957年～1961年にかけては、建設省の「引揚者向け公営住宅建設五箇年計画」によって、第二種公営住宅として疎開住宅の建設がすすめられた。

(2) 京都における引揚者寮の整理(廃止)

1952年に、引揚援護局により「引揚者集団収容施設譲渡要綱」が定められた。これは、引揚者は援護対象として考慮せず、引揚者寮は整理するという方針が反映されたものである。しかし、京都府として積極的に整理する考えはなく1954年まで引揚者寮の廃止は行われなかった。

京都府の方針は、1955年から行われた京都府の財政再建(1956年に財政再建団体に指定)によって、引揚者の自立と府の財政負担の軽減を図るため、積極的に整理を促進する方針へと大きく転換することになった。

1960年には「引揚者集団収容施設整理方針」、1966年には「引揚者住居施設(寮)整理に関する運営要領」を京都府が発表した。府はそれらに基づき、生活実態調査を行い、引揚者の収入状況によって4つに分類した。そのうえで、自力転出の奨励や公営住宅の斡旋、集中管理寮への転居等を行い、入居者の転居が完了した寮から順次廃止した。

引揚者寮では、廃止の際は退去拒否や土地所有の問題など様々な問題が生じ、京都府議会でも議論となった²³⁾。特に退去拒否については、京都市内の引揚者寮長が「寮からの自力転出ができる経済力があっても、府の斡旋で住宅を提供してもらえ、立退料がもらえる、低廉な価格で払い下げしてもらえ」といった、引揚者に共通する考えがある²⁴⁾と指摘した。

3. 高野川寮における運営実態と廃止をめぐる議論

(1) 高野川寮の概要

京都府が管理する引揚者寮として、1946年10月に開寮した。定員の260世帯、約1000人を収容し、京都府内で最大の引揚者寮となった。



図-1 昭和20年代の高野川寮
出典：桜花学園高野川保育園(1986)²⁵⁾

住民のうち、無職者の割合が半分以上占め、普通生活者が57名、普通以下の生活者が582名、生活扶助適用者(生活保護)46名という記録²⁶⁾が残っており、生活が厳しかったことがわかる。

寮の居住施設は、北寮6棟と南寮5棟の計11棟に加えて、1949年から使用が開始された別館によって構成されていた。それに加え、病院、市場、授産所、理髪所、保育園といった引揚者の生活支える付属施設が多く存在し、一

つの町のようなであった。

(2) 寮の運営実態

高野川寮には、京都府から寮長として派遣されていた。寮長は、使用料(賃料)の徴収、電気・水道・ガスの使用方法とその管理、防火・防犯、感染症予防等の保健衛生、転出奨励を行い、保育園の園長も兼任していた。しかし、一人で何百人もの引揚者は管理できなかったため、実際は、住民によって組織された自治会によって運営されていた。これは、京都府の引揚者寮の寮規で自治会を作ることができたため、高野川寮に限らず、他寮でも自治会によって運営されていた。高野川自治会には、総務・厚生・世話・保健衛生・文化・婦人・整備・児童・経理の9部が設置され、選挙によって役員が選出されていた。自治会の主な役割としては、住民から徴収した自治会費等をもとに、寮の福祉を図り、寮事務所の協力体として消費組合、浴場等を経営した。19歳以上55歳までの男女で防火・防犯の活動体が編成され、夜間の見回りなどが行われていた。また、住民主体で、盆踊り・演芸会・餅つき大会など、寮外の人が多く集まるイベントも開催されていた²⁷⁾。

付属施設が、当初の目的から離れ、営利目的に経営が切り替わると住民が反対し、閉鎖に追い込まれており、住民自らが寮の秩序を守っていた。これから、応急的な住宅であってもコミュニティが形成され、そのコミュニティによって寮の運営管理がなされていたことがわかる。自治会による運営や、住民の生活を支えた寮の付属施設の存在は、全国から高く評価されていた。1948年から1949年にかけて、引揚促進と引揚者援護などを目的に月2回発行されていた、『全国引揚者新聞』では、高野川寮を「集団生活の理想郷」として紹介する²⁸⁾など、全国的に見ても引揚者寮としては模範的なものであった。

(3) 廃止をめぐる議論

高野川寮は、開設時点で老朽化が進んでいたため、1955年に京都府全体で引揚者寮の廃止が開始される前から寮を縮小する方針が決められていた。廃止自体は早期から計画されていたものの、その手続きは停滞した。その理由として、他の寮と比較して困窮世帯が多く、経済状況の回復に時間を要したことや建物と土地の一部が国有で、土地が私有地といったように複雑な所有問題があったことが考えられる。所有者が府や国のみであれば比較的簡単に譲渡・返還が可能だったが、高野川寮に関しては、所有者同士の調整が必要だった²⁹⁾。棟の一部がすべて空室となると、建物は国に返還され、土地は地主に返還されることになる。返還された後、建物はすぐに取り壊され、住宅と道路が建設されていくことになる。地主たちとしては、寮がある限り住宅を建設できなかったため、できるだけ早期の返還を京都府に求めている。地主の一人は、非常に老朽化が進んでいる様子を「あたかもスラム街的存在となり、地域開発に支障を生じさせつつある³⁰⁾と指摘し、返還を求めている。そのような中でも「高野川団地として120戸を建設し、住宅難緩和に貢献する」や「寮の残存部分に共同炊事場・

便所・洗濯場を建設し無償で提供する」³¹⁾といったように地主側が引揚者に対する住宅供給や寮の居住環境の改善の見返りで土地の返還を求める場合もあった。

高野川寮が最終的に廃止となったのは1971年3月で、京都府内の引揚者寮としては最も遅い廃止となった³²⁾。

4. 城南農工場における運営実態と廃止をめぐる議論

(1) 城南農工場の概要

城陽市寺田にあった戦時中に建設された島津製作所寺田工場の建物・敷地を同胞援護会京都府支部と京都府が買収し、「寺田寮（寺田収容所）」として開設さ



図一-2 昭和20年代の城南農工場
出典：小久保太郎氏撮影

れ、開寮直後には41世帯172人を収容した。敷地面積は、京都府内の引揚者寮としては最大の約266,214㎡だった。

島津製作所の建物を利用して授産所を設置することや引揚者が農耕にも従事することで、農業と工業を組み合わせた多角的経営による、引揚者の生活再建が目指された³³⁾。

全世帯が生活扶助適用者であり、生活支援が必要な貧困状態にあった。

寮の居住施設は、事務所兼寮室、城南荘³⁴⁾と農業専門の住民用の独立住宅で構成されていた。それに加えて、元工場や農地、鶏舎、牧畜小屋などの農業用の施設があった。

(2) 寮の運営実態

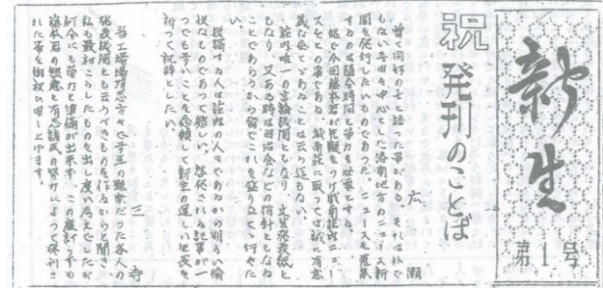
城南農工場は、他の京都の寮とは違い、『城南農工場経営方針』³⁵⁾という寮の詳細な経営方針が定められていた。城南農工場経営方針には、「文化農村の建設」が目的として挙げられていた。具体的な内容としては、各世帯には3反の農地を貸し、自由経営とすることや、梅・柿・竹林は共同栽培とするという農業経営に関する細かなルールが定められていた。それに加えて、元工場には、藁工品等の機械を導入し、授産施設とすることが記載されている。しかし、元工場が賠償指定工場として指定され、工場の建物自体は解除となったが、機械類が賠償物件として撤去作業中で、工事が進めることができない状況にあった。その後も戦後の資材不足と機械不良等で稼働せず、農耕・牧畜による生産にシフトしたと考えられる。

城南農工場も、同胞援護会や京都府から農工場長（寮長）が派遣されたが、実際は住民によって組織された自治会によって運営されていた。敷地面積が広大だったため、北寮（事務所）・南寮（城南荘）・独立家屋の3区に分け、それぞれに区長・副区長を置いて寮の運営に協力した。加えて自治会長と副会長が置かれ、副会長は区長を兼任することで、3つの区に分かれながらも、一体的に運営されていた。

農地も住民によって管理されていた。城南荘養鶏組合、脱穀株管理委員会、農地委員会といった組合が設立され、それぞれの農地はあるものの、農地等の共同運営や必要備品（農具等）を共同で出資し管理していた。城南農工場は、

農地の経営が基盤だったため、農業を中心としたコミュニティが形成された。

1953年には、城南荘の住民であり、印刷業を営んでいた藤本喜舟氏を中心に「新生」自治会新聞が発行された³⁶⁾。



図一-3 『新生』第1号³⁵⁾
提供：杉浦喜代一氏

具体的な内容としては、自治会や組合の情報（役員選出・予算報告等）、生活や農業に役立つ情報、流行語の解説等があった。野毛大三氏による「城南荘回顧録」という連載では、城南農工場が設置の経緯や、開墾や食糧難といった苦労話が書かれていた。これらは住民から原稿を募集し掲載した。住民にとっては身近な情報収集や娯楽として、貴重な媒体となっていた。運営に関することは、電気メーターの取り付けや修理が進まなかったことやモーターの盗難によって、冬季の節電が無駄になり、自治会が分裂するような事態になっていることが取り上げられた。

(3) 廃止をめぐる議論

城南農工場の廃止は京都府の中でも1956年という早期に行われた。廃止過程の、農地の払い下げにおいて京都府と住民が対立した。1955年12月の府議会では、吉田議員が、京都府が住民との交渉せずに農地払い下げに関する調査を敢行していることを問題視した。それに対して蜷川知事は、引揚者の生活保障について努力するとして一方で「（前略）全然農業を営まれていない勤め人の方が農地を買うことは絶対に出来ないのであります。」とした³⁶⁾。1956年11月7日に京都府社会課は、農地法によって定められた耕作地3反以上を基準として農地払下げを行うと決定した。引揚者の中には、食糧難が解消され、就職等により農業をしなくなったことで、農地が荒れてしまい農地として認められなかった。そのため耕作地3反以下だった38世帯中19世帯は、「農地払下げ不適格者」として翌年1月末には現耕作地を没収されることになった。

不適格者となった住民は、「京都府城南農工場農地払下期成者（会）」を結成した。1957年1月12日には「声明書」を発表し、近隣の駅や公民館に掲示した。しかし府社会課は16日に耕作地内に測量用の杭を打ち、17日には期成会議員が杭の引抜きを要求し、対立を激化させた。京都府は1月21日に測量班を派遣したが、期成会はムシロ旗やクワを使い測量に対する反対運動をおこし、交渉の末に測量は中止された³⁷⁾。2月1日に、京都府議会民生委員会が不適格者の住民が3反の農地を耕作すれば払い下げを行うことを決定した³⁸⁾。

5. 結論

京都市と城陽市における引揚者住宅政策の変遷としては、1946年から1951年にかけて引揚者寮の設置と余裕住宅の開放が行われた。早急に多数の住宅を供給するために、非戦災都市である点を活かした既存建物の転用は、引揚者の住宅需要には完全に追いつくことはできなかった。1950年以降は、応急的な引揚者寮の住環境を改善するため疎開住宅を建設し、引揚者住宅の「量」から「質」を重視した政策へと転換した。1955年以降、寮の廃止に消極的であった京都府が財政再建のために、引揚者寮の廃止へと大きく方針転換することになった。また、長年の援護事業に慣れてしまった引揚者には住宅の優先斡旋等の要望があり、不退出問題が発生した。国や京都府としては応急施設だったのにかかわらず、結果的には長期的に運用せざるを得ず、当初の計画通りには進まなかった。

高野川寮では、運営は府から派遣された寮長ではなく、実質的には住民によって組織された自治会によって運営されていた。無縁故者や故郷もない引揚者が大多数であり、住民同士の相互扶助によって生活が成り立っていた。だからこそ、応急的な施設の厳しい生活環境なかで、1000人も住民がいる寮の運営を行えるようなコミュニティが形成されたことが推察できる。廃止をめぐる議論では、早期の廃止を求める土地所有者側と京都府との間で議論となった。所有者側は、団地の建設や寮の一部を改修するといった譲歩を行い、土地の返還を求めた。

城南農工場は、農業と工業を組み合わせた多角的経営による、引揚者の生活再建と文化農村の建設が目指された。加えて、具体的な経営方針があった点で、他の引揚者寮と大きく異なっていた。しかし、工場と機械の賠償指定等により、工業の部分が完全に消滅してしまった。その代わり、住民による自治的な運営のなかで、農地等の共同運営によって、農業コミュニティが結成された。また、「新生」という新聞を通して、厳しい生活環境のなかでも、住民によって文芸や情報共有が行われていたことがわかる。当初の意味とは異なるが、住民の文化活動によって「文化農村」という目的は達成されたとも考えることができる。このように住民自治の試みが行われるなかで、廃止の際の農地の払い下げをめぐる議論は、住民にとって農地は今までの厳しい生活を支えてきた基盤であったことや、自分の土地が所有できるかどうかという問題は廃止後の生活に大きく関わるものだった。それが急に失われるということで大きな反発を招いたことが伺える。

<謝辞>

論文執筆にあたり、多くの資料をご提供していただいた、杉浦喜代様（城陽の緑と文化財を守る会）に深く御礼申し上げます。

【補注】

- (1)合計の内訳は、引揚者寮49316戸（2848施設）、個別住宅29930戸、第二種公営住宅1120戸、疎開住宅22539戸である。
- (2)戦時中に営業停止していた村野藤吾が設計した叡山ホテルが、島津製作

所の宿舎として移築された。戦後に、一部改装して引揚者寮となった。
(3)少なくとも第1号から第4号までが発行されている。その後は不明。

【参考文献】

- 1)公営住宅20年史刊行委員会編（1973）「公営住宅二十年史」、p.4、日本住宅協会
- 2)厚生省援護局編（2006）「引揚者住宅」、『続々・引揚援護の記録』、pp.112-118
- 3)島村恭則（2013）「引揚者が生み出した社会空間と文化」、島村恭則編、『引揚者の戦後』、pp.11-100、新曜社
- 4)杉本健、伊藤裕久、石榑督和（2018）「東京における引揚者住宅地の形成と変容に関する調査研究-豊島区南長崎バス住宅街区を対象にして-」、『日本建築学会大会学術講演梗概集（建築歴史・意匠）』、pp.137-138
- 5)藤山亮、伊藤裕久、石榑督和（2020）「道路敷地に建設された引揚者住宅の形成と変容に関する調査研究-杉並区ハモニカ長屋を対象として-」、『日本建築学会大会学術講演梗概集（建築歴史・意匠）』、pp.779-780
- 6)越前章仁（2013）「戦後引揚者の町—和泉町の計画と矛盾」、『法政大学大学院紀要（デザイン工学研究科編）』、第2巻
- 7)荒木菜見子、中川理（2020）「わが国戦後復興期における岐阜駅前の商業及び住宅地区の形成過程に関する歴史的研究」、『日本建築学会計画系論文集』、第85巻、第776号、pp.2257-2266
- 8)根岸秀行（2016）「戦後岐阜の引揚者集団における住宅開発—ヤミ市から産業集積への過程—」、『人間発達科学部紀要』、第10巻、第2号、pp.221-234
- 9)佐藤昭洋（2021）「戦後混乱期における生活困窮と援護の地域史—1945年から1947年頃の山形県を素材として—」、『東北公益文科大学総合研究論集』、第39号、pp.43-68
- 10)安岡健一（2014）「引揚者と戦後日本社会」、『社会科学』、第44巻、第3号、pp.3-16
- 11)稲葉寿郎（2013）「恩賜団同法援護会と土浦引揚寮」、島村恭則編、『引揚者の戦後』、pp.175-207、新曜社
- 12)谷内達也、平井直樹、石田潤一郎（2013）「京都府下における引揚者住宅の供給・建設」、『日本建築学会近畿支部研究報告集（計画系）』、第53号、pp.821-824
- 13)杉浦喜代一（2015）「引揚者施設・城南農工場の成立と人々の暮らし」、『京都自治研究』、第8巻、pp.46-62
- 14)京都新聞、「市内に八千八百世帯 余裕住宅の開放もうまくゆかぬ」、1946-10-1、朝刊、p.2
- 15)京都府（1959）「引揚者住居施設一覧表」、『引揚者寮住宅一件』
- 16)京都府（1950）「第二条、東一条寮の設置について」、『復命書』
- 17)京都新聞、「纏まらぬ余裕住宅の開放」、1946-8-24、朝刊、p.2
- 18)文献17)
- 19)文献17)
- 20)京都府（1954）「海外引揚者の住宅状況一覧表」、『国固有財産関係一件』
- 21)文献20)
- 22)文献20)
- 23)京都府会（1955）「京都府会定例会会議録 昭和30年全」、pp.162-172
- 24)京都府（1963）「引揚者寮及び引揚者住宅関係」
- 25)桜花学園高野川保育園編（1986）「いつもかわらぬ子どもの笑顔」、p.19
- 26)京都府（1953）「京都府引揚者寮・各施設概要、昭和28-30年」
- 27)中田進（1995）「陸軍病院と高野川引き揚げ者寮」、『京都・左京の十五年戦争—戦時下を生きた人々』、平和と民主主義をすすめる左京懇談会、p.150、かもがわ出版
- 28)全国引揚者新聞、「全国の模範引揚者寮 京都府高野川寮を観る」、第15号、p.2
- 29)京都府（1952）「[寮] 関係通牒等綴 25,26,27」
- 30)京都府（1970）「賃借地の返還を求める申請書」、『引揚者施設関係 国固有財産 No.2』
- 31)文献30)
- 32)京都府（1970）「高野川寮一件」
- 33)京都府「寺田寮概要」
- 34)京都府「城南農工場経営方針」
- 35)喜舟堂（1953）「新生 第1号」
- 36)京都府会（1956）「京都府会定例会会議録 昭和30年6月」、p.104
- 37)京都新聞、「ムシロ旗押立て気勢」、1957-1-22、朝刊、p.5
- 38)文献24)

地域住民の個人的体験・記憶における文化財との関わり方について

－ 川越市における地域の歴史遺産めぐり講座の事例から －

(株) 地域計画建築研究所 筈谷 友紀子

1. 研究の背景と目的

歴史まちづくり法の制定以降、全国の自治体において歴史的風致維持向上計画の策定等による歴史まちづくりの取り組みが進められている。文化財等の歴史的資産の保全にあたっては、各種計画・制度による保全施策のほか、地域住民を対象とした理解の醸成や普及啓発も求められる。これまで、ワークショップやまちあるきなど地域住民の理解醸成・普及啓発の取り組みは全国で様々行われてきた。

近年では、佐原市などにおいて「記憶」に着目した新たな歴史的資産の把握・共有の取り組みもみられる。「記憶」に着目した歴史まちづくりの展開が期待される一方で、「記憶」の捉え方には議論がある。例えば、記憶とは一様にとらえられるものではなく、日常的な体験の記憶がある一方で、ハレの日の記憶、人生において特別な日の記憶など、その重みや捉え方の時間スケールは様々である。

本稿では、文化財を対象に地域住民の個人的体験・記憶を時間スケール別に分析し、文化財と地域住民の関わり方を明らかにする。その上で、文化財と地域住民の関わり方の様相から文化財が持つ価値の多面的な把握を行う。

2. 研究の方法

本研究では、著者らが企画・運営支援を行った川越市における「地域の歴史遺産めぐり講座」を事例に分析を行う。

「地域の歴史遺産めぐり講座」は文化財の理解醸成を目的とした川越市文化財保護課による出前講座である。本講座は川越市西小仙波1丁目・小仙波町周辺地区を対象に実施された。本講座の結果から場所と個人的体験・記憶の関係性について分析を行う。

3. 先行研究の整理

「記憶」に着目した歴史的資産の把握・保存に係る研究として、以下が挙げられる。窪田(2014)¹⁾は佐原を対象に個人の記憶の収集を行い、地域の記憶の特徴を明らかにしたうえで、記憶を想起・記録・保持する契機となる「記憶の枠組み」としての空間の可能性に言及している。清水(2018)²⁾は記憶の重層性に着目し、重層する記憶の保存手法について言及している。筈谷(2019)³⁾は、明らかな建築学的価値を持たない歴史資産が記憶の継承に結び付けて保存されるプロセスを明らかにしている。

このように、記憶にもとづいた歴史資産の把握・保存に関する研究蓄積はあるものの、「記憶」の時間スケールに着目した研究は見られない。

4. 文化財における地域住民の個人的体験・記憶の収集

(1) 講座のねらい

本講座は、①市民が地域の歴史や文化に目を向けるきっかけづくりを行い、その上で②地域の歴史や文化の「見方(捉え方)」を学び、市民の「見る目」を養うことを目的に開催した。本講座を通して、地域の暮らしや人々の営みと共にある文化財について、自分との関わり(体験や思い出等)からその価値を明らかにし、共有することをねらいとして定めた。

(2) 参加者

無作為抽出で案内を行うことで、幅広い世代の地域住民の参加を促した。第1回では10名、第2回では9名が参加した。

(3) プログラム

本講座は2回に分けて実施した。プログラム内容は下記のとおりである。

①事前レクチャー

事前レクチャーを通じて、地域における人々の日常の暮らしや営み、それに関わる場所に目を向けるよう促した。

②話者による話題提供

参加者から個人的体験・記憶を引き出すために、事前に地域の歴史をよく知る住民に「話者」となってもらい、地域の様々な場所に関わる個人的体験・記憶をお話いただいた。話者は立場・年代・性別がそれぞれ異なる4名に依頼した。

③場所に関わる個人的体験・記憶の抽出

「場所」においては一様ではない多様な関わり方があることを前提に、時間スケールの異なる「日常(1日)」「ハレの日(1年)」「人生の節目(人生)」の3つの時間スケールにおける場所との関わり方を尋ねた。参加者には第1回目の講座の後に、3つの時間スケールのいずれかにあてはまる個人的体験・記憶をカードに記入してもらった。

④まちあるきを通じた個人的体験・記憶の共有

カードをもとにまちあるきルートの選定を行った。まちあるきでは、該当する場所の個人的体験・記憶を記入した参加者が体験の詳細を説明した。該当する場所についてカードに記入していない参加者においても、まちあるきやそのほか参加者の語りにより記憶が想起されることで、参加者同士による活発な体験・記憶の共有が行えた。

⑤場所の特徴の整理

各自が挙げ、巡ってきた「場所」をワークシートに並べて分類し、場所や時間スケールの異なる体験・記憶で共通する要素を整理した(表-1)。共通する要素から、場所の特徴を整理することで地域の歴史を語る上での要素を導いた。

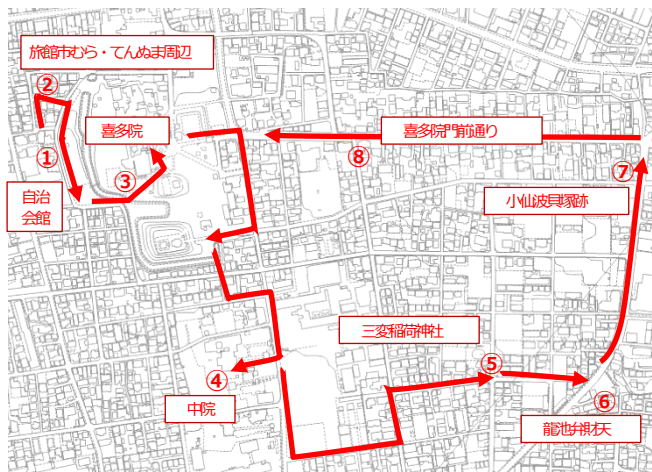


図-1 まちあるきルート

5. 文化財における地域住民の個人的体験・記憶の分析

(1) 取り上げられた場所の傾向

個人的体験・記憶を尋ねる「場所」については制約を設けなかったが、そのほとんどが文化財であった。地域を代表する喜多院（重要文化財）、日枝神社（重要文化財）のほか、中院（市指定記念物）、三変稲荷神社（市指定史跡）、小仙波貝塚跡（市指定記念物）、などの文化財のほか、天ぶらてんぬま（景観重要建造物）、市村旅館（都市景観重要建築物）、龍池弁財天が挙げられた³⁾（表-1）。

(2) 場所ごとの個人的体験・記憶の傾向

対象地域で最も規模の大きい文化財である喜多院につい

ては、「日常」「ハレの日」「人生の節目」いずれの時間スケールにおいても多くの記憶・体験が語られた。すべての時間スケールで記憶・体験が豊富に語られたのは喜多院のみである。喜多院では、「ハレの日」「人生の節目」の記憶・体験はほとんどが寺院としての機能や役割に関連するものである一方、「日常」の記憶・体験においては参加者が幼少期に行ったささやかな遊びの記憶が多くを占めた。「日常」において過去の記憶が多い背景には、現在は塀で区切られている一部敷地がかつては開放されており、自由な利用が可能であったという空間のつくりも影響していると考えられる。一方、同じ寺院である中院においては「日常」の体験・記憶はあまり語られず、「ハレの日」の記憶・体験が多く語られた。

三変稲荷神社と日枝神社においては「日常」の体験・記憶と「ハレの日」の体験・記憶が語られた。三変稲荷神社については、まちあるきの際に高齢の参加者による幼少期の遊びの記憶が語られたが、主には「ハレの日」の行事の体験・記憶が語られた。

また、文化財指定はないものの都市景観形成地域に歴史的場所として取り上げられている龍池弁財天においても多くの体験・記憶が寄せられた。龍池弁財天では高齢の参加者の幼少期の遊びの体験や当時の暮らしや営みに関わる記憶が多く寄せられたほか、現在においても日常的に使われていることが分かる語りがみられた。このことから過去から現在にわたって日常の暮らしに溶け込んだ歴史的場所であることが読み取れる。



図-2 参加者の体験・記憶をもとに作成・配布した聞き書き地図

表－1 各場所での体験

文化財	体験		場所の特徴
喜多院 ⁽¹⁾ (客殿・書院・ 庫裏・慈眼 堂・鐘楼門・ 山門) 重要文化財	日常	●夏休み、朝のラジオ体操。 ●今では公園からは入れませんが、小学生の頃は自由に入れていて、そこで鬼ごっこした。昔は塀がなかったから通り抜けられた。 ○散歩、花火。 ●法面を段ボールで滑って遊んだ。 ○今の子も同様に遊んでいる。 ●駐車場の裏に防空壕があった。 ●こどもが小さい頃よく遊んだ。 ●缶蹴り	よりどころ
	ハレの日	○初詣、初大師 ○節分、豆まき ○七福神めぐり ○春まつり ○家族皆で新しいだるまを買うために出かけた。出店で新年の暦を購入。 ○年に一度、厄落としに日常的にお参り、散歩に、桜も楽しみに。	
	人生の節目	○お参り、何かを控えている時などお守りを受けに行く。 ○七五三のお祝い ●受験の合格祈願 ○七五三	
中院 市指定記念物	日常	○週末の散歩	特別感のある場所
	ハレの日	○しだれ桜。○春のしだれ桜も夜桜も。○枝垂れ桜、竹林。○しだれ桜を見に行くのが楽しみです。 ●昔は台が上がって除夜の鐘をついた。	
龍池 弁財天 ⁽²⁾	日常	○今もなお湧き水が出ており、近隣住民が淡水魚の水交換に来る。昔棲息していたとけ鮒は見られないが立派な鯉が泳いでおり、時々白うさぎが見られる超ミニミニ公園となっている。 ○何も知らずに立ち入っただけでも、不思議なオーラを感じる。さすがに伝説の地を思った。 ●夏、スイカを冷やす。 ●昔は牛を洗っていた。 ●雑木林で遊んだ。 ●清水がきれいだった。 ●子どもが遊ぶ場だった。昔はきれいだった。 ●双子池には七不思議がある。	昔話の場所 伝説的な場所
三変稻荷神社 (古墳) 市指定史跡	日常	●缶蹴り ○不思議な感じを得ます。埼玉最古クラスの古墳とか。なにげなく町中に残っているのがすごいと思う。大きな桜の木も素敵です。	冒険できる場所
	ハレの日	○3月最初の午の日に初午の行事が行われている。 ○牛の日には周辺住民がここに来てお札を渡している。	
日枝神社 (本殿) 重要文化財	日常	○日常的に参拝を行う。	地域の人の集まる場所
	ハレの日	○崇敬会の行事(祭事)が年6回行われている ○地元の人たちが演芸を行う。○初詣	
てんめま周辺 (天ぶらてん ぬま) 景観重 要建造物 (市村旅館) 都市景観重要 建築物	日常	○路地の交通量が少ないので遊べる。夏には子どもがきて遊んでいる。	身近な遊び場 昔に思いを馳せる場
	ハレの日	○お食事に行く。	
小仙波貝塚跡 (市指定記念物)	日常	●野菜を洗っていた。 ●昔は水がわいており農家の人が野菜を洗っていた。	昔の暮らしを 偲ぶ場所

●過去の体験（子どもの頃の体験等）

○現在も続く体験



図－3 喜多院



図－4 中院



図－5 三変稻荷神社



図－6 龍池弁財天



図－7 日枝神社



図－8 市村旅館



図－9 小仙波貝塚跡

(3) 場所の特徴の導出

時間スケールの異なる体験・記憶から場所の特徴を導いた(表-1)。参加者らとの意見交換においては、喜多院と中院における関わり方の違いに着目した。喜多院においてはいずれの時間スケールにおいても人々との関わりがみられたことから地域の「よりどころ」とであると結論付けた。一方、中院においては主に桜を楽しむという関わり方が多かったことから、「特別感のある場所」と特徴づけた。喜多院と中院は両者とも地域の代表的な文化財であるが、その関わり方は対照的であることを参加者と共有した。

(4) 地域らしさの導出

先に述べたように、場所の特徴は、様々な時間スケールにおける体験・記憶の様相の違いによって導くことが可能である。地域らしさも同様に、時間スケールによって特徴の異なる場所の組み合わせやその関係性によって導くことが可能である。

本講座では、場所の特徴をもとに、対象地域で大切にしていきたい歴史的資産について、場所との関わり方に着目して意見交換を行った。その結果、①昔の暮らしを偲ばせる場所や②生活の一部に溶け込むような場所がそばにありつつも、③格式の高い場所もあることが対象地域の地域らしさとして挙げられた。

6. まとめ

(1) 結果

本講座では、地域住民らの「場所」における時間スケールの異なる個人的体験・記憶から「場所」との関わり方の特徴を明らかにし、その上で地域らしさの読み解きと共有を行った。本講座の効果は以下にまとめられる。第一に、文化財(歴史的資産)の価値を自身との関わりから整理することで、文化財保護の理解を促すことに寄与する。第二に、さまざまな場所との関わり方から場所の特徴を整理することで、地域らしさの読み解きに貢献する。第三に、まちあるき等を通じて多世代が時間スケールの異なる個人的記憶や体験を共有することで、かつての場所の様相や場所への愛着の継承の可能性が生まれる。

(2) 考察：時間スケールに着目した地域らしさの把握

地域らしさの把握手法には様々な手法があるが、本稿では時間スケールに着目した。時間スケール概念は定量的に測定可能な時間概念とは異なり、主観的な時間の捉え方である。時間スケールに着目し、人々と場所の関わり方を細やかに把握することで、場所の特徴を導くことができるほか、地域らしさの把握も可能になると考えた。

「場所」は人々が関わるという点でネットワーク化されている。地域にある複数の場所で同一の関わり方がなされていることは稀で、ある場所はよりどころとして、ある場所は特別感のある場所として、人々によって使い分けされている。このような場所場所の有機的な関係性を、本稿では地域らしさの一要素として挙げた。

(3) 考察：個人的記憶・体験の継承による愛着の醸成

場所への愛着は空間体験の質にのみ左右されるわけではない。跡地などの「今では体験することができない場所」においても愛着が生まれるように、過去の記憶が場所への愛着に影響していることは明らかである。また、過去の記憶は自身の記憶に限定されない。地域で共有された記憶においても同様の影響が期待される。

以上を踏まえると、場所への愛着の醸成にあたっては空間体験を促すだけではなく、地域の様々な世代による様々な場所との関わり方の記憶を共有することも有効であろう。その際、場所の役割や機能を説明するような記憶だけでなく、日常のささやかな関わり方の記憶や予想外の体験を交えることが愛着の醸成には効果的である。本講座におけるまちあるきでは社寺仏閣の神事よりも高齢者による昔の遊びや昔の予想外な日常の使われ方に注目が集まった。このような記憶には、話し手ならではの場所との関わり方や愛着といった主観が含まれるため、聞き手の印象に残りやすく、「愛着」そのものの継承も期待できるのではないかと。そのためにも、時間スケールに着目した記憶の収集は有効であると考えられる。

本講座終了後には参加者らによる場所の記憶・体験を地図でまとめた「聞き書き地図」を発行した。本講座では記憶・体験の共有をまちあるきを通じて行ったが、「聞き書き地図」のように誰もが共有可能な媒体にまとめることで幅広い対象に向けた記憶・体験の共有に寄与すると考えられる。

【補注】

- 1)喜多院番所、喜多院慈恵堂、喜多院多宝塔は県指定有形文化財。
- 2)川越市景観計画に基づく「都市景観形成地域」で歴史的資源として取り上げられている。
- 3)そのほか門前通り、新河岸川、成田山川越別院などが挙げられたが、今回は複数の個人的体験・記憶が寄せられた場所を分析の対象とした。

【参考文献】

- 1)窪田亜矢(2014)「水郷の商都・佐原における『記憶の枠組み』についての研究-『歴史的なもの』との関係をふまえた考察」、『建築学会計画系論文集』、Vol.79、No.705、pp.2443-2452
- 2)清水肇(2018)「地域の記憶継承のための歴史的資産のあり方の検討」、『都市計画論文集』、Vol.53、No.3、pp.1267-1274
- 3)筈谷友紀子・阿部大輔(2020)「空間の残存程度から見た悲劇の記憶の継承メカニズムの考察」、『都市計画学会論文集』、Vol.54、No.3、pp.600-606

高取町土佐街道における景観評価と地域コミュニティ活動の広がりについて

奈良市役所 守道 悠夏
大阪公立大学大学院現代システム科学研究科 阿久井 康平
大阪公立大学 下村 泰彦

1. 研究背景・目的

奈良県高取町は、古代史のふるさととしても位置づけられ、大和と吉野を結ぶまちである。古墳時代から飛鳥時代の遺跡が多く残る高市郡は、かつては今来郡（イマキコホリ）と呼ばれ、大和地方の中でも特に古代の渡来人たちが大陸からもたらした新しい文化の拠点として栄えた。そのなかでも、土佐街道は石畳と白壁、そして高取藩城下町として栄えた。江戸時代に、城下町の町家を通り西国第六番札所壺阪寺へ通じる土佐街道は、行き交う人々で溢れ、街道には商店が連なっていた。大和に根付く「土佐」の地名は、藤原京や、大和朝廷の都造りの労役で、故郷土佐国を離れた人々がこの地に召しだされたものの、任務を終え帰郷がかなわず、この地に住み着いたことが由来とされる。藩政期、城下町土佐の重要な産業は製菓業であり、明治以降も菓の町として、菓草の栽培や製菓に従事する人々や、全国各地へ売菓している人々で賑わった。しかしその後、商店は殆どなくなり、街道としての賑わいは衰退の一途を辿ることとなった。さらに、近年の都市化により歴史街道のイメージが消失しつつある一方で、街道における景観保全の機運が高まっている。

本研究では、土佐街道を対象に、沿道建物の物的環境特性と景観の印象評価、地域コミュニティ活動の広がりとの関係性を捉えることにより、歴史的街並み保全のあり方を探ることを目的とした。

本研究の関連研究として、阪田¹⁾は大阪市住吉区における熊野街道沿いの町並みの変容について、古地図を用いて、歴史的な土地利用の変遷を明らかにした。地形特性・沿道建物特性に関する研究として、宮山²⁾は京街道の存続状況について、街道周辺の土地利用状況および街道の位置・標高・幅員の変化から捉え、現在の整備状況の調査と併せて、その継承のあり方を明らかにした。また同街道について、福本³⁾は線形・アイストップ・沿道要素から街道軸方向のシーケンス景観を捉え、近景と遠景の山並みの見え方から街道軸の横断方向の眺望景観を分析し、街路景観の空間的構造を明らかにした。さらに、吉積⁴⁾は伝統的な沿道建物特性に着目し、旧熊野街道沿い集落の地域的特徴を明らかにした。歴史・文化的変容及び景観評価・景観特性の解明を複合的に捉えた研究として、鳴田⁵⁾は、高野街道らしさの解明に関する研究の中で、まず対象区間の歴史・文化資源を把握することで、「高野街道らしさ」の根拠となる情報を示した。そして、居住者と来訪者を対象とした写真投影法による調査を用いて、人々が景観に対して抱く印象を捉えることで、高野街道らしい景観特性を明ら

かにした。また、菊山⁶⁾は山梨県市川三郷町の密集市街地における細街路景観に関する研究で、沿道の景観構成要素を抽出するとともに、地形図や絵図等による調査やヒアリング調査によって、歴史的な文脈を整理することで、どのような出来事が景観に影響を及ぼしたかを捉え、景観特徴とその成因を検討した。

以上のように、歴史街道および街路景観の保全については、歴史・文化的変容、地形特性・沿道建物特性、景観評価や景観特性の解明等を捉える必要があると考えられるが、本研究は高取町土佐街道を対象に写真投影法を手掛かりとした景観評価及び地域コミュニティ活動との関連性を考察するものであり、ここに新規性を見出すことができる。

2. 研究方法

本研究ではまず、土佐街道の中で沿道建物が建ち並ぶ約1.1kmを調査対象区間に設定した。

また、交差点ごとに区間を設定した結果15区間に分け、これらを解析単位とした。物的環境特性については、現地調査（2022年9～11月）とGoogle mapを用いて、沿道建物特性（和風／洋風・平入り／妻入り／陸屋根・歴史的意匠の有無・建物用途）を捉えた。

景観の印象評価については、15区間の両端から撮影した30枚の景観写真を用いて、大阪府立大学現代システム科学域の学生計36名を被験者⁷⁾に、「情緒のある—情緒のない」「居心地のいい—居心地の悪い」「生活感のある—生活感のない」「親しみのある—親しみのない」「調和の取れた—不調和な」「広い—狭い」「美しい—汚い」「緑豊かな—緑が乏しい」「懐かしい—目新しい」「落ち着いた—落ち着きのない」「連続的な—不連続な」「特色のある—ありきたりな」「にぎやかな—さみしい」といった13対の形容詞対を用いたSD法による印象評価を2022年10月に実施した。

解析では印象評価実験によって得られた5段階の評価尺度（大変・やや・普通・やや・大変）結果に対して、+2～-2の評価点を付与し、基礎データを作成した。15区間に対する印象評価の平均評価点を算出して基礎データを作成した。これらのデータを用いて主成分分析を適用し、クラスター分析による類型化を踏まえ、街道空間の景観特性を探った。

さらに、土佐街道で行われている「町家の雛めぐり」イベントについて主催者へのヒアリング調査を2022年5月、2023年1月に実施し、第1～16回の開催場所を地図にプロットし、イベントの街道筋への広がりや変遷を捉えることで地域コミュニティ活動の広がりについて考察を行った。

3. 解析結果及び考察

(1) 物的景観特性

建物分類について和風建築が75%~100%と多い区間はNo.2, 3, 4, 5, 6, 8, 10, 11, 12であり、15区間中9区間を占めており、土佐街道は和風建築が多いことがわかる。特にNo.3, 11, 12は100%と全て和風建築である。屋根伏せについては、No.15の57%を除いて陸屋根が0%~18%と少ない。平入りが60%を超える区間は、No.3, 5, 7, 12であった。連子格子・虫籠窓の歴史的意匠を含む家屋の割合はNo.3が50%と多いのに対し、他区間は0%~36%と少なかった。建物用途について住宅の割合をみると、No.5の43%、No.15の14%を除き全てが50%以上であり、住宅として使用されている建物が大半であった。一方、飲食店や小売店舗はNo.3~5区間に集中していた。

(2) 景観の印象評価

印象評価実験をもとに主成分分析を行った。主成分抽出法には主成分法、主成分軸の回転にはバリマックス法を適用した。その結果、主成分の累積寄与率が第3主成分までで68.22%と約7割となったため、第3主成分までを採用した。主成分の意味づけは、第1主成分、第2主成分および第3主成分とともに主成分負荷量が0.6以上の項目をもとに考察し、解釈した。

第1主成分では「調和の取れた—不調和な」が0.918、「落ち着いた—落ち着いたくない」が0.905、「美しい—汚い」が0.873、「連続的な—不連続な」が0.795、「居心地のいい—居心地の悪い」が0.771、「情緒のある—情緒のない」が0.738、「懐かしい—目新しい」が0.635である。これら7つの項目の主成分負荷量が高く、これらは歴史的・情緒的項目により得られる特性であると考えられるため、第1主成分は『歴史性』を表す軸と解釈した。

第2主成分では「親しみのある—親しみのない」が0.720、「生活感のある—生活感のない」が0.693である。これら2つの項目の主成分負荷量が高く、生活空間の滲み出しを表す特性として捉えられるため、『日常性』を表す軸と解釈した。

第3主成分では「にぎやかな—さみしい」が0.817、「特色のある—ありきたりな」が0.721である。これら2つの項目の主成分負荷量が高く、商業的要素やアクセント性により得られる特性であると考えられるため、『賑わい性』を表す軸と解釈した(表-1)。

次いで、15区間30枚の景観写真の主成分得点を用いて3次元布置図を作成した上で、クラスター分析を通じて、タイプA~Eの5タイプに類型化した(図-1)。

これらの類型化の結果を用いて街道区間の景観特性を捉えた結果、タイプI(保全タイプ)、II(やや保全タイプ)、III(混在タイプ)、IV(消失タイプ)の4つに分類できた。

タイプIをみると、15区間中No.1, 6, 8, 10, 11, 12の6区間が該当し、全区間の4割の区間で歴史的景観は保全されていることに対して、和風建築の割合が75%~100%と全体の6割に対して高い割合を占めている。その中でNo.10

表-1 主成分分析結果

項目	第1主成分	第2主成分	第3主成分
	「歴史性」	「日常性」	「賑わい性」
歴史性 (α係数.925 ω係数.838)			
調和のとれた	0.918	-0.128	0.092
落ち着いた	0.905	-0.015	-0.227
美しい	0.873	-0.091	0.236
連続的な	0.795	-0.181	-0.213
居心地のいい	0.771	0.443	0.172
情緒のある	0.738	-0.419	0.361
懐かしい	0.635	-0.095	0.173
賑わい性 (α係数.587 ω係数.800)			
親しみのある	0.406	0.720	0.259
生活感のある	-0.391	0.693	-0.054
日常性 (α係数.627 ω係数.500)			
にぎやかな	-0.069	0.360	0.817
特色のある	0.539	-0.425	0.721
広い	-0.002	0.309	-0.032
緑豊かな	-0.181	0.381	0.147
寄与率 (%)	40.36%	15.30%	12.56%
累積寄与率 (%)	40.36%	55.66%	68.22%

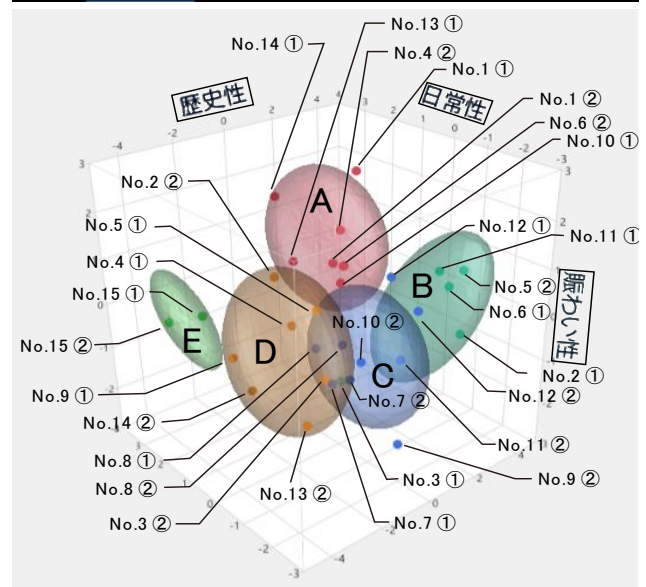


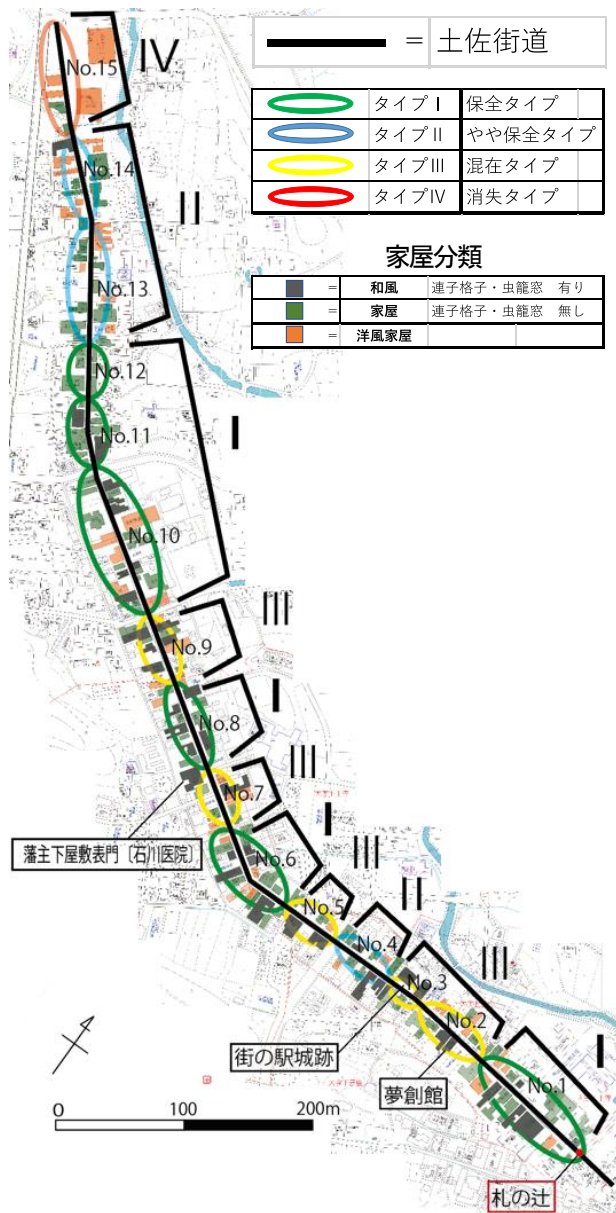
図-1 街道景観の印象評価特性

~12の3区間では保全された町屋が連続し、建物用途は約6~8割と住居の割合が多く、和風建築の住宅が歴史的街並みのイメージに寄与していると推察できる(図-2)。

タイプIIではNo.4, 13, 14の3区間みられ、和風家屋の割合が54%~85%と比較的高いものの、タイプIと比べると低い。No.13とNo.14が連続して景観はやや保全されており、タイプIと合わせると9区間となり、街道の約6割で景観がおおよそ保全されている。

一方、歴史的街道景観が失われつつあるタイプIIIは、観光振興の拠点である夢創館が位置するNo.2及び街の駅が位置するNo.3とその周辺区間のNo.5, 7, 9の5区間であり、集客施設や飲食店等が立地する区間が該当している。建物用途に着目すると約8~9割と住居の割合が高いが、観光振興の拠点である街の駅があるNo.3~No.5区間は小売店舗や飲食店が他区間よりも多く存在している。

タイプIVはNo.15のみであり、街道北端の幹線道路に近い区間では歴史的景観は消失している。



図ー2 区間ごとの景観特性

(3) 人的ネットワーク

2003年8月に「町家の雛めぐり」の主催者であるN氏を中心に、18名からなる「高取町観光ボランティアガイドの会」が立ち上げられた。その4年後の2007年から「町家の雛めぐり」がスタートすることとなった。プロジェクトメンバー10名で高取町の名家を巡り自宅に仕舞ってある雛人形を飾る提案を持ちかけ、第1回目は36件が参加した。このうち、調査対象区間の土佐街道沿いでは24件が参加した。なかには、近所から雛人形を借りて展示する家もみられた。この「町家の雛めぐり」は現在もイベントは続いており、2023年3月には第17回が開催された。

(4) 町家の雛めぐり

プロジェクトメンバー10名が中心となる進められた「町家の雛めぐり」の第1回目のイベントでは土佐街道沿道か

ら24件の参加があり、翌年の第2回目はリピーターとロコミにより19件増え、43件となった。以降は、第8回までは1~4件程度微増し、第9~12回になると1~2件が減った。コロナ禍で第14回が中止になり、第15回では3件、第16回では5件減少し、40件となった。参加者の減少は、高齢化が要因であり、新たな担い手の育成・継承が存続の鍵を握っている。

第16回における参加家屋40件の分布状況を見ると、観光振興拠点があるNo.3で13件と全体の3割程度を占め、他区間と比べて集中していることが分かる(図-3)。

参加家屋の建物用途としては、飲食店・小売店舗といった商業系が半数を示している一方で、個人の住宅が12件参加し、沿道住民への意識の広がりも確認することができる。

なお、イベント開催の経緯として、N氏を中心とするプロジェクトメンバーは、森昌子氏の「雛物語」という歌から着想を得て「町家の雛めぐり」を開始した。

N氏は、「お雛さまは地域の隠れた資源で、一生にものすごいお金をかけて投資しているが、宝の持ち腐れとなっているという認識がある。」「高取町は昔からある大きな名家も多く雛人形も立派なものが多い。母から子へと代々伝えられてきた雛人形には各家庭の思いが込められている。」「そのような雛人形にまつわる各家庭の物語を「雛物語」にして展示するというアイデアが、他地域での雛巡りイベントとの差別化にもつながっている。」とも話す。

「町家の雛めぐり」は、2007年開始当時の来訪者は8,150人であり、リピーターとロコミによって第2回目は2万5,710人、第3回目は3万8,281人の来訪者を記録した。

財政面について、「町家の雛めぐり」が開催された2007年は予算ゼロからスタートし、協賛金や来訪者からの寄付金をもとに資金繰りを行っていた。2009年から夢創館の隣の空き家「山崎邸」を借用し、観光振興拠点「街の駅」として柿の葉すし・稲荷すし・葛湯などの物販展開を行い、収入を得るなどの取り組みを行った。

ヒアリング調査で提供を受けた2009年第3回の高取土佐街なみ天の川計画実行委員会の資料によると、予算補助は無く、「町家の雛めぐり」マップ広告料(約60万円)が協賛金と寄付金(約100万円)で賄われている。これら協賛金は地元商店など44ヶ所、寄付金は地域住民15軒から捻出されている。

4. まとめ

本研究では、高取町土佐街道における街道空間の景観特性について、物的環境調査及び印象評価実験の解析結果から明らかにした。その上で、土佐街道で展開されている「町家雛めぐり」に着眼し、そのコミュニティ活動の広がり把握し、これらの相互関係を捉えることで歴史的街並み保全の在り方を探った。

まず、景観評価として、景観写真を用いた印象評価実験、主成分分析を踏まえ、「歴史生」「賑わい性」「日常性」の3軸によって30枚の景観写真をタイプAからEの5タイプ



図-3 第16回雛めぐりイベントの開催場所

に分類し、類型化の結果を用いて街道区間の景観特性を捉え、タイプⅠ（保全タイプ）、Ⅱ（やや保全タイプ）、Ⅲ（混在タイプ）、Ⅳ（消失タイプ）の4タイプに分類した。

タイプⅠ（保全タイプ）は6景が該当し、和風家屋の割合が75%~100%と全体の6割に対して高い割合を占めていることが分かった。建物用途は約6~8割と住居の割合が多く、和風建築の住宅が歴史的イメージに寄与している。

タイプⅡ（やや保全タイプ）は3景が該当し、和風家屋の割合が54%~85%と比較的高いものの、タイプⅠと比べると低い。建物用途に着目すると約8~9割と住居の割合が高い。

タイプⅢ（混在タイプ）は5景が該当し、和風家屋の割合をみると、No.2, 3, 5の3区間は75%~100%とタイプⅠと同様であることにに対して、No.7, 9の割合は半数程度と洋風家屋と同等の割合で混在している。

タイプⅣ（消失タイプ）は、No.15の1景のみ該当する。和風家屋の割合は約3割と4タイプのなかで最も低く、屋根伏せをみると陸屋根の割合が約6割であり他区間の2割未満と比べると極めて多いことが分かる。建物用途に関し

ても住居と小売店舗が約9割とほとんどの割合を占めており、歴史的街並みのイメージからは乖離がある。

また、土佐街道で行われている「町家雛めぐり」イベントに着目し、地域コミュニティ活動の広がりとの関係性を考察した。2007年から「町家の雛めぐり」がスタートし、プロジェクトメンバー10名で仕舞ってある雛人形を飾る提案を持ちかけ、第1回目は参加のあった36件のうち土佐街道沿いでは24件が参加した。この「町家の雛めぐり」は現在も続いており、2023年3月には第17回を迎えた。その後参加件数は40件程度と増加しているが、高齢化による新たな担い手の育成・継承が課題となっている。近年の参加家屋の分布状況を見ると、観光振興拠点があるNo.3で13件と全体の3割程度を占め、他区間と比べて集中していることが分かった。参加家屋の建物用途は、飲食店・小売店舗の商業系が半数を示す一方、個人の住宅が12件参加し、沿道住民への意識の広がりも示すことができる。

以上得られた知見より景観評価と地域コミュニティ活動の関係性を考察すると、特に、観光拠点施設や飲食店等が多い区間では歴史的街並みのイメージは消失傾向にあった。今後観光拠点施設等の公共施設では、建物外観を保存し、内部をリノベーションする取り組みや、「町家雛めぐり」イベント等の地域コミュニティ活動の担い手育成・継承が重要であり、保全意識を醸成する取り組みや沿道家屋の建替時には意匠・形態・色彩等に配慮する景観保全のルールづくりが求められる。

補注

(1) 普段、研究対象地を利用、見たりする機会のない被験者を設定することで、客観的な印象評価実験が実施可能となり、さらに景観を含む環境学の基礎的知識を有する被験者の方がアンケートの意図を理解しやすく、明瞭な結果が表れやすいと判断した。

参考文献

- 1) 阪田晴宏・河野学 (2013) 「歴史的経緯からみた町並みの変容について—大阪市住吉区の熊野街道沿いの建物調査報告(その2)—」, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.59-60
- 2) 宮山泰明・上村木昭春 (2011) 「街道の存続状況と整備・利用状況からみた京街道の継承のあり方に関する研究」, ランドスケープ研究, 74(5), pp.773-778
- 3) 富本理絵子・三輪康一・末包伸吾・栗山尚子 (2009) 「7049 街道沿いに展開する歴史的町並み景観の構成に関する研究」, 篠山市福住地区における事例調査を通して」, 日本建築学会近畿支部研究報告集計画系(49), pp.481-484
- 4) 吉積崇悟・本塚智貴・前田拓也・神吉紀世子・宮川智子・清原丈博・山本新平 (2006) 「7119 旧熊野街道沿道における伝統的準下付属構造に関する研究」, 学術講演梗概集F-1, 都市計画, 建築経済・住宅問題, pp.261-262
- 5) 鳴田佳徳里・武田重昭・加我宏之・増田昇 (2017) 「居住者と来訪者が捉えた高野街道らしさの解明に関する研究」, 日本都市計画学会関西支部研究発表会議講演梗概集, 15(0), pp.89-92
- 6) 菊山幸輝・大山勲 (2007) 「歴史の重層した密集市街地における細街路景観の特徴の抽出」 都市計画論文集, 42(3), pp.85-90

堺旧港周辺における新たな都市景観の創出に向けた一考察

元大阪公立大学 山田 実徳
大阪公立大学大学院現代システム科学研究科 阿久井 康平
大阪公立大学 下村 泰彦

1. 研究背景・目的

堺は、室町時代に日明貿易の交易港として利用され、戦国時代には南蛮貿易の交易港として日本全国そして世界各地からも物資が集まった。市街地の周囲には濠がめぐり、その環濠内においては、会合衆による自治がなされ「東洋のベニス」といわれるまでに栄えた港湾都市である。また、明治時代には、第五回内国勸業博覧会の第二会場となった大浜公園を中心に、日本随一のアーバンリゾートとしての賑わいを見せた。このように堺は海から発達してきた都市であり、特に港は堺の繁栄において重要な役割を果たしてきたといえる。

しかし現在、堺の海岸部では埋立地を中心にコンビナートが形成され、工業港としての側面が強まる一方で、中世や近代に栄えたような、かつての面影は失われている。また市街地とは鉄道や道路によって分断され、その結果、堺旧港周辺一帯は海岸線からも市街地からも遠い存在となってしまった。

堺旧港では、かつての賑わいを取り戻そうと、2000年(平成12)に開催された「西暦2000年世界民族芸能祭(ワッショイ!2000)」に併せて、内国博覧会当時、大浜公園に設置されていた龍女神像が復元移設され¹⁾、新たな親水ゾーンとして整備が進められている。一方で、堺旧港には1877年(明治10)に築造された全国的にも数少ない木造式の燈台である国史跡の旧堺燈台が位置しているものの、周辺の工場や高架道路により、存在感が薄まっている。

現在、大阪府は、泉州地域をはじめとした府の沿岸部にある様々な地域資源を最大限に活用することで、2025年に大阪府夢洲で開催予定の大阪・関西万博や、2029年頃の開業を目指すIRによってもたらされるインパクトや関連インフラ整備の効果を、ベイエリア全体の活性化ととして、更なる大阪・関西の発展につなげていく必要があるとして大阪湾沿岸部におけるベイエリアの整備を進めている。特に堺旧港においては、広域的なアクセス性や、歴史文化、水辺等の資源を活かした国内外から人が訪れる魅力ある交流拠点の形成を担うことが目指されている。

本研究に関するこれまでの先行研究として、山田²⁾による、史実をもとに港と市街地との関係やそこでの交易等から、港の繁栄・衰退の過程を探った研究がある。また、水辺の景観に関する研究では、小田ら³⁾が絵図をもとに明治期以降の大阪における堀川の変遷や水辺のデザインを扱ったほか、横内ら⁴⁾は、千葉県船橋港での実態調査をもとに港湾のアメニティと「港らしい」景観の関係性を探っている。しかし、現在の堺旧港において、港の歴史的な位置づ

けが現在の景観にどのように影響しているかを踏まえ、堺旧港の新たな魅力を景観面から述べた研究はまだない。そこで本研究では、古代から現在までの時代の流れで、堺旧港周辺の成立と繁栄、衰退の過程や、港の様相の変化といった歴史的側面と、現在の堺旧港の景観との関連性を探ることによって、新たな都市景観の創出のあり方を考察することを目的とした。

2. 研究方法

本研究では堺旧港を調査対象地とした。堺旧港は、大阪府堺市堺区北波止町、大浜北町5丁などに位置する11,800m²の港である⁵⁾。

本研究ではまず、堺旧港の成立にあたり、関わりの深い旧環濠地域や大浜公園などの堺旧港周辺地区について、史実が掲載された資料・文献をもとに、歴史的変遷を捉えた。また、地図情報をもとに物的環境特性を探り、現況を把握するとともに、都市計画情報をはじめとする関連計画から、大阪府や堺市が計画する対象地における望ましい将来像や今後の方向性について探った。次に、堺旧港における現在の景観において、被験者による写真投影法を行い、得られた景観写真を用いて、景観構成要素の画面構成率とその構図から、対象地において視覚的に捉えられる景観特性を明らかにした。

3. 歴史変遷からみた堺旧港の位置づけ

(1) 堺旧港の成立と発展期

堺は、古代より陸上・海上の結節点として重要な場所であった。室町時代の1469年に遣明船が帰着したことを契機に貿易港として栄え、江戸時代には南蛮貿易や朱印船貿易の基地として全国各地から物資が集まった。当時は、特定の港は存在せず、沖で大型船から小型船へと荷揚げがなされていた。また、市街地の周囲には濠がめぐり、その環濠内では武士ではなく『会合衆』という豪商らによる自治が行われていた。

(2) 衰退期

1615年に起こった大坂夏の陣で市街地が焼けた後、徳川幕府により造られた新たな基盤目状の町割りや環濠の位置は現在とほぼ変わっていない。この時、沿岸部に港が設けられた。1705年に大和川が付け替えられると、新川の土砂堆積により港湾機能を失くした。江戸商人・吉川俵右衛門を中心に、改修工事が半世紀以上も続き完成したカボチャ型の港は現在に受け継がれている(図-1)。

(3) 2度目の繁栄期



図-1 1863年の堺港および堺環濠都市の様子
 (『堺市史』付図 文久改正堺大絵図に著者加筆)

明治時代に入ると、堺港の南に位置する大浜公園が1903年に、第五回内国勸業博覧会の第二会場として水族館や海水浴場などが建設され、日本随一のアーバンリゾートとしての賑わいを見せた。

(4) 2度目の衰退期

自然災害や第二次世界大戦の戦火に見舞われ、その繁栄の面影はなくなってしまった。戦後、1958年より沿岸部では埋立てが進み阪神工業地帯の一環をなす大規模コンビナートが建設された。こうして堺旧港周辺においても、工業港としての側面が強まった他、新たに開通した鉄道や道路により市街地から分断されてしまった。

(5) 現代

近年、堺旧港では、かつての賑わいを取り戻そうと護岸工事や親水プロムナード整備が行われ、西端に移設された1877年築造の国史跡・旧堺燈台の対岸の工場壁には、南蛮貿易で栄えた港の様子が描かれている。2000年に内国博覧会当時、大浜公園に設置されていた龍女神像が新設されている。また現在は、プレジャーボートが停泊するマリーナと化している。

4. 堺旧港周辺における景観特性

(1) 港湾景観の特性

写真投影法による景観調査において、被験者5名が撮影した合計86枚の景観写真に対して、視点場と視方向から5名中2名以上が撮影した18地点18枚を抽出した(図-2)。図-2に示すように景観写真の視方向は、湾の中心付近を望むものが多く、水面の映る景が18枚中17枚であっ

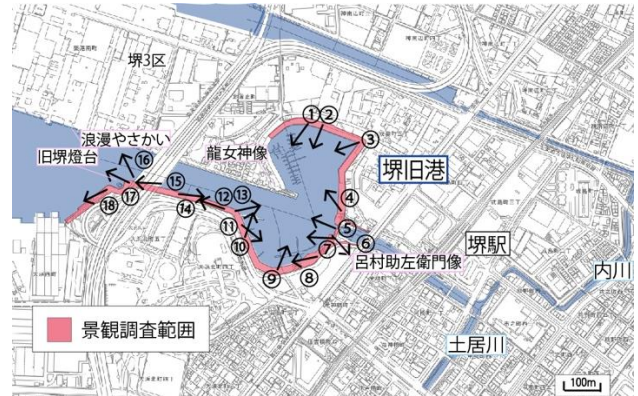


図-2 景観調査における視点場・視方向

た。18枚すべての景観写真において、水平線が望めるような自然的な海岸景観ではなく、また堤防や歴史的資源、港湾施設ではなく、埋立地の工場や倉庫、高架道路等の海を連想させないような施設が視野内に映る景となっていた。なお、18枚中1枚のみ、湾の周辺を向き、水面が映らない景観写真が認められた。

次いで、解析対象とする計18枚の景観写真について景観構成要素を求め、構成要素の各項目について画像に占める割合を画面構成率として求めた。

以上より明らかになった知見をもとに、水面と人工物の出現タイプ及びこれらの画面構成率の割合をもとに、水面と人工物による構図の類型化を行い、I~IVの4タイプに分類した(図-3)。

人工物が中景および近景に現れるタイプIは水面の割合と人工物の割合に着目すると、さらに2分類できた。18枚中13枚が該当するタイプI「人工物が片側から水面を覆う景」は、人工物が片側から水面を囲むように近景と中景に現れる点が特徴的である。水面と人工物の割合の大小は傾向が大きく2分したが、カボチャ型の湾形や運河を持つ堺旧港のならでは見られる景である。

タイプII「人工物が中央で帯状に現れる景」は、水面が下段となり景観写真の中央の中景域に帯状に人工物が現れる景である。

タイプIIIは「人工物が優位に現れる景」として、旧堺燈台が中央に映る2枚が該当する。これらは、歴史的建造物である旧堺燈台が慶安写真の中心に見られ、その背後や周辺に高架道路や工場など近代の都市化・工業化を示す建造物が見られる景である。

一方、No.6は18枚中1枚のみあった「水面が映らない景」であり、これをタイプIVとした。しかし、No.6は舗装タイルやヤシの植栽により西洋のリゾートを回顧させるような、水面が映らなくとも「港らしさ」を感じる景となっていた。

以上、解析に用いた18枚すべての景観写真において、水平線が望めるような自然的な海岸景観でも、堤防や歴史的資源、港湾施設でもなく、工場や倉庫、高架道路など、それ単体では海を連想させないような施設が視野内に映る景

タイプ	枚数	構図モデル（黒枠）と景観写真の一覧	
I	I-1 (水面： 40%～ 人工物： ～50%)	6景 (①② ③④ ⑩⑬)	
	I-2 (水面： ～30% 人工物： 50%～)	7景 (⑦⑧ ⑨⑪ ⑬⑭ ⑱)	
II	2景 (⑤⑫)		
III	1景 (⑮)		
	1景 (⑰)		
VI	1景 (⑥)		

図-3 堺旧港における港湾景観の類型図

となっていた。また、それらの存在により、本来の自然的な海岸景観ではなく、水平線が望めない景観となっていることが分かった。そして、大阪府による親水プロムナードの整備は、ヤシの植栽や明度の高いタイル舗装を使用した洋式護岸のデザインとなっており、これらは、堺の歴史的背景や、そこに残る歴史的資源とは意味合い的にはそぐわないが、等間隔に植えられたヤシと舗装タイルのデザインにより堺旧港の独特の形状が強調され、階段護岸により、独自の圍繞空間が形成されていることが分かった。

また、旧堺燈台を視対象としたタイプ III の 2 枚はそれぞれ、高架橋がフレームを形成し、旧堺燈台とのコントラストを生み出し、燈台の存在を強調するような景と、旧堺燈台の背面に護岸や工場が見られる景であり、堺旧港に残る歴史的資源と近代の都市化・工業化によってできた構造物が相まって、他にはない堺独自の景観を形成していることが分かった。

さらに、景観調査と周辺土地利用や建物高さから、北波止には工場や住宅、東には商業施設や複合施設の開発予定地が広がり、港湾景観に影響を与える要素は少ないことが分かった。一方、南波止の東側から西側にかけては大浜公園の緑地が立地し、移動や景観面での連携が重要となる。

4. 結論・まとめ

堺旧港周辺の歴史的特性について、堺は古代から水陸の

交通網の結節点として重要な地であった。室町時代には、1467年に遣明船が堺の港に着いたことが契機となり、以後、貿易都市・自治都市として繁栄したが、江戸時代に入ると、1615年の大坂夏の陣でまちが全焼し、1705年の大和川の付け替えて、新川の土砂堆積の影響を受け港は衰退した。

明治時代の内国勸業博覧会の開催を受け、大浜公園と海岸を中心に繁栄を迎え、その後第二次世界大戦の戦火や工業地帯の造成で港は市街地と分断され、衰退の一途をたどった。現在は、プレジャーボートが停泊するマリナー、近年はプロムナードの整備、龍女神像の復元移設、旧堺燈台の保存改修工事が実施されるなど、歴史資源の保存・再生の取り組みがなされている。堺旧港及び周辺では繁栄と衰退を繰り返してきたが、独特な湾形が現代に至るまで受け継がれている点が堺旧港に残る歴史資源と言える。

堺旧港周辺の景観特性について、写真投影法による景観写真計 18 枚を解析した結果、水面と人工物による構図から、「人工物が片側から水面を覆う景」、タイプ II 「人工物が中央で帯状に現れる景」、タイプ III 「人工物が優位に現れる景」、タイプ IV 「水面が映らない景」の 4 つのタイプに分類された。特に、18 枚中 13 枚が該当するタイプ I 「人工物が片側から水面を覆う景」は、人工物が片側から水面を囲むように近景と中景に現れる点が特徴的であり、カボチャ型の湾形を持つ堺旧港特有の景であるといえる。タイプ II 「人工物が中央で帯状に現れる景」は、水面が下段となり景観写真の中央の中景域に帯状に人工物が現れる景である。また、タイプ III は「人工物が優位に現れる景」として、旧堺燈台が中央に映っている 2 枚が該当する。これらは、歴史的建造物と高架道路や工場など近代の都市化・工業化を示す建造物が相まった、新たな景観が生み出されていた。また、18 枚中 1 枚のタイプ IV 「水面が映らない景」は親水プロムナード整備により、水面が映らなくとも「港らしさ」を感じる景として位置づけられた。

以上、解析に用いた 18 枚すべての景観写真は、工場や倉庫、高架道路など、それ単体では海を連想させないような施設が視野内に映り、水平線を遮っていた。具体的には、カボチャ型の湾内から西側の運河や大阪湾を望むときに、運河上の阪神湾岸高速 4 号線の高架橋が水平線を遮り、また、高架橋を超えた西端の旧堺燈台が立地する地点からは、南北の両脇に堺 3 区・4 区、大阪湾の西を望めば、堺 2 区、堺 6 区、堺 7-3 区というように堺・泉北臨海工業地帯の一部が水平線を遮っていた。明治・大正時代には海岸沿いに眺望を売りとする料亭が建てられていたが、現在の堺旧港においては、水平線まで水面が見渡すことや、水面との連続的な利用はできず、自然的な海岸景観を失っている。特に、工場や倉庫、高架道路などは、本来、沿岸部にあるべきだという必要性はないものの、物流面や地価の安さから、沿岸部・臨海部に立地が集中する傾向がみられ、眺望景観の阻害要素となりかねない。一方で、堺旧燈台と高架橋や工場の景観が同時にみられる景観の構図は、意外性を持った新たな堺旧港の景観として評価されており、歴史資源を

活かした周辺土地の整備やデザインが重要であるといえる。

以上より、堺旧港における今後の景観形成について、失った海岸景観を取り戻すことが理想ではあるが、前述のように、堺旧港周辺の海岸線には工場地帯が立地している。また、周辺の土地利用や建物高さの調査から、北波止には工場や住宅、東には商業施設や複合施設の開発予定地が広がり、これらは港湾景観を連想させるものではなく旧堺港との連続性も薄い。一方、堺旧港の南湾戸の後背地に位置する大浜公園はスポーツ施設が充実しているだけでなく、かつて砲台場や内国勸業博覧会の開催地となった経緯があり、砲台の遺構や堀が残るなど歴史的意味を持つ公園である。運河の北岸に位置する大浜北公園の緑地と、移動面・景観面で連携することで、認知度の向上とともに、来訪者の利用の幅が広がると考えられる。2021年には、大阪府が発表した『大阪広域ベイエリアまちづくりビジョン』において、堺旧港のまちづくりが、泉州地域のベイエリア活性化を牽引するリーディング事業に位置付けられており、水上アクティビティやキッチンカーを用いた社会実験の実施や、後背地である大浜北町の複合施設を建設する計画が進められる。今後、引き継がれてきたカボチャ型の形状をはじめとした歴史資源を維持しつつ、後背地には海の景観や港湾景観のイメージを相乗的に向上させるような施設の設置することで周辺地域と一体となった開発を行い、堺の湾岸部におけるシンボリックな港湾景観の創出が期待される。

参考文献

- 1) 公益社団法人堺観光コンベンション協会公式サイト, <https://www.sakaictb.or.jp/spot/detail/161>, 2023.01.31 閲覧
- 2) 山田一乃 (2012) 「歴史の変遷からみた旧堺港の活性化に関する研究」, 大阪府立大学 2011 年度卒業論文
- 3) 小田雅俊・加我宏之・下村泰彦・増田昇 (2001) 「『水の都』近世大坂における管理や利用面から捉えた水辺のデザインに関する研究」, 日本都市計画学会学術研究論文集, 第 36 号, pp.217-222
- 4) 横内憲久・桜井慎一・須賀直樹 (1991) 「港湾における景観の評価に関する研究-船橋港を通じて-」, 都市計画論文集, 26 巻, pp.439-444
- 5) 大阪府営港湾要覧 2022, <https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1036/00383673/2022yourann-omote.pdf>, 2023.01.31 閲覧

東日本大震災の被災地における医療施設の動向に関する研究

—宮城県旧石巻医療圏・旧気仙沼医療圏を事例として—

龍谷大学大学院政策学研究所 福島 麻斗
龍谷大学政策学部 石原 凌河

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

2011年に発生した東日本大震災では、地域住民の生活を支える医療施設が被災し、休廃止に追い込まれたことで地域医療の継続が困難となった。

震災前から医療過疎を抱えていた被災地では、被災による人口や患者数の減少から、医療施設の経営が困難になっていることが考えられる。実際に、東日本大震災で津波被害を受けた岩手・宮城・福島3県で診療所の休廃止が、地域医療に打撃を与えていることが報告されている¹⁾。最近では、病院が患者数の減少や医療従事者の体調不良による経営状況の悪化を理由に閉院したことも報道されている²⁾。このような医療施設の動向が示すように、被災地における地域医療の衰退が懸念されている。また、東日本大震災の復興過程では、病院や診療所の移転が行われるなど、立地的な変化も見受けられる³⁾。このような医療施設の動向を全体的に把握することは、今後の被災地の医療提供体制の充実や地域包括ケアシステムの構築に加え、少子高齢化社会に相応しい都市構造の形成においても重要であると考えられる⁴⁾。

そこで本稿では、東日本大震災の被災地域における医療施設の動向を「継続立地」、「廃止」、「移転開設」、「新規開設」に分類しつつ、その施設数や診療科目の実態を定量的に把握することを目的とする。なお、本稿で対象にする医療施設は病院、医科診療所、歯科診療所とする⁵⁾。

(2) 先行研究の整理と本研究の位置づけ

東日本大震災における医療施設に関する先行研究として、医療施設の被害に着目した研究が蓄積されつつある。宮城県南三陸町の医療施設が受けた津波被害の概要と地域への影響を論じた佐藤⁶⁾や岩手県、宮城県における被災市町村の医療機関の浸水状況と立地上で回避すべき条件を明らかにした新沼ら⁷⁾の研究がある。医療施設の休廃止に着目した研究では、川戸ら⁸⁾が岩手県、宮城県、福島県の沿岸部の市町村で休廃止が増加していることを明らかにしているが、被災市町村ごとの休廃止数や診療科目等には触れていない。また、東日本大震災の被災地における医療の現状と課題を明らかにした研究では、深谷ら⁹⁾の原子力被災地 12 市町村の医療機関を対象にした研究がある。以上のように、東日本大震災の被災地域における個々の医療施設を対象に、「移転開設」や「新規開設」等を含めた動向の全体像に着目した研究は管見の限り不在である。

(3) 調査の方法

調査では主に、宮城県医療政策課医務班が公表する平成 22 年度と令和 5 年度の宮城県医療機関名簿を用いた。この資料には、各医療施設の名称や、開設者、管理者、住所、診療科目、病床数など幅広い情報が記載されている。平成 22 年度の医療

機関名簿を入手し、それを国土数値情報ダウンロードサービスの平成 22 年の宮城県医療機関データで補完して、震災前に研究対象地域で立地していた医療施設を抽出した。それらを令和 5 年度の医療機関名簿に記載されている情報と照合して動向を把握した。改名や事業継承、移転の情報などは施設のサイトを参照し、施設の稼働の有無は Web 検索と電話で補正した。

平成 22 年時点と令和 5 年時点で施設名と住所が一致している場合を「継続立地」に振り分けた。平成 22 年時点で立地していた医療施設の施設名と住所が令和 5 年時点で確認できない場合および電話連絡が取れない、Google Earth のストリートビュー機能で立地が確認できない場合を「廃止」に振り分けた。平成 22 年時点と令和 5 年時点で施設名もしくは開設者名は一致しているが、住所が異なる場合を「移転開設」に振り分けた。平成 22 年時点で開設者名、施設名がなく、令和 5 年度の名簿で初めて確認できたものを「新規開設」に振り分けた。

2. 研究対象地域の概要と選定理由

本稿では、東日本大震災当時、宮城県の二次医療圏であった旧石巻医療圏と旧気仙沼医療圏を調査の対象地域とする。旧石巻医療圏は石巻市、東松島市、女川町で構成され、旧気仙沼医療圏は気仙沼市、南三陸町で構成されている。

宮城県地域医療復興計画の対象地域であり、両方の医療圏で病院の全壊と移転が実施されている¹⁰⁾。平成 24 年度において、医療機関の再開割合が、医療機関の旧石巻医療圏では 8割、旧気仙沼医療圏では 7割に止まっており、休廃止や移転・仮設による再開が報告されている¹¹⁾。また、旧石巻医療圏では、病院の有床診療所への移行や無床診療所化が検討されている¹²⁾。

震災後、これらの二次医療圏は、現在の石巻・登米・気仙沼医療圏に広域化され、医療機能の集約が進んだ。そのため、被災地域に立地する病院の機能低下や医療従事者の引き揚げが考えられる。このように、復興過程における医療施設の立地的変化に加え、被災地の住民を支える身近な地域医療に新たな課題も生じていると考えられることから、研究対象地域として旧二次医療圏を採用した。

3. 調査結果

(1) 旧二次医療圏における医療施設数の推移

平成 22 年度から令和 5 年度における医療施設数の推移を図 1 に示す。旧石巻医療圏では、平成 22 年度時点の 247 施設から、令和 5 年度には 217 施設へ減少していた (12%減少)。旧気仙沼医療圏では、平成 22 年度時点の 90 施設から、令和 5 年度には 65 施設へ減少していた (28%減少)。旧気仙沼医療圏では、より医療施設数が減少していることが確認できた。

次に、各医療圏における「継続立地」、「廃止」、「移転開設」、

「新規開設」の動向ごとの医療施設数について述べる。平成22年度から「継続立地」する医療施設が占める割合は、旧石巻医療圏では247施設中155施設(63%)で半数以上の医療施設が継続立地している一方で、旧気仙沼医療圏では90施設中39施設(43%)と半数以下となっている。平成22年度から「廃止」した医療施設は、旧石巻医療圏では63施設(26%)、旧気仙沼医療圏では34施設(38%)となった。両方の医療圏で3割程の医療施設が廃止していたことが確認できた。平成22年度から「移転開設」した医療施設は、旧石巻医療圏で29施設(12%)、旧気仙沼医療圏では17施設(19%)となった。両方の医療圏においても移転開設した医療施設数は少なくなっていることが確認できた。「新規開設」した医療施設は、旧石巻医療圏では33施設、旧気仙沼医療圏では9施設となった。

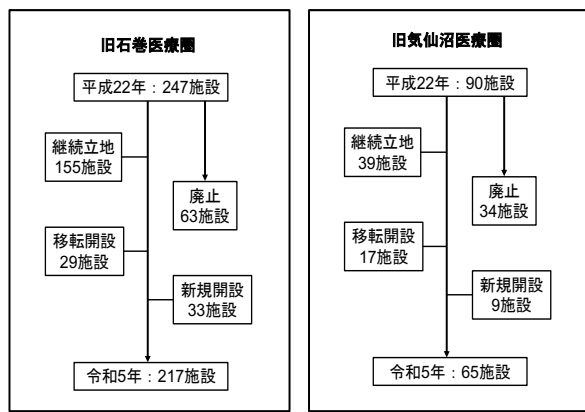


図-1 旧二次医療圏における医療施設数の推移

(2) 医療施設別の推移

医療施設別の推移について、図-2に示す。旧石巻医療圏では、病院が石巻市立雄勝病院の無床診療所化と女川町立病院の有床診療所化による廃止⁷⁾に加え、さらに1つ病院が廃止している。旧気仙沼医療圏では、病院が1つ廃止し、1つが有床診療所化によって廃止していることがわかった。内科診療所では、旧石巻医療圏で144施設から126施設(12%減少)、旧気仙沼医療圏では49施設から40施設となった(18%減少)。歯科診療所では、旧石巻医療圏で90施設から81施設(10%減少)、旧気仙沼医療圏で34施設から20施設となった(41%減少)。

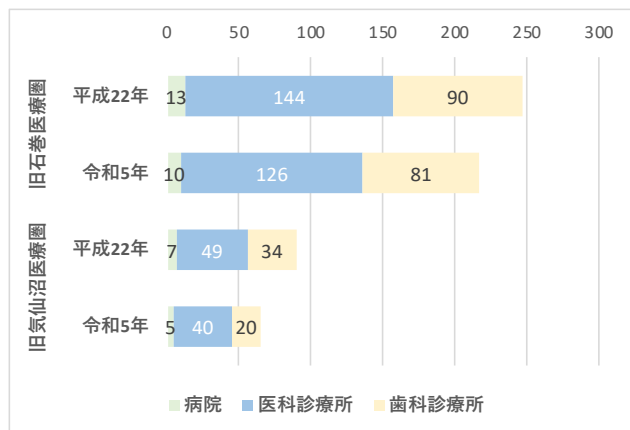


図-2 医療施設別の推移

(3) 医療施設ごとの動向の集計

医療施設ごとの動向について、表-1に示す。病院では、旧石巻医療圏と旧気仙沼医療圏で2施設ずつ、移転が実施されている。内科診療所と歯科診療所の「廃止」に着目すると、両方の医療圏において、ほとんどを民間が占めていること確認でき、民間の医療施設の経営が、厳しい状況に追い込まれていることが示唆される。「移転開設」では、移転した施設数そのものが少なく、ほとんどが民間の医療施設となっている。国の補助事業の対象が現地復旧に限られ、移転再建が対象外となり、再建が難航した診療所が報道されているように⁸⁾、被災した医療施設の移転開設を断念した、もしくは廃止せざるを得なかった医療従事者の存在が考えられる。内科診療所と歯科診療所の「新規開設」では、旧石巻医療圏では33施設、旧気仙沼医療圏では9施設となり、旧石巻医療圏で新規開設がかなり多くなっている。旧石巻医療圏では、石巻市立雄勝病院と女川町立病院の診療所への移行⁷⁾により、新たに施設が開設されているが、民間の医療施設の新規開設が多くなっていることがわかる。このことから、被災前から立地する医療施設が多い地域には、被災後も民間の医療施設が新規開設する傾向にあり、医療施設の立地が少ない地域では、民間の医療施設の新規開設が少なくなる傾向にあると考えられる。

表-1 医療施設ごとの動向の集計⁴⁾

	病院	内科診療所	歯科診療所	合計
旧石巻医療圏				
継続立地	8(2)	91(2)	56	155
廃止	3(2)	40(2)	20	63
移転開設	2(1)	13(4)	14	29
新規開設	0	22(2)	11(1)	33
旧気仙沼医療圏				
継続立地	3(1)	22(2)	14	39
廃止	2	17	15	34
移転開設	2(2)	10	5	17
新規開設	0	8(1)	1	9

(4) 旧石巻医療圏の医療施設の動向と診療科目の関係

旧石巻医療圏における内科・歯科診療所の動向とそれらの診療科目⁹⁾の関係について、図-3に示す。皮膚科系、外科系、泌尿器科系、脳神経外科系、麻酔科系以外では継続立地の割合が50%を超えていることが確認できた。廃止では、外科系、産婦人科系、放射線科系で割合が大きくなっているが、産婦人科系と放射線科系では移転開設や新規開設した診療所はないことが確認できた。移転開設では、産婦人科系、眼科系、脳神経外科系、放射線科系、麻酔科系以外で確認できたものの、割合はかなり小さくなっている。新規開設では、脳神経外科系と麻酔科系の割合が大きいことが確認できた。

次に、病院の動向と診療科目⁹⁾の関係について、図-4に示す。眼科系と耳鼻咽喉科系以外のほとんどで継続立地の割合が大きいことが確認できた。移転開設では、精神科系、泌尿器科

系、脳神経外科系、形成外科系では実施されていない。廃止では、精神科系と歯科系において割合が大きいことが確認できたものの、病院においては、ほとんどの診療科目が継続立地もしくは移転開設していることが確認できた。

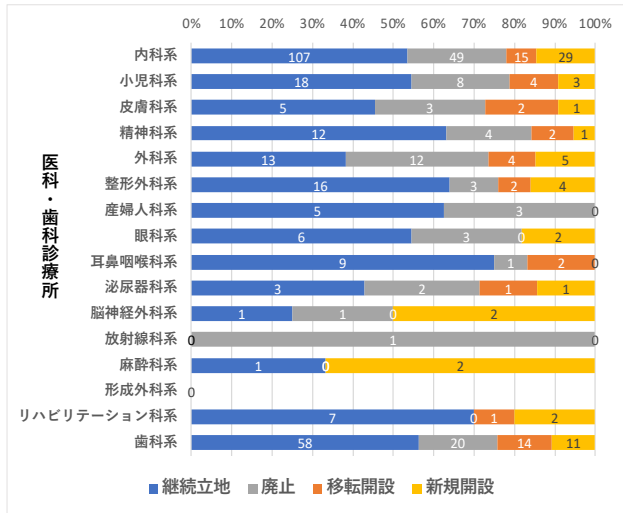


図-3 旧石巻医療圏の診療所の動向と診療科目の関連

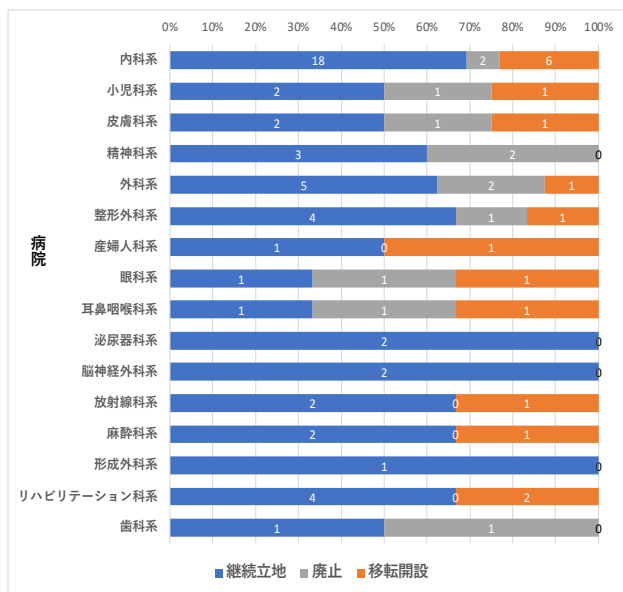


図-4 旧石巻医療圏の病院の動向と診療科目の関連

(5) 旧気仙沼医療圏の医療施設の動向と診療科目の関係

旧気仙沼医療圏における医科・歯科診療所の動向とそれらの診療科目^⑨の関係について、図-5 に示す。眼科系以外の診療科目において継続立地が占める割合は 50%以下であることが確認できた。精神科系と眼科系で廃止は確認できないが、旧石巻医療圏の医科・歯科診療所と比較すると、どの診療科目においても継続立地の割合が小さく、廃止の割合が大きくなっている。移転開設した診療科目では、耳鼻咽喉科系を除いて旧石巻医療圏と共通していること、移転開設が確認できない診療科目も、旧石巻医療圏と共通していることが確認できた。また、移

転開設の割合は、旧気仙沼医療圏では、かなり大きいことも確認できた。新規開設では、内科系、リハビリテーション科系、歯科系以外で確認することはできない。このことから、旧気仙沼医療圏では、診療所の移転開設や継続への支援が、より重要な要素であることが示唆される。

次に、病院の動向と診療科目^⑨の関係について、図-6 に示す。継続立地が確認できるのは、内科系と精神科系のみである。精神科系と形成外科系以外の診療科目において、移転開設が実施されており、割合もかなり大きいことから、旧気仙沼医療圏では、病院の再建により立地的な変化を伴ったことが確認できた。

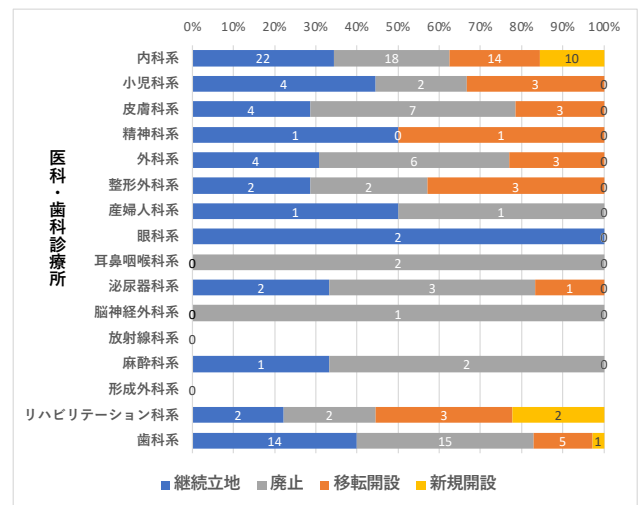


図-5 旧気仙沼医療圏の診療所の動向と診療科目の関連

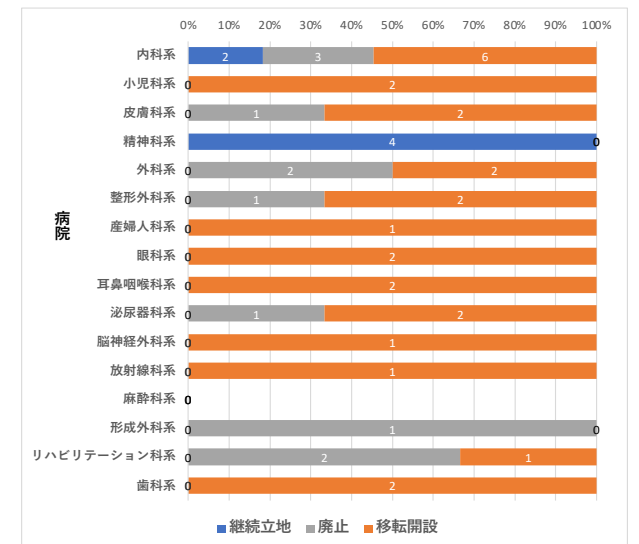


図-6 旧気仙沼医療圏の病院の動向と診療科目の関連

4. まとめ

(1) 本研究で得られた知見

本稿では、東日本大震災で被災した当時の二次医療圏である旧石巻医療圏と旧気仙沼医療圏を事例として、医療施設の動向を分類し、その施設数や診療科目を定量的に把握した。その結果、以下の点が明らかになった。

- 1) 平成22年から令和5年の間で、医療施設は旧石巻医療圏で12%減少、旧気仙沼医療圏で28%減少しており、旧気仙沼医療圏で、より医療施設が減少していることが明らかになった。
- 2) 旧石巻医療圏で、病院は3施設、旧気仙沼医療圏では2施設が廃止されている。診療所の「廃止」と「移転開設」では民間がほとんどであり、民間の医療施設の経営が厳しい状況にあることや当時、移転に難航した医療従事者の存在が示唆される。また、診療所の「新規開設」では旧石巻医療圏でかなり多く、旧気仙沼医療圏では僅かとなっていることから、被災前から医療施設が多く立地する地域では、被災後も民間の医療施設が新規に開設されることが考えられる。
- 3) 旧石巻医療圏における診療所の動向と診療科目の関係について、ほとんどの診療科目で継続立地が50%以上であり、新規開設も確認できた。また、産婦人科系や放射線科系のように、移転開設や新規開設が確認できない診療科目も確認できた。病院では、ほとんどの診療科目が継続立地もしくは移転開設していた。
- 4) 旧気仙沼医療圏における診療所の動向と診療科目の関係について、ほとんどの診療科目で継続立地の割合が小さく、廃止と移転開設の割合が大きくなっている。移転開設が確認できる診療科目とできない診療科目で、旧石巻医療圏とほぼ共通していることが確認できた。また、内科系とリハビリテーション科系、歯科系のみで新規開設が確認できた。病院では、ほとんどの診療科目で移転開設が実施され、割合も大きいことから病院の再建でより立地的な変化が伴ったことが考えられる。

(2) 考察

本稿で得られた知見を踏まえた考察について、以下に述べる。

まず、復興過程における地域医療を支える民間診療所への移転開設の支援充実である。本稿で明らかになったように、移転開設を実施した診療所は少数であるが、その割合が大きい旧気仙沼医療圏では地域医療の復興において、移転開設がより重要な要素であったことが考えられる。そのため、津波被災地では、被災した民間診療所の移転開設を支援することが、地域医療の復興により寄与すると考える。また、移転開設が確認できる診療科目と確認できない診療科目は旧石巻医療圏と旧気仙沼医療圏で共通していたことから、診療所の移転開設には、診療科目によって左右されることが考えられる。診療所の医療機能に関わらない移転開設の支援やその際に浸水リスクや都市構造を踏まえた立地誘導が必要になると考えられる。また、新規開設についても同様の方向性が言える。

次に、被災地域の人口を踏まえた医療施設の立地のあり方に関する考察である。旧二次医療圏の被災地域では今後も人口減少と高齢化の進行が考えられ、誰もが医療を受けることができるために、医療機能の適切な分化・連携による効率的な医療供給体制の構築が求められる。そのため、地域包括ケアシステムや医療施設の経営の観点から、一次医療を担う診療所については一定の人口が集まる地域に、アクセスが容易な形で立地する

ことが好ましいと考えられる。そこで、継続立地する診療所を中心に小・中学校区レベルの生活圏を形成し、そこに日常生活に必要な施設と人口を確保していくことでコミュニティ単位の生活が可能になると考える。また、広範囲からの利用が見込まれる病院等の高次の医療機能を有する施設の立地は、高齢者等の利用を考慮して公共交通と一体となった整備や、市街地のコンパクト化の観点から、中心市街地への立地が好ましいと考える。

(3) 今後の課題

本稿では資料調査のみとなり、医療施設の動向をより詳細に把握するため、現地調査を行う必要がある。また、被災度合いや復興事業との関連を踏まえた空間的な変化を把握することが今後の課題である。

謝辞

本稿はJSPS 科研費22K02614の助成を受けて実施したものです。

補注

- (1) 例えば、病院では石巻市立病院、気仙沼市立病院の移転が実施されており⁷⁾、2012年3月の河北新聞で移転再建に難航した診療所が報道されている⁸⁾。
- (2) 復興にあたって都市政策と健康・医療・福祉政策とが連携することで高齢者が住みやすく、将来にわたって持続可能な都市や地域を作る必要性を踏まえ、復興時の市街地のコンパクト化に合わせて、病院や医科診療所、歯科診療所といった医療機能を適切に配置することが指摘されている⁹⁾。
- (3) 病床20床以上を病院、19床以下を診療所としている。
- (4) 表中の()内の数字は県・市町、日本赤十字社による公的医療施設の数。
- (5) 「継続立地」、「廃止」、「移転開設」では平成22年度時点での医療施設の診療科目を用いて集計している。

参考文献

- 1) 「東日本大震災の被災3県、診療所13%休廃止、地域医療に打撃、復興の足かせになる恐れ。」、2015年9月14日夕刊、日本経済新聞
- 2) 「猪苗代病院が閉院」、2021年11月26日、三陸新報
- 3) 佐藤健(2018)「東日本大震災による南三陸町における医療施設の被害と医療救援活動」、『地域安全学会東日本大震災特別論文集』、No.7、pp.15-18
- 4) 新沼星織・宮澤仁(2012)「東日本大震災における医療機関の津波被害と内陸部医療機関の被災患者受け入れ状況-宮城県南三陸町と登米市の事例-」、『季刊地理学』、Vol.63、pp.214-226
- 5) 川戸美由紀・三重野牧子・村上義孝・山田宏哉・橋本修二(2015)「医療施設調査に基づく東日本大震災前後の医療施設の廃止・休止状況」、『厚生生の指標』、第62巻第3号、pp.39-43
- 6) 深谷智亜稀・川崎興太(2018)「福島県の原子力被災12市町村における医療の現状と課題」、『都市計画学会論文集』、Vol.53、No.2、pp.206-214
- 7) 宮城県「宮城県地域医療復興計画(平成24年度-平成27年度)」、平成24年2月
- 8) 「一歩ずつ医師ら奮闘」、2012年3月3日、河北新聞
- 9) 国土交通省都市局(2012)「東日本大震災の復興における都市政策と健康・医療・福祉政策の連携及びコミュニティ形成に関するガイドライン」

南海トラフ地震による津波想定地域における商業店舗代表者の移転意向に関する研究

－ 和歌山県海南市・田辺市・串本町を事例として －

株式会社社会安全研究所 杉山 和則
龍谷大学政策学部 石原 凌河

1. はじめに

1. 1 研究の背景と目的

南海トラフ地震による津波想定地域では、行政庁舎等の公共施設移転や住宅の自主的な移転・政策的な誘導などが進められている。産業面でも東日本大震災以降、製造業等で工場を内陸部等に移転させる企業¹⁾、移転を支援する自治体もみられる²⁾。一方で、住民の生活と身近であるような小規模な商業店舗は高齢化などもあり、長年商売をしてきた沿岸部からは離れにくい状況が伺える³⁾。ただ、市場経済のある都市部とは異なり、地方部では被災により自営業などの事業者を一度失うと戻らないことから地域の復興として取り組む必要性も指摘されており⁴⁾、今後住宅などの移転と合わせて地域商業の移転、現在の場所で必要な支援策を検討するために、津波リスク認知や対策実態と移転意向の関係を把握しておく必要があると考える。

東日本大震災の復興では、商店街として住宅地と合わせた高台移転を検討したものの各事業者の意向が集約できず、結果的に分散して再建した事例⁵⁾などもみられた。また、東日本大震災被災地で個別移転再建した商業店舗は復興事業等の外的要因以外にも、集客性や駐車場、近隣関係など従前の営業環境の改善も移転再建の目的としていたことが指摘されている⁶⁾。これらの点から、個々の店舗代表者に着目し、津波リスク認知や対策状況と併せて平時からの経営実態が移転意向に与える影響も踏まえることが重要である。また、前述の通り長年営業してきたことなどから発災前の移転を早期に実現できないことも想定でき、被災を機にした移転誘導の可能性などを計画する必要性もあると考える。

そこで本研究では、南海トラフ地震による津波被害が想定される中心市街地における店舗代表者の移転意向について発災前後の変化、津波リスク認知や対策状況、経営環境が移転意向に与える影響を明らかにすることを目的とする。

1. 2 先行研究の整理と本研究の位置づけ

南海トラフ地震による津波想定地域の事前復興に着目した先行研究には、事前復興計画の策定プロセスや住民の高台移転に対する意向を分析した研究が蓄積されている。産業に着目した先行研究では、木多ら⁷⁾が和歌山県すさみ町の事業所を対象にした調査から、事業再開への対策実態を明らかにしたうえで地域内の事業所の協力関係を形成する場の必要性を指摘している。また、森岡⁸⁾は四国南部沿岸地域の事業者を対象とした調査をもとに、BCPの普及も難航している実態から従来よりも小規模かつ最低限度の危機管理や避難方針の支援を行政と連携して行っていく必要性を指摘している。南海トラフ地震の被害想定地域では小規模事業者が多いことから、地域や行政と連携した事前対策の必要性が指摘されているものの、事前復興の視点から被災前後の立地を議論した研究はみられない。

1. 3 調査対象地域

和歌山県の自治体のなかで、南海トラフ地震の津波想定区域から公共施設の移転など地域構造の変化を伴う対策を実施しており、沿岸部の中心市街地に比較的商業集積が形成されている和歌山県海南市・田辺市・串本町の中心市街地を対象とする。3自治体の津波リスクは、津波到達時間などの違いはあるものの大きな浸水被害が想定されている(表-1)。2022年8月に各自治体担当者に事前復興計画の策定方針や商業の移転対策有無をヒアリング調査したところ、海南市では手順等をまとめる形で事前復興計画を策定し、防潮堤建設中のため移転意識はあまりないのではないかとのことであった。田辺市では策定中の事前復興計画のなかで土地利用等も検討しており、商業の移転予定は無く、むしろ駅前周辺の商店街や飲み屋街の復興を挙げていた。串本町では東日本大震災以前から公共施設の移転や住宅移転の検討を進めてきており事前復興計画の策定予定は無く、また高台の制限があり商業の移転まで検討が進んでいないとのことであった。

表-1 3自治体の津波リスク

	海南市	田辺市	串本町	
最大津波高	8m	12m	17m	
平均浸水深	2.9m	5m	5.7m	
津波到達時間	1m	39分	12分	3分
	5m	54分	16分	3分
	10m	-	24分	3分

2. アンケート調査の結果

2. 1 アンケート調査の概要

ゼンリン住宅地図⁹⁾から把握した3自治体の中心市街地¹⁰⁾に立地する商業店舗代表者を対象として、「南海トラフ地震に対する認識・現在の経営状況に関する調査」と題したアンケート調査を実施した。調査期間は、串本町が2022年11月14日(月)～2022年12月5日(月)、海南市・田辺市が2023年2月23日(木)～2023年3月20日(月)、2023年3月20日(月)～3月31日(金)までの2回に分けて実施した。配布・回収ともに、ゼンリン住宅地図や各店舗のHP等から把握した住所宛てに郵送調査とした。アンケート調査の配布・回収結果を表-2に示す。有効回収数(有効回収率)は海南市が74店舗(32.7%)、田辺市が131店舗(31.2%)、52店舗(22.7%)となった。統計分析にはEZR¹¹⁾を使用した。有意水準は5%としてカイ2乗検定又はFischerの正確確率検定(期待度数が5未満のセルを含む場合)を用いた。

表-2 各自治体への配布・回収状況

対象市町村	海南市	田辺市	串本町
調査対象	246店舗	469店舗	264店舗
宛名不明	20店舗	49店舗	35店舗
配布数	226店舗	420店舗	229店舗
有効回収数	74店舗	131店舗	52店舗
有効回収率	32.7%	31.2%	22.7%

2. 2 回答店舗・回答店舗代表者の属性

回答があった店舗の特徴は、創業年は1950年以前が74名(28.8%)、従業員数1~2名が148名(57.6%)、単独店舗が217名(84.4%)、店舗について土地・建物ともに自己所有している代表者が173名(67.3%)と最も多い結果となり、家族経営や小規模事業者で、昔から営業してきた店舗から回答が多かったことが推察される。店舗代表者の特徴は、年代は70代が75名(29.2%)と最も多く、次に60代が62名(24.1%)と高齢化が進んでいる。居住形態は店舗兼住宅と店舗の近隣に居住している店舗代表者を合わせると215名(72%)と半数以上となった。

2. 3 自治体別の店舗代表者の津波リスク認知と対策

店舗代表者が想定する津波被害は、自治体間で有意差がみられ、串本町が他2市と比較して「5m以上」と回答した店舗代表者が多い結果となった(図-1)。一方、店舗代表者の津波に対する不安感は自治体間で有意差がみられず、3自治体とも「津波に対する不安感はある」と「少し津波に対する不安感」が9割以上となっている(図-2)。津波ハザードマップの閲覧経験も自治体間で有意差はみられず、店舗代表者の多くが「見たことがある」と回答していたことが確認できた(図-3)。3自治体とも店舗代表者の津波リスク認知は高い傾向が読み取れる。店舗が実施している防災対策として、耐震補強の有無を尋ねた結果、自治体間で有意差がみられた(図-4)。串本町が他2市町と比較して「耐震補強をしている」と回答した店舗代表者が少なく「耐震補強はしていない」と回答した店舗代表者が多い結果となった。従業員や顧客の避難対策の有無を尋ねた結果では自治体間で有意差はみられず、「対策を考えている」と回答した店舗代表者が半数以上となっている(図-5)。また、「対策を今後検討したい」と回答している店舗代表者が2割程度いることから、各店舗で考えられている避難対策の共有や近隣店舗との協体制を行政が支援する必要があると考える。

2. 4 発災前後の移転意向

発災前後の移転意向を尋ねた3つの質問結果を図-6に示す。その結果、発災前の移転は、「津波リスクのない高台や内陸に移転したい」「可能であれば津波リスクのない高台や内陸に移転したい」と回答した移転に積極的な店舗代表者が39名(15.2%)、「可能であれば現在の場所で営業を続けたい」「現在の場所で営業を続けたい」と回答した移転に消極的な店舗代表者は201店舗(78.2%)となった。店舗代表者の不安感等の津波リスク認知は各自治体とも高い傾向であるものの、発災前の移転を希望する店舗は少数にとどまった。

被災後の仮設店舗、本設店舗での移転意向を尋ねた結果を発災前の移転意向と比較すると、移転に積極的な店舗代表者は仮設店舗で57名(22.2%)、本設店舗で51名(19.8%)と増加し、移転に消極的な店舗代表者は仮設店舗で123名(47.9%)、本設店舗で126名(49.0%)と減少している。また、「どちらでもない」と回答した店舗代表者が発災前の移転意向では16名(6.2%)だったが、仮設店舗で71名(27.6%)、本設店舗で75名(29.2%)と大幅に増加している。

発生前後の移転意向を尋ねた3つの設問と自治体間の関係

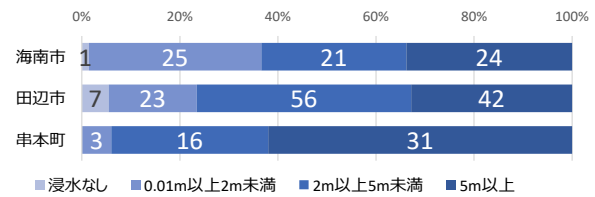


図-1 自治体別の津波被害想定 (p=0.000)

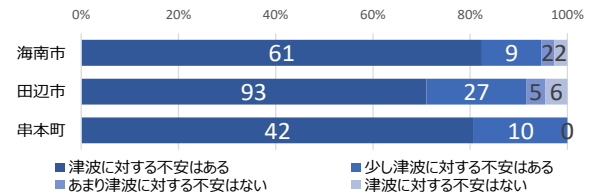


図-2 自治体別の津波に対する不安感 (p=0.278)

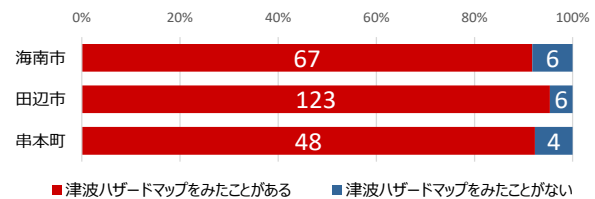


図-3 自治体別の津波HM閲覧経験 (p=0.514)

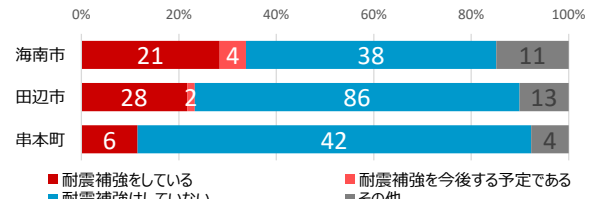


図-4 自治体別の耐震補強実施状況 (p=0.026)

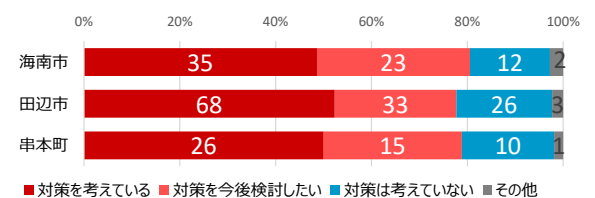


図-5 自治体別の避難対策状況 (p=0.973)

を図-7に示す。3つの設問とも有意差はみられなかった(発災前:p=0.247、仮設店舗:p=0.163、本設店舗:p=0.428)。そのうえで、標本の特徴から各自治体の傾向を読み取ると、発災前の移転意向では海南市で「現在の場所で営業を続けたい」と回答している店舗が半数以上となっており、現地継続の意向が田辺市・串本町より強く現れていることがわかる。海南市⁸⁾ではヒアリングでも把握したように、中心市街地沿岸部で防潮堤の建設が進められており、防潮堤建設による安心感などが影響している可能性があり、今後ハード対策への意識との関連等を分析する必要がある。被災後の仮設店舗・本設店舗の移転意向も併せた推移としては、被災後の海南市と田辺市では「津波リスクのない高台や内陸に店舗を移転したい」「可能であれば津波リスクのない高台や内陸に店舗を移転したい」と回答した店舗が1割ほど増加している。一方、串本町では発災前の移転意向から店舗数としてはほぼ変化がみられず、「どちらでもない」が増加している。これは海南市・田辺市は内陸に都市が拡

がる構造であり、移転先などのイメージが付きやすい一方、串本町ではヒアリングで把握したように、現時点で移転可能な高台等が無いことが影響しているのではないかと考えられる。

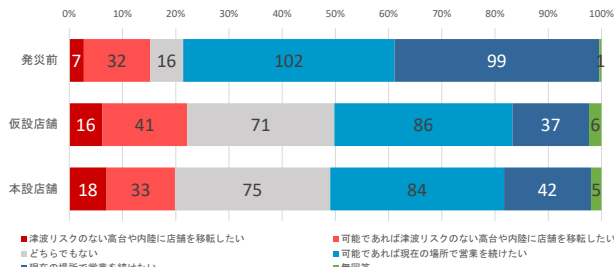


図-6 発災前後の移転意向 (全体)

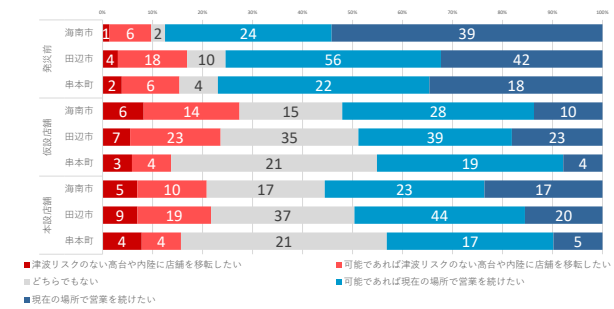


図-7 自治体別の移転意向

2. 5 津波リスク認知・対策状況と移転意向の関係

店舗代表者の想定する津波浸水深と発災前後の移転意向の関係について図-8に示す。いずれの移転意向でも有意差はみられなかったが、標本の特徴を読み取ると想定する浸水深が大きくなるほど、移転意向も高まる傾向があると考えられる(発災前: $p=0.116$ 、仮設店舗: $p=0.217$ 、本設店舗: $p=0.185$)。店舗代表者の津波に対する不安感と移転意向の関係について図-9に示す。有意差はみられなかったものの、標本の特徴を読み取ると、津波に対する不安感が大きい店舗代表者ほど高台や内陸への店舗移転を希望する傾向があると考えられる(発災前: $p=0.158$ 、仮設店舗: $p=0.135$ 、本設店舗: $p=0.456$)。

次に、対策状況と移転意向の関係把握のために、店舗がある建物の耐震補強の有無と移転意向の関係について図-10に示す。その結果、耐震補強の有無と被災後の移転意向との間に有意差がみられた(発災前: $p=0.165$ 、仮設店舗: $p=0.039$ 、本設店舗: $p=0.022$)。耐震補強を実施している店舗代表者ほど、被災後の移転意向が高くなる傾向があると考えられる。顧客や従業員の避難対策有無と移転意向の関係について図-11に示す。顧客や従業員の避難対策有無と移転意向の関係についてはいずれの移転意向との間でも有意差がみられなかった(発災前: $p=0.077$ 、仮設店舗: $p=0.888$ 、本設店舗: $p=0.392$)。そのうえで標本の特徴についてみると、対策を検討している店舗代表者ほど、移転意向が高い傾向にあると考えられる。

2. 6 経営環境の満足度と移転意向の関係

店舗代表者の立地場所の満足度と移転意向の関係について、図-12に示す。被災後の仮設店舗と本設店舗の移転意向との間に有意差がみられた(発災前: $p=0.581$ 、仮設店舗: $p=0.000$ 、

本設店舗: $p=0.000$)。現在の立地場所に不満を持っている店舗代表者ほど、被災後の移転意向が高い傾向にあることが考えられる。店舗の駐車場規模の満足度と移転意向の関係について、図-13に示す。いずれの移転意向との間でも有意差はみられなかった(発災前: $p=0.224$ 、仮設店舗: $p=0.08$ 、本設店舗: $p=0.390$)。

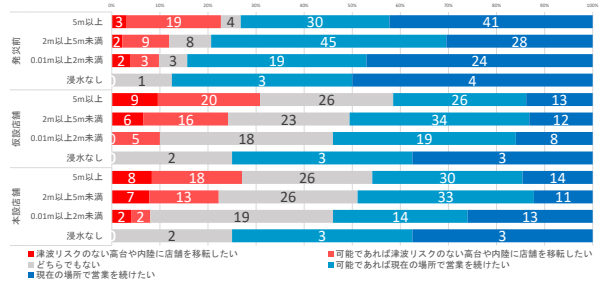


図-8 店舗代表者が想定する津波浸水深と移転意向の関係

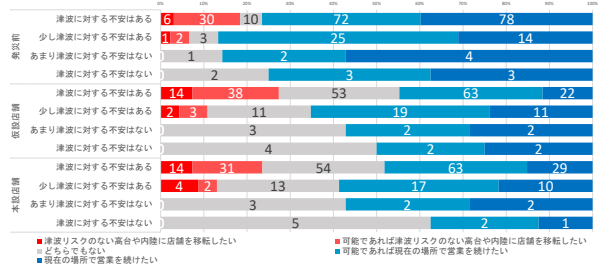


図-9 店舗代表者の津波不安感と移転意向の関係

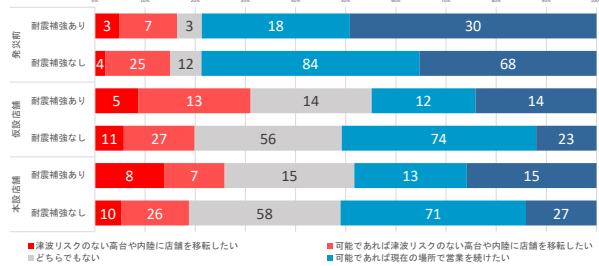


図-10 耐震補強の有無と移転意向の関係

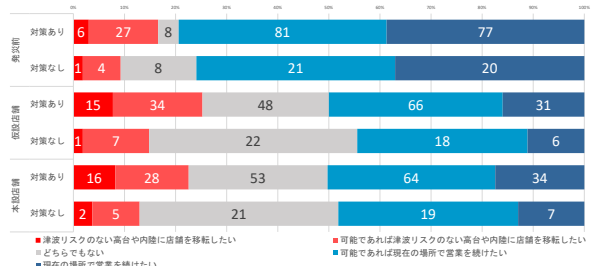


図-11 避難対策の有無と移転意向の関係

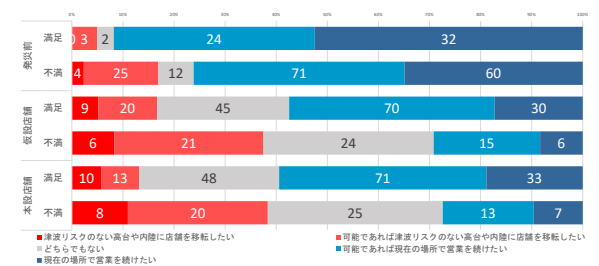


図-12 立地場所の満足度と移転意向の関係

2. 7 事業承継意向と移転意向の関係

今後の事業承継意向と発災前後の移転意向の関係について、図-14 に示す。被災後の仮設店舗と本設店舗での移転意向との間で有意差がみられた（発災前： $p=0.168$ 、仮設店舗： $p=0.000$ 、本設店舗： $p=0.000$ ）。事業承継に前向きな店舗代表者ほど、被災後の移転意向が高くなる傾向があると考えられる。

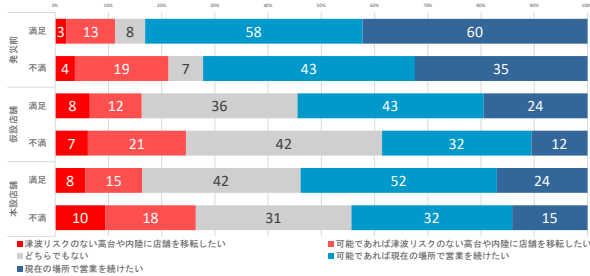


図-13 駐車場規模の満足度と移転意向の関係

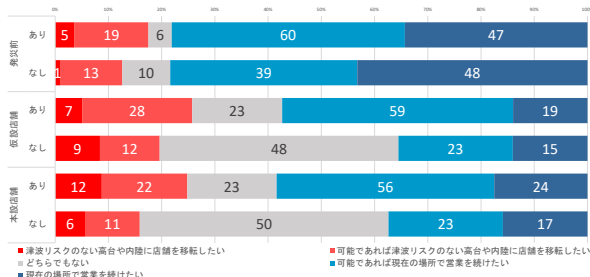


図-14 店舗代表者の事業承継意向と移転意向の関係

3. 結論

本研究では、南海トラフ地震による津波被害が想定される中心市街地における商業店舗代表者の発災前後の移転意向を明らかにし、津波リスク認知や対策状況、経営環境などとの関連について分析した。その結果、以下の点が明らかとなった。

- ・店舗代表者が想定する津波被害は串本町で5m以上と回答している店舗が多いなど地域差がみられたが、津波に対する不安感はいずれの自治体にも共通して多いことから、津波リスク認知自体は3自治体とも高いことが考えられる。

- ・自治体別の対策状況を比較した結果、串本町で耐震補強が進んでいない傾向が確認できた。また、各自治体の共通点として、従業員や顧客の避難対策に前向きであることが確認できた。

- ・発災前の移転意向は、移転に積極的な店舗代表者は約15%、消極的な店舗代表者が約80%を占める結果となった。一方で、被災後の移転意向は仮設店舗、本設店舗でも移転に消極的な店舗代表者が約5割を占めるものの、積極的な店舗代表者が約2割に増加している。また意向が不明瞭な店舗代表者は発災前が1割未満だったものの、被災後は3割弱に増加した。

- ・各自治体別の発災前後の移転意向について、有意差はみられなかったものの、被災前後の推移としてみると海南省と田辺市で被災後の移転意向が高まる傾向、串本町では移転意向は変化しない傾向が読み取れた。これは各自治体の都市構造やヒアリング調査などを踏まえると、移転先となる高台があるかどうか移転意向に影響するのではないかと考えられる。

- ・津波に対する不安感など津波リスク認知が高い、避難対策や

耐震補強などの対策を実施している店舗代表者ほど移転意向が高い傾向があると考えられる。

- ・立地場所に対して不満を持っている店舗代表者ほど被災後の移転意向が高まる傾向が確認できた。また、事業承継意向がある店舗代表者ほど、被災後の移転意向が高い傾向がわかった。

本研究では、商業店舗代表者の発災前後の移転意向と津波リスク認知や経営環境等が移転意向に与える影響を分析したが、被災後には移転に積極的な店舗代表者が増加するものの、消極的な店舗代表者が半数を占め、意向が不明瞭な店舗代表者も増加する傾向がわかった。そのため、南海トラフ地震で被災すると、現地再建と高台移転、意向が不明瞭な層へと意向が分かれてしまい商業地の分散が生じ、地域復興にも負の影響が考えられる。事前復興計画の方針や置かれている状況、移転意向に自治体差がみられる中で、事前に立地をどのように計画するか、その調整をする政策が改めて重要といえる。また、発災前後の移転促進または現在の商業集積を維持する方向であっても、立地場所への満足度や事業承継意向など経営環境を踏まえた計画が必要である。加えて、各店舗が想定している従業員や顧客の避難対策の共有や対策準備の支援、耐震補強の支援など、商業店舗の防災対策を促進する支援策を進めることも必要である。

謝辞

本稿はJSPS 科研費 22K02614 の助成を受けて実施したものです。

補注

- (1) 静岡県は、BCP に基づき被害想定区域から移転する際の設備投資への助成をおこなう「県内立地工場等事業継続強化事業費補助金」を設けている。
- (2) 海南省の中心市街地は、立地適正化計画で都市機能誘導区域として設定されている範囲とした。田辺市の中心市街地は、中心市街地活性化計画で定められている範囲とした。串本町の中心市街地は、串本町史に町内で唯一、商店などの集積がみられたと記述されていた串本地区とした。
- (3) 調査に使用したゼンリン住宅地図は、海南省が2021年、田辺市が2021年、串本町が2019年発行年の住宅地図を基とした。地図上の建物表記と巻末に掲載されているビル内のテナント名から、商業店舗と判断できたものを調査対象とした。また、商業店舗の分類は精肉店等の食品系、呉服店や薬局等の買回り品系、美容室等のサービス系、診療所等の医療系、飲食系とした。サービス系、医療系は、住民の生活に密接に関わる業種、賑わい創出に寄与する店舗と考えられるため商業店舗に含めた。

参考文献

- 1) 朝日新聞 (2013) 「津波リスク「土地売れず」高台移転、市街地に影 和歌山・高知の沿岸部」、2013年7月、夕刊
- 2) 宮定章 (2016) 「中小企業・自営業と地域の復興」、室崎益輝・岡田憲夫・中林一樹・野呂雅之・津久井進・山崎栄一編、『災害対応ハンドブック』、pp.111-113、法律文化社
- 3) 川手撰 (2017) 「田老の「復興」、その現在と未来」、『都市問題』Vol.3、pp.26-36
- 4) 伊藤みのり・姥浦道生・苅谷智大 (2021) 「東日本大震災の被災地における商業店舗の再建動向に関する研究—個別形態店舗に着目して—」、『都市計画論文集』、Vol.56、No.3、pp.1429-1435
- 5) 木多彩子・安藤奈々 (2015) 「大災害後の速やかな地域復興のための事前対策に関する研究—和歌山県西牟婁郡さきみ町内の事業所を対象として—」、『日本建築学会大会学術講演梗概集 (関東)』、pp.209-210
- 6) 森岡千徳 (2012) 「東南海・南海地震への対応力強化に向けた事業者のクライシスマネジメント—四国南部沿岸地域を対象に—」、『地域安全学会梗概集』、Vol.31、pp.109-110
- 7) Kanda Y (2013) 「Investigation of the freely available easy-to-use software 'EZRI' for medical statistics」、『Bone Marrow Transplant』、Vol.48、No.3、pp.452-458
- 8) 海南省 (2019) 「第2次海南省都市計画マスタープラン・海南省立地適正化計画」

1910年前後の京都市周縁部における未成電気軌道敷設計画に関する研究

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 毛藤 洸大
龍谷大学政策学部 阿部 大輔

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

近年、環境への配慮や都市公共空間の再編のため路面電車を再評価する動きがあり、特に地方都市において軌道整備が進みつつある。一方で、三大都市圏では、地下鉄の整備とバスへの転換により都市の基幹交通としての役割を終え、緻密な路線網を持っていた路面電車の多くが廃止され、フィーダー路線としての性格を持つ軌道線が僅かに残るのみである。国土交通省は都市交通のトランスポーターギャップに対応する公共交通の必要性について言及しており¹⁾、軌道系公共交通の整備は重要視されるはずであるが、三大都市圏において軌道系公共交通整備の計画は存在するものの、実現はしていない。

我が国の鉄軌道運営主体は民間企業が担っている場合が一般的であるが、軌道の場合、基本的に運営主体と整備主体は上下一体とされているものの、2007年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行以降、軌道整備主体として自治体が担う事例もでてきた。鉄軌道存続について市民組織が合意形成活動を展開している事例²⁾もあり、官民連携と都市計画的な公益性も鑑み、合意形成の重要性は増している。

都市交通として電気軌道が整備され始め、整備主体は一般的に民間が担っていた明治後期においても電気軌道敷設について関係主体と公益の確保を実現しようとしていた³⁾。それでは実現しなかった計画は失敗した事実だけを残したのだろうか。実現した計画には背景と過程があり、実現しなかった計画にも背景と過程があるはずで、実現した沿線と実現しなかった沿線どちらも過去の延長線上にあることに変わりはない。実現しなかったからこそ背景と過程を考察することで現在につながる理解も深まるのではないだろうか。

そこで本研究では、1910年代において京都市周辺で未成となってしまった電気軌道敷設計画に着目して、それぞれの特徴、背景と実現しなかった過程を明らかにする。

(2) 先行研究の整理

電気軌道敷設計画と市街地形成に関する研究として、地方都市において1900～1920年に開業した電気軌道事業16事例を対象に、事業形態や経営戦略の観点から軌道敷設、都市形成の意図を考察し、電気軌道敷設による都市基盤形成の特質を明らかにした岩本⁴⁾がある。軌道条例から地方鉄道への転換に関する研究として、軌道条例を準拠法として設立された東京地域の私設鉄道3社が、東京の拡大背景の中で、いつ頃に路面軌道から郊外鉄道へと指向し、性格を転換していったのかを考察した為国⁵⁾がある。京都市における鉄軌道網と都市形成に関する研究として、明治初期から昭和戦前期までの近代化プロセスにおいて、都市の骨格を形成する鉄道・軌道ネットワークと、都市活動の触媒装置として機能する都市施設の発達プロセス

に焦点を当て、都市形成に関する分析を行った田中⁶⁾がある。しかし、本研究が着目する未成電気軌道敷設計画の経緯や議論を扱った研究は管見の限り不在である。

(3) 研究の方法

本研究では1次資料として京都府立京都市・歴史館所蔵の「京都府庁永年文書」^{7) 8) 9)}を使用し考察した。

2. 軌道条例の動向

(1) 1910年前後における軌道条例の情勢

現行法である軌道法が施行された1924年以前に開業した軌道は軌道条例に基づいている。軌道条例第一条では「一般運輸交通の便に供する馬車鉄道及其他之に準ずべき軌道は起業者に於て内務大臣の特許を受け之を公共道路上に布設することを得」¹⁰⁾としており、当時の道路行政を担っていた内務省の所管であった。1895年の京都電気鉄道開業以降、各地で都市交通として電気軌道が開業した。

ところが、1910年に軽便鉄道法が施行された。「元来私設鉄道法並に關係法令は、一國を貫通すべき大鐵道に適用する目的を以て、制定せられたるを以て、一地方の運輸を目的とする小鐵道には適さざるもの」¹¹⁾として従来の普通鐵道と軌道との中間にあたる鐵道が必要であるとして軽便鉄道法制定に至った。これまで軌道は規制内容が緩やかであったため、同じく規制内容を緩やかにした軽便鐵道との違いについて問われることになった。軽便鐵道法制定に関する議論として当時の内務大臣後藤新平は「(前略) 從來ニ於テモ軌道條例ナルモノガアリマスルガ、是ハ如何ニモ輕便鐵道ニ類似シテ居リマスガ、道路ノ補助機關トシテ制定セラレテ居リマスル (後略)」¹²⁾とし、あくまで軌道は道路交通を補助する存在であるとした。

(2) 軌道の郊外鐵道化

軽便鐵道法が施行された1910年の前後に、軌道条例に準拠した阪神電気鐵道や京浜電気鐵道など比較的長距離の電気軌道が大都市において多数開業した。このような状況に対して、「(前略) 今日ノ軌道條例ト云フモノハ、軌道條例ノ制定ノ當時ヨリモ其運用ノ範圍ヲ廣クシテ、(中略) 殆ド其從來ノ道路ノ補助機關ト云フヤウナモノヨリ、事實ニ於テハ超越シテ (後略)」¹³⁾と、電気軌道が鐵道のような存在になっており、道路の補助機關としての範疇を超えているとした指摘があった。

ただ、このような電気軌道は後年、大都市における市街地拡大とそれを支える重要な交通としての役割を果たした。首都圏や京阪神圏などで軌道条例に準拠して開業した電気軌道は郊外鐵道としての基礎を築いた^{5) 14)}。そもそも、軌道は「都市政策と軌道事業との関係の如きは、都會の膨張と市民生活状態の變遷に連れて (中略) 市民は交通時間の短縮賃金の遞減に於て多くの利便を享受しつつあり、かるが故に都市計劃なるものは、

所詮軌道事業を離れて論ずべきものにあらず¹¹⁾とされており、当時、市街地拡大において重要視された交通であることに違いない。では、活発的に軌道を整備しようとした時代において、それぞれの当事者が計画された電気軌道沿線地域の将来像をどう展望していたのだろうか。

3. 京都市周辺の未成電気軌道計画の比較

京都市とその周辺部の軌道出願については、「明治43年は39年以來の軌道出願ブームで京都市内、近郊の路線出願は20件を超える活況を呈しており¹⁵⁾とある。京阪電気鉄道、京津電気軌道、嵐山電車軌道が実際に開業し、現在においても京都市とその周辺の交通を担っている。実現しなかった電気軌道敷設計画として、京都市と隣接する市町村内で完結する軌道のうち、明治44年に一斉却下された10軌道と1910年代において特許下付まで至ったものの実現することがなかった2軌道は多種多様な経路と条件があったため、今回はこれらの電気軌道敷設計画から考察する。

軌道敷設の目的としては一般交通または一般運輸の交通手段を提供するとしている軌道が多く、社名に表れているように観光を意識した軌道も散見される(表-1)。特徴がある計画としては沿線の宅地開発を目的の一つとする山城電車軌道や京都市北部一帯に電力を供給していた洛北水力電気が同じ地域で電気軌道事業に乗り出そうとした計画などがある。

計画された経路の分類としては遊覧地連絡型、放射型、外周型の3タイプが確認できた。遊覧地連絡型は図-1のように市域の外側を周りながら東山や西山などの名勝地や旧跡を巡るように経路しており、距離も長い。放射型は図-2のように市域を起点として主要街道の道路や道路に沿う形で周辺の村落とを結んでいる。外周型は市域の外側を囲うような経路になっている(図-3)。遊覧地連絡型との違いは名勝地や旧跡を経由するために市域外縁より大きく外れた経路がないこと

表-1 未成電気軌道の概要

	発起人(代表)	特許出願日	距離	目的	経路分類
①	京都遊覧電気鉄道 吉田佐吉	明治36年 11月13日	13.5km +10.3km	本会社の事業は主として京都市内に其付近の名勝区域の観覽せしむるため快速便益なる交通機関たることを期す	遊覧地連絡型
②	平安電気鉄道 山本龜次郎	明治39年 12月28日	37.8km	軌道条例により電気鉄道を布設して一般旅客及貨物の運輸營業を為すを目的とす	遊覧地連絡型
③	京都遊覧電気鉄道 鈴木棟四郎	明治40年 5月28日	50.7km	軌道条例に依る電気鉄道を敷設し一般交通の便を謀るを以て目的とす	遊覧地連絡型
④	近畿電気鉄道 由利公正	明治40年 3月16日	本線5.4km 第一支線11.9km 第二支線7.6km 合計24.8km	運輸交通機関として電気鉄道を敷設する	遊覧地連絡型
⑤	平安電気軌道 佐分利一嗣	明治43年 3月22日	24.1km	軌道条例に據り電気軌道を敷設し一般運輸の業を営むを以て目的とす	放射型
⑥	京都電気鉄道 延長線 大澤善助	明治43年 3月3日	東山線8.0km 洛北線8.7km	既設線に接続する路線を出願し、一般交通に多大な恩恵を与えと共に本事業によって利益を得ることを目的とする	外周型
⑦	洛北水力電気 西池成義	明治42年 7月27日	甲線6.6km 乙線2.5km	兼営事業として電気軌道を敷設し旅客運輸に供するを目的とす	放射型
⑧	嵐山電車軌道 1号線2号線 松方五郎	明治43年 6月18日	1号線9.1km 2号線1.2km 合計10.3km	2支線を新設し、一般の交通及び遊覧者の利便を計るものとす	外周型
⑨	嵐山電車軌道 3号線4号線 松方五郎	明治43年 7月19日	3号線1.1km 4号線2.0km 合計3.1km	2支線を新設し、一般の交通及び遊覧者の利便を計るものとす	放射型
⑩	洛東電気軌道 松方五郎	明治43年 10月14日	6.0km	電気軌道を布設し、旅客運輸の便に供するものとす	外周型
⑪	山城電車軌道 田中祐四郎	明治44年 1月18日	20.2km	京都市南東郊外に土地を買収し貴家を建設し其住人の便宜を謀り電車軌道を布設し一般旅客の運輸に供するにあり	放射型
⑫	洛西電車軌道 岡田重之	明治39年 12月23日	本線9.9km 支線1.7km 合計11.6km	電車軌道を布設し一般運輸の用に供する	放射型
⑬	京都電気鉄道 三宅線 高木文平	明治36年 7月13日	5.1km	電気鉄道を敷設して交通の便を開き	放射型

表-2 新規電気軌道事業を起こす発起人の居住地

	京都遊覧 電気鉄道	平安 電気鉄道	京都遊覧 電気鉄道	近畿 電気鉄道	平安 電気軌道	洛東 電気軌道	山城 電車軌道	洛西 電車軌道
発起人(代表)	吉田佐吉	山本龜次郎	鈴木棟四郎	由利公正	佐分利一嗣	松方五郎	田中祐四郎	岡田重之
京都市	5		16		5	5	9	8
京都府葛野郡	2						3	1
京都府紀伊郡							10	2
京都府乙訓郡					1		2	
京都府愛宕郡			1					
京都府下その他	1		2					
滋賀県	2				2	1		
大阪府	4				2	3		7
兵庫県	1	8			1	1		2
愛知県	1							
東京府	27		37	18	6			2
その他	2		5		1			

である。嵐山電車軌道1~4号線は遊覧者の利便性向上を目的としつつも、名勝地や旧跡を巡る偏った経路ではなく、開業線や市電と接続することで利便性の向上を図り、市域の外縁を周り一般の交通も重視している。

新たに電気軌道事業に乗り出す軌道の発起人の居住地を見ると、遊覧地連絡型については京都府外に居住する発起人の割合が高くなっている(表-2)。これは日露戦争後、外資導入に伴う金融緩和や鉄道国有化による民間資本の豊富化と政府の産業振興策の影響で起業ブームが全国的に起こり、鉄道への投資熱が都市交通としてその価値が注目され出していた電気軌道の軌道特許権が恰好の投資対象となった¹⁶⁾ことも影響している。山城電車軌道は発起人の全てが京都市か京都市に隣接する郡の居住者で占められており、経由する全ての郡に発起人が居住している状況で、地域からの電気軌道に対する必要性が高いことが窺える。

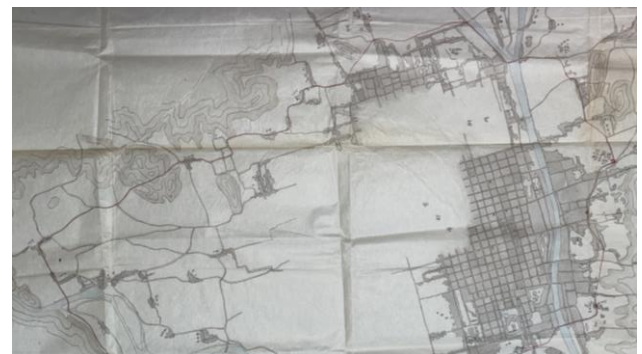


図-1 遊覧地連絡型(平安電気鉄道)(出典:文献7)



図-2 放射型(山城電車軌道)(出典:文献7)



図-3 外周型(嵐山電車軌道1号線2号線)(出典:文献7)

4. 特許下付に至らなかった電気軌道

特許下付に至らなかった電気軌道は表-1の①~④の敷設計画である。その中で洛北水力電気と山城電車軌道については事業者や住民から地域の情勢を憂慮した文書が提出されている。洛北水力電気は明治43年1月11日に特許出願線を追加する際に内務大臣へ提出文書において、

＜今ヤ京都市ハ年々々々発展シテ愈々益々市區擴張ノ急要ニ迫レリ(中略)北部一帯ハ(中略)人馬ノ往復日ニ月ニ頻繁ヲ(中略)加ヘ從テ戸口又著シク繁殖シツツアリ(中略)北部一帯ノ交通機関ヲ完成スルノ計畫ニシテ京都市及附近地方ノ繁栄策上欠ク可カラサル一大交通機関タルヲ信ス(後略)＞

とあるように、当時の京都市北部の周縁部において発電、配電事業を営む中で、市街化の波を感じとり、主要道路である賀茂街道上に敷設する計画について将来を見通し、「道路の補助機関」としての軌道の必要性を感じとっていたと考えられる。

山城電車軌道が敷設計画を立てた沿線の郡にあたる葛野郡と乙訓郡は山城電車軌道が特許を出願した3ヶ月後にあたる明治44年4月25日に請願書を提出し、

＜今ヤ社會ノ進歩ニ伴ヒ地方各般ノ事業益々繁雑トナリ(中略)交通機関ノ為メ著シク地方開発ノ機ヲ得ツツアル甚多シ然ルニ(中略)若シ夫レ此機関アルヲ得ハ獨リ我地方ノミニアラス内外ノ利便又甚大ナリト信ス仄聞スルニ二三企業者ニ於テ當地方ニ電気軌道敷設ノ認可ヲ申請中ナリト果シテ然ラハ幸ニ此際之レカ調査ヲ進メ速ニ認可ヲ付與セラルノ途(後略)＞

として、特許出願の時期を考えると山城電車軌道の計画が影響していることも窺え、地域からの電気軌道に対する必要性和期待感の高さはここでも表れている。山城電車軌道の場合、将来を見通そうとした洛北水力電気とは違った形で将来への展望を立てていたと考えられ、地域のこれからの発展のために電気軌道が必要であるとした立場であるのだろう。山城電車軌道は主に西国街道に沿って敷設する計画であったため、「道路の補助機関」としての条件が整いやすく、有力な計画の候補であったと考えられる。

しかし、明治44年9月18日に洛北水力電気や山城電車軌道を含め10軌道は沿線の開発を促進させるものであることは確かだが現在の交通量を踏まえると収支が合わないこと、出願された軌道の殆どが重複している上、京都市電敷設の状況を見て必要であるか判断すべきとして一斉却下された。

5. 特許下付に至るも開業しなかった電気軌道

(1) 洛西電車軌道

洛西電車軌道は明治39年12月23日に特許を出願した。各村会、郡会、京都府参事会は洛西電車軌道敷設を認め紀伊郡は「交通上極メテ利便ヲ得ル次第ニシテ大ニ布設スル義ニ有」として賛同した。明治40年3月6日に京都府は洛西電車軌道の敷設計画について調査したところ、「起業ハ成業ノ見込有之候」として内務大臣へ副申し、「本軌道ノ敷設ハ現今該地方ノ交通状態ニ見ルニ必須ノ施設ニシテ(中略)沿道郊落ノ受クヘキ利便ト之ニヨル発達ノ動機アルハ必然ノ義(後略)」とし、市電や京阪電気鉄道との接続による有用性を府側も述べている。ただ、嵐山電車軌道と京阪電気鉄道の経路変更が同時期にあったこともあり、それを見守るとして、特許下付されなかった。

明治42年12月27日に洛西電車軌道は特許出願書を再提出し、明治43年2月14日には洛西電車軌道が上申書を提出し、

＜(前略)西陣ハ(中略)關聯スル從屬ノ工業ヲ加フルトキハ市内全テ数ノ三分ノ一ヲ占ムク他ノ市民ノ多数モ亦直接間接ニ是等工業品ノ轉換媒介ニヨリ衣食スルモノト云フモ過言ニアラサルヘシ(中略)自分共出願ノ洛西電車軌道口市營及京阪電気鉄道ヲ介シテ如上ノ工業地ト大阪市トノ交通ヲ連絡スルモノニシテ其必要ナルヲ贅言ヲ要セサルナリ(後略)＞

として、当時の京都市における工業の中心地である西陣に接続することの意義を主張した。同日に京都府は内務大臣へ副申し、起業は成業の見込みありとし、「本軌道ノ敷設ハ現今該地方ノ交通状態ニ見ルニ必須ノ施設ニシテ(中略)沿道町村ノ受クヘキ利便ト之ニヨル発達ノ動機アルハ必然ノ義ト相認候」として、引き続き洛西電車軌道の計画の有用性を確認し明治43年8月30日に特許下付されたものの、不況や財政状況悪化により開業することはなかった。

(2) 京都電気鉄道三宅線

京都電気鉄道は明治36年7月23日に「京都電気鉄道延長線路特許願」を提出し、明治36年10月27日には「起業ハ成業ノ見込確實ナルモノニ有」「(前略)交通上ノ利便亦尠少ナラザルモノニシテ何等支障アルヲ認メザルモノニ有」として特許が下付された。

しかし、工事は着手されず、京都市内の開業線の複線化が進行しており、時勢の要求として全線複線化が急がれているとして、度々延期願を提出し、期限を変更していた。その中で明治43年2月19日に愛宕郡修学院村、松ヶ崎村など7村から京都府宛の請願書が提出された。その中で、

＜地方ノ發展ヲ促進スルハ一ニ交通機關ノ完備ヲ期スルニア
リ今ヤ京都市ハ八年二月ニ發展シテ市區域擴張ノ急要ニ迫レリ
(後略)＞

と、京都市域が拡大し続け、北部に向かって著しく膨張しているが未だに交通機関がなく、地方の発展策に大きな影響を与えていることが指摘されており、速やかに計画を実行に移してほしい旨、嘆願されていた。

明治43年8月30日に田中村、岩倉村、修学院村から京都府に宛てた陳情書が提出され、公益を踏みにじっておりこのままでは時間が過ぎるだけで地方発展に支障を与え、不利不便を感じさせるだけなため、期限満了後は指令を取り消すべきだとした訴えが挙がった。

なかなか着工しない京都電気鉄道にしびれを切らしたのか明治43年9月26日に愛宕郡より京都府宛の上申書が提出され、未だに工事が着手しておらず、一般交通の不便が大きくなっているため沿線村民は速やかに敷設することを希望している。

＜(前略) 既定線ヲ以テ優レリト相信候既定線ニ對シテハ障害アルヲ認メサルノミナラス地方ノ發展上最モ恰好ノ線路ト相認メ候 (後略)＞

とし、貨車や人馬の往来が激しい要衝を通る経路をわざわざ変える必要がなく、地方の発展のために適切な路線として速やかに工事に着手するよう意見すると訴えている。

明治43年10月26日に京都電気鉄道が一般乗客の利便性向上を理由として特許一部変更願を提出した。この変更願に対して京都府郡部参事会は異議なしとしたが、愛宕郡田中村村会は異議なしとしつつも、田中村では次々と耕地が宅地に転換され、農業従事者は日々業務を縮小させており嘆いている。このため、高野川沿岸を埋め立て敷設することを希望するとした。

明治45年6月7日には京都電気鉄道より「高野川沿岸埋立願」が提出され、官有地を埋め立て、敦賀街道を埋立地上に移設し、軌道を敷設するとした。これは大正2年1月29日に京都電気鉄道が提出した「高野川沿岸埋立願ニ付陳情書」にて

＜(前略) 松ヶ崎橋ニ至ル間ハ高野川ノ沿岸ヲ埋立テ之レニ依リ軌道ヲ敷設セハ河川ノ改修ト共ニ一層大ナル公益ヲ認(中略) 該新道ニ人家ノ連擔ヲ見ルカ如キハ蓋シ遠キ将来ノ事ニ屬シ(中略) 其他多々道路ノ新設御擴張ニ成ルモノアルモ容易ニ發展ヲ見ルルハサルハ之ヲ例誌スル所ニ有之候理由ニ依リ右新道御築造ノ曉ニ於テモ少ク十数年ノ後ニアラサレハ理想ノ發展ヲ期シ難キコトト存セラレ候 (後略)＞

として、河川改修、道路拡幅、電気軌道敷設を京都府協力のもと、一挙に行うことで公益性を主張し、なんとか特許を繋ぎとめようとしていたものの、軌道敷設工事に着手することはなく、京都電気鉄道は大正5年10月4日に特許を返納した。

ただ、その後京都電気鉄道三宅線沿線では叡山電鉄が開業しており、沿線村落が将来を見通し、積極的に働きかけたことは

無駄ではなかったともいえる。一方で、洛西電車軌道沿線は現在でも鉄道空白地帯であり、結果が二分してしまった。

6. まとめ

1910年前後の京都市周辺において電気軌道を敷設することで既得権を確保し、投機的な目的を持つ計画は遊覧地を経由することに重きを置いている傾向にあり、どの計画も特許下付の段階まで至っておらず、京都府が公益性を鑑みて判断していた。

特許が下付された2軌道と特許下付に至らなかった放射型の軌道は市域を起点として主要街道の道路上や道路に沿う形で周辺の村落とを結んでいたため、市街化及び人口増加の最前線となっており、道路の補助機関としての役割が期待されていた。これらの計画において村民や発起人が地域の課題を捉えた上で、電気軌道の必要性を訴えていたことは特筆に値する。

参考文献

- 1) 国土交通省 まちづくりと一体となったLRT導入計画ガイダンス
<https://www.mlit.go.jp/crd/tosiko/guidance/pdf/00all.pdf>
2023年6月18日
- 2) 清水省吾・中川大・金山洋一・本田豊・村尾俊道(2021)「地方鉄道再生の合意形成過程において市民組織が果たした役割に関する研究—福井県における事例を踏まえて—」、土木学会論文集F5(土木技術者実践)、77巻1号、p.101-111
- 3) 岩本一将・山口敬太・川崎雅史(2018)「近代の和歌山におけるインフラ整備と公益確保—電気軌道と水力発電事業を中心として—」、土木学会論文集D2(土木史)、74巻1号、29-41
- 4) 岩本一将・山口敬太・川崎誠登・川崎雅史(2019)「明治・大正期の電気軌道敷設と都市基盤形成—1900-1920年開業の地方16都市を対象として—」、土木学会論文集D2(土木史)、75巻1号、67-80
- 5) 為国孝敏・松本崇・中川三朗(1997)「戦前における路面軌道から地方鉄道への転換と東京の拡大への影響に関する一考察」、土木史研究、17巻、487-493
- 6) 田中尚人・川崎雅史・亀山泰典(2004)「近代京都における鉄道・軌道網を基盤とした都市形成に関する研究」、土木計画学研究・論文集、21巻、385-391
- 7) 京都府立京都学・歴史館所蔵(1911)「軌道」
- 8) 京都府立京都学・歴史館所蔵(1918)「洛西電気鉄道」
- 9) 京都府立京都学・歴史館所蔵(1916)「京電三宅線」
- 10) 内閣官報局(1890)「官報2147」
- 11) 運輸日報社編(1991)「明治運輸史 上巻」p2原書房
- 12) 国立国会図書館(1910)「第26回帝国議会議院鉄道敷設法中改正法律案外一件委員会第6号」『帝国議会議録検索システム』
<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/result> 2023年6月18日
- 13) 国立国会図書館(1910)「第26回帝国議会議院鉄道敷設法中改正法律案外一件委員会第7号」『帝国議会議録検索システム』
<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/result> 2023年6月18日
- 14) 三木理史(2003)「『都市鉄道』の成立—戦間期大阪市と近郊の事例による考察」『技術と文明』14巻1号19-41
- 15) 今井健夫(1996)「嵐山電車覚え書、1-4」鉄道史資料保存会
- 16) 今井健夫(1998)「京阪・京津初期の資料から、1-3」鉄道史資料保存会

都市郊外部における地下鉄延伸計画のバス高速輸送システムでの代替可能性の研究

— 京都市営地下鉄東西線洛西方面延伸計画を事例として —

龍谷大学大学院政策学研究所 木下 太郎

1. はじめに

我が国では、1970年代前後において高速鉄道（地下鉄）が計画されたが、財政難などを原因に凍結状態となった路線延伸事業も存在する。しかし、それらの延伸事業のなかには「専用走行空間の確保を基本とした、速達性、定時性、輸送能力に優れた、バス車両をベースとした高速運行の公共交通システム」であるバス高速輸送システム（Bus rapid transit; BRT）で代替することで、事業を補完できる可能性があると考えられる。

本稿では、都市郊外部における地下鉄延伸計画のバス高速輸送システムでの代替可能性について、京都市営地下鉄東西線洛西方面延伸計画を事例として検証する。

2. 本研究の目的と方法

(1) 既往研究の整理と研究上の位置

バス高速輸送システム（BRT）にかかわる研究として、基幹的公共交通としてBRTを導入した海外の都市を事例として、各都市の都市公共交通におけるBRTの位置づけと計画・運営・運行の現状に着目し、その導入経緯や財源確保の方法、諸制度等の視点から比較分析を行った矢部・中村ほか（2006）¹⁾、京都市南部を運行する京都らくなんエクスプレス（レックス）を事例に、乗車人員が増加し続けた経過を記録するとともに、沿線企業がその間に従業者数を増加させてきた要因について考察を行った村尾・中川ほか（2020）²⁾、大阪市内を運行する「いまざとライナー」を事例に、地下鉄代替路線として運行されるBRT（バス高速輸送システム）の評価について、現行の社会実験に対する市民意見についてのアンケート調査結果から分析を行った秋山・井ノ口（2022）³⁾など、多く蓄積されている。

以上のように、BRTにかかわる研究の多くの蓄積は、既存のBRT導入事例にかかわる比較や評価に対するものが大半である。本研究では、未成地下鉄延伸計画をBRTに代替した場合の事業性調査を実施することで、都市郊外部における地下鉄延伸計画のバス高速輸送システムでの代替可能性について明らかにする。

(2) 本研究の目的

都市郊外部における地下鉄延伸計画のバス高速輸送システムでの代替可能性について、京都市営地下鉄東西線洛西方面延伸計画を事例に検証する。

(3) 研究方法

本稿では、地下鉄東西線洛西延伸計画をBRTで実施した場合の事業性調査を通じて検証する。調査内容としては、費用分析における年度間運行費用分析および需要予測の結果より導出する年度間収支より検証する。各分析・予測方法については、それぞれの項目内で詳述する。

3. 研究対象地域について

(1) 対象地域の選定理由

延伸先の終点にあたる洛西ニュータウンの基本方針の1つに、「高速鉄道導入までの間は、バスによる輸送力を整備」とある⁴⁾が、京都市政の財政難やニュータウン地域の少子高齢化による人口減少、阪急京都本線洛西口駅・JR東海道本線桂川駅の開業による交通流動の変化による需要の変化により、地下鉄での建設が見込めない状態にある。しかし、BRTで延伸事業を代替することにより、地下鉄と比較して安価な事業費かつ短い工期で実現できるとともに、交通流動に応じたルート柔軟に設定することが可能となるため、事業性が高くなる可能性がある。よって、都市郊外部における地下鉄延伸計画のバス高速輸送システムでの代替可能性を検証するにあたり、適切な事例として判断したため、研究対象地域として選定した。

(2) 京都市営地下鉄東西線洛西延伸計画の概要

京都市営地下鉄東西線は、西部の交通結節点である太秦天神川から京都市中心部を横断し、南東部の交通結節点である六地藏を結ぶ路線である。1997年に二条・醍醐間が開業し、2004年に東側の六地藏、2008年に西側の太秦天神川へ延伸している。

表-1 京都市営地下鉄東西線洛西延伸計画について記載されている構想・答申でないし調査とその内容⁵⁾⁶⁾

構想・答申・調査名	ルート	主な内容
「まちづくり構想—二十年後の京都—」 1969年度		現在の京都市営地下鉄烏丸線・京阪電鉄精華線の原型となる南北線と現在の京都市営地下鉄東西線の原型となる東西線と並んで、その他路線として、「西園部、北都の住宅地と都市圏上の主要な業務地区および工業地区を結ぶ」とし、「南北線、東西線」として計画されている。西園部を結ぶため、西が外環線及び洛西線と接続するとしている。
都市交通審議会答申13号「大阪圏における高速鉄道を中心とする交通網整備増強に関する基本的計画について」 1971年12月	六地藏—山科—御池通—洛西ニュータウン—長岡	御池線（現・東西線）での洛西ニュータウン延伸に変更
運輸政策審議会答申第10号「大阪圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画について」 1989年5月	六地藏—福原—山科—御池—三條—西大路—洛西—長岡	東西線の位置づけは、大規模プロジェクトなどへの対応のための必要な路線として、「郊外部で形成されつつある新しい開発拠点については、都心部等との連絡を図る」とし、「洛西地域における開発については、東西線の整備により京都都心部等との連絡を図る」としている。東西線関連の整備計画としては、「六地藏—福原—山科—御池—三條—西大路—洛西—長岡」が答申路線に盛り込まれ、そのうち西大路—洛西間に限っては、日蓮年次（2005年）までに整備に着手することが適当である区間、洛西—長岡間については今後路線整備について検討すべき区間とされている。また、西大路—洛西間の整備については、洛西地域の開発状況及び沿線における土地整理事業関連計画の進捗状況に合わせて着工すること、洛西—長岡への延伸については、洛西地域の開発状況、当該開発に伴う大規模な新規需要の規模、阪急京都線のフィーダー輸送機能の充実による対応等を総合的に勘案して、路線整備の必要性について検討するとしている。
運輸省「都市鉄道調査」 2000年度	西大路—洛西 約10km	(1) ルート 天神川から先、上桂で阪急嵐山線と接続、京都大学桂キャンパス最寄りの桂御阪線、洛西といった8駅が新設され、洛西の先に車庫が設置 (2) 建設費は、全線地下方式で約3,000億円、洛西付近を一部高架方式にすることで、約2,800億円 (3) 1日あたりの利用客数の見込みは16万人であるが、黒崎赤十字の解消は開業後27年（一部高架方式）もしくは34年（全線地下方式）
近畿地方交通審議会答申第8号「近畿圏における望ましい交通のあり方について」 2004年10月	天神川—福原—上桂—洛西 7.7km	京都市営地下鉄東西線延伸として、「天神川—福原—上桂—洛西」7.7kmが、京阪神圏において中長期的に望まれる鉄道ネットワークの構成する新たな路線として盛り込まれている。また、洛西地域の開発状況の成熟化に伴い発生する輸送需要に対応するとともに、京都圏全体のアクセス機能の強化に資する路線として位置付けられている。費用対効果（B/C比）は30年で2.15、50年で2.55としている。採算性は、資金収支ベースとした場合、開業40年で黒字化するものとしている。

表-1は、京都市営地下鉄東西線洛西延伸計画について記載されている構想・答申、調査とその内容である。洛西方面への延伸計画に関する京都市の見解としては、京都市会産業交通水道委員会（2019年度第14回）での答弁⁸⁾より、「近畿地方交通審議会答申第8号で整備する意義のある路線と位置付けられており、京都市でも同様の認識」であるが、「京都市では政策

決定がされていない」状況にあることがわかる。また、ニュータウンが所在している西京区の2021年に示された基本計画からも延伸に関する文言がなくなったことから、事実上消滅している状態であるとみなすことができる。

(2) 延伸予定区間の現状

(I) 土地利用の現状

延伸予定区間沿線は、南太秦・梅津学区地域周辺の工業地域や洛西ニュータウンの一部地域、国道9号線沿線を除き、住居地域となっている。沿線施設としては、南太秦・梅津地域に「三菱自動車工業」「日新電機」などの大型事業所や民医連中央病院などが所在する。桂川・上桂地域に、西京都病院・三菱京都病院・京都桂病院など病院のほか、西京区役所や西文化会館などの公共施設が所在する。桂坂（桂御陵坂）地域に、京都大学桂キャンパスや桂イノベーションパークなどの研究施設が所在する。洛西ニュータウンおよび周辺地域には、京都市立西高等学校や京都府立洛西高等学校、京都経済短期大学といった学校施設や西京区役所洛西支所や図書館、ショッピングセンター（ラクセーナ）などが集積しているタウンセンターが所在する。

(II) 公共交通の現状

2023年6月現在、太秦天神川駅から洛西ニュータウン方面へは、京都市営バス70号系統が運行している。しかし、延伸予定区間と全区間並行しているわけではなく、桂川地域（上野橋）以南は、阪急上桂駅・桂坂方面を経由せず、阪急桂駅・JR桂川駅経由となっている。南太秦・梅津地域周辺は、上記70号系統が運行している。また、梅津学区では、中心道路である四条通に四条烏丸・京都駅など市内中心部方面からの路線バスが高頻度で運行している。桂川・上桂地域は、阪急嵐山線上桂駅が所在するほか、場所によっては阪急京都本線の主要駅である桂駅も徒歩圏となる。路線バスは、後述する選定ルートである国道9号線に京都駅方面の路線が市営・民間ともに運行しているほか、上記70号系統や市内中心部方面へ向かう路線も運行している。桂御陵坂・洛西ニュータウンも含めた洛西地域は、地域内に鉄道駅はなく、阪急京都本線ないしJR東海道本線の鉄道駅へ向かうバス路線ないし四条烏丸・京都駅など市内中心部方面からの路線バスが主要アクセスとなっている。

4. 調査の概要

(1) BRTの選定理由

本調査におけるBRTの選定理由は、下記の通りである。

第1に、建設にかかわる事業費が比較的安価であることである。太秦天神川・洛西間を地下鉄で建設する場合、2000年に実施された「都市交通調査」によると、2,800億円から3,000億円となっている⁹⁾。しかし、BRTで整備することにより、大幅に圧縮することが見込まれる。第2に、路線設定の柔軟性である。地下鉄・新型路面電車（LRT）では原則として軌道上しか運行できないが、BRTはバスを使用するため、通行できる道路があればルートを柔軟に設定することができる。本稿での調査では、太秦天神川・洛西ニュータウン間の1路線しか検討しないが、整備する専用レーンを活用することで、京都駅・四条烏丸・JR丹波口駅といった市内中心部から洛西ニュータウン

の速達路線も運行するも可能となる。第3に、シンボル性である。この利点については、原則地下を運行する地下鉄はともかく、LRTに軍配が上がるが、BRTについても車両や駅、専用レーンの道路舗装のデザインなどを工夫することにより、沿線のシンボルとして運行することができるといえる。

(2) 調査内容

本調査では、地下鉄東西線洛西延伸計画をBRTで実施した場合の事業性について、費用分析における年度間費用分析および需要予測の結果より導出する年度間収支分析より検証する。なお、本調査で初期費用分析は実施するが、宮尾（2006）⁹⁾が主張する限界費用原理より、建設費などは、消費税など定額税を原資とした補助金で賄うものという見解を適用するため、年度間収支分析の際に考慮しないものとする。また、本調査における社会的割引率については、4%とするケースが多く存在するが、現在の市場金利とかけ離れたものになっていると判断したため、0%とする。

5. ルート設定、運行計画、現行路線の再編

(1) 選定ルートの概要

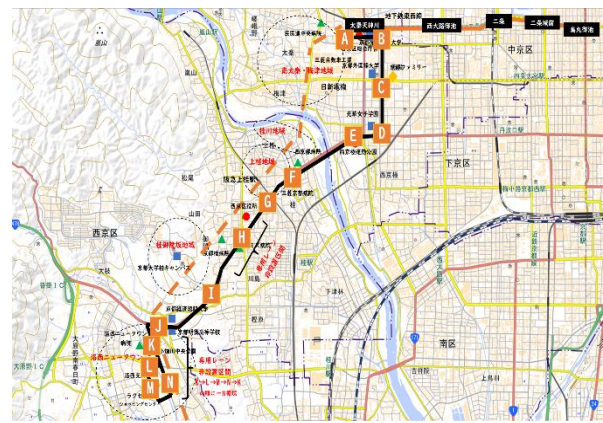


図-1 選定ルート（黒線）と設置を想定する駅

※点線は、答申・調査資料をもとに作成した地下鉄延伸想定ルート

本調査における選定ルートは、図-1の通りである。ルートの概要は、下記の通りである。

第1に、本ルートは地下鉄東西線の西端である太秦天神川駅（A）を始・終点とする17.3kmのループ運行とする。第2に、用地買収費など事業費および工期圧縮の都合上、既存道路を活用するルートとする。よって、太秦天神川駅から洛西ニュータウン間は、南太秦・梅津・上桂駅周辺および桂坂地域を経由せず、御池通・葛野大路通・国道9号線沿線を経由するルートとする。第3に、洛西ニュータウン地域は福西本通り・境谷大通り・洛西中央通りなど、タウンセンター周辺道路・停留所（K-N）を循環して、太秦天神川駅方面へ戻るルートとする。

(2) 専用レーン・公共交通優先システム

専用レーンは、既存道路をカラー舗装するかたちで2車線分設置する。専用レーン設置区間は、天神川御池-葛野大路御池-葛野大路国道9号-上桂三ノ宮歩道橋前区間4.5kmおよび天皇の森古墳前交差点-福西本通り国道9号（中山）交差点区間1.6km、計6.1kmとする。公共交通優先システム（PTPS）

は、選定ルート内にある信号のある交差点 33 箇所に整備する。

(3) 駅・車庫

駅は、上記の 14 駅を設置する。専用レーン上に設置する 8 駅については、LRT と同設備のホームを設置するが、バスターミナル (A・M) および専用レーン外に設置する駅 (H・K・L・N) は、既存停留所の改良で対応する。車庫は、新規に用地買収しての設置ではなく、既存路線バス事業者の車庫等を活用する。

(4) 運行計画

1 運行当たりの所要時間は Google マップにおける選定ルートの自動車での渋滞なし移動時間 42 分に途中の停車時間 15 分 (30 秒×23 回+L 駅での時間調整 3 分 30 秒) を加えた 57 分での運行を基本とする。運行回数は、124 回 (運行時間帯は太秦天神川駅基準で 5 時台から 23 時台、運行間隔は朝夕ピーク時 4 時間 10 本/時、それ以外 6 本/時) とする。

(5) 現行バス路線の再編

本調査では、洛西ニュータウンから国道 9 号線を経由して市内中心部方面へ運行する京都市営バス 29・73 号系統を再編する方針とする。29 号系統は、BRT 路線のほか、四条通・京都府道 29 号線を運行する他バス路線や阪急嵐山線が代替交通手段とみなせるため廃止する。73 号系統は、京都駅から光華女子学園前まで存続し、周辺にある阪急西京極駅もしくは京都外大前で折り返す路線とする。上記再編による路線の分断・廃止による不利益については、BRT 路線と再編により新設される路線も含めた既存バス路線間に、四条葛野大路 (C)・光華女子学園前 (D)、洛西バスターミナル (M) など特定停留所での無料乗継制度を設けることにより解消する。

6、運行にかかわる費用分析

(1) 初期費用の算定

表-2 初期費用の算定結果

項目	単価	数量	概算建設費
車両購入費用 (いすゞエルガデュオを想定)	120,000,000 /1編成	12	1,440,000,000
通信・信号設備の設置費用 (PTPS・接近表示器など)	20,000,000 /交差点	33	660,000,000
	4,000,000 /箇所	14	56,000,000
停留場の設置費用 (LRTと同等の設備を専用レーン上の駅に2面づつ設置)	14,000,000 /1面	16	224,000,000
道路整備費用 (道路カラー舗装+関連工事を専用レーン上に実施)	60,000,000 /1km	6.1	366,000,000
合計			2,746,000,000

初期費用は、東京都中央区 (2015)¹⁰および茨城県つくば市 (2020)¹¹での検討事例を参考に算出している。算定結果は表一2の通り、27億4,600万円となった。

(2) 年度間運行費用分析

表-3 年度間運行費用の算定結果

項目	金額(円)
年度間運行経費 (365日)	505,033,710
1kmあたりの運行経費	645
1日あたりの運行経費	1,383,654
年度間運行経費合計	505,033,710

年度間運行費用の算定結果は、表一3の通りである。1km あ

たりの運行費用については、京都市営バスにおける 2020 年度の数値である 645 円¹²を参照し、その費用に 1 運行当たりの運行距離 (17.3km) と運行本数 (124 回)、運行日数 (365 日) を乗算したものを年度間運行費用としている。

(3) 分析結果

表一3より、5億503万3,710円が運行にかかわる費用分析の結果となった。

7、需要予測、年度間収支分析

(1) 需要予測

(I) 需要予測の方法

本調査では、既存京都市営バス路線利用から BRT 利用へ転換する人数と地下鉄東西線と BRT 間の乗継人数、選定ルート上の国道 9 号において小型自動車利用から転換する人数の予測結果の合計から、BRT 路線の予測旅客数を算出する。

(II) 既存京都市営バス路線利用から転換する人数の予測

表-4 選定ルート上にある停留所と既存市営バス路線利用からの転換人数の予測結果

No.	停留所名	本研究の調査における乗客流動調査対象路線
1	太秦天神川駅前	8・11・27・特27・70・特71・75・80・84
2	京都先端科学大学前	11・27・特27・特71・75・80
3	庚申前	11・27・特27・特71・80・84
4	四条葛野大路	27・特27・29・特71・69・75・80・84
5	葛野大路高辻	特27・84
6	光華女子学園前	特27・32・73・80・84
7	西京極運動公園前	32・73・80
8	西京極	32・73・80
9	西大橋西詰	73
10	上桂東ノ口	70 (*ルート上交差点至近位置のためリストアップ)
11	上桂御正町	73
12	上桂前田町	73
13	平和台町	73
14	千代原口	29・69・73
15	御陵町	29・73
16	国道三ノ宮	29・73
17	国道中山	29・33・特33・73・臨
18	小畑川公園北口	29・33・特33・70・73
19	境谷大橋	29・33・特33・西1・西2・臨西2・西3・特西3・西4・西5・西6
20	洛西バスターミナル	29・33・特33・73・西1・西2・臨西2・西3・特西3・西4・特西4・西6
21	福西遺跡公園前	西3・西8
既存京都市営バス路線利用から転換する人数 (人)		1,180

本調査では、既存京都市営バス路線利用から BRT 利用へ転換する人数を、選定ルート上にある停留所間 (表一4) の乗客の流動から予測する。乗客の流動は、京都市交通局の「令和3年度市バス旅客流動調査路線系統別 OD データ」より抽出する。その結果、1,180 人/日が既存京都市営バス路線利用から転換すると予測される人数となった。

(III) 地下鉄東西線と BRT 路線間の乗継人数の予測

表-5 地下鉄東西線と BRT 路線間の乗継人数の予測結果

項目	乗車人数	降車人数
地下鉄東西線太秦天神川駅の利用客数 (令和3年度)	7,283	7,003
予測乗継人数 (乗車・降車別)	437	497
予測乗継人数 (合計)		934

地下鉄東西線・BRT 路線間の予測乗継人数は、結節点となる太秦天神川駅の乗車・降車人数¹³に、それぞれ京都市営バス旅客流動調査¹⁴で「乗継別旅客数」の構成比として提示されている「(バスから) 地下鉄へ」6.0%を前者に、「地下鉄から (バスへ)」7.1%を後者に除算し、その2つの数値の合計とする。その結果、表一5の通り、934 人/日が地下鉄東西線・BRT 路線間の予測乗継人数となった。

(IV) 小型自動車利用から BRT 利用へ転換する人数の予測

表一六 小型自動車利用から BRT 利用へ転換する人数の予測結果

項目	台数/人数
国道9号小型自動車通行台数(台) <A>	43,873
うち、1時間あたりの平均通行台数(台) (<A>÷24h)	1,828
BRT運行時間帯における推定小型自動車通行台数(台) <C> (×19h)	34,733
BRT運行時間帯における推定小型自動車乗車人数(人) <D> (<C>×1.31)	45,500
小型自動車利用からBRT利用に転換する人数(人) (<D>×0.1)	4,550

小型自動車利用から BRT 利用へ転換する人数については、ルート上の国道 9 号の国道 162 号線交差点から桂川街道交差点間における 24 時間小型自動車通行台数¹⁵⁾から予測する。第 1 に、小型自動車通行台数の 1 時間あたりの平均通行車数を 24 (時間) で除することで算出する。第 2 に、BRT の運行時間帯における通行台数を、19 (時間) で乗ずることで算出する。第 3 に、BRT の運行時間帯における小型自動車の乗車人数を、第 2 で算出した人数に、国土交通省が示す乗用車の平均乗車人数¹⁶⁾1.31 を乗ずることで算出する。最後に、小型自動車からのモーダルシフト人数を富山県富山市のモーダルシフト事例¹⁷⁾から 10%シフトするとみなし、第 3 で算出した人数に 0.1 を乗ずることで算出する。上記の計算の結果、表一六の通り、4,550 人/日が、小型自動車利用から BRT 利用へ転換すると予測される人数となった。

(V) 需要予測の結果

(II) (III) (IV) を合計した結果、6,664 人/日が、本調査における BRT 路線の予測旅客数となった。

(2) 年度間収支分析の結果

表一七 年度間収支分析の結果

項目	金額	項目	金額
年度間運賃収入(365日)	559,442,800	年度間運行経費(365日)	505,033,710
1人あたりの運賃収入	230	1kmあたりの運行経費	645
1日あたりの運賃収入	1,532,720	1日あたりの運行経費	1,383,654
雑収入(運賃収入の5%)	27,972,140		
年度間収入合計(A)	587,414,940	年度間運行経費合計(B)	505,033,710
		年度間経常増益(A-B)	82,381,230
		経常収支比率	116%
		営業係数	86

年度間収支分析の結果は、表一七の通りである。

収入は、前項で算出された予測旅客数に、京都市の均一運賃料金 230 円と年度間の日数 365 日 を乗じた数値と雑収入(運賃収入の 5%) を合計した数値を使用する。支出は、表一三の結果を使用する。分析の結果、8,238 万 1,230 円の黒字、経常収支比率 116%、営業係数 86 となった。

8、本研究のまとめと今後の課題

(1) 本研究のまとめ

表一七より、年度間収支分析の結果が黒字であることから、本調査で検討した京都市営地下鉄東西線洛西方面延伸計画を BRT で代替する事業については、事業性がある可能性が高いことが明らかになった。黒字の要因は、「小型自動車利用から BRT 利用へ転換する人数の割合」が挙げられる。本研究の調査内容から、都市郊外部における地下鉄延伸計画のバス高速輸送システムでの代替可能性は、「小型自動車利用から BRT 利用へ転換する人数の割合」により影響されることを示唆するもの

であったと考察する。

(2) 今後の課題

本研究の調査内容から、都市郊外部における地下鉄延伸計画のバス高速輸送システムでの代替可能性は、「小型自動車からモーダルシフトの割合」に影響されることを示唆するものであると考察したが、この仮説が他都市における地下鉄延伸計画の BRT 代替事業でも同様のことがいえるのか、同様の事業性調査をするなどして検証することを今後の課題とする。

謝辞

本研究の遂行にあたり、「令和 3 年度 市バス旅客流動調査路線系統別 OD データ」を提供いただきました京都市交通局自動車部運輸課様に、感謝の意を表します。

参考・引用文献

- 1) 矢部努・中村文彦・岡村敏之 (2006) 「BRT 導入事例における計画・運営・運行形態に関する比較分析」、都市計画論文集、41 (2)、pp.8-17
- 2) 村尾俊道・中川大・松中亮治・大庭哲治・本田豊 (2020) 「高度なバスシステムの実現が沿線企業に及ぼした影響に関する考察—京都らくなんエクスプレスの実現過程と沿線の変化」、都市計画論文集、55 (3)、pp.645-651
- 3) 秋山孝正・井ノ口弘昭 (2022) 「沿線住民意識に着目した地下鉄代替路線 BRT の評価に関する研究」、交通学研究、65、pp.91-98
- 4) 京都市編 (1982) 『洛西ニュータウンのあゆみ』、p.6
- 5) 京都市交通事業振興公社編 (1999) 『京都市高速鉄道東西線建設史』、pp.14-22
- 6) 佐藤信之・堀内重人 (2004) 「京都市営地下鉄東西線の延伸」、鉄道ジャーナル、453、pp.104-107
- 7) 国土交通省 (2004) 「路線評価一覧表(答申路線)」、<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/content/000008498.pdf>、2023 年 6 月 1 日入手
- 8) 京都市「京都市会議事録(令和 2 年 1 月産業交通水道委員会(第 14 回) 01 月 24 日 - 14 号)」、https://ssp.kaigiroku.net/tenant/kyoto/MinuteView.html?council_id=4801&schedule_id=1&is_search=true、2023 年 6 月 1 日入手
- 9) 宮尾尊弘 (2006) 『都市経済学 第 2 版』、pp.152-153、日本評論社
- 10) 中央区環境土木部環境政策課 (2013) 『中央区地域公共交通会議 第 4 回 基幹的交通システム部会 検討資料(【概算事業費、事業スキーム・収支採算性の検討、整備効果、今後の取組み】)』
- 11) つくば市 (2020) 『市域における BRT の導入検討』、pp.23-26
- 12) 京都市交通局 (2022) 『京都市交通局経営レポート(令和 3 年度)』、p.30
- 13) 京都市交通局 (2022) 「市バス旅客流動調査の結果について」、https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/cmsfiles/contents/0000299/299737/06siryof6.pdf、2023 年 6 月 14 日入手
- 14) 京都市交通局 (2022) 『京都市交通事業白書(令和 3 年度)』、p.5
- 15) 国土交通省 (2017) 「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」、<https://www.mlit.go.jp/road/census/h27/data/pdf/kasyo26.pdf>、2023 年 6 月 1 日入手
- 16) 国土交通省 (2017) 「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 自動車起終点調査(OD 調査) 集計結果の速報について」、<https://www.mlit.go.jp/common/001194564.pdf>、2023 年 6 月 1 日入手
- 17) 国土交通省 (2011) 『LRT 等の都市交通整備のまちづくりへの効果』、p.34

よって研究対象は、滋賀県の東部・南部地域に通っている JR 北陸本線、JR 東海道本線、JR 草津線に含まれている駅の合計 39 駅の駅を中心とした半径 1km 圏内とする。この中にある商業施設、公共公益施設、集合住宅、駐車場を 20 の詳細分類に分けて集計し、また同範囲内に見られる幹線道路（本研究では幹線道路を国道、県道、街道の総称と定義する）も調査する。39 駅の駅周辺の施設立地と幹線道路を調査することによって、滋賀県内の他の市町村との比較・類型化や、今後の駅周辺の市街地形成に関する情報の整理が可能となる。

2. 幹線道路調査

(1) 幹線道路の変遷

幹線道路の変遷を把握するために、「図説近江の街道」³⁾を基本文献として調査を行った。その他必要な情報は滋賀県のホームページ等インターネット情報を用いて以下の情報を整理した。

最初に幹線道路調査では滋賀県を通っている国道、主要地方道に設定されている県道（県道 2 号から県道 57 号の合計 52 種類の県道）、街道を全て把握し、今回の調査範囲である滋賀県東部・南部地域の駅の半径 1km 圏内を通りかつ駅間での比較も行うため最低 3 つ以上の駅を通っている道路を研究対象とする。まず滋賀県全体に見られた道路は、国道が 12 種類、県道が 52 種類、街道が 14 種類見られ、このうち研究の対象とする道路は国道が 2 種類、県道が 2 種類、街道が 5 種類となり、これら計 9 種類の道路を本研究では幹線道路と定義する。

次に対象とする幹線道路の道路変遷について整理する。調査方法は主に文献調査であり、その他必要な情報は滋賀県のホームページ等インターネット情報を用いた。各幹線道路の別称、年代整理、距離、通っている場所、歴史に加えて JR の各路線の開通年代について整理した。

この結果から JR 北陸本線・JR 東海道本線と JR 草津線のそれぞれに国道と県道が 1 種類ずつ見られ、街道は前者に 2 種類、後者に 1 種類確認できた。

またそれぞれの鉄道、幹線道路の年代整理を行った。鉄道や幹線道路の年代整理についての整理は区間別開通年代などかなりばらつきが見られたため、今回はそれぞれが全線開通もしくは制定された年代を用いている。

この結果（表-1）いずれの鉄道においても開通した順番が街道、鉄道、県道、国道となった。徳川家康の五街道整備より東海道・中山道の整備が 1601 年に行われ、1889 年にいずれの鉄道も開通している。国道と県道は 1950 年代

表-1 幹線道路の変遷

指定年	指定年
中山道 1601年	東海道 1601年
朝鮮人道 1607年	杣街道 1887年（明治20年）
北国街道 1864年	鉄道 1889年（明治22年）
鉄道 1889年（明治22年）	県道4号線 1954年（昭和29年）
国道8号線 1952年（昭和27年）	国道1号線 2016年（平成28年）
県道2号線 1954年（昭和29年）	

の同年代に開通し、国道 1 号に関してはバイパス化が 1966 年から現在まで区間毎に行われていることが明らかになった。

(2) 調査結果

次に幹線道路の現状を把握するために、駅の半径 1km 圏内に幹線道路が通っている現状について調査を行った。調査方法は、前章で定義した幹線道路のうち駅の半径 1km 圏内に見られる幹線道路をそれぞれになぞり、これらの結果を幹線道路ごとに集計する。今回の集計方法では幹線道路が重なる区間がみられるが詳細に把握するため、重なっている場合でもそれぞれに集計する。

集計結果は、国道 1 号が通る駅は 9 駅、国道 8 号が通る駅は 18 駅、県道 2 号が通る駅は 10 駅、県道 4 号が通る駅は 6 駅、東海道が通る駅は 10 駅、中山道が通る駅は 6 駅、杣街道が通る駅は 6 駅、北国街道が通る駅は 8 駅、朝鮮人道が通る駅は 7 駅となった。

駅の半径 1km 圏内に最も多く見られた国道 8 号は、1885 年に現在の国道 8 号にあたる道路が制定され、1952 年に現道路法によって現在の国道 8 号として指定されている。大津駅から栗東駅区間では、駅の近くを通り、栗東市の手原駅周辺まで国道 1 号と重なるように続いている。また草津駅では東海道と中山道も並行しており、街道と非常に似た経路をたどっていることも明らかである。栗東駅から河瀬駅では駅から離れた場所を通っており、中山道と重なるように北上している。また河瀬駅以北ではほとんどの駅でみられ、坂田駅では国道 8 号バイパスとの合流地点や虎姫駅以北では街道と重なるように存在していることが明らかとなった。木ノ本駅周辺では駅東側に見られる旧宿場町をさけるように通っており、高速の北陸道と合流している場所が確認できた。結果として、北陸方面へ向かうために線路付近を通る場所や、街道と重なりながら通っていることが確認できた。

一方街道では調査を進めていく上で、街道が設けられた理由が異なったため、街道 A と街道 B の 2 つに分けられた。街道 A は五街道であった東海道と中山道を指しており、江戸時代より江戸と京都を結ぶ主要な街道である。街道 B では五街道以外の北国街道、朝鮮人道、杣街道の 3 つである。これらの共通点は五街道が起点になっているということである。北国街道は米原駅の少し南にある中山道の鳥居本宿付近が起点であり、北陸地方へ向かう街道であった（図

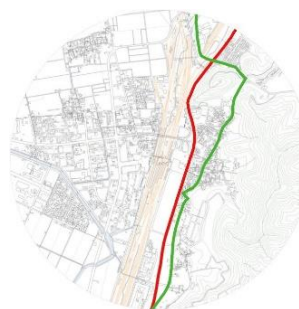


図-2 米原駅の中山道



図-3 三雲駅の東海道

—2)。また東海道のうち現在の三雲駅付近ではかつて「横田渡し」という船で川の反対側に続いている東海道へ渡すという文化が見られていた(図-3)。この場所が東海道と杣街道の分岐点となり、伊勢方面へ伸びる街道が設けられた。一方で朝鮮人道は江戸時代に来日していた朝鮮通信使が利用した道であり、中山道から外れた町を通過して再度中山道に合流する街道であることが文献調査より明らかとなった。

3. 施設立地調査

(1) 調査方法と施設立地評価

駅周辺の施設立地の現状を把握するために、本研究の対象となる JR39 駅の施設立地調査を行った。調査方法は、GIS 上で作成した建物の位置がわかる白地図をベースとし、この地図に、現状に近い情報を用いるためにゼンリン住宅地図のオンラインサービスと Google マップの 2 つを用いて調査を行った。今回の調査は可能な限り現在に近い現状を把握すること、駅周辺の施設を把握することの 2 つを目的としているため駅周辺の施設の種類・施設数(テナント等を含む件数でカウントする)・立地の調査を行った。また施設の凡例については、大きく商業施設、公共公益施設、集合住宅の 3 つの分類とさらにこれらを 18 の詳細分類に分けて調査を行った(表-2)。最後に施設数から見た駅の評価を行う。

表-2 施設立地の凡例

商業施設	食品	スーパー、コンビニ、ドラッグストア、パン屋、住出し、醤油店等
	非食品	ホームセンター、書店、眼鏡、呉服、薬局、化粧品等
	飲食	カフェ、レストラン、ファミレス、焼き肉、寿司、弁当等
	サービス	ホテル、エステ、美容室、塾、銀行、郵便局等
	娯楽	カラオケ、パチンコ、銭湯、ゴルフ場等
	複合施設	商業施設と公共公益施設の複合または、商業施設の3種以上が含まれる
公共公益施設	行政	市役所、警察署、交番、裁判所等
	運動	公園、グラウンド、広場、体育館等
	教育	保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校等
	文化	図書館、博物館、資料館、ギャラリー等
	医療	総合病院、歯医者、眼科、産婦人科、クリニック等
	介護・福祉	老人ホーム、デイサービス等
	宗教	お寺、神社、教会等
	公民館	公民館、自治会館、集会所等
集合住宅	低層	2階以下の集合住宅
	中層	3階以上5階以下の集合住宅
	高層A	6階以上10階以下の集合住宅
	高層B	11階以上の集合住宅

商業施設数・公共公益施設数・集合住宅数の合計から評価を行った結果、上位から草津駅が1,324件、大津駅が1,062件、瀬田駅が1,059件、最も施設数が少なかった駅は近江塩津駅が11件であった。また各駅の施設数の平均は409件、標準偏差が355となり、施設数にはかなりのばらつきがあることがわかった。

(2) 駅周辺の施設立地

前章の施設数順に駅の評価を行った時に見られた上位3分の1駅では各市町の中心商業地となる駅が見られ、ショッピングモール等の大規模施設の立地が関係していることがわかった。草津駅の西側に見られるエイス



図-4 草津駅の商業施設

クエアや(図-4)、近江八幡駅の南側に見られるイオンなどがこの事例に当てはまる。また各施設別に施設立地を見ると商業施設が多い駅は草津、大津、長浜の順に多く、特に長浜駅では駅前に歴史的な町並みが見られる黒壁スクエアの存在により、多様な小売店・飲食店・サービス施設があることがわかった。公共公益施設に着目すると最も多く見られた大津駅に次いで膳所駅周辺で多く見られたが、これは県庁所在地となっていることもあり行政施設が集積していた。また集合住宅を見ると、最も多く見られたのは瀬田駅であり(図-5)特に駅の北側は住宅地が広がっており、低層(2階以下)や中層(3階~5階)の集合住宅が多く見られた。

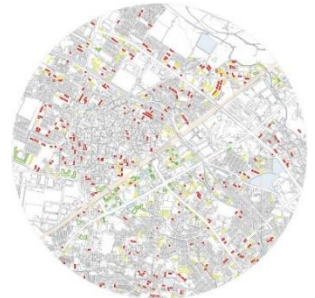


図-5 瀬田駅の集合住宅

次に施設立地と幹線道路との関係を見ると、JR 東海道本線・JR 北陸本線では駅周辺に集積の差がかなり見られたが、JR 草津線では全ての駅周辺の施設数が類似していることがわかった。これはそもそもの鉄道利用者数の違いが考えられるが、特に JR 草津線において幹線道路別沿いに見られる施設の種類が大きく異なることが明らかとなった。石部駅の国道がバイパス化している場所では集積がなかったが(図-6)、手原駅のバイパスではない場所では飲食店や自動車販売店が多くみられた。県道周辺では、JR 草津線を全体的に見て市役所等中心拠点となっている甲西駅や、スーパー・飲食店・パチンコなどが立地している甲南駅や寺庄駅などが見られた。街道では石部駅や甲西駅において駅から離れた場所に通っており駅と街道の間は田畑が広がっている。しかし街道沿いには住宅と商店が一緒になっている店舗や住宅が線状に立地していた。



図-6 石部駅の幹線道路

一方で幹線道路が通っていない駅も存在したが、施設の集積が見られる駅と集積が見られない駅が確認できた。その中でも集積が見られた近江八幡駅では、近江八幡市の中心拠点となっている場所であり、商業施設・公共公益施設・集合住宅ともに集積が見られる(図-7)。

この結果から、滋賀県においても幹線道路が駅周辺地域に見られなくても駅周辺に施設が集積しているような駅が存在することが明らかになった。



図-7 近江八幡駅の施設立地

4. 類型と考察

以上の調査結果から、幹線道路の視点と駅周辺の施設立地の視点より駅の類型を行った。

幹線道路の視点から駅の類型により、合計 39 駅を 8 の分類と、16 の詳細分類に分けることができた (図-8)。幹線道路が何種類通っているかによって分類した結果、幹線道路が 2 種類見られた駅が最も多く 26 駅見られた。駅周辺に最大 3 種類の幹線道路が見られ、6 駅確認できた。また幹線道路が 2 種類以上見られる駅が 32 駅あり、これらの駅では必ず街道が通っていることが明らかとなった。一方で幹線道路が駅周辺に見られなかった駅は 4 駅だった。

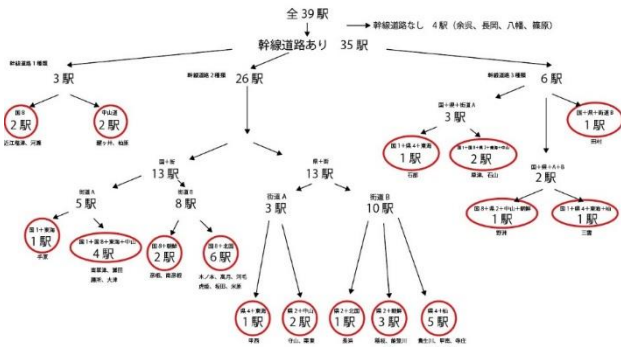


図-8 幹線道路による駅の類型

次にこれらの類型を施設立地と分析した結果、木ノ本駅・河瀬駅・瀬田駅のような国道が見られる駅では、施設の規模が大きい、ロードサイド型の飲食店や自動車販売手店等の施設が集中して見られたことがわかった (図-9)。しかし JR 草津線沿いの国道 1 号では駅から離れていることに加え、バイパス化されているため集積が見られなかった。

次に街道に着目すると、街道 A が通る醒ヶ井駅・草津駅・膳所駅では昔の街道筋がはっきりと残っており、醤油店や呉服店や化粧品店等の販売店が多く見られ、駅とは少し離れた場所に位置している場合が多い (図-10)。街道 B では現在の国道や県道と重なる区間が多く、高月駅や稲枝駅のような街道ではなく国道や県道の性格が強い駅が見られた。また駅の近くを通る場所が見られ、長浜駅・安土駅・甲南駅のように小規模な店舗が多く見られる特徴があった。

一方で幹線道路が見られなかった駅は 4 駅あり、近江八幡駅ではショッピングモールの複合施設を含む様々な施設が多く見られたが、余呉駅・近江長岡駅・篠原駅では駅周辺の施設立地が少ないことが明らかとなった。



図-9 ロードサイド型の店舗

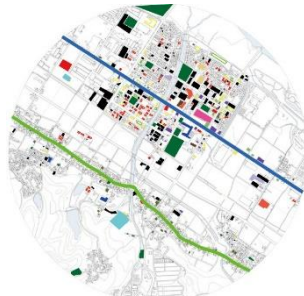


図-10 県道と街道

以上のことから駅周辺に幹線道路は通っているものの施設が少ない駅や、幹線道路が通っていても駅周辺に集積が見られる駅があることが明らかとなった。

5. まとめ

研究のまとめとして以下の 4 つの知見が得られた。

- 方法として、駅周辺の幹線道路レイヤーを作成することにより駅と道路の関係を把握した
- 幹線道路が駅周辺に施設立地に関係している地域と関係していない地域が存在した
- 幹線道路が通っていない駅周辺地域でも施設が集積しており、中心市街地を形成している
- 幹線道路の性格によって駅周辺に及ぶ影響が異なる

以上のことが挙げられる。国道や県道が駅周辺の徒歩生活圏を通ることによってロードサイド型の店舗が徒歩生活圏に集積しており、街道の存在による商店街等の影響もみられた。今後滋賀県での「コンパクト+ネットワーク」を実現していくときには、幹線道路情報を踏まえて検討していくことが重要である。

駅周辺地域の幹線道路の有無によって施設立地に影響を及ぼしていることが明らかとなったが、直接的に幹線道路に影響がない駅も見られた。今後の課題は、駅郊外の幹線道路沿いの現状を踏まえること、幹線道路以外に他のどの要素が駅周辺の施設立地に関係しているのかさらに調査を行う必要がある。

参考文献

- 1)国土交通省都市局都市計画課 (2017 年)、コンパクト・プラス・ネットワークの推進について、<https://www.mlit.go.jp/common/001170865.pdf>
- 2)滋賀県 (2022 年) 滋賀県滋賀の都市計画 2021、<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5311777.pdf>
- 3)木村至宏他 (1994 年) 「図説近江の街道」、P26~P30、株式会社郷土出版社、
- 4)小柳武和 (1992 年) 「バイパスおよび旧道の沿道土地利用と空間的特徴に関する研究」、1992 年度第 27 回日本都市計画学会学術研究論文集 Vol.27 P685~P690
- 5)立見智哉他 (2008 年) 「幹線道路沿道における商業立地に関する研究—国道 16 号線に着目して—」、日本都市計画学会都市計画論文集 No.43-3 P919~P924 2008 年 10 月
- 6)浅野純一郎他 (1995 年) 「幹線道路沿道に集積する商業施設の立地構造に関する基礎的研究」、日本都市計画学会都市計画論文集 No.30 P169~P174 1995 年
- 7)滋賀県 (2020 年)、滋賀県推計人口年報、<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5172849.pdf>
- 8)滋賀県 (2022 年)、滋賀県の人口と世帯数、<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5401380.pdf>

駅利用者の回遊行動から見た駅ビルの利用実態

— JR 和歌山駅を事例として —

和歌山大学大学院システム工学研究科 羅 梓蔚
和歌山大学システム工学部 佐久間 康富

1. はじめに

1-1 研究の背景

鉄道は1804年にイギリスで発明されてから200年以上の時間が経ち、一番効率的な運輸方法になった。時代の経過とともに、鉄道は工業生産から人々の日常生活のために変化し、都市間の欠かせない絆（紐帯）になった。

現代の駅は人々の乗降に限らず、多機能の商業集合体になっている。例えば、JR 西日本管内で乗降客の多い大阪駅¹⁾は、駅商業機能の利用者も多い。地方都市においても、中心市街地の空洞化に対し、駅まち空間のあり方が探求されている。駅ビルは駅まち空間の起点であり、駅まち空間の重要な構成要素である。今後の地方都市の駅まち空間を検討する上で、駅と駅まち空間の接点であり、商業機能を持つ駅ビルの利用実態を明らかにすることが求められる。

1-2 研究の目的

本研究は、JR 和歌山駅を事例として、駅ビルのあり方を検討するために、駅ビルの利用実態、利用者の移動パターン、利用者の回遊実態を明らかにすることを目的とする。

1-3 研究の位置づけ

本研究は駅ビルに関する一連の研究に位置付けられる。

松本²⁾は、「欲しいものをみたい、買いたい」といった購買功利よりも居場所としての価値を感じる動機の方が来店因子に多いことを明らかにした。白澤³⁾らは、駅ナカの商業施設について、駅周辺の既製の食料品への影響が大きく、駅ナカ商業施設は立地による圧倒的な利便性のよさが利用の要因であることを明らかにした。株式会社 JR 東日本企画⁴⁾は、駅ビル内の回遊行動について、20-30代女性を対象に、「買い物意欲・有/滞在時間・短」の人より、「買い物意欲・無/滞在時間・長」の人の方がより買っているという状況を解明し、滞在時間の長さは購入を増やす要因になっていることを明らかにした。

本研究は、駅まち空間に関する研究の前提として、JR 和歌山駅ビル利用者を対象として、回遊行動と店舗・滞在場所の利用実態に注目した点に特徴がある。

1-4 研究方法

本研究の方法は、①利用実態調査：JR 和歌山駅（和歌山MIO）の店舗、出入口の利用人数、利用頻度を観察調査で把握し、②追跡調査：JR 和歌山駅（和歌山MIO）の改札口に出入りする人を対象として、追跡調査を行い、駅ビル内の回遊経路を明らかにする。

2. JR 和歌山駅

2-1 JR 和歌山駅ビルの沿革

現 JR 和歌山駅は1924年2月東和歌山駅として開業し⁵⁾、

1968年2月に和歌山駅に改称した⁶⁾。JR 和歌山駅ビルは1968年3月に開業⁷⁾し、当初は「和歌山ステーションデパート」という名称だったが⁸⁾、1995年10月に「VIVO 和歌山」に名称変更の上改装を行い⁹⁾、2010年3月には現在の「和歌山MIO」に変更・再改装の上、リニューアルオープンした。

2-2 JR 和歌山駅ビルの概要

駅ビル「和歌山MIO」は、地下1階、地上5階の建物である。JR 和歌山駅の西方面の改札口は駅ビル「和歌山MIO」に隣接し、駅ビルのB1、1F、2Fで改札口が位置している。地下通路で繋がる東方面は、駅ビルはなく、改札口は一つである。

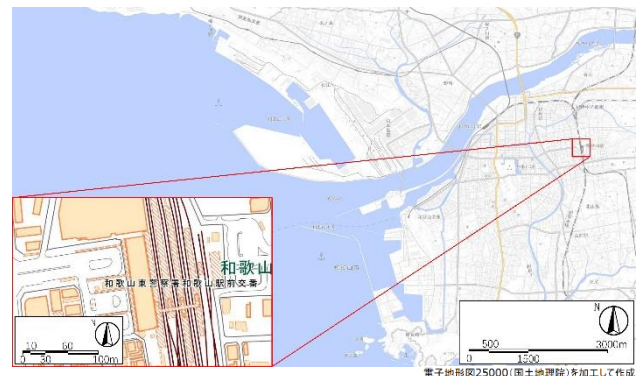


図-1 JR 和歌山駅

3. 利用実態調査

3-1 出入口の調査概要

「和歌山MIO」の出入口の分布状況は図-2の通りで

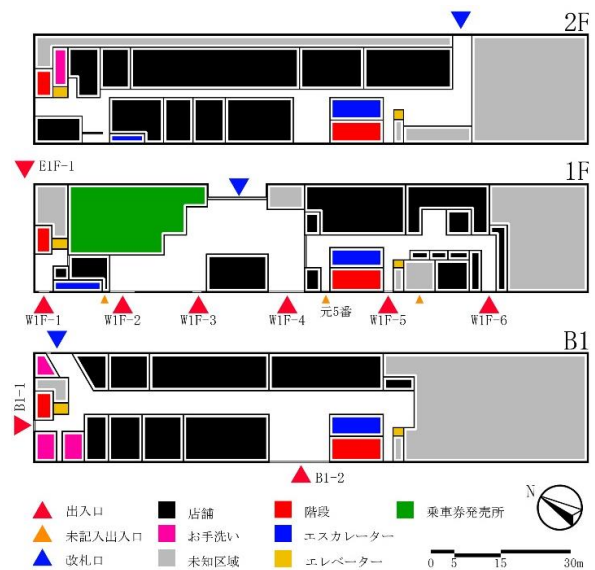


図-2 B1、1F、2Fの平面図

ある。1Fの9つの出入口のうち2、8番目の出入口は旅行会社と薬局の専用出入口であるため、調査対象から除いた。出入口を改めて1から6まで番号をつける。

出入口の利用状況を明らかにするため、2022年11月～2023年1月午後5時から午後7時まで2時間、各出入口5分間の観察調査を行った。

3-2 出入口の調査結果

1F全体の出入口のうち、WIF-1、WIF-2、WIF-4で駅ビルに入る人が多く、WIF-2、WIF-3、WIF-4、WIF-5で構内から出る人が多く、B1-2を利用する人が少ない。

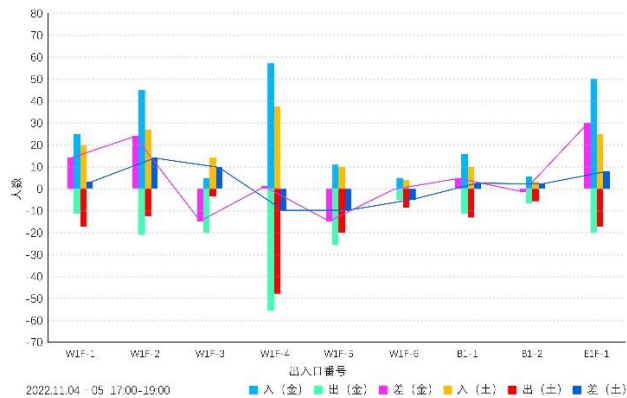


図-3 2022.11.04～05 各出入口の調査結果

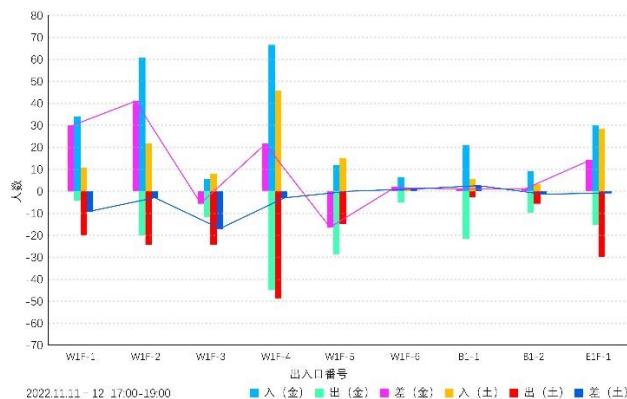


図-4 2022.11.11～12 各出入口の調査結果

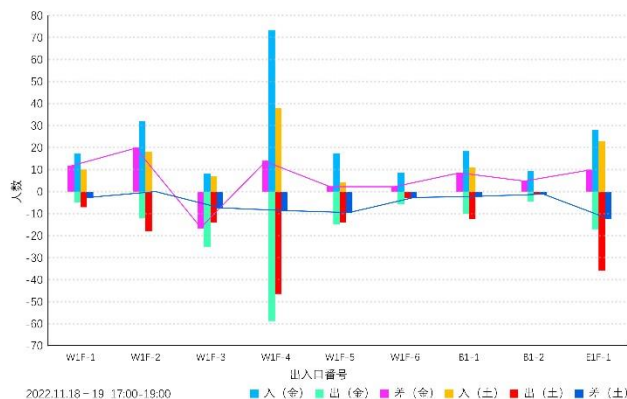


図-5 2022.11.18～19 各出入口の調査結果

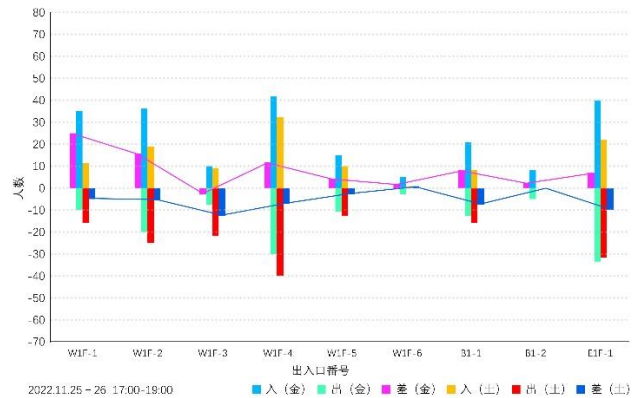


図-6 2022.11.25～26 各出入口の調査結果

東方面の人の出入りは電車のダイヤに従い、「出る」人は電車到着後2分以内集中し、「入る」人は電車到着前3～5分以内に集中していた。土曜日に駅ビルに入る人数は金曜日よりは下がるが、出る人数の変化は少ない。

3-3 店舗の調査概要

駅ビルの各階の店の情報は表-1で示す。5Fの店は1つのクリニックであり、調査期間に5Fの利用者はいなかったため、B1～4Fの店の結果を報告する。

表-1 各階の店舗状況

B1	① 飲食店 ② 飲食店 ③ 飲食店 ④ 百円ショップ ⑤ ドラッグ ⑥ 飲食店 ⑦ 飲食店 ⑧ 飲食店	1F	① バン屋 ② 弁当 ③ コーヒー屋 ④ お土産商店 ⑤ お土産商店 ⑥ ドリンク ⑦ お土産商店 ⑧ バン屋 ⑨ 既製食品	2F	① ライトウェア ② 服飾 ③ 服飾 ④ 服飾 ⑤ 服飾 ⑥ メガネ ⑦ 服飾 ⑧ 服飾雑貨 ⑨ 服飾
3F	① 服飾 ② 服飾 ③ カプセルトイ ④ 化粧品 ⑤ 語学 ⑥ 旅行会社 ⑦ 服飾 ⑧ 携帯キャリア	4F	① クリニック ② キャラクターグッズ ③ 書店 ④ 旅行会社 ⑤ マッサージ ⑥ クリニック ⑦ 商店 ⑧ 生活雑貨 ⑨ 美容室	5F	① クリニック

B1と1Fは主に飲食店であり、百円ショップとドラッグストア各一つがある。2Fは、女性向きの店が多く、3Fは、洋服店、言語教室、旅行会社などの店がある。4Fは書店、生活雑貨店、キャラクターグッズの店がある。

3-4 店舗の調査結果

各店の利用者を確認する時点の利用者の年齢、性別を記録し、金曜日と土曜日各2回のデータを記録した。B1の②、⑦、⑧、3Fの⑤、⑧、4Fの①、⑤、⑨が構造の原因で外から確認できないので、調査対象から除いた。

B1の百円ショップとドラッグストアの人数はいつも多く、飲食店は男女全年齢層にとって人気がある。1Fのコーヒー屋は常に満員で、男女全年齢層の利用者が入る意欲



図-7 各階の店の分布図

が高い。2F、3Fは、ほかの階層より利用者が少ないが、ライトウェア、服飾雑貨、カプセルトイが同階層の他の店より利用者数が多い。4Fでは、キャラクターグッズ、書店、生活雑貨店の利用者数が多いことが分かった。

4. 追跡調査

4-1 追跡調査の概要

JR 和歌山駅は西側と東側の改札口があるが、東側の改札口は駅ビルに入れないので、今回の追跡調査は西側の駅ビルに入れる出入口と改札口を起点として、一人10分を上限とし、駅ビル内の移動経路、年齢、性別を記録した。

4-2 追跡調査の結果

駅ビルの店舗に立ち寄る人の調査結果は図-13のように、各改札口から駅ビルに入り、立ち寄る人数は各出入口からの人数より多いが、B1と1Fの改札口から出る人は2Fの改札口から出る人より、駅ビルに立ち寄る意欲が高い。立ち寄る店舗は、B1⑥、4F③の利用者の中に、改札からの人が多い。1F③の利用者に、出入口からの人が多いことを把握した。その他、40代以上の対象が少なく、立ち寄る店舗が4F③に集中する状況を明らかになった。

改札口から直接駅ビルを出る人と出入口から直接改札口に入る人を対象として行った追跡調査の結果は図-14に示す。出入口の調査結果から、駅ビルに入る時、利用率が高い出入口はWIF-1、WIF-2、WIF-4であるが、WIF-1を利用する人中B1と2F改札口に行く人の割合が高い。WIF-4で1Fと2F改札口に行く人が多い。そして、駅ビルを出る時、WIF-2、WIF-4、WIF-5を利用する人が多い。

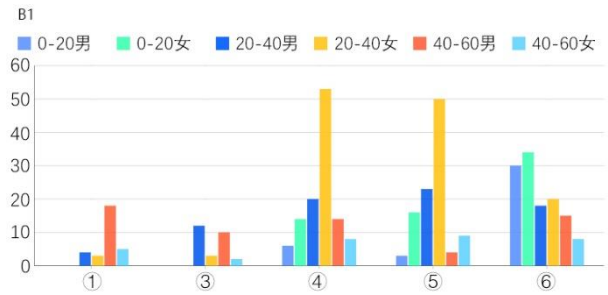


図-8 B1の各店舗の利用状況

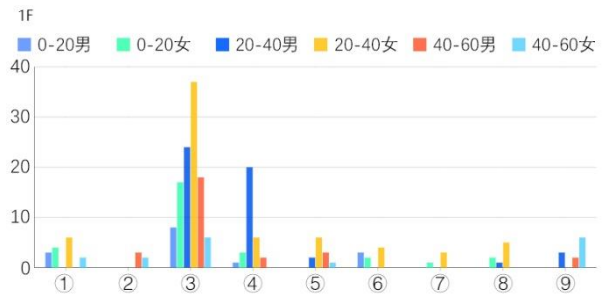


図-9 1Fの各店舗の利用状況

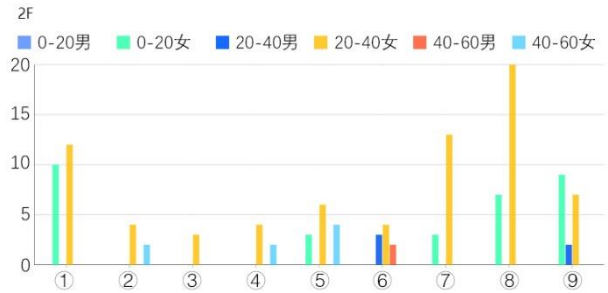


図-10 2Fの各店舗の利用状況

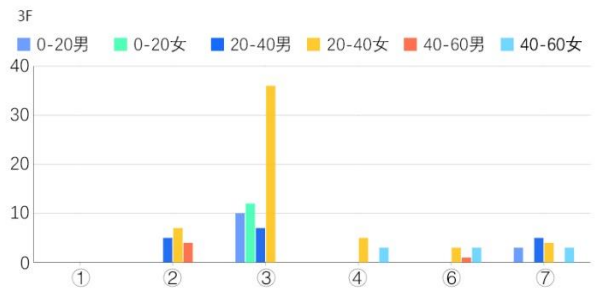


図-11 3Fの各店舗の利用状況

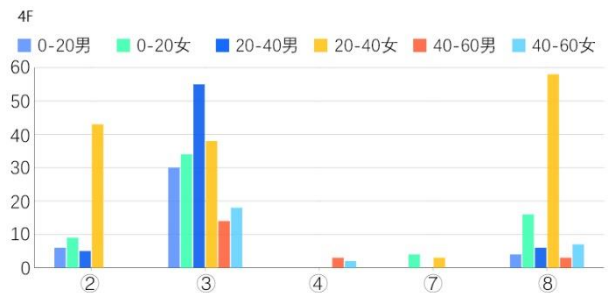


図-12 4Fの各店舗の利用状況

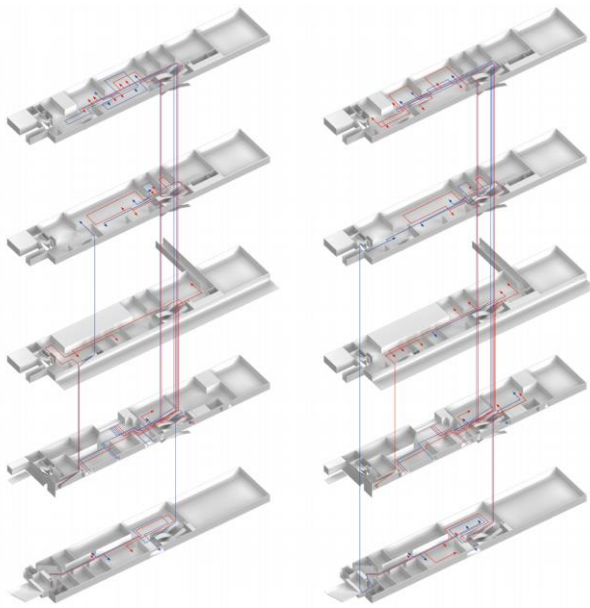


図-1 3 駅ビルの店舗に立ち寄る人の回遊経路
 左側：0～20代（青：男性 赤：女性）
 右側：20～40代（青：男性 赤：女性）

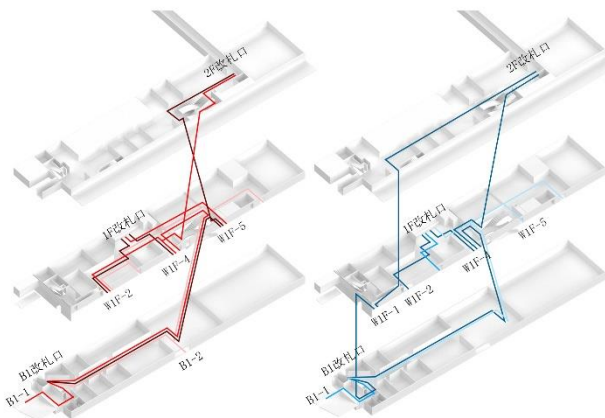


図-1 4 改札から出入口までの回遊経路（左側）
 出入口から改札までの回遊経路（右側）
 濃い色：利用者数が多い、薄い色：利用者数が少ない

5. まとめ

5-1 出入口

出入口調査の結果について、WIF-1とWIF-4から2F改札口までの経路の利用率が高い。WIF-1に入り、エスカレーターで2Fに行き、2Fの店を経て、改札口に到着する経路と、BI改札から中央エスカレーターで1Fに行き、WIF-4、WIF-5番の出入口を出るパターンと相似している。追跡調査中の観察では、BI改札からWIF-4、WIF-5までの人は経路上の店を「入るか入らないかの躊躇」「足を止め、商品を観察する」などの行為の発生率が高く、WIF-1から2F改札口までの経路を選択する人は、直接改札口に行き、店舗や商品の確認意欲が低い。

5-2 追跡

追跡調査の結果の分析から、利用者が多い店の種類は、(1)飲食店、(2)書店、(3)キャラクターグッズ、(4)生活雑貨、(5)ドラッグストアである。これらの店舗をバランスよく配置することで、回遊経路が適切に分散するように配慮されていることがうかがえる。

5-3 今後の課題

本研究では、JR和歌山駅ビルを着目し、駅ビル内の回遊行動のパターンと男女各年齢層によって立ち寄る店舗の特徴を明らかにすることができた。今回は平日と休日の利用人数が変化している事実を把握したが、その要因は明らかではなく、今後の課題である。また、駅まち空間との関連から、駅ビルを出た後の駅利用者の訪問先とどのような関係があり、どのような行動を取るのかも今後の課題である。

駅や駅まち空間は、大都市も地方都市を繋ぎ、現代人にとって毎日利用する施設である。この場所の利用実態から、駅ビルや駅まち空間のあり方を検討していきたい。

参考文献

- 1) JR西日本、「JR西日本エリアで“一番利用者が多い駅”はどの駅?」、<https://www.westjr.co.jp/fanranking/2023.6.18>閲覧
- 2) 松本阿礼(2017)「商業施設における来店動機に関する研究—駅ビルを対象として—」,プロモーション・マーケティング研究,10巻,pp.40-55,
- 3) 白澤翔平、小泉秀樹、大方潤一郎、真鍋陸太郎(2012)「駅ナカ商業施設の開業による駅周辺の商業地への影響とその要因—JR赤羽1駅を事例として—」,都市住宅学,2012巻,79号,pp.82-87,都市住宅学会
- 4) 株式会社ジェイアール東日本企画(2018)「駅ビル内の回遊行動を考える」,EKISUMER,vol.37
- 5) 曾根悟(2009)「週刊 歴史でめぐる鉄道全路線 国鉄・JR」,25号,p.18
- 6) 株式会社交通新聞社(1968)「東和歌山駅を「和歌山」と改称 和歌山駅は「紀和」に」,交通新聞(交通協力会),p.1
- 7) 株式会社交通新聞社(1968)「和歌山民衆駅が完成」,交通新聞(交通協力会),p.1
- 8) 曾根悟(2010)「週刊 歴史でめぐる鉄道全路線 国鉄・JR」,42号,p.13
- 9) 株式会社交通新聞社(1995)「VIVO和歌山リニューアル開業」,交通新聞,p.3

駅前広場における交流機能を支える空間特性の解明

東京大学大学院工学系研究科 水野 謙吾
 大阪公立大学大学院農学研究科 加我 宏之
 大阪公立大学大学院農学研究科 武田 重昭
 大阪公立大学大学院農学研究科 松尾 薫

1. はじめに

近年、持続可能な都市形成のために賑わいや潤いのある質の高い広場が必要とされている¹⁾。広場の歴史を振り返ると、近世日本における高札場や橋詰広場、中世イタリアにおける市民広場や宗教広場のように、広場は、人々の往来が激しい場所に確保され、そこで発生する活動を受け止めることで賑わいを創出してきた。しかし、その一種である駅前広場は主に交通のため広場としてしか考えられておらず、バスやタクシーなどのフローの増大により、その交通整理場の性格が強まったと言われている²⁾。近年、我が国では、人口減少や中心市街地の衰退などを背景に、公共交通を軸とし、居住機能や都市機能を鉄道駅などの交通結節点に集積させるコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造が目指されており³⁾、駅前広場は都市における広場として憩い・集い・語りといった交流機能を発揮することが求められている。

賑わいを生み出す広場としての駅前広場の計画や設計の課題に関する既往研究を見ると、小滝らは、都市中心駅の駅前広場の構造的特徴や環境空間の計画課題について明らかにし、環境空間の新たな計画手法の方向性について検討しており⁴⁾、土岐らは、時間差利用により祭りやイベントの場として駅前広場を活用する事例を取り上げ、駅前広場の空間と利用方法の関係を明らかにし、そのモデルを示している⁵⁾。また、駅前広場での滞留行動に関する既往研究を見ると、伏見らは、駅前広場での待合せ目的の滞留位置の特性を明らかにし、広場内の滞留位置選択モデルを構築している⁶⁾。

以上のように、駅前広場は、人々が利用する広場という観点から、計画・設計論や滞留特性に関する研究がなされているが、生活の拠点となる都市部に位置する駅前広場についての価値づけを考えると、日常的な交流機能に着目し、その在り方を探ることは重要であると考えられる。そこで本研究では、都市部に位置する駅前広場の交流空間について、プランニング及びデザイン特性の両面から空間特性を分析し、その在り方を探ることを目的とする。

2. 研究方法

(1) プランニング特性の調査及び解析方法

本研究では、日常的な生活行動の中での交流機能に着目するため、プランニング特性の調査対象として、大阪府・兵庫県・京都府の人口集中地区内に位置する駅前広場のうち、鉄道1日乗降客数が40,000人から100,000人、駅前広場面積が4,000m²から10,000m²と、それぞれが中規模の39

箇所とした(阪神尼崎駅北側駅前広場は、調査に必要な図面が入手できなかったため除いた)。調査は図面調査により行い、整備手法として国土数値情報(駅別乗降客数データ)より整備年代、事業手法、衛星画像よりデッキの有無を調査し、外的条件としてゼンリン住宅地図より隣接建物用途を調査し、内的条件として空間分類と各空間面積及び割合を調査した。解析では、まず駅前広場計画指針⁷⁾を参考に設定した図-1の駅前広場の空間分類及び定義に基づき、空間分類を行った。駅前広場を交通空間と環境空間に大別した。交通空間は、車道、バスバースやタクシーバース、駐車を指す。更に、環境空間を4つの空間に細分類した。交流空間は立ち入り可能な広場状の空間、修景空間は花壇などの緑化空間やモニュメントなどのシンボルが占める立入不可能な空間、歩行空間は歩道、バス停前乗降スペース、ペDESTリアンデッキの通路部分などの線状の空間、その他の空間は交番や駐輪場、便所などの施設が占める空間を指す。以上の定義より、ArcGIS Pro 2.4上で表示した基盤地図情報と衛星画像から各空間を判断し、対象駅前広場の空間分類を行い、同ソフトを用いて各空間面積及び割合を算出した。次いで空間分類のうち交流空間の位置に着目してタイプ分類を行い、タイプごとのプランニング特性を考察した。

(2) デザイン特性の調査及び解析方法

デザイン特性の調査では、プランニング特性を把握した駅前広場39箇所のうち交流空間のタイプ分類に基づき、「樟葉駅前広場」、「新長田駅前広場」、「灘駅北側駅前広場」、「中百舌鳥駅東側駅前広場」の4箇所の駅前広場の交流空間を対象に、物的環境と滞留行動特性を調査した。各駅前広場について、現地調査、衛星画像により交流空間の物的環境を調査し、Adobe Illustrator CS6を用いて作成した物的環境図から物的環境を把握した。調査項目は、平面要素、立面要素、天蓋要素、アクセス、通行量とし、それぞれ図-6の凡例中に示す項目に分類して捉えた。続いて、各駅前広場の滞留行動調査を行った。滞留行動は、GoPro Hero9を用いたビデオ撮影によるルートセンサ調査から捉えた。調査日時は、2022年11月のうち、駅前広場の利

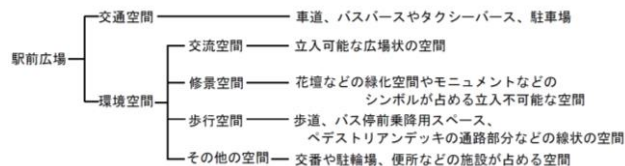


図-1 駅前広場の空間分類及び定義

用度が高いと考えられる平日 15時から17時とし、調査時間内の20分毎に計6回の調査を各駅前広場1日ずつ行った。調査項目はグループ人数、性別、年齢層、滞留姿勢、行為内容の5項目である。行為内容は、J. ゲールの屋外活動の分類⁸⁾を参考に、義務的な行為である「必要活動」、環境が快適な時に個人で行う行為である「任意活動」、知人との交流を図る行為である「社会活動(知人)」、他者との直接的、間接的な交流を図る行為である「社会活動(他者)」に区分した。解析では、まず滞留行動調査から得られたデータを駅前広場毎に単純集計して傾向を捉え、その後比較考察した。また、Adobe Illustrator CS6を用いて、物的環境図に行為内容とその滞留位置を布置したデザイン特性図を作成し、行為内容と物的環境との関係性から交流空間のデザイン特性を考察した。

3. 結果

(1) プランニング特性

図-2は、調査対象駅前広場の交流空間のタイプ分類を示している。交流空間の位置に着目してタイプ分類を行うと、駅前広場は5タイプに分類でき、そのうち交流空間を有するものは23広場で約6割を占め、4タイプに分類できた。タイプごとの特徴をみると、交流空間中心型は、駅出入口正面に交流空間が位置し、その周囲を歩行空間が取り囲んでおり、駅出入口から離れた所に位置する修景空間を伴った交通空間を接続している。樟葉、新長田、灘北など10広場が該当し、駅前広場全体に占める交流空間面積割合が15%から40%のものが半数を占める。交流空間接続型は、駅出入口正面に修景空間を伴った交通空間が位置し、駅出入口から離れたところに位置する交流空間が歩行空間によって接続されている。中百舌鳥東側池田など5広場が該当し、交流空間面積割合が10%から20%のものが半数を占める。交流空間デッキ型は、2Fデッキ上に歩行空間に取り囲まれた交流空間が位置しており、1Fは修景空間を伴った交通空間が優占し、その周囲を歩行空間が取り囲んでいる。芦屋、立花など4広場が該当し、交流空間面積割合は約5%未満のものが半数を占める。交流空間ロータリー型は、歩行空間、修景空間と一体的に配置された交流空間

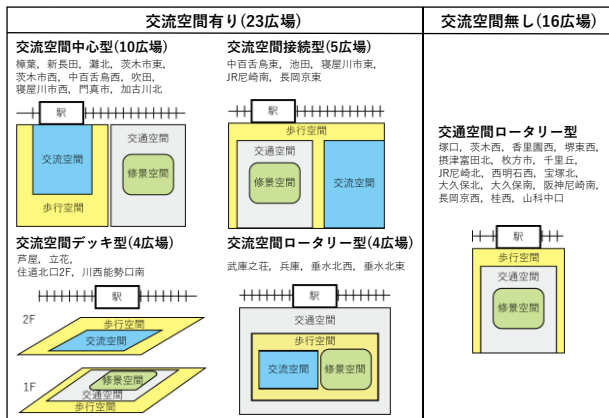


図-2 調査対象駅前広場の交流空間のタイプ分類

が交通空間に取り囲まれ、島状となっている。武庫之荘、兵庫など4広場が該当し、交流空間面積割合は全て10%未満である。一方、交流空間の無いものは16広場で約4割を占め、交通空間ロータリー型の1タイプのみであった。交通空間ロータリー型は、修景空間を伴った交通空間が優占し、交流空間は存在せず、塚口、茨木西などが該当する。デザイン特性の調査及び解析では、駅と交流空間との接続性が高く、交流空間面積が10%から40%と高い水準で確保されている交流空間中心型と交流空間接続型のうち、特に広い交流空間面積を有するものを対象とする。交流空間中心型から樟葉駅前広場、新長田駅前広場、灘駅北側駅前広場、交流空間接続型から中百舌鳥駅東側駅前広場の計4広場を選定した。

(2) デザイン特性

1) 属性

図-3は各駅前広場の交流空間における滞留グループの構成人数を示している。樟葉駅前広場、新長田駅前広場、中百舌鳥駅東側駅前広場の3箇所では、「1人」が71.8%から79.2%と高くなっている。一方、灘駅北側駅前広場では、「2人」、「3人」、「4人以上」がそれぞれ24.5%、10.2%、32.7%を占め、複数人での滞留が約7割と高くなっている。

図-4は、各駅前広場の交流空間における滞留者の年齢層を示している。灘駅北側駅前広場では、「少年層」による滞留が78.2%と非常に高く、中百舌鳥駅東側駅前広場では、「青年層」による滞留が67.2%と高くなっている。

2) 行為内容と物的環境との関係性

図-5は、各駅前広場の交流空間における滞留グループの行為内容、図-6は、各駅前広場の交流空間のデザイン特性を示している。図-5より、樟葉駅前広場、新長田駅前広場、中百舌鳥駅東側駅前広場の3箇所では、必要活動が43.6%から50.9%と最も高く、特に「携帯利用」が

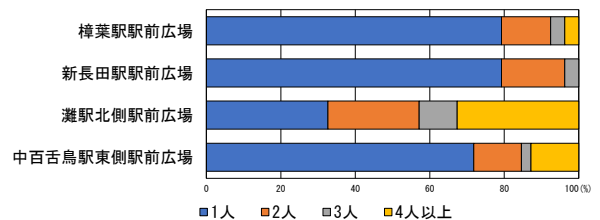


図-3 各駅前広場の交流空間における滞留グループの構成人数

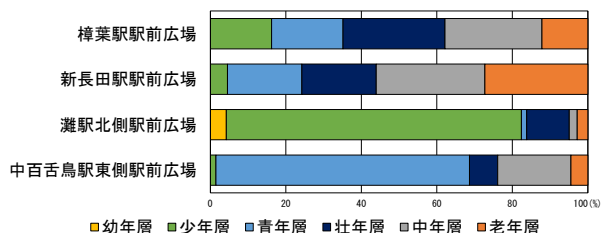


図-4 各駅前広場の交流空間における滞留者の年齢層

約4割と高い。図-6より、「携帯利用」は、各駅前広場で着座装置の位置や形態に関わらず発生している。

一方図-5より、任意活動では「飲食」が、新長田駅駅前広場、中百舌鳥駅東側駅前広場の2箇所それぞれ7.5%、10.3%確認できる。図-6よりそのデザイン特性を見ると、新長田駅駅前広場では、歩行者動線から離れた所に位置し、背面にモニュメントがある円形の着座装置に加えて、写真-1のように、通行量の多い歩行者動線に近い所に位置するものの、その動線に対し背を向けることができ、正面に照明灯、背面に低木がある円形の着座装置で見られる。中百舌鳥駅東側駅前広場では、通行量の多い歩行者動線から離れた所に位置し、正面に段差があり、背面に植栽がある円形の着座装置で見られる。また、図-5より、「風景を眺める」が、新長田駅駅前広場で9.4%確認できる。図-6よりそのデザイン特性を見ると、歩行者動線から離れた所に位置し、視線の広がり確保され、道路や建物を眺められ

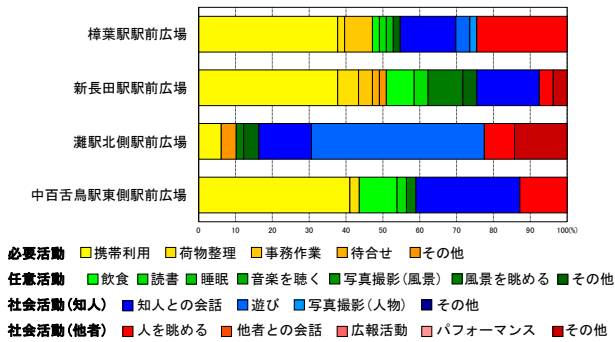


図-5 各駅前広場の交流空間における滞留グループの行為内容

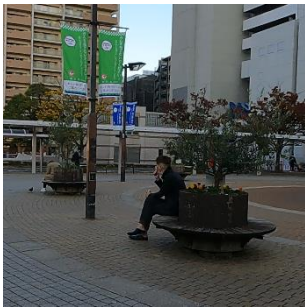


写真-1 「飲食」の様子 (新長田)



写真-2 「知人との会話」の様子 (樟葉)



写真-3 「遊び」の様子 (灘北)

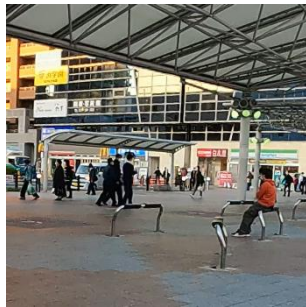
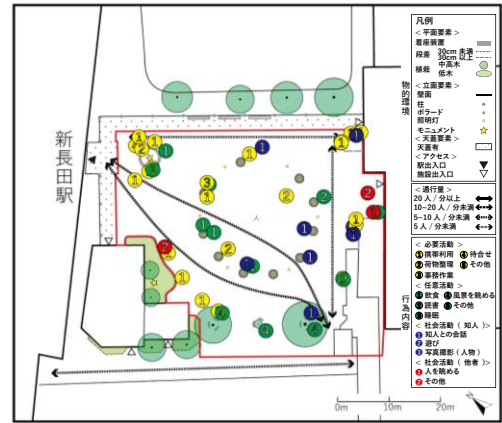
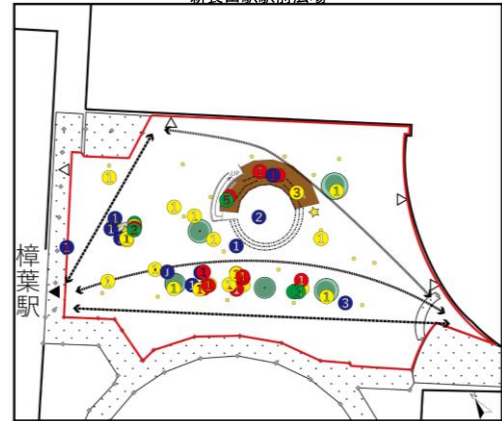


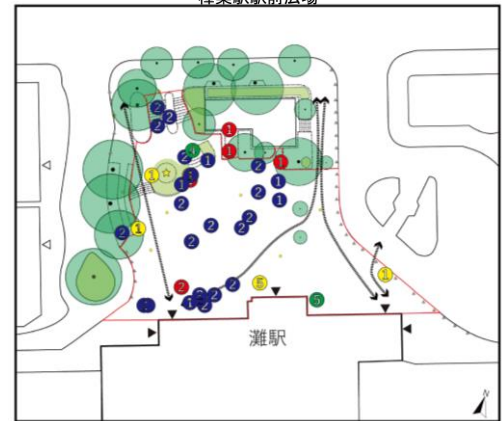
写真-4 「人を眺める」の様子 (中百舌鳥東)



新長田駅駅前広場



樟葉駅前広場



灘駅北側駅前広場



中百舌鳥駅東側駅前広場

図-6 各駅前広場の交流空間のデザイン特性

る着座装置で見られる。

また、図-5より、社会活動(知人)では、「知人との会話」が、全ての駅前広場において、14.3%から28.2%とやや高くなっている。図-6よりそのデザイン特性を見ると、全ての駅前広場において、歩行者動線に近い所に位置する着座装置で見られ、樟葉駅駅前広場では、駅出入口から近く、通行量の多い歩行者動線に近い所に位置する着座装置に加えて、写真-2のように、通行量の多い東西方向の2本の歩行者動線の間位置する、2人程度の会話で利用しやすい大きさの着座装置で見られ、中舌鳥駅東側駅前広場では、歩行者動線から近く、着座面が連続的で、4人以上が並んで着座できる着座装置で見られる。また、図-5より、灘駅北側駅前広場では、「遊び」が46.9%と高くなっている。図-6と写真-3よりそのデザイン特性を見ると、段差により周囲よりレベルが低く、北側、東側、西側の三方に植栽された中高木の植栽に加えて、南側に位置する駅舎に囲まれながら一定の広さが確保された空間で見られる。更に、図-5より、社会活動(他者)では、「人を眺める」が、灘駅北側駅前広場では8.2%確認できることに加えて、樟葉駅駅前広場、中舌鳥駅東側駅前広場の2箇所それぞれ12.8%、24.5%とやや高い。図-6よりそのデザイン特性を見ると、樟葉駅駅前広場では、中央部の円形の広場での「遊び」に加えて、通行量の多い東西方向の歩行者動線を眺めており、それらを近くから眺められる着座装置で見られる。また、灘駅北側駅前広場では、「遊び」が発生している空間に近く、段差に身を寄せる形で、中舌鳥駅東側駅前広場では、写真-4のように、20人/分以上と通行量の多い歩行者動線を眺められる着座装置で見られる。

4. まとめ

プランニング特性では、交流空間の位置に着目して行ったタイプ分類によって、交流空間を有するものは23広場と約6割存在することが明らかとなった。その中でも、交流空間中心型は、駅出入口正面に交流空間が位置し、樟葉、新長田など10広場が該当し、交流空間面積割合が15%から40%のものが半数を占める。また、交流空間接続型は、駅出入口から離れた交流空間が歩行空間によって接続され、中舌鳥東や池田など5広場が該当し、交流空間面積割合が10%から20%のものが半数を占める。以上より、プランニングの観点からは、交流空間面積が10%から40%と高い水準で確保され、駅と交流空間との接続性の高い交流空間中心型や交流空間接続型といったタイプが確認でき、これらは駅前広場に賑わいを創出し、任意活動や社会活動を受け止める交流空間の配置のモデルになると考えられる。

デザイン特性では、任意活動の「飲食」といった個人での快適な滞留空間の創出には、歩行者動線から離れた位置に、正面への段差、背面への植栽の導入を伴った円形の着座装置の設置や、歩行者動線に近い所に位置するもののその動線に対し背を向けられ、正面への植栽や照明灯、背面への植栽の導入を伴った円形の着座装置の設置が有効であ

ると言える。また、任意活動の「風景を眺める」といった個人で佇む滞留空間には、歩行者動線から離れた位置での着座装置からの視線の広がり確保され、道路や建物といった風景を眺められる着座装置の設置が有効である。社会活動の「知人との会話」といった知人との親密な交流には、歩行者動線から近く立ち寄りやすい位置への2人掛けの着座装置や4人以上が並んで着座できる着座装置の設置が有効である。また、社会活動の「遊び」といった活発な知人との交流には、段差により周囲よりレベルが低く、中高木の植栽と建物により囲まれた一定の広さの空間を確保することが有効であると言える。更に、社会活動の「人を眺める」といった間接的な他者との交流には、遊びが発生している広場を近くから眺められる空間や、通行量の多い歩行者動線を近くから眺められる空間への着座装置の設置が有効であると言える。

以上より、任意活動や社会活動を支える駅前広場のプランニング特性とデザイン特性を明らかにすることができた。一方、交通空間が優占し、交流空間の無い交通空間ロータリー型は16広場と約4割存在することから、今後は、交通の円滑な処理といった駅前広場の本来の目的に加え、駅との接続性を考慮しつつ一定の広さを持つ交流空間を確保し、都市部の交通結節点特有の賑やかさを享受しながら滞留できる空間としての整備が求められる。

参考文献

- 1)国土交通省 国土技術政策総合研究所(2019),「賑わい創出のための広場空間の設計と空間評価」,日本不動産学会誌,第33巻,第2号,pp.52-57
- 2)都市デザイン研究体(2009),「復刻版 日本の広場」,彰国社
- 3)国土交通省(2017),「コンパクト・プラス・ネットワークの推進について-生活利便性の維持・向上のための居住の誘導-」,(住宅団地再生連絡会議資料),国土交通省 都市局 都市計画課,閲覧日2023年6月10日
- 4)小滝省市・高山純一・中山晶一郎・埜正浩(2015),「駅前広場の環境空間の実態及び計画課題に関する研究-都市中心駅の駅前広場を対象として-」,土木学会論文集 D3(土木計画学),第71巻,第5号,pp.I_247-I_259
- 5)土岐文乃・貝島桃代(2012),「時間差利用から見た賑わい創出のための駅前広場活用モデル 地方都市における広場型駐車場の設計手法に関する研究(2)」,日本建築学会計画系論文集,第77巻,第671号,pp.95-102
- 6)伏見孝一・浅野光行(2005),「歩行者滞留現象に関する研究-新宿駅南口地区を対象として-」,都市計画論文集,第40.3巻,pp.313-318
- 7)日本交通計画協会(1998),「駅前広場計画指針 新しい駅前広場計画の考え方」,建設省 都市局 都市交通調査室監修,技法堂出版
- 8)J. ゲール(2011),「建物のあいだのアクティビティ」,(北原理雄(訳),鹿島出版会

一灯点滅式信号機の撤去に関する住民賛否意識の分析

立命館大学大学院理工学研究科 原 杏希子
立命館大学理工学部 塩見 康博

1. はじめに

近年の急激な人口減少による縮小化社会の到来を背景に交通安全に関わる財政の縮小化も予想されている。今後の厳しい財政を踏まえ、安全で円滑な道路交通環境を実現するための基盤である信号機や規制標識、規制標示などの交通安全施設の整備や維持管理方法についての見直しが求められている。とりわけ、多額の維持費を要する交通信号機の整備はより一層の合理化が求められる。一般に、信号機の更新基準は19年とされており、毎年、一定数の信号機が更新されている。それでも更新基準を超える信号機が増えていることから、将来的に信号機の更新に要する費用が交通安全施設関連予算を圧迫することが指摘されている。

そこで現在、警察庁では交通安全施設整備等の在り方を見直し、信号機の総数を適正に管理するために、「必要性が低下した信号機の撤去」を全国的に進めている¹⁾。適切に設置された信号機は、交通の安全と円滑を実現するためには効果的である。しかし、必要以上に信号機を設置すると、不要に自動車や歩行者を停止させる回数が増え、道路の混雑の原因になる可能性がある。また、交通環境の変化等により、交通需要が低下した交差点の信号機は、自動車や歩行者の無駄な待ち時間を発生させるのみならず、信号無視を誘発する。ひいては、信号機による交通規制に対する信頼や住民の遵法意識を損なう可能性もある。さらに、信号機は、災害等で倒壊・消灯した場合、道路交通の円滑が長期間にわたって損なわれ、人々に交通事故に対する不安や焦りを生み出してしまう。このような交通環境や防災の観点から、「必要性が低下した信号機の撤去」の検討は避けて通れない課題である。しかしながら、信号機を撤去することは、住民にとって交通事故の危険性や運転の不安や緊張を与えることにつながると考えられるため、撤去を行う上では地域住民の合意が必要不可欠である。

そこで本研究では、警察庁が制定している「信号機設置の指針」において、撤去が優先的に進められている一灯点滅式信号機に焦点を当てる。

一灯点滅式信号機については、その効果に対して疑義が示されている。上山²⁾は、事故多発交差点として記録されている複数の一灯点滅式信号機にTAAMS(交通事故自動記録装置)を設置し、事故原因を調査した結果、非優先側の従道路から一時停止をせずに進入する自動車が一定程度存在することを明らかにしている。また、信号機に関する住民意識をテーマにした研究もある。伊藤ら³⁾はアンケートを通じて信号機設置に関する住民意識を調査した。その結果、約7割の人が交差点に歩行者用信号機は必要であると回答し、多くの住民が信号機の必要性を感じていることが分かった。しかしながら、一灯点滅式信号機の撤去に関

する住民意識について論じたものはない。

そこで本研究では、地域住民との合意形成の観点から、一灯点滅式信号機の撤去に関する住民へのアンケート調査を行い、周辺住民の撤去への賛否意識とその影響要因を明らかとすることを目的とする。

2. アンケート調査の概要

本研究では、住民へのアンケートに基づいて一灯点滅式信号機撤去への賛否意識を明らかとする。一灯点滅式信号機の撤去に否定的な人の個人属性の特徴や撤去を行う際の説明方法、撤去後の安全対策の提示による意見の変化等について分析を行うため、一灯点滅式信号機が設置されている地域を選定し、アンケート調査を実施した。

2.1 対象地域の選定

2022年9月10日時点で、滋賀県で設置されている一灯点滅式信号機全15基の中から、交差点周辺の環境と視界の善し悪しの点で異なる3つの交差点を選定し、当該交差点の周辺地域の住民を対象にアンケート調査を行った。対象とした交差点は瀬田小学校南交差点・日吉神社西交差点・北脇南交差点である。

瀬田小学校南交差点(大津市)は、交差点の四つ角に建物が立地しており、視界が悪く、左右の道路からの通行車両が確認しづらい。また、交差点の近くに小学校があり、小学生の通学路となっている。交差点周辺は住宅地が広がっており、家族世帯の居住が多いと考えられる。日吉神社西交差点(栗東市)は、交差点の四つ角に建物が立地しておらず、田園が広がり視界が良好な交差点である。北脇南交差点(甲賀市)は、瀬田小学校南交差点と同様に、交差点の四つ角に建物が立地しており、視界が悪く、左右の道路からの通行車両が確認しづらい構造となっている。

2.2 設問項目

実施したアンケートは大きく、a. 一灯点滅式信号機の認知度、b. 一灯点滅式信号機の撤去への賛否、c. 信号機以外の安全対策効果の認識、d. 信号撤去を想定する際の説明方法の選好、およびe. 個人属性によって構成される。

「a. 一灯点滅式信号機の認知度」に関しては、まず、一般的な一灯点滅式信号機の写真を提示した上で、それが設置された交差点の通行経験の有無や、黄点滅・赤点滅時の通行ルール、普段の通行ルールの意識を回答してもらった。

「b. 一灯点滅式信号機の撤去への賛否」については、まず現在一灯点滅式信号機の撤去が進められており、撤去後は安全対策を行うことを説明した後、一灯点滅式信号機の撤去に対して「全くなくてもよい」、「なくてもよい」、「ある

ほうがよい」、「絶対あるほうがよい」の4段階で回答を伺った。その際、撤去に否定的な回答をした方に対してはその理由についても聞いている。加えて、情報提供による賛否意識の変化を確認するため、交通安全施設に関わる予算が減少しつつある現状を説明した上での賛否を聞いた。続けて、撤去前後での一交差点あたりの平均事故件数の減少を示した上での賛否についての設問も用意した。なお、予算に関する情報提供と事故件数に関する情報提供は、この順に設問しているため、事故件数に関する情報提供単独での賛否意識の変化への影響を計測することはできていない。

「c. 信号機以外の安全対策効果の認識」では、以下の安全対策について設置例の写真を示した上で注意して交差点を安全に通行できるか、「とてもそう思う」～「全くそう思わない」までの7段階で回答を求めた。

止まれの規制標識、LED発光式の止まれの規制標識、注意喚起の看板、止まれの路面標示、止まれの強調表示、止まれのカラー路面標示、交差点中心のカラー舗装、シケイン、ハンブ、イメージハンブ、狭窄、デリニエータ一、ラウンドアバウト

「d. 信号撤去を想定する際の説明方法の選好」の項目では、撤去前に行う事前説明の方法、撤去が決定した際の周知方法、撤去完了後の事後説明の方法について、以下の中から最も望ましいものをそれぞれ複数回答可にて選択してもらった。

回覧板、広告チラシ、説明会の開催、現場見学会の実施・警察の方との意見交換会（事前説明・撤去完了後の設問）、交差点で社会実験の実施（事前説明の設問のみ）、現地交差点での看板による周知（撤去決定時の設問のみ）、現地交差点での警察による説明（撤去完了後の設問のみ）、特に必要なし、その他等

最後に、「e. 個人属性」の項目では、年齢・性別・職業・世帯構成・自動車運転免許の有無・運転頻度に加えて、地域活性化への関心度、地域貢献活動（通学路での交通誘導や地域巡回パトロール、清掃、自然保護ボランティアなど）への参加経験の有無と参加頻度について回答を求めた。

2.3 アンケートの回答結果

アンケートは合計で285部が回収された。そのうち、大津市大江地域で86部、栗東市上砥山地域で90部、甲賀市水口町北脇地域で103部、その他地域から2部の合計281部を有効回答として分析に用いた。

アンケート回答者の年齢について、20代以下の若年層は比較的少ないものの、30代以上については均等にサンプルを入手できた。また、性別も大きく偏りはなく、広い属性からの回答が得られた。世帯構成については、親子の二世帯が各地域ともに最も多く、若年者、あるいは高齢者を含む世帯が多かった。

3. 分析結果

一灯点滅式信号機についての通行ルールの理解度や個人属性における撤去賛否、撤去到反対する理由、情報提示による意識の変化、撤去後の安全対策における安全性評価などから、撤去への賛否意識の傾向や要因を分析する。

3.1 通行ルールの理解度

一灯点滅式信号機の黄点滅・赤点滅時の通行ルールの理解度を集計した結果を図1に示す。図中では、黄点滅については「b. 他の交通に注意して進む」が正解であるが、過半数が「c. 必ず徐行して進む」を選択していることが分かる。一時停止はしなくてよいという認識は持っているが、徐行はしなければならないという認識が多く持たれていることが分かった。「d. 必ず停止線で一時停止をする」という誤答も多くあり、黄点滅の通行ルールを赤点滅の通行ルールと同様に考えている人が多かった。赤点滅については、85%の回答者が正答を選んでいるが、bやcなど一時停止をしないことを正としているドライバーが一定数存在することが分かる。このような認識の違いは事故を誘発する危険性があると言える。

3.2 撤去に対する賛否と反対理由

各地域における撤去に対する賛否を図2に、反対理由の回答結果を図3に示す。「あるほうがよい」・「絶対あるほうがよい」と回答した人は全体で43%と否定的な人が一定数いることが分かった。3地域で最も否定的な意見が多かったのは北脇地域であった。その理由として、「交通量が少ない交差点でも事故の危険があるから」という回答が最も多かった。また、「子供やお年寄りの通行が多い交差点は一灯点滅式信号機がないと事故の危険があるから」・「一灯点滅式信号機は安全のためにはないよりあったほうがよいから」という回答も多く挙げられた。

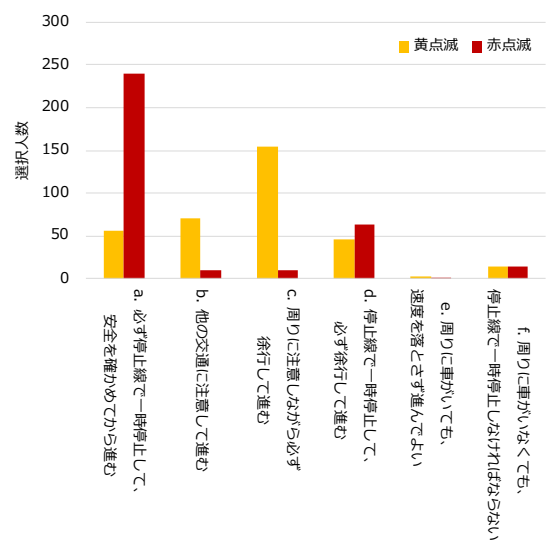


図1 黄点滅・赤点滅の理解度

3.3 個人属性による賛否意識

年齢別の撤去への賛意の分布をまとめたものを図一4に示す。これより、若年層ほど、「全くなくてもよい」・「なくてもよい」と回答している回答者の割合が高くなる傾向が読み取れる。その一方で、30代・40代、および70代以上では、他との比較で否定的な人の割合が高くなっている。

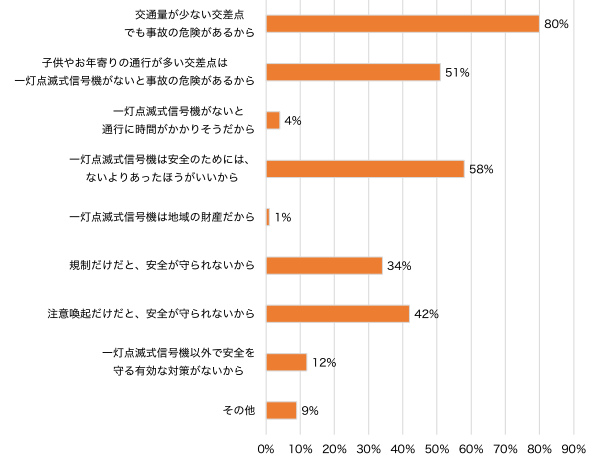
30代の回答者で撤去に否定的な人が最も多かった地域は上砥山地域であった。また、30代の回答者の家族構成が二世帯・三世帯である割合は上砥山地域が最も大きい。続いて40代について、撤去に否定的な人が多かった地域は北脇地域である。そして40代の回答者の家族構成が二世帯・三世帯である割合は北脇地域が最も大きかった。30代、40代それぞれ、撤去に否定的な人が多い地域は二世帯・三世帯である人が多い地域であると言える。これは、通学する子どものいる世帯や高齢者と同居している世帯が多いことが要因として考えられる。

3.4 情報提示による意識の変化

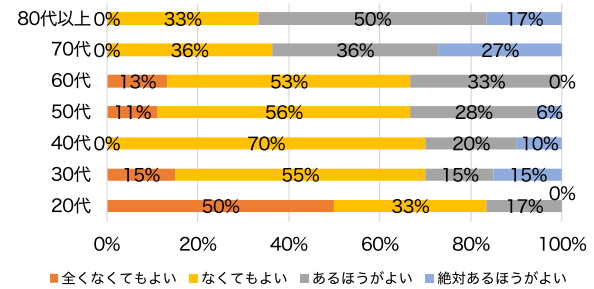
図一2のうち、「あるほうがよい」・「絶対あるほうがよい」と回答した中で、予算に関する情報、および事故件数に関する情報を提供した後での、賛意の変化を図一5に示す。これより、予算情報提供後には27.9%、事故件数情報提供後にはさらに増えて45.9%が撤去賛成に転じている。「絶対あるほうがよい」と回答した割合も、情報提供前の10.0%から、予算情報提供後には9.0%、事故件数情報提供後には5.7%に減少しており、客観的な事実情報を提供することが、賛否に大きな影響を及ぼすことが分かる。

3.5 撤去後の安全対策における安全性評価

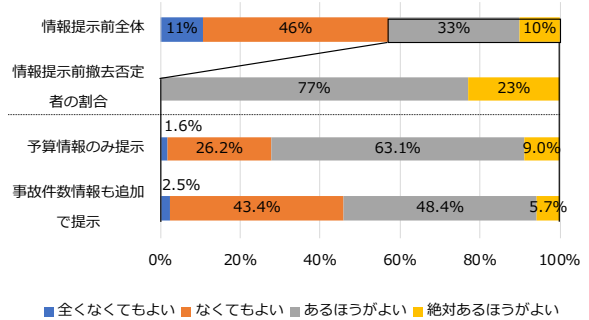
撤去に否定的な人が回答した撤去後の各安全対策の安全性評価を図一6に示す。1、2、3の選択を安全性評価が高いと考えると、最も安全性が高いと回答された安全対策はハンプであることがわかる。また、止まれの路面標示の内、文字標示のみ、止まれの強調標示、カラー路面標示の順で安全性が高いと回答された。同じく高く評価されたのは、止まれの規制標識(LED発光)であり、通常の止まれの規制標識に比べ、LED発光の場合より高く評価されることが分



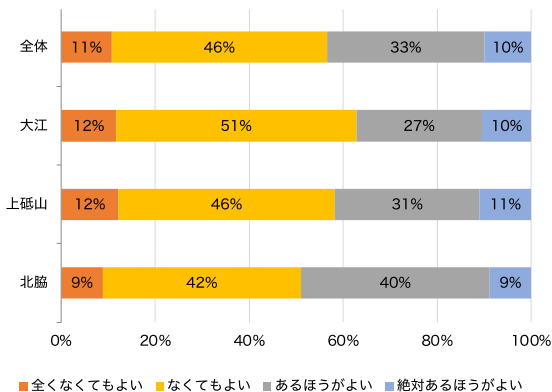
図一3 撤去の反対理由



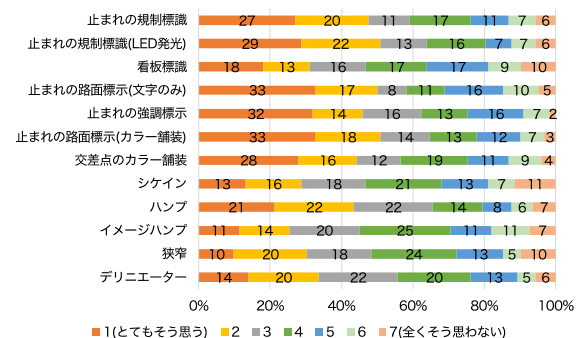
図一4 年齢別の撤去への賛意



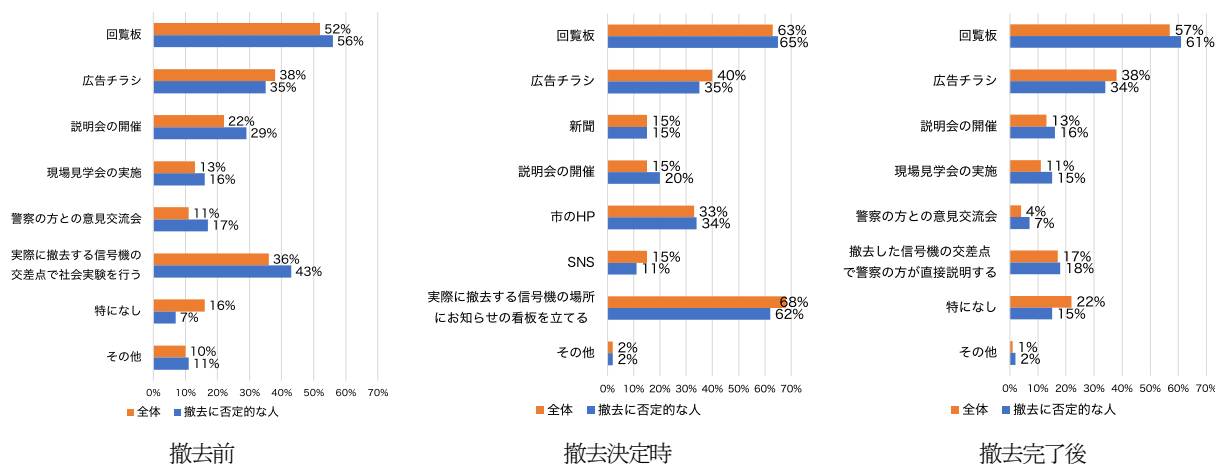
図一5 撤去反対者への情報提供後の賛意



図一2 地域別撤去に対する賛否



図一6 撤去後の安全対策における安全性評価



図一七 行ってほしい説明方法

かった。通常の止まれの規制標識、路面標示よりカラー路面標示や点灯による目に刺激を与える注意喚起の工夫を加えた規制標識、路面標示の安全対策の方が否定的な地域住民が求める安全対策として有効であると考えられる。

3.6 信号撤去を想定する際の説明方法の選好

撤去前、撤去決定時、撤去後に行ってほしい説明手段を図一七に示す。どの場合も回答が多かったのは回覧板、広告チラシであった。一方で、撤去到否定的な人は全体に比べて、説明会の開催、現場見学会の実施、警察の方との意見交換会において回答率が高かった。撤去到否定的な人に少しでも撤去を進めることを認めてもらうためには、直接説明を行う機会を設けることが効果的であると考えられる。

3.7 まとめ

アンケート調査から、撤去到否定的な人は全体的に高齢者に多い傾向が見られ、30代、40代で否定的な意見を持つ人が多い地域は、子供がいる世帯が多いことが分かった。また、撤去を進めるためには、現在の交通安全施設を取り巻く財政状況、交通安全性に関する客観的なデータを示すとともに、代替となる交通安全対策の効果やあり方、そしてそれに関する丁寧な説明が不可欠であることが分かる。また、特に高齢の方や子育て世代の方、あるいは安全志向の方に対して合意形成の取組を進め、今後の当該交差点の位置づけについて議論をしていくことが有効であると考えられる。

4. おわりに

本研究では、一灯点滅式信号機が設置されている交差点を対象に、周辺地域住民に対して撤去への賛意を問うアンケート調査を行った。その結果、半数近くが撤去到否定的であるものの、交通安全施設に関する財政状況や撤去前後での事故件数に関する情報を提示することでその割合を減らすことが可能であることが分かった。

一灯点滅式信号機の撤去を進める上で、地域住民の合意

は必要不可欠である。住民の合意形成を得るためには、撤去到否定的な人が撤去に関して少しでも理解し納得することが重要である。そのためには、ハンブやカラー路面標示など、地域住民の多くが注意して交差点を通行できると感じる安全対策を設置することが必要であるとする。また、撤去到否定的な人は、回覧板や広告チラシ等で撤去についての説明を読むのではなく、説明会や現場見学会、警察の方との意見交換会に参加意欲のある人が多いことが分かった。このようなより十分な説明を求めている人のために、直接説明を行う機会を設けるべきであるとする。特に、撤去到否定的な人が多い高齢者、子供がいる30代、40代の親世代に対して十分な説明を行うべきである。地域によって地域住民の年代や家族構成の割合は異なるため、事前に撤去を行う地域の特性を調査することが重要であるとする。

今後の持続可能な交通安全施設整備を考えた場合には、押しボタン式歩行者信号や三灯式信号機も撤去対象となる。通行権を制御する上記の信号機に対しては、たとえその必要性が低下していたとしても、撤去到否定的な人は一灯点滅式信号機に比べてより多いと考えられる。そのような状況で、どのような交通安全対策が有効であり、どのように合意形成を進めていくか十分に検討をしていく必要がある。

謝辞

本研究で用いたデータは滋賀県警察本部に提供いただいた。ここに記して謝意を表す。

参考文献

- 1) 警察庁(2021)「信号機設置の指針」の制定について(通達)
- 2) 上山 勝(2018)「事故を考える—工学的な事故解析から考える交通安全— (123)「TAAMS」が記録した一灯式(点滅)信号交差点での出合頭事故」、交通安全教育 53(10)、pp.29-33
- 3) 伊藤 澄人・登崎 涼・上野 徳久・三浦 昌生(2016)「アンケート調査による信号機設置に関する住民意識の把握—交通量増大地域における歩行者の交差点横断の安全性向上を目的とした住民主体の交通実態の把握とその改善計画立案の支援その1—」、環境工学 1(2016)、pp.1281-1282、日本建築学会

GIS を用いた観光地の非日常性

大阪工業大学大学院工学研究科 梶田 祥之介
大阪工業大学工学部 田中 一成

1. はじめに

旅行は「非日常」という言葉と強い関係がある。既往研究だけでなく旅行会社のCMやポスターにも非日常の言葉が多々利用されている。「非日常空間」とは日常からかけ離れた空間を指し、生活の場から離れて行動する旅行と関係性が高いと考えられる。そうしたことから非日常空間は現在の生活の場から遠く離れた場所にある、非現実的な場所としてとらえられる。しかし、コロナ禍となり旅行制限や県境をまたいで移動の規制がされたことから、居住地区に近い場所での旅行が注目されている。そのような環境下において非日常空間はどのように考えられているのであろう。

本研究では、まず「非日常空間」とはどのような条件において存在するのであるかに着目した。代表的な非日常空間のひとつとしてよく挙げられるディズニーランドについてその非日常性を調べた研究¹⁾では、ディズニーランドは現実世界との遮断や映画の三次元再現など空間から日常性を取り除く手法が用いられていることが分かる。このように非日常とは日常と異なる環境のことを示すことが多く、その場の特質が大きく関係していると考えられる。しかしその場以外にもアプローチの部分などで非日常性を生み出す方法は存在するのではないだろうか。例えば785段もの長い階段を登った先に本宮を置く金刀比羅宮について、麓の街との空間の分離、非日常性を感じる人は多い。ここにおける非日常性は神社という歴史的場所が持つ特質も関係するが、この長い階段によって強まっている可能性が大いに考えられる²⁾。

旅行という非日常的イベントが変化していく中で、場の特質による非日常性の創出だけでなく、場までの行程など場とは異なる部分での非日常性の創出手法が必要となってくるのではないだろうか。

2. 研究目的

金刀比羅宮のように、非日常性とは場特有の性質だけでなくそこまでの行程も関係してくると考えられる。このように空間だけでなくアクセス部分を考慮して観光地評価を試みた研究³⁾では、観光地の魅力を「観光スポットの魅力(スポット評価)+交通アクセス+費用」とし、温泉地を対象に交通アクセスと費用を加えた観光地の魅力を分析している。結果として「スポット評価値」が高くても「スポット評価に交通アクセスの影響を考慮した評価値」は、来訪者の居住地からの距離に従って低減することを示している。このことから観光地を考える際、そのスポットの特質だけでなく距離や費用などアプローチ面も重要であることが分かる。そしてこれは、アプローチ面における非日常性

は距離や費用と関係する可能性を示唆している。そこで本研究ではアプローチ面における非日常性の定量化を目的とする。

3. 研究方法

本研究では、観光地へのアプローチが困難であるほど非日常性を感じやすくなると仮定し研究をおこなった。ここでのアプローチは、観光地への距離、交通利便性、費用を示している。

本研究ではまず調査Iとしてアプローチの中で観光地への距離に着目し調査をおこなった。ここでの距離は居住地からの距離とし、距離が遠いほど非日常性が高くなると仮定した。また、この調査では、非日常性は訪問頻度の低さであるとして調査した。アンケートにより、各観光地への訪問頻度と居住地等のデータを採取し、そのデータを用いて分析をおこなった。

次に調査IIとして、アプローチの中の交通利便性について調査をおこなった。この調査では観光地の非日常性と交通利便性がどのように関係しているかを調査した。本調査では非日常性を期待値と認知距離の和であるとし、アンケートでそれらの情報を採取したのち、交通利便性との関係を可視化した。

3-1 調査I

調査Iでは非日常性と距離との関係を調べた。本調査では非日常性は頻度により非日常と頻度について、ある観光地について訪れる頻度が高くなるほど、その観光地への期待感や探求心は減少し、反対に生活感や安心感が高まると考えられる。言い換えると、これは観光地の「日常化」であり、このことから訪問頻度が低いほど非日常性が高いと考えられる。

よく訪れる観光地と居住地区からそこまでの距離との関係を知るため、まず居住する地域に存在する観光地に訪れる頻度をアンケートにより調査した。この調査では近畿圏を対象とし、近畿圏に居住する人々に近畿圏にある観光地への訪問頻度を尋ねた。次に、これらの観光地への観光頻度について、訪れる頻度が高い観光地と訪れる頻度が低い観光地を居住地区ごとに調べ、それらの関係性を可視化するためにGIS上に示した。

アンケート調査では、近畿圏を対象に観光頻度を尋ねた。本研究では、近畿圏を日本関税協会が指定する2府4県(大阪、京都、滋賀、和歌山、奈良、兵庫)として定義し、観光地は日本交通公社による「全国観光資源台帳」⁴⁾に記載されている観光地から125カ所を選定した。図-1には調査Iと調査IIの両方で使用した観光地の位置が示さ

れており、緑色は調査Ⅰのみで使用した観光地を、赤色は調査Ⅱでも使用した観光地を表している。これらの観光地について、近畿圏に居住する85人に対して訪問頻度と属性を尋ねた。観光頻度は10段階評価とし、質問項目は表-1に示す通りである。

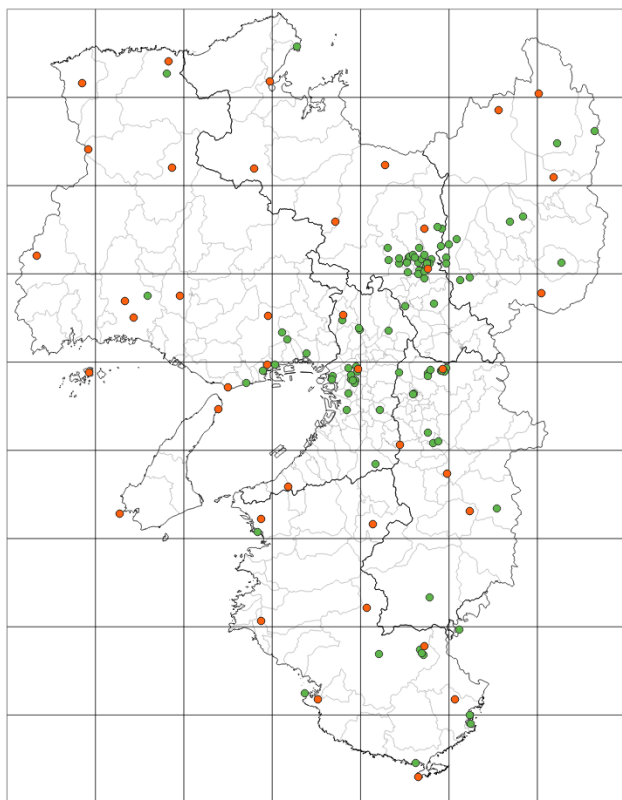


図-1 観光地の位置

表-1 質問項目 (調査Ⅰ)

観光頻度	週1回以上
	月2回以上
	月1回以上
	3ヶ月に1回程度
	半年に1回程度
	1年に1回程度
	2年に1回程度
	3~5年に1回程度
	今まで1回
	行ったことがない
属性	性別、年齢、職業、現在の居住地、居住年数、現在の場所よりも長く住んでいる場所、観光人数、旅行頻度

またアンケートは居住地域ごとに分類し、分析を行っ

た。頻度は「週1回以上」を9として頻度が高い順に9~0の数値に変換した。次に、これらの値について、個々人の旅行頻度に影響されないようにするため、パーセント表示に変換し、各個人について相対的な頻度とした。その割合を観光地ごとに累計することで、訪れる頻度の高い観光地を抽出した。この訪問頻度割合の累計を「頻度値」とする。

この結果を用いて、これらの観光地を「日常的観光地」「非日常的観光地」「非訪問観光地」の3グループに分類した。分類方法として、頻度値が2%以上のものを高頻度で訪れる観光地であることから「日常的観光地」、2%未満1%以上のものを「非日常的観光地」、1%未満のものを大多数が訪れたことのない観光地であると考え、「非訪問観光地」とした。

これらの観光地のうち、「日常的観光地」と「非日常的観光地」を居住地区と共にGIS上に示した。図-2がGISの結果であり、それぞれの地域における観光地数を表-2に示す。黄色で色付けたものが「日常的観光地」を繋いだものであり、青色で色付けたものが「非日常的観光地」を繋いだものである。また、居住地域を灰色で示している。



図-2 観光頻度

(左上より、大阪市、神戸・阪神、播磨)

表-2 各地区における観光地数

	日常的観光地	非日常的観光地	計
大阪市	11 個	19 個	30 個
神戸・阪神	12 個	22 個	34 個
播磨	9 個	25 個	34 個

対象地区について、今回はアンケートを集めた中で回答者の割合が比較的高かった大阪市、兵庫県阪神地区、兵庫県播磨地区の3つの地区を対象とした。それぞれの有効回答人数は23人、18人、15人である。

これらのデータより、日常的観光地は居住地区に近い場所に存在すること、非日常的観光地は日常的観光地より遠くに存在し、日常的観光地を囲むように存在することが読み取れる。このことから、居住地からの遠さは非日常性に影響を与えていると言える。大阪市は特に顕著であり、大阪市内や阪神地区、京都市内などの観光地が日常的観光地となり、それを囲むように京阪神近辺の観光地が非日常的観光地となっている。また、大阪市と阪神地区の観光地の配置は似ている部分が多いことから、都市圏中央部での旅行活動の範囲は似た場所になると予想できる。他にも、3地区の中で播磨地区が最も日常的観光地が少なく、最も非日常的観光地が多いこと、そして公共交通機関や幹線道路の量が他の2地区に比べて少ないことから、地方都市では日常的に訪れる観光地が少なく、他の地区の観光地に興味を持ちやすい可能性が考えられる。つまり、地方に住む人ほど、観光に対して非日常性を求める傾向にあると考えられる。反対に、大阪市のように日常的に観光地に訪れることができる場所に住んでいる人は、遠くの非日常を求めない可能性も考えられる。

まとめると、本調査では非日常性は実距離に影響していることがわかった。また、都市部と地方部での非日常的観光地の数量に違いがあることから、地方部ほど非日常的観光地を求めやすいことが考察できた。地方部とされる要素の一つに交通利便性の低さが挙げられることから、次に交通利便性と非日常性の関係を明らかにしていく。

3-2 調査II

調査IIでは、非日常性と交通利便性の関係を調べた。この調査では、非日常性をより詳細に定義し、それによって非日常空間と交通アクセスとの関係を可視化した。まず、調査Iから距離と非日常性の相関関係が明らかになったことから、本調査では非日常性を期待値と認知距離の和と定義した。ここでの期待値とは、各観光地に対する観光目的意識の高さを指し、休暇、遊楽、創造という余暇の三機能を用いて目的意識の高さを捉えた⁵⁾。また、距離については、調査Iでは実際の距離を対象に調査したが、心理的な要素である非日常性を考慮し、本調

査では認知距離を使用した⁷⁾。

調査Iからわかったように、非日常性は実距離に影響されることがわかったため、使用する観光地はなるべく等間隔で選定した。選定方法としては、30kmメッシュを用意し、その交点に存在する観光地を使用した。また、交点に観光地が存在しない場合は交点を挟んで対極に存在する2地点を選定した。各観光地は、日本交通公社による「全国観光資源台帳」と朝日新聞出版の「日本の絶景大辞典」⁸⁾から選定した。総観光地数は39箇所であり、それぞれについて期待度、認知距離、認知度、頻度、利用交通手段、および属性について調査した。使用観光地は前述の図-1で示した通りである。

アンケート結果から非日常性を地図上に示した図が図-3である。黄色い丸が非日常性を表し、丸が大きくなるほど非日常性が高いことを示している。ラインは交通路線を示しており、緑のラインが鉄道路線網、青のラインが高速道路路線網を表している。鉄道路線のラインの太さは乗降客数によって表示され、高速道路網の太さは車線数を示している。この図から、交通インフラが充実している場所や交通利便性の高い場所では非日常性が低くなる傾向があり、一方、充実していない場所や交通利便性の低い場所では非日常性が高くなることが読み取れる。この結果から、非日常性は交通利便の良さに影響を受けることがわかった。

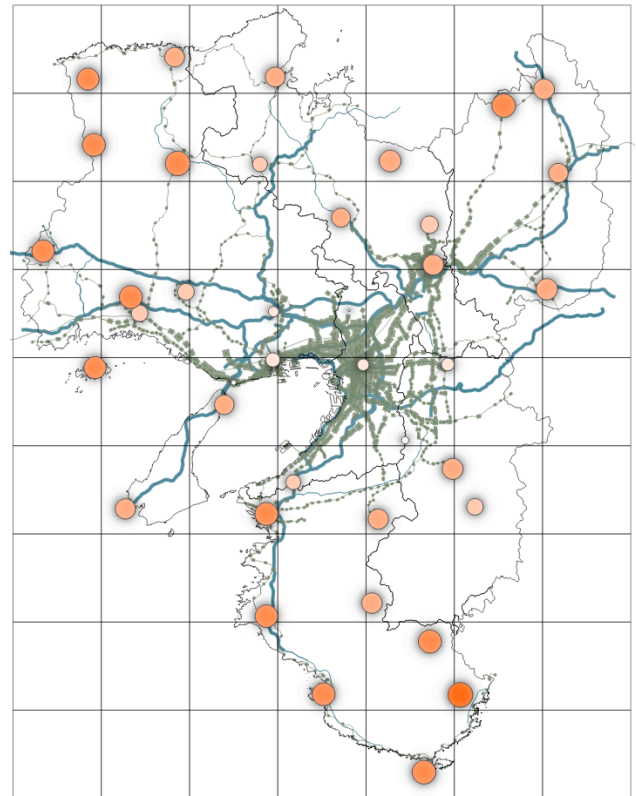


図-3 非日常性と交通利便性の関係

3-3 考察

調査ⅠおよびⅡから、非日常性は観光のアプローチ面と関連していることが明らかとなった。具体的には、非日常性は実距離が遠く、交通利便性の悪い場所に存在していることが示された。ただし、全ての観光地においてこのような結果とはならず、距離が近く交通利便性が良い場所でも非日常性が高い場所がある一方、逆に遠く交通利便性も悪い場所でも非日常性が低い場所が存在した。例えば、調査Ⅱにおいて京都市に存在する清水寺と鞍馬寺は交通利便性が良く、非日常性も高いことが示された。図-4では、京都市が中心に位置し、その上下にそれぞれ鞍馬寺と清水寺がある。一方、反対の例として、大阪府と奈良県の境目に位置する大峰山は、鉄道や高速道路が通っておらず、交通利便性が悪いとされる場所にあるが、非日常性は低いことが示された。図-5の中心の白い点が大峰山である。

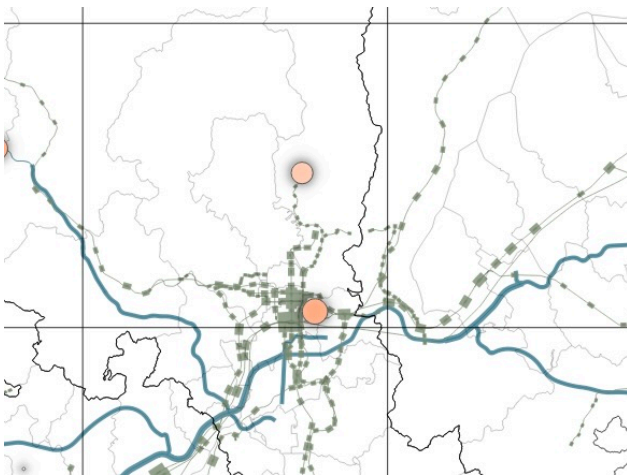


図-4 鞍馬寺(上)と清水寺(下)の非日常性

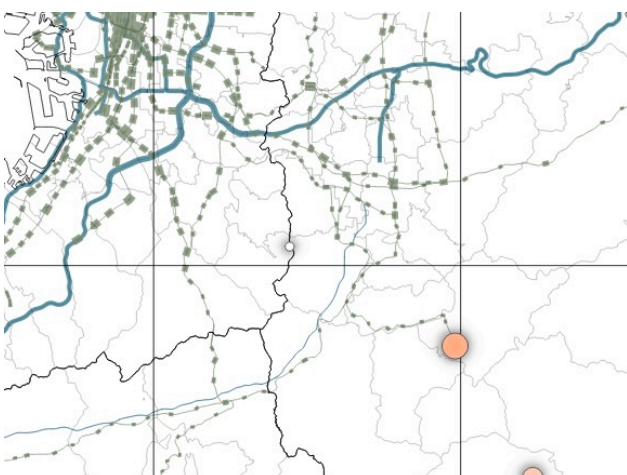


図-5 大峰山(中央)の非日常性

この結果から、期待値と認知距離が表す意味には非日常性を表すだけでなく観光地を表す側面があり、今回の実験時には両者を分割して捉えられておらず、これを分けることで説明可能と考えられる。また、交通手段の表現が、徒

歩やレンタサイクルなど現状に対して十分ではないと考えられ、これらによって、多くの対象が説明できると考えられる。今後は、これらの指標をより詳細に表現することで説明力を高める必要がある。

4. まとめ

本研究では、観光における非日常性とアプローチ面との関係を定量化することを目的とし、2回のアンケート調査を実施し、分析した。

調査Ⅰでは、観光頻度に基づいて非日常性と居住地との距離を調査した。アンケートデータをGISに移し可視化すると、居住地に近い空間では日常的観光地が多く存在し、遠い空間では非日常的観光地が存在していることがわかった。さらに、都市部と地方部での日常・非日常の考え方の違いが存在する可能性が考察された。

調査Ⅱでは、非日常性と交通利便性との関係を調査した。ここでは非日常性を期待値と認知距離の和と定義し、それを基に非日常性と鉄道路線網、高速道路網との関係をGIS上で可視化した。この結果から、非日常性の高さや交通利便性の低さとの関連性が示唆された。

今後は、非日常性をより詳細に示すことや、まだ明確には示されていない交通手段を明らかにしていく。また既往研究でアプローチ面の一つとして扱われていた費用との関連も調べることで、非日常性とアプローチ面との関係をより詳細に可視化していく。

【参考文献】

- 1) 田所英梨 (2012) 「ディズニーランドにおける非日常性の変容」, p.66-84, コンテンツツーリズム論叢, 1
- 2) 和泉雅人 (2009) 「Scalologie(階段学)へのオマージュ」. 慶応義塾大学日吉紀要, p.19-48, ドイツ語学・文学
- 3) 鎌田裕美 (2006) 「交通アクセスを考慮した観光地の魅力度評価」, p.149-158, 日本交通学会第65回
- 4) 日本交通公社, 美しき日本 全国観光資源台帳, 日本語, <https://tabi.jtb.or.jp/>, 最終閲覧 2023.5
- 5) 田原万友美, 田村俊明 (1998) 「非日常空間における心理的空間特性の研究-02」, p.154-155, 日本デザイン学会
- 6) 鈴木秀雄 (2004) 「余暇の機能」, p.135-146 人間環境学会『紀要』創刊
- 7) 田中雅大 (2013) 「日常的移動行動との関連でみた都市空間における認知距離の質的側面-金沢市の大学生の事例」, p.47-62, 人文地理第65巻第1号
- 8) 朝日新聞出版 (2019) 「今、行きたい! 日本の絶景大辞典1000」, p.278-336, 朝日新聞出版

主催者・来訪者・出店者からみた毎月開催の商店街イベントの利点と課題点 — 和歌山市北ぶらくり丁商店街を事例として —

和歌山大学大学院 システム工学研究科 谷口 優雅
和歌山大学 システム工学部 佐久間 康富

1 序論

1. 1 研究背景と目的

日本の商店街は、商店を中心として地域の伝統や文化、コミュニティを地域の住民と密接に関わりながら継承してきた。商店街は商業的機能だけでなく、地域の住民の日々の交流の場としても重要な役割があったといえる¹⁾。しかし、モータリゼーションの進展、郊外への大規模小売店舗の出店により、商店街を中心とする中心市街地は空洞化していった²⁾。こうした状況に対して全国各地で商店街活性化の施策が進められており、今後の商店街のあり方が問われている。本研究では、以下のように定義する。

表-1 商業イベント、商店街イベントの定義

商業イベント	マルシェやフリーマーケットなどのイベント
商店街イベント	商店街が歩行者を中心とした空間であることを利用し、商業イベントやスタンプラリーといった体験イベントを行うもの

商店街イベントは短期で効果を発揮する事は困難であり、継続的に行うことが重要である。代表例であるバルイベントは年に数回の頻度で開催されており、商店街活性化イベントとして注目されている³⁾。対して、毎月開催のイベントについては多くの団体が実践しているにも関わらず、そのイベントを対象とした研究は少ない。

本研究では、毎月開催の商店街イベントにおいて、来訪者と出店者へのアンケート調査、主催者へのインタビュー調査により、商店街イベントに対する意識ならびに利点と課題点を明らかにすることを目的とする。

1. 2 研究の位置づけ

本研究は商店街活性化における商店街イベントに関する一連の研究に位置付けられる。清水ら³⁾や長ら⁴⁾の研究では、参加者や出店者へのアンケートから、バルイベントが与える効果を分析している。研究対象のイベントは年に数回の開催が多く、いずれも継続開催に着目している。

本研究では、毎月開催に着目してイベントの継続開催の効果を初参加と2回以上の参加に分類して分析を行う。加えて主催者へのヒアリング調査と来訪者、出店者へのアンケート調査により、毎月開催および商店街イベントにおいて、利点、課題点を3視点で分析している点に特徴がある。

1. 3 研究方法

アンケート調査は、イベント来訪者(表-2)及び出店者(表-3)を対象に実施した。選択方式、自由記述方式を用いてイベントの毎月開催、商業イベントそれぞれの評価を分析した。調査日のうち、2022年11月13日の「リメンバーマーケット」は中心市街地の回遊を目的とした「IN THE LOOP」と連携して開催された。「リメンバーマーケット」を含む4つのマルシェイベントが同日に開催されたが、雨天のため各開催場所からアーケードのある北ぶらくり丁

商店に移動してきた出店者が多かったため、12月にも追加調査を行った。

また、主催者にインタビュー調査を行い、イベントの毎月開催、商業イベントそれぞれの評価を分析した。

表-2 来訪者アンケート概要

調査対象	「はじめ食堂」「リメンバーマーケット」来訪者		
調査場所	和歌山市北ぶらくり丁商店街		
調査方法	直接配布、直接回収		
調査日	はじめ食堂	リメンバーマーケット	
	2022年11月1日	2022年11月13日	2022年12月11日
有効回答数	37部	56部	37部
質問項目	<input type="checkbox"/> 回答者の属性：性別 年齢 住まい 商店街への来訪頻度 イベント参加回数 <input type="checkbox"/> イベントについて：満足度 イベント再参加 毎月開催の利点、課題点 <input type="checkbox"/> その他：日常での再来店		

表-3 出店者アンケート概要

調査対象	「はじめ食堂」「リメンバーマーケット」出店者		
調査場所	和歌山市北ぶらくり丁商店街		
調査方法	開始前直接配布、終了後直接回収		
調査日	はじめ食堂	リメンバーマーケット	
	2022年11月1日	2022年11月13日	2022年12月11日
出店者数	15店舗	※	17店舗
有効回答数	13部	16部	12部
回答割合	87%	-	71%
質問項目	<input type="checkbox"/> 回答者の属性：性別 年齢 住まい 店舗の名称 出店回数 <input type="checkbox"/> イベントについて：イベント再参加 期待していた効果 当日に感じた効果 開催後力を入れない取り組み 毎月開催の利点、課題点		

※11月13日のリメンバーマーケットの出店者数は雨天により「IN THE LOOP」と連携していた開催場所から北ぶらくり丁商店街へ移動してきたため正確な数が分からなかった。

2 対象概要

2. 1 和歌山市の概要

和歌山市では中心市街地の活性化を目的とし1999年に「和歌山市中心市街地活性化基本計画」を策定した。その後、中心市街地の大型店舗の郊外展開などへの対策として、2004年に「和歌山市中心市街地活性化基本計画(改訂版)」を策定した。その際には県下最大の商業集積基地であったぶらくり丁商店街周辺が重点区域に選定²⁾された。2021年には「新しい街づくりのモデル都市」に選定され、ソフト面では「まちなかエリアプラットフォーム和歌山(MAPWA)」を設置し官民連携を推進している⁵⁾。

2. 2 対象地概要

北ぶらくり丁商店街は、和歌山市の南海和歌山市駅とJR和歌山駅のほぼ中間に位置し、和歌山市の定める中心市街地活性化基本計画の重点区域、都市機能誘導区域(立地適正化計画)、まちなかウォークアブル区域のすべてに含まれている。かつては商業の中心であったが1980年代には郊外に大型スーパーが出店、空き店舗が増加した。その後中心市街地活性化を目標にTMOが発足し、現在では「リノベーションスクール」、「まちなかイロドリ企画⁶⁾」、「チャックソン⁷⁾」を通じて若い世代が動き始めている⁸⁾。

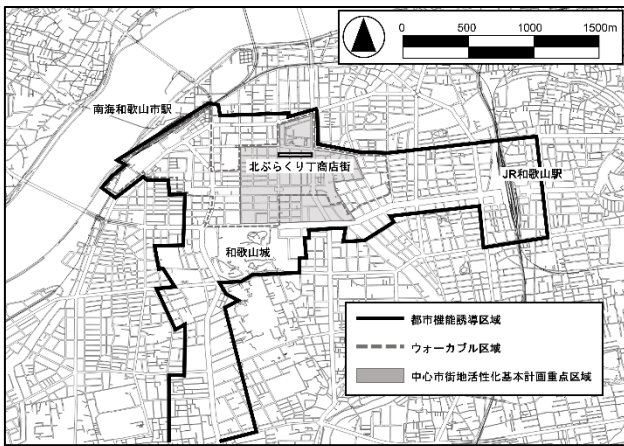


図-1 北ぶらくり丁商店街の位置図
(国土交通省基礎地図情報をもとに筆者作成)

2. 3対象イベント概要

和歌山市北ぶらくり丁商店街で行われている「はじめ食堂」と「リメンバーマーケット」を対象とする(表-4)。

表-4 出店者アンケート概要

	はじめ食堂	リメンバーマーケット
開催場所	はじめ食堂	リメンバーマーケット
開催場所	北ぶらくり丁商店街	北ぶらくり丁商店街
開催日	毎月第1火曜日	毎月第2日曜日
開催数(2022年12月11時点)	14	9
主催	北ぶらくり丁商店街振興組合	

2. 4主催者インタビュー

「はじめ食堂」、「リメンバーマーケット」の主催である北ぶらくり丁商店街振興組合の桑島英樹理事長にインタビューを行った(表-5)。

表-5 主催者へのインタビュー結果

開催背景	昔は北ぶらくり丁商店街の位置を住民が知っていたが、現在の若者が商店街自体を知らない 若者の認知を上げ、待ち合わせ場所になるなど日常的に使われる商店街にする
開催目的	商業イベント 利点 ・商店街の店を構えるようになる ・フリーマーケットを通じて使えるものを次の世代へ継承することができる ・かつて売買行動が多かった場所であるため、マルシェやフリーマーケットが馴染みやすく、商店街の店舗を知る契機にもなる 課題点 ・店の前でイベントを行うため、騒音などについて商店街の店舗との話し合いが必要 ・店舗や聖地が通行の妨げになる
毎月開催	利点 ・初めは年に2回の開催だったが、住民がイベントを行っていることを忘れてしまうため、毎月開催で認知の向上を促した ・出店者、来訪者の日常になり、若者が集まるようになった 課題点 ・イベント企画の際に毎月変化が必要(テーマ、行事内容など)
今後の商店街	商店街の通りを広場として、利用者がやりたいことができる空間に

3来訪者の行動と意識

3. 1来訪者概要(表-6)

回答者の性別ははじめ食堂は男女比率がほぼ同じ、リメンバーマーケットは女性が約6割を占めている。年齢についてはどちらも30~50代の働き世代の参加が多い。

参加回数は11月の「リメンバーマーケット」は「IN THE LOOP」の影響があり、他の場所のイベントや回遊を目的とした来訪者により初めての参加が増加したと考えられる。全体としては、初めての参加が多い。2回以上の参加ははじめ食堂が59%、リメンバーマーケットが50%であり、半数以上が再びイベントに参加していることが分かる。

表-6 来訪者属性

		はじめ食堂 (n=37)	リメンバーマーケット (11月13日) (n=56)	リメンバーマーケット (12月11日) (n=37)
性別	男性	17 (46%)	21 (38%)	14 (38%)
	女性	17 (46%)	33 (59%)	23 (62%)
年齢	10~20代	5 (14%)	10 (18%)	6 (16%)
	30~50代	25 (68%)	42 (75%)	28 (76%)
	60代以上	4 (11%)	3 (5%)	3 (8%)
参加回数	初参加	15 (41%)	33 (59%)	16 (43%)
	2回以上の参加	20 (54%)	22 (39%)	21 (57%)

※無回答を除いているため合計が100%ではない

3. 2再参加を通じた効果

来訪者のイベント再参加を通じた効果を明らかにするため、初参加と2回以上の参加に分けて分析した。

3. 2. 1商店街来訪頻度(図-2)

はじめ食堂は初参加の商店街来訪頻度は「今回が初めて」が67%で最も多く、2回以上の参加については月に「1,2回程度」が70%で最も多かった。リメンバーマーケットの初参加は「年に数回程度」が最も多く、2回以上の参加になると「月に1,2回程度」の割合がかなり増えている。

イベントと商店街への来訪頻度は多くなっており、イベントが商店街来訪の契機となっていると伺える。

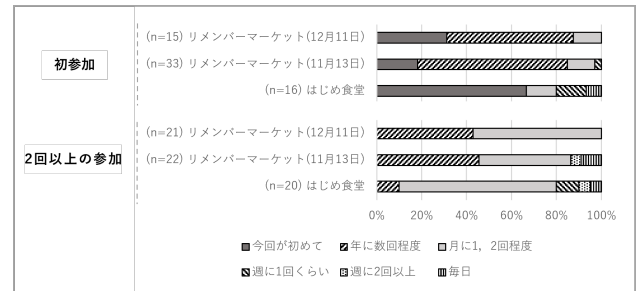


図-2 商店街来訪頻度

3. 2. 2満足度(図-3)

イベントの満足度を5段階で尋ねた。はじめ食堂は再参加により「どちらでもない」が0%から15%に増えている。リメンバーマーケットは11月13日が「どちらでもない」が26%から38%に増えており、12月11日も「どちらでもない」13%から24%に増えている。いずれも「満足」や「やや満足」が減り、「どちらでもない」が増えている。

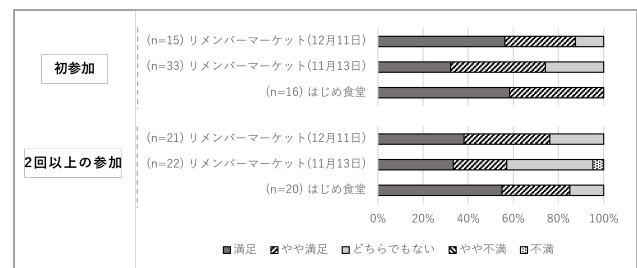


図-3 満足度

3. 2. 3イベントの再参加(図-4)

来月のイベントへの参加意向を5段階で尋ねた。はじめ食堂は「したい」が43%から55%に増えている。リメンバーマーケットは11月が「したい」が15%から33%、12月が19%から52%に増えている。

2回以上の参加している来訪者は再度参加する可能性が高く、日常に定着しつつあるとかがえる。

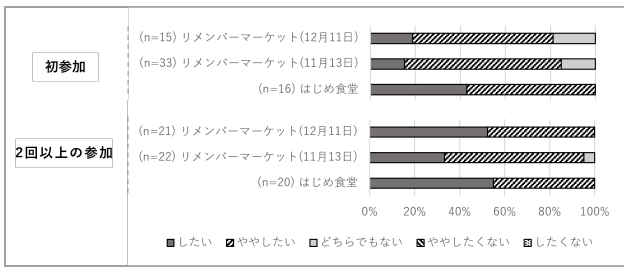


図-4 イベントの再参加意向

4 出店者の属性と意識

4. 1 出店者概要 (表一七)

回答者の属性はどれも男女比率はほぼ同じである。年齢は30～50代が多く、来訪者と同様である。

出店回数は初めての出店は2～3割程度で2回以上出店している人は過半数であった。

表一七 出店者属性

		はじめ食堂 (n=13)	リメンバーマーケット (11/13) (n=16)	リメンバーマーケット (12/11) (n=12)
性別	男性	6 (46%)	6 (38%)	4 (33%)
	女性	5 (38%)	6 (38%)	5 (42%)
年齢	10～20代	2 (15%)	1 (6%)	0 (0%)
	30～50代	9 (69%)	9 (56%)	5 (42%)
	60代以上	1 (8%)	3 (19%)	2 (17%)
出店回数	初参加	3 (23%)	3 (19%)	3 (25%)
	2回以上の参加	10 (77%)	11 (69%)	6 (50%)

※無回答を除いているため合計が100%ではない

4. 2 再参加を通じた効果

出店者のイベント再参加を通じた効果を明らかにするため、初参加と2回以上の参加に分けて分析した。

4. 2. 1 開催当日に感じた効果 (図一五)

はじめ食堂の初参加は「店の売上げの向上」が33%で多い。2回以上の参加は「店の宣伝」が29%で多い。

リメンバーマーケットの初参加は「地域、町全体の活性化」や「商店街全体の活性化」、「店の宣伝」が多い。2回以上の参加は「商店同士の交流」が多い。出店者や来訪者への宣伝だけでなく、商店同士の繋がりも深まっていることがうかがえる。

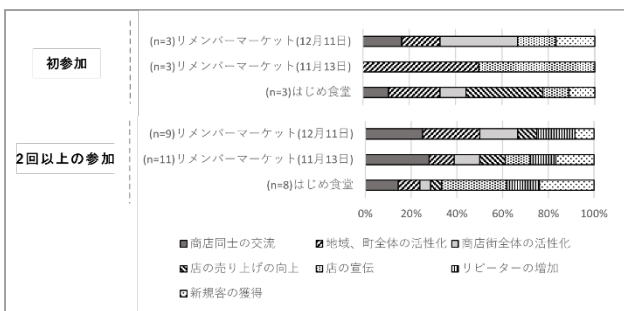


図-5 イベント当日に感じた効果

4. 2. 2 開催後に力を入れたい取り組み (図一六)

はじめ食堂の初参加は「北ぶらくり丁商店街のイベント参加」が29%で最も多く、2回以上の参加は「自店の宣伝活動」が33%で最も多い。リメンバーマーケットの初参加は「新メニューの開発」や「北ぶらくり丁商店街のイベント参加」が多い。2回以上の参加は「北ぶらくり丁商店街

のイベント参加」が多いなか、「商店同士の交流」や「商店街の宣伝活動」、「自店の宣伝活動」が増加した。

イベントを通じて商店街とのつながりも意識されていることがうかがえる。

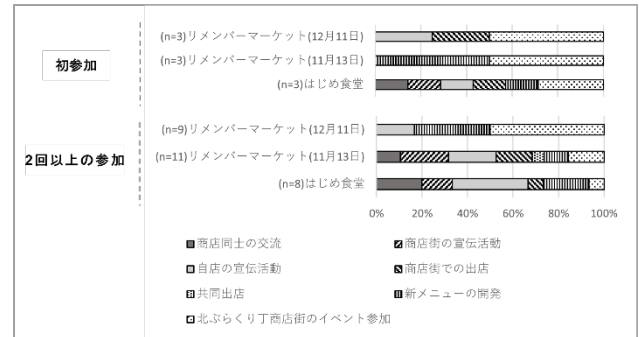


図-6 イベント後に力を入れたい取り組み

4. 2. 3 イベントの再出店 (図一七)

はじめ食堂の初参加は「ややしたい」が100%であり、2回以上の参加になると57%の出店者が「したい」と高評価に変わっている。リメンバーマーケットの初参加は、11月が「どちらでもない」が66%で最も多く、12月が「したい」と「ややしたい」が50%ずつであった。2回以上の参加は「したい」が11月は60%、12月は87%で高評価の割合が増加している。

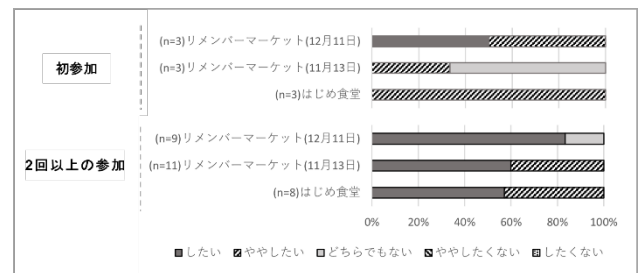


図-7 イベントの再出店意向

5 商店街イベントに対する利点と課題点 (表一八)

以上2章、3章、4章から商業イベント、毎月開催の利点と課題点を表一八にまとめる。

表一八 商業イベント、毎月開催の利点と課題点

利点	商業イベント		毎月開催
	主催者	商店街の店舗を知る契機となる 商店街の店を構えるようになる	若者の認知の向上がしやすい 出店者、来訪者の日常になる
来訪者	商店街に人が集まる 地元の出店者との出会いがしやすい 新しいお店との出会いがしやすい 興味のあるお店との出会いがしやすい	来訪が気軽できる 多くの出店者に会える 定期的人が集まる 予定が立てやすい	
	出店者	商店街とのつながりができる 他の出店者とのつながりができる お客さんとの出会いがしやすい お店の宣伝ができる 新規客の獲得がしやすい 雨でも出店できる	気軽に出店できる 予定が立てやすい 顧客が常連化する 告知しやすい 認知度が上がる 商品を高頻度で宣伝できる 日常に定着しやすい
課題点	主催者	商店街の店舗営業に不都合が起きないように 出店店舗・座席の配置の話し合いが必要	イベントの企画に毎月変化が必要 (ゲーム、行事内容など)
	来訪者	座席が少ない 出店数が少ない イベントの宣伝が少ない 喫煙スペースの設置がない 交通整理が不十分	開催頻度が少ない イベントの宣伝が少ない 出店数が少ない 雨天のスタンパライアー対策 子供向けの企画が少ない 商品が同じ

6 結論

6. 1 総括

本研究では商店街で毎月開催されているイベントについて、来訪者と出店者の行動や属性、意識の比較や商業イベント、毎月開催それぞれの利点、課題点を明らかにした。全体の傾向として、再参加「したい」の回答が初参加より2回以上の参加の方が2割以上多くなっていることから、複数回参加している人は、イベントが日常に定着しつつあることが分かった。

商業イベントは、かつての商店街の雰囲気により馴染みやすく、イベント自体の開催のハードルを下げることでできていた。また、来訪者は興味のある出店者や日常で訪れないお店との出会いに魅力を感じており、出店者は商店街とのつながりや他の出店者、新規客との出会いに魅力を感じていることから、多くの他者との出会いの場の創造ができていると考えられる。

毎月開催については、来訪者と出店者の参加がしやすく、商店街や出店者の認知を上げることができていた。課題としては、出店者や商品が同じことや子供向けイベントが少ないことが課題として挙げられた。

6. 2 今後の商店街イベント

商店街イベントは、かつての商業的機能を活用し、商業イベントといった馴染みやすいイベントを行うことで、主催者は住民との出会い、出店者は商店街や他の出店者、新規客の出会い、来訪者は興味のある出店者や新規のお店との出会いなど、それぞれの出会いの場を創出している。また、イベントは活用期間が短期であり、1回での効果が出にくいといった課題に対し、毎月開催することで出店者や来訪者の認知の向上や日常に定着することが期待でき、定期的に他者との出会いの場をつくることができてい

る。課題として毎回の商品が同じことによる飽きが挙げられ、毎月目新しいイベントの需要が高まっている。対策として季節に合わせたテーマの設定や、マルシェやフリーマーケットに加えて観賞や体験イベントの導入がされている。今後の方針として、イベント企画に対して主催者と出店者の意見を交換する機会を設けるなど、出店者との連携の場づくりが必要と考えている。

加えて、店舗や座席、喫煙所といった配置計画の面での課題も挙げられ、商店街という空間でイベントを行う際の配置計画も重要になると考えている。

空き店舗の増加が進む商店街において、活用の手法は商業の活性化だけではない。かつての商店街が地域の伝統や文化を住民と関わりながら継承してきたように、住民の日々の出会いの場としての活用も重要であり、毎月開催の商店街イベントはその一助となると考えられる。加えて、商店街イベントによって商店街の様々な使い方を共有することによって、イベント時と同じように食べ歩きをするなど、日常的にも商店街が使われるようになる可能性があるのではないかと。

謝辞

北ぶらくり丁商店街振興組合桑島英樹さん、株式会社 sasquatch 代表小川貴央さん、和歌山市都市再生課の中村英人さんにはご多忙を極めるなか、ヒアリング調査にご協力いただきました。また、商店街の皆様、地域住民の皆様には、貴重な時間を割いてアンケート調査にご協力いただきました。心より感謝申し上げます。

注釈

- (1) 和歌山市が行う雇用および産業創出事業のイベント。空き店舗・空地の遊休不動産を利用し、トライアル的に出店する場を設ける。
- (2) 株式会社紀州まちづくり舎主催の最先端のまちづくり手法・事例を学び、パートナーを募り、具体的な新規事業を企画するプログラム。

参考文献

- 1) 今野美里,後藤春彦,佐藤宏亮,下町商店街における商業機能と人間関係の継承に関する研究—商店主・元商店・地域外商店主の役割の相互補完に着目して—,都市計画論文集,44.3 巻,187-192,2009
- 2) 和歌山市,和歌山市中心市街地活性化基本計画,2011
- 3) 清水裕子,中山徹,継続的な商店街活性化イベントのありかたに関する研究—あるくん奈良まちなかマルシェを事例として—,日本建築学会技術報告集,20 巻,285-290,2014
- 4) 長聡子,樋口秀,「ながおカマル街」によるまちの賑わい創出,日本建築学会計画系論文集,81 巻,1145-1152,2016
- 5) 和歌山市,“新しいまちづくりのモデル都市に選定されました!”和歌山市,2021-06-28.
http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/douro_kouen_machi/1007741/1035858.html(参照 2023-01-22)
- 6) 北ぶらくり丁商店街振興組合,“北ぶらくり丁の歴史”,北ぶらくり丁商店街, <https://kitabura.jp/histories/>(参照 2023-01-22)
- 7) 豊嶋尚子,武田重昭,加我宏之,増田昇,場の提供型と交流型間の利用者特性から見たマルシェの社会的意義に関する研究,環境情報科学 学術研究論文集,29 巻,207-212,2015
- 8) 木田恵理奈,後藤春彦,佐藤宏亮,商店街振興組合による祭礼運営を通じた地域コミュニティ形成に関する研究—高松市丸亀商店街を事例として—,都市計画論文集,46 巻,481-486,2011
- 9) 和歌山市,“「まちどり」の開催について”, <http://www.city.wakayama.wakayama.jp/shisei/hasshin/1001156/1027938/1028574/1032578.html>(参照 2023-06-21)
- 10) 株式会社紀州まちづくり舎,“チャッカソン | kishumachi”, <https://www.kishumachi.com/chakkathon/>(参照 2023-06-21)

2020年以降の京都市における開業・廃業宿泊施設の傾向とその変化

龍谷大学大学院政策学研究所
龍谷大学政策学部

川井 千敬
阿部 大輔

1はじめに

(1)研究の背景と目的

日本ではインバウンド観光をはじめとする訪日外客の急増から、とりわけ京都においてオーバーツーリズムの問題が顕在化した。京都市の宿泊施設の状況は、2016年頃から違法民泊が増加し、その後法制度の整備によって抑制された¹⁾一方で間隙を縫うように簡易宿所が急速に数を増やした。オーバーツーリズム期には、簡易宿所という特定の宿泊種別が急増し、地価急騰および住居地域では地価の底上げが発生した²⁾。

2020年の新型コロナウイルスの感染拡大により観光は縮退傾向に変化した。宿泊客は大幅に減少し、廃業が加速した³⁾。こうした状況下で、観光形態は変容しつつあり、

例えば感染防止の観点で広がった、主に日帰り圏内での観光を意味する「マイクロツーリズム」は一定の需要を生んでいる。また、コロナ拡大前に比べ、旅行消費額に占める宿泊費の割合は増大しており³⁾、高価格帯な宿泊施設が選択されつつある⁴⁾。マイクロツーリズムや近場観光といった新たな観光スタイルが確立しつつあり、一定の成果を挙げている中、コロナ拡大以降宿泊施設は高級化、高付加価値化が目指され、観光都市ではこうした潮流にあわせ宿泊施設も変容しようのではないだろうか。

そうした背景のもと、本稿ではオーバーツーリズムの影響を大きく受けた京都市を対象に、廃業および開業宿泊施設の特徴を整理し、立地、施設構成などから類型化を行い、コロナ拡大前後での宿泊施設の変化を明らかにすることを目的とする。

(2)既往研究の整理

本研究と同様に、宿泊施設の施設構成に着目し、類型化を試みた下山ら(2019)⁵⁾は、東京都心部におけるホテルの立地傾向を分析し、宿泊特化のホテル建設が進行していることを明らかにした。

コロナの拡大に伴って廃業した宿泊施設の調査は、先述のように川井ら(2021)、の研究があるが、廃業後の土地利用調査にとどまる。また、本研究に類似した京都市における宿泊施設調査として「京都市観光協会データ年報」が挙げられる。同調査は宿泊日数、稼働率、客室価格など宿泊市場分析や、廃業件数の調査を行なっているが、市内の主要ホテルでの調査にとどまり、簡易宿所を含む分析には至っていない。

(3)研究の方法

本研究では、京都市においてとりわけ宿泊施設数および廃業・開業件数が最も多い下京区を対象地とする。

廃業宿泊施設は、京都市保健福祉局医療保険推進室医療衛生センターから提供を受けた「旅館業法施行規則第4条に基づく廃止の届出」(2014年7月から2022年12月まで)データを参照した。なお、廃止の届出における「廃止の年月日」は届出者の自己申告制かつ休業状態でもこれを提出する必要があるため、実際の廃業件数と齟齬があることに留意されたい。同データをもとにGoogle Street View(以下GSV)による建物調査およびGoogle Mapの距離測定機能を用いた間口の長さや建築面積の把握を行った。また、廃業宿泊施設はすでにその専用ホームページ(以下HP)が削除されている場合があるため、過去のウェブページが閲覧できるWayback Machineを一部補足的に利用し、客室数や付帯施設の確認を行った。

開業宿泊施設は、2022年12月末時点の「旅館業法に基づく許可施設一覧」を用いた。2020年から2022年までに許可を受けた宿泊施設を分析対象とし、廃業宿泊施設と同様にGSVでの距離測定や宿泊施設の予約サイトから客室価格等の項目を抽出した。

以上の方法からデータベースを構築後、廃業および開業施設の立地地点の精緻化を行い、GISのポイントデータを作成し、宿泊施設の類型化を行った。

2廃業宿泊施設の特徴

(1)廃業宿泊施設の全市的な傾向

先述の通り、廃業施設の基礎的なデータは「旅館業法施行規則第4条に基づく廃止の届出」を参照した。同データからは1)営業者氏名、2)施設名称、3)施設所在地、4)旅館業の種別、5)許可日(旅館業許可の取得日)、6)廃止日(当該施設の廃止申告日)が基礎的情報として得られる。

京都市における廃業宿泊施設は、2018年に31件、2019年に233件、コロナ禍の影響を受けた2020年は656件と急増しており、2018年から2022年までの5年間で1487件が廃業している。行政区ごとに見ると、下京区、中京区、東山区の順に廃業件数が多い。廃業施設の立地は、2018年時点では市内に散発的に発生しているが、2019年から地下鉄烏丸線以西の住居機能が優位なエリアで増加し、2020年以降は下京区、中京区等の中でも特に商業・観光機能の優位なエリアにおいて廃業施設が多数発生した(図5)。旅館業の種別割合は、2018年は簡易宿所が74%を占めているが、2020年は95%を占めており、その後も高い水準で推移していることから、コロナ拡大による影響が簡易宿所に大きく及んでいると考えられる。また、許可日と廃止日から

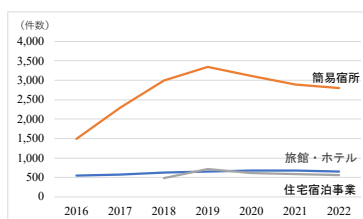


図1 宿泊施設数の推移
出典:京都市保健福祉局「旅館業法許可施設等の推移」

算出される「営業継続年数」を見ると、2年以内に廃業した施設の割合は、2018年は74%、2019年は32%、2020年は22%、2021年は13%、2022年は6%となっていた。

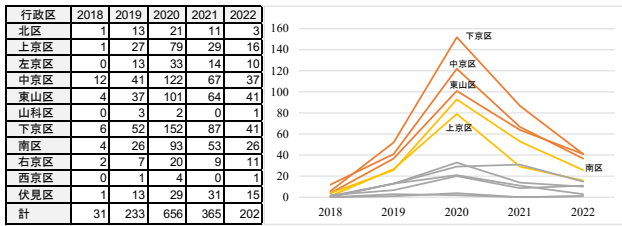


図2 行政区ごとの廃業宿泊施設の推移

下京区における廃業宿泊施設は5年間で338件確認された(図2)。全市的な傾向と同様に(図3)2018年から2020年にかけて簡易宿所の割合が高まっており、2022年の廃業件数のうち、簡易宿所は97%を占めていた(図4)。

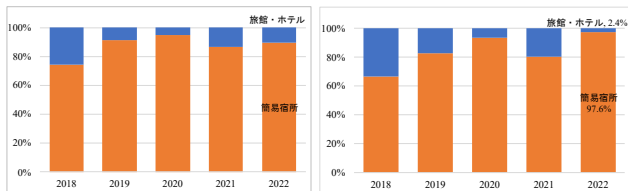


図3 京都市の宿泊施設の比率

図4 下京区の宿泊施設の比率

(2) 廃業宿泊施設の種類

廃業する宿泊施設がどのような特徴を持っているかを把握するため、表1の項目に基づいて調査を行った。

表1 類型化に用いた調査項目と方法

調査項目	調査方法
営業継続年数	許可日から廃止日までの年数を算出
階高	当該施設HPおよびGSVを参照
前面道路幅員	Google Mapによる前面道路の距離測定
道路状況	「表」「裏」に二分。詳細は後述のとおり
間口	当該施設の間口をGoogle Mapから距離測定
付帯施設	当該施設の残存するHPや「Wayback Machine」を用いてレストラン、カフェ、コワーキングスペースなどの有無を確認
部屋タイプ	当該施設の残存するHPやプレスリリース等から「一棟貸し」もしくは「部屋貸し」を判断
客室数(旅館・ホテルのみ)	当該施設の残存するHPや「Wayback Machine」を用いて確認
客室価格	当該施設のHPや「Wayback Machine」を用いて確認

以上の調査結果から、下京区における廃業宿泊施設は下記のような分類が可能である。

①ホテル型：ホテルに典型的看板や装飾を持ち、客室が主に洋式の設備構造かつ建物の外観から宿泊施設であると判断可能な施設。

②旅館型：旅館に典型的看板や装飾を持ち、客室が主に和式の構造設備かつ建物の外観から宿泊施設であると判断可能な施設。①と併せて便宜的に伝統的宿泊施設タイプと表す場合がある(図7、図8)。

③町家一棟貸し型：木造建築物、3階建て以下、平入り屋根の形態を有する場合、また当該施設がプロモーションにおいて明示的に「町家」と称しており、一棟貸し切りでの予約を受け付けている施設。

④連棟長屋型：隣り合った複数の住戸が壁を共有している施設。③と併せて町家タイプと表す。

⑤戸建て型：一戸建ての建物形態かつ外観から宿泊施設であると断定することが難しい施設。

⑥集合住宅型：当該施設にバルコニーが付いており、ファサードには宿泊施設に典型的看板や装飾がない施設。⑤と併せて住戸タイプと表す。

⑦宿泊特化ペンシル型：営業開始時に当該施設が新築であり、付帯施設がなく間口がおおむね8m未満かつ4階建て以上の施設。

⑧付帯施設有ペンシル型：宿泊特化ペンシル型の特徴を有するが付帯施設のある施設。⑦と併せてペンシルビル型と表す。

⑨商業・オフィステナント型：商業やオフィススペースなどのテナントエリアと宿泊施設が一体となった施設。

⑩コンセプト型：宿泊機能以外の付加価値を備え、独自のコンセプトを有する施設。下京区においては、建築的に特徴的なビルをリノベーションした宿泊施設や、お茶屋建築をリノベーションし、コワーキングスペースなどを提供する宿泊施設が該当する。

また、廃業宿泊施設の立地場所を特徴づけるため、立地場所の前面道路を「表」「裏」に分類した。「表」は、おおむね4m以上の幅員の道路とし、「裏」は、幅員3m未満かつ一般に居住者以外の往来がほとんどない道路とした。例えば先斗町通りは幅員3m未満であるが、ここに立地している場合は「表」と分類している。

(3) 下京区における廃業宿泊施設の種類

許可申請者の種別(個人・法人)の割合を見ると、2018年は33%であったが、その後2019年は23.1%、2020年は21.7%、2021年は20.7%に低下している。一般に、個人事業による宿泊施設は資本が限られ、コロナ拡大による宿泊産業の減退の影響を受けやすいと予想されるが、実際の状況はコロナ禍以前に廃業が進行している。これは京都市に

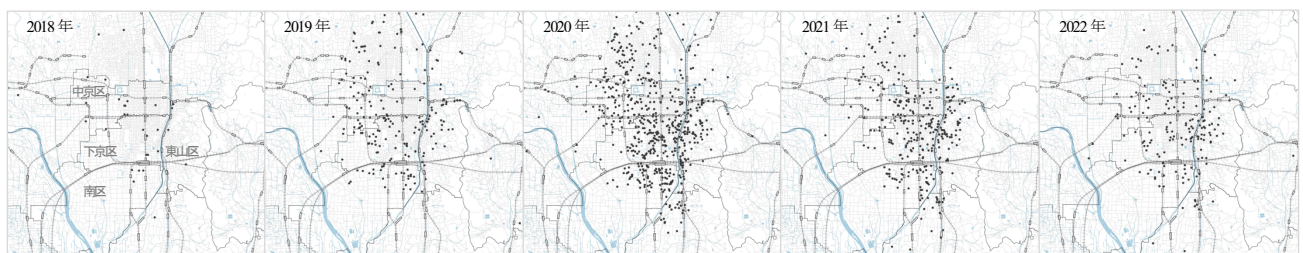


図5 廃業宿泊施設の立地の変遷

よる簡易宿所への上乗せ規制の影響があったと推測される。具体的には、2室以上の客室または10人以上宿泊可能な京町家を除く簡易宿所は、2020年4月より玄関帳場の設置を求められたことで、この要件に適合できない施設が閉業したと推測できる。その後、資本金の大きな旅館・ホテルであっても感染拡大の影響を受け廃業が加速したと考えられる。簡易宿所の廃業のペースは2021年以降鈍化している。

その他廃業宿泊施設を特徴づける要素を下図にまとめた。一部抜粋すると、例えば「道路幅員」(図6左下)を見ると、狭隘道路に立地していた施設の廃業割合が2021年まで増大傾向であった。

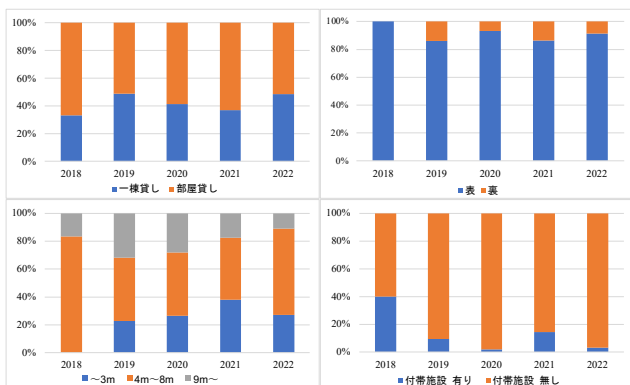


図6 廃業宿泊施設の調査項目とその比率

以上の調査項目を整理し、宿泊施設類型の比率を算出した(図7)。類型ごとの比率の変遷は、2018年はサンプルサイズが小さいものの、「伝統的宿泊施設タイプ」(ホテル型、旅館型)が全体の半数を占めていた。2019年は集合住宅型および戸建て型のような住宅を宿泊施設として営業する「住戸タイプ」の廃業が発生し、2020年に同タイプの廃業が加速している。同タイプは廃業宿泊施設に占める割合が最も大きく、34%であった。一方で「町家一棟貸し型」の廃業件数はコロナ前後で大きく変わっていない。なお、施設の所在地が特定できなかったものを「不明」としている。

宿泊施設類型	2018	2019	2020	2021	2022	計	比率
伝統的宿泊施設タイプ	1	5	10	14	2	32	9.5%
町家タイプ	1	7	10	7	7	29	8.6%
住戸タイプ	1	10	19	14	4	48	14.2%
ペンシルビルタイプ	0	7	25	14	6	52	15.4%
商業・オフィステナント型	0	8	37	8	11	64	18.9%
不明	0	1	2	3	0	6	1.8%
計	6	52	152	87	41	338	100%

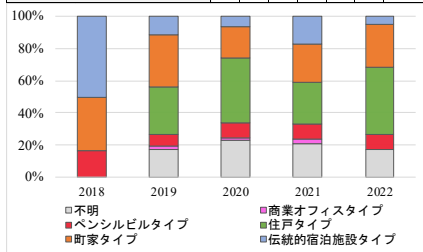


図7 廃業宿泊施設の施設類型ごとの比率

3 開業宿泊施設の特徴

(1) 下京区における開業宿泊施設の特徴

2020年から2022年の間に開業した宿泊施設は771件であった。うち簡易宿所は642件、旅館・ホテルは129件である。下京区では、簡易宿所は173件、旅館・ホテルは47

件あり、いずれも京都市において最多である。

本研究では、コロナ後の宿泊施設の特徴を捉えるため、廃業宿泊施設と同様の項目の調査を行った。開業宿泊施設の「部屋タイプ」は「一棟貸し」が52%、「部屋貸し」が48%であり、廃業宿泊施設とほぼ同様の値を示した。「道路幅員」は「3m未満」が26%、「4-8m未満」が47%、「9m以上」が27%であり(表2)、これも廃業宿泊施設とほぼ同様の値を示したが、2020年以降道路幅員の広い敷地に立地する傾向は強まっている。また、前面道路が「表」であったのは82%であり、これも廃業施設の値(90%)と大きな差は見られないものの、その変遷を見ると、2020年は73%、2021年は96%を占め、2022年も86%と高水準で推移しており、住民の不安感を強めていた路地奥での宿泊施設の営業が少なくなっていることが明らかになった。

表2 類型化に用いたデータ

調査項目	2020	2021	2022	計	割合	
部屋タイプ	一棟貸し	62	20	18	100	52%
	部屋貸し	42	31	18	91	48%
道路幅員	~3m	33	7	8	48	26%
	4m~8m	47	25	15	87	47%
	9m~	19	19	13	51	27%
道路状況	表	73	49	31	153	82%
	裏	27	2	5	34	18%
付帯施設	有り	9	5	3	17	9%
	無し	87	46	33	166	91%

許可申請者の種別は、「個人」の割合が10%であり、廃業宿泊施設の個人の割合を13ポイント下回った。コロナ拡大以降、資本の限られる個人事業での宿泊業への参入は控えられる傾向にある。

表3 平均客室価格の推移

平均客室価格	2020年	2021年	2022年
簡易宿所	21,217	10,684	15,708
旅館・ホテル	8,091	9,391	13,957
計	19,119	9,875	15,134

加えて、一人当たりの客室価格の調査を行った。客室価格は2023年5月中旬から6月中旬にかけて、おおむね「1室2名食事なし、ツインルーム相当の客室、平日の税込価格」で集計した。なお、外れ値の影響を回避するため客室価格の上下10%を除去した平均価格を求めた(表3)。これによると、2020年以降に開業した簡易宿所は、旅館・ホテルに比して客室価格が高い傾向にある。

(2) 下京区における開業宿泊施設の類型の変遷

以上を踏まえて、開業宿泊施設の類型の変遷を示す(図8)。コロナ以後最もシェアが増大傾向だったのはホテル型である。その立地を見ると(図9)、2020年は、下京区の南北を貫く主要道路で

宿泊施設類型	2020	2021	2022	計	比率
伝統的宿泊施設タイプ	17	22	13	52	23.5%
町家タイプ	0	0	0	0	0.0%
住戸タイプ	36	6	5	47	21.3%
ペンシルビルタイプ	12	12	9	33	14.9%
商業・オフィステナント型	10	2	4	16	7.2%
不明	9	5	2	16	7.2%
集合住宅型	9	5	2	16	7.2%
住戸タイプ	11	3	1	15	6.8%
ペンシルビルタイプ	1	0	0	1	0.5%
付帯施設有ペンシル型	1	0	0	1	0.5%
コンセプト型	3	1	2	6	2.7%
不明	21	10	4	35	15.8%
計	120	61	40	221	100%

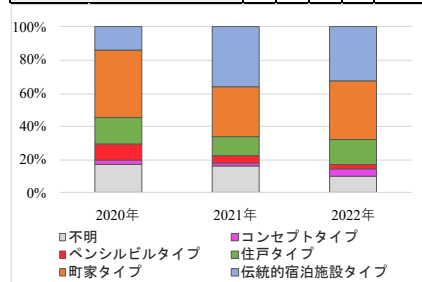


図8 開業宿泊施設の施設類型ごとの比率

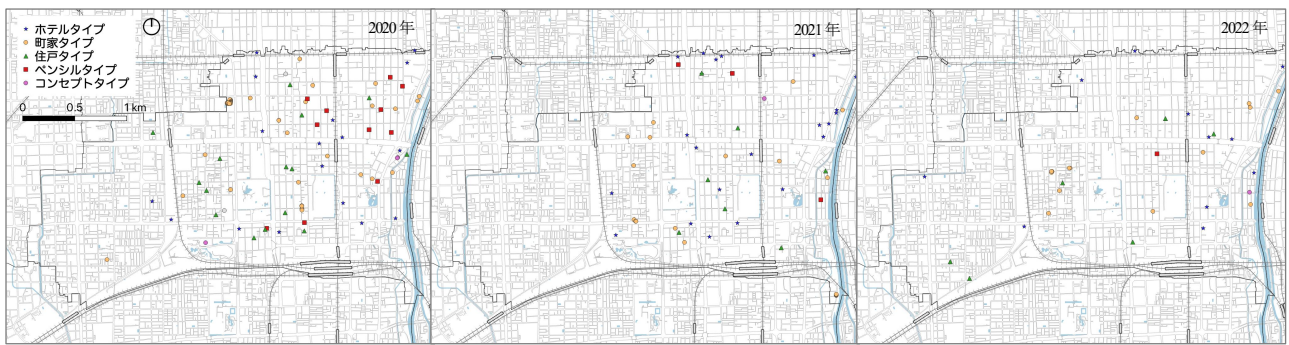


図9 開業宿泊施設の施設類型ごとの立地の変遷

ある烏丸通近傍に集積している。2021年は河原町通付近に立地が集積している。

開業施設のうち、「町家一棟貸し型」を含む「町家タイプ」が占める割合が最も高く、36%であった。同タイプは2020年に40%の割合を占め、以後も30%、35%と安定して推移している。この背景には、N社による約1,400㎡のL字型路地一体の町家改修事業によって、全23棟の町家群が高価格帯の一棟貸し宿泊施設に再編されたことも影響している。一方付帯施設がなく、狭小な敷地に細長く建つ宿泊特化ペンシル型のシェアは縮小傾向にある。

4 まとめ

これまで「住戸タイプ」で営業していた施設は多くが廃業し、2020年以降の同タイプでの開業割合は低くなっている。特に「集合住宅型」は廃業後、多くが賃貸マンションへの転換もしくは再宿泊施設化されていた。

「伝統的宿泊施設タイプ」は廃業の割合が低く、一方で開業割合は増大傾向にある。加えて1施設（「旅館・ホテル」のみ）あたりの平均客室数は、廃業施設が84室であるのに対し、開業宿泊施設は114室であった。さらに、旅館・ホテルの場合客室価格は上昇傾向にあり、若干の高価格化と宿泊施設規模の拡大が認められる。

また、「道路幅員」および「道路状況（表・裏）」を見ると、廃業宿泊施設は幅員の狭い道路に立地していたのに対し、開業宿泊施設は9m以上の広幅員の道路に立地する傾向が強まっている。路地奥に立地していた「連棟長屋型」を含む「町家タイプ」の宿泊施設は減失しつつあることが明らかになった。一方で簡易宿所が旅館・ホテルの客室価格を上回っていたことや、「町家タイプ」の開業割合が安定して推移していることから、前章にあげたN社の路地開発に代表されるように、高価格帯の町家一棟貸し型宿泊施設が増加傾向にあると推察される。

以上のことを踏まえると、これまで京都の都心地域において散見された、事業採算性を追求する「宿泊特化ペンシルビル型」や、路地奥に立地しその存在が不可視なものになっていた簡易宿所に取って代わり、「伝統的宿泊施設タイプ」や高価格帯の「町家一棟貸し型」の宿泊施設が伸長していることが明らかになった。

【補注】

(1) 2016年に実施された「京都市民泊施設実態調査」によると、施設数2,702件のうち、違法民泊が占める割合は68%と推計された。その後2018年の「住宅宿泊事業法」施行および「住宅宿泊事業に係る京都市の独自ルール」によって民泊の数は急減した。

(2) 参考文献6)によれば、住民アンケートによって「路地への侵入」を宿泊施設に対する懸念点に挙げている。

参考文献

- 1) 川井千敬・阿部大輔 (2020) 「京都市における簡易宿所の立地変容に関する研究-地価への影響と廃業に着目して-」『日本都市計画学会関西支部研究発表会講演梗概集』18巻, pp.21-24
- 2) 川井千敬・阿部大輔 (2021) 「局所的集積した宿泊施設の廃業とその後の土地利用に関する研究」『日本都市計画学会関西支部研究発表会講演梗概集』19巻, pp.141-144
- 3) 前田将吾 (2022) 「感染拡大以降の旅行消費需要の変化～旅行関連指標を用いた足下までの旅行消費推計の試み」『マンスリー・トピックス（最近の経済指標の背景解説）』No.67, p.4, 内閣府
- 4) 小玉伸一・片岡真一郎 (2022) 「コロナ禍の宿泊施設運営と区民の保養確保に向けた取組み-持続可能な運営と協働体制について-」『都市とガバナンス』日本都市センター編, Vol.38, pp.67-72
- 5) 下山萌子・後藤春彦・山村崇 (2019) 「訪日観光客増加期（2003年以降）の東京都心部におけるホテルの立地傾向」『都市計画論文集』54巻, 3号, pp.405-412
- 6) 川井千敬・阿部大輔 (2018) 「京都市東山区における簡易宿所営業の立地動向とそれによる地域への影響について」『都市計画論文集』53巻, 3号, pp.1253-1258
- 6) 西川亮 (2022) 「コロナ禍における居市内宿泊の実態に関する研究」『観光研究』, Vol.34, No.1, pp.17-30
- 7) 宇野広樹・王会一 (2023) 「宿泊施設及び宿泊客の動向からみた松本市の地域的特性」『地域研究年報』, 45, pp.123-143, 筑波大学人文地理学・地誌学研究会
- 8) WANG Zhixi・吉田友彦 (2021) 「京都市都心地区における旅館業施設周辺の建物用途の時系列変化：下京区元学区の住宅地図の比較分析から」『政策科学』, 28 (2) , pp.39-52, 立命館大学政策科学学会

豊能町高山地区における棚田景観特性の解明

大阪公立大学大学院現代システム科学研究科 太田 美咲
大阪公立大学大学院現代システム科学研究科 阿久井 康平
大阪公立大学 下村 泰彦

1. 研究の背景と目的

豊能町高山地区は、棚田を主とする美しい風景を基盤に営農による生業やその長い歴史を有する地域である。高山地区では箕面川上流に位置する高山川が南向きに流れ、これに沿って棚田が広がり、2021年10月には棚田振興法に基づく指定棚田地域に指定されている。

一方で、高山地区では、令和4年度～令和8年度にかけて「農地中間管理機構関連農地整備事業」により、圃場整備事業が進行している。そのため、農業生産や農地利用の利便性が高まる一方で、現在みられる棚田景観の様相にも変化や影響をもたらすことが推察される。

さらに、大阪府豊能町の都市計画マスタープラン¹⁾では都市景観保全の基本方針として、「豊かな自然景観や田園景観の保全・育成に努める」「市街地内の景観形成を行政、住民、事業者が一体となって進める」などを定め、棚田が広がる高山地区においても田園景観の保全・育成の展開の重要性を示している。

こうした背景のもと、棚田景観の特徴を明らかにするためには、視対象としてどのように見られ、魅力として示されるかなどの視覚的な特徴を分析し、明らかにすることも重要な課題となる。また、視覚的な特徴を解明するにあたっては、居住者や来訪者の立ち位置による違いがみられるという仮説のもと、その共通性や差異を見出すことも重要であると考えられる。そこで、本研究では圃場整備事業が進行している豊能町高山地区を対象に、居住者と来訪者の視点の違いからみた棚田景観の視覚的特徴を示すことで、棚田景観の保全に資する知見を得ることを目的とした。

本研究の関連研究として、沈²⁾は兵庫県淡路島北部に展開された棚田を対象に時間の変化に伴う景観変化を加味した地域の棚田景観の視覚構造を明らかにしている。横関ら³⁾は新潟県十日町市松之山地区において棚田の景観構造を地形と土地利用の関係からタイプ別に分けて評価している。

次に、居住者や来訪者の視点の違いに着目した棚田地域における都市農村交流に関する研究として、前田ら⁴⁾は中山間地域の活性化のために都市・農村交流活動に着目し、棚田オーナー制度を事例として地域住民の都市住民との交流に対する意識が高まりつつあることを明らかにしている。また、居住者や来訪者の視点の違いに着目した視覚的景観に関する研究として、阿久井ら⁵⁾は来訪者の視点からみた篠山盆地を構成する山並みに着目した眺望景観の視覚的特徴を定量的に明らかにしている。青野ら⁶⁾は泉北丘陵端部の農村地域における風景の魅力を、地区の地形特性と関連付けながら写真投影法を用いて居住者の視点から解明して

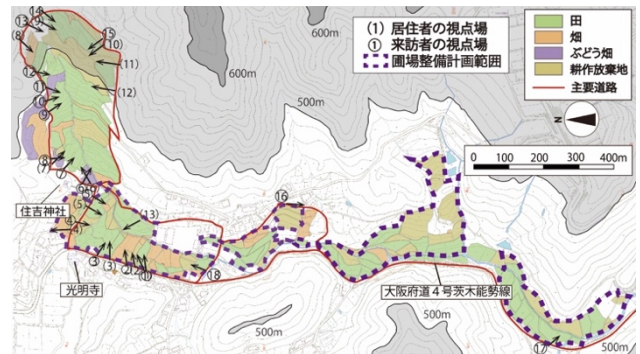


図-1 豊能町高山地区の概要と視定点位置図
(ゼンリン住宅地図⁷⁾を用いて筆者作成)

いる。本研究は、一連の居住者や来訪者の主体の違いに着目し、棚田景観の視覚的特徴に主眼を置いた研究として位置づけられる。豊能町高山地区を対象に棚田景観を分析した研究は見当たらず、写真投影法を通じて居住者、来訪者の2つの立ち位置から棚田景観の視覚的特徴を分析し、その共通性や差異を明らかにしようとした研究として新規性を見出すことができる。

2. 研究方法

(1) 対象地域の概要

本研究で対象とする豊能町の南端部に位置する高山地区は、標高450m程の高地に位置し、四方を600m級の山々に囲まれた盆地を基本とする東西約2.5km、南北約3.6kmの空間領域である。地区内には箕面川上流に位置する高山川が南に向かって流れ、これに沿って大阪府道4号茨木能勢線が南北を縦断する(図-1)。また、高山地区は標高450mほどの高地に位置し、高山地区の土地利用状況として、現地調査及び航空写真による空間変容や地形を踏まえて確認できた「田」「畑」「ぶどう畑」「耕作放棄地」の4つに着目した。それぞれの面積割合は、田が49.6%、畑が12.8%、ぶどう畑が4.8%、耕作放棄地が32.8%となっている。ここで、農林水産省の2016年のデータによると全国の農地面積449万6千haに対して、耕作放棄地面積が42万3千haと耕作放棄地の割合は9.4%であるが、高山地区の耕作放棄地の割合は32.8%と極めて高いことが分かる。

(2) 調査・解析方法

本研究の目的に照らし、景観写真を用いた調査分析を行うこととし、その景観写真の撮影は対象地域において主要な視定点を広域かつ網羅可能な主要道路を条件とした(図-1)。景観写真の抽出には、写真投影法を用いた。

初めに、抽出した居住者と来訪者の景観写真の景観構成要素を把握、体系化するために、視点場周辺の土地利用状況図と視点場位置図の作成、画面構成率の読み取りを行った。なお、画面構成率の計測は、空の要素を除き、各景観構成要素のピクセル数を全ピクセルで除して求め、百分率で表記した。抽出した景観写真をもとに数量化3類による分析を行った。その結果を用いて景観写真のサンプルスコアを用いた布置図を作成し、クラスター分析を通じて景観写真を類型化した。

3. 写真投影法による景観写真の抽出

写真投影法の実施にあたっては、被験者が主要道路を歩き、「気に入った景観」をテーマに写真撮影の条件を設定し、地図上に視点場と撮影方向をプロットした。なお、居住者による景観写真の撮影は、2022年9月～10月にかけて、高山地区の地元役員5名を被験者¹⁾として実施した。来訪者による景観写真の撮影は、2022年9月1日に、景観を含む環境学の基礎的知識を有する学生5名を被験者²⁾として実施した。景観写真の撮影は35mm換算で視野角60°程度を保持し、撮影高さ1.5mを条件とし、一人あたり20枚～50枚の範囲で写真を撮影してもらうことを条件とした。

居住者5名による景観写真は計125枚、来訪者5名による景観写真は計150枚抽出できた。このうち、同一視点場から同一視対象を撮影した景観写真を抽出すると、居住者13地点、来訪者18地点が抽出された(写真-1)。なお、撮影者が1名であった景観写真は、偶発性や主観的評価に偏る可能性が考えられるため除外した。

4. 数量化3類による分析



写真-1 写真投影法により抽出した景観写真 (Typeは5章以降の分析結果に基づく)

全31枚の景観写真を類型化するにあたり、5つのアイテムとカテゴリを適用した。本研究で用いるアイテムは、景観写真を分類する観点から「方向」「田の向き」「山並み」「耕作地占有率」「段の数」の5つを仮説として取り上げた。それぞれのカテゴリは数量化3類を適用するために0, 1のダミー変数に置換し、カテゴリについて、「方向」は仰瞰景・俯瞰景、「田の向き」は縦向き・横向き、「山並み」は山並みが両側に広がっているか・片側に広がっているか、「耕作地占有率」は景観写真全体に占める画面構成率の31地点の平均値として算出された40.3%を基準として、40.3%未満か・40.3%以上か、「段の数」は31地点の加重平均値として算出された11段を基準に、階層として確認できる7段以下・12段以上で分類した。

これらのアイテムとカテゴリのデータを用いて、数量化3類による分析を居住者と来訪者に分けて行った。居住者における軸の累積寄与率が第2軸までで81.4%、来訪者における軸の累積寄与率が第2軸までで75.8%とどちらも約8割に達したことから、第2軸までを採用した。軸の意味付けは、第1軸及び第2軸ともにカテゴリースコアが±0.7以上の項目をもとに考察し、解釈した。

(1) 居住者の軸の解釈

第1軸は「方向」、「田の向き」の2項目のカテゴリースコアが高く、『方向及び田の向き』を表す軸と解釈した。第2軸は「耕作地占有率」、「段の数」の2項目のカテゴリースコアが高く、『耕作地占有率及び段の数』を表す軸と解釈した(図-2)。居住者は田や棚田を構成する段に関係のあるアイテムが「気に入った景観」に影響を与える要素であることが示された。

(2) 来訪者の軸の解釈

第1軸は「方向」のみカテゴリースコアが高く、『方向』を表す軸と解釈した。第2軸は「山並み」、「耕作地占有率」の2つの項目のカテゴリースコアが高く、『山並み及び耕作地占有率』を表す軸と解釈した(図-3)。来訪者は農村景観や山並みに関係のあるアイテムが「気に入った景観」に影響を与える要素であることが示された。

5. クラスタ分析

(1) 居住者の景観写真の類型化とその特徴

数量化3類による分析の結果を踏まえて、クラスター分析を行った。分析にはユークリッド平方距離に

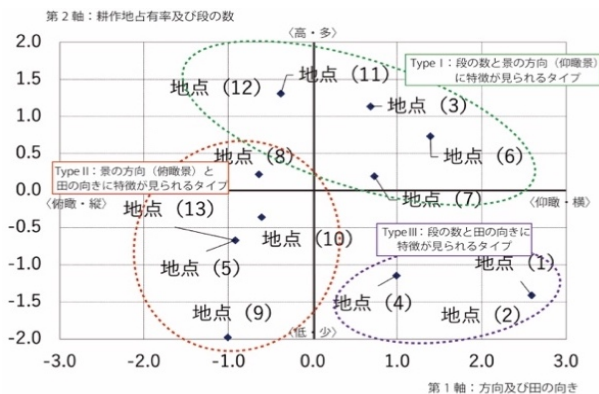


図-2 サンプルスコア布置図 (居住者)

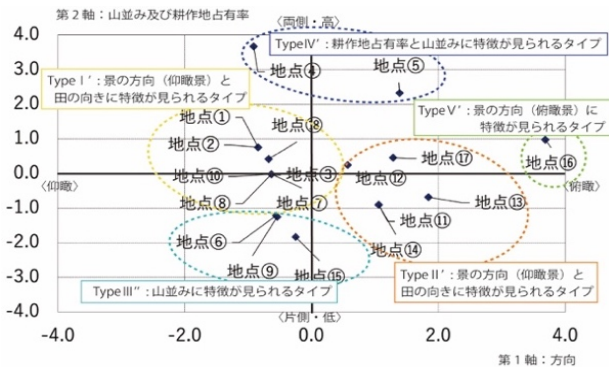


図-3 サンプルスコア布置図 (来訪者)

よる階層的クラスター分析の ward 法を用いた。樹形図をもとに、クラスターの独立性が高くなるユークリッド平方距離 2.416 にて 3 つのクラスターに類型化した。類型化の結果、13 地点の景観写真は『Type I: 段の数と景の方向 (仰瞰景) に特徴が見られるタイプ』『Type II: 景の方向 (仰瞰景) と田の向きに特徴が見られるタイプ』『Type III: 段の数と田の向きに特徴が見られるタイプ』に分類できる。

(a) Type I : 段の数と景の方向 (仰瞰景) に特徴が見られるタイプ

『Type I : 段の数と景の方向 (仰瞰景) に特徴が見られるタイプ』は、地点(3), (6), (7), (11), (12) (以下それぞれ括弧番号のみ表記) の 5 景が該当する。景観構成要素及び構図を捉えると、全景に共通して仰瞰景、段の数が 11 段に対して(3)が 14 段、(6)が 15 段、(7)が 13 段、(11)が 22 段、(12)が 18 段と大きいことが分かる。また、自然物の割合が(3), (11), (12)に限っては、それぞれ 99.6%, 99.4%, 98.9% 全体平均 86.9% よりも 1 割程度高く、緑視量が多い。

(b) Type II : 景の方向 (俯瞰景) と田の向きに特徴が見られるタイプ

『Type II : 景の方向 (俯瞰景) と田の向きに特徴が見られるタイプ』は、地点(5), (8), (9), (10), (13) の 5 景が該当する。景観構成要素及び構図を捉えると、全景に共通して俯瞰景、田の向きが縦向きであることが分かる。田の向きが全景に共通して縦向きであるのは居住者、来訪者を合わせた 8 つのタイプの中でも唯一である。また、水田 (稲) の割合が(10)を除く(5), (8), (9), (13)は 36.6%, 30.7%, 28.1%,

26.7%と全体平均 21.3%より高く典型的な棚田景観である。

(c) Type III : 段の数と田の向きに特徴が見られるタイプ

『Type III : 段の数と田の向きに特徴が見られるタイプ』は、地点(1), (2), (4)の 3 景が該当する。景観構成要素及び構図を捉えると、全景に共通して仰瞰景、段の数が加重平均値 11 に対して(1)が 6, (2)が 7, (4)が 3 と小さく、田の向きが横向きであり、耕作地占有率の割合が(1), (2), (4)全てで 30%以下と全体平均 40.3%よりも低い。また、舗装道路の割合が(1), (2), (4)全てで 42.4%, 41.0%, 25.7%と全体平均 5.4%よりも極めて高く、3 景全てが近景に舗装道路を捉えた景である。

(2) 来訪者の景観写真の類型化とその特徴

居住者と同様に数量化 3 類、クラスター分析を行い、ユークリッド平方距離 2.142 にて 5 つのクラスターに類型化した。18 地点の景観写真は『Type I' : 景の方向 (仰瞰景) と田の向きに特徴が見られるタイプ』『Type II' : 景の方向 (俯瞰景) と田の向きに特徴が見られるタイプ』『Type III' : 山並みに特徴が見られるタイプ』『Type IV' : 耕作地占有率と山並みに特徴が見られるタイプ』『Type V' : 景の方向 (俯瞰景) に特徴が見られるタイプ』に分類できる。

(a) Type I' : 景の方向 (仰瞰景) と田の向きに特徴が見られるタイプ

『Type I' : 景の方向 (仰瞰景) と田の向きに特徴が見られるタイプ』は地点①, ②, ③, ⑦, ⑧, ⑩, ⑱ (以下それぞれ丸番号のみ表記) の 7 景が該当する。景観構成要素及び構図を捉えると、全景に共通して仰瞰景、田の向きが横向きである。また、耕作地の割合が⑧を除く①, ②, ③, ⑦, ⑩, ⑱ではそれぞれ 52.1%, 58.6%, 66.7%, 40.4%, 53.9%, 50.4%と全体平均 40.3%よりも高い。さらに、段の数に着目すると、⑱を除く①, ②, ③, ⑦, ⑧, ⑩ではそれぞれ 16 段、12 段、15 段、14 段、14 段、14 段と多くなっており、棚田を感じられる景が集中している。

(b) Type II' : 景の方向 (俯瞰景) と田の向きに特徴が見られるタイプ

『Type II' : 景の方向 (俯瞰景) と田の向きに特徴が見られるタイプ』は地点⑪, ⑫, ⑬, ⑭, ⑰の 5 景が該当する。景観構成要素及び構図を捉えると、全景に共通して、俯瞰景である。また、田の方向は⑰を除く⑪, ⑫, ⑬, ⑭では全て縦向きであり、段の数は⑬, ⑰を除く、⑪, ⑫, ⑭ではそれぞれ 13 段、19 段、12 段と多く、棚田を感じられる景が集中している。さらに、山と樹木を合わせた割合は、⑫を除く⑪, ⑬, ⑭, ⑰でそれぞれ 43.3%, 54.7%, 50.5%, 47.0%と全体平均 37.9%より高く、山や樹木の印象を強く感じられる景が集中している。

(c) Type III' : 山並みに特徴が見られるタイプ

『Type III' : 山並みに特徴が見られるタイプ』は地点⑥, ⑨, ⑮の 3 景が該当する。景観構成要素及び構図を捉えると、全景に共通して仰瞰景、山並みが片側に広がっている。また、耕作地の割合も全景に共通して⑥が 27.4%, ⑨が 4.6%, ⑮が 12.9%と全体平均 40.3%よりも低い。さらに、

樹木の割合に着目すると、⑥を除く⑨、⑮ではそれぞれ83.0%、64.9%と31景の中で1番目と3番目に高く、樹木の印象を強く感じられる景が集中している。

(d) Type IV : 耕作地占有率と山並みに特徴が見られるタイプ

『Type IV : 耕作地占有率と山並みに特徴が見られるタイプ』は地点④、⑤の2景が該当する。景観構成要素及び構図を捉えると、田の向きが縦向きであること、山並みが両側に広がっていることが分かる。また、段の数は④が3段、⑤が5段と少ないことが確認でき、横から捉えた田と背後にそびえる山並みを感じることでできる景が集中している。

(e) Type V : 景の方向(俯瞰景)に特徴が見られるタイプ

『Type V : 景の方向(俯瞰景)に特徴が見られるタイプ』は地点⑩の1景が該当する。景観構成要素及び構図を捉えると、俯瞰景で田の向きが縦向きであり、山並みが両側に広がっていることが分かる。また、段の数は3段と少ない。さらに、舗装道路や道路付属物を近景に捉えることができ、人工物が32.0%と最も高い割合を占めており、人工物の印象を強く感じる景であるといえる。

6. 棚田景観の視覚的特徴

(1) 視点場の分布エリアからみた特徴

視点場が集中する地点を1つのエリアと捉えて「裾部」「頂部」「山腹右岸部」「山腹左岸部」「集落部」の5つに区分した(図-1)。幹線道路に近い裾部は、全31地点中、居住者は7地点、来訪者は8地点と視点場の分布状況に共通性が見られる。また、棚田を俯瞰して見ることでできる頂部も全31地点中、居住者、来訪者がともに2地点と類似傾向が見られる。一方で、高山川の山腹右岸部は、全31地点中、来訪者の4地点のみであることが示される。高山川の山腹左岸部については、全31地点中、居住者が3地点、来訪者が1地点と、ほぼ居住者であるという傾向が見られる。集落部においては、全31地点中、来訪者が3地点、居住者が1地点と、ほぼ来訪者であるという傾向が見られた。ここでは建築物の割合が全体の4.0%以上である視点場が、4地点中3地点見られた。集落部においては、建築物が映り込んだ構図がよく見られ、来訪者にとっては建築物を含む農村景観が「気に入った景観」に影響を与えることが多い傾向にあることが推察される。

(2) 圃場整備と視点場の分布状況の関係からみた特徴

圃場整備の区画と本研究で明らかにした視点場の分布状況との関係を捉える(図-1)。圃場整備が実施される範囲は、本研究で抽出された(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(13)の居住者6地点、①、②、③、④、⑤、⑯、⑰、⑱の来訪者8地点の計14地点が該当する。全31地点中14地点と、約半数が近景や中景で圃場整備が実施される区画を捉えていることが分かる。このことから、居住者と来訪者ともに評価された視点場から視認可能な景観の地点の半数が変容すると考えられる。また、居住者6地点、来訪者8地点と、視

点場の分布状況に共通性が見られることも分かる。さらに、この14地点の中でも、今後継承・保全していくべきであると考えられる主要な視点場の(5)、①、⑤、⑰の4地点が全て含まれていることが分かる。

7. 結論・まとめ

居住者と来訪者の視点の違いからみた棚田景観の視覚的特徴を示すことで、棚田景観の保全に資する知見を得ることを目的とした。居住者と来訪者で認識されている景観構成要素については共通性が見られた一方で、「気に入った景観」に対する視点や評価軸に差異が見られることが分かった。居住者と来訪者の評価を総合的に捉えるとともに、棚田景観の保全にあたっては、居住者が特に魅力を感じた畦を認識できる田そのもの、来訪者が特に魅力を感じた背景の山並みまでを含めた空間整備が重要となる。現在の豊能町高山地区では圃場整備事業が進行しており、本研究で示した継承・保全していくべき主要な視点場から視認可能な景をはじめ、高山地区全体の景観の様相は変化が見込まれる。ここに、本研究で得られた知見を活用し主要な視点場を指定するなど、景観計画や景観に関する各種制度の充実化や明瞭化も重要な課題となる。そして、高山地区のみならず、同様の課題を抱え、圃場整備の実施を検討する地域も見られるが、農業生産や農地利用の利便性の追求と景観保全のトレードオフの関係を見据えた農空間の保全を追求していくことが重要であり、今後の課題となる。

補注

- (1)居住者の被験者は、高山地区在住で農業を営む、高山農空間づくり協議会内の土地改良事業推進委員会の役員5名に依頼した。
- (2)来訪者の被験者は、景観の評価には教育や経験の影響があり、これらを制御し、可能な限り属性を揃える必要があると考え、景観を含む環境学の基礎的知識を有する5名の学生とした。

参考文献

- 1)豊能町(2019):豊能町都市計画マスタープラン
- 2)沈悦(2008):兵庫県北淡路地域における棚田景観の視覚特性について、ランドスケープ研究71(5), pp.701-704
- 3)横関隆登・小野良平・伊藤弘・下村彰男(2013):新潟県十日町市松之山地区にみる棚田景観地の景観構造に関する研究、ランドスケープ研究76(5), pp.583-586
- 4)前田真子・西村一朗(2001):都市住民・地域住民の都市・農村交流活動の意識-奈良県明日香村「棚田オーナー制度」を事例として-,農村計画学会誌20(3), pp.191-196
- 5)阿久井康平・江村優一・下村泰彦(2021):来訪者の視点からみた篠山盆地を構成する山並みに着目した眺望景観の視覚的特徴、都市計画論文集56(3), pp.445-452
- 6)青野幸子・加我宏之・下村泰彦・増田昇(2005):泉北丘陵端部の農村地域における地形特性から捉えた居住者が好む風景魅力の解明、ランドスケープ研究68(5), pp.753-756
- 7)大阪府北部農と緑の総合事務所耕地課提供データ(2022):豊能町高山地区豊かな自然と歴史・文化を将来へつなぐ農空間づくりの取組,2022.7.25受領閲覧

棚田を主体とする農空間の保全に関する研究 — 大阪府下の棚田を対象として —

全日本コンサルタント株式会社 吉田 有沙
大阪公立大学大学院現代システム科学研究科 阿久井 康平
大阪公立大学 下村 泰彦

1. 研究の背景と目的

現在、日本の特に農空間において過疎化や高齢化が進み地域の諸機能の維持が困難であることや農業の後継者不足が問題となっている。

また、文化的景観が注目され始めている。文化的景観は1992年にUNESCO世界遺産の文化遺産の1つとして位置付けられた。その後、2005年には文化財保護法にも導入され「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地」と定義され新しい制度概念となっている¹⁾。

農業の分野において高齢化や後継者不足が問題となっているが、農空間の美しい景観を保持、伝承することにより、地域の特徴を活かした地域づくりが可能となり、諸問題の解決につながるのではないかと考える。さらに、本研究ではこのように保全すべき景観として文化的景観の棚田景観を扱う。

農空間についての研究は多数なされてきた。1970年頃には、北村²⁾が農村地域の生活環境の整備の必要性を唱えている。その後の2000年頃には、鎌田³⁾が農業集落排水路を整備する上で地域コミュニティの重要性について述べている。現在では、小池⁴⁾が大都市近郊の農村集落の混住化、ムラと来住者の地域社会構造の変容について論じている。

また、棚田に関する研究も既往研究が多数挙げられる。中里⁵⁾は棚田保全活動から地域の特徴を捉え地域活性化の手法を探っている。その他にも、島ら⁶⁾は棚田の水利システムの発達過程を明らかにしこれが棚田景観に与える影響、現代の技術への活用について述べている。

本研究では、棚田を主体とした農空間を有する地区の空間的・物的環境特性を捉えた上で、活動主体やその関係、取り組みの特徴について調査・分析を行うことに新規性があり、棚田を主体とする農空間の今後の保全手法を探ることを目的とする。

2. 研究方法

(1) 研究対象地の選定の枠組み構築

対象地選定の手掛かりとして、重要文化的景観に選定されている全35水田景観を主体とする農空間のうち28事例を抽出し⁷⁾、棚田の空間構造を把握し、類型化を行った。調査項目は、各地域の集落や水利システム、課題、土地の形状等とした。このうち、土地の形状の項目に着目し、平面形態は河川と棚田の位置関係という観点から、断面形態は棚田が斜面上のどの位置にあるかという観点から類型化

を行った(図-1)。

これらの類型化の結果、平面形態は河川軸型が12事例、河川隣接型と無河川型は8事例、断面形態は谷間型が13事例、山麓型が10事例、山腹型が5事例となった(表-1)。

本研究では、棚田を主体とする農空間の28事例の空間構造の類型化の枠組みを参照し、①事例数が多い断面・平面形態に合致する地域であること、②棚田の保全活動が現在盛んである地域であること、③空間構造が異なり比較可能な地域であること、この3項目を元に、大阪府下の指定棚田地域⁸⁾に指定される豊能町高山と牧の2地域を対象地として選定した。

(2) 研究対象地の選定と概要

本研究では、豊能町に位置する高山の棚田と牧の棚田を研究対象地とする(写真-1)。



写真-1 研究対象地 (左：高山地区・右：牧地区)

①高山の棚田

高山の棚田の空間構造は28事例から得られた枠組みの



図-1 平面・断面形態にみる棚田の空間構造の分類

表-1 平面・断面形態にみる棚田の空間構造の類型化

断面形態	斜 面 型	平面形態			合計
		河川軸	河川隣接	無河川	
断面 形態	山腹	2	1	2	5
	山麓	2	4	4	10
	谷間	8	3	2	13
合計		12	8	8	28

うち、最も多い谷間・河川軸型のタイプに位置付けられる棚田である。また、高山の棚田では棚田を主体とする農空間保全のため「農のふるさと協力隊」や「NPO ふるさとおこし協議会」などが活動している。

②牧の棚田

牧の棚田の空間構造は無河川・山麓型のタイプに位置付けられる棚田である。また、棚田を主体とする農空間保全のため「棚田ふるさと・ファンクラブ」や「コープこうべ」が参画し、地域外の人が耕作可能な畑の運営などがなされている。

(3) 調査・分析方法

高山地区と牧地区における活動主体の特徴を調査・比較し、棚田を主体とする農空間保全のための手法や課題を明らかにする。

まず、文献・資料調査を行い、土地利用や物的環境特性については把握した。土地利用や物的環境特性として、まず田・畑・耕作放棄地などの土地利用別の営農状況を調査・分析した。次に、その土地利用状況を踏まえて、所有者の年代別の営農状況と後継者の有無別の営農状況を調査・分析することにより棚田を主体とする農空間の動態性について考察することとした。

次に、両地区における活動主体の取り組みやその特徴を把握するため関係機関へのヒアリング調査を行い、活動主体の概要（活動のきっかけ・目的・参加者について）や地域で行っている取り組み（運営方法・活動実績・他の団体や地域などの外部との関わり・課題・継続性）などについて調査、分析を行い、農空間の保全の継続性や可能性に向けた考察を行った。

3. 分析結果

(1) 対象地の土地利用及び物的環境特性

豊能町全体の特徴としては、過疎地域に指定されているが都市部に近接した地域であり、近隣都市からの車で家用車ではアクセス性はよい。一方で公共交通は年々弱体化している。

高山の棚田は、範囲が南北に細長く、棚田が点在している。また、傾斜が急な場所（小字：スゴ・コカベ）と傾斜が緩やかな場所があり、同じ棚田内で景観がかなり異なる。

牧の棚田は、全体的に傾斜は一定で棚田は点在しておらず、ひとまとまりの棚田を有していることが特徴である。

(2) 営農状況にみる営みの動態性

高山の棚田と牧の棚田の土地利用別営農状況を比較すると、高山の棚田の方が田の面積の割合が約5割であり、耕作放棄地が約3割りと牧地区に対して多いことが分かる。牧地区は7割ほどを田が占め耕作放棄地も1割未満と少ないことが分かる（図-2～4）。

また、高山の棚田のスゴ・コカベにおいては、「農のふるさと協力隊」や「NPO 法人豊能町ふるさとおこし協議会」の活動主体による田以外の畑やぶどう畑として耕作放棄地を利活用した活動が複数確認できる。

さらに、所有者の年代（図-5、図-6）や後継者の有無別営農状況から、牧の方が後継者の存在は比較的確認でき、若い耕作者が多いことが分かった。

(3) 農空間における活動主体の取組み

高山地区と牧地区の現地において、各地区2団体、計4団体にヒアリング調査を行った（表-2、写真-2）。

①高山の棚田で活動する団体の特徴

高山の棚田のうちスゴ・コカベは棚田の象徴的景観でもあり、この場所で保全活動を行っている「農のふるさと協力隊」や「NPO 法人豊能町ふるさとおこし協議会」などの活動主体が複数存在している（表-3、図-7）。「農のふるさと協力隊」は、棚田保全のため豊能町の公募から集まった地区外の人を中心とするボランティア団体であり、2010年から活動を開始している。また、2014年に設立された「NPO 法人豊能町ふるさとおこし協議会」における棚田管理チームが、耕作放棄地を利活用しながら地区外の人を中心にそれぞれの区画で畑作等の活動を実践するなど、高山の活動主体の特徴として、高山地区外の人が積極的に活

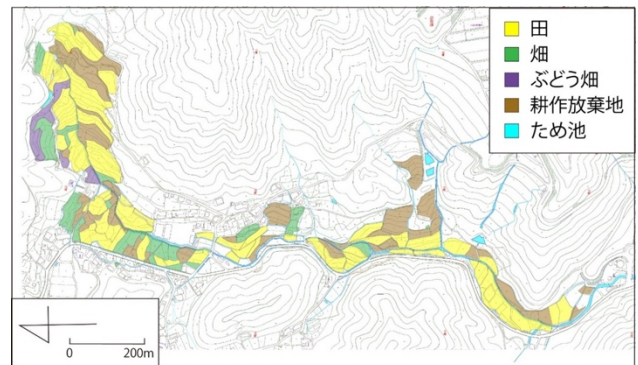


図-2 高山地区の土地利用別にみる営農状況の分布

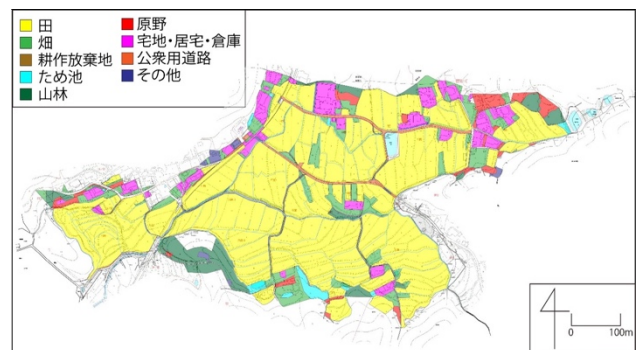


図-3 牧地区の土地利用別にみる営農状況の分布

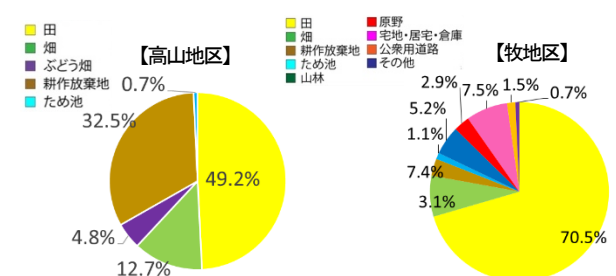


図-4 土地利用別にみる営農状況の面積割合

動、交流していることが分かった。

②牧の棚田で活動する団体の特徴

牧の棚田では地元の協議会が中心となり、コープこうべなど外部の団体と連携を取り保全活動を行っていることが分かった(表-4, 図-8)。牧地区では、2010年の和尚池改修をきっかけに地元の棚田保全の意識が高まり、2012

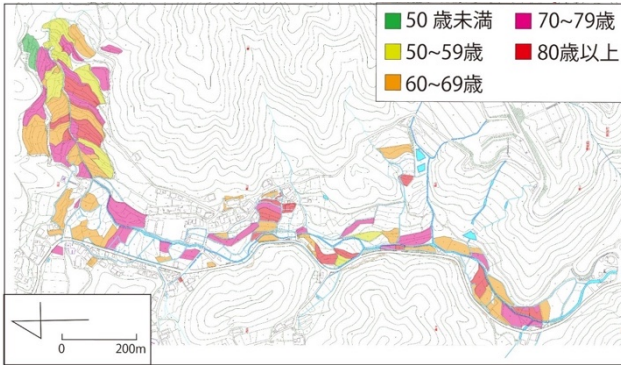


図-5 高山地区の年代別にみる営農状況の分布

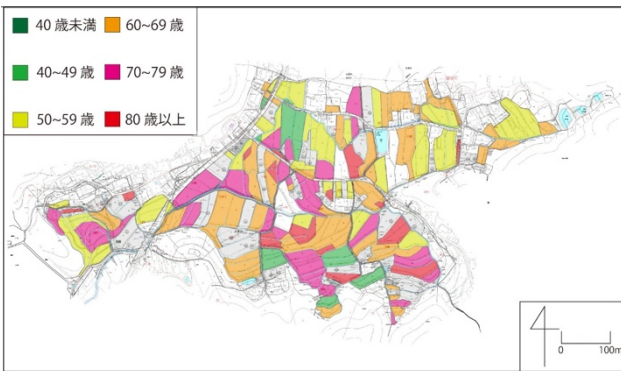


図-6 牧地区の年代別にみる営農状況の分布

表-2 ヒアリング調査を実施した活動主体

	活動団体	属性	日付	人数
高山	1 農のふるさと協力隊	行政の公募	11月16日	3人
	2 棚田管理チーム	NPO団体	11月24日	3人
牧	3 みんなの牧里プロジェクト	民間企業・地元	9月1日	3人
	4 棚田ふるさと・ファンクラブ	行政・地元	7月25日	2人

写真-2 活動主体の活動フィールド



表-3 高山地区における活動主体の主な取り組み年表

	大阪府	農のふるさと協力隊	棚田管理チーム
初期期	2010		活動開始
	2011		新聞に活動が紹介される 園児の手ほり体験を開催
準備期	2014		NPOふるさとおこし協議会設立
	2018		農家宿レストラン開業
活動期	2019	協議会設立 農空間づくりプラン作成	
	2020		活動場所の補修を行う 食肉処理施設ジビエ工房を開業 株式会社里山創生研究所を設立
2021	北摂興業に農業部門を設置		ビジネスアイデアコンテストで 最優秀賞受賞
	指定棚田地域に指定		クラウドファンディング実施
2022	ほ場整備着手		

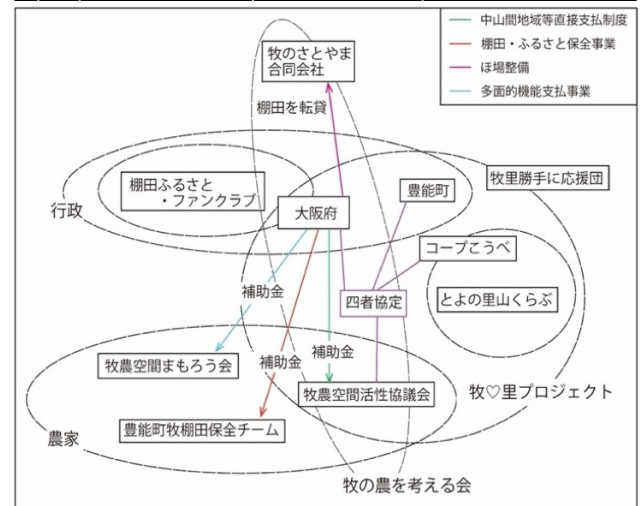


図-7 高山地区における活動主体の関係図

年に「牧農空間活性化協議会」が設立した。その後、この協議会を中心とし保全活動が今も継続されている。「棚田ふるさと・ファンクラブ」は、大阪府が棚田基金を用いて機能保全や自然学習のため、協議会とともに地区外の人を招きボランティアを行っている。

また、「コープこうべ」は2015年に「とよの里山くらぶ」を発足し、耕作放棄された畑の開墾作業を開始した。これらを契機に、大阪府・豊能町・牧農空間活性化協議会と四者協定を締結し、コープこうべ組合員と行政や地元と連携しながら「みんなの牧里プロジェクト」を通じて田畑の日常的な整備や竹林の維持管理などを行っている。

さらに、農地を借用し1年間好きな野菜を育てることができる「年間チャレンジャー」、種まきから収穫までを体験する「チャレンジャー制度」や、「農業ボランティア」などの取り組みを行っている。

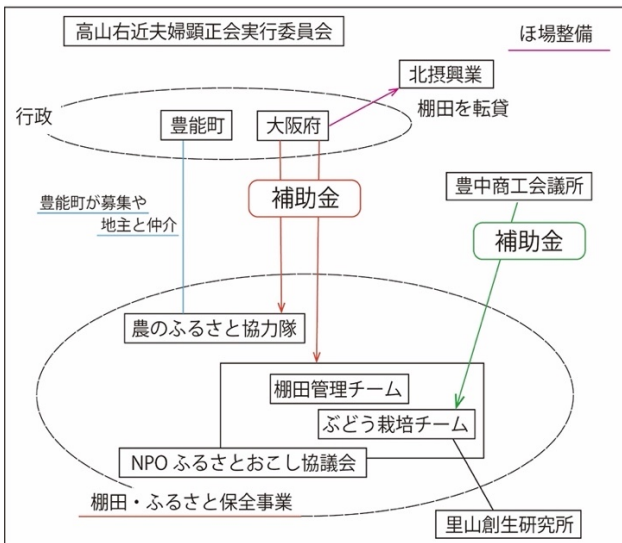
(4) 棚田を主体とする農空間における課題

ヒアリング調査を通じ、棚田地域が抱える課題として大きく5点にまとめられる。

1点目は後継者不足、2点目は高齢化、3点目は農家間の連携、4点目は獣害、5点目は棚田特有の地形条件による農作業の作業性や体力が挙げられた。

表－4 牧地区における活動主体の主な取り組み年表

	大阪府	棚田ふるさと・ファンクラブ	牧里プロジェクト
初期	1998	棚田保全のための基金を創設	
	2000	下赤坂地区にて活動開始	
	2010	和尚池の改修	
	2012	牧農空間活性化協議会を設立	
準備期	2013	農空間づくりプランを策定	牧地区にて活動開始
	2015		とよの里山くらぶ発足 耕作放棄された畑の開墾作業開始
	2016		豊能町牧里地・里山保全管理活動 四者協定締結
活動期	2017	牧農業・農空間ビジョンまとめ	農業ボランティアの募集
	2018		「年間チャレンジャー」スタート 「チャレンジャー制度」導入
	2019	牧のさとやま合同会社設立	「オーナー制度」導入
	2020	指定棚田地域に指定	牧里勝手に応援団発足
	2021	ほ場整備事業着手	



図－8 牧地区における活動主体の関係図

4. 考察

(1) 地区別の考察

①高山の棚田

高山の棚田は、特にスゴ・コカベが棚田の象徴的景観であり、地区外の人が保全活動を積極的に行っていることが明らかとなった。とりわけ、スゴ・コカベのような場所は、急傾斜で棚田としての視覚的な認識がされやすい箇所であるが、作業の容易性や継承性の観点から考えると、耕作放棄の進行も懸念される。その一方で、近年においては地区外の人が積極的に耕作放棄地を利活用するなど、畑作に転換し、活動を行うことで農空間の動的持続性の一躍を担っている。そしてそれらの活動がコミュニケーション機会の場のきっかけにも影響を与えていることが示された。

②牧の棚田

牧の棚田において、ため池の改修という地元の人を巻き込むきっかけが地元の協議会の立ち上げ、地区内の人の団結や意識の向上につながっていることが分かった。このように、地区内の人の生活に直結するきっかけがあれば、地区内の人の意識の向上やその後の保全への積極的な参加につながると考えられる。また、棚田保全のみならず、活動主体による食育を通じた環境教育や竹林整備など、農空間の保全に資する波及効果も示すことができた。

5. まとめと今後の課題

本研究では、豊能町高山地区と牧地区を主な対象とし、棚田を主体とした農空間を有する地区の空間的・物的環境特性を捉えた上で、活動主体やその関係、取り組みの特徴について調査・分析し、農空間の保全について考察した。

棚田を主体とする農空間の保全の継続性にあたり、後継者が少なく人手不足の現状を踏まえると、農家間の連携も重要となる。例えば、行政と連携して保全に関する団体を構築し、地域主導で自立的に活動する仕組みづくりや、既存の地域団体に補助金を拡充するなどの仕組みづくりも考えられる。また、移住者など地域外からの新規参加者を支える仕組みづくりやプラットフォームの確立も重要になると考えられる。

また、保全の継続性については、活動主体の活動や運営が円滑に行われることも重要であると考えられる。補助金などの活動を支える財源も重要であるが、自立した運営の基盤となる営農計画や活動計画、あるいは活動主体間の連携を下支えするビジョンの共有も重要な課題となると言えよう。また、新規の担い手の受け皿を構築することや、参加者にインセンティブのある運営方法を確立するなど、負担なく運営可能な体制づくりを行い、継続することも重要な課題となる。

補注

- (1)指定棚田地域とは、昭和25年2月1日時点の市町村の区域で、勾配が20分の1以上の棚田が1ha以上ある地域の中から、都道府県の申請に基づき国が指定するものである。指定棚田地域に指定された場合、農林水産省事業の補助率の高上げ等の支援を受けることができる。令和3年6月現在において、指定棚田地域の累計は39道府県665地域となっている⁸⁾。

参考文献

- 1)神吉紀世子 (2011)：農村における文化的な景観の保全と創造,農村計画学会誌30(3), pp.478-481
- 2)北村貞太郎 (1971)：農村地域の生活環境整備(生活施設整備と集落整備)について,農業土木学会誌39(12), pp.816-822
- 3)鎌田知也 (1996)：農業集落排水と地域コミュニティ,農業土木学会誌64(8), pp.821-823
- 4)小池聡 (2019)：大都市郊外の混住化集落におけるコミュニティ形成に関する研究-郊外再生へ向けた農村文化継承に着目して-,農村計画学会誌38, pp.170-177
- 5)中里良一 (2011)：棚田保全活動による耕作放棄地対策と地域活性化,農業農村工学会誌79(4), pp.255-258
- 6)島武男・廣瀬裕一・久保田富次郎・吉永育生・後藤敏寛 (2016)：白糸台地の棚田景観を形成する水利用の歴史の変遷に関する事例分析,農業農村工学会論文集84(3), pp.281-290
- 7)文化庁文化財部記念物課 (2005)：日本の文化的景観-農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書-,同成社
- 8)農林水産省HP, <https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/nihon210621.html>, 2023年6月19日閲覧

関係人口の関わり深化要因に関する研究

— 飛騨市における関係人口創出事業を対象として —

大阪大学大学院工学研究科 武田 裕之
大阪大学大学院工学研究科 関根 仁美
日本航空株式会社 佐藤 充基
大阪大学大学院工学研究科 加賀有津子

1. はじめに

1-1. 研究の背景

地方部の人口減少が進む中、近年定住人口と交流人口に続く第三の人口として「関係人口」が注目されている。「関係人口」は2016年頃から提唱され始めた人口の概念であり、提唱者の一人とされる指出によると「当該地域への通いや何らかの形でその地域を応援してくれるような人たち」と定義している。こうした流れを受けて2017年に総務省は「長期的な「定住人口」でも短期的な「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者」と定義し、政策への展開を意図した。2019年に内閣府は「第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」³⁾の中で関係人口を提示し、期待する役割として「地域の担い手として活躍することや、地域住民との交流によって新たな価値を生み内発的發展に繋げることを挙げ、地方活性化に関係人口が寄与するもの」という見解を示した。

こうした政府の方針を受け全国の自治体では、地域づくりイベントの開催や交流体験プログラムの実施、関係案内所の設置、地域ファンクラブ会員制度の導入など⁴⁾、関係人口の創出・拡大のための取り組みが実施されている。こうした事業の展開によって、関係人口の増加や地域住民のシビックプライドの上昇などの成果が見られた一方で、関係人口に対する地域住民の理解不足や、関係人口との関係が深まらないなどの課題も報告されている⁵⁾。つまり、関係人口と地域住民との良好な関係性を構築するためのメカニズムを明らかにする必要があるが、関係人口の定義は曖昧であり、かつ、その意味する範囲も広いいため、まずはその実態を把握することが重要である。さらに、内閣府が掲げるように、関係人口を地域運営や地域活性化に資する人材と位置付けるのであれば、関係の質やその変化についても解明していく必要がある。

本研究では、関係人口の地域との関係性や関係の深化度を評価する指標を作成し、行政の施策を通じた関係人口の実態把握を行うとともに、関係深化につながる要因を明らかにすることを目的とする。

1-2. 既往研究の整理

小田切⁶⁾は、関係先の地域との関係性について、関与（係る）と関心（心を寄せる）があることを示しており、作野⁷⁾は、地域運営との関係を持つことで、地域の維持に寄与する関係人口となる可能性を示唆している。また、国土交通省⁸⁾では、現地に訪問する関係人口について地域との関係の強弱を活動内容の違いで示しており、地縁血縁や友人・

知人の存在がきっかけになることが多いことを示している。また、関係を深めるために必要な要素として「時間的な余裕の確保」や「周囲の理解、仲間の存在」の回答割合が大きいことを明らかにしている。その一方で、安藤ら⁹⁾は、「時間的な負担」「周囲の理解を得るのが困難」といった阻害要因を除去するための行政施策や民間事業のサービスが手薄になっていることを指摘している。さらに、杉本ら¹⁰⁾は、関係人口は移住を前提としていないこと、血縁関係のない地域でも地域に対する強い愛着の形成に寄与していることを示している。

このように既往研究では、関係人口の地域との関わりについて、地縁血縁や友人・知人の存在、地域に関する活動への参加、地域への想いが関係人口の条件となり、地域での活動の楽しさなどが関係継続につながることや、地域愛着の醸成に寄与していることが明らかになっているが、関係の深化、個人属性や地域での活動実態との関係は明らかになっていない。本研究では、行政施策を通じて地域活性化に資する人材を創出・拡大するための知見を得ることを目的として、地域に対する「想い」と「関わり」の指標を作成して行政施策を通じた関係人口の地域との関係性を把握するとともに、地域との関係を深化するための要素を検討することとした。

2. 関係人口の定義と研究の方法

2-1. 関係人口の定義

本研究では、既往研究や文献で述べられている関係人口の定義を参考に「地域と何かしらの形で関わりがあり、その地域を応援している人」を広義とした。さらに地域課題の解決に寄与するために必要な要素として、『関わり』（地域に関する活動への参加）と『想い』（地域課題の解決などへの意識）を、深度を測るための指標とした。

2-2. 研究の方法

本研究では、飛騨市ファンクラブ制度の会員（以下、会員）に対してアンケート調査を行った。アンケートは、Google フォームにて作成し、会員に対して事務局を通じてチラシ、メール、SNSでの発信を行った。回答期限は2022年8月22日～9月4日とし、1,170件の回答を得た（登録会員数に対する回答率12%）。なお、本研究では、関係人口の実態と特徴を把握するため、分析については飛騨市在住者以外で、入会動機が「飛騨市を応援するため」もしくは活動への参加・継続動機で「飛騨市や飛騨市の人の役に立つため」「飛騨市の人に喜んでもらうため」のいずれかを

選択した 932 (全体の 79.7%) の回答を対象とする。質問項目については、「土地や人との関わり」「活動との関わり」「活動への想い」「地域への想い」の大きく 4 項目で構成した (表 1)。

2-3. 飛騨市ファンクラブの概要

飛騨市ファンクラブ制度は、岐阜県飛騨市の関係人口の創出・拡大を目的とした事業のひとつであり、2017 年に開始した。会費は不要で、飛騨市を応援する気持ちがあれば、誰でも入会できる。会員は定期的な交流イベントや地域に関する部活動、会員限定オンラインショップの利用などの特典を受けることができる。また、地域住民の困りごとを解決するヒダスケ!などの関連する活動の情報なども入手することが可能となる (表 2)。

会員数は 2022 年 8 月時点で約 1 万人であり、男女比は 3:2、40 代以上が 77.7%を占める。会員の居住地については、飛騨市在住者が 8.6%であり、飛騨市以外の中部地方 46.7%、関東地方 37.8%、近畿地方 15.4%となっている。

表 1 アンケート設問

項目	内容
土地や人との関わり	地縁血縁の有無、友人知人の有無、訪問経験など
活動との関わり	参加経験のある活動、参加回数、継続意向など
活動への想い	入会動機、参加・継続動機など
地域への想い	地域愛着、地域課題に対する当事者意識など

表 2 飛騨市ファンクラブを通じた活動

活動種類	名称	開催場所	実施回数など
交流	ファンのつどい	東京・大阪・岐阜	2018 年から年 2~3 回
観光	ファンクラブバスツアー	飛騨市内	2018・19・22 年 1 回ずつ
お手伝い	ヒダスケ!	飛騨市内	2020 年から順次
部活動	粟草部・キャンパ部・お酒部・おこめ部・まちあるき部	飛騨市内	2019 年から各 1~ 数回
文化財保護	石棒クラブ	飛騨市内	2019 年から不定期
オンライン	ネットショップキャンペーン・飛騨市オンラインショップ	オンライン	期間限定開催、2020 年から常設

3. アンケート調査の結果

3-1. 回答者属性

回答者の性別は男性が 64.9%であり (無回答 0.3%)、年代は 20 代以下 4.0%、30 代 12.6%、40 代 20.9%、50 代 31.1%、60 代 22.7%、70 代以上 8.7%、無回答 0.3%であった。また、居住地では中部地方 54.0%、関東地方 26.1%、近畿地方 13.9%と比較的会員全体と類似した構成となった。

ファンクラブ会員歴は、1 年未満が最多の 22.6%で、1~2 年 20.3%、2~3 年 14.8%、3~4 年 10.3%、4 年以上 21.4%であった (不明 10.6%)。会員歴が 2 年未満の層では、全体の年代の傾向から言えば、比較的若い世代が多くみられた。

3-2. 土地や人との関わりと地域への想いの関係

土地や人との関わりでは、91.4%の回答者が飛騨市を訪

問した経験を有していることが分かった。また、居住経験もしくは家族親族が住んでいる「地縁血縁あり」(24.9%)⁽¹⁾、地縁血縁はないが友人知人が住んでいる「友人あり」(15.5%)⁽¹⁾、地縁血縁も知人友人いないが飛騨市に訪問したことのある「訪問あり」(51.1%)、どの関わりもない「訪問なし」(8.6%)に分類した。

次に、グループごとに地域愛着と飛騨市の地域課題に対する当事者意識について集計した (表 3)。なお、地域愛着については「非常に愛着を感じる」を 5 点、「全く愛着を感じない」を 1 点とし、当事者意識については「非常にそう思う」を 5 点、「全くそう思わない」を 1 点として数値化した。土地や人との関わりでの分類別にみると、地域愛着については、関わりの深い順に有意に高くなる傾向にあることが明らかになった。一方で当事者意識については、「地縁血縁あり」「友人あり」の平均値は「訪問あり」「訪問なし」の平均値より有意に高かったが、「地縁血縁あり」と「友人あり」には有意な差が見られなかった。

表 3 土地や人との関わりと地域への想い

関わり	度数	割合	地域愛着	当事者意識
地縁血縁あり	232	24.9%	4.51	3.94
友人あり	144	15.5%	4.19	3.78
訪問あり	476	51.1%	3.85	3.58
訪問なし	80	8.6%	3.43	3.44
計	932	100%	4.03	3.69

多重比較 (Bonferroni 法) **p<0.01, *p<0.05

3-3. 活動との関わりと地域への想いの関係

活動関わりについては、飛騨市に赴く、もしくは、飛騨市の住民と接するような活動を「現地活動」、ふるさと納税などオンライン上で完結するものを「オンライン活動」として集計した。

回答者のうち、506 名 (54.3%) が現地活動、オンライン活動いずれかの活動に参加しており、現地活動・オンライン活動両方 8.9%、現地活動のみ 11.8%、オンライン活動のみ 33.6%、活動なし 45.7%となった (表 4)。

次に活動分類別の地域愛着と当事者意識を集計すると、地域愛着と当事者意識両方で、「現地・オンライン活動」「現地活動」「活動なし」「オンライン活動」の順で高くなっており、現地活動への関わりの有無で有意な差が見られた (表 4)。また、「活動なし」「オンライン活動」では有意な差こそ見られなかったが、「活動なし」の方が地域愛着、当事者意識ともに高いという結果となった。

表 4 活動との関わりと地域への想い

関わり	度数	割合	地域愛着	当事者意識
現地・オンライン活動	83	8.9%	4.48	4.00
現地活動	110	11.8%	4.25	3.92
オンライン活動	313	33.6%	3.92	3.59
活動なし	426	45.7%	3.96	3.64
計	932	100%	4.03	3.69

多重比較 (Bonferroni 法) **p<0.01, *p<0.05

3-4. 地域との関わりと想いの分布と再分類

地域への想いと「土地と人との関わり」および「活動の関わり」の分類の分布を図1に示す²⁾。この分布をみると、「土地と人との関わり」の影響が強くみられるが、活動の分類と合わせてみると、互いに重なりあった部分をもって分布していることがわかる。さらに、「地縁血縁あり」以外のグループについては、現地活動を伴う活動をしている場合は、土地と人との関わりにおける一段階関係の深い分類の現地活動を伴わない、もしくは、活動のないグループに近い分布となっている。地縁血縁については、その関係性を変化させることは難しいため、「地縁血縁あり」の分類を除いた上で、地域への想いの強さからグルーピングを行い、

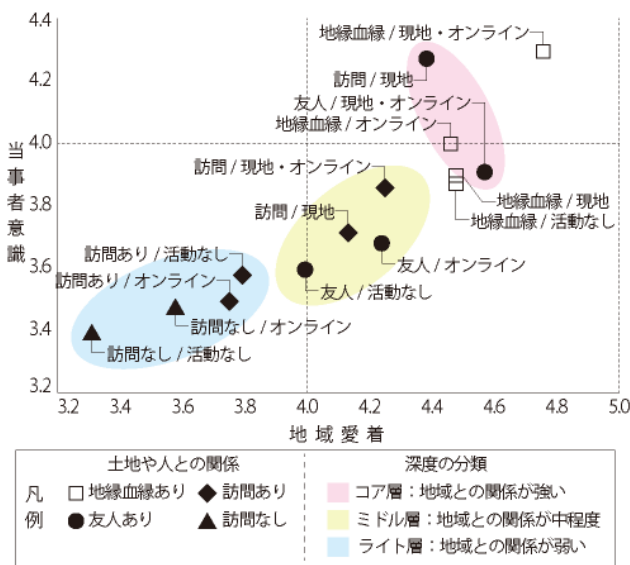


図1 地域との関係性の分布

表5 深度の分類とその構成

深度の分類	人数	土地・人との関わり		活動との関わり	
		訪問経験あり	友人知人あり	現地活動	ワライ活動
コア層	49	49 100%	49 100%	49 100%	23 46.9%
ミドル層	186	179 96.2%	95 51.1%	91 48.9%	67 36.0%
ライト層	464	385 83.0%	0 0%	0 0%	220 47.4%
計	699	613 87.7%	144 20.6%	140 20.0%	310 66.8%

表6 深度の分類と地域への想い

深度の分類	関係性の分類	度数	割合	地域愛着	当事者意識
コア層	友人あり+現地・オン ^{※1}	49	8.9%	4.47	4.10
	友人あり+現地活動				
ミドル層	友人あり+オン活動 ^{※2}			*	**
	友人あり+活動なし	186	11.8%	4.11	3.69
	訪問あり+現地・オン ^{※1}			**	**
ライト層	訪問あり+現地活動			**	*
	訪問あり+オン活動 ^{※2}			**	*
	訪問なし+オン活動 ^{※2}	464	33.6%	3.52	3.52
計		699	100%	3.87	3.61

※1 現地・オンライン活動 多重比較 (Bonferroni 法) ※2 オンライン活動
**p<0.01, *p<0.05

コア層 (友人あり+現地活動)、ミドル層 (友人あり+現地活動なし、訪問あり+現地活動)、ライト層 (訪問あり+現地活動なし、訪問なし) とした。各層の構成を表5¹⁾、地域との関わりおよび地域への想いについて表6に示す。各層における地域への想いを比較すると、地域愛着、当事者意識ともに各層間で有意な差がみられた。

4. 関係人口の深化プロセスと要因

ここからは関係の深化のプロセスを明らかにするため、3-4で示した深度の分類の観点から分析を行う。

4-1. 深度の分類と入会の動機およびきっかけの関係

深度の分類別の入会の動機を図2、入会のきっかけを図3に示す。入会動機では、分析対象を選定する際の条件のひとつとして「飛騨市を応援するため」を挙げていたため、ほぼ全員が選択をしている。選択割合の差をみるため、カイ2乗検定ののち残差分析を行った結果、「ファンクラブ活動に興味を持ったため」において、コア層が有意に高く、ライト層が有意に低いという結果が得られた。また、入会のきっかけについても同様の分析を行うと、「飛騨市民からの紹介」「会員からの紹介」がコア層で有意に高く、「ふるさと納税」がライト層で有意に高いことがわかった。以上

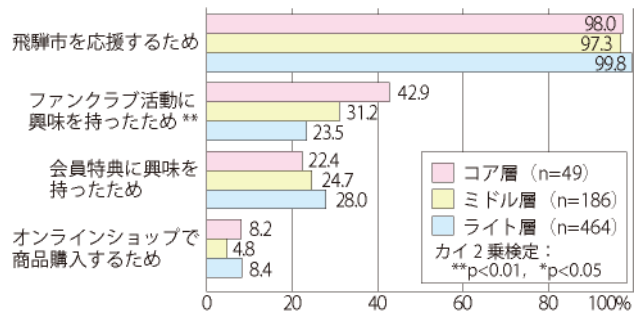


図2 入会の動機 (複数回答)

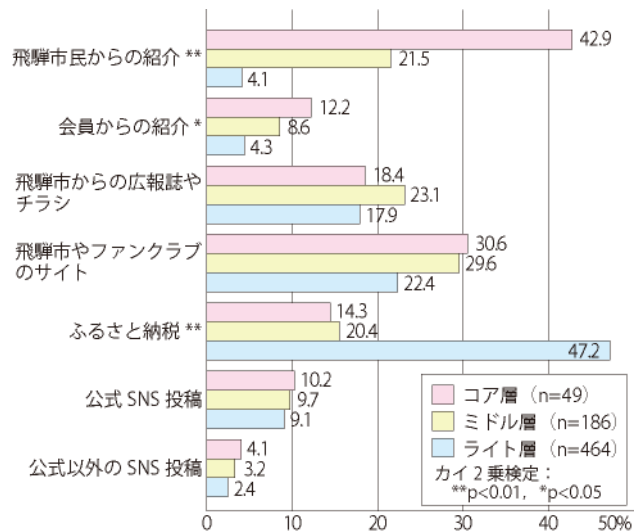


図3 入会のきっかけ (複数回答)

を踏まえ、「飛騨市民からの紹介」の選択者において、「ファンクラブ活動に興味をもったため」の選択率に着目すると、コア層で有意に高くなっていることが示された(表7)。つまり、飛騨市民から紹介されること自体も重要な要素ではあるが、その市民からの紹介内容により、当初もしくはその後の関係の深化に影響する可能性があることが示唆された。

表7 飛騨市民からの紹介された回答者のファンクラブ活動への興味の選択状況

深度の分類	人数	「飛騨市民からの紹介」 選択者		「ファンクラブ活動に興味を持ったため」 選択者		
		人数	割合	人数	割合	残差*
コア層	49	21	100%	12	57.1%	2.32
ミドル層	186	40	100%	15	37.5%	0.23
ライト層	464	19	100%	2	10.5%	-2.67
計	699	80	100%	29	36.3%	

※残差は調整済残差 残差 >1.96, 残差 <-1.96

4-2. 深度の分類と活動への想いの関係

ここでは現地での活動を有するコア層とミドル層において、活動への想いと地域への想いが高いと考えられる人の量で比較を行った。これは実質的に地域への想いが高い人の存在が重要であると考えたためである。その結果を表8に示す。なお、ライト層は現地活動を伴わないため、コア層とミドル層の比較となっている。コア層の方が活動の継続意向や運営への参加意向は高くなっているものの、カイ2乗検定では有意な差は認められなかった。また、地域愛着についても同様であったが、当事者意識ではコア層での意識が有意に高い結果となった。このことから友人知人の存在や現地での活動それぞれで一定程度の地域愛着や活動への想いは醸成されていくが、この両要素が合わさることで、当事者意識が芽生えていくことが示唆された。

表8 活動への想いと地域への想いの関係

深度の分類	人数	活動への想い		地域への想い	
		活動継続意向あり	運営参加意向あり	地域愛着高い※1	当事者意識あり※2
コア層	49	47 95.9%	30 61.2%	47 95.9%	42 85.7%
ミドル層	91	75 82.4%	42 46.2%	76 83.3%	59 64.8%
計	140	122 87.1%	72 51.4%	123 87.9%	101 72.1%

※1 地域愛着高い：「非常に愛着を感じる」「愛着を感じる」選択者
 ※2 当事者意識あり：「非常にそう思う」「そう思う」選択者
 **p<0.01, *p<0.05

5. 総括

本研究では、行政施策を通じた関係人口の実態を把握し、関係深化につながる要因を明らかにすることを目的として、飛騨市ファンクラブ制度の会員に対してアンケート調査を実施した。

地域との関わりにおいては、地縁血縁を除けば、友人知人の存在が地域への想いに大きな影響を与えていることがわかった一方、友人知人はいないが現地活動に参加しているグループにおいては、友人知人がいても現地活動を伴わ

ないグループよりも地域愛着や当事者意識が高くなっていることが明らかとなった。また、現在実施されている現地活動については、参加者の活動の継続意向や運営への参加意向に繋がっており、関係人口を継続していくことに寄与しているが、地域への想いを強める要素として、飛騨市に在住する人との繋がりが必要であるとの示唆を得た。

会員の入口となる動機やきっかけにおいては、飛騨市民からのアプローチが重要ではあるが、その際にファンクラブ活動を魅力的に伝えることで、その後の関係性の深化に影響する可能性を示した。また、ライト層はふるさと納税をきっかけとして入会した会員が多く、飛騨市民や他会員との接触機会も少ないと考えられ、関係性の深化にはつながりにくいという示唆も得られた。

飛騨市ファンクラブは自治体が運営するファンクラブとしては最大規模のものとなっており、関係人口創出・拡大といった観点においては成功している事例であると考えられる。しかし、会員を分類すると、広義での関係人口には当てはまるが、地域運営の担い手といった観点では、関係が深化していない会員も多くみられる。行政施策としての課題、発展性としては、現地活動への参加を促し、現地にて顔見知りの関係性を構築していくことが重要であると考えられる。

本研究においては、現状から関係深化のプロセスにおける要素を抽出したが、今後は会員へのインタビューなどを通じて、時系列での変化を追う必要がある他、地域側の住民の意識についても調査する必要がある。

【謝辞】

本調査にあたり、飛騨市総合政策課には全面的な協力を、ファンクラブ会員にはアンケートの回答に協力いただいた。ここに深謝の意を表す。

【補注】

- 「地縁血縁あり」および「友人あり」に分類される回答者については飛騨市を訪問したことのない回答者も存在ため、「訪問なし」以外全員が訪問経験を有しているわけではない。
- 「訪問なし」かつ「現地活動」に該当する回答者は1名であったためにここでは除外した。

【参考文献】

- 指出一正(2016), ぼくらは地方で幸せをみつける ソトコト流 ローカル再生論, ポプラ社
- 総務省(2017), これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会 中間とりまとめ
- 内閣府(2019), 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 総務省, 各地の関係人口募集情報, https://www.soumu.go.jp/kank_eijinkou/matching_navi/index.html, 2022年10月閲覧
- 総務省(2021), 関係人口創出・拡大事業検証結果報告書
- 小田切徳美(2018), 関係人口という未来: 背景・意義・政策, ガバナンス 202号, pp.14-17
- 作野広和(2019), 人口減少社会における関係人口の意義と可能性, 経済地理学報 Vol.65, pp.10-28
- 国土交通省(2021), 関係人口の実態把握
- 安藤慎悟(2022), 中央省庁による関係人口創出施策の動向, 都市計画報告集 Vol.21, No.2, pp.204-211
- 杉本あおい(2020), 現代日本社会における「関係人口」の実態分析, 沿岸域学会誌, Vol.33 No.3, pp.49-58

大阪船場の街区特性と街並み景観に関する研究

株式会社スウィング
関西大学環境都市工学部

草間 大迪
岡 絵理子

1. はじめに

1-1. 研究の背景

船場は大阪市中央区に位置する歴史的な大阪の商業中心地であり、北を土佐堀川、南を長堀川、東を東横堀川、西を西横堀川¹⁾で囲まれた南北約 1.8 から 1.9km、東西約 1.1 から 1.2km のエリアを指す²⁾ (図-1)。

現在ある街区の形は、豊臣秀吉の城下町整備³⁾により、東西道路幅員 4 間 (7.2m) の通、南北道路幅員 3 間 (5.4m) の筋で構成された 40 間 (72m) 四方グリッドの古町割の街区が原型となっている。当時の街区内には、排水を流すために東西方向へと太閣下水が灑され、それを背に、通に対して間口の狭い町家が建ち並び、東西方向の両側町を形成していた³⁾。

1908 年には大阪市電東西線、南北線が開通し⁴⁾、1921 年には第一次都市計画事業⁵⁾によって船場では御堂筋、堺筋、三休橋筋、平野町通、本町通、南久宝寺通、末吉橋通 (現長堀通) の各道路が拡幅された。

1939 年には船場建築後退線⁶⁾が指定された。当時の市街地建築物法では、商業地域の許容最高限度が 31m であり、船場には許容最高限度まで建てることができる道路幅員のものが 5 本しかなかった。船場建築後退線は、道路中心線からそれぞれ東西道路は 6m、南北道路は 5m 建築線を後退させることで許容最高限度を高くした。

近年の船場には大規模な建築物が増え、その中には総合設計制度を適用しているものもある。古町割の敷地が統合され、船場だけで大阪市の総合設計制度許可建築物⁷⁾の約 1 割を占めており⁸⁾、公開空地を持つ街区も多い。それ以外にも、1960 年代に始まる人口ドーナツ化現象への対策として居住促進のため、総合設計制度の一部である船場都心居住促進地区ボーナス制度⁹⁾がある。この制度は、一定の優良な住宅を提供し、さらに船場建築後退線の後退部分を歩道として整備するなど、容積率の緩和と同時に空地の有効的な利用も可能にする。これらのインセンティブを与える地区計画や制度の適用により、敷地統合による建築物の更新が進んだと考えられる。

1-2. 研究の目的

このように船場の街区は、17 世紀以来同じ歴史を歩み、同じ制度の下にあり、豊臣秀吉の時代と変わらず、現在でも古町割の街区形状を保っている。しかしながら建築物の更新に伴い敷地統合は進み、現在の船場の街区には建築物が 1 棟しかないものや、30 棟以上の建築物がある街区が混在している。今後も様々な建築物や街区の混在状態が進めば、不揃いな街並み景観を生み出す恐れがある。そこで、本研究では現在の船場の街区特性を明らかにし、街並み景観の状態を分析することにより、今後の魅力ある船場の都市空間形成における計画手法への参考とすることを目的とする。

2. 研究の位置付け

船場の景観に関する研究では、高岡¹⁰⁾らによる御堂筋沿道建築物の景観保持に関する研究がある。船場全体の景観に関する研究では、李¹⁰⁾らが素材に着目し、ガラスの透過や反射効果と景観への解放性に関する研究がされている。

また船場建築後退線によるセットバック空間、公開空地の連続性と利用実態に関する壺坂¹¹⁾の研究や、矢ヶ崎¹¹⁾らによる歩行者回遊性については研究されているが、それらの空間が船場の街並み景観に与える影響についての研究はされていない。

本研究は船場全域を対象として行い、建築物やセットバック空間など、空間構成に直接関わる要素から街区特性を明らかにした上で、船場の街並みの景観の状態を分析するものである。

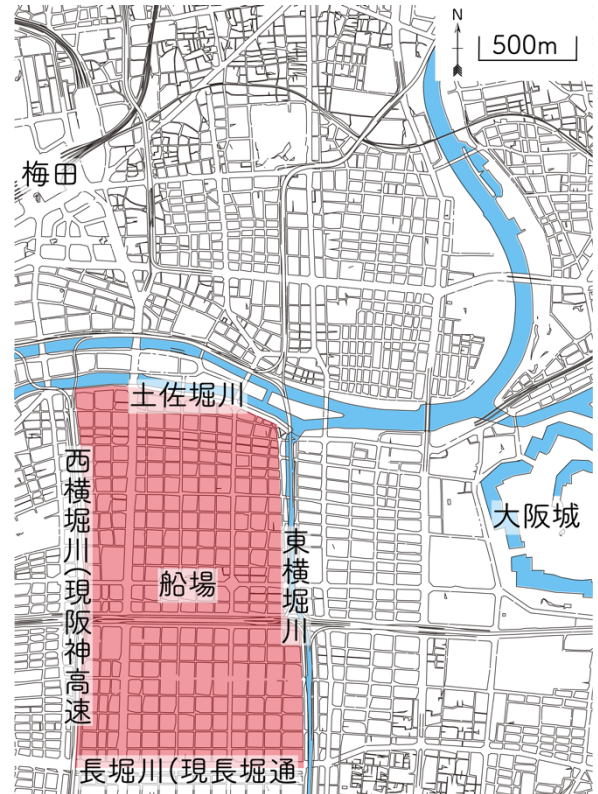


図-1 研究対象地

3. 街区特性

3-1. 街区特性の分類方法

街並み景観を評価する準備として、まず初めに船場の街区特性を調査する。街区特性に影響を及ぼす 4 つの因子を抽出し、それぞれの街区ごとに調査、その結果をクラスター分析することで現在の船場にどのような街区があるのかを把握する。

対象とする街区は、船場センタービルのある中央大通を除いた 265 街区を対象とする。

分析に用いる因子には、(1) 街区内の建築物数、(2) 街区の建蔽率³⁾、(3) 船場建築後退線の後退率⁴⁾、(4) 街区内部平均高さ

⑥を用いる。(3)については、建築線が後退している場合でも、景観に影響を及ぼすような工作物等がある場合は、未後退とみなす。(4)の街区平均高さについては、街区内の全建築物の体積合計を総建築面積で除した数を用いる。それぞれのデータは、国土地理院基盤地図情報¹²⁾、地籍図¹³⁾、現地調査から算出した⁶⁾。これら4つの要素をクラスター分析し、その結果から船場にある街区特性を把握する。

3-2. 街区特性の分類結果

クラスター分析の結果、建築物数、街区平均高さの2つの要素が大きく反映し、6つのグループへ分類することができた。

グループa(表-1)は、建築物数が多く街区平均高さも低い。また、後退率も低いことから敷地が細分化した小規模建築物が多い街区である。6つのグループの中では豊臣秀吉の古町割に最も近いグループであり、96街区あった。

グループb(表-2)は、グループaよりも建築物数が減り、街区平均高さも低くなっている。これはグラウンドや神社などの大きな空地を持つ街区が含まれていることが影響している。全体で38街区あった。

グループc(表-3)は、6グループの中では最も平均的な特徴を捉えた街区である。グループaに次いでグループ内の街区総数も多く90街区あり、グループaとグループcの2つは、全体の7割以上の街区総数を占めていることから、現在の船場の街並みを構成する代表的な街区と言える(図-2)。

グループd(表-4)は建築物数平均も5.25棟と少なく、街区平均高さも最小で49.87mとなり、大規模な建築物で街区が形成されている。街区総数は20街区であった。

グループe(表-5)は街区平均高さが更に高くなり、最小でも73m以上ある。また建蔽率が低く、16街区中12街区で公開空地を持つ街区があることが影響していると言える。

グループf(表-6)は、最も建築物数が少なく、街区建蔽率が最も高いグループである。5街区しかないことから、船場の中でも目立つ街区と言える。

3-3. 同じ特性を持つ街区の分布

これらの6グループを地図上にプロットしたものを図-3に示す。街区には、南北方向北側からAからW、東西方向西側から中央大通り以北(以下北エリア)は1から12、以南(以下南エリア)は1から13と番号をつける。色が黒に近いほど建築物が多く、街区平均高さが低い街区であり、白に近づくほど建築物数は減り、街区平均高さは高くなる。

中央大通り以北の北エリアでは様々な街区が混在していることがわかる。御堂筋沿いと堺筋沿いでは色の薄い街区が多いことから、建築物数が少なく街区平均高さの高い、大規模建築物を持つ街区が多いことがわかった。

北エリアに対し南エリアでは、黒に近い色が多く、小規模建築物が集まった古町割に近い特性の街区が多いことがわかる。また大規模な建築物を持つ街区は、御堂筋沿い、堺筋沿いの列でしか見られなかった。

4. 街区特性と街並み景観

4-1. 街区特性を用いた景観評価

表-1 グループa

	建築物数(棟)	建蔽率(%)	後退率(%)	街区平均高さ(m)
平均	19.96	69.7%	84.1%	25.22
最大	35	89.0%	100.0%	34.24
最小	12	44.0%	34.4%	16.53
評価	多い	中	低い	低い

表-2 グループb

	建築物数(棟)	建蔽率(%)	後退率(%)	街区平均高さ(m)
平均	7.82	63.9%	89.1%	23.31
最大	12	90.0%	100.0%	28.52
最小	1	26.8%	8.7%	8.16
評価	中	低い	低い	低い

表-3 グループc

	建築物数(棟)	建蔽率(%)	後退率(%)	街区平均高さ(m)
平均	8.73	69.6%	92.8%	35.97
最大	18	88.7%	100.0%	47.53
最小	1	31.7%	43.3%	27.90
評価	中	中	中	中

表-4 グループd

	建築物数(棟)	建蔽率(%)	後退率(%)	街区平均高さ(m)
平均	5.25	66.5%	93.1%	59.03
最大	14	88.2%	100.0%	70.74
最小	1	34.3%	42.8%	49.87
評価	少ない	中	中	中

表-5 グループe

	建築物数(棟)	建蔽率(%)	後退率(%)	街区平均高さ(m)
平均	2.56	59.1%	97.9%	87.75
最大	9	83.5%	100.0%	107.23
最小	1	33.0%	79.7%	73.00
評価	少ない	低い	高い	高い

表-6 グループf

	建築物数(棟)	建蔽率(%)	後退率(%)	街区平均高さ(m)
平均	2.00	66.9%	99.1%	138.49
最大	6	71.7%	100.0%	160.82
最小	1	55.4%	95.3%	119.15
評価	少ない	中	高い	特に高い

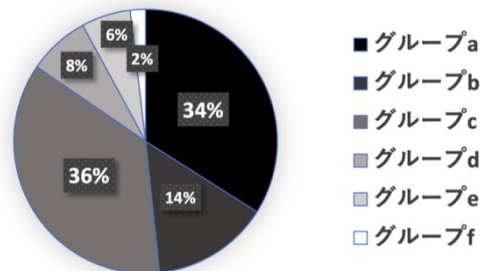
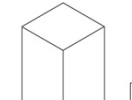
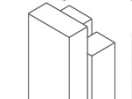
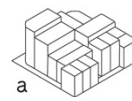


図-2 街区特性の内訳

街並み景観は街区単体ではなく、隣り合う街区や向かい合う街区の共通性の上に成立している¹⁴⁾。そこでグループaからfを1から6の数字に置き換え、通と筋を中心に向かい合う街区同士との差の絶対値を求め、これをギャップと呼ぶ(図-4)。

ギャップの最小は、同じグループ街区が向き合う場合にギャップ0となり、ギャップの最大はグループaとグループfが向かい合う場合のギャップ5となる。ギャップを求めた後、ギャップごとに現地調査を行う。向かい合った街区で形成された街並み景観に共通性が見出しているものを揃った街並み景観とし、極端なスケールの違いや、片側にのみ空地が確保されているなどの共通性のない組み合わせを不揃いな街並み景観として評価する。また、御堂筋、堺筋、本町通、中央大通り沿いは、道路幅員が広く、歩行者から見たときには街区の片側だけで街

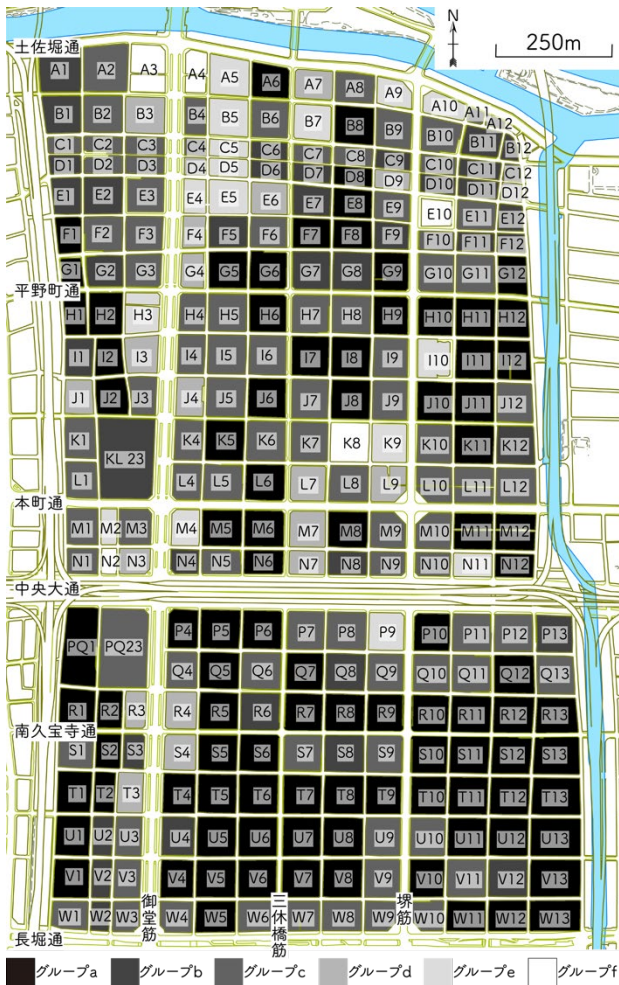


図-3 街区特性の分布

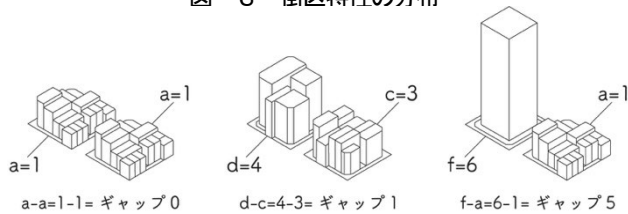


図-4 街区のギャップ計算例

並み景観が完結してしまうため、評価対象からは外す。

4-2. 評価結果

求めた結果、ギャップの総数は431組であった。ギャップ2以下の組み合わせは396組、ギャップ3以上が35組あった。この結果と公開空地を持つ街区を地図上に示す(図-5)。

北エリアは幹線道路沿い以外にも公開空地を持つ街区が多く、敷地統合による建物更新が至る所で行われていることが分かる。そのため幹線道路に面していない街区同士でもギャップの大きい組み合わせが見られた。南エリアは幹線道路沿いに公開空地を持つ街区が集中し、ギャップ3以上のものが5ヶ所かつ、御堂筋沿いの街区にしかなかった。

また筋と通を比較すると、筋のほうがギャップ3以上のものが多く、船場のメインの道路が豊臣時代の通から筋へと変わったことで、御堂筋や堺筋などの幹線道路沿いの街区に大きな建築物が建ち、それらの街区と幅員の狭い道路沿いにある街区

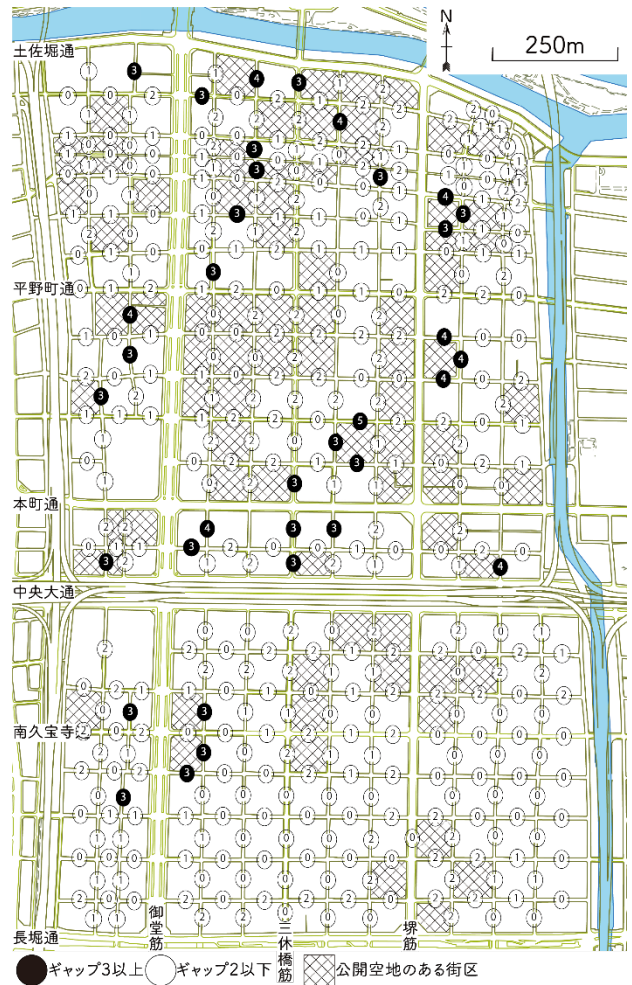


図-5 公開空地のある街区の分布

では、特性が大きく異なっていることが影響している。

それぞれのギャップが生み出す街並み景観を図-6に示す。

- ・ギャップ0: 向かい合った街区同士には共通性が見られ、街並み景観の揃ったものが多かった。合計162組。
 - ・ギャップ1: ギャップ0と同じく向かい合う街区同士に共通性が見られ、揃った街並み景観を形成しているものが多い。合計117組。
 - ・ギャップ2: 向かい合う街区の建築物の高さに差はあるが、概ね揃った街並み景観を形成していた。合計118組。
- ギャップ3以上の内訳は、ギャップ3が25組、ギャップ4が9組、ギャップ5が1組であった。工事中で比較できない6組をいた29組をギャップの大きい組み合わせとして見ていく。
- ・極端な高低差: 向かい合う街区の建築物同士に高低差があり、街並み景観の不揃いを生み出している。合計2組。
 - ・片側のみ空地: 片側の街区だけに大きな後退空地が確保されてしまい、不揃いな街並み景観を形成しているもの。合計5組。
 - ・ふたつの要素: 極端な高低差、片側のみ空地の両方の街並み景観を不揃いにする要素を持つもの。合計16組。
- ギャップ3以上の中でも、揃った街並み景観を形成している街区の組み合わせが6組あった。それらを図-7に示す。
- ①: 空地を向かい合わせて確保することで共通性を生み出している組み合わせ。

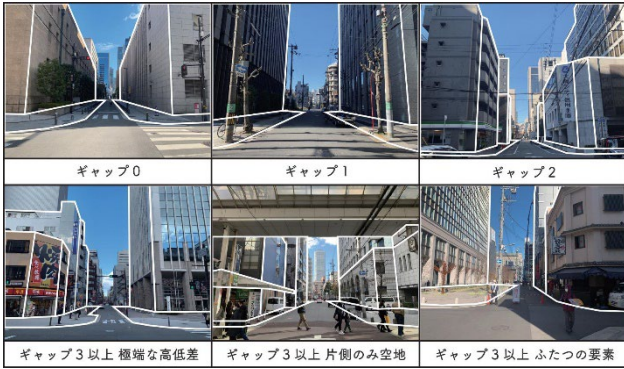


図-6 ギャップが生み出す街並み景観

- ②: 商店街沿いの街区であり、アーケードによって建築物の見える高さや壁面後退率が揃っている組み合わせ。
- ③: 大きな建築物と反対側街区の小さな建築物が向かい合わずに建つことで、建築物のスケールが揃っている組み合わせ。
- ④: 大きな建築物同士が隣り合うことで共通性を生み出している組み合わせ。
- ⑤: 高さの高い建築物を基壇状にすることで低い建築物とスケールが揃い、景観が揃っている街区の組み合わせ。
- ⑥: スケールの小さい建築物側(手前側)とスケールの大きい建築物側を揃えることで、共通性が見出された組み合わせ。

これらの事例から、ギャップが大きくても周辺環境に馴染むような工夫をすることで、街並み景観の乱れを抑えられることが分かる。

5. まとめと考察

調査結果より現在の船場には、複数の街区特性が存在しており、北エリアでは建築物の更新が多数の街区で進み、幹線道路沿いでは大規模建築物の連続が船場に新しい街並みを生み出していた。一方で、幅員の狭い道路沿いにある街区では、特性の異なる街区が混在することで大きなギャップが生まれ、不揃いな街並み景観を形成していた。今後も建築物の往診による様々な街区特性の混在化と不揃いな街並み景観の形成が予想される。こうした建築物の更新を受け入れつつ街並み景観を揃えるためには、建築物の建つ敷地内だけに目を向けるのではなく、向かい合う街区や街並み景観に馴染むような空地の配置、建築物高さのコントロールが重要となる。

南エリアでは、古町割敷地を引き継いだ多数の小規模建築物で形成された街区が多く見られた。大規模建築物を持つ街区は幹線道路沿いのみであり、北エリアに比べて敷地の統合を伴う建築物の更新が少なく、異なった特性を持つ街区の混在化も少ない。今後南エリアで建築物更新が行われる場合、敷地統合を前提とした現在の制度に基づいた更新では、古町割のスケールとは合わない建築物が建つ。そのような更新が無秩序に進んでしまった場合、北エリアと同じように建築物や街区の混在化が起り、街並み景観へと影響を及ぼす。混在化を避けるため、北エリアと同じように周辺のスケールや街並み景観との共通性を意識した計画を行うか、更新が進行する北エリアでは大規模建築物による街並み景観の統一を目指し、南エリアでは現状の古町割に近いスケールを崩さない街並み景観を目指すとい

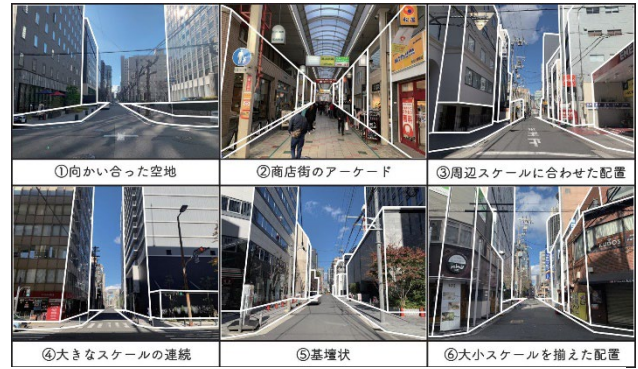


図-7 ギャップ3以上の揃った街並み景観

った、南北で異なるまちを目指すといった方法が考えられる。

【補注】

- (1) 西横堀川1962年に埋立、長堀川1964年に埋立。
- (2) 1973年から2020年までの総合設計制度許可建築物申請件数は、大阪市全体で1108件、船場では113件ある。参考文献7)より算出。
- (3) 街区面積を街区内部建築物の総建築面積で除すことにより算出。
- (4) 街区ごとの船場建築後退線の指定長さを未後退部分の長さで除すことにより算出。
- (5) 建築物体積を求めるための建築物高さは、現地調査とGoogleEarthProの標高データとの照合によって算出。
- (6) 街区内に工事中の建築物がある場合は、建築工事看板に記載されている情報を用いた。

【参考文献】

- 1) 矢ヶ崎真也, 塚口博司, 麦谷優太, 清水康裕(2012)「船場建築後退線によるセットバック空間の歩行者回遊性ポテンシャルの影響に関する研究」, 土木学会論文集, Vol. 68, No. 5, pp. I_831-I_840, 土木学会
- 2) 玉置豊次郎(1980)「大阪建設史夜話」, 大阪都市協会
- 3) 大阪市都市協会(1992)「大阪のまちづくり-きのう・今日・あす-」, pp. 46-50, 大阪市計画局
- 4) 呉凝, 鈴木充(1995)「市街電車の導入と都市改造 日中両国の都市近代化過程の比較研究(三)」, 日本建築学会計画系論文集, 第470号, pp. 251-260, 日本建築学会
- 5) 大阪市役所(1944)「第一次都市計画事業誌」, pp. 129-153, 大阪都市協会
- 6) 浜田恵三, 杉山茂一, 赤崎弘平, 徳尾野徹(2006)「都市商業地におけるセットバック空間の活用状況-私有地の社会的利用による環境整備-」, 日本建築学会計画系論文集, 第602号, pp. 129-135, 日本建築学会
- 7) 大阪市計画局建築指導部発行(1973~2020)「建築基準行政年報」
- 8) 大阪市役所, 船場都心居住促進地区ボーナス制度, 日本語, <https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/content/0000005/5302/20130401senba.pdf>, 2022年12月9日アクセス
- 9) 高岡伸一, 嘉名光市, 佐久間康富(2017)「都市との関係からみた御堂筋沿道建築物に関する近代建築史研究 御堂筋建設から景観保持に関する建築指導開始までの期間を対象として」, 日本建築学会計画系論文集, 第82巻, 第735号, pp. 1337-1347, 日本建築学会
- 10) 李浩秀, 嘉名光市(2004)「建築物ファサードに用いられるガラスの透過性・反射性に着目した街並み景観上の視覚像に関する研究 都心業務地大阪船場地区を事例として」, 都市計画論文集, No. 39-3, pp. 235-240, 日本都市計画学会
- 11) 壺坂廣志, 嘉名光市, 赤崎弘平(2005)「大阪・船場における私有地内空間で構成されるパブリックスペースの実態とつながりについて」, 都市計画論文集, No. 40-3, pp. 661-666, 日本都市計画学会
- 12) 国土交通省国土地理院, 基盤地図情報ダウンロードサービス, 日本語, <https://fgd.gsi.go.jp/download/mapGis.php>, 2023年1月25日アクセス
- 13) 大阪市, マップナビおおさか固定資産地積図, 日本語, <https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/PositionSelect?mid=1>, 2023年1月25日アクセス
- 14) 芦原義信(2001)「街並みの美学」, pp. 66, 岩波書店

御堂筋本町北地区における景観ルールの変遷と市街地更新の実態に関する研究

中央復建コンサルタンツ株式会社 松本 智希
大阪公立大学大学院工学研究科 嘉名 光市
大阪公立大学大学院工学研究科 高木 悠里

1. はじめに

1.1 研究背景・問題意識

街並みは都市における代表的な景観であり、その特性は沿道に建物が連担していることである¹⁾。大阪市御堂筋における土佐堀通りから中央大通りまでの区間（以下、御堂筋本町北地区）はかつて、市街地建築物法に基づく絶対高さ制限一杯を使ったビルの建設が進み、軒高31mのスカイラインによる整然とした風格ある街並みが形成された²⁾。しかし、高度経済成長期に建設された多くの沿道建築物が更新期を迎え、現在、個別建替による市街地更新が進んでいる。また、近年は軒高50mを有する沿道建築物が多く建設されることで、街並みが変化しつつある。

このような市街地更新は建物の高層化・多機能化を伴い、既存の都市景観を大きく変容させることが懸念される。そこで、市街地更新を促進しつつ、地域固有の都市景観を継承、または創造する景観コントロールが求められる。

1.2 研究目的

本研究では、御堂筋本町北地区における景観ルールの変遷と市街地更新の実態に着目し、御堂筋本町北地区における都市景観の形成プロセスを考察する。よって、市街地更新が進む大都市既成市街地における景観コントロールのあり方についての知見を得ることを本研究の目的とする。

1.3 研究方法・構成

本研究では初めに対象地の概要及び更新状況について把握する（2章）。次に、資料及び文献調査より景観ルールの策定経緯及び規制・誘導項目の変遷を整理する（3章）。次に、1994年、2005年、2013年、2022年の住宅地図、建築雑誌等を収集・分析し、市街地更新の実態を沿道建築物の建物形態、壁面素材、低層部用途の変化から把握する（4章）。最後に3章、4章の結果を踏まえ、御堂筋本町北地区における都市景観の形成プロセスについて考察を行う（5章）。

1.4 研究の位置付け

都市景観の観点から建築物や都市の変容を捉えた研究として、柴又帝釈天参道における建物敷地用途、ファサードの変遷を明らかにしたもの³⁾やテーマ型まちづくりによる地域空間の変容を明らかにしたもの⁴⁾等が挙げられるが、観光地や歴史的市街地を対象としたものが多い。また、御堂筋本町北地区における既往研究として、沿道建築物の形成過程を明らかにしたもの⁵⁾や高さ制限の変遷を明らかにしたもの⁶⁾、景観特性を明らかにしたもの⁷⁾、地域ルールの運用実態や適用状況を分析したもの⁸⁾等が挙げられる。

本研究では、御堂筋本町北地区における景観ルールによる規制・誘導項目の変遷と沿道建築物の特徴を捉えた市街地更新との関係性について考察を行う点に独自性がある。

2. 対象地の現況整理

2.1 御堂筋本町北地区の概要

御堂筋は幅員44m、全長約4kmの大阪を代表するメインストリートである。中でも御堂筋本町北地区は業務中枢機能が集積するエリアであり、列植されたイチョウ並木と沿道建築物による優れた都市景観が形成されている。近年は低層部の賑わい創出を図り、行政とエリアマネジメント団体を中心に社会実験の実施や、地域の独自ルールの運用が行われるなど、様々な取り組みが行われている。

2.2 市街地の更新状況

本研究の対象地である御堂筋本町北地区では1950年代から建設ブームが始まったとされている⁹⁾。御堂筋の西側の街区と比較し、東側の街区において個別建替による更新が進んでいることが特徴であると言える（図1）。

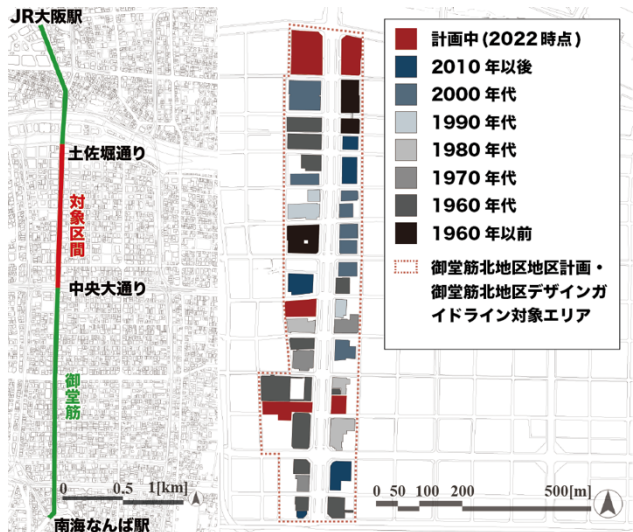


図-1 対象区間と沿道建築物の建設年代

3. 景観ルールの変遷

3.1 景観ルールの経緯

御堂筋本町北地区では1960年代後半より、景観コントロールがなされてきた。1963年に建築基準法の改正により容積地区制が導入されると、御堂筋本町北地区においては100尺（31m）の街並み景観の維持を図るべきとの判断から「御堂筋の景観保持に関する指導方針」（以下、指導方針）が示され、行政指導による軒高31mの高さ制限が行われた。その後、1990年代に入ると沿道建築物の高さ制限に対する規制緩和の動きが始まり、1994年には大阪市より「御堂筋沿道建築物まちなみ誘導に関する指導要綱」（以下、指導要項）が策定され（1995年施行）、軒高を50mまで緩和、壁面後退を4mとする新たな行政指導による景観コントロー

ルが始まった。2000年代に入ると、バブル崩壊に伴う金融機関の統廃合や本社機能の地区外流出により、御堂筋本町北地区における総体的地位の低下が懸念され、沿道建築物の規制緩和を求める動きが再度活発化した。その後、2014年に御堂筋本町北地区地区計画が策定され、軒高50mを継承しつつも、最高高さが緩和された。さらに、並行して大阪市と開発事業者等の協議に基づき、建物のデザイン等を適切に誘導するための指針として、御堂筋デザインガイドライン（以下、ガイドライン）が策定された。

3.2 規制・誘導項目の整理

御堂筋本町北地区における景観ルールによる規制・誘導

項目の変遷を整理したものを表1に示す。表1より、建物形態に対する規制・誘導項目が大きく変化してきたことがわかる。また、建物ファサードについてはデザインガイドラインの策定により、意匠、材料、色彩について、より具体的な誘導項目が規定されている。用途についても、禁止用途を定めるだけでなく、低層部の望ましい用途が規定されるようになったことが変化として挙げられる。次章では、規制・誘導項目が大きく変化している、または具体的に誘導が示されている項目から、現地確認または建築雑誌等から調査可能である建物形態、壁面素材、低層部用途の変化を市街地更新の実態として把握する。

表－1 景観コントロールの変遷

景観ルール	指 導 方 針	指 導 要 綱	御 堂 筋 地 区 計 画	景 観 計 画 大 阪 市	地 区 計 画 改 訂 御 堂 筋 地 区	御 堂 筋 本 町 北 地 区 計 画	ガ イ ド ラ イ ン	補 足
敷地								
	敷地面積の最低限度(m ²)				2000	1500		
	狭小敷地の共同化、一体化						●	
高さ(m)								
	軒高	≦31	50			50		
	最高高さ	≦43	≦60			● (1)		(1) 建築物の高さより4mだけ外側の線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離に2を乗じて得たもの以下
	最低高さ					50		
塔屋等の後退(m)								
		≧7	≧10					
建築面積(m ²)								
	建築面積の最低限度					400		
容積率(%)								
	最高限度					1000		
	最低限度					● (2)		(2) 敷地面積(s)毎に規定 s<500:なし 500≦s<1500:300% s≧1500:500%
建蔽率								
	最高限度(%)					80		
壁面後退(m)								
	御堂筋面する部分		4		4	4		
	御堂筋に面しない部分		≧2		≧2	≧2		
	高層部					8		
建物用途								
	禁止用途		● (3)		● (3)	● (4)		(3) マージャン店、パチンコ店、風俗店等の禁止 (4) 住宅等の禁止
低層部用途								
	禁止用途					● (5)		(5) 店舗等の用途に供するもの以外の禁止
	誘導用途	● (6)			● (7)			(6) 公共性・文化性の高い施設の設置 (7) 公共的屋内空間1号～4号配置
意匠								
	建物全体	● (8)		● (9)			● (10)	(8) 御堂筋の景観に配慮した落ち着いたもの (9) 周辺計画との調和 (10) 低層部と中層部でのデザイン的分節、窓と壁による壁面構成、
	高層部						● (11)	(11) 高層部の外壁意匠・色彩の切り替え
	中層部						● (12)	(12) 軒飾による軒線強調
	低層部						● (13)	(13) ボルティコ・ショーケースの設置
材料								
	建物全体	● (8)		● (14)				(14) 汚れにくいもの、維持管理が容易なもの、経年劣化に耐えうるもの
	高層部						● (15)	(15) 重厚感があり、経年劣化しにくい素材
	中層部						● (15)	
	低層部						● (16)	(16) ガラスを原則
色彩								
	建物全体	● (8)		● (17)				(17) 周辺景観への配慮 (18) 【ベースカラー：Y系、YR系、GY系】 明度5～8/彩度4以下 【その他の色相】 明度5～8/彩度2以下 サブカラー、アクセントカラーと全体のバランスに配慮
	高層部						● (18)	
	中層部						● (18)	
	低層部						● (19)	(19) 自由な色使いを許容

4. 市街地更新の実態

4.1 建物形態の変化

御堂筋本町北地区における沿道建築物の建物形態の変化を明らかにするため、ここでは建物形態を図2に示すように7パターンに分類して調査を行う。図3に各年代における建物形態別の件数の推移と増減を示す。1994年においては「軒高31m」が34件と最も多い。2005年に「軒高50m+基壇形成」が4件増加し、2013年に「軒高50m」が1件、「軒高50m+基壇形成」が5件、「軒高50m+突出」が1件増加している。2013-2022年では「軒高31m」が大幅に減少(-11)していることが特徴として挙げられる。2022年においては「軒高31m」が14件と最も多く、次いで「軒高50m+基壇形成」が10件である。これらより、市街地更新に伴う建物形態の変化については、「軒高31m」の減少と「軒高50m+基壇形成」の増加を特徴として読み取ることができた。

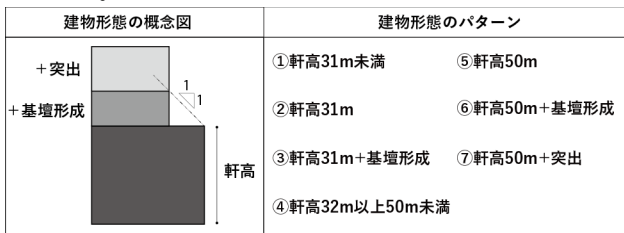


図-2 建物形態のパターン化

4.2 壁面素材の変化

各年代における中層部壁面素材別及び低層部壁面素材別の件数とその増減をそれぞれ図4、図5に示す。まず、中層部壁面素材に着目すると、1994年においては「タイル」が17件と最も多い。その後、「タイル」及び「パネル・金属」が減少し、特に2013-2022年での減少が顕著であることがわかる（「タイル」(-5)「パネル・金属」(-4)）。一方で、「石材」が増加傾向にあり、2005-2013年での増加が顕著である(+4)。その結果、2022年時点では「石材」が17件と最も多く、「タイル」8件、「パネル・金属」が4件と1994年と比較してその割合も大きく変化していることが確認できる。次に、低層部壁面素材に着目すると、1994年において「石材」が25件と最も多く、「ガラス」が3件と最も少ない。ここでは、2005-2013年での「ガラス」の増加(+6)と2013-2022年での「石材」の減少(-9)が特徴として読み取れる。また、中層部壁面素材と同様に「タイル」と「パネル・金属」が減少傾向にあり、2022年において「ガラス」が11件と「石材」に次いで多いことが確認できる。

4.3 低層部用途の変化

低層部用途別割合の変化を図6に示す。1994年において「金融系店舗」が68.2%と最も多く、次いで「事務所」28.9%、「商業系店舗」4.4%と続く。1994-2005年では「金融系店舗」の減少(-32.0%)と「商業系店舗」の増加(+28.2%)が特徴として読み取れる。また、2013年において1994年、2005年においては見られなかった「ホテル」が1件確認でき、2022年にはさらに1件増加している。

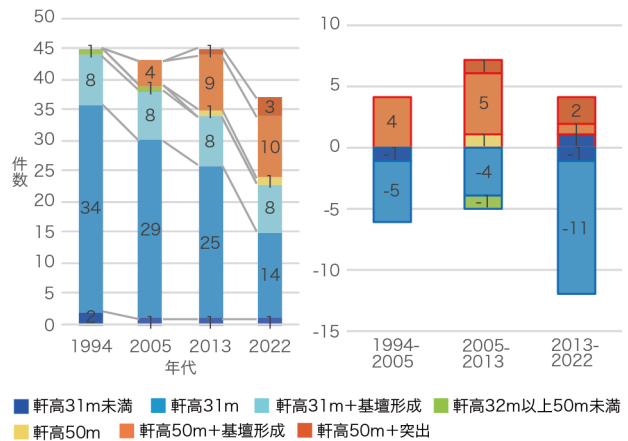


図-3 建物形態別件数の推移(左)と増減(右)

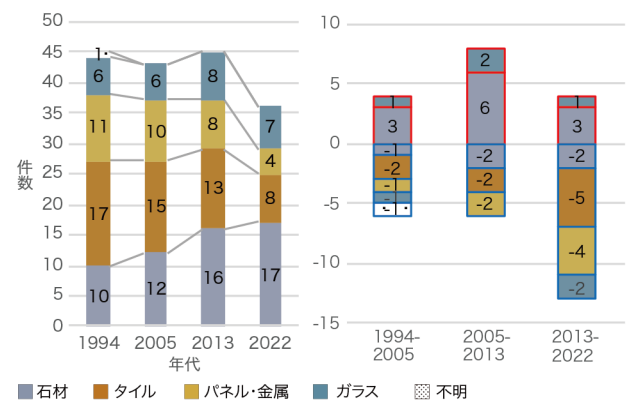


図-4 中層部壁面素材別件数の推移(左)と増減(右)

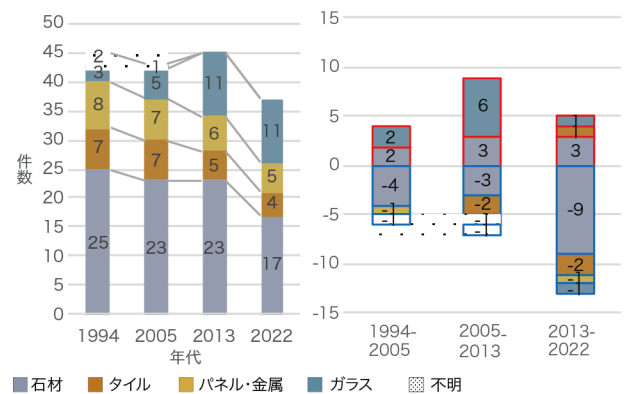


図-5 低層部壁面素材別件数の推移(左)と増減(右)

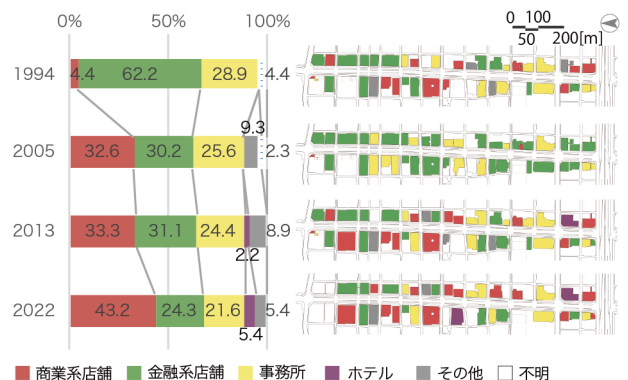


図-6 低層部用途の変化

5. 都市景観の形成プロセスについての考察

3章、4章の調査結果より、御堂筋本町北地区における都市景観の形成プロセスについて考察を行う。

(1) 建物形態に関する考察

御堂筋本町北地区では「軒高31m」の沿道建築物の建替が進み、高さ規制の緩和と共に、沿道建築物の高層化が確認できた。沿道建築物の最高高さは異なる中で、軒高については一定となるようコントロールされており、建物形態は地区計画等の法的拘束力をもつ景観ルールによってコントロールされてきたと言える。

(2) 壁面素材に関する考察

壁面素材についてはデザインガイドラインにおいて具体的な誘導項目が示されているが、本研究で明らかになった中層部壁面素材における「石材」の増加及び低層部壁面素材における「ガラス」の増加傾向はデザインガイドライン策定前において確認できた。建築雑誌によると、中層部壁面素材における「石材」は御堂筋における重厚感や風格を表すものとして、低層部壁面素材の「ガラス」はイチョウ並木との調和を図るものとして設計されていることがわかり、これらの変化は景観ルールによってコントロールがなされてきたというよりもむしろ、設計者の意図によって独自に継承されてきた要素であると言える。また、「タイル」の減少については沿道建築物の高層化に伴い構造への適応や安全性といった観点から減少したと考えられる。

6. 結論

本研究における結論を以下にまとめる。

(1) 御堂筋本町北地区における都市景観形成プロセス

御堂筋本町北地区では沿道建築物の建物形態は景観ルールによってコントロールされ、壁面素材については時代の潮流による部分もあるが、設計意図によって変化、あるいは継承されてきた部分も大きい。今後もデザインガイドラインのような柔軟性の高いコントロール手法を活用することで、地域固有の都市景観を創出することが重要である。

(2) 景観コントロールにおける課題

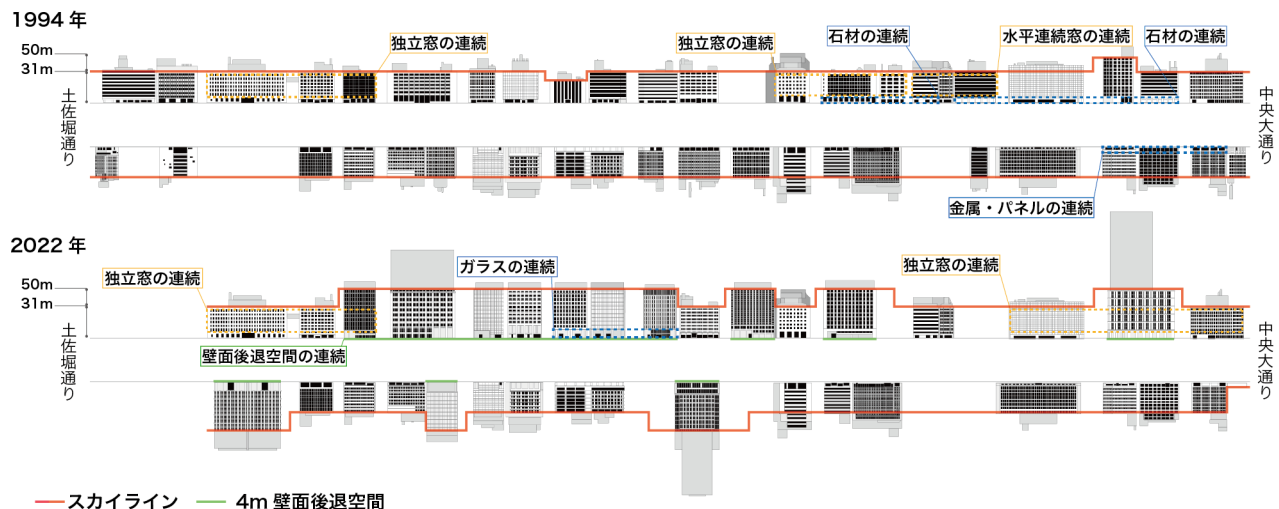
本研究では御堂筋本町北地区における沿道建築物の建物高さの多様化、軒高の統一化、壁面素材の画一化を傾向として把握した。しかし、図7に見られるように、連続性が確認できる沿道建築物は限られており、今後は街区単位での景観コントロールや隣接する建築物に配慮した計画を誘導する仕組みといった手法の確立が重要であると考えられる。

(3) 今後の課題

本研究では市街地更新の実態として、沿道建築物の建物形態、壁面素材、低層部用途の変化に着目したが、今後は意匠や広告物等、都市景観の構成要素となり得る他の項目も含めた包括的な分析が必要である。

【参考文献】

- 1) 篠原修(2007), 「景観用語辞典」, 彰国社
- 2) 大阪市(2014), 「御堂筋デザインガイドライン御堂筋本町北地区-ver.1.1-」, https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000254/254660/M_guideline_n_v1.1_pl-10.pdf, 2022/01/20
- 3) 荒井美紀, 鈴木優太, 中野恒明(2010), 「柴又帝釈天参道における現状と街並み形成の変遷に関する研究」, 都市計画論文集, 45(3), pp391-396, 日本都市計画学会
- 4) 高田誠マルセル, 城所哲夫, 大西隆(2010), 「テーマ型まちづくりにおける創出景観の歴史的連続性と空間特性に対する住民評価に関する研究-彦根市における異なる2テーマによる景観創出事例を対象として-」, 都市計画論文集, 45(3), pp349-354, 日本都市計画学会
- 5) 高岡伸一, 嘉名光市, 佐久間康富(2017), 「都市との関係からみた御堂筋沿道建築物に関する近代建築史研究-御堂筋建設から景観保持に関する建築指導開始までの期間を対象として」, 日本建築学会計画系論文集, 82(735), pp1337-1347, 日本建築学会
- 6) 大澤昭彦(2012), 「御堂筋における高さ制限の変遷」, 土地総合研究春号, pp30-43, 財団法人土地総合研究所
- 7) 田中真太郎, 山崎寿一, 重村力, 浅井保(2007), 「御堂筋における街路景観の評価-景観コントロールの有効性に着目して-」, 日本建築学会近畿支部研究報告集, 7069, pp665-668
- 8) 高木悠里, 嘉名光市, 蕭閔偉(2021), 「大阪御堂筋における地域ルールの運用による「対話型」景観マネジメントの実態とその評価」, 都市計画報告集, 20, pp298-305, 日本都市計画学会



図ー7 御堂筋本町北地区における連続立面図

業務地における企業の地域連携コミュニティによる景観ルールの策定と運用

－ 道修町通地域景観づくり協定の事例から －

株式会社地域計画建築研究所 坂井 信行

1 はじめに

本稿は、まちとしての個性はあるものの、個性が反映された特徴的なまちなみが形成されているとはいえない業務地における、景観ルールの運用によるまちなみ景観づくりのあり方について考察を行うものである。考察にあたり、企業と地域住民が連携したコミュニティのもとで策定された道修町通地域景観づくり協定の事例について検証を行う。

なお、道修町通における取組に関し、筆者はまちづくりの専門家としてルールの策定段階から参画し、策定後は運用のサポートを行なっている。以下では、その過程で得た知見をもとに検証及び考察を進める。

2 まちなみ景観づくりの経緯

(1) 道修町通の概要

大阪の都心部にある船場と呼ばれる地域は古くからの業務地で、大阪城の城下町の町割りを継承した市街地である。南北方向の道路は「筋（すじ）」、東西方向の道路は「通（とおり）」と呼ばれ、南北・東西ともに約 80m のグリッド状の街区で構成されている。船場にある東西方向の通りである道修町通は、近世以来、薬問屋の集積が進み、現在も多くの薬業関係企業が立地する「くすりのまち」である。戦災により多くの建物が失われた大阪の都心部にあって、今も当時の面影を残す町屋形式の建物もわずかながら残っている（写真-1・2）。



写真-1 小城製薬



写真-2 北垣薬品

道修町には地域の人々から「神農さん」と呼ばれる少彦名（すくなくひこな）神社があり、くすりの神様として製薬会社の社員も日常的に参拝するなど親しまれている。11月に開催される神農祭の運営は薬業関係企業で組織する「薬祖講」が担うなど地域とのつながりが強く、シンボルの虎とともにまちのアイデンティティにも一役買っている。



写真-3・4 少彦名神社と神農祭時に設置される虎



また、道修町を含む船場地域に特筆すべきこととして船場建築線がある。船場建築線は、道路中心から南北方向の道路は 5m、東西方向の道路は 6m の位置を建築基準法上の道路境界線とみなすもので、昭和 14 年の旧市街地建築物法に基づく指定が継承されたものである。東西方向の道路である道修町通では、道路中心から 6m 後退して建築することが求められ、建替えに合わせて道路と建物との間に約 2m の幅のオープンスペース（以下「船場後退部」）が順次確保されていくことになる（写真-5）。

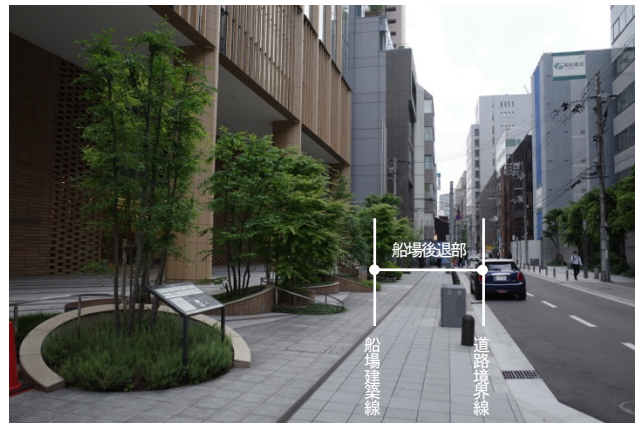


写真-5 船場建築線

(2) 道修町まちづくり協議会の活動

大阪市は官民連携による無電柱化の取組として「観光魅力向上のための歴史・文化的まちなみ創出事業」を進めており、道修町通もその対象となっている。この事業を推進していくための地域組織として、2015 年に沿道の企業と地元地域町会などで構成される「道修町まちづくり協議会」（以下「協議会」）が発足している。

協議会の発足後、大阪市との連携により道修町通の無電柱化整備が進められてきている。現在までに道修町通の 1 丁目及び 2 丁目（堺筋から御堂筋までの間）の区間において、無電柱化と併せて歩道の設置と舗装の美装化、街灯の設置などの事業が進められている（写真-6）。無電柱化にあたって、通常は道路敷地内に設置される地上機器が官民の協議により民地内に設置されることとなったことは特徴的といえる（写真-7）。



写真-6 整備中の道路



写真-7 民地内の地上機器

また、協議会の発足以前から大手製菓会社の建物の通りに面する1階部分にくすりに関する展示を行う「道修町ミュージアムストリート」に取り組むなど、「くすりのまち」らしいまちづくりが進められている（写真-8・9）。



写真-8・9 建物1階部分の展示

これらの他、協議会では建物の屋上でブドウを栽培し、収穫後にワインを醸造する「屋上緑化ワインプロジェクト」、道修町の歴史にまつわるエピソードをウェブサイト上で紹介する「道修町コラム」、インスタグラムによるイベントやまちの動きの情報発信など、交流の促進やまちへの愛着を高める活動も活発である。

(3) 地域景観づくり推進団体と協定の認定

協議会は、無電柱化と合わせて道修町らしいまちなみ景観づくりを進めるため、2019年に大阪市都市景観条例（以下「条例」）に基づく「地域景観づくり推進団体」の認定を受けている。その後、2022年には1丁目及び2丁目の区域において、建物や敷地などに関わるまちなみ形成のための景観ルールが「道修町通地域景観づくり協定」（以下「協定」）として締結され、条例に基づく「地域景観づくり協定」として認定されている。

協定そのものは地権者らによる私法上の契約という位置付けであるが、条例に基づく認定を受けていることから、協定の区域内で建築などの行為を行う際には地域景観づくり推進団体（すなわち協議会）から意見を聴取し、大阪府に報告することが義務付けられる。

3 道修町通のまちなみとデザインルールの特徴¹⁾

(1) 道修町通のまちなみの特徴

協定の区域内には古くからの町屋形式の薬問屋の建物が3件（小城製菓、北垣薬品、他1件は飲食店に転用）、近代建築の社屋ビルが1件（武田道修町ビル（写真-10））、また神社が1件（少彦名神社）あり、近年建替えられたデザイン的に特徴のある社屋ビルも数件ある。しかし、大部分は一般的な現代の建物でデザイン上の共通する要素を見出すことは困難であり、くすりのまちとしてのまちなみの特徴は必ずしも明確とはいえない（写真-11）。



写真-10 武田道修町ビル



写真-11 通りのまちなみ

建替えによって確保された船場後退部は、一部の敷地では植栽や歩行者の滞留スペースなどとして整備されている例が見られる（写真-12）。しかし、駐車や駐輪のスペースとしての利用、ごみ箱や屋外広告物の設置、袖壁的な工作物の設置など不適切と考えられる利用がなされている例も多く見られ、歩行者に開放された空間となっているとはいえない（写真-13）。



写真-12 船場後退部に整備された植栽スペース



写真-13 船場後退部の不適切な利用

(2) 道修町通の将来像

協議会では、道路整備にあたって「道修町通が目指すまちの未来」として「Quartier Medica（カルチュ・メディカ）」というコンセプトを定めている。医薬や医療の歴史を起点に多様な人々が集う界隈づくりを目指すものである。具体的な空間整備にあたっては、道修町通を少彦名神社の「未来の参道」に見立て、灯籠を模した街灯のデザインも採用されている。車道の両側には歩道または荷下ろしスペースが確保され、また歩道と車道との段差が小さく抑えられたフラットな空間形成が目指されている。

さらに、まちなみ形成に関しては以下の3つのポイントが示されており、道路整備の考え方を継承したまちなみの形成を目指すものとしている。

- | |
|---|
| ポイント1 フラットなみちで遊歩を促す
ポイント2 灯籠の列でまちなみを整える
ポイント3 たまりの杜で賑わいをさそう |
|---|

(3) まちなみデザインルールの特徴

まちなみ景観づくりに向け、「まちなみ形成のルール」と「まちなみ形成のデザインキーワード」で構成される「まちなみデザインルール」（以下「ルール」）が定められている。まちなみ形成のルールには、①船場後退部、②外構部（船場後退部以外）、③建築物、④サイン・屋外広告物、⑤色彩、⑥夜間照明の6つの項目がある。

道修町通の特徴的な空間である船場後退部については、「たまりの杜」として歩行者が滞留できる空間形成を目指すものとしている。外構部についても船場後退部に連続した歩行者のたまりや賑わいを生み出す空間としてしつらえるものとし、また道修町にゆかりのある薬草や薬用樹木などの植栽が推奨されている。建築物については、風格と賑わいのある業務地にふさわしい品のあるデザインとするものとし、点在する歴史的建築物はまちなみのアクセントとして尊重するものとされている。

まちなみ形成のデザインキーワードは道修町にふさわし

いデザインのヒントとなるよう示されているもので、「ハレ（祭り）とケ（日常）」『くすりのまち』の伝統「薬になる草木類」など特徴的なキーワードが設定されている。

現在の通りのまちなみの特徴が明確とはいえないこともあり、船場後退部を含めた外構部のデザインを重視していること、建築物については具体的なデザインではなく「品のある」といった定性的な表現になっていること、さらにキーワードにより道修町らしいデザインを引き出し、こうとする工夫が見られることなどが特徴といえる。

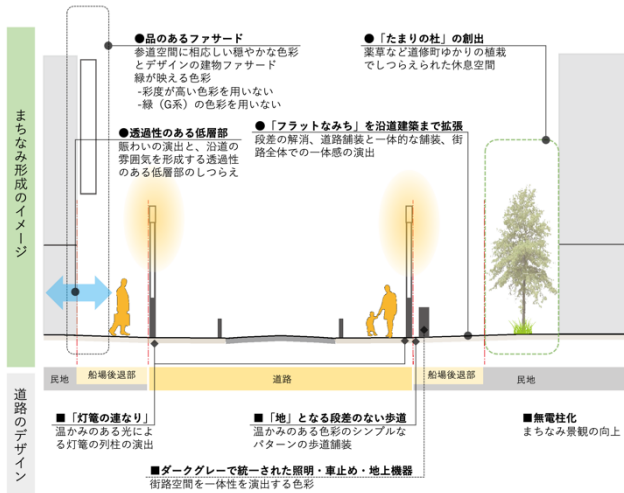


図-1 まちなみ形成のイメージ

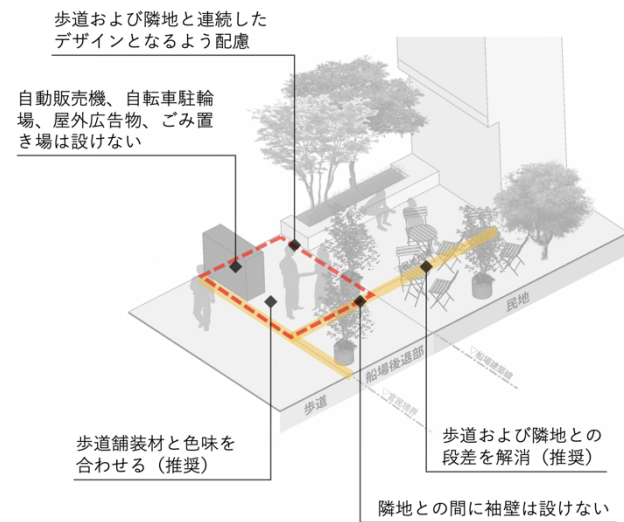


図-2 たまりの杜のデザインルール

4 まちなみデザインルールの運用事例

協定の運用が開始されてからの期間が浅いため、まちなみデザインルールの運用の実績は少ないが、ここでは2件の事例についてその概要を示す。

① 本社ビルの建替え事例

協議会の会員企業である日本シルク薬品株式会社では、まちなみデザインルールの検討が進められている時期に本社ビルの建替え事業が進められていた。このため、協議会

ではこの事業をまちなみ形成のモデルケースと位置付け、建物の設計者が検討チームに加わって設計とデザインルールの検討を同時に進めることにより、効果的で実効性の高いルールづくりが目指された（図-3）。

建築工事は協定の締結後に開始され、工事現場の仮囲いにおける事業者名の表示が屋外広告物の掲出行為として協議会の意見聴取申請の最初の案件となった（写真-14）。



図-3 完成予想パース



写真-14 仮囲いの表示

② 駐車場における屋外広告物の設置事例

協定の区域内に時間貸し駐車場が整備されることとなり、屋外広告物の設置が意見聴取申請の対象となった。事業者であるタイムズ 24 は当初、案内や料金を表示する屋外広告物のベースカラーを同社が一般的に採っている彩度の高い黄色で計画していた。しかし、この色彩がまちなみデザインルールで定める屋外広告物のベースカラーの彩度基準を超えたものであったことから、協議を経てまちなみデザインルールに適合したものとなるよう調整が行われた。これにより屋外広告物のベースカラーは白色に変更され、まちなみから突出しないものとなった（写真-15・16）。

これは大阪市内では極めて稀な例であるといえる。本来、存在感をアピールしたい時間貸し駐車場の屋外広告物のデザインがルールの運用によってまちなみに配慮したものに変更されたのは重要な成果であるといえる。

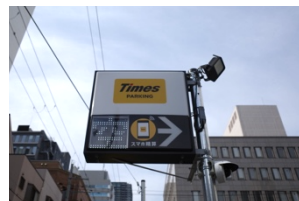


写真-15・16 ベースカラーが白に変更された屋外広告物

5 ルールづくりと効果的な運用によるまちなみ景観づくりに関する考察

一般に、特定の地区や通りにおけるまちなみ景観づくりでは、すでにあるまちなみの特徴が明確な場合や、まちの将来像から具体的なまちなみの将来像への展開がイメージしやすい場合には関係者間の合意が得られやすく、取組もスムーズに進めやすいことが想定される。しかし、道修町通では、「くすりのまち」としてのアイデンティティは比較的強いものの、まちなみについては前述の通り必ずしも特

徴が明確なわけではない。こうした場合にどのようにまちなみ景観づくりを進めていけばよいのであろうか。これに関し、道修町通の取組例を踏まえて以下の点を指摘することとしたい。

①地域連携コミュニティによるルールづくり

まちなみの特徴が明確でない場合には、本来、まちなみの将来像やその実現に向けたルールについて関係者間の合意を得ることが難しいと考えられるが、道修町通では大部分の地権者等がルールを定めた協定に賛同、調印している。その要因としては、①道路整備をめぐる議論を契機として「くすりのまち」としてのアイデンティティの再確認が行われたこと、②電線地中化のための地上機器の民地内への設置をめぐる協議調整を通じて関係企業の間「町衆的」意識が高まったこと、③地元住民らを含めた協議会活動によりまちへの愛着や会員相互の信頼感が高まったことなどを可能性として挙げることができる。

こうした点から、ルールの合意形成にあたっては、ルールの内容もさることながら、むしろルールづくりの取組主体における個々の成員の主体意識やコミュニティが充実していることが、当然のこととはいえ改めて重要であるといえる。

②ルールの運用の蓄積によるまちなみの将来像の明確化

まちなみの特徴が明確でない場合には、まちなみの将来像も明確なものとして共有することが難しいことから、ルールを定めるにしても、「～にふさわしいものとする」「～と調和したものとする」といった抽象的な表現とならざるを得ない。このため、こうした抽象的なルールを運用しつつ、ルールが適用された建物が区域内に増えていくにつれ、しだいに目指すべきまちなみ像が明確になっていくというアプローチをとることになる。道修町通の場合であれば、①将来像としての「道修町通が目指すまちの未来」を念頭に置いた上で、②ルールの特徴である「たまりの杜」としての外構部のしつらえを誘導し、③周辺のまちなみや外構部と調和した「品のある」建築物のデザインとなるよう協議を行い、④ルールの運用の結果を蓄積していきながらまちなみ景観づくりの成果を確認する、といった運用が効果的であろう。

すなわち、まちの将来像の実現にいかに関与するかという観点から、事業者や設計者と協議会が創造的な協議を行うことにより、一緒になってデザインの質を高めていくというルールの運用を継続的に蓄積し、まちなみの将来像を明確化していくことが重要であるといえる。

③まちなみの将来像の手がかりとなる要素

道修町通は、現在のまちなみの特徴は少ないものの「くすりのまち」というまちのアイデンティティは概ね共有されている。しかし、この概念的なアイデンティティを空間的なまちなみ像に直ちに展開するのは容易ではない。このため、道修町通のまちなみデザインルールでは、以下のような通りと敷地の軒先空間の使われ方についての歴史的な変遷を踏まえて、船場後退部を「たまりの杜」と位置付け、

そのしつらえを誘導している。

近世	交流・祝祭空間
近代	自動車中心の道路
これから	人々が幸せになるまち

また、植栽に薬用樹木や薬草を用いることを推奨するとともに、「くすりのまち」をイメージさせるデザインキーワードを示すなど、共通したまちなみの特徴が生み出されるよう工夫している。

ルールの運用の蓄積によってまちなみの将来像を明確化していくアプローチにおいては、共通したまちなみの特徴が生み出されていく仕掛けが求められることから、その手がかりとなる要素をルールに内包しておくことが重要であるといえる。

④インクリメンタルなルールの更新

ルールの運用の蓄積によってまちなみの将来像を明確化していくアプローチでは、しだいに変化していくまちなみを前提としながら新しい建物のデザインを誘導していくことになる。このため、まちなみの変化に合わせて抽象的であったルールを具体化していき、また必要であれば目指す方向性を修正していくといったルールの更新をインクリメンタル（漸進的）に行っていくことが望ましい。道修町通では、協議の結果を蓄積していくことと併せて、道修町にふさわしいデザインのヒントである「まちなみ形成のデザインキーワード」を順次追加していくこととしており、これによって道修町らしいまちなみのイメージを具体化していくことが期待されている。

ルールの運用にあたっては、誘導の結果をストックしながら、成果の積み重ねによって変化していくまちなみに応じてルールをインクリメンタルに更新していく仕組みが重要であるといえる。

6 おわりに

道修町通のまちなみ景観づくりにおいては、協議によりいかに質の高いデザインを引き出していくかが問われる。協定の具体的な運用を担う「道修町地域景観づくり協定委員会」には、建築やまちづくりの専門家が参画しており体制としては整備されているといえるが、事業者や設計者との創造的な協議のあり方を今後も模索していくことが課題であるといえよう。

今後、ルールの運用によりまちなみの将来像がしだいに明確なものとなっていくことが期待されるが、この際にはルールの更新と併せて、ルールが適用された建物において工夫された道修町らしい具体のデザイン例をストックしていくとともに、場合によっては既存の建物の中からも道修町らしい要素を見出していく取組も必要と考えられる。

参考・引用文献

1)道修町地域景観づくり協定委員会(2023)「道修町通まちなみ形成に向けたデザインマニュアル」、道修町まちづくり協議会

大阪市都心部におけるまちづくりビジネスの展開

大阪大学大学院工学研究科 関根 仁美
公益財団法人都市活力研究所 三本松 道昭
大阪大学大学院工学研究科 武田 裕之
大阪大学大学院工学研究科 加賀 有津子

1. はじめに

近年、地域の持続可能性を高めることを目的とし、「地域経営」という概念が注目を集めている。地域経営とは、地域を構成する様々な主体が協力し、互いの技術やノウハウを持ち寄り、地域が有する有形・無形の資源（人的、金銭的、物的、社会的）を活用しながら、地域の抱える地域課題の解決に向けて持続・発展的に取り組むことを指す¹⁾。こうした地域経営の担い手の一つとして、コミュニティビジネス(CB)が注目されている。CBとは、地域コミュニティの活性化を目的とし、住民が主体となり、地域資源を生かして地域課題の解決に取り組む事業活動を指す²⁾。類似概念であるソーシャルビジネス(SB)³⁾が扱う課題の範囲を特定の地域に限定したものと⁴⁾と一般に解釈される。CBの創業に向け、国や行政、民間団体による実態調査が進められている。

CBの事例には、まちづくりに取り組む事例が多く報告されている⁴⁾。また、CBを運営する際の課題として資金やノウハウ不足などによる自立・存続の難しさがある⁵⁾ことや、年代によって対価の是非に対する価値観が異なること⁶⁾、協力者の確保に苦戦すること⁷⁾などが報告されている。こうしたCBに関する議論は、地域住民により構成される地域コミュニティが主体となることが前提となっている。しかし、まちづくりを行う場合においては、必ずしも主体が地域住民であるとは限らず、多様に存在すると定義されている⁷⁾。例えば、市外から来る就労者や来街者なども想定され、特に近年では、地域外に住みながら地域活性化に資する関係人口⁸⁾が注目されるなど、まちづくりの主体は定住人口に限らないとする概念が主流となってきている。また、CBでは課題の解決に主眼が置かれているのに対し、まちづくりは地域の魅力の向上など、現状をより良くしていくとする活動をその概念に含んでいる点において、CBよりも取り扱うテーマが広いことが想定される。

以上を踏まえると、まちづくりにビジネス手法を用いて活動する事例全てをCBの枠組みだけで捉えることは難しいことが想定される。つまり、まちづくりに焦点をあてて地域経営を検討していく場合、CBの既存の枠組みではない新たな枠組みが必要になると考える。そこで本研究では、まちづくりにビジネス手法を用いて取り組む活動を「まちづくりビジネス」と定義し、その定義や特徴を既存の文献や事例から検討することにより、まちづくりビジネスという新たな概念を提案することを目的とする。その上で、行政等がまちづくりビジネスを支援するための知見を得ることを目的とする。

2. 既往文献の整理と研究の進め方

2-1. CB及びSBの特徴整理

まず類似概念であるCBについては、多くの自治体や企業・団体が定義をしている。それらの定義は、細内氏の定義²⁾である「地域コミュニティを基点として、住民が主体となり、顔の見える関係のなかで営まれる事業をいいます。またコミュニティビジネスは、地域コミュニティで眠っていた労働力、ノウハウ、原材料、技術などの資源を生かし、住民が主体となって自発的に地域の問題に取り組み、やがてビジネスとして成立させていく、コミュニティの元気づくりを目的にした事業活動のことです。」をベースにしている場合が多い。またSBについては、「社会的課題を解決するために、ビジネスの手法を用いて取り組むもの」³⁾と定義され、社会性・事業性・革新性の3つの要素が挙げられる。これらの特徴などについてまとめたものを表-1に示す。大項目ごとに比較してみると、CBやSBに共通してみられる点として、「組織形態」では民間団体であること、「活動形態」ではビジネスとして成立していること、「継続性」では事業を継続的に行っていること、「活動動機」では他者や地域の課題解決が主であること、が読み取れる。一方で、CBとSBでは、「テーマ・対象」にあるように、取り扱う課題の範囲が異なっているために、項目内容に違いが見られた。例えば、「主体」はCBでは地域住民となっているが、SBでは要件として言及されていない。また「活動地域」や「活用資源」についても、CBで地域や資源が限定されているのに対し、SBでは地域や資源を限定しないとされている。これも、取り扱う課題が地域に限定的に存在するものか否かが違いに影響していると考えられる。さらに、「収益還元」については、CBでは利益を地域に還元するという要件があり、SBにはない特徴であった。

以上より、CB及びSBでは解決する課題の範囲に限らず共通する要件と、課題の範囲の有無の影響による異なってくる要件とが存在することが分かった。なおまちづくりにおいては、特定の地域にある課題を取り扱う点で、よりCBに近い概念であると想定した。

2-2. 研究の進め方

本研究では、まちづくりにビジネス手法を用いて取り組む活動であるまちづくりビジネスについて、CBやSBの既往文献とまちづくりの定義⁹⁾から、凡そ以下の3つの条件を満たしていると考えた。1) 活動地域を定めている、2) 地域の課題解決や魅力向上が活動の目的である、3) ビジネスの手法を用いて活動している。本調査は、この3条件(以降、

表－1 CB及びSBの特徴整理

大項目	CBの特徴	SBの特徴
活動地域	・基本的に居住地域（小学校区など）である。 ・必ずしも市町村域等の行政区域ではない ⁸⁾ 。	解決すべき社会的課題の内容により、活動地域に地域性が生じる場合もあるが、地域性の有無はSBの基準には含まない ¹²⁾ 。
組織形態	・NPO法人、協同組合、企業組合、有限会社などがある ⁹⁾ 。 ・行政から人的・資金的に独立している ¹⁰⁾ 。	・民間の団体である。
主体	地域住民が主体となる ⁸⁾⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾ 。	—
活動形態	・ビジネスとして成立している ⁸⁾⁹⁾¹⁰⁾ 。 ・事業を行うために必要な対価を徴収する ⁸⁾⁹⁾ 。	・ビジネス（事業）として成立している ¹²⁾ 。
テーマ・対象	・社会環境・生活レベルの向上を図るもの ⁸⁾⁹⁾ 。 ・活動の結果、地域社会が豊かになるもの ⁸⁾ 。 ・対象は地域社会や地域住民である ⁸⁾⁹⁾ 。	・活動の「結果」や「成果」が社会的課題を解決するもの ¹³⁾ 。 ・現在解決が求められている社会的課題に取り組む ¹²⁾¹⁴⁾¹⁵⁾ 。
収益還元	・利益を地域に還元し ⁸⁾ 、利益最大化を目的としない ⁹⁾¹⁰⁾ 。 ・営利企業のように株主に配当還元されない ⁸⁾ 。	損失なし、配当なしの会社である ¹³⁾ 。
活用資源	地域資源(労働力、原材料、ノウハウ、技術など)を活用する ⁹⁾ 。	—
継続性	事業を安定的・継続的に行う ¹⁰⁾ 。	継続的に事業活動を推進する ¹²⁾¹⁴⁾ 。
活動動機	・地域課題の解決を使命とする ⁸⁾⁹⁾ 。 ・地域や人のためなど、意義や意味を追求する ⁹⁾ 。	・社会的問題の解決が組織の最優先の目的となっている ¹²⁾¹⁵⁾ 。 ・人間の利他心に基づく ¹⁴⁾ 。
革新性	—	新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりする ¹²⁾¹⁴⁾ 。

3条件と標記)を満たす場合、まちづくりビジネスである可能性が高いと想定して、3条件を満たしていると想定される団体を調査し、インタビュー及びアンケートを行った。

3. まちづくりビジネスと想定される事例の調査

3-1. インタビュー調査（抜粋）

まちづくりビジネス要件について検討を進めるため、3条件を満たすと想定される大阪府内の事例をインターネットや文献により調査した。最終的にインタビューへの協力の同意が得られた7団体の中で、本研究では2事例を抜粋し示す。質問内容は、表-1の大項目に沿って行い、2022年2月～3月の期間に実施した。立ち上げの経緯について、NPO法人梅田ミツバチプロジェクト創業者のK氏は、建築家としてY本社別館ビルの設計デザインなどを担当する中で、海外の都市部での養蜂事例を日本に展開することをY社に提案した結果、Y社員とのプロジェクトが立ち上がり、Y本社ビルの屋上を使用し養蜂を行い始めた、と話

している。また550mommyの代表K氏は、自身の体験をもとに、育児をする母親同士が友人・知人を作りやすい環境づくりや気軽に地域の育児情報を検索できる基盤を作ることを目指し、西区区役所主催のアイデアコンテストで受賞したことが活動開始のきっかけとなったとしている。以上より、地域課題の解決や都市の魅力向上が根本の活動動機にある中で、活動案が外部に評価されることや、協力者を得ることが活動開始のきっかけになっていることが分かった。

次に、インタビュー内容について表-1の10項目を参考に整理してものを表-2に示す。「主体」には地域住民だけでなく、その地域の就業者も含む事例があった。また「組織形態」では法人化していないグループという単位においても活動が可能であることが事例から読み取れた。また「収益還元」について、今回調査した事例では収益を用いて地域のためのイベントを行う事例と、地域には還元していないが外部の団体に寄付している事例が見られた。

表－2 まちづくりビジネスと想定される事例

調査協力団体	NPO法人梅田ミツバチプロジェクト	550mommy
活動内容	都市部のビルの屋上で養蜂場を経営し、採取したハチミツを瓶詰したものや、洋菓子に加工したものをオンラインや実店舗で販売している。	子育て情報サイト、サークル活動、フリーマーケット(週に1回)などの運営を行う。また母親を対象としたヨガなどの講座や、情報交流会なども開催している。
活動地域	大阪市北区。	大阪市西区。
組織形態	NPO法人。	同じ志を持つ女性3人グループ。
主体	NPO法人のメンバー（北区外に居住）。	地域住民。
活動形態	養蜂場で得られたはちみつを商品として販売し、収益を得ている。その利益を養蜂場の運営に充てている。不足分は寄付や募金により賅っている。	ホームページの記事広告やイベント参加料、フリーマーケットの販売収入を得ている。その利益を活動費に充てている。
テーマ・対象	都市緑化の質的向上を促すことを目的としている。	母親の悩みや孤独に対し情報提供やコミュニティづくりを介して支援している。
収益還元	活動で得た収益によって、小学校向けの勉強会、講演会、ワークショップを無償で行っている。	収益を地域にお還元していない。収益の一部を母子支援団体に寄付している。
活用資源	梅田周辺の緑や、養蜂場整備に係る人的支援。	活動拠点となる店舗や、子育て中の女性。
継続性	計画的に事業を展開し、2020年3月～継続的に運営している。	事業企画書をもとに、2017年以降継続して活動している。
活動動機	大阪都市部の生態系や自然環境を考え緑化推進のきっかけを作ること。地域社会への貢献を行うこと。	育児の情報不足に困っている人を支援すること。
革新性	都市部での養蜂は府内で初の試み。	今まで地域になかった子育てのための情報基盤を作っている。

3-2. 不動産業界へのアンケート調査

まちづくりビジネスに関する事例について、定量的なデータからも検討するため、本研究では不動産業界に着目し、アンケート調査を行った。本調査におけるまちづくりビジネスは、2-2の3条件を満たす事業とした。全日本不動産協会に所属する大阪府の団体を調査対象とし、まちづくりビジネスの実施有無や事業内容等についてのwebアンケートを作成し、本協会事務局を通じ配布した。期間は2022年5月20日～6月17日の間であり、合計139件の回答を得た(回収率:2.5%)。主な質問項目は表3の通りである。

まず事業者(n=139,100%)の属性として、従業員数が20人以下の小規模事業者が97.1%(n=135)と多く、創業年数は10年未満が28.8%(n=40)、10-20年未満が23.0%(n=32)、20-30年未満が29.5%(n=41)、30年以上が18.7%(n=26)であった。まちづくりビジネス事業を実施していると回答した事業者は26.6%(n=37)存在し、全68事例の回答を得た。

次に、全68事例(100%)の「活動地域」については52事例で回答があり、大阪市内での取組は32事例(47.1%)と最も多かった。続いて大阪府内で大阪市内の取組が18事例(26.5%)であり、大阪府外が2事例(2.9%)存在していた。「テーマ・対象」については64事例で回答があり、図-1の通り、全体の8割強が不動産業や建設業といった、本業と同じ業種のテーマを扱っていた。次に、本調査では表-1の大項目の革新性を除く9つの項目について、事業との適合性を評価した(図-2)。なお自由記述の「活用資源」については、対象とする地域内の資源について記載があるか否かで適合性を判断し、「継続性」については定期的または継続して活動が実施されていることが読み取れた場合は適合し、そうでない場合は判別不能とした。そして「動機」については、記述内容で地域の課題解決や魅力向上に関する内容があるか否かが適合性を判断した。その結果、「活動形態」、「収益還元」、「活用資源」について、適合していない事例も一定数見られた。例えば「収益還元」に適合すると回答された事例の記述内容をみると、適合する28事例のうち13事例が地域に関連する団体への寄付であり、他には本活動の資金とすることや、金銭ではなく地域に関連するイベント開催や相談受付などを無償で行うなどがあった。また「継続性」では判別不可の事例が多く、より具体的な調査が必要となった。次に、「動機」では、全体の72.1%が地域

の課題解決や魅力向上を主な目的として活動していることが分かった。動機の内容を見ると、「地域住民の住環境の向上」や「地域の魅力向上」についての内容が多くを占めていた。なお、図-2の項目1~9全てにおいて適合する事例は5事例であり、全事例の7.4%とほとんど存在しなかった。

以上より、不動産業界におけるまちづくりビジネスの事例においては、その多くが不動産を通じて地域住民のQoLや地域の住環境を向上させることが動機となっているため、本業に関連する取り組みがほとんどを占めていた。また「活動形態」についてはビジネスとして成立していない事例も存在し、「収益還元」では、金銭的な還元他、地域課題の解決に向けた活動費の一部にあてることも一定数記載があった。一方まちづくりビジネスの要件への適合性でみると、全ての要件を満たす事例はほとんど存在しておらず、まちづくりビジネスの要件を検討する際には、まちづくりビジネスの活動開始に必要な要素と、活動によって特徴に差が見られる要素で分けて示すことが有効であると考えた。

4. まちづくりビジネス要件の提案

本章では2章の既往研究の整理及び3章の大阪市都心部を中心とした事例調査から、まちづくりビジネスの要件について検討・提案を行う。まず2章表-1で整理した大項目について、まちづくりビジネスにおいては全てを満たす事例はほぼなく、事例により特徴に違いが見られることから、必須となる項目や共通して多くの事例が満たす項目を必須要件、それ以外を奨励要件として分けることが大事であると考えた。必須となる項目は、まちづくりビジネスと定義とした「地域課題の解決や魅力向上を目的とし、特定の地域において、ビジネスの手法を用いてまちづくり活動を行っている」であることを踏まえ、「動機」、「活動地域」、

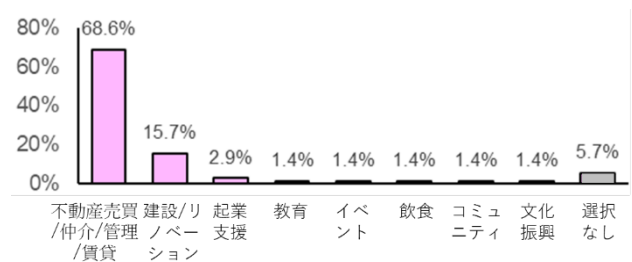


図-1 まちづくりビジネスのテーマ・対象

表-3 アンケート質問項目

項目	質問内容
まちづくりビジネスの実施有無	地域課題解決や魅力向上を目的とし、ビジネス手法を用いて、特定地域で行う事業の有無を選択式で回答。またその事業内容について自由記述で回答(1団体あたり最大3事業まで記入可)。
まちづくりビジネス要件との適合性	「活動地域」の場所、「主体」の種類、「テーマ・対象」の内容、「組織形態」の種類、「活動形態」でビジネスの手法を用いているかの有無、「収益還元」で地域に利益を還元しているかの有無、について質問し、選択項目から回答。「収益還元」「活用資源」「継続性」「動機」については自由記述でも回答。
団体情報	団体名、構成人数、創業年数、連絡先。

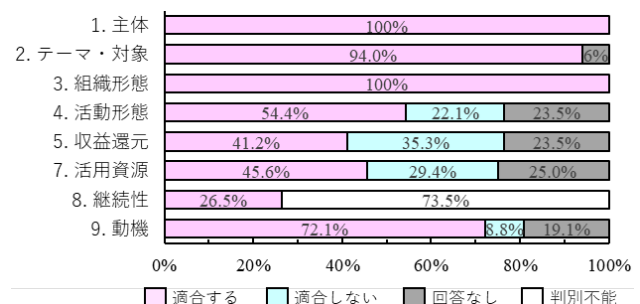


図-2 まちづくりビジネスの要件への適合度

「テーマ」、「活動形態」が必須要件に含まれるとした。ただし「活動形態」はアンケートの結果より適合しない事例も一定数あるが、現時点で収益化に至っていない事例も多い。必ず存在する「主体」を含め、上記の5項目を必須要件とし、CBの特徴をもとにして調査検討した内容を踏まえ整理した(表-4)。また上記5項目以外の項目を奨励要件とした。以上をまちづくりビジネスの要件として提案する。

表-4 まちづくりビジネス要件の提案

No.	項目	内容
必須条件		
1	動機	地域課題の解決が第一であり、利益第一でない。
2	テーマ	地域課題の解決や地域の魅力向上をテーマとする。
3	活動形態	ビジネス(事業)として成立している。
4	活動地域	特定の地域に定めている。
5	主体	地域住民や事業者(居住地は問わない)が主体。
6	組織形態	民間の団体である。個人同士の繋がりが地域ネットワークでの集まりを基本としたグループも含む。
奨励要件		
1	活用資源	地域資源(労働力、原材料、ノウハウ、技術、文化、歴史など)を活用する。
2	収益還元	・利益第一でなく、適正な利益を追求している。 ・利益または支出の一部が地域課題の解決に向けた一連の事業・活動または他の事業・活動に寄与している。
3	継続性	計画し事業を安定的・継続的に遂行している。
4	革新性	新しい商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりしている。

5. まとめと考察

本研究では大阪市都心部を中心とするインタビュー及びアンケート調査を通じて、まちづくりビジネス要件の導出を行った。定義の曖昧な「まちづくりビジネス」について、一定の枠組みを提示するとともに、まちづくりビジネスの実践者・評価者双方の評価指標となりうる項目を整理したことに意義がある。昨今の地方創生事業の促進の中で、この要件は行政のまちづくりビジネス支援を決定する際の指標として活用できるほか、まちづくりビジネスを促進するためのコーディネータの育成やガイドラインとしての活用も視野に入れることができる。

今後の課題として、今回アンケートの回収数が少なく、定量的な評価がし難い点が挙げられる。また「活動形態」について、現時点で収益化に至っておらずビジネス手法を用いていると判断できない事例も一定数存在しており、そうした事例の詳細を調査し、まちづくりビジネスの要件に含めるべき論点がないかを検討することも必要である。

今後まちづくりビジネスの要件を改善するため、引き続き事例調査を進めて実態に即し汎用性のある要件を作成することが望まれる。

謝辞

この研究は、都市活力研究所と大阪大学大学院加賀武田研究室との共同研究(地域とまちづくりビジネスのマッチングに関する研究)の成果の一部である。その中でインタビューに協力いただいた関係各所及びアンケート

調査の遂行にご協力いただいた全日本不動産協会大阪府本部に謝意を示す。

注釈

(1)総務省は関係人口を「長期的な「常住人口」でも短期的な「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者」と定義し、国土交通省は第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で関係人口に期待する役割を「地域の担い手として活躍することや、地域住民との交流によって新たな価値を生み内発的發展に繋げること」としている。

参考文献

- 1) 則藤孝志 (2009) 「地域経営の理論と概念に関する基礎的検討」、Vol. 88、1-2号、商学論集
- 2) 細内信孝 (2003) 「コミュニティ・ビジネス」、pp.13、中央大学出版部
- 3) 経済産業省 ソーシャルビジネス研究会、ソーシャルビジネス研究会、https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/sbcb/sbkenkyukai/sbkenyukaihoukokusho.pdf、2021.2.14参照
- 4) 関東経済産業、コミュニティビジネス事例集2016、<https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/cb/data/2016jirei-seihonprint.pdf>、2023.6.1参照
- 5) 関東経済産業局、コミュニティビジネス/地域コミュニティ、<https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/cb/index.html>、2023.6.1参照
- 6) 樋野公宏 (2002) 「コミュニティビジネスにおける人的資源の確保に関する研究」、都市計画論文集、Vol. 37、p733-738、日本都市計画学会
- 7) 佐藤茲 (2004) 「まちづくり教科書1: まちづくりの方法」、第1章、pp.2-11、日本建築学会編、丸善書店
- 8) 広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会、コミュニティビジネスとは?、<http://www.k-cb.net/community/index.html>、2023.6.1参照
- 9) 日本総研、コミュニティ・ビジネスによる地域活性化、<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=13291>、2023.6.1参照
- 10) 社団法人中小企業診断協会・山梨県支部、地域活性化を担うコミュニティビジネスの現状と展望に関する調査研究報告書、<https://www.j-smeca.jp/attach/kenkyu/shibu/h16/yamanashi.pdf>、2023.6.1参照
- 11) NPO法人コミュニティビジネスサポートセンター、コミュニティビジネスとは?、<https://cb-s.net/about/>、2023.6.1参照
- 12) 経済産業省 (2008)、ソーシャルビジネス研究会報告書、https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286890/www.meti.go.jp/press/20080403005/03_SB_kenkyukai.pdf、2023.6.1参照
- 13) Yunus, Muhammad (2010) 「Building Social Business, Public Affairs」(岡田昌治監修、千葉敏生訳 (2010) 『ソーシャルビジネス革命』早川書房、p32)
- 14) 谷本寛治 (2006) 「ソーシャル・エンタープライズ: 社会的企業の台頭」、p4、中央経済社
- 15) 竹内英二 (2015) 「日本におけるソーシャルビジネスの実態」、日本政策金融公庫編著『日本のソーシャルビジネス』第1版、p26~29、同友館

都市政策におけるソーシャルミックス手法の現段階

— EUの都市間ネットワークプログラムURBACT「URBAN REGENERATION MIX」を事例に—

龍谷大学大学院政策学研究所
龍谷大学政策学部

松本 安弘
阿部 大輔

1. 研究の枠組み

1-1. 研究の背景と目的

貧困地域や貧困者層の包摂を意図する都市政策概念として、「ソーシャルミックス」が存在する。ソーシャルミックスとは、一つのエリア、あるいは一つの集合住宅において、年齢や家族構成、職業や収入、そしてエスニシティの異なる人々を一緒に住ませ、社会層の偏りを是正するという考えである¹⁾(荒又ら2016)。ソーシャルミックスには、前掲の荒又らのような定義があるものの、各時代や諸都市で、定義はさまざまであり、一つの概念に帰着させるのは困難である²⁾³⁾(Lees et al (2012), Arthurson (2012))。これまで、ソーシャルミックスは、1990年の公営住宅における貧困集住問題の解決を目的とし、欧米豪諸国で実施されてきた。しかし、多くの政策は、貧困者の生活改善に直接寄与せず、居住環境の悪化をもたらした²⁾(Lees, 2012)。一方、多数の論考で批判されるものの、イタリアやオランダの団地や街区の再生事業の手法として、現代においても議論されていることを確認できる⁴⁾⁵⁾(Costarelli 2019, 2021)。

本稿では、EUにおけるソーシャルミックスを主題とする「URBAN REGENERATION MIX(以下 URM と略記)」という取り組みに着目し、現代の都市政策におけるソーシャルミックスの概念や手法が、過去の政策からどのように変化してきたのかを跡付け、またその限界について考察することを目的とする。

URMは、EUの都市政策プログラムであるURBACTに属している。URBACTとは、都市政策のテーマごとに複数都市がネットワークを形成し、ノウハウを交換しながら政策の手法を洗礼させる取り組みである⁶⁾(阿部2017)。URMを分析対象とすることで、単一の自治体だけではなく複数都市に共通する問題意識や改善の方向性についての議論を把握することが可能となり、研究対象として適切と判断した。

1-2. 既往研究の整理と研究の位置づけ

ソーシャルミックスについての代表的な論考に、1970年代までの欧米諸国の都市計画とソーシャルミックスの概念を照らし合わせた⁷⁾Sarkissia (1976) や欧米豪諸国のソーシャルミックスを企図する政策の設立背景や適用後の地域や住民への影響を分析した²³⁾Leesら(前掲書)やArthurson(前掲書)がある。また、アメリカ諸都市を対象とした⁸⁾⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾¹²⁾¹³⁾¹⁴⁾Frasterら(2012)、Josephら(2013)、Atkinson(2005)、Pendallら(2013)、Couch(2014)、Galvez(2013)、Silver(2013)、イギリス諸都市を対象とした¹⁵⁾¹⁶⁾Tunstall(2012)やColeら(2001)、フランス諸都市を対象とした¹⁷⁾¹⁸⁾¹⁹⁾²⁰⁾²¹⁾荒又(2011, 2013, 2016)や檜谷(2009)、森(2014)のように、各年代や各国のソーシャルミックスを意図した住宅・団地改良政策についての論考は多数存在する。

しかし、過去のソーシャルミックス政策の展開を跡付け、現

代にいたるまでの政策の手法の変化や限界点を述べる論考は不在である。

2. 過去のソーシャルミックス政策の跡付け

2-1. 貧困集住の解消を目的としたソーシャルミックス政策

ソーシャルミックスが都市政策の文脈で語られ始めたのは、1992年のアメリカの「HOPE VI」政策からである²⁾(Leesら, 2012)。当政策は、都心部の公営住宅における貧困者層の集住問題解決を目的とし、公営住宅居住者を他の地域への転出するように支援をしつつ、公営住宅の取り壊しと上流階級層の転入を促す価格の住宅の建設を実施した。この政策は、後のイギリスでブレア政権が参考にし、同類の方法で実施された²⁾(Leesら 前掲書, 2012, :5)。また、フランスでは、1991年から一定規模の都市に対して、貧困者の転入を見据えた価格の住宅を一定割合で建設することを義務とした⁸⁾(荒又, 前掲書, 2013)。

しかし、貧困者への住宅供給を実施しない自治体が存在し、貧困者の転出後の生活支援まで含めた政策ではない点で、貧困者や低所得者は集住地区から他地域へ転出後、再び公営住宅へ戻る傾向があった。そのため、この頃の公営住宅の解体と貧困者の転出を促すソーシャルミックス政策は貧困者の包摂の観点で、失策と評価されている²²⁾²³⁾(Cunningham 2001, Bolt et al 2010)。

2-2. エリア開発を含んだソーシャルミックス政策

2000年代初頭から、2-1で実施された政策を改善したソーシャルミックス政策が展開された。オバマ政権下のChoice Neighborhoods Initiative(以下CN構想)、イギリスではMixed Communities Initiative(以下MC構想)がそれにあたる。CN構想では、貧困者が確実に住宅を確保できるように、一戸の住宅を取り壊す際は、一戸以上の社会住宅を建設するように開発業社や地域へ義務付けた¹¹⁾(Pendall, 前掲書, 2013)。また、MC構想では、社会住宅の取り壊しを前提とせず、政府・自治体が保有する空き地や公更地を優先して、上流階級者の居住地に整備した²⁴⁾(DCLG 2010)。

さらに、両政策とも、貧困地域への中間所得者層の流入を促進するために、住宅政策に加え、教育サービスの拡充や商業施設の誘致等も合わせて実施した。この頃から、ソーシャルミックス政策に、「エリア開発」という意味合いが加わった。

2-3. ボランティア活動を含めたソーシャルミックス政策

さらに、一団地内で実施される政策でもソーシャルミックスを主題とした政策を確認できる。例えば、2014年のイタリアの「Ospitale Solidale」や2016年のオランダの「Majella Wonen」では、公営住居に住む居住者の生活のサポートを目的とし、低価格住宅を希望する学生や若者を公営住宅居住者の生活のサポートを前提として、入居させる政策を行っている⁴⁾(Costarelli

ら,2019)。この政策では、若者・学生と公営住宅居住者が共住し、交流していることをミックスとしている。このように、住宅整備や大規模なエリア開発ではなく、既存の異種のコミュニティが交流し合う状態を、近年ではソーシャルミックスと呼ぶ政策も見られるようになった。

3. URM ネットワークの概要

3-1. URM 参加都市と活動目的

URM は、ポーランドのウッジが先導し、他6都市（スペインのバエナ、イギリスのバーミンガム、イタリアのボローニャ、ポルトガルのブラガ、フランスのトゥールズ大都市圏、クロアチアのザグレブ）で構成されていた。活動期間は、2019年から2021年までで、現在は活動が終了している。URM では、ソーシャルミックスを「バランスの取れた混ざり合ったコミュニティ」と定義し、ウッジの歴史的街区の再生事業を参考に、都市間で、それぞれが持ち合わせた知見やノウハウを交換し合う視察・議論を定期的に行っていた。その上で、各都市が視察や議論で学んだことを活かし、プロジェクトを実施した。

3-2. URM ネットワークの活動の流れ

URM の活動は、大きく2つのフェーズに分けることができる。まず、2019年から、5回に分けて開催された「Transfer National Network Meeting (以下 TNM と略記)」である。これは、全都市の代表者が参加都市に赴き、1週間ほどの滞在の中で、ワークショップやディスカッション、学習会、現地視察などを行うものである。次に、TNM ののちに、「Job Shadowing(以下 JB と略記)」という小規模視察が実施された。これは、個々の都市が独自で日程を設定し、他の参加都市へ視察やフィールドワークを実施するものである。主に、個々の都市が各自のプロジェクトをブラッシュアップするために利用していた。

4. URM ネットワークとソーシャルミックス

4-1. URM ネットワーク開始時におけるソーシャルミックス性

URM は、ネットワーク開始時に、ウッジの取り組みの中で、各都市が参考にするべき要素を6つにまとめている。6つには、住民参加型の開発や多様なセクターをまとめる仲介役的役割の設置、既存の建物や歴史的建築物をリノベーションする持続的な建築物の整備が挙げられる。その中で、「ソーシャルミックスを実施すること」が1つの要素として挙げられていた。

その内容としては、まず、再開発時に転居しなければならない住民を再開発後にも同じ地域内で居住できるような措置を実施することで、新規居住者と既存住民の共住を可能にしていることである。また、全住宅のうち10戸を社会住宅として提供し、貧困者のシェルターを用意することもソーシャルミックスと捉えている。さらに、1階部分をアーティストがワークショップをするスペースにリノベーションし、その地域内で新たな文化活動が行われることや、アーティストの活動を支援することもソーシャルミックスに含めていた。

したがって、URM において当初構想されたソーシャルミックスとは、①再開発後における既存住民を保持し、新規居住者と共住を図ること、②社会住宅の設置による貧困者層の包摂、

③アーティストの文化活動を支援し、新たな文化活動を地域内に動員すること、であったことがわかる。

4-2. URM 活動期におけるソーシャルミックスに関する議論¹⁾

全5回行われた TNM の中で、ソーシャルミックスに関して議論されたのは、ウッジで実施された第4回目である。第4回目の TNM の目的は、ウッジ市の取り組みの詳細な分析を行うことである。そして、全3日間のうち、初日にソーシャルミックスに関するディスカッションが実施された。

まず、ウッジの代表者からウッジにおけるソーシャルミックスを再生事業対象地でどのように実施したかについて説明がなされた。説明では、再生事業着工前は、既存居住者のほとんどは再居住を望んでいなかったが、市役所職員による各住民への再居住に向けた支援整備を行ったことが従前居住者の再定住率の高さにつながったことが強調された。特に、事業の対象地には高齢者や数年間賃貸料を払うことができない貧困者が多く居住していたこと、また再開発時に、彼らの生活を支えるための新たな社会機能を導入した。

説明後、各都市の代表者から、「どのような機能が都市をよりよく変化させたのか」、「ソーシャルミックスとはどのようなものか」、「ソーシャルミックス政策を実施するにはどのような取り組みが必要か」という質問が挙がった。そして、質問に対して、ウッジの事業担当者らは、ソーシャルミックスは、「再開発により転出を余儀なくされる人々を保持すること」、「社会的・人種的に様々な階層の人々とコミュニケーションをとり、それらの要望を組み込み、需要に応じた社会機能を導入すること」が必要だとした。このように、ソーシャルミックスを意図した政策を行う際に、必要な配慮について議論されたものの、ソーシャルミックス自体の定義や具体的な政策手法についての議論はされていない。

また、JB で、ソーシャルミックスに関する調査を行ったのは、トゥールズ大都市圏のチームがソーシャルミックスを問題意識とし、バーミンガムの視察したもののみであった。その中には、EU の URBACT とは異なるプロジェクトである Urban Innovative actions²⁾内で、ソーシャルミックスをテーマとして活動している「Use-IT」プロジェクトの視察を行った。これは、地域の大学との連携による地場に根ざした社会企業の設立、徹底した語学学習による他地域から転入してきた医師の離職率の低下、既存住民への新しい雇用の創出をした取り組みである。また、この活動内では、コミュニティリサーチという地域資源の特定と適用方法を考案する役割を設置し、実施された。この視察をもとに、トゥールズ都市圏は、地域連携では、地域のニーズや地域経済の成長を実施するにあたり、大学の役割の重要性を強調した。しかし、ソーシャルミックス自体への言及はされていない。

4-3. 各都市のソーシャルミックス政策

URM は、最終成果をまとめた「Tree of Inspiration」と各都市が発行する「Learning Log」内で2年間の取り組みや議論の内容をまとめた。そして、ソーシャルミックスに関する取り組みについて、①様々な属性の人々が共同住宅に居住し、交流し合うこと（ウッジ）、②閉鎖的であった文化施設の住民へ開放（ポ

ローニャ)、③問題困窮者自身を都市政策に組み込む措置(バエナ)、④新たなセクターを再生活動に参加させること(ザグレブ、ブラガ、バーミンガム)に分類することができる。

4-3-1. 様々な属性の人々が共同住宅で交流するミックス

ウッジは、歴史的建造物の新たな再生事業として、高齢者層がほかの住民と共生する「多世代交流住宅(Multi-generated house)」を創出した。この住宅には、「Neighbourhood Club」という住民が自由に利用することができる共同スペースが設計されている。そして、ウッジは、URMでの経験から、市民参加を促すために芸術活動を利用したワークショップの実施が重要とし、Neighbourhood Club内でワークショップの実施を促す予定である。

4-3-2. 閉鎖的であった文化施設を住民へ開放するミックス

ボローニャは、イタリア有数の大学都市であるが、そこに位置する大学施設「DAMs LAB」は地域に対して閉鎖的であり、関係者のみが利用できる空間にとどまっていた。しかし、URMでの経験から、地域の社会活動団体や文化団体、公営住宅管理組織、アートスペースなどが共同で、「ポルト・カルチャー」という組織を形成し、地域運営に関し議論をし、地域や地域住民と大学施設の仲介役として機能した。そして、ポルト・カルチャーを中心に展示会やワークショップなど市民の人々がDAMs LABを利用するきっかけづくりの活動が実施された、これにより、閉鎖的であった空間を住民にとって開放的な空間へ変容した。

4-3-3. 問題困窮者自身を都市政策に組み込む措置

バエナでは、パンデミック禍で地域内における教育格差が拡大していたアルメディナ地区で活動が実施された。特に、ロックダウンの中、貧困状態に陥った人々のデジタルデバイスや教育格差を解消することを目的とし、行政部署と学校の連携をはじめに実施した。次に、教育格差の問題に陥る当事者を課題解決時の議論段階から関与させることで、格差は正に寄与したとされる。この活動では、バエナは、多セクターによる課題解決を行う中で、支援の対象となる人々を議論に参加させるミックスを実現し、より支援対象のニーズに合った政策を立案しようとしていた。

4-4-4. 新たなセクターを再生活動に参加させるミックス

ブラガやザグレブは地域活動に学生を、バーミンガムは地域に長く居住する住民を都市再生の議論に組み込むことをソーシャルミックスとした。まず、ブラガは、トゥールズ大都市圏の取り組みを参考とし、住民が都市再生事業に対して気軽に意思を表明することができるFacebookグループ「Friends of Praça do Bocage」を作成した。併せて、住民の各家庭に簡単な質問とFacebookページへの参加QRコードが記載された手紙を郵送した。質問への回答、地域の中で困っていることや改善点を記載するために利用される。また、地元の大学と連携し、学生から都市再生事業に批判的な意見を収集しつつ、実践形式で交流方法についてモデルを提案してもらう活動を行った。

ザグレブでは、異なる世代や属性の人々から意見を徴収するために、複数回に分け、ワークショップを実施した。ザグレブ

は、都市再生事業において、若者の意見の収集ができていないことを問題視していたため、現地の若者や大学生・大学院生を集め、ザグレブ市内の都市再生について議論を行った。このワークショップでは、100人のうち、31人がザグレブ地域の若者であった。次に、無職者や早期中退者など社会的排除の対象となりやすい人々を含め、住民への個別インタビューをする機会を設けた。そして、最後に都市再生事業対象地に住む住民や地域コミュニティ団体に対して、ワークショップから生まれた意見を住民全体に共有・新たな意見の収集を実施した。

バーミンガムでは、昔から居住し続ける住民を都市再生事業の中心役に位置づけ、住民主導の都市再生を進める基盤を整えた。さらに、住民の代表者がより円滑に議論に参加できるように、City Economic Development Planningという組織をつくり、住民の意見が他のセクターと対等に扱われるようにした。

したがって、URMの活動当初において、ソーシャルミックスとは、当初、多様な人々が居住する住宅の建設というハード面の整備や、貧困者の包摂、新たな文化活動の導入であった。しかし、実際に実施された各都市のプロジェクトのほとんどは、地域内で希薄であった人や団体同士の交流する場を整備する活動であった。また、都市再生事業の住民参加型活動への再構築という「異なるセクターが政策に参加する機会づくり」や「地域の施設と住民を結ぶきっかけづくり」まで、ソーシャルミックスと認識されていた。そのため、URMにおけるソーシャルミックス政策は、住宅の再整備よりも、よりソフトな意味合いに移行している。

5. 結論

したがって、ソーシャルミックスが都市政策で語られ始めてから、現在に至るまでの目的とミックスの対象、手法で分類すると図-1のように示すことができる。まず、当初の目的は貧困集住地域の解体であり、現在は歴史的街区の再生活動の充実などに広義になっている。しかし、どの時代の政策も貧困地域や衰退地域の改善を目的としていることは共通している。また、ミックスの対象は、当初は中間所得層と貧困層のように所得層に対象が絞られていた。しかし、現在は、高齢者と若者、再開発従前からの居住者と新規居住者などミックスの多様化が見られる。また、今まで活動をともにしなかったセクター同士が共通の政策参画することもミックスすることに含まれている。そして、ミックスの手法は、当初はハードの住宅整備を指すもので、貧困者の住宅の取り壊しを前提とし、貧困の他地域への分散と中間所得者の流入を促すものであった。その後、貧困者の排除を助長する政策は批判され、政策従前住民への住宅確保と開発の空き地・公更地が重きを置かれるようになった。また、ハード整備以外に、商業機能の誘致や教育サービスの充実などのソフトの側面が加わるようになった。さらに、近年になると、ハードの整備ではなく、住民参加や用途の多様化、困窮者への生活支援などソフトな手法が中心となっている。しかし、ソーシャルミックスの議論の限界点として、異なる属性の人々を交流・共住することは実現しているとしても、どれほどの人数をミックスさせることでミックスが達成するかまで議論してい

る政策が少ない。また、ミックスの対象や目的に明確な定義が存在せず、URMの取り組みのように一活動の中でも、目的や手法が広義化しやすい。そのため、ミックスが住民参画や貧困

問題解決の政策の一要素で帰着してしまい、ソーシャルミックスを主とした政策にはなりにくくなっている。

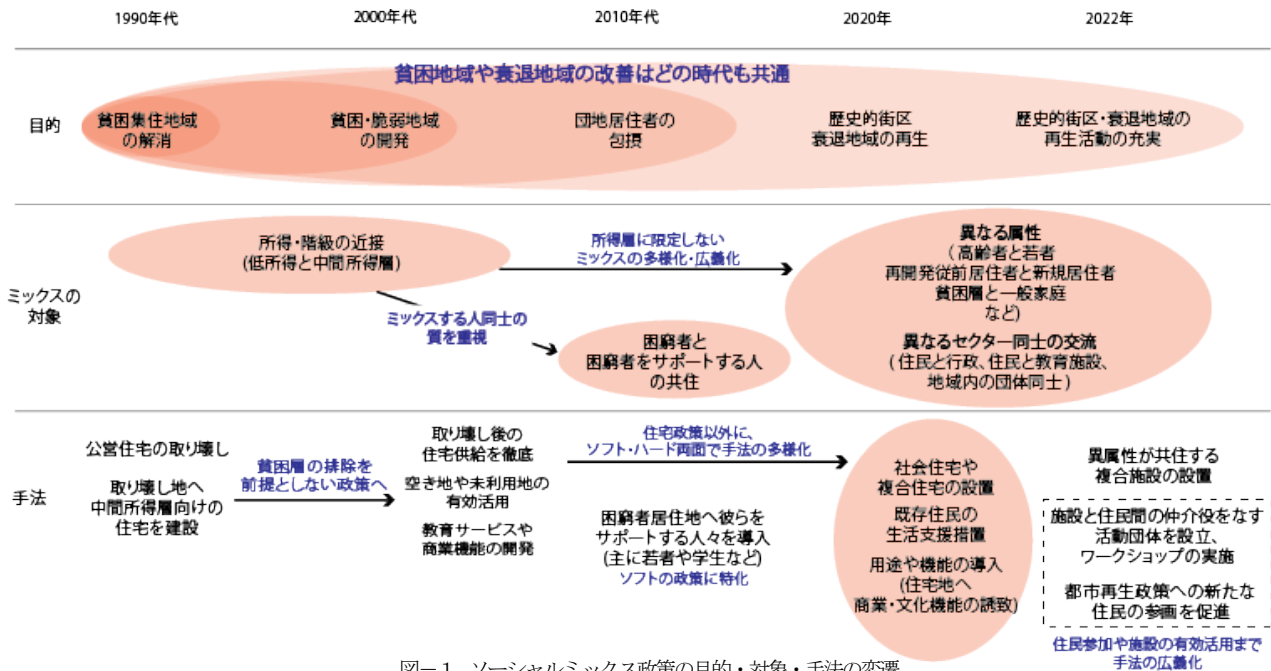


図-1. ソーシャルミックス政策の目的・対象・手法の変遷

補注

(1) TRM と JB の内容は、参考文献26)のURMが掲載している記事を参照

主要参考文献

- 1) 荒又美陽 山下清海 (2016) 「II 移民エスニック集団とホスト社会の分析 キーワード ソーシャルミックス(社会的混合)」, 山下清海編, 『世界と日本の移民エスニック集団とホスト社会 日本社会の多文化化に向けたエスニック・コンフリクト研究』, pp21-25, 明石書店
- 2) Lees, L, Butler, T & Vridge, G (2012) "Introduction: gentrification. Social mixing and mixed communities", Bridge, G, Butler, T & Lees, L 編, "MIXED COMMUNITIES Gentrification by stealth?", pp1-14, policy press, 2012
- 3) Arthurson, K (2012) "Social Mix and the City Challenging the Mixed Communities Consensus in Housing and Urban Planning Policies", Collingwood. CSIRO publishing
- 4) Costarelli, I, Kleinhans, R & Mugnano, S (2019) "Reframing social mix in affordable housing initiatives in Italy and in the Netherland, Closing the gap between discourses and practices.", "Cities", Vol.90, pp131-140
- 5) Costarelli, I, Kleinhans, R, Mugnano, S, (2021) "Active, young and resourceful": sorting the 'good' tenant through mechanisms of conditionality", "Housing Studies", Vol36, No.8, pp1250-1275
- 6) 阿部大輔 (2017) 「EU における都市政策の多様化と計画対象の広域化—ノウハウの共有と開発、成果の普及・還元: 多様化する URBACT」, 白石克孝・的場信敬・阿部大輔編, 『連携アプローチによるローカルガバナンス 地域レジリエンス論の構築に向けて』, pp56-72, 日本評論社
- 7) Sarkissian, W (1976) "The Idea of Social Mix in Town Planning An Historical Review", "Urban Studies", Vol.13, pp231-246, BLACKWELL
- 8) Fraster, J, Defilippis, J and Bazuin, J (2012) "HOPEVI: calling for modesty in its claim", Bridge.G, Butler, T and Lees, Le 編, "MIXED COMMUNITIES Gentrification by stealth?", pp209-229, policypress
- 9) Joseph, M (2013) "Cityscape Mixed-Income Symposium Summary and Response: Implications for Antipoverty Policy", "Cityscape A Journal of Policy Development and Research", Vol.15, No.2, pp215-222
- 10) Atkinson, R (2005) "Neighbourhoods and impacts of social mix: crime, tenure diversification and assisted mobility". CNR paper29, ESRC Centre for Neighbourhood Research
- 11) Pendall, R, Hendey, L (2013) "A Brief Look at the Early Implementation of Choice Neighborhoods", "The Urban Institute", pp1-13
- 12) Couch, L, Senior Vice President for Policy, Outreach (2014) "Public Housing: Choice Neighborhoods Initiative and HOPE VI", "National Low Income Housing

- Coalition?"
- 13) Galvez, M (2013) "An Early Assessment of Off-site Replacement Housing Relocation Planning and Housing Mobility Counseling in HUD's Choice Neighborhoods Initiative", "Poverty & Race Research Action Council", pp1-23, 2013
- 14) Silver, H, "Mixing Policies: Expectations and Achievements", "Cityscape A Journal of Policy Development and Research", Vol.15, No.2, pp73-82
- 15) Tunstall, R (2012) "Mixed Communities and urban policy: reflection from the UK", Bridge, G, Butler, T and Lees, Le 編, "MIXED COMMUNITIES Gentrification by stealth?", pp35-41, policy press
- 16) Cole, I, Goodchild, B (2011) "Social Mix and the 'Balanced Community' in British housing policy - a table of two epochs-", "Geogram", Vol.51, pp351-360, 2001
- 17) 荒又美陽, 移民労働者フォロワーから社会的住居—パリ周辺のアフリカ系コミュニティと「社会的混合」, 『移民の社会的統合と排除—フランスの現状及び課題を中心として—』, pp67-79
- 18) 荒又美陽 (2013) 「パリ移民地区の再開発と「社会的混合」: グット・ドール地区の形成と変容」, 『恵泉女学園大学紀要』, Vol.25, pp37-52
- 19) 荒又美陽 (2016) 「変容する移民地区—パリ・グットドールの居住者層と多文化性の表象をめぐって—」, 山下清海『世界と日本の移民エスニック集団とホスト社会 日本社会の多文化化に向けたエスニック・コンフリクト研究』, pp101-127, 明石書店
- 20) 檜谷美恵子 (2009) 「都市への権利」とソーシャルミックス, 『創造都市と社会包摂: 文化多様性・市民知・まちづくり(佐々木雅幸・水内俊夫編)』, pp266-282, 水曜社
- 21) 森千香子 (2014) 「貧困地区再開発と〈ソーシャル・ミックス〉: パリ郊外の団地地域再生事業と地域住民への影響」, 『倫理と動態/社会倫理 動態研究』, Vol.17, pp57-75
- 22) Cunningham, L (2001) "Island of Affordability in a sea of Gentrification: Lesons Learned from the D.C. Housing Authority's HOPE VI Projects", "Journal of Affordable housing and Community Development Law", Vol.10, No.4, pp351-371
- 23) Bolt, G, Philips, D, Kemoen, R.V (2010) "Housing Policy Desegregation and Social Mixing: An international Perspective", "Housing Studies", Vol.25, No.2, pp129-135
- 24) DCLG (Department for Communities and Local Governance) (2010) "Evaluation of the mixed Communities Initiative Demonstration Projects Final report", "Communities and Local Governance"
- 25) Urban Innovative Actions, Urban Innovative Actions HP, 英語表記, (https://uia-initiative.eu/en) (最終閲覧日 2023/6/21)
- 26) URBACT, URBACT archive, 英語表示, (https://archive.urbact.eu/) (最終閲覧日: 2023/6/21)

2023 年度 日本都市計画学会関西支部研究発表会講演概要集

講演概要（要旨）

1 安満遺跡公園における滞留行動から捉えた空間の設えに関する研究

○今川未伎, 阿久井康平, 下村泰彦

A Study on the Relationship between Space Structure and Staying Behavior in the Ama-Site Park

○Miki Imagawa, Kohei Akui, Yasuhiko Shimomura

都市公園, 空間構造, 滞留行動, 静的滞留行動, 動的滞留行動

Urban park, Space structure, Staying behavior, Statics staying behavior, Dynamic staying behavior

本研究は、安満遺跡公園を対象として、空間構造と滞留行動の関係性から公園の設えのあり方を考えることを目的とした。まず、園路で区分したエリアを物的環境特性と自然環境特性の構成要素から空間構造を把握した。次に、滞留行動調査によって各エリアでの属性区分、滞留行動、滞留場所を調査した。属性区分の滞留行動の関係を分析し、空間構造との対応関係を分析した。滞留行動は屋根付き広場や、施設周辺、高木樹林周辺で顕著に生じていることを示した。高木樹林は滞留行動を促す重要な要素を示し、樹林を密に配植し滞留空間を拡大、誘導することなどの可能性を示した。

This study aimed to consider the way of park improvement from the relationship between spatial structure and staying behavior, focusing on Ama-Site Park. First, we clarified the spatial structure from the components of the physical environment characteristics and the natural environment characteristics in each area divided by the park path. Second, by staying behavior survey, we showed the attribute classification, staying behavior, and staying place in each area. It was shown that staying behavior occurred remarkably in the covered plaza, around the facilities, and around the tall trees. Tall trees are an important factor that promotes retention staying behavior, and the possibility of planting trees densely to expand and induce retention space was shown.

2 公共空間を活かしたまちづくりにおける民間団体の役割に関する研究

○舟瀬優月, 松尾薫, 武田重昭, 加我宏之

A Study on the Role of Private Organizations in Community Development Utilizing Public Space

○Yuzuki Funase, Kaoru Matsuo, Shigeaki Takeda, Hiroyuki Kaga

公共空間, 民間団体, 官民連携

Public space, Private organize, Public-private relationship

近年、官民の公共空間を一体的に活かしたまちづくりが活発化し、民間団体は行政や他の民間と連携して空間の高質化やにぎわい創出を図る担い手となることが期待されている。本研究では、官民連携による取り組みを行う民間団体 4 団体の取り組み内容と体制を把握することで、公共空間を活かしたまちづくりにおける民間団体の役割を探った。民間団体には、エリアのビジョンを描き、実践を重ねながら空間整備や活用の促進・コントロールを図ることや、社会実験から空間活用の恒常化を進め、地域の事業者を巻き込み活用主体のコーディネートを行うこと、町内会と協力し管理を担いながら活用の規制緩和に取り組むことといった役割が明らかになった。

A study explored the role of private organizations in community development that utilizes public space by understanding the content and structure of the efforts of four private organizations that are engaged in public-private partnerships. The private organizations are expected to: (1) develop a vision for the area and promote and control the development and utilization of public space through repeated practice; (2) promote the permanent use of public space through social experiments and coordinate the use of the space with the involvement of local businesses; (3) work to deregulate the use of the space while cooperating with neighborhood associations and taking charge of its management; and (4) develop high-quality space and support the entities that use public space and support the development and use of the space.

3 街区公園の利用実態に及ぼす影響の分析

- 管理状況及び周辺環境を考慮して -

○杉山巧己, 柿谷奏汰, 西堀泰英

Analysis of the Impact on the Actual Use of City Parks

- Considering the Management Status and the Surrounding Environment -

○Takumi Sugiyama, Sota Kakitani, Yasuhide Nishihori

都市公園, 公園管理, 公園利用者, 公園の規則

City park, Park management, Park users, Park's rule

都市公園は人々の活動の場、ヒートアイランド現象の緩和、災害時の避難場所など多様な目的があり、ライフスタイルの変化によって公園の利用状況も変化している。そこで本研究では、利用・管理実態からみた公園が有効に使われる条件とその関連性について調査した。公園が有効に使われている状態をその公園の利用者の数で捉え、現地に赴くことで公園の利用者数を確認した。また、公園の利用者に関わってくると考えられる要因の調査も行った。大阪市旭区内 19 箇所の街区公園を調査、分析を行った結果、利用者数が増える主な要因は、公園の面積が大きいことや、小学校が近接していることなどが挙げられ、これらは公園が有効に使われる条件であると考えられる。

We researched the conditions which the urban park would be used effectively and their relevance in terms of actual use and management. The conditions of a park's effective use defined number of users of that park, and the number of park users was confirmed by visiting that park. We also conducted research of the factors that might be involved for number of park users. We surveyed 19 city parks in Asahi-ward, Osaka City, and analyzed. As a result, it is found that the main factors contributing to the high number of city park users are the large area of the park and the proximity of an elementary school. We think these factors are said the conditions which the city park would be used effectively.

4 オープンカフェ空間における人間行動分析

○渡邊立樹, 田中一成

Human Behavior Analysis in Sidewalk Café Space

○Tatsuki Watanabe, Kazunari Tanaka

オープンカフェ, 席選択, パーティション, 床面

Sidewalk café, Seat selection, Partition, Floor surface

近年、日本ではオープンカフェのプロジェクトが注目されている。しかし、オープンカフェのデザインや設計手法に関する論文はほとんど発表されていない。そこで、本調査では、オープンカフェに適したデザインを明らかにすることを目的とした。本調査では、画像を用いたパーティションごとの座席選択アンケートと、3DCGを用いた床面の変化による座席選択アンケートを採用した。実験の結果、パーティションによって席の選択傾向が異なることがわかった。また、CGを用いたアンケートでは、床面の変化による座席選択傾向の大きな変化は見られなかったが、オブジェクトが座席選択に大きな影響を与える可能性があることが明らかになった。

In recent years, sidewalk café projects have attracted much attention in Japan. However, few papers have been published on sidewalk café design and design methods. Therefore, the purpose of this survey was to identify suitable designs for sidewalk café. The survey employed a seat selection questionnaire for each partition using images and a seat selection questionnaire with floor surface changes using 3DCG. The results of the experiment showed that the seat selection tendency differed by partition. In the questionnaire using CG, no significant change in seat selection tendency due to changes in the floor surface was observed, but it was clear that objects may have a significant impact on seat selection.

5 知識創造の視点から捉えた大阪ビジネスパークの屋外空間が持つワークプレイスとしての可能性

○杉原るる, 松尾薫, 武田重昭, 加我宏之

The Potential of the Open Spaces at Osaka Business Park as Workplaces from the Perspective of Knowledge Creation

○Rulu Sugihara, Kaori Matsuo, Shigeaki Takeda, Hiroyuki Kaga

知識創造, ワークプレイス, 大阪ビジネスパーク, 屋外空間

Knowledge creation, Workplaces, Osaka Business Park, Open spaces

本研究では、大阪ビジネスパーク（OBP）を対象に、知識創造の視点から屋外空間が持つワークプレイスとしての可能性を探ることを目的とした。

調査は、2022年9月にOBPの屋外の着座空間構成について現地調査を実施した。同年11月にワーカーの利用状況についてアンケート調査を実施した。その結果、OBPには着座に快適な座具が多く、中程度の緑環境が確保された、ワークプレイスとして快適な環境が多く、ワーカーらは緑や景観といった環境要因を重視していることがわかった。

次に、知識創造に寄与する環境要因を探るため、マインドマップを用いた被験者実験を現地で実施した。緑視率約10~40%の中程度の景観が、知識創造に有効に働くことが明らかになった。

The purpose of this study is to explore the potential of open spaces as workplaces from a knowledge creation perspective at the Osaka Business Park (OBP).

The study consisted of a field survey of seating space at outdoor configuration in September 2022. In November of the same year, a questionnaire survey was conducted about worker usage. The results showed that OBP has many comfortable seating arrangements and a medium green environment, and that workers place importance on environmental factors such as greenery and landscaping.

Next, to explore environmental factors that contribute to knowledge creation, an experiment was conducted in the field using a mind map. It was found that a moderate landscape with green visibility of approximately 10-40% was effective for knowledge creation.

6 欧州文化首都プログラムにおける目的と都市選定の変化に関する考察

○山内裕貴, 阿部大輔

A Study on the Purpose and the Evolution of the Selection of Cities in the European Capital of Culture Program

○Yuki Yamauchi, Daisuke Abe

欧州文化首都, 文化政策, EU

European capital of culture, Cultural policy, EU

近年、最も注目されている文化政策のひとつとして欧州地域で取り込まれる、「欧州文化首都 (Europe Capital of Culture)」プログラムがある。毎年、欧州内にある1~3都市が「欧州文化首都」と呼ばれる称号を与えられる。「欧州文化首都」では、都市文化政策の長期的開発が図られ、都市規模の文化イベントが1年を通して開催さ

れる。これまでに称号を与えられた都市では、社会的知名度の向上による観光促進や経済や社会に効果的な影響が見られ、欧州内外から注目されている。本研究では、「欧州文化首都」の目的および都市選定の変遷に着目し、EUにおける文化政策の変容について考察する。

One of the most notable cultural policy initiatives in recent years has been the “European Capital of Culture” program, which is being implemented in the European region. Each year, one to three cities in Europe are awarded the title of “European Capital of Culture. The “European Capital of Culture” is a long-term development of urban cultural policies, and city-wide cultural events are held throughout the year. Cities that have been awarded the title have seen an effective impact on their economies and societies, as well as on tourism promotion through increased social visibility, and have attracted attention from within and outside Europe. This study examines the transformation of cultural policy in the EU, focusing on the objectives of the “European Capital of Culture” and the evolution of the selection of cities.

7 水都大阪・水の回廊のイメージ変遷に関する研究

- 2001年～2022年の新聞記事の分析を通して -

○吉岡志穂, 嘉名光市, 高木悠里

A Study on the Image Transition of the Aqua Metropolis Osaka

- Analysis of Newspaper Articles from 2001 to 2022 -

○Shiho Yoshioka, Koichi Kana, Yuri Takagi

水都大阪, 都市のイメージ, テキストマイニング

Aqua Metropolis Osaka, Image of the city, Text mining

水都大阪では、「水の回廊」を中心として継続的に水辺空間の再生が行われてきた。水辺の整備が進んだ一方、人々が抱く水辺空間に対するイメージの変遷は明らかにされていない。本研究では新聞記事を用いて、テキストマイニングによって水の回廊における水辺空間のイメージの変遷を明らかにした。共起ネットワーク図による分析で、水辺空間や周辺のまちでの出来事に関するもの、水都大阪再生の整備に関するもの、水辺空間やその地域の歴史文化に関するものが多いことが分かった。水都大阪再生の初期は特定の場所に依存したイメージが強かったが、水都大阪の取組の変遷に応じて、イメージが各場所で多様化してきていることが示唆された。

As for Aqua Metropolis Osaka, waterside space has been regenerated. While progress has been made in the development of the waterfront area, the image transition people have of the waterfront space have not been clarified. In this study, using newspaper articles, we clarified the image transition of waterside space through text mining analysis of descriptive terms. Analysis using the co-occurrence network diagram revealed that many of the images were related to events in the waterfront space and surrounding towns, to the development of the Aqua Metropolis Osaka regeneration, and to the historical culture of the waterfront space and its area. It was suggested that, although the images were strongly dependent on specific locations during the initial period of the revitalization of Osaka as a waterfront city, the images have diversified at each location in accordance with the changes in the efforts of the Aqua Metropolis Osaka.

8 「地場産業が生み出すテロワール」は関西のまちづくりコンテンツとなりうるのか？

○萬田剛史, 牧野宏俊, 蓮見徹, 川江祐司朗, 村上瑠並, 絹原一寛, 松本邦彦

‘Terroirs Created by Local Industry’ -How Might it Become Content for Urban Revitalization in the Kansai Region?

○Tsuyoshi Manda, Hirotoishi Makino, Toru Hasumi, Yuushirou Kawae, Runa Murakami, Kazuhiro Kinuhara, Kunihiko Matsumoto

地場産業，地域資源，テロワール，コンテンツ，関西都市圏

Local industry, Local resources, Terroirs, Content, The Kansai metropolitan area

本研究は関西都市圏における酒造業を中心とする地場産業およびその他の地域資源との関わりにより生み出される固有の価値に着目し、事業者等により行われているこのような価値の向上の取り組みの特徴を明らかにしたものである。事業者へのヒアリング調査の結果として、いずれの事例においても商品の製造におけるプロセスや、地域の社会や景観等との歴史的関わりなど、そのストーリーを市民と共有してもらうことを重要視していること、地場産業の担い手任せによる取り組みには限界があることが明らかとなり、地場産業同士や市民・企業等との連携による取り組みの重要性が示唆された。

This study focuses on the values of local industries in the Kansai metropolitan area, particularly the sake brewing industry, and the distinctive values created by their relationship with other local resources and clarifies the characteristics of approaches to enhancing such values undertaken by companies and others. As a result of the interviews with business operators, it became clear that in all cases the importance is placed on sharing the story with the consumers, such as the processes involved in the manufacturing of the products and their historical relationship with the local society and landscape. Moreover, the limitations of company-dependent activities became apparent. It was suggested that it is important for local industries to work together with other local industries, citizens, and businesses.

9 伝統的地場産業に関わる地域資源の関連文化財群としての保存・活用

○和田龍之介，松本邦彦，澤木昌典

Protection and Utilization of Regional Resources Related to Traditional Local Industries as Groups of Related Cultural Properties

○Ryunosuke Wada, Kunihiro Matsumoto, Masanori Sawaki

地域資源，伝統的地場産業，文化財保存活用地域計画，関連文化財群

Regional resources, Traditional local industry, Regional plan for the protection and utilization of cultural properties, Groups of related cultural properties

本研究は、伝統的地場産業に関わる地域資源の特徴と文化財保存活用地域計画の現状を明らかにすることを目的とする。関連文化財群に着目し文献調査を実施した。結果、伝統的地場産業は地域の信仰と産業とが深いかわりをもつことが再確認できた。伝統的地場産業に関わる未指定文化財の保存・活用へ向けた事業として、関連文化財群に含まれていない未指定文化財を価値付けるための調査事業を今後も実施する予定であることが確認できた。しかし、一部の自治体では、未指定文化財に対してどのような措置が実行されるか不透明な状況にある。さらに、産業に関わる景観の保全、後継者の育成や原材料の確保といった伝統的地場産業の持続に関わる課題に対応する事業の件数は少ないことが明らかになった。

This study aimed to clarify the characteristics of regional resources related to traditional local industries and current status of the Regional Plan for the Protection and Utilization of Cultural Properties. A literature survey was conducted on groups of related cultural properties. Consequently, it was reconfirmed that traditional local industries are deeply related to local beliefs. As a project for the protection and utilization of undesignated cultural properties related to traditional local industries, it was confirmed that local governments plan to continue to conduct surveys to value undesignated cultural properties that are not included in the groups of related cultural properties. However, in some municipalities, it remains unclear which measures will be implemented for undesignated cultural properties. Furthermore, the study found that there are few project plans addressing issues related to the sustainability of traditional local industries, such as the preservation of industry-related land use, training of successors, and securing of raw materials.

-
- 10 回答者の属性によるイメージ・マップの差異について
- 兵庫県明石市におけるイメージ・マップ調査より -

○吉田瑞希

Differences of Image Maps because of Differences of Respondents' Attributes
- From the Image Map Survey in Akashi City, Hyogo Prefecture -

○Mizuki Yoshida

イメージ・マップ, 交通手段, 明石市, 中心市街地, 比較

Image map, Means of transportation, Akashi city, Central urban area, Comparison

ある都市をその住民がどのように認知するかについての研究はケビン・リンチを初めとして今日まで多数行われている。その様な中で、1970年以降現在にかけて、兵庫県明石市においてはその中心市街地の衰退の傾向が見られる。本研究では都市環境や住民の生活様式の違いによって都市のイメージはどのように変化するかを明らかにすることを意図し、特に明石市民の内車・バイクをよく利用する者とそれ以外の者について、両者がイメージする都市にどのような違いがあるかに着目する。イメージ・マップ調査によって、回答者が描いたマップの要素の数が、車・バイクをよく利用するかによってどのように変化するかを比較した。結果として車・バイクをよく利用する者はイメージ・マップに描く要素の数が少なくなる可能性を示唆した。

There have been many studies on how residents perceive a city, starting with Kevin Lynch's work. In Akashi City, Hyogo Prefecture, the central area of the city has been in decline since 1970. This study aims to clarify how the image of the city changes by differences of the urban environment and the lifestyles of its residents, with a particular focus on the differences in the image of the city between Akashi residents who frequently use cars and motorcycles and those who do not. In this survey was used to compare how the number of map elements drawn by respondents varied depending on whether they were frequent car/motorcycle users or not. The results suggest that frequent car/motorcycle users may draw fewer elements on their image maps.

-
- 11 市町村・区域マスタープラン連結図から見た断片化された都市計画の実態
- 兵庫県と隣接する京都府と大阪府の自治体を対象に -

○多鹿貴大, 石原凌河

Fragmented City Planning as Seen in the Diagram of the Consolidated Maps of a Municipal Master Plan and a City Planning Area Master Plan

- For Municipalities in Hyogo Prefecture and Neighboring Kyoto and Osaka Prefectures -

○Takahiro Tajika, Ryoga Ishihara

都市計画マスタープラン, 断片化, 都市計画区域, 整合性

City planning master plan, Fragmentation, City planning area, Integrity

本稿では、兵庫県・京都府・大阪府の各市町村を対象にした市町村マスタープラン連結図と、兵庫県・京都府の各区域マスタープラン連結図を作成し、ネットワーク、拠点、自然環境に着目して広域的な視点での都市計画の整合性の実態を明らかにした。

その結果、ネットワーク、拠点、自然環境の観点から広域的な視点で市町村都市計画マスタープラン及び都市計画区域マスタープランの整合性が取れていないことが確認できた。また、区域マスタープラン連結図と市町村マスタープラン連結図を比較したところ、ネットワークと拠点において区域マスターと市町村マスタープランとで認識が異なることが明らかとなった。

This study created the consolidated maps of city planning master plan for each municipality and for each city planning area in Hyogo Prefecture, Kyoto Prefecture, and clarified the reality of city planning consistency from a wide-area perspective in terms of networks, hubs, and the natural environment.

As a result, it was confirmed that there is a lack of consistency between the municipality master plans and the city planning area master plans from a wide-area perspective in terms of networks, hubs, and the natural environment.

In addition, a comparison of the consolidated maps of city planning master plan for each municipality and for each city planning area differed in terms of networks and hubs.

12 工業都市グラスゴーにおける1940～1950年代の再開発がその後の都市空間再編に与えた影響

○田中智朗, 阿部大輔

The Impact of the 1940s-1950s Redevelopment of the Industrial City of Glasgow on Subsequent Urban Spatial Reorganization

○Tomoro Tanaka, Daisuke Abe

グラスゴー, 再開発, 都市計画, 都市政策

Glasgow, Regeneration, City planning, City policy

本稿は、グラスゴーが現在の都市空間の様相を形作るに至った背景として、戦後の初期段階に実施された抜本的な都市空間の再編が起因しているとの仮説の下、当時の再開発がその後の都市空間再編をいかに特徴づけてきたかについて考察することを目的とする。その結果、1940年代から1950年代にかけて実施されたグラスゴーにおける再開発は、都市問題の解消を意図していたものの、実態としてはストックの数を重視し質をおろそかにした開発が行われ、かえって問題を抱えたエリアを拡大する結果となった。また、そのようなエリアでは取り壊された住宅の跡地において、未利用のまま放置された空地・荒地が多い一因となっていると考えられる。

The purpose of this paper is to examine how redevelopment in Glasgow from the 1940s to the 1950s has characterized the subsequent reorganization of urban space. The results show that although the redevelopment of Glasgow from the 1940s to the 1950s was intended to solve urban problems, in reality it focused on the number of stock and neglected quality, resulting in the expansion of problematic areas. In such areas, vacant and abandoned land is often left unutilized on the sites of demolished houses.

13 郊外住宅団地再生に向けての民間事業者による事業の特徴に関する研究

- 兵庫県三田市・神戸市・三木市での事例を対象として -

○松井峻, 栗山尚子, 水野優子

Study on Characteristics of Projects by Private Sectors for the Revitalization of Suburban Residential Area

- A Case Study on Projects in Sanda City, Kobe City, Miki City in Hyogo Prefecture -

○Ryo Matsui, Naoko Kuriyama, Yuko Mizuno

郊外住宅団地, 再生, 民間事業者, 再生事業

Suburban residential area, Revitalization, Private sectors, Revitalization projects

本研究では、民間事業者が関与する再生事業を対象に、事業状況を整理することでそれらの特徴を明らかにする。対象事業は、事業者の参入きっかけをもとに①地域事業者が団地再生へ参画する地縁型、②団地で事業展開を計画する事業者が参画する新規参入型、③開発事業者が団地衰退への責任感から参画する責任型に大別し、適合する事業を選定した。事業に関わる主体へのヒアリング調査とそれを基に事業分布図を作成した結果、①では行政の関与が大きく、課題の大小関係なく事業が分布すること、②では徐々に民間へ主導権を移す特定の課題に応える事業であること、③では上位計画のもと事業者主体で様々な事業を実施し、その連携により総合的な課題解決を可能としていることが分かった。

This study clarifies the characteristics of the revitalization projects in which the private sectors participate. The projects are categorized into three types based on the reasons for business entry: (1)

locally-based type, which the sectors join in housing estate regeneration due to their regional connection, (2) new entry type, which the sectors try to begin the business in the housing estates and contribute to the revitalization and (3) responsibility-based type, which the developers join in housing estate regeneration with the responsibility. Suitable projects are selected for each type. Through the interview survey to the stakeholders participating in the projects and analysis on the collected data, a distribution map of the projects is created. The results reveal that in type (1), the government is heavily involved, and the projects are distributed regardless of the size of the issue. In type (2), the projects are gradually transferring the initiative to the private sector and work on the specific issues. In type (3), the various projects are implemented by the sectors based on the master plan for the revitalization, enabling comprehensive problems to solve through collaboration.

14 大阪市の小学校跡地活用プロセスにおける議論の計画への反映と住民参加の実態に関する考察

○久保田夏樹, 阿部大輔

A Study on the Reflection of Discussion to the Plan and Citizen Participation in the Site Utilization Process after the Closure of Elementary Schools in Osaka City

○Natsuki Kubota, Daisuke Abe

大阪市, 小学校, 活用プロセス, 住民参加

Osaka city, Elementary school, Site utilization process, Citizen participation

本研究は、大阪市を対象に、小学校廃校後の跡地活用プロセスにおける議論の内容と住民参加の実態を明らかにすることを目的とする。また、統廃合前から跡地活用について継続的な議論を進める生野区の跡地活用プロセスを分析する。

跡地活用検討段階での議論は活用計画へ反映するまでに至らない場合が多い。跡地活用を計画作成を業者に委託するケースが多く、住民の意見を聞く機会は少ない。計画策定前に行う簡単なニーズ調査にとどまっている。事業者が作成した跡地活用の計画では、住民との議論には触れておらず、採算性が重視される。

一方で、活用方針の作成まで参加機会を設けている場合は、議論は活用計画へ反映されやすい。生野区では、統廃合検討段階で住民から地域拠点の維持とまちづくりとしての活用との両立を求められていた。

The purpose of this study is to clarify the content of discussions and the citizen participation in the site utilization process after the closure of elementary schools in Osaka City.

In many cases, the discussions at the site utilization study stage don't reach the stage of reflecting the discussions in the utilization plan. In many cases, the site utilization planning is outsourced to contractors, and there are few opportunities to hear residents' opinions. Only simple needs assessments are conducted prior to the formulation of the plan. The plan for utilization of the closed elementary schools prepared by the operator does not mention discussions with residents, and the emphasis is on profitability.

On the other hand, if opportunities for participation are provided up to the creation of a utilization policy, discussions are more likely to be reflected in the utilization plan. In Ikuno Ward, residents demanded both the maintenance of the regional base and its utilization for community development at the stage of consolidation and closure consideration.

15 立地適正化計画の居住誘導区域外における住民の居住誘導方策に関する研究

- 住民の生活行動や意識に基づく分析から -

○伊吹千雪, 関口達也

Study about Problems for Residence Induction of People Living in Outside of the Residential Promotion Area

- Focusing the Activities and Awareness in Their Daily Lives -

○Chise Ibuki, Tatsuya Sekiguchi

コンパクトシティ, 立地適正化計画, 誘導施策, 地理情報システム, アンケート調査

Compact city, Location normalization plan, Induction policy, GIS, Questionnaire survey

立地適正化計画の方針に対し、居住誘導区域の外側では、将来的な市街地の集約に伴う人口・施設数の減少、生活利便・コミュニティ活動の低下が懸念される。本研究では、居住誘導区域の外側に着目し、区域外の現状把握と住民の生活行動や移住に関する意識調査から適切な都市縮退のために考慮すべき課題を抽出・整理することを目的とする。現状把握のための空間分析からは商業・医療施設へのアクセス性の評価において、今後施設減少や自動車利用の困難な住民が増加した場合、徒歩での施設アクセスが困難な住民の存在が明らかになった。また、アンケート調査に伴う人々の生活・居留意識の分析からは、区域外から区域内への移住意向は低いこと、住民は区域外の生活利便の悪化を不安視しているうえ、移住に時間を要することから住居取得前の若い年齢時に区域内を選択してもらう必要性を確認できた。

In response to the location normalization plan, outside of the residential promotion zones, there are concerns about a decrease in population and the number of facilities. It may lead a decline in livability and community activities. This study aims to extract and problems to be considered for appropriate urban shrinkage based on the data about daily activities and awareness pf people living outside of the residential promotion zones.

From the results of the analysis of the relationship between the population distribution and facilities' location, it is revealed that several area will become difficult to access to the nearest facilities on foot if the number of facilities decrease or people stop driving their car. Additionally, the results of an online questionnaire survey showed that residents have low intention to move to the residential promotion zones from the outside of the zone. However, people living in the outside of the residential promotion zones are simultaneously concerned about the deterioration of living convenience around them. The results also indicate that preparing for migration takes time. Therefore, our analysis suggests the need to have people choose to live in the residential promotion zones before the age that they acquire their houses.

16 都市機能誘導区域への誘導施設の立地に関する研究

- 関西圏の自治体を対象として -

○西川杏紗菜, 岡井有佳, 酒本恭聖

A Study on the Location of Guided Facilities in Urban Function Induction Area

- Case Study of Local Governments in the Kansai Region -

○Asana Nishikawa, Yuka Okai, Yasumasa Sakamoto

立地適正化計画, 都市機能誘導区域, 誘導施設

The urban facility location plan, Urban function induction area, Guided facilities

立地適正化計画は、市街地の空洞化の抑制と都市機能の集約を目的としており、都市機能誘導区域外への建築・開発行為に対しては届出・勧告のルールを設けている。しかし、実際は都市機能誘導区域内に誘導施設の立地が進んでいるとは言い難い。

本研究では、誘導施設の立地状況と都市機能誘導区域外に建築された誘導施設に対する届出・勧告制度の運用実態を明らかにする。結果、都市機能誘導区域内に建築された誘導施設の大部分は、立適による誘導に起因するものではないということが明らかとなった。また、届出・勧告制度は、誘導施設の誘導に対して強制力を持たないことから、実際に提案・指導や勧告を行うことは難しいことが明らかとなった。

The Urban Facility Location Plan aims to prevent sprawl and consolidate urban functions to urban function induction area. In addition, it provides notification and recommendation system for building and development activities outside of the area. But there are cities that the number of guided facilities located in the area is decreasing.

This study clarifies the location status of guided facilities and the operation status of the notification and recommendation system for guided facilities built outside of the urban function induction area. As a result, it is clear that the majority of the guided facilities built in the urban function induction area are not due to the guidance by the Urban Facility Location Plan. In addition, it was found that it would be difficult for local governments to provide suggestions, guidance or recommendations because the system has no enforcement power over the guidance of facilities.

17 引揚者寮の運営実態と廃止をめぐる議論に関する考察

- 京都市と城陽市の引揚者寮を対象として -

○石黒壮真, 阿部大輔

A Study on the Actual Management of Repatriates' Dormitories and the Discussion about Abolition of the Dormitories

- For Repatriate Dormitories in Kyoto City and Joyo City -

○Soma Ishiguro, Daisuke Abe

引揚者住宅, 引揚者寮, 住宅政策, 高野川寮, 城南農工場

Repatriates' housing, Repatriates' dormitories, Housing policy, Takanogawa dormitory, Jonan agricultural factory

本研究では、京都市の高野川寮と城陽市の城南農工場を対象に、引揚者寮の運営実態と廃止をめぐる議論を明らかにした。高野川寮では、住民によって組織された自治会によって運営されていた。廃止をめぐる議論では、早期の廃止を求める土地所有者側と京都府との間と議論となった。所有側は、団地の建設や寮の一部を改修するという譲歩を行い、土地の返還を求めた。城南農工場は、農地等の共同運営によって、農業コミュニティが結成された。廃止をめぐる議論では、農地の払い下げをめぐり、京都府と一部の住民が対立した。住民にとって農地は今までの生活基盤であり、廃止後の生活に大きく関わるものだった。それが取り上げられることになり大きな反発を招いた。

This study clarified the actual management of repatriate dormitories and the debate surrounding their abolition, focusing on the Takanogawa Dormitory and the Jonan Agricultural Factory. At the Takanogawa dormitory, the dormitory was managed by the residents' association. The discussion over the abolition of the dormitory involved a debate between the landowner side and the Kyoto Prefectural Government, which demanded the early abolition of the dormitory. The owners made concessions, such as building a housing complex and renovating part of the dormitory, and demanded the return of the land. The Jonan Agricultural Factory formed an agricultural community through the joint management of the farmland and other assets. In the discussion the abolition, farmland was the foundation of life for the residents and was a major part of their lives after the abolition. There was a huge outcry as farmland was taken away through abolition.

18 地域住民の個人的体験・記憶における文化財との関わり方について

- 川越市における地域の歴史遺産めぐり講座の事例から -

○筈谷友紀子

Research on How Local Residents Relate to Cultural Properties in Personal Experiences and Memories

- A Case Study of a Course on Local Historical Heritage in Kawagoe City -

○Yukiko Hazutani

文化財，記憶，体験，川越市

Cultural property, Memory, Experience, Kawagoe

本研究では、文化財を対象に地域住民の個人的体験・記憶を時間スケール別に分析し、文化財と地域住民の関わり方を明らかにした。その上で、文化財と地域住民の関わり方の様相から文化財が持つ価値の多面的な把握を行い、時間スケール別に体験・記憶を収集・分析する手法の効果について考察を行った。

様々な時間スケールにおける文化財等の「場所」の体験・記憶の様相の違いによって、「場所」の特徴を明らかにすることができ、時間スケールによって特徴の異なる「場所」の組み合わせやその関係性によって地域らしさを読み解くことが可能であることから、本手法は効果的であると指摘した。

In this study, we analyzed local residents' personal experiences and memories of cultural properties by time scale, and clarified how local people relate to cultural properties. The study then sought to understand the multifaceted value of cultural properties from the perspective of how local residents relate to cultural properties. In addition, the effectiveness of the method of collecting and analyzing the experiences and memories of local residents related to places at different time scales was discussed.

The differences in the experiences and memories of cultural properties and other "places" at various time scales allowed us to clarify the characteristics of "places. The combination of "places" with different characteristics at different time scales and the relationship between them enabled us to decipher the character of the region. For these reasons, this method was found to be effective.

19 高取町土佐街道における景観評価と地域コミュニティ活動の広がりについて

○守道悠夏，阿久井康平，下村泰彦

A Study on Landscape Evaluation and Expansion of Local Community Activities on Tosa-Kaido Road in Takatori Town

○Yuka Morimichi, Kohei Akui, Yasuhiko Shimomura

土佐街道，歴史的街並み，景観評価，地域コミュニティ

Tosa-kaido road, Historical landscape, Landscape evaluation, Local community

本研究では、高取町土佐街道を対象に、沿道建物の景観の印象評価、そして地域コミュニティ活動の広がりとの関係性を捉えることにより、歴史的街並み保全のあり方を探ることを目的とした。街道の景観特性を捉え、タイプI（保全タイプ）、II（やや保全タイプ）、III（混在タイプ）、IV（消失タイプ）に分類した。街道の観光拠点施設や飲食店が多いエリアでは歴史的街並みのイメージは消失傾向にある。また、地域コミュニティ活動の担い手育成の意識醸成や取り組み、沿道家屋の意匠・形態・色彩等に配慮する景観保全のルールづくりが課題であることが示された。

This study aimed to explore the way of historical townscape conservation by considering the relationship between the landscape impression evaluation of the roadside architectures and local community activities, focusing on the Tosa-Kaido road in Takatori-cho. Based on the landscape characteristics of the road, it was classified into Type I (conservation type), II (slightly conservation type), III (mixed type), and IV (disappearance type). The image of a historic townscape is becoming to disappear in areas with many tourist base facilities and restaurants along the road. It was shown there are agendas to be addressed in terms of fostering awareness and efforts to foster leaders of local community activities, and the creation of rules for landscape conservation that considers the design, form, and color of roadside architectures.

20 堺旧港周辺における新たな都市景観の創出に向けた一考察

○山田実穂，阿久井康平，下村泰彦

A Consideration for Creating a New Landscape around the Old Port of Sakai

○Miho Yamada, Kohei Akui, Yasuhiko Shimomura

旧港, 港湾景観, 歴史的建造物, 写真投影法

Old port, Port landscape, Historical structure, Photographic projection method

本研究では, 堺旧港及びその周辺の歴史的側面と, 景観特性の関連性を探ることによって, 新たな都市景観の創出のあり方を考察することを目的とした。

堺旧港及び周辺では繁栄と衰退を繰り返し, 独特な湾形が現代に継承されている。そしてそれが歴史資源となっている。

景観特性は水面と人工物による構図から, タイプ I 「人工物が片側から水面を覆う景」, タイプ II 「人工物が中央で帯状に現れる景」, タイプ III 「人工物が優位に現れる景」, タイプ IV 「水面が映らない景」の 4 つに分類した。

This study aimed to analyze the relationship between the historical sides of Sakai Old Port and the landscape characteristics, and to consider ways to create a new urban landscape. The Old Sakai Port has repeated prosperity and decline, and its unique bay shape has been handed down to the modern. And they has been established as a historical resource.

Based on the composition of the water surface and the artificial objects, the landscape characteristics are classified into Type I (landscape where the artificial objects cover the water surface from one side), Type II (landscape where the artificial objects appear in a band in the center), Type III (landscape where the artificial objects appear mainly), and Type IV (landscape where the water surface is not reflected).

21 東日本大震災の被災地における医療施設の動向に関する研究

- 宮城県旧石巻医療圏・旧気仙沼医療圏を事例として -

○福島麻斗, 石原凌河

A Study on Trends in Medical Facilities in Areas Affected by the Great East Japan Earthquake

- A Case Study of the Former Ishinomaki and Kesennuma Medical Districts in Miyagi Prefecture -

○Asato Fukushima, Ryoga Ishihara

医療施設, 東日本大震災, 旧二次医療圏, 被災地

Medical facilities, The Great East Japan Earthquake, Former secondary medical care area, Disaster stricken area

本稿では, 東日本大震災で被災した二次医療圏である旧石巻医療圏と旧気仙沼医療圏を対象として, 平成 22 年度から令和 5 年度間での医療施設の動向とその施設数や診療科目の実態を明らかにした。その結果, 両方の医療圏で医療施設数は減少しており, 特に旧気仙沼医療圏で, より減少していることが確認できた。廃止した医療施設では民間の診療所が多く, 新規開設は旧石巻医療圏で一定数見られるものの, 旧気仙沼医療圏では僅かしか確認できなかった。また, 移転開設した医療施設の診療科目では旧石巻医療圏と旧気仙沼医療圏で共通していることが確認できた。これらを踏まえ, 復興過程における医療施設の移転開設や被災地域における医療施設の立地のあり方を考察した。

This study analyzed the trends in the number of medical facilities and the actual number of facilities and departments in the former Ishinomaki and Kesennuma medical regions, which are the secondary medical regions affected by the Great East Japan Earthquake, between FY 2010 and FY 2023. As a result, it was confirmed that the number of medical facilities has been decreasing in both areas, especially in the former Kesennuma medical care area. Many of the closed medical facilities were private clinics, and while a certain number of new medical facilities were opened in the former Ishinomaki medical care area, only a few were found in the former Kesennuma medical care area. In addition, the medical specialties

of the medical facilities that relocated and opened were the same in the former Ishinomaki and Kesenuma medical areas. Based on these findings, the relocation and establishment of medical facilities in the reconstruction process and the location of medical facilities in the affected areas were discussed.

22 南海トラフ地震による津波想定地域における商業店舗代表者の移転意向に関する研究

- 和歌山県海南市・田辺市・串本町を事例として -

○杉山和則, 石原凌河

A Study on the Relocation Intentions of Representatives of Commercial Stores in the Potential Tsunami Area by the Nankai Trough Earthquake

- Kainan City, Tanabe City, and Kushimoto Town, Wakayama Prefecture, as a Case Study -

○Kazunori Sugiyama, Ryoga Ishihara

南海トラフ地震, 商業店舗, 移転意向

The Nankai Trough Earthquake, Retail stores, Relocation intentions

本研究では南海トラフ地震による津波が想定される海南市・田辺市・串本町を対象として、商業店舗代表者の移転意向と意向に影響を与える要素を分析した。その結果、発災前の移転意向は積極的な店舗代表者が約15%、消極的な店舗代表者が約80%を占める結果となった。一方、被災後の移転意向は仮設店舗、本設店舗とも消極的な店舗代表者が約50%を占めるものの、積極的な店舗代表者が約20%に増加した。また、津波リスク認知が高い、防災対策を実施している店舗代表者ほど移転意向が高い傾向、立地場所に対して不満を持っている、事業承継意向がある店舗代表者ほど被災後の移転意向が高い傾向が確認できた。事前の立地計画や経営環境を踏まえた政策の必要性などを指摘した。

This study analyzed the relocation intentions of commercial store representatives and factors influencing their intentions in Kainan City, Tanabe City, and Kushimoto Town, where a tsunami from a Nankai Trough earthquake is anticipated. The results showed that before the disaster, about 15% of store representatives were proactive and about 80% were passive in their relocation intentions. On the other hand, about 50% of the representatives of both temporary and permanent stores were reluctant to relocate after the disaster, while the number of those who were proactive increased to about 20%. In addition, the representatives of stores that were more aware of tsunami risk and had implemented disaster prevention measures tended to be more likely to intend to relocate, while the representatives of stores that were dissatisfied with the location or intended to take over the business tended to be more likely to intend to relocate after the disaster. The need for prior location planning and policies based on the business environment was pointed out.

23 1910年前後の京都市周縁部における未成電気軌道敷設計画に関する研究

○毛藤洗大, 阿部大輔

A Study on the Plan for Laying Unfinished Electric Tracks in the Periphery of Kyoto City around 1910

○Kodai Moto, Daisuke Abe

電気軌道, 未成計画, 京都市

Electric tram, Unfinished plan, Kyoto city

本研究では、1910年代において京都市周辺で未成となってしまった電気軌道敷設計画に着目して、それぞれの特徴、背景と実現しなかった過程を明らかにした。その結果、電気軌道を敷設することで既得権を確保し、投機的な目的を持つ計画は遊覧地を経由することに重きを置き、どの計画も特許下付されず、京都府が公益性を鑑みて判断していた。特許が下付された2軌道と特許下付に至らなかった放射型の軌道は市域を起点として主要街道の道路上や道路に沿う形で周辺の村落とを結んでいたため、市街化及び人口増加の最前線となっていた。道路の補助機関と

しての役割が期待されており、村民や発起人が地域の課題を捉えた上で、電気軌道の必要性を訴えていたことは特筆に値する。

In this study, we focus on the electric track construction plans that were not completed in the Kyoto area in the 1910s, and clarify their characteristics, backgrounds, and the process by which they were not realized. As a result, we found that none of the plans were granted a patent, and the Kyoto Prefectural Government made the decision based on public interest. The two patented and the radial track that was not granted a patent connected the city to the surrounding villages on and along the main roadways, and thus were at the forefront of urbanization and population growth. It is worth mentioning that the electric track was expected to serve as a supplement to the roads, and that the villagers and promoters of the project were aware of the local issues and appealed for the need for an electric track.

24 都市郊外部における地下鉄延伸計画のバス高速輸送システムでの代替可能性の研究
- 京都市営地下鉄東西線洛西方面延伸計画を事例として -

○木下太朗

Study of the Feasibility of Substituting a Planned Subway Extension in a Suburban Area with a Bus Rapid Transit System

- A Case Study of the Kyoto Municipal Subway Tozai Line Rakusai Extension Project -

○Taro Kinoshita

都市郊外部, 地下鉄延伸計画の代替事業, バス高速輸送システム, 事業性調査, 京都市西部地域
Urban suburbs, Alternative projects for the subway extension plan, Bus rapid transit system,
Feasibility study, Western area of Kyoto city

本稿では、都市郊外部における地下鉄延伸計画のバス高速輸送システム（BRT）での代替可能性について、京都市営地下鉄東西線洛西方面延伸計画における BRT 代替事業の事業性調査を通じて検証した。本調査では、BRT 代替事業の事業性について、費用分析における年度間費用分析および需要予測の結果より導出する年度間収支分析より検証した。その結果、年度間収支分析の結果が黒字であることから、本調査で検討した京都市営地下鉄東西線洛西方面延伸計画を BRT で代替する事業は、事業性がある可能性が高いことが明らかになった。本研究の調査内容から、都市郊外部における地下鉄延伸計画のバス高速輸送システムでの代替可能性は、「小型自動車利用から BRT 利用へ転換する人数の割合」により影響されることを示唆するものであったと考察する。

This paper examines the feasibility of using a bus rapid transit (BRT) system to replace a planned subway extension in a suburban area through a feasibility study of a BRT replacement project for the Kyoto Municipal Subway Tozai Line Rakusai Extension Project. The feasibility of the BRT replacement project was verified through an inter-annual cost analysis and an inter-annual revenue and expenditure analysis derived from the results of demand forecasts. The results of the inter-annual income/expenditure analysis showed a surplus, indicating that the project considered in this study to replace the Kyoto Municipal Subway Tozai Line Rakusai Extension with BRT has a high possibility of being feasible. The findings of this study suggest that the feasibility of replacing the planned subway extension in suburban areas with a bus rapid transit system is affected by the "percentage of people who switch from using small cars to using BRT. replacement project for the Kyoto Municipal Subway Tozai Line Rakusai Extension Project. The feasibility of the BRT replacement project was verified through an inter-annual cost analysis and an inter-annual revenue and expenditure analysis derived from the results of demand forecasts. The results of the inter-annual income/expenditure analysis showed a surplus, indicating that the project considered in this study to replace the Kyoto Municipal Subway Tozai Line Rakusai Extension with BRT has a high possibility of being feasible. The findings of this study suggest that the feasibility

of replacing the planned subway extension in suburban areas with a bus rapid transit system is affected by the "percentage of people who switch from using small cars to using BRT. replacement project for the Kyoto Municipal Subway Tozai Line Rakusai Extension Project. The feasibility of the BRT replacement project was verified through an inter-annual cost analysis and an inter-annual revenue and expenditure analysis derived from the results of demand forecasts. The results of the inter-annual income/expenditure analysis showed a surplus, indicating that the project considered in this study to replace the Kyoto Municipal Subway Tozai Line Rakusai Extension with BRT has a high possibility of being feasible.

We consider that the findings of this study suggest that the feasibility of replacing the planned subway extension in suburban areas with a bus rapid transit system is affected by "the number of passengers transferred from existing bus routes" and "the percentage of modal shift from small cars.

25 滋賀県東部・南部の JR 駅周辺地域における幹線道路に着目した施設立地

- 国道・県道・街道の位置関係からの分析 -

○丸山泰誠, 轟慎一

Facility Location from the Viewpoint of Main Road in JR Station Walking Area in Southern and Eastern Shiga

- Analysis in Relation to National Road, Prefectural Road, and Historic Road -

○Taisei Maruyama, Shinichi Todoroki

コンパクト+ネットワーク, 持続可能都市, 徒歩生活圏, 市街地形成, 都市再生

Compact and networks, Sustainable urban management, Walking distance area, Urban formation, Urban regeneration

現在滋賀県は「コンパクト+ネットワーク」を掲げ、駅周辺地域へのコンパクト化を目指す一方で、都市近郊では幹線道路沿いに商業施設等の立地がみられる。本研究は人口が集中している滋賀県東部・南部地域の JR 駅周辺地域を対象に、幹線道路（国道・県道・街道）の変遷と駅から 1km 圏内に立地する幹線道路の分析をもとに、駅周辺の施設立地（商業施設・公共公益施設・集合住宅等）との相互の関係を明らかにすることを目的とする。研究対象とした 39 駅を幹線道路の視点から 16 の詳細分類に分けることができ、これらをふまえ施設立地分析を行った。結果、駅周辺地域の幹線道路によって施設立地に影響がある駅圏が多く見られ、それらの道路によって異なる特性が捉えられた。

The aim of this study is to investigate the relationship between the location of facilities (commercial facilities, public utilities, residential complexes, etc.) around train station and the transition of main road (national roads, prefectural roads, and historic roads) in the densely populated eastern and southern region of Shiga Prefecture, which promotes a "Compact and Networks" development strategy while observing the presence of commercial facilities along major roads in suburban areas. The selected research target of southern and eastern Shiga's 39 stations was classified into 17 detailed categories based on the viewpoint of main roads, allowing for analysis of facility locations. The results revealed that many station areas were influenced by the presence of main roads, and different characteristics were observed depending on these roads.

26 駅利用者の回遊行動から見た駅ビルの利用実態

- JR 和歌山駅を事例として -

○羅梓蔚, 佐久間康富

Actual Use of Station Buildings from the Viewpoint of Station Users' Circulation Behavior

- JR Wakayama Station as a Case Study -

○Shii Ra, Yasutomi Sakuma

利用者行動, 駅ビル空間, 駅まち空間, 回遊実態, 利用実態

User behavior, Station building space, Station street space, Migration, Actual usage

本研究は、JR 和歌山駅を事例として、駅まち空間の起点となる駅ビルのあり方を検討するために、駅ビルの利用実態、利用者の回遊実態を明らかにした。

駅ビルの利用実態について、利用者が多い店は、飲食店、書店、キャラクターグッズ、生活雑貨、ドラッグストアであることを把握した。利用者の回遊実態について、「改札口→駅ビル」は「出入口→駅ビル」の人数より多く、B1 と 1F の改札口から出る人は 2F の改札口から出る人より店舗に立ち寄る傾向が高いことを明らかにした。飲食店、書店の利用者は改札からの人が多く、コーヒー店の利用者は出入口からの人が多いことを明らかにした。駅ビルの店舗をバランスよく配置することで、回遊経路が分散するように配慮されていることがうかがえる。

This study clarified the actual conditions of use of station buildings and the actual conditions of users' circulation, using JR Wakayama Station as a case study in order to examine the station building as the starting point of the station town space.

The most popular stores are restaurants, bookstores, character goods, household goods, and drugstores. Regarding the actual conditions of users' circulation, we found that the number of people who went from ticket gates to the station building was greater than the number of people who went from the station building to the exit gates, and that people exiting from the ticket gates on the B1 and 1F were more likely to stop by a store than those exiting from the ticket gates on the 2F. It was revealed that more users of restaurants and bookstores came from the ticket gates, and more users of coffee shops came from the entrances and exits. The balanced arrangement of stores in the station building suggests that care was taken to disperse the circulation routes.

27 駅前広場における交流機能を支える空間特性の解明

○水野謙吾, 加我宏之, 武田重昭, 松尾薫

Analysis of Spatial Properties Inducing the Interaction in Station Squares

○Kengo Mizuno, Hiroyuki Kaga, Shigeaki Takeda, Kaoru Matsuo

駅前広場, 交流空間, 滞留行動, 行動観察調査, 空間特性

Station square, Interaction space, Staying behavior, Behavior observation survey, Spatial property

本研究では都市部に位置する駅前広場の交流空間を対象に、日常的な交流機能の観点から、プランニング及びデザイン特性を分析し、その在り方を探った。プランニング特性では、交流空間面積が 10%から 40%と高い水準で確保され、駅と交流空間との接続性が高い交流空間中心型や交流空間接続型といった配置も確認できた。デザイン特性では、飲食といった個人での快適な滞留には、着座装置の正面への段差や植栽、照明灯、背面への植栽の導入を伴った円形の着座装置の設置が有効であると言える。また、知人との会話といった親密な交流には、歩行者動線に近く、立ち寄りやすい位置への着座装置の設置、人を眺めるといった間接的な他者との交流には、通行量の多い歩行者動線や遊びが発生する広場を眺められる空間への着座装置の設置が有効であると言える。

In this study, I analyzed the planning and design properties of interaction spaces in station squares located in urban areas from the viewpoint of daily interaction. In terms of planning properties, the interaction space-centered type and the interaction space-connected type were also identified. These two types have interaction space at a high level, ranging from 10% to 40%, and the layouts with high connectivity between the station and the interaction space. In terms of design properties, it can be said that, for the individual comfort, such as drinking and eating, it is effective to install a circular seat with a step, plantings, and lighting in the front, and plantings in the back. For intimate interaction, it is effective to install the seat in a location that is close to a flow line. In addition, for indirect interaction with others, such as watching people, it is effective to install the seat in a space where they can see a busy flow line or a square where people are playing.

○原杏希子, 塩見康博

Analysis of Residents' Attitudes for the Removal of Single-Flashing Traffic Lights

○Akiko Hara, Yasuhiro Shiomi

一灯点滅式信号機, 撤去, 合意形成, 交通安全施設整備, 賛否要因

Single-flashing traffic lights, Removal, Consensus building, Traffic safety facility maintenance, Pros and cons factors

近年、交通安全施設の整備や維持管理方法を見直すため、必要性の低下した信号機の撤去が検討されている。信号機の中でも、特に一灯点滅式信号機は優先的に全国で撤去が進められている。しかしながら、地域住民にとって交通事故の危険性や運転の不安を与えることにつながるため撤去に対して賛意を示すとは限らない。そこで、適切な合意形成を進めていくためには住民の撤去への賛否要因を明らかにすることが求められる。本研究では、一灯点滅式信号機の撤去に対する住民の賛否意識とその影響要因の把握を試みた。その結果、適切な情報提供や対面で説明会の開催を行うことで撤去への賛成意識を高めることが可能であることを明らかとした。

In recent years, the removal of traffic signals that are no longer needed is being considered to review how traffic safety facilities are maintained. Among traffic signals, single-flashing traffic lights are being removed nationwide on a priority basis. However, residents do not always show their approval for their removal because of the traffic safety. Therefore, in order to promote appropriate consensus building, it is necessary to clarify the factors that influence residents' approval or disapproval of the removal of these lights. In this study, we analyze residents' attitudes toward the removal of single-flashing traffic lights and the factors that influence these attitudes. As a result, it was found that it is possible to increase the awareness of residents in favor of the removal of single-flashing traffic lights by providing appropriate information and by holding face-to-face explanatory meetings.

○梶田祥之介, 田中一成

On Extraordinariness of Tourist Sights Extracted Using GIS

○Shonosuke Kajita, Kazunari Tanaka

旅行, 非日常性, 満足度, 交通

Travel, Extraordinary, Satisfaction, Transportation

「非日常性」は旅行において重要な要素の一つであり、日常空間から心理的・距離的に離れた空間ほど存在すると考えられる。コロナ禍を経て旅行の形態が変化している現在において、非日常性はどのように存在しているのだろうか。本研究では非日常性を、スポット的な特徴を持つ場所の非日常性と、その場所への交通利便性や費用によるアプローチ的な非日常性の二種類が存在すると推定し、アプローチ的な非日常性の定量化を目的として研究をおこなった。居住地域と非日常的観光地との距離の調査と、非日常的観光地の広がり方と交通機関との関連性の調査をアンケート調査によっておこない、この結果をGIS上で可視化することで心理的距離との関係を明らかにした。

"Extraordinariness" is one of the most essential elements of travel, and it is considered to be more valuable in a space that is psychologically and distantly distant from everyday areas. How does "Extraordinary" exist in today's world, where the forms of travel are changing after the Corona Pandemic? In this study, two types of extraordinary are considered to exist, the extraordinary of places with spot-like characteristics, and the extraordinary approaches to these places due to convenience of transportation and cost. The research methods included a survey of the distance between residential

areas and extraordinary tourist attractions and a questionnaire survey of the relationship between the spread of extraordinary tourist attractions and transportation facilities. The relationship with psychological distance was clarified by visualizing these results in GIS.

30 主催者・来訪者・出店者からみた毎月開催の商店街イベントの利点と課題点

- 和歌山市北ぶらくり丁商店街を事例として -

○谷口優雅, 佐久間康富

Advantages and Challenges of Monthly Shopping Street Events from the Perspectives of Organizers, Visitors, and Vendors

- A Case Study of Wakayama City's Kita-Burukuri-Cho Shopping Street -

○Yuga Taniguchi, Yasutomi Sakuma

商店街イベント, 毎月開催イベント, 利点と課題点, 中心市街地活性化, 地方都市

Shopping street events, Monthly events, Advantages and challenges, Revitalization of city center, Provincial city

本研究では、毎月開催の商店街イベントに対する意識ならびに利点と課題点を明らかにするために、イベントの主催者にヒアリング調査、参加者と出店者にアンケート調査を実施した。その結果、イベントに複数回参加しているひとは再参加の意欲が高く、日常に定着しつつあることなどが分かった。また利点として来訪者は出店者、出店者は他の出店者や商店街の人びととの出会いがあり、多くの他者との出会いの場の創造ができていたこと、課題点として毎月商品が同じことによる飽きや店舗や座席の配置計画などが明らかになった。

In this study, I conducted interviews with event organizers and conducted a questionnaire survey of participants and vendors in order to clarify their awareness of monthly shopping street events, as well as the benefits and issues involved. The results showed that those who have participated in the event multiple times are highly motivated to participate again, and that the event has become a regular part of their daily lives. The survey also revealed that one advantage of the event was that visitors were able to meet stall holders, and stall holders were able to meet other stall holders and people in the shopping arcade, creating a place where they could meet many other people.

31 2020年以降の京都市における開業・廃業宿泊施設の傾向とその変化

○川井千敬, 阿部大輔

A Study on the Trends and Changes in the Opening and Discontinuation of Tourist Accommodation in Kyoto City

○Chihaya Kawai, Daisuke Abe

宿泊施設, 簡易宿所, ホテル, 廃業, 京都市

Tourist accommodation, Budget hotel, Hotel, Discontinuance, Kyoto city

本稿ではオーバーツーリズムの影響を大きく受けた京都市を対象に、廃業および開業宿泊施設の特徴を整理し、立地、施設構成などから類型化を行い、コロナ拡大前後での宿泊施設の変化を明らかにすることを目的とした。調査分析の結果、以下のことが明らかになった。①ホテルのような伝統的宿泊施設タイプの宿泊施設は廃業の割合が低く、一方で開業割合は増大傾向にあった。加えて1施設あたりの平均客室数、客室価格ともに上昇傾向にあり、若干の高価格化と宿泊施設規模の拡大が認められた。②廃業宿泊施設は幅員の狭い道路に立地していたのに対し、開業宿泊施設は9m以上の広幅員の道路に立地する傾向が強まっていることが明らかになった。路地奥に立地していた長屋を含む町家タイプの宿泊施設は減失しつつあることが明らかになった。以上を踏まえると、これまで京都の都心地域において散見された、事業採算性を追求する宿泊機能に特化したペンシルビルタイプや、路地奥に立地しその存在が不可視なものになっていた簡易宿所にとって代わり、「伝統的宿泊施設タイプ」や高価格帯の「町家一棟貸し型」の宿泊施設が伸長していることが明らかになった。

This study summarizes the characteristics of discontinuation and opening of tourist accommodation in Kyoto, a city where overtourism has become more pronounced. The following points were identified regarding the changes in tourist accommodation before and after the COVID-19.

(1) Hotels, which are a traditional lodging facility type, have a low percentage of closures, while the percentage of openings is on the rise. The average number of rooms and room prices are also on the rise, indicating a slight increase in higher prices and expansion of the size of accommodation. (2) The number of tourist accommodation located on narrow roads is decreasing, while the number of high-priced Machiya-type is increasing.

32 豊能町高山地区における棚田景観特性の解明

○太田美咲, 阿久井康平, 下村泰彦

Visual Characteristics of Rice Terrace Landscape on Takayama District in Toyono Town

○Misaki Ota, Kohei Akui, Yasuhiko Shimomura

棚田景観, 視覚的特徴, 圃場整備, 居住者, 来訪者

Rice terrace landscape, Visual characteristics, Land consolidation, Local resident, Visitor

本研究では圃場整備事業が進行している豊能町高山地区を対象に、居住者と来訪者の視点の違いからみた棚田景観の視覚的特徴を示し、棚田景観の保全に資する知見を得ることを目的とした。居住者と来訪者で認識されている景観構成要素は共通性が示された。一方、視点や評価軸に差異が見られることが分かった。棚田景観の保全のためには、居住者が重視する田、来訪者が重視する山並みや農村景観を含めた空間整備が重要となる。本研究の知見の活用によって、主要な視点場から視認可能な景観の保全や、景観計画や各種制度の充実化も有用となる。

This study aimed to obtain knowledge that contributes to preservation of the rice terrace landscape, by showing the visual characteristics of the rice terrace landscape from the standpoint of different perspectives of residents and visitors on Takayama District in Toyono Town, where the land consolidation project is in progress. It was shown that the landscape elements perceived by residents and visitors have commonalities. On the other hand, it was found that there were differences in the viewpoints and evaluation criteria for landscape evaluation. To preserve the rice terraced landscape, it is important to develop a space management including rice fields that residents focused on and the mountain and rural landscapes that visitors focused on mainly. Conservation of landscapes from major viewpoints, and enhancement of landscape planning and various systems will also be useful.

33 棚田を主体とする農空間の保全に関する研究

- 大阪府下の棚田を対象として -

○吉田有沙, 阿久井康平, 下村泰彦

A Study on Conservation of Agricultural Space Composed of Rice Terraces

- For Cases in Osaka Prefecture -

○Arisa Yoshida, Kohei Akui, Yasuhiko Shimomura

棚田, 農空間, 保全, 空間構造, 活動主体

Rice terraces, Agricultural space, Conservation, Space structure, Community development players

本研究は、豊能町の高山・牧地区における棚田を主体とした農空間を有する地区の空間的・物的環境特性を捉えた上で、保全活動団体やその関係、取り組みの特徴について調査・分析を行い、棚田を主体とする農空間の今後の保全手法を探ることを目的とした。高山の棚田では農のふるさと協力隊やNPOふるさとおこし協議会が田以外の畑やぶどう畑として耕作し、牧の棚田では地元協議会が中心となりコープこうべなど外部の団体と連携を取り保全活動を行っていることが分かった。また、高山の棚田では耕作放棄地利活用の活動がコミュニケーション機会として

の役割を果たし、牧の棚田では棚田保全のみならず、活動団体による食育を通じた環境教育や竹林整備など、農空間の保全に資する波及効果などが示された。

In this study, we explored methods of preserving agricultural space, mainly terraced rices, in the terraced rices of Takayama and Maki.

The first, it was to conduct a data survey to compare the farming conditions of different terraced rices. Second, interviews were conducted to compare the characteristics of the activity groups and initiatives of each terraced rices.

The most important things are to create a system for conservation. Conservation organizations need to have a farm management plan that leads to self-sustaining farming, new human resources, a management method that does not rely on the motivation of participants, and an activity plan that keeps them engaged in the activities.

34 関係人口の関わり深化要因に関する研究

- 飛騨市における関係人口創出事業を対象として -

○武田裕之, 関根仁美, 佐藤充基, 加賀有津子

Study on the Factors for Deepening Relationships of Associated Population

- For Hida City Fan Club Members -

○Hiroyuki Takeda, Hitomi Sekine, Mitsuki Sato, Atsuko Kaga

地方創生, 関係人口, 地域愛着, 当事者意識, 行政施策

Rural revitalization, Associated population, Place attachment, Sense of ownership, Administrative measures

人口減少や少子高齢化が深刻化する中、近年地域活性化に資する人材として「関係人口」が注目されている。現在、地域との良好な関係構築に向けた議論がなされているが、関係人口の定義は曖昧であり、まずはその実態を把握することが重要である。そこで本研究では先駆的事例として飛騨市に着目し、関係人口へのアンケート調査を行った。その結果、以下のことを明らかにした。1) 飛騨市の友人知人の存在や現地活動への参加は、地域愛着や当事者意識に影響する。2) 飛騨市の現地活動は関係人口を継続していくことに寄与する。3) 飛騨市ファンクラブ入会には飛騨市民のアプローチが有効であるが、その際に現地活動を魅力的に伝えることが、その後の関係性深化に影響する可能性がある。

Many rural areas of Japan face dwindling and increasingly elderly population, which threaten the sustainability of the society. To address these challenges, the "associated population" has recently been gaining attention from government and municipalities as a key factor in revitalizing local regions. Empirical research is needed to ensure that such relationship is sustainable for both parties. However, because the concept of associated population is vague and broad, it is important to understand its actual status. In this study, to clarify the elements that deepen relationships with the community, we conducted a survey focusing on activities in Hida City. The main findings are as follows: 1) The presence of friends in Hida City and participation in on-site activities are related to community attachment and sense of responsibility. 2) On-site activities will contribute to the continuation of the relationship. 3) The perceived attractiveness of on-site activities from residents when joining the Hida City Fan Club may influence the subsequent deepening of the relationship.

35 大阪船場の街区特性と街並み景観に関する研究

○草間大迪, 岡絵理子

Study on Block Characteristics and Townscape Landscape in Senba, Osaka

○Hiromichi Kusama, Eriko Oka

船場, 街区特性, 街並み, 景観, 変遷

Senba, Block characteristics, Townscape, Landscape, Transition

大阪船場の街区は、豊臣時代の正方形グリッドの街区が特徴である。現在でも古町割に沿った小さな建築物が密集した街区が残る一方で、船場建築後退線や総合設計制度などの敷地統合を伴う建築物更新も行われている。今後も建築物更新により、様々な建築物や街区の混在化と街並み景観の乱れが加速することが考えられる。本研究では、現在船場にある街区特性を6グループに分類し、それらを数字に置き換え、向かい合う街区同士でギャップを求めた。ギャップの大きな街区の組み合わせは船場南側よりも北側に多く、不揃いな街並み景観を形成していたが、周辺環境に合わせた建築物更新により、揃った街並み景観を生み出している組もあった。このように、敷地外の情報にも目を向けた建築物更新が必要となる。

Semba, mainly known as the commercial center of Osaka, is where the square grid block was developed by Toyotomi Hideyoshi and still remains its historical architectural features. Due to the incentive systems such as Semba building rested and comprehensive design system, there is a unique style left today that large and small blocks are coexisting, which might adversely affect the townscape of Semba. Therefore, we will investigate what kind of blocks are still remained in Semba district. In addition, we will further analyze and evaluate its influence of the blocks. Our analysis will be used as a reference for future attractive urban space formation method in Semba.

36 御堂筋本町北地区における景観ルールの変遷と市街地更新の実態に関する研究

○松本智希, 嘉名光市, 高木悠里

A Study on Transition of Cityscape Rules and due to Architectural Renewal along the Midosuji Avenue

○Tomoki Matsumoto, Koichi Kana, Yuri Takagi

景観ルール, 市街地更新, 御堂筋

Cityscape Rules, Architectural renewal, Midosuji Avenue

我が国の大都市既成市街地においては、個別建替による市街地更新が進んでおり、街並みの変容が懸念される。本研究では御堂筋本町北地区における景観ルールの変遷と市街地更新の実態に着目し、都市景観の形成プロセスについて考察を行った。その結果、御堂筋本町北地区では景観ルールによって建物形態がコントロールされ、軒高50mの新たなスカイラインが形成されつつあること、設計者の意図によって沿道建築物の壁面素材が石材やガラスへと画一化していること等の傾向を把握した。最後に、沿道建築物の連続性をいかに創出するかが、今後の景観コントロールにおける課題であることを示した。

In the built-up areas of large cities in Japan, urban renewal by individual rebuilding is progressing, and there is concern about the transformation of townscapes. In this study, we focused on the transition of cityscape rules and the actual situation of urban area renewal along the Midosuji avenue, and considered the formation process of urban landscape. As a result, along the Midosuji avenue, the building forms are controlled by the cityscape rules, and a new skyline with eaves heights of 50m is being formed. We grasped the trend that the wall materials of roadside buildings are standardized to stone and glass due to the intention of the designer. It was shown that how to create continuity of roadside buildings is an issue in future cityscape control.

37 業務地における企業の地域連携コミュニティによる景観ルールの策定と運用

- 道修町通地域景観づくり協定の事例から -

○坂井信行

Formulation and Operation of Landscape Rules by Regional Cooperation Communities of Companies and Residents in Business Areas

- From the Case of the Doshomachi-Dori Area Townscape Create Agreement -

景観ルール, 漸進的なルールの更新, 企業と住民の地域コミュニティ, 地域景観づくり協定, 船場後退
Landscape rules, Incremental rule updates, Regional cooperation communities of companies and
residents, Area townscape create agreement, Set back area of Semba

まちとしての個性はあるものの、個性が反映された特徴的なまちなみが形成されているとはいえない業務地における、景観ルールの運用によるまちなみ景観づくりのあり方について考察を行った、考察にあたり道修町通地域景観づくり協定の取組事例を検証した。道修町通では、船場後退部の「たまりの杜」としてのしつらえの誘導や「まちなみ形成のデザインキーワード」の設定が特徴的であった。事例の検証を踏まえ、こうした業務地での取組においては、地域連携コミュニティによるルールづくり、ルールの運用の蓄積によるまちなみの将来像の明確化、まちなみの将来像の手がかりとなる要素、インクリメンタルなルールの更新が重要であることを指摘した。

In this study, I considered how to create a townscape by applying landscape rules in a business area that has individuality as a town but does not have a distinctive townscape that reflects that personality. I examined examples of initiatives for the Doshomachi-dori Area Landscape Development Agreement. This initiatives are characterized by the guidance of "Tamari no Mori" at the set back area of Semba and design keywords for townscape formation. Based on the verification of the case, I point out of the importance in such business areas, the formulation of rules by regional cooperation communities, the clarification of the future image of the townscape by accumulating the operation of the rules, the elements that provide clues to the future image of the townscape, and the Incremental rule updates.

38 大阪市都心部におけるまちづくりビジネスの展開

○関根仁美, 三本松道昭, 武田裕之, 加賀有津子

A Case Study of Community Development Business in Central Osaka

○Hitomi Sekine, Michiaki Sanbonmatsu, Hiroyuki Takeda, Atsuko Kaga

コミュニティビジネス, ソーシャルビジネス, 都市部, 行政施策

Community business, Social business, Urban areas, Administrative measures

近年、地域の持続可能性を高めることを目的として、地域経営が注目を集めている。そして、その担い手の一つにコミュニティビジネス (CB) がある。しかし、行政などがまちづくりにビジネス手法で取り組む活動を支援していくにあたり、CBの枠組みだけで全ての活動を捉えることが難しい現状がある。そこで本研究では、特定の地域において、地域課題の解決や魅力向上を目指し、ビジネスの手法を用いて取り組む活動をまちづくりビジネスと定義し、事例調査を行った。CBの要件や事例調査から、まちづくりビジネスが満たす要件を必須要件と奨励要件に分けて示し、行政が今後まちづくりビジネス支援を行う上での評価指標となり得る可能性を記した。

In recent years, Community management has been attracting attention with the aim of increasing the sustainability of communities. One such initiative is community business (CB). However, it is difficult for governments and other organizations to support activities that use business methods for community development within the concept of CB. In this study, we defined "community development business" as a business that meets the follows: 1) Limited area of activity. 2) Aiming to solve community problems and improve the attractiveness of the community. 3) Profitable. Based on the results of case studies of community development businesses, the requirements to be fulfilled by community development businesses are divided into essential requirements and incentive requirements, and the possibility that these requirements can be used as evaluation indicators for the government's future support of community development businesses is described.

39 都市政策におけるソーシャルミックス手法の現段階

- EUの都市間ネットワークプログラム URBACT「URBAN REGENERATION MIX」を事例に -

The Present Stage of the Social Mix Approach in Urban Policy

- "Urban Regeneration MIX" of EU's URBACT Inter-City Networking Program as a Case Study -

○Yasuhiro Matsumoto, Daisuke Abe

ソーシャルミックス, 貧困地域, URBACT

Social mix, Deprived area, URBACT

貧困地域や貧困者層の包摂を意図する都市政策概念として、「ソーシャルミックス」が存在する。1990年代にアメリカのHOPEVI政策から始まり、各時代や諸都市で様々な方法で実施されてきた。また、現代においても歴史的街区や衰退地域の再生事業の一要素として、ソーシャルミックスを用いている事例が存在する。今回の研究対象であるURBAN REGENERATION MIXもその一つである。本稿は、過去のソーシャルミックスを企図した都市政策を跡付け、URMを都市政策におけるソーシャルミックスの現段階とし、過去の政策から現代URMにいたるまでの政策の目的、対象、手法の変化について考察する。また、その変化からソーシャルミックス政策の限界点についても併せて考察する。

“Social mix” is an urban policy concept intended for inclusion of deprived neighbourhoods, which occurred in the 1990s with the HOPE VI policy in the U.S. and has been implemented in various ways, eras, and cities. Even today, there are cases where social mix is used as an element of revitalization projects in historic districts and declining areas. URBAN REGENERATION MIX, the subject of this study, is one such example. This paper traces urban policies that planned social mix in the past, considers URM as the current stage of social mix in urban policies, and discusses the changes in policy objectives, targets, and methods from the past policies to the contemporary URM. this papaer will also suggest the limitations of social mix policies based on these changes.

以上

2023年度 関西支部研究発表委員会

委員長	山口	行一	(大阪工業大学)
副委員長	徳勢	貴彦	(株)スペースビジョン研究所
委員	阿久井	康平	(大阪公立大学)
委員	有田	義隆	(パンフィックコンサルタンツ(株))
委員	川口	将武	(大阪産業大学)
委員	蔵所	泰剛	(大阪市)
委員	清水	裕子	(畿央大学)
委員	杉中	瑞季	(京都大学)
委員	中野	光治	(株)地域未来研究所
委員	山本	崇裕	(パンフィックコンサルタンツ(株))

2023年度 日本都市計画学会関西支部研究発表会講演概要集

発行 2023年7月29日
編集者 日本都市計画学会関西支部研究発表委員会
発行者 公益社団法人 日本都市計画学会関西支部
〒600-8007
京都市下京区立売西町82 京都恒和ビル
(株)地域計画建築研究所 内
TEL 075-708-6191 FAX 075-256-1764
E-mail: office@cpij-kansai.jp
